

土木工事標準積算基準書

(電気・機械編)

平成 29 年 7 月 1 日

神奈川県県土整備局

土木工事標準積算基準書 (電気通信編)

総 目 次

第Ⅶ編 積 算

第1章 総 則

- ① 適用範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ VII-1-1
- ② 請負工事の工事費構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ VII-1-2
- ③ 請負工事費の費目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ VII-1-3

第2章 工事費の積算

- ① 機器・材料等の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ VII-2-1
- ② 機器単体費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ VII-2-6
- ③ 鋼構造製作物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ VII-2-7
- ④ 直接工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ VII-2-8
- ⑤ 間接工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ VII-2-10

第3章 一般管理費等及び消費税相当額・・・・・・・・・・ VII-3-1

第4章 その他

- ① 市場単価方式による価格の算定・・・・・・・・・・ VII-4-1
- ② 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い・・ VII-4-2

第Ⅷ編 歩 掛

第1章 一般事項

第1節 一般事項

- ① 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ VIII-1-1

第2章 共通設備

第1節 共通設備工

- ① 配管・配線工・・・・・・・・・・・・・・・・・・ VIII-2-1
- ② 配線器具設置工・・・・・・・・・・・・・・・・・・ VIII-2-29

③ 通信配線工	VIII-2-33
④ 光ケーブル敷設工	VIII-2-47
⑤ ハンドホール設置工	VIII-2-61
⑥ プルボックス設置工	VIII-2-62
⑦ 分電盤設置工	VIII-2-65
⑧ 引込柱設置工	VIII-2-67
⑨ 支柱設置工	VIII-2-70
⑩ 通信線柱設置工	VIII-2-71
⑪ 避雷設備工	VIII-2-73
⑫ 接地設置工	VIII-2-75

第2節 工場製品輸送工

① 輸送工	VIII-2-77

第3章 電気設備

第1節 受変電設備工

① 特別高圧受変電設備設置工	VIII-3-1
② 高圧受変電設備設置工	VIII-3-11
③ 低圧受変電設備設置工	VIII-3-17
④ 受変電用監視制御設備設置工	VIII-3-19
⑤ 受変電設備基礎工	VIII-3-21

第2節 電源設備工

① 発電設備設置工	VIII-3-22
② 無停電電源設備設置工	VIII-3-27
③ 直流電源設備設置工	VIII-3-31
④ 管理用水力発電設備設置工	VIII-3-34
⑤ 新エネルギー電源設備設置工	VIII-3-35

第3節 揚排水機場電気設備工

① 高圧受変電設備設置工	VIII-3-36
② 低圧受変電設備設置工	VIII-3-37
③ 発電設備設置工	VIII-3-38
④ 無停電電源設備設置工	VIII-3-39
⑤ 直流電源設備設置工	VIII-3-40
⑥ 操作制御装置設置工	VIII-3-41
⑦ 水閘門電気設備設置工	VIII-3-42

第4節 地下駐車場電気設備工

① 高圧受変電設備設置工	VIII-3-43
② 低圧受変電設備設置工	VIII-3-44
③ 発電設備設置工	VIII-3-45
④ 無停電電源設備設置工	VIII-3-46
⑤ 直流電源設備設置工	VIII-3-47
⑥ 電灯設備設置工	VIII-3-48

⑦ 動力設備設置工	VIII-3-55
⑧ 電話設備設置工	VIII-3-56
⑨ 放送設備設置工	VIII-3-57
⑩ ラジオ再放送設備設置工	VIII-3-58
⑪ 無線通信補助設備設置工	VIII-3-59
⑫ インターホン設備設置工	VIII-3-60
⑬ テレビ共聴設備設置工	VIII-3-61
⑭ 身体障害者警報設備設置工	VIII-3-62
⑮ 自動火災報知設備設置工	VIII-3-63
⑯ CCTV 装置設置工	VIII-3-64
⑰ 中央監視設備設置工	VIII-3-65
⑱ 駐車場管制設備設置工	VIII-3-66
⑲ 遠方監視設備設置工	VIII-3-67
第5節 配電線設備工	
① 配電線設備設置工	VIII-3-68
第6節 道路照明設備工	
① 道路照明設備設置工	VIII-3-70
② サービスエリア照明設備設置工	VIII-3-75
③ 歩道(橋)照明設備設置工	VIII-3-76
④ 照明灯基礎設置工	VIII-3-77
⑤ 視線誘導灯設置工	VIII-3-79
⑥ 視線誘導灯基礎設置工	VIII-3-80
第7節 トンネル照明設備工	
① トンネル照明設備設置工	VIII-3-81
② アンダーパス照明設備設置工	VIII-3-85
③ 地下道照明設備設置工	VIII-3-86
④ 照明灯基礎設置工	VIII-3-87
⑤ 雑工(電気)	VIII-3-88
第8節 施設照明設備工	
① ダム照明設備設置工	VIII-3-89
② 河川照明設備設置工	VIII-3-90
③ 公園照明設備設置工	VIII-3-91
第9節 共同溝付帯設備工	
① 共同溝引込設備設置工	VIII-3-95
② 共同溝照明設備設置工	VIII-3-98
③ 共同溝排水設備設置工	VIII-3-100
④ 共同溝換気設備設置工	VIII-3-105
⑤ 共同溝監視制御設備設置工	VIII-3-109
⑥ 共同溝標識設備設置工	VIII-3-111
第10節 電気応用設備工	
① 水処理設備設置工	VIII-3-112

第11節 道路融雪設備工

- ① 高圧受変電設備設置工 Ⅷ-3-113
- ② 受変電設備基礎工 Ⅷ-3-114
- ③ 道路ヒーティング設備設置工 Ⅷ-3-115
- ④ 道路消融雪ポンプ設備設置工 Ⅷ-3-119
- ⑤ 道路消融雪ポンプ設備基礎工 Ⅷ-3-121

第12節 道路照明維持補修工

- ① 道路照明維持工 Ⅷ-3-122
- ② 道路照明修繕工 Ⅷ-3-127

第4章 通信設備

第1節 多重無線設備工

- ① 多重無線装置設置工 Ⅷ-4-1
- ② 空中線装置設置工 Ⅷ-4-7
- ③ デジタル端局装置設置工 Ⅷ-4-11
- ④ 画像伝送路切替制御装置設置工 Ⅷ-4-18
- ⑤ 画像伝送路切替装置設置工 Ⅷ-4-19
- ⑥ 監視制御装置設置工 Ⅷ-4-22

第2節 テレメータ設備工

- ① テレメータ監視局装置設置工 Ⅷ-4-25
- ② テレメータ中継局装置設置工 Ⅷ-4-32
- ③ テレメータ観測局装置設置工 Ⅷ-4-34

第3節 放流警報設備工

- ① 放流警報制御監視局装置設置工 Ⅷ-4-38
- ② 放流警報中継局装置設置工 Ⅷ-4-40
- ③ 放流警報警報局装置設置工 Ⅷ-4-41

第4節 移動体通信設備工

- ① 移動体通信装置設置工 Ⅷ-4-43

第5節 衛星通信設備工

- ① 固定型衛星通信用地球局設備設置工 Ⅷ-4-54
- ② 移動型衛星通信用地球局設備設置工 Ⅷ-4-60
- ③ 衛星小型(制御地球局)画像伝送装置設置工 Ⅷ-4-62
- ④ 衛星小型(固定局)画像伝送装置設置工 Ⅷ-4-63
- ⑤ 衛星小型(可搬局)画像伝送装置設置工 Ⅷ-4-64
- ⑥ 衛星地球局基礎工 Ⅷ-4-65

第6節 ヘリ画像受信設備工

- ① ヘリ画像受信基地局装置設置工 Ⅷ-4-66
- ② ヘリ画像受信携帯局装置設置工 Ⅷ-4-67

第7節 電話交換設備工

- ① 自動電話交換装置設置工 Ⅷ-4-68

第8節 有線通信設備工

- ① デジタル端局装置 (SDH) 設置工 VIII-4-76
- ② 管理施設用小容量光伝送装置設置工 VIII-4-83
- ③ 光ファイバ線路監視装置設置工 VIII-4-84

第9節 道路情報表示設備工

- ① 道路情報表示制御装置設置工 VIII-4-85
- ② 道路情報表示装置設置工 VIII-4-89

第10節 河川情報表示設備工

- ① 河川情報表示制御装置設置工 VIII-4-95

第11節 放流警報表示設備工

- ① 放流警報表示制御装置設置工 VIII-4-96

第12節 トンネル防災設備工

- ① トンネル監視制御装置設置工 VIII-4-97
- ② 付属設備操作制御装置設置工 VIII-4-98

第13節 非常警報設備工

- ① 非常警報装置設置工 VIII-4-100

第14節 ラジオ再放送設備工

- ① ラジオ再放送装置設置工 VIII-4-105
- ② 緊急放送装置設置工 VIII-4-111

第15節 トンネル無線補助設備工

- ① トンネル無線補助設備設置工 VIII-4-112

第16節 路側通信設備工

- ① 路側通信制御装置設置工 VIII-4-115

第17節 道路防災設備工

- ① 交通遮断装置設置工 VIII-4-116
- ② 交通流車両観測装置設置工 VIII-4-121
- ③ 路車間通信装置設置工 VIII-4-124
- ④ 交通遮断装置基礎工 VIII-4-125

第18節 施設計測・監視制御設備工

- ① 路面凍結検知装置設置工 VIII-4-126
- ② 積雪深計測装置設置工 VIII-4-129
- ③ 気象観測装置設置工 VIII-4-130
- ④ 地震データ集配信制御設備設置工 VIII-4-131
- ⑤ 地震データ通信制御設備設置工 VIII-4-132
- ⑥ 強震計測装置設置工 VIII-4-133
- ⑦ 土石流監視制御装置設置工 VIII-4-134
- ⑧ 路面冠水検知装置設置工 VIII-4-135

第19節 通信鉄塔・反射板設備工

- ① 通信用鉄塔設置工 VIII-4-136
- ② 反射板設置工 VIII-4-138
- ③ 鉄塔基礎工 VIII-4-142

④ 反射板基礎工	VIII-4-143
第5章 電子応用設備	
第1節 共通設備工	
① 各種情報設備設置工	VIII-5-1
② I Pネットワーク設備設置工	VIII-5-6
第2節 ダム・堰諸量設備工	
① ダム・堰諸量装置設置工	VIII-5-8
② ダム・堰放流設備制御装置設置工	VIII-5-9
第3節 レーダ雨(雪)量計設備工	
① レーダ中央処理局装置設置工	VIII-5-14
② レーダ処理局装置設置工	VIII-5-15
③ レーダ基地局装置設置工	VIII-5-17
④ レーダ雨(雪)量計端末装置設置工	VIII-5-20
第4節 河川情報設備工	
① 河川情報中枢局装置設置工	VIII-5-23
② 河川情報集中局装置設置工	VIII-5-25
③ 河川情報端末局装置設置工	VIII-5-26
第5節 道路交通情報設備工	
① 道路情報中枢局装置設置工	VIII-5-27
② 道路情報集中局装置設置工	VIII-5-32
③ 道路情報端末局装置設置工	VIII-5-33
第6節 CCTV 設備工	
① CCTV 監視制御装置設置工	VIII-5-34
② CCTV 装置設置工	VIII-5-38
第7節 水質自動監視設備工	
① 水質自動監視装置設置工	VIII-5-41
② 水質自動観測装置設置工	VIII-5-43
第8節 電話応答通報設備工	
① 電話応答(通報)装置設置工	VIII-5-46
第9節 システム・インテグレーション	
① システム・インテグレーション	VIII-5-48
第6章 その他	
第1節 施工コード	
① 電気通信機器施工コード	VIII-6-1
第2節 機材コード	
① 電気通信機材コード	VIII-6-3
第3節 材料補正コード	
① 長さ割増し補正コード	VIII-6-5
第4節 材料コード一覧	

①	電線・ケーブル	VIII-6-6
②	制御ケーブル類	VIII-6-18
③	通信ケーブル類	VIII-6-21
④	情報ケーブル類	VIII-6-26
⑤	接続材・端末処理材	VIII-6-35
⑥	配管材等	VIII-6-38
⑦	分電盤等	VIII-6-45
⑧	照明器具等	VIII-6-47
⑨	電話付属用品等	VIII-6-63
⑩	建柱材等	VIII-6-64
⑪	装柱金具その他等	VIII-6-68
⑫	避雷針及び設置資材	VIII-6-72

第Ⅶ編 積 算

第1章	総 則	Ⅶ-1-1
第2章	工事費の積算	Ⅶ-2-1
第3章	一般管理費等及び消費税相当額	Ⅶ-3-1
第4章	そ の 他	Ⅶ-4-1

第1章 総 則

① 適用範囲等…………… VII-1-1	③ 請負工事費の費目…………… VII-1-3
1 適用範囲…………… VII-1-1	1 一般工事の請負工事費…………… VII-1-3
2 設計書の作成…………… VII-1-1	2 鉄塔・反射板工事の請負工事費… VII-1-5
3 用語の定義…………… VII-1-1	
② 請負工事の工事費構成…………… VII-1-2	
1 工事費の基本構成…………… VII-1-2	

第1章 総 則

① 適用範囲等

1 適用範囲

この基準書は、神奈川県県土整備局の土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

2 設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

3 用語の定義

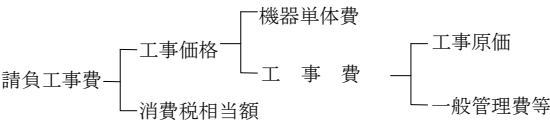
- (1) 「技術者」とは、電気通信技術者をいう。
- (2) 「技術員」とは、電気通信技術員をいう。
- (3) 「技術者等」とは、電気通信技術者及び電気通信技術員をいう。

② 請負工事の工事費構成

1 工事費の基本構成

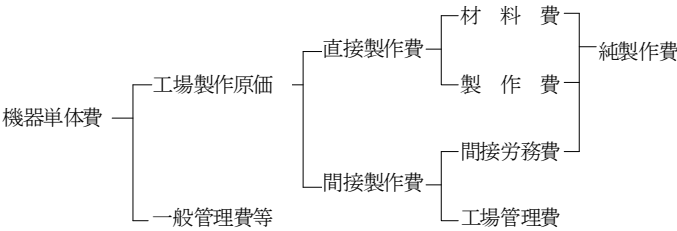
1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般工事

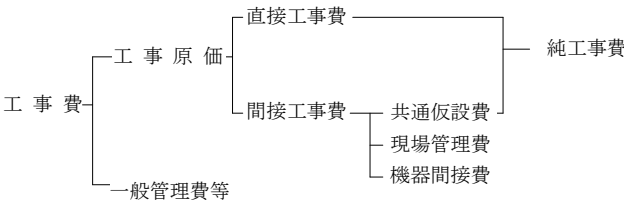


(注) 製造請負の場合は、「請負工事費」を「設備費」、「工事価格」を「据付価格」、「工事」を「据付」と読み替えるものとする。

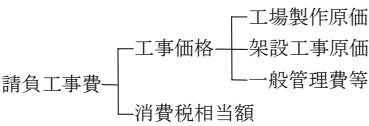
(イ) 機器単体費の内訳



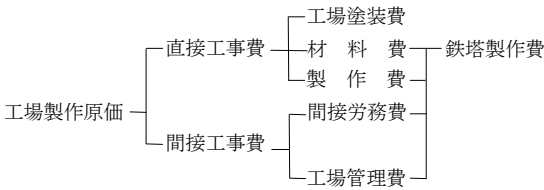
(ロ) 工事費の内訳



(2) 鉄塔・反射板工事

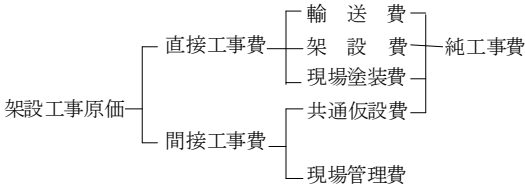


(イ) 工場製作原価の内訳



(注) 工場管理費の対象額は直接工事費と間接労務費の和であり、詳細は「土木工事標準積算基準書第Ⅳ編第7章①鋼橋製作工」によるものとする。

(ロ) 架設工事原価の内訳



③ 請負工事費の費目

1 一般工事の請負工事費

一般工事の請負工事費は、次の各号に掲げるものとする。

1-1 工事価格

工事価格は、機器単体費と工事費の合計である。

1-1-1 機器単体費

機器単体費は、電気通信設備の構成要素である機器の単体価格の合計である。

(1) 工場製作原価

工場製作原価は、直接製作費、間接製作費の合計である。

1) 直接製作費

(イ) 材料費

製作にあたって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。

(ロ) 製作費

工場製作にかかる直接費である。

2) 間接製作費

(イ) 間接労務費

工場製作にかかる間接費で、間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、製作外注費、横持運搬費である。

(ロ) 工場管理費

工場管理費は工場製作にかかる間接費で、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費、交際費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、動産賃貸料、電算関係費、雑費である。

(2) 一般管理費等

機器単体費の一般管理費等は、工場製作を行う企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなる。

$$\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工場製作原価}}$$

1-1-2 工事費

(1) 工事原価

工事原価は、直接工事費と間接工事費の合計である。

(イ) 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種別により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分毎に材料費、労務費、直接経費、機器及び鉄塔・反射板の輸送費の4要素について積算するものとする。

(ロ) 間接工事費

① 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費、現場管理費及び機器間接費に分類するものとする。

② 共通仮設費は、次に掲げるものについて積算するものとする。

- a. 運搬費
- b. 準備費
- c. 事業損失防止施設費
- d. 安全費
- e. 役務費
- f. 技術管理費

g. 営繕費

③ 現場管理費

現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費、機器間接費以外の経費とし、現場管理費を構成する各費目について積算するか、又は次の現場管理費率を用いて積算するものとする。

$$\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$$

ただし、純工事費＝直接工事費＋共通仮設費

④ 機器間接費

機器間接費は、技術者間接費と機器管理費の合計である。

a. 技術者間接費

技術者間接費は、工事施工にあたって、機器の製作工場等から派遣される技術者等に対する製作工場等にかかる間接費であり、次の技術者間接費率を用いて積算するものとする。

$$\text{技術者間接費率} = \frac{\text{技術者間接費}}{\text{派遣労力費}}$$

ただし、派遣労力費とは、技術労力費のうち当該機器の製作工場等から派遣される労力費をいう。

b. 機器管理費

機器管理費は、工事施工にあたって機器の調達、機器の施工現場での適切な管理等に要する経費であり、次の機器管理費率を用いて積算するものとする。

$$\text{機器管理費率} = \frac{\text{機器管理費}}{\text{機器単体費}}$$

(2) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとする。

$$\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$$

1-2 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

2 鉄塔・反射板工事の請負工事費

鉄塔・反射板工事の請負工事費は、次の各号に掲げるものとする。

2-1 工事価格

工事価格は、工場製作原価、架設工事原価、一般管理費等の合計である。

2-1-1 工場製作原価

工場製作原価は、設備の構成要素である鉄塔・反射板の工場製作費である。

2-1-1-1 直接工事費

(1) 工場塗装費

工場において行う製品の塗装に要する費用である。

(2) 材料費

「土木工事標準積算基準書第IV編第7章①鋼橋製作工」によるものとする。

(3) 製作費

「土木工事標準積算基準書第IV編第7章①鋼橋製作工」によるものとする。

2-1-1-2 間接工事費

(1) 間接労務費

「土木工事標準積算基準書第IV編第7章①鋼橋製作工」によるものとする。

(2) 工場管理費

「土木工事標準積算基準書第IV編第7章①鋼橋製作工」によるものとする。

2-1-2 架設工事原価

架設工事原価は、直接工事費と間接工事費の合計である。

2-1-2-1 直接工事費

直接工事費は、輸送費、架設費、現場塗装費の合計である。

(1) 輸送費

工場製作品を施工現場まで運搬する輸送費である。

(2) 架設費

「土木工事標準積算基準書第IV編第7章①鋼橋製作工」によるものとする。

(3) 現場塗装費

据付時に行う設備の塗装に要する費用である。

2-1-2-2 間接工事費

間接工事費は、共通仮設費と現場管理費の合計である。

(1) 共通仮設費

一般工事の共通仮設費によるものとする。

(2) 現場管理費

一般工事の現場管理費によるものとする。

2-1-3 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとする。

(工場製作から現場架設まで一括請負とする場合)

$$\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工場製作原価} + \text{架設工事原価}}$$

2-2 消費税相当額

一般工事の消費税相当額によるものとする。

第2章 工事費の積算

① 機器・材料等の区分……………	VII-2-1	⑤ 間接工事費……………	VII-2-10
② 機器単体費……………	VII-2-6	1 総 則……………	VII-2-10
③ 鋼構造製作物……………	VII-2-7	2 共通仮設費……………	VII-2-10
④ 直接工事費……………	VII-2-8	3 現場管理費……………	VII-2-10
1 総 則……………	VII-2-8	4 機器間接費……………	VII-2-10
2 材 料 費……………	VII-2-8	5 間接工事費の算定方法……………	VII-2-15
3 労 務 費……………	VII-2-8		
4 直接経費……………	VII-2-8		
5 輸 送 費……………	VII-2-9		

第2章 工事費の積算

① 機器・材料等の区分

電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的区分は別表第1によるものとする。

「機器」とは、「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの」をいう。

「材料」とは、「素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするもの」をいう。

「鋼構造製作物」とは、「施工現場条件に応じ個別に工場製作がなされ、製作工場で仮組立等により品質検査・構成等の確認がなされる鋼構造製作物で、現場において組立・架設等を必要とするもの」をいう。

別表 第1

機器・材料等の区分

設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備考
多重無線通信装置	① 多重無線装置 ② 空中線及びレドーム ③ 伝送装置、端局装置及び同ユニット ④ 遠方監視制御装置、回線監視装置 ⑤ 上記①～④に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 導波管 ④ 避雷針、避雷器、接地材 ⑤ ケーブルラック	① 通信鉄塔 ② 反射板構造物 ③ 空中線取付架台 ④ ケーブルラック等鉄塔付帯設備（鉄塔と一体のもの） ⑤ 反射板面	
テレメータ設備	① 監視局の無線装置、空中線、分配器、操作卓、プリンター、表示盤 ② 観測局、中継局等の無線装置、空中線、雨量計又は水位計、直流電源装置、太陽電池電源装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト ⑤ 空中線取付金具		

機器・材料等の区分

設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備 考
放 流 警 報 設 備	① 制御監視局の無線装置、空中線、分配器、操作卓、タイプライタ、表示盤 ② 警報局の無線装置、空中線、サイレン及びサイレン制御盤、拡声器及び音声増幅装置、放流警報表示機及び同制御盤等 ③ 中継局はテレメータ設備に準じる ④ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト	① 表示機支柱構造物	
移 動 体 通 信 設 備	① 総括局、統制局の主制御装置、データ回線終端装置、表示制御装置、監視制御端末、時計装置及び監視表示盤 ② 基地局の基地局装置、空中線共用装置及び空中線 ③ 移動局の携帯型及び車載型移動局装置 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ 空中線取付金具		
衛 星 通 信 地 球 局 設 備	① 固定型衛星地球局のアンテナ装置、送受信装置、個別通信端局装置、画像端局装置及び回線制御装置 ② 可搬型衛星通信地球局のアンテナ装置、送受信装置、端局装置、小型交換装置、画像端局装置、画像設備及び車輛・付帯設備 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 導波管 ④ 避雷針、避雷器、接地材		
電話交換設備	① 自動電話交換装置の本体、操作卓、電話機 ② 電話交換設備に付帯するネットワーク装置、変換装置、接続装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷器、保安器 ④ 壁掛形中継端子盤		

機器・材料等の区分

設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備考
受 変 電 設 備	① 受電盤、き電盤、変圧器盤、配電盤、蓄電池盤、動力盤及び電灯盤（低圧盤）等設備を構成する盤類 ② 避雷器、変圧器、遮断機、蓄電池等単体で設備を構成するもの ③ 直流電源盤及び定電圧定周波盤、監視・制御設備 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管路材及び付属品 ③ ケーブルラック ④ ハンドホール ⑤ 接地材 ⑥ コンクリート柱及び装柱材 ⑦ トラフ ⑧ ダクト及び付属品	① 屋外機構（ストラクチャー）	
発 電 機	① 発電機又は原動機 ② 発電機盤、切替盤、その他受変電設備に準ずる盤類 ③ 直流電源盤、吸排気・冷却・燃料移送等の補機類 ④ 監視・制御盤設備 ⑤ 上記①～④に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック ④ ハンドホール ⑤ 接地材 ⑥ コンクリート柱及び装柱材 ⑦ トラフ		
共 同 溝 電 気 設 備	換気ファン、排水ポンプ、ガス検知器、監視・制御盤・照明盤及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック		
ト ン ネ ル 非 常 警 報	トンネル非常警報表示機及び制御機、押しボタン式通報装置、火災検知器、監視・制御盤類、消火器、電話機及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック	① 表示機支柱構造物	
トンネル換気 制 御 設 備	煙霧透過率計（VI 計）、一酸化炭素検出計（CO 計）、風向・風速計のセンサー類、監視・制御盤及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック		

機器・材料等の区分

設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備 考
道路情報設備	① 道路情報表示板、主制御機、機側操作盤 ② 交通量観測装置の超音波感知器等のセンサー類及び制御盤類 ③ 交通止装置の遮断機、機側操作制御盤、監視・制御盤等 ④ 道路気象観測装置の各種センサー類(気温、路温、反射比率計、積雪計、雨量計、風向・風速計等)、監視・制御盤類 ⑤ 上記①～④に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品	① 表示機支柱構造物 ② 各種センサー支持構造物	
C C T V 設 備	カメラ、固定・電動ズームレンズ、カメラケース、雲台、旋回装置、制御装置、モニターテレビ、操作卓、ネットワーク装置及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品	① カメラ支持構造物	
レ ー ダ 雨(雪)量計 設 備	① レーダ基地局の空中線、導波管加圧装置、送受信装置、レーダ動作監視装置、指示装置、通信制御装置 ② データ処理局等の通信制御装置、データ処理装置、ネットワーク装置 ③ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品	① 空中線取付架台	
河 川 情 報 処 理 装 置	処理装置、入出力インターフェイス装置、入出力中継装置、データ表示盤(グラフィックパネルを含む)、ネットワーク装置及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品		
ダム・堰制御 処 理 設 備	処理装置、入出力インターフェイス装置、入出力中継装置、データ表示盤(グラフィックパネルを含む)、ネットワーク装置及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品		

機器・材料等の区分

設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物	備考
そ の 他	① 模写電送装置 ② 測定器 ③ 空気調和装置 ④ 配電盤、制御盤（発注者仕様に基づき個別製作するもの） ⑤ 発注者仕様に基づき個別製作する照明器具 ⑥ 光成端箱（発注者仕様に基づき個別製作するもの） ⑦ 個別製作ソフトウェア ⑧ パッケージソフトウェア ⑨ ネットワークスイッチ（ラインインターフェースを含む） ⑩ 光伝送装置 ⑪ ⑨、⑩に類する装置	① 一般照明柱（物価資料等掲載の規格品等） ② 照明器具（灯具、ランプ、安定器、自動点滅器含む） ③ 分電盤 ④ 光ケーブル ⑤ 光成端箱（汎用品） ⑥ 光接続材（クロージャ） ⑦ 光コード	① 発注者仕様に基づき個別製作する照明柱	

- (注) 1. 本資料において、設備名及び機器名等は、代表的なものを掲げたものであり他の設備欄で掲げたものは、全て同様に扱うものとする。
2. 本資料に記載のないものは、類似品から判断するものとする。

② 機器単体費

機器単体費の算定は以下によるものとする。

- (1) 機器単体費は、工事施工にあたっての機器の調達価格（原則として入札時における市場価格）とし、消費税相当額を含まない価格とする。
- (2) 機器の価格算定は「第1章②1-1 (1) (イ) 機器単体費の内訳」に基づき積上げ計算するものとするが、これにより難しい場合は見積り、物価資料、実績等に基づき適切な価格を算定するものとする。
- (3) 見積りにより価格算定する場合は、機器の性能、構成、規格、品質、数量、納入時期、納入場所等の条件を提示し、見積依頼を行うものとする。徴収した見積価格は取引実績等を勘案して適切な価格を算定するものとする。
- (4) 機器の出荷場所から施工現場までの輸送費は別途計上するものとする。
- (5) 支給品の価格決定については、官側において調達した機器を支給する場合、現場発生機器を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。

③ 鋼構造製作物

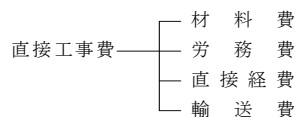
鋼構造製作物にかかる工事費の算定は、以下によるものとする。

- 1 鋼構造製作物の算定は「第1章②1-1(2) 鉄塔・反射板工事」によるものとする。
- 2 工場製作原価は、製作工場の出荷価格とし、工場から施工現場までの輸送費は別途計上するものとする。ただし、これにより難い場合は、市場を的確に把握して積み上げるものとする。
- 3 一般管理費等は、工場製作にかかる本支店等の経費及び付加利益である。ただし、工場製作と現場架設を同一業者に発注する場合の一般管理費等は現場架設費の工事原価を含めて調整するものとする。
- 4 工場製作原価の算定は「第1章②1-1(2)(イ) 工場製作原価の内訳」に基づき積み上げ計算するものとするが、これにより難い場合は、鉄塔種別及び重量等から適切な鉄塔製作の市場価格を算定するものとする。

④ 直接工事費

1 総 則

この算定基準は、直接工事費の内、材料費、労務費、直接経費、輸送費の算定に係る必要な事項を定めたものである。直接工事費の構成は、下記のとおりとする。



ただし、「第4章①市場単価方式による価格の算定」に示すものには適用しない。

2 材 料 費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数 量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価 格

価格は、原則として、入札時における市場価格とするものとし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。

3 労 務 費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)、(2)及び(3)によるものとする。

(1) 所要人員

所要人員は、原則として、施工現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

(2) 労務賃金

労務賃金は、工事作業に直接従事した技術労働者及び技能労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労力費の基本給をいう。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

基本給は、次によるものとする。

(イ) 技術労力費

電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、「賃金実態調査単価」とする。

(ロ) 技能労力費

「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

4 直接経費

以下に示す他は「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第2章①3直接経費」によるものとする。

(1) 旅費・交通費

施工現場への派遣に要する技術労働者の旅費・交通費は、必要に応じ計上することができる。

5 輸 送 費

輸送費は、機器及び鋼構造製作物を製作工場等の所在地から施工現場まで輸送するために必要な費用で、その積算は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 機器の輸送費

市場価格によるものとする。

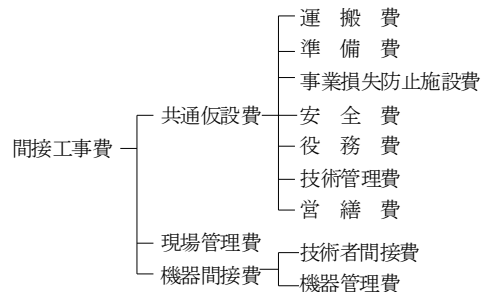
(2) 鋼構造製作物の輸送費

「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第2章②2-2 運搬費」によるものとする。

⑤ 間接工事費

1 総 則

この算定基準は、間接工事費の内、共通仮設費、現場管理費、機器間接費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



2 共通仮設費

「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第2章②2 共通仮設費」によるものとする。

3 現場管理費

「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第2章②3 現場管理費」によるものとする。

4 機器間接費

機器間接費は、技術者間接費と機器管理費により構成され、それぞれ以下によるものとする。

1. 技術者間接費

- (1) 技術者間接費は、機器の調整及びシステム・インテグレーションのために製作工場等から派遣される技術者等に対する、製作工場等に係る経費で次の項目及び内容である。

1) 従業員給与手当

当該製作工場等の間接部門の従業員（以下、「間接部門従業員」という。）の給料、諸手当及び賞与

2) 退職金

間接部門従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰込額

3) 法定福利費

間接部門従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

4) 福利厚生費

間接部門従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

5) 補助材料及び工場消耗品費

6) 事務用品費

7) 通信交通費

8) 雑費

1) から 7) までの属さない諸費用

(2) 技術者間接費の算定

- 1) 技術者間接費の算定は、別表第2の設備等分類に従って、技術労力費ごとに求めた技術者間接費率を技術労力費に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 2種以上の設備からなる工事については、その主たる設備の技術者間接費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく設備を選定する。ただし、システム・インテグレーションに関わる技術者間接費は独立して算定する。

(3) 積算方法

技術者間接費 (Q)

$$Q = (A \times m1 + B \times m2) \times K$$

A : 技術者賃金単価

B : 技術員賃金単価

m1 : 調整に要する技術者数

m2 : 調整に要する技術員数

K : 技術者間接費率

- (注) 1. 模写電送装置、移動通信設備(単信方式)等は技術者間接費の対象としない。
2. 「据付、給電線布設、光ファイバーケーブルの接続・試験」及び「調整作業量が軽微かつ高度な技術力を要しない据付作業に含まれる調整」は技術者間接費の対象としない。
3. システム・インテグレーションに係る技術者間接費にあつては、上記m1、m2の「調整」を「システム・インテグレーション」と読み替えるものとする。

2. 機器管理費

- (1) 機器管理費は、工事施工にあたって機器の調達、機器の施工現場での適切な管理等に要する経費で、次の項目及び内容である。

- 1) 機器の施工現場における管理に係る費用
機器の施工現場内での保管に必要な安全施設、安全管理及び運搬等に要する費用
- 2) 技術管理に要する費用
機器の品質管理のための施工現場における試験・検査及び試運転等に要する費用
- 3) 保険料
機器の施工現場内における火災保険、損害保険等の保険料
- 4) 機器の調達に要する費用
機器の調達、製作の調整等に要する費用
- 5) 訓練等に要する費用
機器の操作運用に関して発注者等への教育訓練に要する費用
- 6) 機器製作期間中の現場経費
機器製作期間がある場合に期間中の施工現場の安全管理等に要する費用
- 7) 事務用品費
- 8) 通信交通費
- 9) 雑費
1)から8)までに属さない諸費用

(2) 機器管理費の算定

- 1) 機器管理費の算定は、別表第3の対象機器単体費に従って、適用区分ごとに求めた機器管理費率を機器単体費に乗じて得た額の範囲内とする。

(3) 積算方法

$$\text{機器管理費} = \text{対象額(機器単体費の合計)} \times \text{機器管理費率}$$

(イ) 機器管理費の対象となる機器単体費は「①機器・材料区分」の機器に該当す

るものの合計額をいう。

(ロ) 機器管理費率は別表第3とする。

(ハ) 機器の製作のみを行う場合、機器を支給する場合等には、機器管理費率は別表第4に定める補正係数を別表第3で算定した機器管理費率に乗じて得た率とする。

別表 第2

技術者間接費率

設 備 等 分 類		技術者間接費率 (%) (K)	備 考
種 別	細 別		
受 変 電 設 備	特高	170	
	高圧	120	
発 電 設 備	水力	150	
	高圧	80	
	低圧	80	
無 停 電 電 源 装 置		50	
直 流 電 源 装 置		50	
ト ン ネ ル 非 常 警 報 設 備		50	
道 路 情 報 表 示 装 置		80	
移 動 通 信 設 備		80	
多 重 無 線 通 信 設 備		110	
衛 星 通 信 地 球 局 設 備		150	
テ レ メ ー タ ・ 放 流 警 報 設 備		90	
電 話 交 換 設 備		110	
C C T V 設 備		80	
レ ー ダ 雨 (雪) 量 計 設 備		170	
情 報 処 理 設 備		170	
システム・インテグレーション		170	

別表 第3

機器管理費率

項目	対象機器単体費 適用区分	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
		下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
機器管理費率 [%]		18.22	42380.2	-0.4711	5.21

(2) 算定式

[機器管理費率算定式]

$$L = A \cdot E^b$$

ただし L : 機器管理費率 [%]

E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位 : 円]

A、b : 変数値

(注) Lの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表 第4

機器管理費率の補正

種 別	補正係数
機器製作及び据付調整を行う場合	1.0
機器製作のみを行う場合	0.5
機器を支給する場合	0.5
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数 (h)

(注) 別表第3で求めた機器管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 算定式

[補正係数算定式]

$$h = \frac{E_a + (E_b + E_c) \times 0.5}{E}$$

ただし h : 補正係数

E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位 : 円]

E_a : Eのうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計 [単位 : 円]

E_b : Eのうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計 [単位 : 円]

E_c : Eのうち支給する機器の機器単体費相当額計 [単位 : 円]

(注) hの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

5 間接工事費の算定方法

間接工事費等の項目別対象表

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額 項 目	直接工事費	直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費	純工事費＋現場管理費 ＋機器間接費＝工事原価
機 器 単 体 費	×	×	×
機器単体費（支給品等）	×	×	×
鋼 構 造 製 作 物 工 場 製 作 原 価	×	×	○
技 術 者 間 接 費	×	×	○
機 器 管 理 費	×	×	○
材 料 費（光 ケーブル）	×	○	○
○対象とする ×対象としない			

- (注) 1. 「機器単体費」とは、「第2章①機器・材料等の区分」の機器に該当するものをいう。
2. 「鋼構造製作物工場製作原価」とは、「第2章①機器・材料等の区分」の鋼構造製作物に該当するものをいう。
3. 「技術者間接費」とは、「第1章③1-1-2(1)(ロ)④a. 技術者間接費」によるものをいう。
4. 「機器管理費」とは、「第1章③1-1-2(1)(ロ)④b. 機器管理費」によるものをいう。

第3章 一般管理費等及び 消費税相当額

第3章 一般管理費等及び消費税相当額

「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第3章一般管理費等及び消費税相当額」によるものとする。

第4章 そ の 他

- ① 市場単価方式による価格の算定…… VII-4-1
- ② 工事の一時中止に伴う増加費用等の
積算上の取扱い…… VII-4-2

第4章 そ の 他

① 市場単価方式による価格の算定

鉄塔・反射板等の鋼構造物製作の現地塗装については、「土木工事標準積算基準書第Ⅵ編第2章⑧橋梁塗装工」によるものとする。

② 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い

「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第10章工事の一時中止に伴う増加費用等の積算」によるものとする。

第Ⅷ編 歩 掛

第1章	一 般 事 項	Ⅷ-1-1
第2章	共 通 設 備	Ⅷ-2-1
第3章	電 気 設 備	Ⅷ-3-1
第4章	通 信 設 備	Ⅷ-4-1
第5章	電子応用設備	Ⅷ-5-1
第6章	その他	Ⅷ-6-1

第1章 一般事項

第1節 一般事項

- ① 一般事項……………Ⅷ-1-1
 - 1 通 則……………Ⅷ-1-1
 - 2 適 用……………Ⅷ-1-1

第1章 一般事項

第1節 一般事項

① 一般事項

1 通 則

本歩掛は、神奈川県県土整備局の土木事業における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。

ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適當又は困難であると認められる場合を除く。

2 適 用

(1) 本歩掛は、標準歩掛を示すもので、必ずしも全ての場合に適用し得るものではなく、実際の運用にあたっては、この標準歩掛を基準にして次の諸条件を勘案するものとする。

- 1) 気象条件
- 2) 施工箇所の土質、地形及び立地条件
- 3) 工事量と工期
- 4) 特殊作業
- 5) 交通条件
- 6) その他

(2) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特記仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。

(3) 既設設備の撤去工事は、個別歩掛に明示のある場合を除き、「機器、材料等を再使用する場合」は、原則として据付歩掛の0.5倍とする。

ただし、「再使用しない場合」は、原則として0.2倍とし技術者、技術員は、電工に置き換えて計上するものとする。

(4) 電気通信関係の標準歩掛名称に据付又は調整の明記があるものは、個別歩掛に明示のある場合を除き同一場所、同時施工の2台目（又は類する単位）以降は、1台につき、基本歩掛の0.7倍とする。

ただし、低減は小さい方を対象とする。

(5) 本歩掛以外の作業種別は、別途積上げ計上するものとする。

第2章 共通設備

第1節 共通設備工

① 配管・配線工	VIII-2-1	(2) 地中埋設配線(直埋)	VIII-2-7
1 適用範囲	VIII-2-1	(3) トラフ内配線	VIII-2-7
2 施工概要	VIII-2-1	3-5 屋内配線	VIII-2-8
3 標準歩掛	VIII-2-2	(1) 屋内管内配線	VIII-2-8
3-1 地中配管	VIII-2-2	(2) 屋内露出配線 (コンクリート壁)	VIII-2-8
(1) 硬質ビニル管 (道路沿い)敷設	VIII-2-2	(3) 屋内露出配線(木質壁)	VIII-2-8
(2) 硬質ビニル管(構内)敷設	VIII-2-2	(4) 屋内ラック配線	VIII-2-9
(3) 鋼管(構内)敷設	VIII-2-3	(5) 屋内ピット配線	VIII-2-9
(4) 波付硬質合成樹脂管 (FEP)敷設	VIII-2-3	(6) 屋内ころがし配線	VIII-2-9
(5) コンクリートトラフ敷設	VIII-2-3	3-6 屋外配線	VIII-2-10
(6) コンクリート管敷設	VIII-2-4	(1) 屋外管内配線	VIII-2-10
(7) 埋設標識シート敷設	VIII-2-4	(2) 屋外露出配線	VIII-2-10
3-2 屋内露出配管敷設	VIII-2-5	(3) 屋外ラック配線	VIII-2-10
3-3 屋外露出配管敷設	VIII-2-6	(4) 屋外ピット配線	VIII-2-11
3-4 地中配線	VIII-2-7	3-7 架空配線	VIII-2-11
(1) 地中管内配線	VIII-2-7	(1) 引込線(DV)架空配線	VIII-2-11
		(2) 架線	VIII-2-11
		(3) 電力ケーブル架空配線	VIII-2-12
		(4) 保護線及び保護網	VIII-2-12

3-8 電力ケーブル端末処理	VIII-2-12	(2) 光ケーブル地中埋設配線 (直埋)	VIII-2-48
3-9 電力ケーブル接続	VIII-2-13	3-2 光ケーブル屋内配線	VIII-2-48
3-10 コンクリート穴あけ・はつり	VIII-2-13	(1) 光ケーブル屋内管内配線	VIII-2-48
3-11 作業土工(電気)	VIII-2-13	(2) 光ケーブル屋内ラック配線	VIII-2-48
3-12 殻運搬処理	VIII-2-13	(3) 光ケーブル屋内 ころがし配線	VIII-2-49
4 施工単価入力基準表	VIII-2-14	(4) 光ケーブル屋内ピット配線	VIII-2-49
② 配線器具設置工	VIII-2-29	3-3 光ケーブル屋外配線	VIII-2-49
1 適用範囲	VIII-2-29	(1) 光ケーブル屋外管内配線	VIII-2-49
2 施工概要	VIII-2-29	(2) 光ケーブル屋外ラック配線	VIII-2-50
3 標準歩掛	VIII-2-29	(3) 光ケーブル屋外ピット配線	VIII-2-50
3-1 ダクト取付	VIII-2-29	3-4 光ケーブル架空配線	VIII-2-50
(1) フロアダクト取付	VIII-2-29	3-5 光ケーブル接続	VIII-2-51
(2) フロアダクト付属品取付	VIII-2-29	(1) 光ケーブル直線接続・成端	VIII-2-51
(3) ワイヤプロテクター取付	VIII-2-29	(2) 光ケーブル試験用等 心線接続	VIII-2-51
3-2 ケーブルラック設置	VIII-2-30	(3) 光ケーブル伝送損失試験	VIII-2-52
(1) ケーブルラック設置	VIII-2-30	(4) 光ケーブル接続損失試験	VIII-2-52
(2) ダクター取付	VIII-2-30	4 施工単価入力基準表	VIII-2-53
4 施工単価入力基準表	VIII-2-30	⑤ ハンドホール設置工	VIII-2-61
③ 通信配線工	VIII-2-33	1 適用範囲	VIII-2-61
1 適用範囲	VIII-2-33	⑥ プルボックス設置工	VIII-2-62
2 施工概要	VIII-2-33	1 適用範囲	VIII-2-62
3 標準歩掛	VIII-2-33	2 施工概要	VIII-2-62
3-1 給電線敷設	VIII-2-33	3 標準歩掛	VIII-2-62
(1) 導波管敷設	VIII-2-33	3-1 プルボックス設置	VIII-2-62
(2) 同軸ケーブル敷設	VIII-2-33	3-2 アウトレットボックス取付	VIII-2-62
(3) LCX 敷設	VIII-2-34	4 施工単価入力基準表	VIII-2-63
(4) 誘導線敷設	VIII-2-34	⑦ 分電盤設置工	VIII-2-65
3-2 電線・ケーブル敷設	VIII-2-34	1 適用範囲	VIII-2-65
3-3 通信架空配線	VIII-2-35	2 施工概要	VIII-2-65
(1) 通信ケーブル配線	VIII-2-35	3 標準歩掛	VIII-2-65
(2) 制御ケーブル配線	VIII-2-36	3-1 自立型分電盤取付	VIII-2-65
3-4 通信ケーブル接続	VIII-2-37	3-2 分電盤取付	VIII-2-65
(1) 通信ケーブル(端子接続)	VIII-2-37	3-3 分電盤基礎工	VIII-2-65
(2) 通信ケーブル(中間接続)	VIII-2-37	4 施工単価入力基準表	VIII-2-66
(3) 制御ケーブル(端子接続)	VIII-2-37	⑧ 引込柱設置工	VIII-2-67
4 施工単価入力基準表	VIII-2-38	1 適用範囲	VIII-2-67
④ 光ケーブル敷設工	VIII-2-47	2 施工概要	VIII-2-67
1 適用範囲	VIII-2-47	3 標準歩掛	VIII-2-67
2 施工概要	VIII-2-47	3-1 コンクリート柱建柱	VIII-2-67
3 標準歩掛	VIII-2-47		
3-1 光ケーブル地中配線	VIII-2-47		
(1) 光ケーブル地中管内配線	VIII-2-47		

3-2 支線取付	VIII-2-67	4 施工単価入力基準表	VIII-2-72
3-3 腕金取付	VIII-2-68	⑪ 避雷設備工	VIII-2-73
3-4 引込柱基礎工	VIII-2-68	1 適用範囲	VIII-2-73
4 施工単価入力基準表	VIII-2-68	2 施工概要	VIII-2-73
⑨ 支柱設置工	VIII-2-70	3 標準歩掛	VIII-2-73
1 適用範囲	VIII-2-70	3-1 避雷針設置	VIII-2-73
2 施工概要	VIII-2-70	3-2 避雷器設置	VIII-2-73
3 標準歩掛	VIII-2-70	4 施工単価入力基準表	VIII-2-74
3-1 支柱設置工	VIII-2-70	⑫ 接地設置工	VIII-2-75
3-2 支柱基礎工	VIII-2-70	1 適用範囲	VIII-2-75
⑩ 通信線柱設置工	VIII-2-71	2 施工概要	VIII-2-75
1 適用範囲	VIII-2-71	3 標準歩掛	VIII-2-75
2 施工概要	VIII-2-71	3-1 接地設置	VIII-2-75
3 標準歩掛	VIII-2-71	4 施工単価入力基準表	VIII-2-76
3-1 コンクリート柱建柱	VIII-2-71		
3-2 鋼板組立柱建柱	VIII-2-71	第2節 工場製品輸送工	
3-3 支線取付	VIII-2-71	① 輸送工	VIII-2-77
3-4 腕金取付	VIII-2-71	1 適用範囲	VIII-2-77
3-5 作業土工(電気)	VIII-2-72	2 標準歩掛	VIII-2-77

第2章 共通設備

第1節 共通設備工

① 配管・配線工

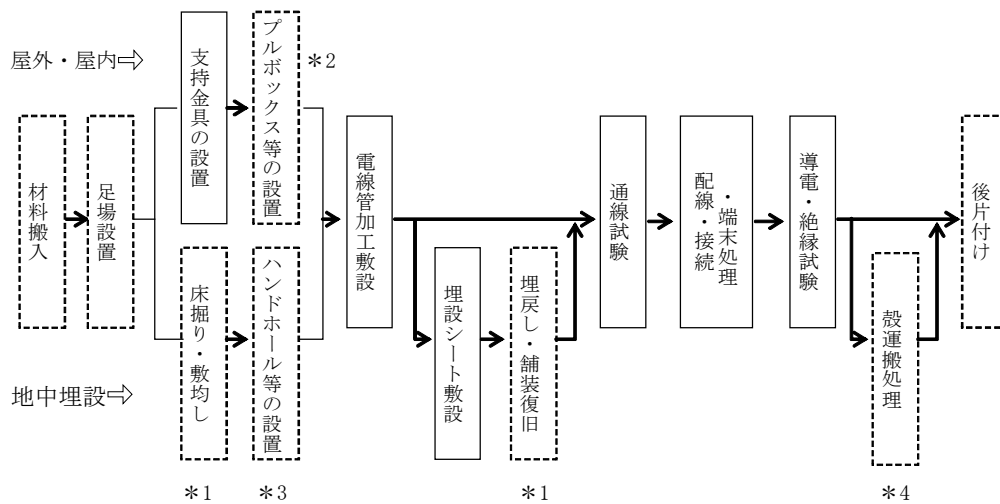
1 適用範囲

本資料は、電線又はケーブルを通線するために配管等及び電線又はケーブルの配線、接続、端末処理に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、「第2章第1節①3-11 作業土工（電気）」による。なお、床掘時に舗装があればとりこわしを計上する。

*2 は、「第2章第1節⑥プルボックス設置工」による。

*3 は、「第2章第1節⑤ハンドホール設置工」による。

*4 は、殻運搬処理による。

3 標準歩掛

3-1 地中配管

(1) 硬質ビニル管（道路沿い）敷設

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
硬質ビニル管 （道路沿い）敷設	16mm	100m	1.4	
	22mm	100m	1.6	
	28mm	100m	2.1	
	36mm	100m	2.6	
	42mm	100m	2.8	
	54mm	100m	3.6	
	70mm	100m	4.6	
	82mm	100m	5.4	

- (注) 1. 管内清掃等も本歩掛に含まれる。
 2. 舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻し、残土処理は別途積算する。
 3. 本歩掛は、原則としてハンドホール間が150m以上の長距離敷設に適用する。
 4. HIVE管にも適用する。

(2) 硬質ビニル管（構内）敷設

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
硬質ビニル管 （構内）敷設	16mm	100m	3.5	
	22mm	100m	5.0	
	28mm	100m	6.5	
	36mm	100m	8.0	
	42mm	100m	8.5	
	54mm	100m	10.0	
	70mm	100m	13.0	
	82mm	100m	15.0	

- (注) 1. 管内清掃等も本歩掛に含まれる。
 2. 舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻し、残土処理は別途積算する。
 3. 定尺（4m）を無加工で施工する割合が大部分の場合は0.7倍とする。
 4. HIVE管にも適用する。

(3) 鋼管（構内）敷設

作業種別	細別規格	単位	電 工	摘 要
鋼 （ 構 内 ） 敷 設	20A 以下	100m	7.5	
	25A 以下	100m	9.0	
	32A 以下	100m	11.0	
	40A 以下	100m	13.0	
	50A 以下	100m	15.0	
	65A 以下	100m	17.0	
	80A 以下	100m	20.0	

- (注) 1. 管内清掃等も本歩掛に含まれる。
 2. 舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻し、残土処理は別途積算する。
 3. 定尺（4m/5.5m）を無加工で施工する割合が大部分の場合は、0.7倍とする。

(4) 波付硬質合成樹脂管（FEP）敷設

作業種別	細別規格	単位	電 工	摘 要
波付硬質合成樹脂管（FEP）敷設	個所当り施工延長 10m 未満	100m	1.0	
	個所当り施工延長 10m 以上	100m	0.5	

- (注) 1. 管内清掃等も本歩掛に含まれる。
 2. 電気通信設備工事における電気及び通信ケーブル用配管敷設に適用する。
 3. 舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻し、残土処理は別途積算する。
 4. 本歩掛は1条当りの歩掛のため、多条敷設の場合は次式による。

$$n \text{ 条敷設歩掛} = \text{基準歩掛} \times n \text{ (敷設条数)}$$

(5) コンクリートトラフ敷設

作業種別	細別規格	単位	電 工	普通作業員	摘 要
コンクリートトラフ敷設	150mm 以下	100m	0.5	15.0	
	250mm 以下	100m	1.0	17.0	
	400mm 以下	100m	1.5	26.0	

- (注) 舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻し、残土処理は別途積算する。

(6) コンクリート管敷設

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
コンクリート管敷設	150mm 以下	100m	0.5	15.0	
	200mm 以下	100m	0.5	20.0	
	250mm 以下	100m	1.0	25.0	

- (注) 1. 管内清掃等も本歩掛に含まれる。
2. 舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻し、残土処理は別途積算する。

(7) 埋設標識シート敷設

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
埋設標識シート敷設		100m	0.4	

3-2 屋内露出配管敷設

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
厚 鋼 電 線 管 敷 設	16mm	100m	7.5	
	22mm	100m	9.5	
	28mm	100m	12.0	
	36mm	100m	16.0	
	42mm	100m	20.0	
	54mm	100m	25.0	
	70mm	100m	30.0	
	82mm	100m	35.0	
薄 鋼 電 線 管 敷 設	19mm	100m	6.5	
	25mm	100m	8.5	
	31mm	100m	9.5	
	39mm	100m	12.0	
	51mm	100m	20.0	
	63mm	100m	25.0	
	75mm	100m	30.0	
硬 質 ビ ニ ル 管 敷 設	14mm	100m	3.0	
	16mm	100m	3.5	
	22mm	100m	4.5	
	28mm	100m	5.5	
	36mm	100m	7.5	
	42mm	100m	9.5	
	54mm	100m	11.0	
	70mm	100m	14.0	
	82mm	100m	17.0	

- (注) 1. 管内清掃等も本歩掛に含まれる。
 2. 配管は、サドル留めとする。
 3. クリップ留め配管は、0.7倍とする。
 4. 埋込配管は、0.9倍とする。
 5. 定尺(3.66m/4m)を無加工で施工する割合が大部分の場合は、0.7倍とする。

3-3 屋外露出配管敷設

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
厚 鋼 電 線 管 敷 設	16mm	100m	8.5	
	22mm	100m	10.0	
	28mm	100m	13.0	
	36mm	100m	17.0	
	42mm	100m	21.0	
	54mm	100m	25.0	
	70mm	100m	30.0	
	82mm	100m	35.0	
薄 鋼 電 線 管 敷 設	19mm	100m	8.0	
	25mm	100m	10.0	
	31mm	100m	11.0	
	39mm	100m	15.0	
	51mm	100m	23.0	
	63mm	100m	30.0	
	75mm	100m	35.0	
硬 質 ビ ニ ル 管 敷 設	16mm	100m	4.0	
	22mm	100m	5.5	
	28mm	100m	7.0	
	36mm	100m	8.5	
	42mm	100m	11.0	
	54mm	100m	15.0	
	70mm	100m	18.0	
	82mm	100m	21.0	

- (注) 1. 管内清掃等も本歩掛に含まれる。
 2. 配管は、サドル留めとする。
 3. クリップ留め配管は、0.7倍とする。
 4. トンネル、橋梁部、擁壁部の埋込配管(コンクリート埋込配管)は、0.9倍とする。
 5. 定尺(3.66m/4m)を無加工で施工する割合が大部分の場合は0.7倍とする。

3-4 地中配線

(1) 地中管内配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
地 中 管 内 配 線	5mm 以下	100m	0.6	0.6	
	10mm 以下	100m	1.1	1.1	
	15mm 以下	100m	2.1	2.1	
	20mm 以下	100m	2.7	2.7	
	30mm 以下	100m	3.8	3.8	
	40mm 以下	100m	5.3	5.3	
	50mm 以下	100m	8.3	8.3	
	60mm 以下	100m	14.0	14.0	

(注) 細別規格については、仕上外径とする。

(2) 地中埋設配線(直埋)

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
地中埋設配線(直埋)	30mm 以下	100m	2.2	2.2	
	40mm 以下	100m	3.1	3.1	
	50mm 以下	100m	5.0	5.0	
	60mm 以下	100m	8.4	8.4	
	70mm 以下	100m	14.0	14.0	
	80mm 以下	100m	22.0	22.0	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
 2. 舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻し、残土処理は別途積算する。
 3. 鋼帯鎧装ケーブルを対象とする。

(3) トラフ内配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
ト ラ フ 内 配 線	5mm 以下	100m	0.36	0.36	
	10mm 以下	100m	0.69	0.69	
	15mm 以下	100m	1.20	1.20	
	20mm 以下	100m	1.60	1.60	
	30mm 以下	100m	2.20	2.20	
	40mm 以下	100m	3.10	3.10	
	50mm 以下	100m	5.00	5.00	
	60mm 以下	100m	8.40	8.40	

(注) 細別規格については、仕上外径とする。

3-5 屋内配線

(1) 屋内管内配線

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
屋内管内配線	5mm以下	100m	1.2	
	10mm以下	100m	2.3	
	15mm以下	100m	4.2	
	20mm以下	100m	5.5	
	30mm以下	100m	7.6	
	40mm以下	100m	10.0	
	50mm以下	100m	16.0	
	60mm以下	100m	28.0	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
 2. 本歩掛は、管内、ダクト内配線に適用する。

(2) 屋内露出配線（コンクリート壁）

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
屋内露出配線 (コンクリート壁)	5mm以下	100m	1.9	
	10mm以下	100m	3.6	
	15mm以下	100m	6.7	
	20mm以下	100m	8.8	
	30mm以下	100m	12.0	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
 2. 本歩掛は、コンクリート壁サドル留めの露出配線に適用する。

(3) 屋内露出配線（木質壁）

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
屋内露出配線 (木質壁)	5mm以下	100m	1.4	
	10mm以下	100m	2.7	
	15mm以下	100m	5.0	
	20mm以下	100m	6.6	
	30mm以下	100m	9.1	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
 2. 本歩掛は、木質壁サドル留めの露出配線に適用する。

(4) 屋内ラック配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
屋 内 ラ ッ ク 配 線	5mm 以下	100m	1.5	
	10mm 以下	100m	2.9	
	15mm 以下	100m	5.4	
	20mm 以下	100m	7.1	
	30mm 以下	100m	9.8	
	40mm 以下	100m	13.0	
	50mm 以下	100m	21.0	
	60mm 以下	100m	36.0	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
 2. 本歩掛は、ケーブルの結束を含む。
 3. 無縫縛の場合は、原則として0.7倍とする。

(5) 屋内ピット配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
屋 内 ピ ッ ト 配 線	5mm 以下	100m	0.96	
	10mm 以下	100m	1.80	
	15mm 以下	100m	3.30	
	20mm 以下	100m	4.40	
	30mm 以下	100m	6.00	
	40mm 以下	100m	8.40	
	50mm 以下	100m	13.00	
	60mm 以下	100m	22.00	

- (注) 細別規格については、仕上外径とする。

(6) 屋内ころがし配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
屋 内 こ ろ が し 配 線	5mm 以下	100m	0.72	
	10mm 以下	100m	1.30	
	15mm 以下	100m	2.50	
	20mm 以下	100m	3.30	
	30mm 以下	100m	4.50	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
 2. 本歩掛は、天井内及び床下ころがし配線に適用する。

3-6 屋外配線

(1) 屋外管内配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
屋 外 管 内 配 線	5mm 以下	100m	1.2	
	10mm 以下	100m	2.3	
	15mm 以下	100m	4.2	
	20mm 以下	100m	5.5	
	30mm 以下	100m	7.6	
	40mm 以下	100m	10.0	
	50mm 以下	100m	16.0	
	60mm 以下	100m	28.0	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
 2. 本歩掛は、管内、ダクト内配線に適用する。

(2) 屋外露出配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
屋 外 露 出 配 線	5mm 以下	100m	1.9	
	10mm 以下	100m	3.6	
	15mm 以下	100m	6.7	
	20mm 以下	100m	8.8	
	30mm 以下	100m	12.0	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
 2. 本歩掛は、コンクリート壁サドル留めの露出配線に適用する。

(3) 屋外ラック配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
屋 外 ラ ッ ク 配 線	5mm 以下	100m	1.5	
	10mm 以下	100m	2.9	
	15mm 以下	100m	5.4	
	20mm 以下	100m	7.1	
	30mm 以下	100m	9.8	
	40mm 以下	100m	13.0	
	50mm 以下	100m	21.0	
	60mm 以下	100m	36.0	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
 2. 本歩掛は、ケーブルの結束を含む。
 3. 無縫縛の場合は、原則として 0.7 倍とする。

(4) 屋外ビット配線

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
屋外ビット配線	5mm以下	100m	0.96	
	10mm以下	100m	1.80	
	15mm以下	100m	3.30	
	20mm以下	100m	4.40	
	30mm以下	100m	6.00	
	40mm以下	100m	8.40	
	50mm以下	100m	13.00	
	60mm以下	100m	22.00	

(注) 細別規格については、仕上外径とする。

3-7 架空配線

(1) 引込線 (DV) 架空配線

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
引込線 (DV) 配線	8mm ² ×2C	径間	0.25	0.15	
	22mm ² ×2C	径間	0.40	0.20	
	38mm ² ×2C	径間	0.65	0.30	
	60mm ² ×2C	径間	0.80	0.40	
	8mm ² ×3C	径間	0.30	0.15	
	22mm ² ×3C	径間	0.50	0.25	
	38mm ² ×3C	径間	0.85	0.40	
	60mm ² ×3C	径間	1.00	0.50	

(注) 1. 単線 (OW) の場合は2心を0.9倍したうえ、2条の場合は2倍、3条の場合は3倍とする。
 2. 1径間とは、電柱径間の電線1条をいう。

(2) 架線

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
架線	3.2mm 8mm ² 以下	径間	0.10	0.15	
	5.0mm 14mm ² 以下	径間	0.15	0.25	
	38mm ² 以下	径間	0.25	0.40	
	60mm ² 以下	径間	0.30	0.50	
	80mm ² 以下	径間	0.40	0.65	
	125mm ² 以下	径間	0.45	0.75	

(注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
 2. 電線の接続、接続替、バインド掛 (線) 等の工事は、本歩掛に含まれている。
 3. 1径間とは、電柱径間の電線1条をいう。
 4. メッセンジャーワイヤーにも適用する。

(3) 電力ケーブル架空配線

作業種別	細別規格	単位	電 工	普通作業員	摘 要
電力ケーブル架空配線	2mm ² ×3C	径間	0.24	0.39	
	3.5mm ² ×3C	径間	0.36	0.59	
	5.5mm ² ×3C	径間	0.48	0.79	
	8mm ² ×3C	径間	0.60	0.99	
	14mm ² ×3C	径間	0.72	1.10	
	22mm ² ×3C	径間	0.84	1.60	
	38mm ² ×3C	径間	1.00	2.10	
	60mm ² ×3C	径間	1.50	2.60	

- (注) 1. 本歩掛は3心の場合とし、2心の場合は0.9倍とする。
 2. ケーブルハンガー吊金具取付を含む。
 3. 1径間とは、電柱径間のケーブル1条をいう。
 4. メッセンジャー付ケーブルは、原則として0.7倍とする。

(4) 保護線及び保護網

作業種別	細別規格	単位	電 工	普通作業員	摘 要
保護線		箇所	1.00	0.55	
保護網		箇所	2.00	1.10	

3-8 電力ケーブル端末処理

作業種別	細別規格	単位	電 工		摘 要
			低 圧	高 圧	
電力ケーブル端末処理	14mm ² ×3C 以下	箇所	0.20	0.60	
	22mm ² ×3C 以下	箇所	0.25	0.70	
	38mm ² ×3C 以下	箇所	0.35	0.90	
	60mm ² ×3C 以下	箇所	0.45	1.20	
	100mm ² ×3C 以下	箇所	0.60	1.30	
	150mm ² ×3C 以下	箇所	0.90	1.40	

- (注) 1. 本歩掛は3心の場合とし、単心の場合は0.6倍、2心の場合は0.8倍、4心の場合は1.2倍とする。
 2. 低圧ケーブルの端末処理はケーブル配線歩掛に含まれており、本歩掛は、既設ケーブルの端末処理に適用する。

3-9 電力ケーブル接続

作業種別	細別規格	単位	電 工		摘 要
			低 圧	高 圧	
電力ケーブル接続	8mm ² ×3C 以下	箇所	0.20	-	
	14mm ² ×3C 以下	箇所	0.25	0.80	
	22mm ² ×3C 以下	箇所	0.35	0.90	
	38mm ² ×3C 以下	箇所	0.50	1.20	
	60mm ² ×3C 以下	箇所	0.60	1.60	
	100mm ² ×3C 以下	箇所	0.80	1.70	
	150mm ² ×3C 以下	箇所	1.10	1.90	

- (注) 1. 本歩掛は3心の場合とし、単心の場合は0.6倍、2心の場合は0.8倍、4心の場合は1.2倍とする。
2. 本歩掛は、直線接続材又は分岐接続材を使用した電力ケーブルの接続である。

3-10 コンクリート穴あけ・はつり

作業種別	細別規格	単位	はつり工	摘 要
穴あけ	直径2.5cm 厚さ12cm	箇所	0.30	
	直径5.0cm 厚さ12cm	箇所	0.45	
	直径7.5cm 厚さ12cm	箇所	0.60	
溝掘	幅3.0cm 深さ15cm	m	0.20	
	幅5.0cm 深さ15cm	m	0.30	
	幅7.5cm 深さ15cm	m	0.50	

(注) コンクリートスラブ厚さは12cmの場合とする。

3-11 作業土工(電気)

本歩掛は、土木工事標準歩掛による。

3-12 殻運搬処理

本歩掛は、土木工事標準歩掛による。

4 施工単価入力基準表

(1) 硬質ビニル管（道路沿い）敷設

施工歩掛コード	WE110400	施工単位	m		
施工区分		入力条件			
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4
各種	01	作業内容による補正 (表－1)	付属品率計上 (%)	材料単価 (円／m)	敷設歩掛 電工 (人／m)
16mm 以下	02				
22mm 以下	03				
28mm 以下	04				
36mm 以下	05				
42mm 以下	06				
54mm 以下	07				
70mm 以下	08				
82mm 以下	09				

- (注) 1. 規格番号 02～09 を選択した場合は、材料単価はシステム内で自動計上される。
2. J5 の敷設歩掛は、各条件を補正する前の歩掛を入力すること。

(2) 硬質ビニル管及び鋼管（構内）敷設

施工歩掛コード	WE110300	施工単位	m			
施工区分		入力条件				
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4	J5
各種	01	作業内容による補正 (表－1)	配管加工が少ない場合 の補正 (表－2)	付属品率 計上 (%)	材料単価 (円／m)	敷設歩掛 電工 (人／m)
鋼管 (20A 以下)	02					
〃 (25A 以下)	03					
〃 (32A 以下)	04					
〃 (40A 以下)	05					
〃 (50A 以下)	06					
〃 (65A 以下)	07					
〃 (80A 以下)	08					
硬質ビニル管 (16mm 以下)	09					
〃 (22mm 以下)	10					
〃 (28mm 以下)	11					
〃 (36mm 以下)	12					
〃 (42mm 以下)	13					
〃 (54mm 以下)	14					
〃 (70mm 以下)	15					
〃 (82mm 以下)	16					

- (注) 1. 規格番号 09～16 を選択した場合は、材料単価はシステム内で自動計上される。
(注) 2. J6 の敷設歩掛は、各条件を補正する前の歩掛を入力すること。

(3) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) 敷設

施工歩掛コード	WE110500	施工単位	m		
施工区分		入力条件			
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4
10m 未満	01	作業内容に よる補正 (表－1)	管規格 (表－3)	条数による 補正 (条)	付属品率 計上 (%)
10m 以上	02				

(注) 材料単価は、システム内で自動計上される。

(4) コンクリートトラフ敷設

施工歩掛コード	WE110100	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
150mm 以下	01	作業内容による補正 (表－1)	
250mm 以下	02		
400mm 以下	03		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(5) コンクリート管敷設

施工歩掛コード	WE110200	施工単位	m		
施工区分		入力条件			
作業種別	規格番号	J1		J2	
150mm 以下	01	作業内容による補正 (表－1)		材料単価 (円／m)	
200mm 以下	02				
250mm 以下	03				

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-3 管規格

FEP	入力番号	FEP	入力番号
30mm	1	80mm	5
40mm	2	100mm	6
50mm	3	125mm	7
65mm	4	150mm	8

表-2 配管加工が少ない場合の補正

補正内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(6) 埋設標識シート敷設

施工歩掛コード	WE122200	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号		
埋設標識シート敷設	01		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(7) 厚鋼電線管(屋内)敷設

施工歩掛コード	WE112101	施工単位	m		
施工区分		入力条件			
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4
各種	01	作業内容による補正 (表－1)	設置方法による補正 (表－3)	配管加工が少ない場合 の補正 (表－2)	敷設歩掛 電工 (人／m)
16mm	02				
22mm	03				
28mm	04				
36mm	05				
42mm	06				
54mm	07				
70mm	08				
82mm	09				

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J4 の敷設歩掛は、各条件の補正をする前の歩掛を入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 配管加工が少ない場合の補正

補正内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 設置方法による補正

設置方法	補正係数	入力番号
サドル留め	1.0	1
クリップ留め	0.7	2
埋 込	0.9	3

(8) 薄鋼電線管(屋内)敷設

施工歩掛コード	WE112102	施工単位	m			
施工区分		入力条件				
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4	
各種	01	作業内容による補正 (表－1)	設置方法による補正 (表－3)	配管加工が少ない場合 の補正 (表－2)	敷設歩掛 電工 (人／m)	
19mm	02					
25mm	03					
31mm	04					
39mm	05					
51mm	06					
63mm	07					
75mm	08					

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J4 の敷設歩掛は、各条件の補正をする前の歩掛を入力すること。

(9) 硬質ビニル電線管(屋内)敷設

施工歩掛コード	WE112103	施工単位	m			
施工区分		入力条件				
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4	
各種	01	作業内容による補正 (表－1)	設置方法による補正 (表－3)	配管加工が少ない場合 の補正 (表－2)	敷設歩掛 電工 (人／m)	
14mm	02					
16mm	03					
22mm	04					
28mm	05					
36mm	06					
42mm	07					
54mm	08					
70mm	09					
82mm	10					

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J4 の敷設歩掛は、各条件の補正をする前の歩掛を入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 配管加工が少ない場合の補正

補正内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 設置方法による補正

設置方法	補正係数	入力番号
サドル留め	1.0	1
クリップ留め	0.7	2
埋 込	0.9	3

(10) 厚鋼電線管(屋外)敷設

施工歩掛コード	WE111101	施工単位	m			
施工区分		入力条件				
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4	
各種	01	作業内容による補正 (表－1)	設置方法による補正 (表－3)	配管加工が少ない場合の補正 (表－2)	敷設歩掛 電工 (人／m)	
16mm	02					
22mm	03					
28mm	04					
36mm	05					
42mm	06					
54mm	07					
70mm	08					
82mm	09					

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J4の敷設歩掛は、各条件の補正をする前の歩掛を入力すること。

(11) 薄鋼電線管(屋外)敷設

施工歩掛コード	WE111102	施工単位	m			
施工区分		入力条件				
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4	
各種	01	作業内容による補正 (表-1)	設置方法による補正 (表-3)	配管加工が少ない場合 の補正 (表-2)	敷設歩掛 電工 (人／m)	
19mm	02					
25mm	03					
31mm	04					
39mm	05					
51mm	06					
63mm	07					
75mm	08					

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J4の敷設歩掛は、各条件の補正をする前の歩掛を入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 配管加工が少ない場合の補正

補正内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 設置方法による補正

設置方法	補正係数	入力番号
サドル留め	1.0	1
クリップ留め	0.7	2
埋 込	0.9	3

(12) 硬質ビニル電線管(屋外)敷設

施工歩掛コード	WE111103	施工単位	m			
施工区分		入力条件				
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4	
各種	01	作業内容による補正 (表－1)	設置方法による補正 (表－3)	配管加工が少ない場合 の補正 (表－2)	敷設歩掛 電工 (人／m)	
16mm	02					
22mm	03					
28mm	04					
36mm	05					
42mm	06					
54mm	07					
70mm	08					
82mm	09					

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J4 の敷設歩掛は、各条件の補正をする前の歩掛を入力すること。

(13) 地中管内配線

施工歩掛コード	WE114200	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 5mm 以下	01	作業内容による補正 (表－1)	
〃 10mm 以下	02		
〃 15mm 以下	03		
〃 20mm 以下	04		
〃 30mm 以下	05		
〃 40mm 以下	06		
〃 50mm 以下	07		
〃 60mm 以下	08		

- (注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 配管加工が少ない場合の補正

補正内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 設置方法による補正

設置方法	補正係数	入力番号
サドル留め	1.0	1
クリップ留め	0.7	2
埋 込	0.9	3

(14) 地中埋設配線(直埋)

施工歩掛コード	WE114300	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 30mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 40mm 以下	02		
〃 50mm 以下	03		
〃 60mm 以下	04		
〃 70mm 以下	05		
〃 80mm 以下	06		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(15) トラフ内配線

施工歩掛コード	WE114100	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 5mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 10mm 以下	02		
〃 15mm 以下	03		
〃 20mm 以下	04		
〃 30mm 以下	05		
〃 40mm 以下	06		
〃 50mm 以下	07		
〃 60mm 以下	08		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(16) 屋内管内配線

施工歩掛コード	WE116400	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 5mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 10mm 以下	02		
〃 15mm 以下	03		
〃 20mm 以下	04		
〃 30mm 以下	05		
〃 40mm 以下	06		
〃 50mm 以下	07		
〃 60mm 以下	08		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(17) 屋内露出配線 (コンクリート壁)

施工歩掛コード	WE116100	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 5mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 10mm 以下	02		
〃 15mm 以下	03		
〃 20mm 以下	04		
〃 30mm 以下	05		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(18) 屋内露出配線 (木質壁)

施工歩掛コード	WE116200	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 5mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 10mm 以下	02		
〃 15mm 以下	03		
〃 20mm 以下	04		
〃 30mm 以下	05		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(19) 屋内ラック配線

施工歩掛コード	WE116300	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
仕上外径 5mm 以下	01	作業内容に よる補正 (表－1)	配線方法に よる補正 (表－4)
〃 10mm 以下	02		
〃 15mm 以下	03		
〃 20mm 以下	04		
〃 30mm 以下	05		
〃 40mm 以下	06		
〃 50mm 以下	07		
〃 60mm 以下	08		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(20) 屋内ビット配線

施工歩掛コード	WE116500	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 5mm 以下	01	作業内容に よる補正 (表－1)	
〃 10mm 以下	02		
〃 15mm 以下	03		
〃 20mm 以下	04		
〃 30mm 以下	05		
〃 40mm 以下	06		
〃 50mm 以下	07		
〃 60mm 以下	08		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表－1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去（不使用）	0.2	2
撤去（再使用）	0.5	3
移 設	1.5	4

表－4 配線方法による補正

配線方法	補正係数	入力番号
抱 縛 あ り	1.0	1
抱 縛 な し	0.7	2

(21) 屋内ころがし配線

施工歩掛コード	WE116600	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 5mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 10mm 以下	02		
〃 15mm 以下	03		
〃 20mm 以下	04		
〃 30mm 以下	05		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(22) 屋外管内配線

施工歩掛コード	WE115100	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 5mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 10mm 以下	02		
〃 15mm 以下	03		
〃 20mm 以下	04		
〃 30mm 以下	05		
〃 40mm 以下	06		
〃 50mm 以下	07		
〃 60mm 以下	08		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(23) 屋外露出配線

施工歩掛コード	WE115200	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 5mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 10mm 以下	02		
〃 15mm 以下	03		
〃 20mm 以下	04		
〃 30mm 以下	05		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(24) 屋外ラック配線

施工歩掛コード	WE115300	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
仕上外径 5mm 以下	01	作業内容に よる補正 (表－1)	配線方法に よる補正 (表－4)
〃 10mm 以下	02		
〃 15mm 以下	03		
〃 20mm 以下	04		
〃 30mm 以下	05		
〃 40mm 以下	06		
〃 50mm 以下	07		
〃 60mm 以下	08		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(25) 屋外ピット配線

施工歩掛コード	WE115400	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 5mm 以下	01	作業内容に よる補正 (表－1)	
〃 10mm 以下	02		
〃 15mm 以下	03		
〃 20mm 以下	04		
〃 30mm 以下	05		
〃 40mm 以下	06		
〃 50mm 以下	07		
〃 60mm 以下	08		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表－1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表－4 配線方法による補正

配線方法	補正係数	入力番号
抱 縛 あ り	1.0	1
抱 縛 な し	0.7	2

(26) 引込線 (DV) 架空配線

施工歩掛コード	WE119200	施工単位	径間
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
8mm ² ×2C	01	作業内容による補正 (表-1)	単線使用による補正 (表-2)
22mm ² ×2C	02		
38mm ² ×2C	03		
60mm ² ×2C	04		
8mm ² ×3C	05		
22mm ² ×3C	06		
38mm ² ×3C	07		
60mm ² ×3C	08		

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. 単心の2条引込、3条引込は、必要心数倍を計上する。

(27) 架線

施工歩掛コード	WE118500	施工単位	径間
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
3.2mm 8mm ² 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
5.0mm 14mm ² 以下	02		
38mm ² 以下	03		
60mm ² 以下	04		
80mm ² 以下	05		
125mm ² 以下	06		

- (注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 単線使用による補正

単線使用の有無	補正係数	入力番号
単 線 不 使 用	1.0	1
単 線 使 用	0.9	2

(28) 電力ケーブル架空配線

施工歩掛コード	WE119100	施工単位	径間	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
2mm ² ×3C	01	作業内容による補正 (表－1)	心線数による補正 (表－5)	メッセンジャー付ケーブル補正 (表－6)
3.5mm ² ×3C	02			
5.5mm ² ×3C	03			
8mm ² ×3C	04			
14mm ² ×3C	05			
22mm ² ×3C	06			
38mm ² ×3C	07			
60mm ² ×3C	08			

(注) 材料単価を別途入力すること。

(29) 保護線及び保護網

施工歩掛コード	WE118800	施工単位	箇所
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
保 護 線	01	作業内容による補正 (表-1)	
保 護 網	02		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-5 心線数による補正

心 線 数	補正係数	入力番号
3 心	1.0	1
2 心	0.9	2

表-6 メッセンジャー付ケーブル補正

作業内容	補正係数	入力番号
メッセンジャーなし	1.0	1
メッセンジャーあり	0.7	2

表-7 心線数による補正

心 線 数	補正係数	入力番号
3 心	1.0	1
単 心	0.6	2
2 心	0.8	3
4 心	1.2	4

(30) 低圧電力ケーブル端末処理

施工歩掛コード	WE123101	施工単位	箇所
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
14mm ² ×3C 以下	01	心線数による補正 (表-7)	
22mm ² ×3C 以下	02		
38mm ² ×3C 以下	03		
60mm ² ×3C 以下	04		
100mm ² ×3C 以下	05		
150mm ² ×3C 以下	06		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(31) 高圧電力ケーブル端末処理

施工歩掛コード	WE123102	施工単位	箇所
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
14mm ² ×3C 以下	01	心線数による補正 (表-7)	
22mm ² ×3C 以下	02		
38mm ² ×3C 以下	03		
60mm ² ×3C 以下	04		
100mm ² ×3C 以下	05		
150mm ² ×3C 以下	06		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-7 心線数による補正

心線数	補正係数	入力番号
3 心	1.0	1
単 心	0.6	2
2 心	0.8	3
4 心	1.2	4

(32) 低圧電力ケーブル接続処理

施工歩掛コード	WE123201	施工単位	箇所
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
8mm ² ×3C 以下	01	心線数による補正 (表-7)	
14mm ² ×3C 以下	02		
22mm ² ×3C 以下	03		
38mm ² ×3C 以下	04		
60mm ² ×3C 以下	05		
100mm ² ×3C 以下	06		
150mm ² ×3C 以下	07		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(33) 高圧電力ケーブル接続処理

施工歩掛コード	WE123202	施工単位	箇所
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
14mm ² ×3C 以下	01	心線数による補正 (表-7)	
22mm ² ×3C 以下	02		
38mm ² ×3C 以下	03		
60mm ² ×3C 以下	04		
100mm ² ×3C 以下	05		
150mm ² ×3C 以下	06		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(34) コンクリート穴あけ

施工歩掛コード	WE112201	施工単位	箇所
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
各種	01	穴あけ歩掛 はつり工 (人／箇所)	
穴あけ(直径 2.5cm 厚さ 12cm)	02		
〃 (直径 5.0cm 厚さ 12cm)	03		
〃 (直径 7.5cm 厚さ 12cm)	04		

(35) コンクリートはつり

施工歩掛コード	WE112202	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
各種	01	はつり歩掛 はつり工 (人／m)	
溝掘 幅 3.0cm 深さ 15cm	02		
〃 5.0cm 深さ 15cm	03		
〃 7.5cm 深さ 15cm	04		

② 配線器具設置工

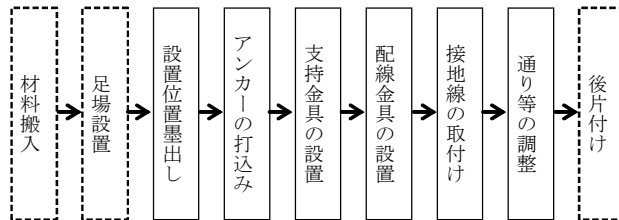
1 適用範囲

本資料は、ケーブルラック、フロアダクト、ダクター及びプロテクターの設置に適用する。

2 施工概要

施工フロー

*本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 ダクト取付

(1) フロアダクト取付

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
フロアダクト	F4 35×41mm	10m	2.4	
	F5 25×51mm	10m	2.4	
	F6 23×60mm	10m	2.4	
	F7 35×73mm	10m	3.0	
	F8 23×80mm	10m	3.0	

(注) ダクトの高低差調整を含む。

(2) フロアダクト付属品取付

作業種別	単位	電工	摘要
ジャンクションボックス	10個	1.7	
フロアーマーカ	10個	1.3	
インサートスタット	10個	0.8	
ローテンションスタット (ハイテンションスタット)	10個	0.8	

(3) ワイヤプロテクター取付

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
ワイヤプロテクター	1～5号	10m	0.25	

(注) 接着テープ付けとし、コンクリート釘等を使用する場合は1.5倍とする。

3-2 ケーブルラック設置

(1) ケーブルラック設置

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
ケ ー ブ ル ラ ッ ク	10cm	10m	2.0	
	20cm	10m	3.0	
	30cm	10m	4.0	
	40cm	10m	5.0	
	50cm	10m	5.5	
	60cm	10m	6.0	
	80cm	10m	7.0	
	100cm	10m	9.0	

- (注) 1. 敷板を設ける場合は、1.2倍とする。
2. 定尺(3m)を無加工で施工する割合が大部分の場合は、0.7倍とする。

(2) ダクター取付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
ダ ク タ ー	30mm×40mm 以下	10 個	1.5	
	45mm×40mm 以下	10 個	1.6	
	75mm×40mm 以下	10 個	1.7	

- (注) 1. 100mm～1000mmの短尺ダクターに適用する。
2. アンカーボルトの取付けも含む。
3. ダクターとは、天井、壁面等に取付け、電線又は電線管を固定する金具である。

4 施工単価入力基準表

(1) フロアダクト取付

施工歩掛コード	WE124100	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
フロアダクト 各種	01	作業内容に よる補正 (表-1)	取付歩掛電工 (人/m)
F4 35×41mm	02		
F5 25×51mm	03		
F6 23×60mm	04		
F7 35×73mm	05		
F8 23×80mm	06		

表-1 作業内容による補正		
作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J2の取付歩掛は、各条件を補正する前の歩掛を入力すること。

(2) フロアダクト付属品取付

施工歩掛コード	WE124200	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
各種	01	作業内容による補正 (表-1)	取付歩掛電工 (人/個)
ジャンクションボックス	02		
フロアーマーカ	03		
インサートスタット	04		
ローテンション (ハイテンション) スタット	05		

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J2 の取付歩掛は、各条件を補正する前の歩掛を入力すること。

(3) ワイヤプロテクター取付

施工歩掛コード	WE124300	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
ワイヤプロテクター 1～5号	01	作業内容による補正 (表-1)	敷設方法による補正 (表-2)

- (注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 敷設方法による補正

作業内容	補正係数	入力番号
接 着 テ ー プ 付 け	1.0	1
コンクリート釘等使用	1.5	2

(4) ケーブルラック設置

施工歩掛コード	WE122500	施工単位	m	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
ケーブルラック 10cm	01	作業内容による補正 (表－1)	敷板による補正 (表－3)	加工が少ない場合の補正 (表－4)
〃 20cm	02			
〃 30cm	03			
〃 40cm	04			
〃 50cm	05			
〃 60cm	06			
〃 80cm	07			
〃 100cm	08			

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-3 敷板による補正

作業内容	補正係数	入力番号
敷 板 な し	1.0	1
敷 板 あ り	1.2	2

表-4 加工が少ない場合の補正

補正内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(5) ダクター取付

施工歩掛コード	WE124400	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ダクター30mm×40mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 45mm×40mm 以下	02		
〃 75mm×40mm 以下	03		

(注) 材料単価を別途入力すること。

③ 通信配線工

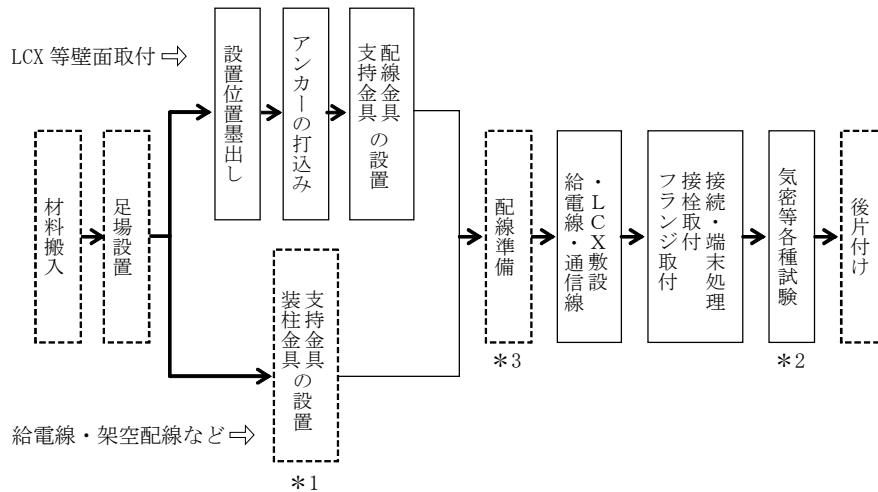
1 適用範囲

本資料は、給電線及び通信ケーブルの敷設並びに接続などを行う通信配線工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1は、架空配線については、「第2章第1節⑧引込柱設置工（腕金取付）」による。

給電線については、敷設に含まれる。

*2は、導波管の気密試験、定在波比（VSWR）測定等に適用する。

*3は、施工準備として、ウインチ、滑車設置、ガイドロープ取付を行う。

3 標準歩掛

3-1 給電線敷設

(1) 導波管敷設

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
矩 形	6～12GHz	10m	0.20	3.00	
楕 円	6～12GHz	10m	0.20	2.00	
フ ラ ン ジ 取 付	6～12GHz	個	0.05	0.20	
フランジ変換器取付	6～12GHz	個	0.05	0.20	
気 密 試 験	6～12GHz	系統	—	0.85	

(2) 同軸ケーブル敷設

作業種別	細別規格	単位	技術員	電 工	摘要
同軸ケーブル	70MHz～2.5GHz 10mmφ以下	10m	0.20	0.50	
	70MHz～2.5GHz 20mmφ以下	10m	0.20	0.70	
	70MHz～2.5GHz 20mmφ超	10m	0.20	1.00	
	70MHz～2.5GHz 端末処理	箇所	0.03	0.10	

(3) LCX 敷設

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 員	電 工	摘 要
位 置 芯 出 し		100m	—	0.75	
アンカーボルト孔あけ	LCX 用	10 箇所	—	0.21	
中 間 吊 り 金 具		10 個	—	0.50	
引 留 金 具		10 個	—	0.50	
L C X	30mm 以下	100m	0.9	1.40	
L C X	50mm 以下	100m	2.0	3.40	

(注) 本歩掛は、トンネル内に適用する。

(4) 誘導線敷設

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
位 置 芯 出 し		100m	0.75	
アンカーボルト孔あけ	誘導線用	10 箇所	0.21	
支 線 碍 子		10 個	0.50	
引 留 金 具		10 個	0.50	
誘 導 線	3.2mm	100m	0.40	

(注) 本歩掛は、トンネル内に適用とする。

3-2 電線・ケーブル敷設

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節①配管・配線工」による。

3-3 通信架空配線

(1) 通信ケーブル配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
メッセンジャーワイヤー吊り	0.65mm5P 以下	径間	0.36	0.59	
	0.65mm10P 以下	径間	0.54	0.87	
	0.65mm20P 以下	径間	0.72	1.10	
	0.65mm30P 以下	径間	0.84	1.40	
	0.65mm50P 以下	径間	1.10	2.00	
	0.9mm5P 以下	径間	0.47	0.75	
	0.9mm10P 以下	径間	0.69	1.10	
	0.9mm20P 以下	径間	0.95	1.60	
	0.9mm30P 以下	径間	1.20	2.10	
	0.9mm50P 以下	径間	1.40	2.60	
	1.2mm5P 以下	径間	0.59	0.96	
	1.2mm10P 以下	径間	0.87	1.50	
	1.2mm20P 以下	径間	1.30	2.20	
自 己 支 持 型	0.65mm5P 以下	径間	0.24	0.39	
	0.65mm10P 以下	径間	0.36	0.59	
	0.65mm20P 以下	径間	0.48	0.79	
	0.65mm30P 以下	径間	0.56	0.95	
	0.65mm50P 以下	径間	0.78	1.30	
	0.9mm5P 以下	径間	0.31	0.50	
	0.9mm10P 以下	径間	0.46	0.76	
	0.9mm20P 以下	径間	0.63	1.00	
	0.9mm30P 以下	径間	0.80	1.40	
	0.9mm50P 以下	径間	1.00	1.60	
	1.2mm5P 以下	径間	0.39	0.64	
	1.2mm10P 以下	径間	0.58	1.00	
	1.2mm20P 以下	径間	0.87	1.40	

- (注) 1. 本歩掛は、メッセンジャーワイヤーの架設を含む。
2. 1径間は、電柱径間のケーブル1条をいう。
3. 既に架設されたメッセンジャーワイヤーにケーブルを吊る場合は、自己支持型を適用する。

(2) 制御ケーブル配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
メッセンジャーワイヤー吊り	2mm ² ×4C 以下	径間	0.41	0.66	
	2mm ² ×8C 以下	径間	0.67	1.10	
	2mm ² ×12C 以下	径間	0.80	1.30	
	2mm ² ×20C 以下	径間	1.00	1.70	
	2mm ² ×30C 以下	径間	1.30	2.20	
	2mm ² ×50C 以下	径間	1.60	2.80	
	3.5mm ² ×4C 以下	径間	0.47	0.75	
	3.5mm ² ×8C 以下	径間	0.76	1.20	
	3.5mm ² ×12C 以下	径間	0.95	1.60	
	3.5mm ² ×20C 以下	径間	1.20	2.10	
	3.5mm ² ×30C 以下	径間	1.40	2.60	
	3.5mm ² ×50C 以下	径間	1.80	3.30	
	5.5mm ² ×4C 以下	径間	0.71	1.10	
	5.5mm ² ×8C 以下	径間	0.95	1.60	
	5.5mm ² ×12C 以下	径間	1.20	2.20	
	5.5mm ² ×20C 以下	径間	1.40	2.60	
	5.5mm ² ×30C 以下	径間	1.80	3.30	
	5.5mm ² ×50C 以下	径間	2.80	4.10	
自 己 支 持 型	2mm ² ×4C 以下	径間	0.27	0.44	
	2mm ² ×8C 以下	径間	0.45	0.74	
	2mm ² ×12C 以下	径間	0.53	0.88	
	2mm ² ×20C 以下	径間	0.66	1.10	
	2mm ² ×30C 以下	径間	0.86	1.50	
	2mm ² ×50C 以下	径間	1.10	1.70	
	3.5mm ² ×4C 以下	径間	0.31	0.50	
	3.5mm ² ×8C 以下	径間	0.51	0.84	
	3.5mm ² ×12C 以下	径間	0.68	1.00	
	3.5mm ² ×20C 以下	径間	0.80	1.40	
	3.5mm ² ×30C 以下	径間	1.00	1.60	
	3.5mm ² ×50C 以下	径間	1.20	2.00	
	5.5mm ² ×4C 以下	径間	0.47	0.78	
	5.5mm ² ×8C 以下	径間	0.63	1.00	
	5.5mm ² ×12C 以下	径間	0.83	1.40	
	5.5mm ² ×20C 以下	径間	1.00	1.60	
	5.5mm ² ×30C 以下	径間	1.20	2.00	
	5.5mm ² ×50C 以下	径間	1.50	2.50	

- (注) 1. 本歩掛は、メッセンジャーワイヤーの架設を含む。
2. 1径間とは、電柱径間のケーブル1条をいう。
3. 既に架設されたメッセンジャーワイヤーにケーブルを吊る場合は、自己支持型を適用する。

3-4 通信ケーブル接続

(1) 通信ケーブル (端子接続)

作業種別	細別規格	単位	電 工	摘 要
通信ケーブル (端子接続)	5P 0.5～0.9mm	箇所	0.2	
	10P 0.5～0.9mm	箇所	0.3	
	20P 0.5～0.9mm	箇所	0.4	
	30P 0.5～0.9mm	箇所	0.5	
	50P 0.5～0.9mm	箇所	0.7	
	100P 0.5～0.9mm	箇所	1.1	
	200P 0.5～0.9mm	箇所	1.8	

(注) 編出し、心線対照を含む。

(2) 通信ケーブル (中間接続)

作業種別	細別規格	単位	電 工		摘 要
			架 空	地 中	
通信ケーブル (中間接続)	5P 0.5～0.9mm	箇所	0.95	0.75	
	10P 0.5～0.9mm	箇所	1.20	0.95	
	20P 0.5～0.9mm	箇所	1.60	1.20	
	30P 0.5～0.9mm	箇所	2.10	1.70	
	50P 0.5～0.9mm	箇所	2.80	2.20	
	100P 0.5～0.9mm	箇所	4.20	3.00	
	200P 0.5～0.9mm	箇所	7.50	6.50	

(3) 制御ケーブル (端子接続)

作業種別	細別規格	単位	電 工	摘 要
制御ケーブル (端子接続)	5C 以下 2.0～5.5mm ²	箇所	0.21	
	10C 以下 2.0～5.5mm ²	箇所	0.28	
	15C 以下 2.0～5.5mm ²	箇所	0.35	
	20C 以下 2.0～5.5mm ²	箇所	0.49	
	30C 以下 2.0～5.5mm ²	箇所	0.70	

- (注) 1. ジョイントボックスの取付けを含む場合は、1.3倍とする。
 2. 柱上取付は、1.2倍とする。
 3. 編出し、心線対照を含む。

4 施工単価入力基準表

(1) 導波管敷設(矩形・楕円)

施工歩掛コード	WE302101	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
矩 形 導 波 管	01	作業内容による補正 (表-1)	
楕 円 導 波 管	02		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(2) 導波管敷設(フランジ・フランジ変換器)

施工歩掛コード	WE302102	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
フ ラ ン ジ	01	作業内容による補正 (表-1)	
フ ラ ン ジ 変 換 器	02		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(3) 導波管敷設(気密試験)

施工歩掛コード	WE302103	施工単位	系統
施工区分			
作業種別	規格番号		
気 密 試 験	01		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(4) 同軸ケーブル敷設

施工歩掛コード	WE303101	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
70MHz～2.5GHz 10mmφ以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
70MHz～2.5GHz 11～20mmφ	02		
70MHz～2.5GHz 21mmφ以上	03		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(5) 同軸ケーブル敷設 (端末処理)

施工歩掛コード	WE303102	施工単位	箇所
施工区分			
作業種別	規格番号		
70MHz～2.5GHz 端末処理	01		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(6) LCX 敷設 (LCX・位置芯出し)

施工歩掛コード	WE125101	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
LCX 径 30mm	01	作業内容に よる補正 (表-1)	
LCX 径 50mm	02		
位置心出し	03		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(7) LCX 敷設 (アンカーボルト孔あけ)

施工歩掛コード	WE125102	施工単位	箇所
施工区分			
作業種別	規格番号		
アンカーボルト孔あけ LCX 用	01		

(8) LCX 敷設 (金具)

施工歩掛コード	WE125103	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
中間吊り金具	01	作業内容に よる補正 (表-1)	
引留金具	02		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(9) 誘導線敷設(誘導線・位置芯出し)

施工歩掛コード	WE125201	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
誘導線 3.2mm	01	作業内容による補正 (表-1)	
位置芯出し	02		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(10) 誘導線敷設(アンカーボルト孔あけ)

施工歩掛コード	WE125202	施工単位	箇所
施工区分			
作業種別	規格番号		
アンカーボルト孔あけ 誘導線用	01		

(11) 誘導線敷設(支線碍子・引留金具)

施工歩掛コード	WE125203	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
支線碍子	01	作業内容による補正 (表-1)	
引留金具	02		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(12) 通信ケーブル配線 (メッセンジャーワイヤー吊)

施工歩掛コード	WE119401	施工単位	径間	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
各種	01	作業内容による補正 (表－1)	敷設歩掛 (電工) (人／径間)	敷設歩掛 (普通作業員) (人／径間)
0.65mm 5P 以下	02			
0.65mm10P 以下	03			
0.65mm20P 以下	04			
0.65mm30P 以下	05			
0.65mm50P 以下	06			
0.9mm 5P 以下	07			
0.9mm10P 以下	08			
0.9mm20P 以下	09			
0.9mm30P 以下	10			
0.9mm50P 以下	11			
1.2mm 5P 以下	12			
1.2mm10P 以下	13			
1.2mm20P 以下	14			

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
 2. J2、J3 の敷設歩掛は、各条件を補正する前の歩掛を入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(13) 通信ケーブル配線(自己支持型)

施工歩掛コード	WE119402	施工単位	径間		
施工区分		入力条件			
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	
各種	01	作業内容による補正 (表-1)	敷設歩掛 (電工) (人／径間)	敷設歩掛 (普通作業員) (人／径間)	
0.65mm 5P 以下	02				
0.65mm10P 以下	03				
0.65mm20P 以下	04				
0.65mm30P 以下	05				
0.65mm50P 以下	06				
0.9mm 5P 以下	07				
0.9mm10P 以下	08				
0.9mm20P 以下	09				
0.9mm30P 以下	10				
0.9mm50P 以下	11				
1.2mm 5P 以下	12				
1.2mm10P 以下	13				
1.2mm20P 以下	14				

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J2、J3 の敷設歩掛は、各条件を補正する前の歩掛を入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(14) 制御ケーブル配線 (メッセンジャーワイヤー吊り)

施工歩掛コード	WE119301	施工単位	径間	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
各種	01	作業内容による補正 (表－1)	敷設歩掛 (電工) (人／径間)	敷設歩掛 (普通作業員) (人／径間)
2mm ² × 4C 以下	02			
2mm ² × 8C 以下	03			
2mm ² ×12C 以下	04			
2mm ² ×20C 以下	05			
2mm ² ×30C 以下	06			
2mm ² ×50C 以下	07			
3.5mm ² × 4C 以下	08			
3.5mm ² × 8C 以下	09			
3.5mm ² ×12C 以下	10			
3.5mm ² ×20C 以下	11			
3.5mm ² ×30C 以下	12			
3.5mm ² ×50C 以下	13			
5.5mm ² × 4C 以下	14			
5.5mm ² × 8C 以下	15			
5.5mm ² ×12C 以下	16			
5.5mm ² ×20C 以下	17			
5.5mm ² ×30C 以下	18			
5.5mm ² ×50C 以下	19			

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J2、J3 の敷設歩掛は、各条件を補正する前の歩掛を入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(15) 制御ケーブル配線(自己支持型)

施工歩掛コード	WE119302	施工単位	径間	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
各種	01	作業内容による補正 (表-1)	敷設歩掛 (電工) (人/径間)	敷設歩掛 (普通作業員) (人/径間)
2mm ² ×4C以下	02			
2mm ² ×8C以下	03			
2mm ² ×12C以下	04			
2mm ² ×20C以下	05			
2mm ² ×30C以下	06			
2mm ² ×50C以下	07			
3.5mm ² ×4C以下	08			
3.5mm ² ×8C以下	09			
3.5mm ² ×12C以下	10			
3.5mm ² ×20C以下	11			
3.5mm ² ×30C以下	12			
3.5mm ² ×50C以下	13			
5.5mm ² ×4C以下	14			
5.5mm ² ×8C以下	15			
5.5mm ² ×12C以下	16			
5.5mm ² ×20C以下	17			
5.5mm ² ×30C以下	18			
5.5mm ² ×50C以下	19			

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J2、J3の敷設歩掛は、各条件を補正する前の歩掛を入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(16) 通信ケーブル (端子接続)

施工歩掛コード	WE123500	施工単位	箇所
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ケーブル各種	01	接続歩掛 電工 (人/箇所)	
0.5～0.9mm 5P	02		
〃 10P	03		
〃 20P	04		
〃 30P	05		
〃 50P	06		
〃 100P	07		
〃 200P	08		

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
 2. J1 の接続歩掛は、各条件を補正する前の歩掛を入力すること。

(17) 通信ケーブル (中間接続)

施工歩掛コード	WE123400	施工単位	箇所
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ケーブル各種	01	接続歩掛 電工 (人/箇所)	
架空 5P 0.5～0.9mm	02		
〃 10P 0.5～0.9mm	03		
〃 20P 0.5～0.9mm	04		
〃 30P 0.5～0.9mm	05		
〃 50P 0.5～0.9mm	06		
〃 100P 0.5～0.9mm	07		
〃 200P 0.5～0.9mm	08		
地中 5P 0.5～0.9mm	09		
〃 10P 0.5～0.9mm	10		
〃 20P 0.5～0.9mm	11		
〃 30P 0.5～0.9mm	12		
〃 50P 0.5～0.9mm	13		
〃 100P 0.5～0.9mm	14		
〃 200P 0.5～0.9mm	15		

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
 2. J1 の接続歩掛は、各条件を補正する前の歩掛を入力すること。

(18) 制御ケーブル (端子接続)

施工歩掛コード	WE123300	施工単位	箇所	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
ケーブル各種	01	柱上取付による補正 (表-1)	ジョイント ボックス取付による補正 (表-2)	接続歩掛電工 (人/箇所)
2.0～5.5mm ² 5C 以下	02			
2.0～5.5mm ² 10C 以下	03			
2.0～5.5mm ² 15C 以下	04			
2.0～5.5mm ² 20C 以下	05			
2.0～5.5mm ² 30C 以下	06			

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J3 の接続歩掛は、各条件を補正する前の歩掛を入力すること。

表-1 柱上取付による補正

作業内容	補正係数	入力番号
標準	1.0	1
柱上取付	1.2	2

表-2 ジョイントボックス取付による補正

作業内容	補正係数	入力番号
取付なし	1.0	1
取付あり	1.3	2

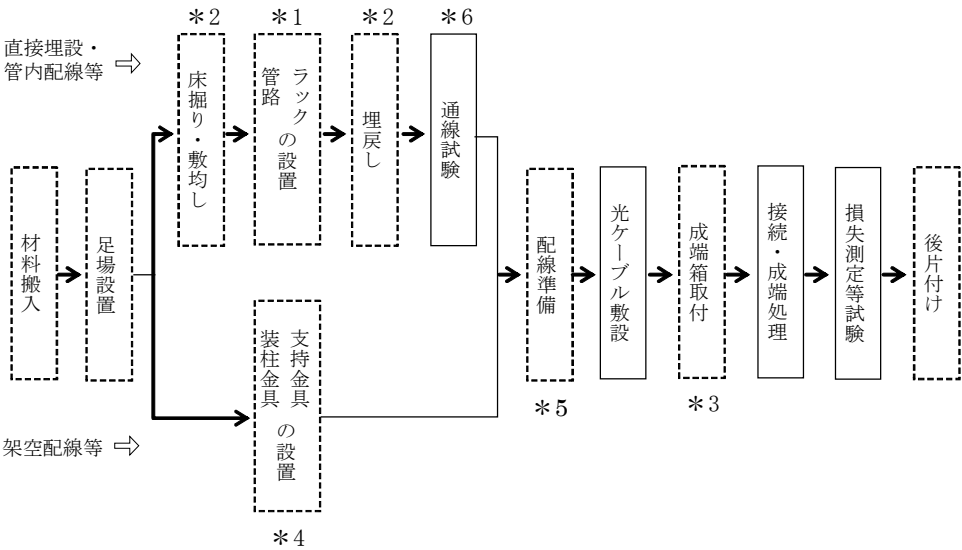
④ 光ケーブル敷設工

1 適用範囲

本資料は、光ファイバーケーブルの配線、接続、端末処理並びに試験などを行う光ケーブル敷設工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



- *1は、屋内・屋外管路の敷設は、「第2章第1節①配管・配線工」及びラック設置は、「第2章第1節②配線器具設置工」による。
- *2は、直接埋設による施工とし、「第2章第1節③3-11 作業土工（電気）」による。なお、床掘り時に舗装があればとりこわし、舗装復旧を計上する。
- *3は、成端箱取付は、「第2章第1節⑦分電盤設置工」による。
- *4は、架空配線による施工とし、「第2章第1節⑧引込柱設置工（腕金取付）」による。
- *5は、施工準備としてウインチ、滑車設置、ガイドロープ取付を行う。
- *6は、光ケーブル敷設歩掛に含まれる。

3 標準歩掛

3-1 光ケーブル地中配線

(1) 光ケーブル地中管内配線

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
光ケーブル地中管内配線	9mm以下	100m	1.10	
	11mm以下	100m	1.10	
	14mm以下	100m	1.30	
	18mm以下	100m	1.40	
	21mm以下	100m	1.50	
	22mm以下	100m	1.60	
	24mm以下	100m	1.70	

(注) 細別規格については、仕上外径とする。

(2) 光ケーブル地中埋設配線(直埋)

作業種別	細別規格	単位	電 工	普通作業員	摘 要
光ケーブル地中埋設配線 (直埋)	30mm 以下	100m	2.2	2.2	
	40mm 以下	100m	3.1	3.1	
	50mm 以下	100m	5.0	5.0	
	60mm 以下	100m	8.4	8.4	
	70mm 以下	100m	14.0	14.0	
	80mm 以下	100m	22.0	22.0	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
 2. 舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻し、残土処理は別途積算する。
 3. 鋼帯鎧製ケーブルを対象とする。

3-2 光ケーブル屋内配線

(1) 光ケーブル屋内管内配線

作業種別	細別規格	単位	電 工	摘 要
光ケーブル屋内管内配線	9mm 以下	100m	1.60	
	11mm 以下	100m	1.80	
	14mm 以下	100m	2.00	
	18mm 以下	100m	2.30	
	21mm 以下	100m	2.50	
	22mm 以下	100m	2.60	
	24mm 以下	100m	2.70	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
 2. 本歩掛は、管内、ダクト内配線に適用する。

(2) 光ケーブル屋内ラック配線

作業種別	細別規格	単位	電 工	摘 要
光 ケー ブ ル 屋 内 ラ ッ ク 配 線	9mm 以下	100m	2.10	
	11mm 以下	100m	2.30	
	14mm 以下	100m	2.60	
	18mm 以下	100m	3.00	
	21mm 以下	100m	3.30	
	22mm 以下	100m	3.40	
	24mm 以下	100m	3.60	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
 2. 本歩掛は、ケーブルの結束を含む。
 3. 無縫縛の場合は、原則として0.7倍とする。

(3) 光ケーブル屋内ころがし配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
光 ケ ー ブ ル 屋 内 こ ろ が し 配 線	9mm 以下	100m	0.98	
	11mm 以下	100m	1.10	
	14mm 以下	100m	1.20	
	18mm 以下	100m	1.40	
	21mm 以下	100m	1.50	
	22mm 以下	100m	1.60	
	24mm 以下	100m	1.60	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
2. 本歩掛は、天井内及び床下ころがし配線に適用する。

(4) 光ケーブル屋内ピット配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
光 ケ ー ブ ル 屋 内 ピ ッ ト 配 線	9mm 以下	100m	1.30	
	11mm 以下	100m	1.40	
	14mm 以下	100m	1.60	
	18mm 以下	100m	1.80	
	21mm 以下	100m	2.00	
	22mm 以下	100m	2.10	
	24mm 以下	100m	2.20	

- (注) 細別規格については、仕上外径とする。

3-3 光ケーブル屋外配線

(1) 光ケーブル屋外管内配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
光 ケ ー ブ ル 屋 外 管 内 配 線	9mm 以下	100m	1.60	
	11mm 以下	100m	1.80	
	14mm 以下	100m	2.00	
	18mm 以下	100m	2.30	
	21mm 以下	100m	2.50	
	22mm 以下	100m	2.60	
	24mm 以下	100m	2.70	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
2. 本歩掛は管内、ダクト内配線に適用する。

(2) 光ケーブル屋外ラック配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
光 ケ ー ブ ル 屋 外 ラ ッ ク 配 線	9mm 以下	100m	2.10	
	11mm 以下	100m	2.30	
	14mm 以下	100m	2.60	
	18mm 以下	100m	3.00	
	21mm 以下	100m	3.30	
	22mm 以下	100m	3.40	
	24mm 以下	100m	3.60	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。
2. 本歩掛は、ケーブルの結束を含む。
3. 無縫縛の場合は、原則として 0.7 倍とする。

(3) 光ケーブル屋外ピット配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
光 ケ ー ブ ル 屋 外 ピ ッ ト 配 線	9mm 以下	100m	1.30	
	11mm 以下	100m	1.40	
	14mm 以下	100m	1.60	
	18mm 以下	100m	1.80	
	21mm 以下	100m	2.00	
	22mm 以下	100m	2.10	
	24mm 以下	100m	2.20	

- (注) 細別規格については、仕上外径とする。

3-4 光ケーブル架空配線

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
メッセンジャーワイヤー吊り	9mm 以下	径間	0.74	
	11mm 以下	径間	0.81	
	14mm 以下	径間	0.92	
	18mm 以下	径間	1.06	
	21mm 以下	径間	1.18	
	22mm 以下	径間	1.20	
	24mm 以下	径間	1.27	
自 己 支 持 型	9mm 以下	径間	0.53	
	11mm 以下	径間	0.58	
	14mm 以下	径間	0.66	
	18mm 以下	径間	0.76	
	21mm 以下	径間	0.84	
	22mm 以下	径間	0.86	
	24mm 以下	径間	0.91	

- (注) 1. 細別規格については、仕上外径とする。なお、仕上外径とは、光ケーブル部の仕上外径をいい、メッセンジャー部、支持部を除く。
2. 1 径間とは、電柱径間のケーブル 1 条をいう。
3. メッセンジャーワイヤー吊りの歩掛は、メッセンジャーワイヤー架設も含まれる。なお、メッセンジャーワイヤーのみの架設は、第 1 節①3-7(2)架線を適用する。
4. 既に架設されたメッセンジャーワイヤーにケーブルを吊る場合は、自己支持型を適用する。

3-5 光ケーブル接続

(1) 光ケーブル直線接続・成端

(単位：箇所)

作 業 種 別	細 別 規 格		直 線 接 続		成 端		摘 要
	工種						
	ケーブル心数	労務	技術者	技術員	技術者	技術員	
光ケーブル直線接続 ・成端	5 テープ（心）以下	0.76	0.76	0.49	0.49		
	10 テープ（心）以下	0.87	0.87	0.61	0.61		
	15 テープ（心）以下	0.99	0.99	0.73	0.73		
	20 テープ（心）以下	1.10	1.10	0.85	0.85		
	25 テープ（心）以下	1.20	1.20	0.97	0.97		
	30 テープ（心）以下	1.30	1.30	1.10	1.10		
	35 テープ（心）以下	1.50	1.50	1.20	1.20		
	40 テープ（心）以下	1.60	1.60	1.30	1.30		
	45 テープ（心）以下	1.70	1.70	1.40	1.40		
	50 テープ（心）以下	1.80	1.80	1.60	1.60		

- (注) 1. 直線接続とは、クロージャ使用での直線接続を標準とし、同時施工の分岐ケーブルがある場合は、ケーブルの端末処理等として1本当り技術者、技術員を0.25(人)加えるものとする。
2. 成端接続とは、成端箱での光ケーブルの固定及び光コードの接続とする。
3. ケーブル心線は、融着接続心数を計上するものとし、無接続及びスルーするケーブル心数は計上しないものとする。
4. テープスロット型の場合は、1テープを1心と換算する。
(例) 1テープ4心の40心ケーブルは $[40/4=10]$ であることから10テープ(心)以下の歩掛を適用する。
5. 接続後の損失試験は含まれない。
6. 本歩掛には、クロージャ組立及び気密試験を含む。

(2) 光ケーブル試験用等心線接続

作業種別	細別規格	技術者	技術員	摘要
心線接続	10 テープ (心) 当り	0.22	0.22	

- (注) 1. 本歩掛は、光ケーブル及び光コードの心線接続に適用する。
2. 10 テープ (心) 以下は切り上げて計上する。
3. 本歩掛は、試験用接続コードの接続についても適用する。
4. 本歩掛は、既設成端箱内にある成端されていない光ケーブル心線と光コードの心線接続を行う場合にも適用する。

(3) 光ケーブル伝送損失試験

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
光ケーブル伝送損失試験	20心以下	方向	0.28	0.28	
	40心以下	方向	0.43	0.43	
	60心以下	方向	0.58	0.58	
	80心以下	方向	0.73	0.73	
	100心以下	方向	0.88	0.88	
	120心以下	方向	1.00	1.00	
	140心以下	方向	1.20	1.20	
	160心以下	方向	1.30	1.30	
	180心以下	方向	1.50	1.50	
	200心以下	方向	1.60	1.60	

- (注) 1. 本歩掛は、試験用接続コードの接続歩掛は含まないものとし、必要な場合は別途「光ケーブル試験用等心線接続」を計上するものとする。
2. 本歩掛は、1方向分とする。

(4) 光ケーブル接続損失試験

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
光ケーブル接続損失試験	20心以下	対向	0.39	0.39	
	40心以下	対向	0.65	0.65	
	60心以下	対向	0.90	0.90	
	80心以下	対向	1.20	1.20	
	100心以下	対向	1.40	1.40	
	120心以下	対向	1.70	1.70	
	140心以下	対向	1.90	1.90	
	160心以下	対向	2.20	2.20	
	180心以下	対向	2.40	2.40	
	200心以下	対向	2.70	2.70	

- (注) 1. 本歩掛は、試験用接続コードの接続歩掛は含まないものとし、必要な場合は別途「光ケーブル試験用等心線接続」を計上するものとする。
2. 本歩掛は、上り下りの両方向分とする。

4 施工単価入力基準表

(1) 光ケーブル地中管内配線

施工歩掛コード	WE120700	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 9mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 11mm 以下	02		
〃 14mm 以下	03		
〃 18mm 以下	04		
〃 21mm 以下	05		
〃 22mm 以下	06		
〃 24mm 以下	07		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(2) 光ケーブル地中埋設配線(直埋)

施工歩掛コード	WE120100	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径30mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 40mm 以下	02		
〃 50mm 以下	03		
〃 60mm 以下	04		
〃 70mm 以下	05		
〃 80mm 以下	06		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(3) 光ケーブル屋内管内配線

施工歩掛コード	WE120400	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 9mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 11mm 以下	02		
〃 14mm 以下	03		
〃 18mm 以下	04		
〃 21mm 以下	05		
〃 22mm 以下	06		
〃 24mm 以下	07		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(4) 光ケーブル屋内ラック配線

施工歩掛コード	WE120200	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
仕上外径 9mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	配線方法による補正 (表-2)
〃 11mm 以下	02		
〃 14mm 以下	03		
〃 18mm 以下	04		
〃 21mm 以下	05		
〃 22mm 以下	06		
〃 24mm 以下	07		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 配線方法による補正

配線方法	補正係数	入力番号
抱 縛 あ り	1.0	1
抱 縛 な し	0.7	2

(5) 光ケーブル屋内ころがし配線

施工歩掛コード	WE120300	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 9mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 11mm 以下	02		
〃 14mm 以下	03		
〃 18mm 以下	04		
〃 21mm 以下	05		
〃 22mm 以下	06		
〃 24mm 以下	07		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(6) 光ケーブル屋内ピット配線

施工歩掛コード	WE120500	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 9mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 11mm 以下	02		
〃 14mm 以下	03		
〃 18mm 以下	04		
〃 21mm 以下	05		
〃 22mm 以下	06		
〃 24mm 以下	07		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(7) 光ケーブル屋外管内配線

施工歩掛コード	WE120600	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 9mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 11mm 以下	02		
〃 14mm 以下	03		
〃 18mm 以下	04		
〃 21mm 以下	05		
〃 22mm 以下	06		
〃 24mm 以下	07		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(8) 光ケーブル屋外ラック配線

施工歩掛コード	WE120900	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
仕上外径 9mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	配線方法による補正 (表-2)
〃 11mm 以下	02		
〃 14mm 以下	03		
〃 18mm 以下	04		
〃 21mm 以下	05		
〃 22mm 以下	06		
〃 24mm 以下	07		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 配線方法による補正

配線方法	補正係数	入力番号
抱 縛 あ り	1.0	1
抱 縛 な し	0.7	2

(9) 光ケーブル屋外ピット配線

施工歩掛コード	WE121300	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 9mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 11mm 以下	02		
〃 14mm 以下	03		
〃 18mm 以下	04		
〃 21mm 以下	05		
〃 22mm 以下	06		
〃 24mm 以下	07		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(10) 光ケーブル架空配線 (メッセンジャーワイヤー吊り)

施工歩掛コード	WE120801	施工単位	径間
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 9mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 11mm 以下	02		
〃 14mm 以下	03		
〃 18mm 以下	04		
〃 21mm 以下	05		
〃 22mm 以下	06		
〃 24mm 以下	07		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(11) 光ケーブル架空配線 (自己支持型)

施工歩掛コード	WE120802	施工単位	径間
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
仕上外径 9mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 11mm 以下	02		
〃 14mm 以下	03		
〃 18mm 以下	04		
〃 21mm 以下	05		
〃 22mm 以下	06		
〃 24mm 以下	07		

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(注) 材料単価を別途入力すること。

(12) 光ケーブル直線接続

施工歩掛コード	WE121001	施工単位	箇所				
施工区分		入力条件					
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4		
各種	01	分岐ケーブル本数 (本／箇所)	接続の心数、テープ枚数 (心、枚)	接続の技術者歩掛 (人／箇所)	接続の技術員歩掛 (人／箇所)		
5 テープ (心) 以下	02						
10 〃	03						
15 〃	04						
20 〃	05						
25 〃	06						
30 〃	07						
35 〃	08						
40 〃	09						
45 〃	10						
50 〃	11						

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J1 は、分岐ケーブルがない場合には、0 を入力すること。

(13) 光ケーブル成端

施工歩掛コード	WE121002	施工単位	箇所	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
各種	01	成端の心数、テープ枚数 (心、枚)	成端の技術者歩掛 (人／箇所)	成端の技術員歩掛 (人／箇所)
5 テープ (心) 以下	02			
10 〃	03			
15 〃	04			
20 〃	05			
25 〃	06			
30 〃	07			
35 〃	08			
40 〃	09			
45 〃	10			
50 〃	11			

(注) 材料単価を別途入力すること。

(14) 光ケーブル試験用等心線接続

施工歩掛コード	WE121100	施工単位	組
施工区分			
作業種別	規格番号		
光ケーブル試験用等心線接続	01		

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
 2. 1組は、10 テープ (10 心) とする。

(15) 光ケーブル伝送損失試験

施工歩掛コード	WE121201	施工単位	方向	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
各種	01	成端の心数、テープ枚数 (心、枚)	試験の技術者歩掛 (人／方向)	試験の技術員歩掛 (人／方向)
光ケーブル試験 20 心以下	02			
〃 40 心以下	03			
〃 60 心以下	04			
〃 80 心以下	05			
〃 100 心以下	06			
〃 120 心以下	07			
〃 140 心以下	08			
〃 160 心以下	09			
〃 180 心以下	10			
〃 200 心以下	11			

(16) 光ケーブル接続損失試験

施工歩掛コード	WE121202	施工単位	対向	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
各種	01	試験の心数、テープ枚数 (心、枚)	試験の技術者歩掛 (人／対向)	試験の技術員歩掛 (人／対向)
光ケーブル試験 20 心以下	02			
〃 40 心以下	03			
〃 60 心以下	04			
〃 80 心以下	05			
〃 100 心以下	06			
〃 120 心以下	07			
〃 140 心以下	08			
〃 160 心以下	09			
〃 180 心以下	10			
〃 200 心以下	11			

⑤ ハンドホール設置工

1 適用範囲

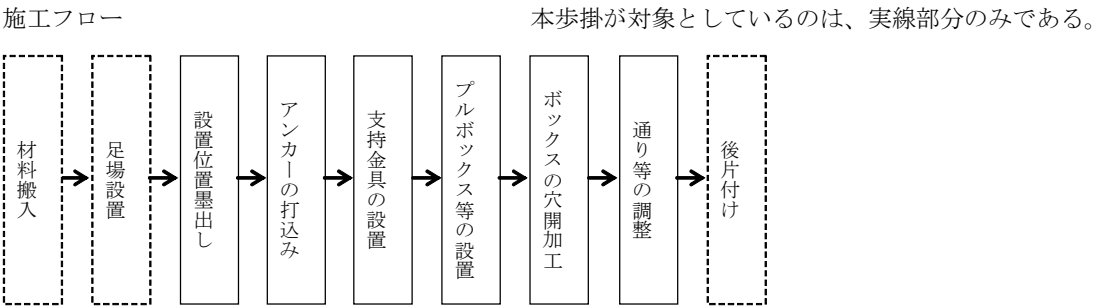
本作業種別の歩掛は、「土木工事標準積算基準書第Ⅱ編第2章⑩排水構造物工⑩ー1 排水構造物工(3-10) プレキャストマンホール」による。

⑥ プルボックス設置工

1 適用範囲

本資料は、金属管又は合成樹脂管による電線管のプルボックス及びアウトレットボックスの設置に適用する。

2 施工概要



3 標準歩掛

3-1 プルボックス設置

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
プ ル ボ ッ ク ス	150×150×100mm	個	0.20	
	200×200×100mm	個	0.25	
	300×300×200mm	個	0.40	
	400×400×200mm	個	0.50	
	500×500×300mm	個	0.65	

(注) 本表以外の寸法の歩掛は、(縦+横+高) cm×0.005 人とする。

3-2 アウトレットボックス取付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
八角コンクリートボックス	天井面	個	0.15	
四角コンクリートボックス	天井面	個	0.15	
八角アウトレットボックス	壁 面	個	0.20	
中型四角アウトレットボックス	壁 面	個	0.20	
大型四角アウトレットボックス	壁 面	個	0.20	
1 個用スイッチボックス	壁 面	個	0.20	
2～3 個用スイッチボックス	壁 面	個	0.20	
4～5 個用スイッチボックス	壁 面	個	0.25	

4 施工単価入力基準表

(1) プルボックス設置

施工歩掛コード	WE122300	施工単位	個			
施工区分		入力条件				
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4	
各種	01	作業内容による補正 (表－１)	縦寸法 (cm)	横寸法 (cm)	高さ寸法 (cm)	
150×150×100mm	02					
200×200×100mm	03					
300×300×200mm	04					
400×400×200mm	05					
500×500×300mm	06					

(注) 材料単価を別途入力すること。

表－1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去（不使用）	0.2	2
撤去（再使用）	0.5	3
移 設	1.5	4

(2) アウトレットボックス取付

施工歩掛コード	WE122400	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
各種	01	作業内容による補正 (表-1)	設置歩掛電工 (人/個)
八角コンクリートボックス	02		
四角コンクリートボックス	03		
八角アウトレットボックス	04		
中型四角アウトレットボックス	05		
大型四角アウトレットボックス	06		
1 個用スイッチボックス	07		
2～3 個用スイッチボックス	08		
4～5 個用スイッチボックス	09		

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J2 の取付歩掛は、各条件を補正する前の歩掛りを入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

⑦ 分電盤設置工

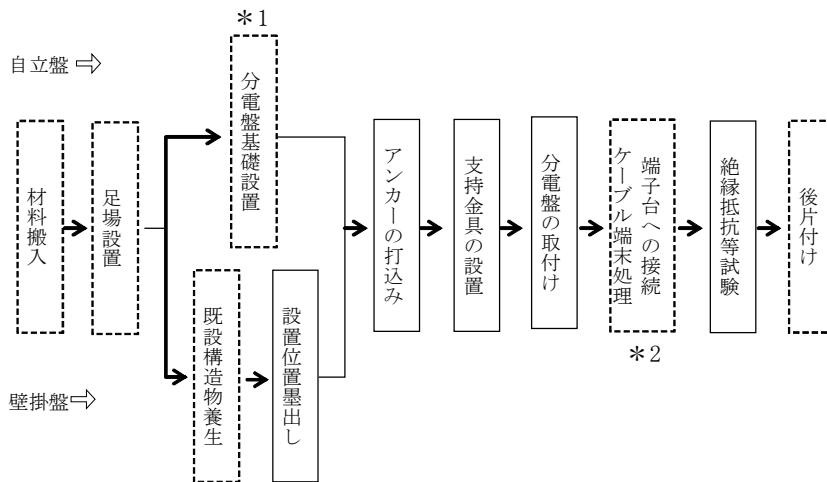
1 適用範囲

本資料は、電力設備又は通信設備用の分電盤の設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1は、「第2章第1節①3-11 作業土工（電気）」による。

*2は、「第2章第1節①配管・配線工」による。

3 標準歩掛

3-1 自立型分電盤取付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
自立型分電盤		面	0.5	2.0	1.0	

3-2 分電盤取付

作業種別	細別規格	単位	電工		摘要
			埋込	露出	
分電盤	前面 0.4m ² 以下	面	1.6	1.3	
	前面 0.8m ² 以下	面	2.4	1.8	
	前面 1.2m ² 以下	面	2.8	2.1	
	前面 1.6m ² 以下	面	3.1	2.4	

3-3 分電盤基礎工

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

4 施工単価入力基準表

(1) 自立型分電盤取付

施工歩掛コード	WE122600	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
自立型分電盤	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 材料単価を別途入力すること。

(2) 分電盤取付

施工歩掛コード	WE122800	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
埋込型分電盤 前面 0.4m ² 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 前面 0.8m ² 以下	02		
〃 前面 1.2m ² 以下	03		
〃 前面 1.6m ² 以下	04		
露出型分電盤 前面 0.4m ² 以下	05		
〃 前面 0.8m ² 以下	06		
〃 前面 1.2m ² 以下	07		
〃 前面 1.6m ² 以下	08		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

⑧ 引込柱設置工

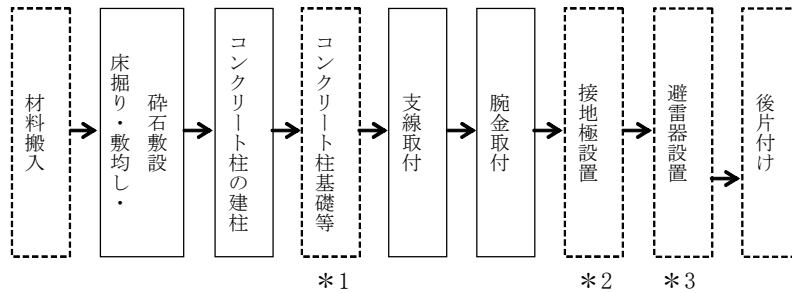
1 適用範囲

本資料は、電源を引き込むための引込柱の設置に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、根入れが満足しないなど補強する場合及び鋼管ポールなどによるベースプレート式の場合とし、「第2章第1節⑬3-11 作業土工（電気）」による。

*2 は、「第2章第1節⑫接地設置工」による。

*3 は、「第2章第1節⑪避雷設備工 3-2 避雷器設置」による。

3 標準歩掛

3-1 コンクリート柱建柱

作業種別	細別規格	単位	電 工	普通作業員	摘 要
コンクリート柱	7m 以下	本	0.9	1.5	
	8m 以下	本	1.2	2.0	
	9m 以下	本	1.5	2.5	
	10m 以下	本	1.8	3.0	
	12m 以下	本	2.4	4.0	
	15m 以下	本	3.3	5.5	

(注) がいし、アームタイ、足場ボルト、番号札、腕金、根枷等の取付け、床掘り、残土処理及びその他これに類する工事は本歩掛に含まれている。ただし、腕金2本以上は別途考慮する。

3-2 支線取付

作業種別	細別規格	単位	電 工	普通作業員	摘 要
ステーブロック	1号 38mm ² 以下	本	0.50	0.65	
	2号 55mm ² 以下	本	0.60	0.70	
	3号 100mm ² 以下	本	1.00	1.30	
打込アンカー	7/4 90mm ² 以下	本	0.25	0.15	
スクリューアンカー	7/4 90mm ² 以下	本	0.30	0.30	

(注) 1. 玉がいし、支線ガードの取付けその他これに類するものは本歩掛に含まれている。
2. 巻付グリップを使用する場合は0.7倍とする。

3-3 腕金取付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
腕 金	900mm 以下	本	0.25	0.10	
	1,500mm 以下	本	0.35	0.10	
	1,800mm 以下	本	0.50	0.15	
	2,700mm 以下	本	0.55	0.25	
腕 金 な し	ピン碍子ラック取付	個	0.10	0.05	

- (注) 1. 腕金工事に伴う、がいし、アームタイ、ボルトの取付け、パインド直し、本線分岐及び引込線の接続替、弛度取り等は本歩掛に含まれている。
2. 腕金なし工事とは、腕金を用いずピンがいし、ラック等を使用する場合をいう。

3-4 引込柱基礎工

本作業種別の歩掛は、「第3章第6節④照明灯基礎設置工」による。

4 施工単価入力基準表

(1) コンクリート柱建柱

施工歩掛コード	WE118100	施工単位	本
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
コンクリート柱 7m 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	材料単価 (円/本)
〃 8m 以下	02		
〃 9m 以下	03		
〃 10m 以下	04		
〃 12m 以下	05		
〃 15m 以下	06		

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(2) 支線取付

施工歩掛コード	WE118300	施工単位	本
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
ステーブロック (1号 38口以下)	01	作業内容による補正 (表-1)	巻付グリップによる補正 (表-2)
〃 (2号 55口以下)	02		
〃 (3号 100口以下)	03		
打込アンカー (7/4 90口以下)	04		
スクリーアンカー (7/4 90口以下)	05		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(3) 腕金取付

施工歩掛コード	WE118401	施工単位	本
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
腕 金 900mm 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 1,500mm 以下	02		
〃 1,800mm 以下	03		
〃 2,700mm 以下	04		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(4) ピン碍子ラック取付

施工歩掛コード	WE118402	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ピン碍子ラック	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 巻付グリップによる補正

作業内容	補正係数	入力番号
巻付グリップなし	1.0	1
〃 あり	0.7	2

⑨ 支柱設置工

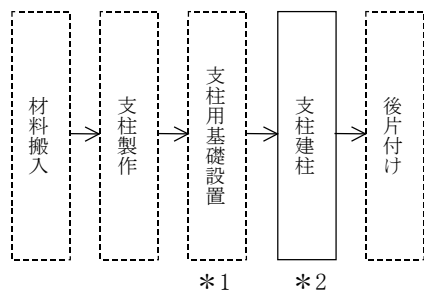
1 適用範囲

本資料は、道路情報板、河川情報表示板、その他これに類する標識などを取付けるためのオーバーハング、オーバーヘッド、単柱等の支柱設置に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、「第2章第1節①3-11 作業土工（電気）」による。

*2 は、「土木工事標準積算基準書第VI編第2章市場単価⑫道路標識設置工」の建柱による。

3 標準歩掛

3-1 支柱設置工

本歩掛は、「土木工事標準積算基準書第VI編第2章市場単価⑫道路標識設置工」の建柱歩掛を準用する。

3-2 支柱基礎工

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

⑩ 通信線柱設置工

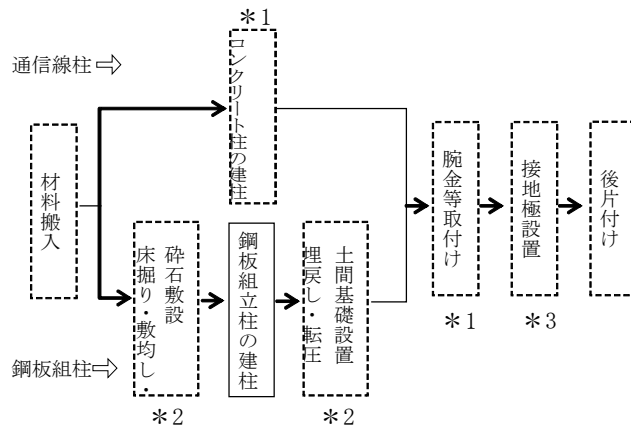
1 適用範囲

本資料は、空中線柱及び通信線柱の設置に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



※1は、「第2章第1節⑧引込柱設置工」による。

※2は、「第2章第1節⑪3-11 作業土工（電気）」による。なお、床掘り時に舗装があればとりこわしを別途計上する。

※3は、「第2章第1節⑫接地設置工」による。

3 標準歩掛

3-1 コンクリート柱建柱

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節⑧引込柱設置工」による。

3-2 鋼板組立柱建柱

作業種別	細別規格	単位	電 工	普通作業員	摘 要
鋼 板 組 立 柱	8m 以下	本	1.0	1.7	
	10m 以下	本	1.6	2.1	
	12m 以下	本	2.3	2.9	
	14m 以下	本	2.6	2.9	
	16m 以下	本	2.9	3.2	
	18m 以下	本	4.0	3.5	
	20m 以下	本	5.2	3.8	

(注) 本歩掛は0型～3型を標準とする。

3-3 支線取付

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節⑧引込柱設置工 3-2 支線取付」による。

3-4 腕金取付

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節⑧引込柱設置工 3-3 腕金取付」による。

3－5 作業土工（電気）
本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

4 施工単価入力基準表

(1) 鋼板組立柱建柱

施工歩掛コード	WE118200	施工単位	本
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
鋼板組立柱 8m 以下	01	作業内容による補正 （表－1）	
〃 10m 以下	02		
〃 12m 以下	03		
〃 14m 以下	04		
〃 16m 以下	05		
〃 18m 以下	06		
〃 20m 以下	07		

（注） 材料単価を別途入力すること。

表－1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 （ 不 使 用 ）	0.2	2
撤 去 （ 再 使 用 ）	0.5	3
移 設	1.5	4

⑪ 避雷設備工

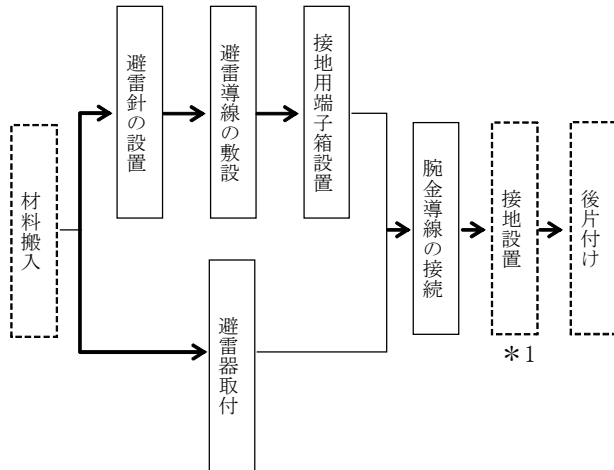
1 適用範囲

本資料は、避雷針、避雷導線、避雷器及び接地用端子箱の設置に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1は、「第2章第1節⑫接地設置工」による。

3 標準歩掛

3-1 避雷針設置

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
突針設置		基	1.00	
避雷導線敷設		m	0.05	
保護パイプ敷設		m	0.05	
むね上導体取付		m	0.15	
接地用端子箱設置		個	0.15	

(注) 避雷針の支持金具取付は、本歩掛に含まれている。

3-2 避雷器設置

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
避雷器設置	高圧用	個	0.15	0.25	
	低圧用	個	0.15	—	

4 施工単価入力基準表

(1) 避雷針設置(突針)

施工歩掛コード	WE123601	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
突針	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 材料単価を別途入力すること。

(2) 避雷針設置(導線敷設)

施工歩掛コード	WE123602	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
導線敷設	01	作業内容による補正 (表-1)	
保護パイプ	02		
むね上導体	03		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(3) 避雷器及び接地用端子箱設置

施工歩掛コード	WE123603	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
各種	01	作業内容による補正 (表-1)	取付歩掛電工 (人/個)
接地用端子箱	02		
低圧用避雷器	03		
高圧用 //	04		

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. J2 の取付歩掛は、各条件を補正する前の歩掛を入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

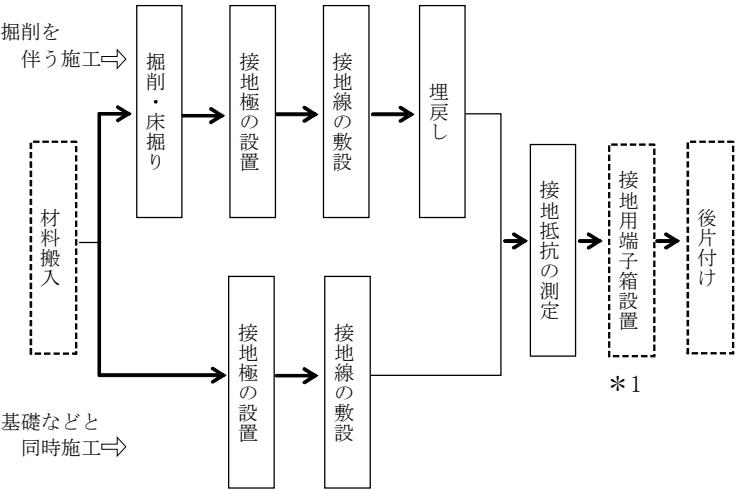
⑫ 接地設置工

1 適用範囲

本資料は、電気通信設備の各種接地を行う接地設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、「第2章第1節⑪避雷設備工」による。

3 標準歩掛

3-1 接地設置

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
A 種 接 地		極	1.00	2.00	
B 種 接 地		極	1.00	2.00	
C 種 接 地		極	1.00	2.00	
D 種 接 地		極	0.25	0.35	

- (注) 1. 本歩掛は、単独で施工する土質条件の良好な場所における1極当たりとする。
2. 本歩掛は、床掘り、埋戻し及び接地抵抗の測定を含む。
3. D種接地は、1.5m程度までの接地棒を使用した場合とし、その他は1㎡以下の銅板を使用した接地極に適用する。
4. A、B、C種接地を行う場合において、他の基礎等の床掘箇所から水平距離でおおむね3m以内の箇所に銅板を使用した接地の場合は、電工のみ計上(1.00人/枚)するものとし、それを超える場合は、A、B、C種接地歩掛によるものとする。
5. D種接地及び補助接地棒を使用する場合において、他の基礎等の床掘箇所から水平距離でおおむね3m以内の箇所に接地棒を打込む場合は、電工のみ計上(0.25人/本)するものとし、それを超える場合はD種接地歩掛によるものとする。

4 施工単価入力基準表

(1) 接地設置

施工歩掛コード	WE123800	施工単位	極
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
A 種接地	01	基礎床掘 3m 以内の施工に よる補正 (表-1)	
B 種接地	02		
C 種接地	03		
D 種接地	04		
補助接地棒	05		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 基礎床掘 3m 以内の施工による補正

作業内容	入力番号
補 正 な し	1
補 正 あ り	2

第2節 工場製品輸送工

① 輸送工

1 適用範囲

本資料は、工場等で製作された電気通信機器及び鋼構造製作物を設置予定の施設あるいは現場まで貨物自動車により輸送する輸送工に適用する。

2 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

第3章 電気設備

第1節 受変電設備工

① 特別高圧受変電設備設置工……………	VIII-3-1	2 施工概要……………	VIII-3-11
1 適用範囲……………	VIII-3-1	3 標準歩掛……………	VIII-3-11
2 施工概要……………	VIII-3-1	3-1 引込設備据付……………	VIII-3-11
3 標準歩掛……………	VIII-3-1	3-2 配電盤据付……………	VIII-3-11
3-1 屋外機構設置……………	VIII-3-1	3-3 配電盤調整……………	VIII-3-12
3-2 断路器据付……………	VIII-3-1	3-4 制御盤据付……………	VIII-3-12
3-3 遮断器据付……………	VIII-3-2	3-5 遮断器据付……………	VIII-3-12
3-4 避雷器据付……………	VIII-3-2	3-6 避雷器据付……………	VIII-3-12
3-5 変圧器（油入）据付……………	VIII-3-2	3-7 変圧器（油入）据付……………	VIII-3-12
3-6 変成器据付……………	VIII-3-3	3-8 変成器据付……………	VIII-3-12
3-7 碍子据付……………	VIII-3-3	3-9 柱上変圧器及び 高圧コンデンサ据付……………	VIII-3-13
3-8 架線金具等据付……………	VIII-3-3	4 施工単価入力基準表……………	VIII-3-13
3-9 母線等据付……………	VIII-3-3	③ 低圧受変電設備設置工……………	VIII-3-17
3-10 特高受変電設備据付……………	VIII-3-3	1 適用範囲……………	VIII-3-17
3-11 特高受変電設備調整……………	VIII-3-4	2 施工概要……………	VIII-3-17
4 施工単価入力基準表……………	VIII-3-5	3 標準歩掛……………	VIII-3-17
② 高圧受変電設備設置工……………	VIII-3-11	3-1 引込設備設置……………	VIII-3-17
1 適用範囲……………	VIII-3-11	3-2 耐雷トランス据付……………	VIII-3-17
		3-3 低圧受変電設備据付……………	VIII-3-17

4	施工単価入力基準表	VIII-3-18	3-1	直流電源装置据付	VIII-3-31
④	受変電用監視制御設備設置工	VIII-3-19	3-2	直流電源装置調整	VIII-3-31
1	適用範囲	VIII-3-19	3-3	蓄電池据付	VIII-3-31
2	施工概要	VIII-3-19	4	施工単価入力基準表	VIII-3-32
3	標準歩掛	VIII-3-19	④	管理用水力発電設備設置工	VIII-3-34
3-1	監視制御装置据付	VIII-3-19	1	適用範囲	VIII-3-34
3-2	監視制御装置調整	VIII-3-19	2	施工概要	VIII-3-34
4	施工単価入力基準表	VIII-3-20	3	標準歩掛	VIII-3-34
⑤	受変電設備基礎工	VIII-3-21	⑤	新エネルギー電源設備設置工	VIII-3-35
1	適用範囲	VIII-3-21	1	適用範囲	VIII-3-35
2	施工概要	VIII-3-21	2	施工概要	VIII-3-35
3	標準歩掛	VIII-3-21	3	標準歩掛	VIII-3-35

第2節 電源設備工

①	発電設備設置工	VIII-3-22
1	適用範囲	VIII-3-22
2	施工概要	VIII-3-22
3	標準歩掛	VIII-3-22
3-1	発動発電設備据付	VIII-3-22
3-2	発動発電設備調整	VIII-3-23
3-3	発動発電設備据付 (パッケージ型)	VIII-3-23
3-4	発動発電設備調整 (パッケージ型)	VIII-3-23
3-5	燃料小出槽設置	VIII-3-23
4	施工単価入力基準表	VIII-3-24
②	無停電電源設備設置工	VIII-3-27
1	適用範囲	VIII-3-27
2	施工概要	VIII-3-27
3	標準歩掛	VIII-3-27
3-1	無停電電源装置据付	VIII-3-27
3-2	無停電電源装置調整	VIII-3-27
3-3	小容量無停電電源装置 据付・調整	VIII-3-27
3-4	蓄電池据付	VIII-3-28
4	施工単価入力基準表	VIII-3-29
③	直流電源設備設置工	VIII-3-31
1	適用範囲	VIII-3-31
2	施工概要	VIII-3-31
3	標準歩掛	VIII-3-31

第3節 揚排水機場電気設備工

①	高圧受変電設備設置工	VIII-3-36
1	適用範囲	VIII-3-36
2	施工概要	VIII-3-36
3	標準歩掛	VIII-3-36
②	低圧受変電設備設置工	VIII-3-37
1	適用範囲	VIII-3-37
2	施工概要	VIII-3-37
3	標準歩掛	VIII-3-37
③	発電設備設置工	VIII-3-38
1	適用範囲	VIII-3-38
2	施工概要	VIII-3-38
3	標準歩掛	VIII-3-38
④	無停電電源設備設置工	VIII-3-39
1	適用範囲	VIII-3-39
2	施工概要	VIII-3-39
3	標準歩掛	VIII-3-39
⑤	直流電源設備設置工	VIII-3-40
1	適用範囲	VIII-3-40
2	施工概要	VIII-3-40
3	標準歩掛	VIII-3-40
⑥	操作制御装置設置工	VIII-3-41
1	適用範囲	VIII-3-41
2	施工概要	VIII-3-41
3	標準歩掛	VIII-3-41
⑦	水閘門電気設備設置工	VIII-3-42
1	適用範囲	VIII-3-42

2	施工概要	Ⅷ-3-42
3	標準歩掛	Ⅷ-3-42

第4節 地下駐車場電気設備工

①	高压受変電設備設置工	Ⅷ-3-43
1	適用範囲	Ⅷ-3-43
2	施工概要	Ⅷ-3-43
3	標準歩掛	Ⅷ-3-43
②	低压受変電設備設置工	Ⅷ-3-44
1	適用範囲	Ⅷ-3-44
2	施工概要	Ⅷ-3-44
3	標準歩掛	Ⅷ-3-44
③	発電設備設置工	Ⅷ-3-45
1	適用範囲	Ⅷ-3-45
2	施工概要	Ⅷ-3-45
3	標準歩掛	Ⅷ-3-45
④	無停電電源設備設置工	Ⅷ-3-46
1	適用範囲	Ⅷ-3-46
2	施工概要	Ⅷ-3-46
3	標準歩掛	Ⅷ-3-46
⑤	直流電源設備設置工	Ⅷ-3-47
1	適用範囲	Ⅷ-3-47
2	施工概要	Ⅷ-3-47
3	標準歩掛	Ⅷ-3-47
⑥	電灯設備設置工	Ⅷ-3-48
1	適用範囲	Ⅷ-3-48
2	施工概要	Ⅷ-3-48
3	標準歩掛	Ⅷ-3-48
3-1	白熱灯器具取付(屋内)	Ⅷ-3-48
3-2	白熱灯器具取付(屋外)	Ⅷ-3-49
3-3	蛍光灯器具取付	Ⅷ-3-49
3-4	配線器具取付	Ⅷ-3-50
4	施工単価入力基準表	Ⅷ-3-51
⑦	動力設備設置工	Ⅷ-3-55
1	適用範囲	Ⅷ-3-55
2	施工概要	Ⅷ-3-55
3	標準歩掛	Ⅷ-3-55
⑧	電話設備設置工	Ⅷ-3-56
1	適用範囲	Ⅷ-3-56
2	施工概要	Ⅷ-3-56

3	標準歩掛	Ⅷ-3-56
⑨	放送設備設置工	Ⅷ-3-57
1	適用範囲	Ⅷ-3-57
2	施工概要	Ⅷ-3-57
3	標準歩掛	Ⅷ-3-57
⑩	ラジオ再放送設備設置工	Ⅷ-3-58
1	適用範囲	Ⅷ-3-58
2	施工概要	Ⅷ-3-58
3	標準歩掛	Ⅷ-3-58
⑪	無線通信補助設備設置工	Ⅷ-3-59
1	適用範囲	Ⅷ-3-59
2	施工概要	Ⅷ-3-59
3	標準歩掛	Ⅷ-3-59
⑫	インターホン設備設置工	Ⅷ-3-60
1	適用範囲	Ⅷ-3-60
2	施工概要	Ⅷ-3-60
3	標準歩掛	Ⅷ-3-60
⑬	テレビ共聴設備設置工	Ⅷ-3-61
1	適用範囲	Ⅷ-3-61
2	施工概要	Ⅷ-3-61
3	標準歩掛	Ⅷ-3-61
3-1	機器収容箱据付	Ⅷ-3-61
3-2	分配器据付	Ⅷ-3-61
3-3	混合器据付	Ⅷ-3-61
3-4	増幅器据付	Ⅷ-3-61
3-5	空中線装置据付	Ⅷ-3-61
3-6	空中線装置調整	Ⅷ-3-61
⑭	身体障害者警報設備設置工	Ⅷ-3-62
1	適用範囲	Ⅷ-3-62
2	施工概要	Ⅷ-3-62
3	標準歩掛	Ⅷ-3-62
⑮	自動火災報知設備設置工	Ⅷ-3-63
1	適用範囲	Ⅷ-3-63
2	施工概要	Ⅷ-3-63
3	標準歩掛	Ⅷ-3-63
⑯	CCTV 装置設置工	Ⅷ-3-64
1	適用範囲	Ⅷ-3-64
2	施工概要	Ⅷ-3-64
3	標準歩掛	Ⅷ-3-64
⑰	中央監視設備設置工	Ⅷ-3-65
1	適用範囲	Ⅷ-3-65

2	施工概要	VIII-3-65
3	標準歩掛	VIII-3-65
⑱	駐車場管制設備設置工	VIII-3-66
1	適用範囲	VIII-3-66
2	施工概要	VIII-3-66
3	標準歩掛	VIII-3-66
⑲	遠方監視設備設置工	VIII-3-67
1	適用範囲	VIII-3-67
2	施工概要	VIII-3-67
3	標準歩掛	VIII-3-67

第5節 配電線設備工

①	配電線設備設置工	VIII-3-68
1	適用範囲	VIII-3-68
2	施工概要	VIII-3-68
3	標準歩掛	VIII-3-68
3-1	コンクリート柱建柱	VIII-3-68
3-2	鋼板組立柱建柱	VIII-3-68
3-3	支線取付	VIII-3-68
3-4	腕木・腕金取付	VIII-3-68
3-5	変台装置据付	VIII-3-68
3-6	変圧器据付	VIII-3-68
3-7	高圧コンデンサー据付	VIII-3-68
3-8	保護線据付	VIII-3-69
3-9	保護網据付	VIII-3-69
3-10	作業土工(電気)	VIII-3-69
3-11	殻運搬処理	VIII-3-69

第6節 道路照明設備工

①	道路照明設備設置工	VIII-3-70
1	適用範囲	VIII-3-70
2	施工概要	VIII-3-70
3	標準歩掛	VIII-3-70
3-1	道路照明灯建柱	VIII-3-70
3-2	照明器具取付	VIII-3-70
3-3	分電盤取付(ポール取付)	VIII-3-70
3-4	自動点滅器取付 (ポール取付)	VIII-3-71

3-5	自動点滅器取付 (連続照明用)	VIII-3-71
4	施工単価入力基準表	VIII-3-72
②	サービスエリア照明設備設置工	VIII-3-75
1	適用範囲	VIII-3-75
2	施工概要	VIII-3-75
3	標準歩掛	VIII-3-75
③	歩道(橋)照明設備設置工	VIII-3-76
1	適用範囲	VIII-3-76
2	施工概要	VIII-3-76
3	標準歩掛	VIII-3-76
④	照明灯基礎設置工	VIII-3-77
1	適用範囲	VIII-3-77
2	施工概要	VIII-3-77
3	標準歩掛	VIII-3-77
3-1	基礎掘削及び スパイラルダクト立込	VIII-3-77
3-2	コンクリート打設	VIII-3-77
3-3	クラッシャーラン	VIII-3-77
3-4	接地設置工	VIII-3-77
4	施工単価入力基準表	VIII-3-78
⑤	視線誘導灯設置工	VIII-3-79
1	適用範囲	VIII-3-79
2	施工概要	VIII-3-79
3	標準歩掛	VIII-3-79
3-1	ブリンカーライト設置	VIII-3-79
3-2	視線誘導灯設置	VIII-3-79
4	施工単価入力基準表	VIII-3-79
⑥	視線誘導灯基礎設置工	VIII-3-80
1	適用範囲	VIII-3-80
2	施工概要	VIII-3-80
3	標準歩掛	VIII-3-80

第7節 トンネル照明設備工

①	トンネル照明設備設置工	VIII-3-81
1	適用範囲	VIII-3-81
2	施工概要	VIII-3-81
3	標準歩掛	VIII-3-81
3-1	坑口照明灯設置	VIII-3-81
3-2	トンネル照明器具取付	VIII-3-82

3-3 自動点滅器取付 (トンネル照明用)	VIII-3-82	4 施工単価入力基準表	VIII-3-93
4 施工単価入力基準表	VIII-3-83	第9節 共同溝付帯設備工	
② アンダーパス照明設備設置工	VIII-3-85	① 共同溝引込設備設置工	VIII-3-95
1 適用範囲	VIII-3-85	1 適用範囲	VIII-3-95
2 施工概要	VIII-3-85	2 施工概要	VIII-3-95
3 標準歩掛	VIII-3-85	3 標準歩掛	VIII-3-95
3-1 坑口照明灯取付	VIII-3-85	3-1 引込配電塔設置	VIII-3-95
3-2 トンネル照明器具取付	VIII-3-85	3-2 盤類設置	VIII-3-95
③ 地下道照明設備設置工	VIII-3-86	3-3 配線ダクト据付	VIII-3-96
1 適用範囲	VIII-3-86	3-4 はつり	VIII-3-96
2 施工概要	VIII-3-86	4 施工単価入力基準表	VIII-3-96
3 標準歩掛	VIII-3-86	② 共同溝照明設備設置工	VIII-3-98
3-1 坑口照明器具取付	VIII-3-86	1 適用範囲	VIII-3-98
3-2 トンネル照明器具取付	VIII-3-86	2 施工概要	VIII-3-98
④ 照明灯基礎設置工	VIII-3-87	3 標準歩掛	VIII-3-98
1 適用範囲	VIII-3-87	3-1 照明器具取付	VIII-3-98
2 施工概要	VIII-3-87	3-2 金物取付	VIII-3-98
3 標準歩掛	VIII-3-87	3-3 配線器具取付	VIII-3-98
3-1 照明灯基礎設置	VIII-3-87	4 施工単価入力基準表	VIII-3-99
⑤ 雑工(電気)	VIII-3-88	③ 共同溝排水設備設置工	VIII-3-100
1 適用範囲	VIII-3-88	1 適用範囲	VIII-3-100
2 施工概要	VIII-3-88	2 施工概要	VIII-3-100
3 標準歩掛	VIII-3-88	3 標準歩掛	VIII-3-100
第8節 施設照明設備工		3-1 排水ポンプ据付	VIII-3-100
① ダム照明設備設置工	VIII-3-89	3-2 給排水管敷設	VIII-3-101
1 適用範囲	VIII-3-89	3-3 金物取付	VIII-3-101
2 施工概要	VIII-3-89	3-4 配線器具取付	VIII-3-101
3 標準歩掛	VIII-3-89	4 施工単価入力基準表	VIII-3-102
② 河川照明設備設置工	VIII-3-90	④ 共同溝換気設備設置工	VIII-3-105
1 適用範囲	VIII-3-90	1 適用範囲	VIII-3-105
2 施工概要	VIII-3-90	2 施工概要	VIII-3-105
3 標準歩掛	VIII-3-90	3 標準歩掛	VIII-3-105
③ 公園照明設備設置工	VIII-3-91	3-1 換気ファン据付	VIII-3-105
1 適用範囲	VIII-3-91	3-2 吸音板設置	VIII-3-105
2 施工概要	VIII-3-91	3-3 静圧調整板設置	VIII-3-105
3 標準歩掛	VIII-3-91	3-4 遠方操作盤据付	VIII-3-106
3-1 水銀灯器具取付(屋内)	VIII-3-91	3-5 金物取付	VIII-3-106
3-2 水銀灯器具取付(屋外)	VIII-3-92	3-6 配線器具取付	VIII-3-106
		4 施工単価入力基準表	VIII-3-107

⑤ 共同溝監視制御設備設置工	VIII-3-109
1 適用範囲	VIII-3-109
2 施工概要	VIII-3-109
3 標準歩掛	VIII-3-109
3-1 監視盤据付	VIII-3-109
3-2 監視盤調整	VIII-3-109
3-3 火災報知設備据付	VIII-3-109
3-4 火災報知設備調整	VIII-3-109
3-5 火災感知設備据付	VIII-3-109
3-6 火災感知設備調整	VIII-3-109
3-7 ガス機器取付	VIII-3-109
3-8 金物取付	VIII-3-109
3-9 配線器具取付	VIII-3-110
4 施工単価入力基準表	VIII-3-110
⑥ 共同溝標識設備設置工	VIII-3-111
1 適用範囲	VIII-3-111
2 施工概要	VIII-3-111
3 標準歩掛	VIII-3-111
3-1 共同溝標識設置	VIII-3-111
4 施工単価入力基準表	VIII-3-111

第10節 電気応用設備工

① 水処理設備設置工	VIII-3-112
1 適用範囲	VIII-3-112
2 施工概要	VIII-3-112
3 標準歩掛	VIII-3-112

第11節 道路融雪設備工

① 高圧受変電設備設置工	VIII-3-113
1 適用範囲	VIII-3-113
2 施工概要	VIII-3-113
3 標準歩掛	VIII-3-113
② 受変電設備基礎工	VIII-3-114
1 適用範囲	VIII-3-114
2 施工概要	VIII-3-114
3 標準歩掛	VIII-3-114
③ 道路ヒーティング設備設置工	VIII-3-115
1 適用範囲	VIII-3-115
2 施工概要	VIII-3-115

3 標準歩掛	VIII-3-115
3-1 凍結検知装置据付	VIII-3-115
3-2 凍結検知装置調整	VIII-3-115
3-3 ヒーティングユニット 新設道路敷設(未舗装)	VIII-3-115
3-4 ヒーティングユニット既設 道路敷設(既設舗装面)	VIII-3-115
3-5 ヒーティングユニット 歩道橋敷設	VIII-3-116
3-6 リード線敷設	VIII-3-116
4 施工単価入力基準表	VIII-3-116
④ 道路消融雪ポンプ設備設置工	VIII-3-119
1 適用範囲	VIII-3-119
2 施工概要	VIII-3-119
3 標準歩掛	VIII-3-119
3-1 道路消雪ポンプ盤据付	VIII-3-119
3-2 道路消雪ポンプ盤調整	VIII-3-119
3-3 降雪検知器据付	VIII-3-119
3-4 降雪検知器調整	VIII-3-119
3-5 遠隔制御装置据付	VIII-3-119
3-6 遠隔制御装置調整	VIII-3-119
3-7 操作盤据付	VIII-3-119
3-8 操作盤調整	VIII-3-119
3-9 機側操作盤据付	VIII-3-120
3-10 機側操作盤調整	VIII-3-120
3-11 開閉器盤据付	VIII-3-120
3-12 開閉器盤調整	VIII-3-120
⑤ 道路消融雪ポンプ設備基礎工	VIII-3-121
1 適用範囲	VIII-3-121
2 施工概要	VIII-3-121
3 標準歩掛	VIII-3-121

第12節 道路照明維持補修工

① 道路照明維持工	VIII-3-122
1 適用範囲	VIII-3-122
2 施工概要	VIII-3-122
3 標準歩掛	VIII-3-122
3-1 管球取替	VIII-3-122
3-2 安定器取替	VIII-3-123
3-3 灯具取替	VIII-3-123

3-4	灯具付属品取替	Ⅷ-3-123	3-4	歩道橋照明器具修繕	Ⅷ-3-127
3-5	自動点滅器取替	Ⅷ-3-124	3-5	配管配線修繕	Ⅷ-3-127
4	施工単価入力基準表	Ⅷ-3-124	3-6	引込柱修繕	Ⅷ-3-127
②	道路照明修繕工	Ⅷ-3-127	3-7	視線誘導灯修繕	Ⅷ-3-127
1	適用範囲	Ⅷ-3-127	3-8	作業土工(電気)	Ⅷ-3-127
2	施工概要	Ⅷ-3-127	3-9	発生材運搬	Ⅷ-3-128
3	標準歩掛	Ⅷ-3-127	3-10	殻運搬処理	Ⅷ-3-128
3-1	道路照明灯修繕	Ⅷ-3-127			
3-2	道路照明器具修繕	Ⅷ-3-127			
3-3	歩道橋照明灯修繕	Ⅷ-3-127			

第 3 章 電気設備

第 1 節 受変電設備工

① 特別高圧受変電設備設置工

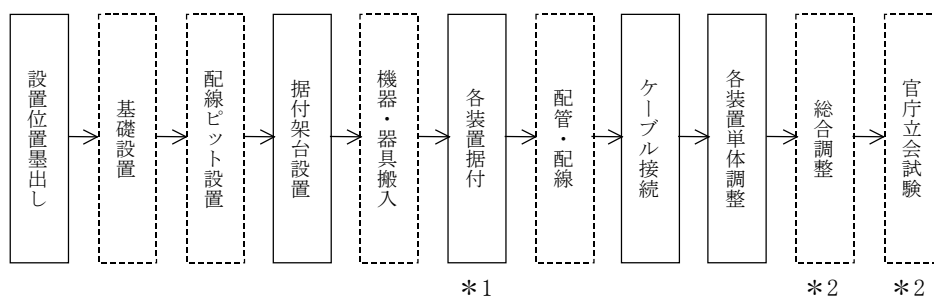
1 適用範圍

本資料は、特別高圧受変電設備の各機器を設置する特別高圧受変電設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、盤間配線を含む

*2 は、必要に応じて別途積上げる。

3 標準步掛

3-1 屋外機構設置

作 業 種 別	細別規格	単 位	技術者	電 工	普通作業員	鉄骨工	摘 要
鋼 材 加 工		t	—	—	2.50	3.50	
鋼 材 組 立		t	0.5	6.0	4.00	2.00	
パ イ プ 枠 組		本	—	0.1	0.05	0.05	

(注) 1. 技術者は特高設備の場合とし、一般高圧設備は技術者を電工に読みかえる。

2. クレーン車を使用する場合は、本歩掛の0.7倍とする。ただし、技術者については低減しない。

3-2 断路器据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技術者	電 工	普通作業員	摘 要
断 路 器	70kV 以下 LS	組	0.7	5.0	1.0	
	70kV 以下 DS	組	0.5	4.3	0.5	
	30kV 以下 DS	組	0.2	2.2	0.2	
	6kV 以下 DS	台	—	0.5	—	

(注) 断路器 (LS) の空気配管は、別途積算する。

3-3 遮断器据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	電工	普通作業員
遮断器	70kV以下 3,500MVA ガス又は空気	台	3.5	—	18.0	5.5
	70kV以下 2,500MVA ガス又は空気	台	3.5	—	15.0	4.5
	30kV以下 1,000MVA ガス又は空気	台	2.0	—	9.0	3.0
	70kV以下 3,500MVA 油入	台	2.5		7.5	2.5
	30kV以下 2,000MVA 油入	台	1.5	—	5.0	1.5
	6kV以下	台	—	0.5	3.0	1.0

- (注) 1. 据付組立及び試験を含む。ただし、架台は別途積算とする。
2. 本歩掛には、操作用空気配管は含まれていない。

3-4 避雷器据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
避雷器	70kV以下	組	0.75	5.00	1.50	
	30kV以下	組	0.60	2.50	0.75	
	6kV以下	組	—	0.45	0.25	

- (注) 1. 6kV以下は、600Vを超え7,000V以下の電圧に適用する。
2. 1組は3個で構成する。

3-5 変圧器(油入)据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
変圧器(油入)	60kV以下 3φ 500kVA	台	1.7	6.0	1.8	
	60kV以下 3φ 750kVA	台	2.4	8.7	2.6	
	60kV以下 3φ 1,000kVA	台	3.4	12.0	3.7	
	60kV以下 3φ 3,000kVA	台	4.8	17.0	5.3	
	60kV以下 1φ 500kVA	台	1.5	5.4	1.7	
	60kV以下 1φ 750kVA	台	2.2	7.8	2.4	
	60kV以下 1φ 1,000kVA	台	3.1	11.0	3.5	
	60kV以下 1φ 3,000kVA	台	4.4	16.0	4.8	
	6kV以下 3φ 500kVA	台	1.2	4.2	1.3	
	6kV以下 3φ 1,000kVA	台	2.4	8.7	2.6	
	6kV以下 3φ 1,500kVA	台	3.6	12.0	3.9	
	6kV以下 1φ 500kVA	台	1.1	3.8	1.2	
	6kV以下 1φ 1,000kVA	台	2.2	7.7	2.5	
	6kV以下 1φ 1,500kVA	台	3.3	11.0	3.6	

- (注) 1. ラジエータ及びコンサバータの取付け、油又はガス封入、荷造解体等は本歩掛に含まれている。
2. クレーン車を使用する場合は、本歩掛の0.7倍とする。
ただし、技術者については低減しない。

3-6 変成器据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
変成器	70kV以下 がいし型	組	0.45	2.00	0.25	
	30kV以下 モールド	組	0.15	2.00	0.25	
	6kV以下 モールド	組	—	0.45	0.25	

(注) 6kV以下は、600Vを超え7,000V以下の電圧に適用する。

3-7 碍子据付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
懸垂	2ヶ連	組	0.50	0.15	
	5ヶ連	組	0.75	0.25	
耐張	2ヶ連	組	0.40	0.15	
	5ヶ連	組	0.65	0.20	
長幹	70kV	組	0.80	0.25	

3-8 架線金具等据付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
H D C C 圧縮接続		箇所	0.30	0.10	
締付端子取付		箇所	0.10	0.05	
ジャンパースリーブ		箇所	0.90	0.30	
スペーサバランサ		箇所	0.90	0.30	
P G クランプ		箇所	0.10	0.05	
耐張クランプ		箇所	0.30	0.10	
圧縮引留クランプ		箇所	1.50	0.35	

3-9 母線等据付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
特高母線	電線	径間	0.35	0.30	
高圧母線	銅帯	m	0.10	0.05	
	丸母線 5～9mm	m	0.05	0.05	
	丸母線 10～12mm	m	0.10	0.05	

3-10 特高受変電設備据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
キュービクル	高圧類	面	0.5	4.0	2.0	
	低圧類	面	0.5	3.0	2.0	
継電器盤		面	0.5	5.0	2.0	
操作卓		面	0.5	2.0	1.0	

- (注) 1. 盤の据付け、配線接続とする。ただし、ケーブルの端末処理は、別途積算とする。
 2. キュービクルとは、引込盤・受電盤・切替盤・動力盤・低圧盤・コントロールセンタ等とする。
 3. 継電器盤に類似した自立型制御盤等は、継電器盤の歩掛を準用する。

3-11 特高受変電設備調整

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	摘 要
キュービクル		面	0.3	
継電器盤		面	1.5	
操作卓		面	1.0	

- (注) 1. 盤の単体調整とする。
2. 継電器盤、操作卓と機側操作盤等との対向調整は、別途積算とする。
3. キュービクルとは、引込盤・受電盤・切替盤・動力盤等とする。
4. 継電器盤に類似した自立型制御盤等は、継電器盤の歩掛を準用する。

4 施工単価入力基準表

(1) 屋外機構設置(鋼材)

施工歩掛コード	WE200101	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
鋼材加工	01	作業内容による補正 (表-1)	機械施工による補正 (表-2)
鋼材組立(特高据付)	02		
鋼材組立(高圧)	03		

(注) 鋼構造製作物、材料単価及び機械経費は、別途入力する。

(2) 屋外機構設置(パイプ枠組)

施工歩掛コード	WE200102	施工単位	本
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
パイプ枠組	01	作業内容による補正 (表-1)	機械施工による補正 (表-2)

(注) 材料単価は、別途入力する。

(3) 断路器据付(70kV以下・30kV以下)

施工歩掛コード	WE200201	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
70kV以下LS	01	作業内容による補正 (表-1)	2組目以降による補正 (表-3)
70kV以下DS	02		
30kV以下DS	03		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 機械施工による補正

施工内容	補正係数	入力番号
人 力 施 工	1.0	1
クレーン車使用	0.7	2

表-3 2組目以降による補正

施工内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(4) 断路器据付 (6kV 以下)

施工歩掛コード	WE200202	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
6kV 以下 DS	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-4)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(5) 遮断器据付

施工歩掛コード	WE200300	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
70kV 以下 3,500MVA ガス・空気	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-4)
〃 2,500MVA ガス・空気	02		
30kV 以下 1,000MVA ガス・空気	03		
70kV 以下 3,500MVA 油入	04		
30kV 以下 2,000MVA 油入	05		
6kV 以下	06		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 機械施工による補正

施工内容	補正係数	入力番号
人 力 施 工	1.0	1
ク レ ー ン 車 使 用	0.7	2

表-3 2 組目以降による補正

施工内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2 台目以降による補正

施工内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(6) 避雷器据付

施工歩掛コード	WE200400	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
70kV 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	2 組目以降による補正 (表-2)
30kV 以下	02		
6kV 以下	03		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(7) 変圧器（油入）据付

施工歩掛コード		WE200500	施工単位	台
施工区分			入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
60kV 以下 3 φ 500kVA	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-3)	機械施工による補正 (表-4)
〃 〃 750kVA	02			
〃 〃 1,000kVA	03			
〃 〃 3,000kVA	04			
〃 1 φ 500kVA	05			
〃 〃 750kVA	06			
〃 〃 1,000kVA	07			
〃 〃 3,000kVA	08			
6kV 以下 3 φ 500kVA	09			
〃 〃 1,000kVA	10			
〃 〃 1,500kVA	11			
〃 1 φ 500kVA	12			
〃 〃 1,000kVA	13			
〃 〃 1,500kVA	14			

(注) 1. 機器単体費は、別途入力する。

2. 機械経費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去（不使用）	0.2	2
撤去（再使用）	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 組目以降による補正

施工内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 機械施工による補正

施工内容	補正係数	入力番号
人 力 施 工	1.0	1
クレーン車使用	0.7	2

表-3 2 台目以降による補正

施工内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(8) 変成器据付

施工歩掛コード	WE200600	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
70kV 以下がいし型	01	作業内容による補正 (表-1)	2 組目以降による補正 (表-2)
30kV 以下モールド型	02		
6kV 以下 //	03		

(注) 1. 機器単体費は、別途入力する。

(9) 碍子据付

施工歩掛コード	WE200700	施工単位	組	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
懸垂（2ヶ連）	01	作業内容による補正 （表－1）	2連目以降による補正 （表－3）	材料単価 （円／連）
〃（5ヶ連）	02			
耐張（2ヶ連）	03			
〃（5ヶ連）	04			
長幹（70KV）	05			

(注) 材料単価は、1 組価格を入力する。

(10) 架線金具等据付

施工歩掛コード	WE200800	施工単位	箇所
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
HDCC 圧縮接続	01	作業内容による補正 (表-1)	
締付端子取付	02		
ジャンパースリーブ	03		
スペーサバランサ	04		
PG クランプ	05		
耐張クランプ	06		
圧縮引留クランプ	07		

(注) 材料単価は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 組目以降による補正

施工内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 連目以降による補正

施工内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(11) 母線等据付 (特高母線)

施工歩掛コード	WE200901	施工単位	径間
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
特高母線	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 材料単価は、別途入力する。

(12) 母線等据付 (高圧母線)

施工歩掛コード	WE200902	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
高圧母線 (銅帯)	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 (丸母線 5～9mm)	02		
〃 (丸母線 10～12mm)	03		

(注) 材料単価は、別途入力する。

(13) 特高受変電設備据付

施工歩掛コード	WE201300	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
高圧キュービクル	01	作業内容による補正 (表-1)	2 面目以降による補正 (表-4)
低圧キュービクル	02		
継電器盤	03		
操作卓	04		

(注) 1. 2 面以上据付けを行う場合は、1 面目と 2 面目以降を分けて入力する。

2. 2 面目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X: 補正歩掛
Y: 標準 〃
Z: 補正係数 (J2)

3. 機器単体費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-4 2 面目以降による補正

2 面目以降による補正	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(14) 特高受変電設備調整

施工歩掛コード	WE201400	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
キュービクル	01	2 面目以降による補正 (表-4)	
継電器盤	02		
操作卓	03		

- (注) 1. 2 面以上調整を行う場合は、1 面目と 2 面目以降を分けて入力する。
 2. 2 面以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X: 補正歩掛
 Y: 標準 "

Z: 補正係数 (J2)

表-4 2 面目以降による補正

2 面目以降による補正	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

② 高圧受変電設備設置工

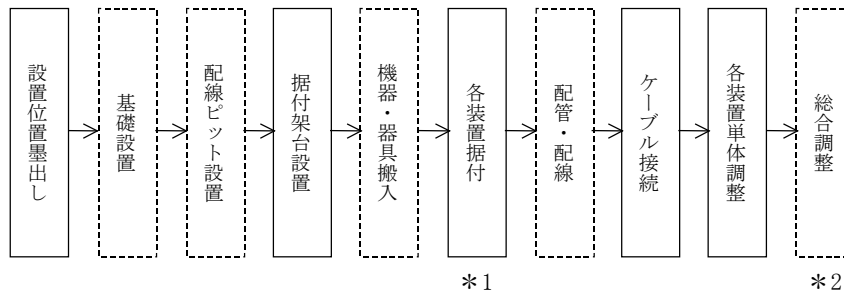
1 適用範囲

本資料は、高圧受変電設備の各機器を設置する高圧受変電設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、盤間配線を含む

*2 は、必要に応じて別途積み上げる

3 標準歩掛

3-1 引込設備据付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
気中開閉器	6.6kV以下	台	0.5	0.3	
プライマリーカットアウトスイッチ		個	0.2		

(注) 1. 本歩掛は、引込柱上に気中開閉器を取付ける場合に適用するものとし、取付けに要する金具類及び引込ケーブルの保護管の取付け等も含んでいる。

ただし、腕金については別途積算するものとする。

2. 引込柱の設置及び気中開閉器からの配線は別途積上げ計上するものとし、引込柱設置歩掛は「第2章第1節⑧引込柱設置工」、配線その他の作業は「第2章第1節共通設備工」による。

3. 地絡継電器付の場合は1.5倍とする。

3-2 配電盤据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
キュービクル	高圧類	面	0.5	4.0	2.0	
	低圧類	面	0.5	3.0	2.0	
継電器盤		面	0.5	5.0	2.0	
操作卓		面	0.5	2.0	1.0	

(注) 1. 本歩掛は、盤の据付け、配線接続までとする。ただし、ケーブルの端末処理は、別途積算とする。

2. キュービクルとは、引込盤・受電盤・切替盤・動力盤・低圧盤・コントロールセンター、直流電源盤等とする。

3. 継電器盤に類似した自立型制御盤等は、継電器盤の歩掛を準用する。

3-3 配電盤調整

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	摘 要
高 圧 キ ュ ー ビ ク ル		面	0.3	
継 電 器 盤		面	1.5	
操 作 卓		面	1.0	

- (注) 1. 盤の単体調整とする。
2. 継電器盤、操作卓と機側操作盤等との対向調整は別途積算とする。
3. 高圧キュービクルとは、引込盤・受電盤・切替盤・動力盤等とする。
4. 継電器盤に類似した自立型制御盤等は、継電器盤の歩掛を準用する。

3-4 制御盤据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
負 荷	1.5kW 以下	面	1.8	
	2.2～3.7kW	面	2.0	
	5.5～7.5kW	面	2.2	
	11～18kW	面	2.5	
	18kW 以上	面	3.0	

- (注) 制御盤 1 面で電動機 2 台までは本歩掛の電動機台数倍とするが、電動機 3 台以上の集合制御盤の場合は、合計歩掛の 0.7 倍とする。

3-5 遮断器据付

本作業種別の歩掛は、「第 3 章第 1 節①特別高圧受変電設備設置工」による。

3-6 避雷器据付

本作業種別の歩掛は、「第 3 章第 1 節①特別高圧受変電設備設置工」による。

3-7 変圧器（油入）据付

本作業種別の歩掛は、「第 3 章第 1 節①特別高圧受変電設備設置工」による。

3-8 変成器据付

本作業種別の歩掛は、「第 3 章第 1 節①特別高圧受変電設備設置工」による。

3-9 柱上変圧器及び高圧コンデンサ据付

作業種別	規格	単位	3 相		単 相	
			電 工	普通作業員	電 工	普通作業員
変 圧 器	5kVA 以下	台	0.55	0.90	0.45	0.70
	10kVA 以下	台	0.85	1.35	0.65	1.10
	20kVA 以下	台	1.35	2.35	1.10	1.90
	30kVA 以下	台	1.65	2.70	1.30	2.20
	50kVA 以下	台	2.20	3.60	1.80	2.90
	75kVA 以下	台	2.70	4.50	2.20	3.60
	100kVA 以下	台	3.25	5.40	2.60	4.30
	150kVA 以下	台	3.80	6.30	3.10	5.05
高 圧 コ ン デ ン サ	20kVar 以下	台	0.30	0.50		
	50kVar 以下	台	0.45	0.75		
	100kVar 以下	台	0.65	1.00		

(注) 本歩掛は、柱上設置の場合とする。地上設置の場合は0.7倍とする。

4 施工単価入力基準表

(1) 引込設備(気中開閉器)据付

施工歩掛コード	WE201601	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
気中開閉器	01	作業内容による補正 (表-1)	地絡継電器付による補正 (表-2)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(2) 引込設備(カットアウトスイッチ)据付

施工歩掛コード	WE201602	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
プライマリーカットアウトスイッチ	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 材料単価は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 地絡継電器付による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	1.5	2

(3) 配電盤据付

施工歩掛コード	WE201100	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
高圧キュービクル	01	作業内容による補正 (表-1)	2 面目以降による補正 (表-2)
低圧キュービクル	02		
継電器盤	03		
操作卓	04		

(注) 1. 2 面以上据付けを行う場合は、1 面目と 2 面目以降を分けて入力する。

2. 2 面目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X : 補正歩掛
Y : 標準 〃
Z : 補正係数 (J2)

3. 機器単体費は、別途入力する。

(4) 配電盤調整

施工歩掛コード	WE201500	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
高圧キュービクル	01	2 面目以降による補正 (表-2)	
継電器盤	02		
操作卓	03		

(注) 1. 2 面以上調整を行う場合は、1 面目と 2 面目以降を分けて入力する。

2. 2 面目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X : 補正歩掛
Y : 標準 〃
Z : 補正係数 (J1)

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(5) 制御盤据付

施工歩掛コード	WE201200	施工単位	面				
施工区分		入力条件					
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4	J5	J6
負荷（1.5kW 以下）	01	作業内容による補正 （表－1）	2 面目以降による補正 （表－2）	電動機の 組合せ （表－3）	電動機台数 による補正 （表－4）	電動機台数 （台／面）	据付歩掛集計 電工 （人／面）
〃 （2.2～3.7kW）	02						
〃 （5.5～7.5kW）	03						
〃 （ 11～18kW）	04						
〃 （ 18kW 以上）	05						

(注) 1. 同機種 (3 台以上) の場合は、J3 に 1 を入力し、J5 に総台数を入力する。

$$X=Y \times Z \times 0.7$$

X: 補正歩掛 (電動機台数による)

Y: 標準 〃

Z: 電動機台数 (J5)

2. 異機種の場合は、J3 に 2 を入力し、J4、J5 は未入力、J6 に総員数 (電動機台数による補正後) を入力する。

3. 機器単体費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 電動機の組合せ

作業内容	入力番号
同 機 種	1
異 機 種	2

表-4 電動機台数による補正

作業内容	補正係数	入力番号
1 台	1.0	1
2 台	2.0	2
3 台 以 上	0.7	3

(6) 柱上変圧器及び高圧コンデンサ据付

施工歩掛コード	WE201700	施工単位	台	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
3 相変圧器 5kVA 以下	01	作業内容に よる補正 (表-1)	2 台目以降に よる補正 (表-2)	設置場所 による補正 (表-5)
3 相変圧器 10kVA 以下	02			
3 相変圧器 20kVA 以下	03			
3 相変圧器 30kVA 以下	04			
3 相変圧器 50kVA 以下	05			
3 相変圧器 75kVA 以下	06			
3 相変圧器 100kVA 以下	07			
3 相変圧器 150kVA 以下	08			
単相変圧器 5kVA 以下	09			
単相変圧器 10kVA 以下	10			
単相変圧器 20kVA 以下	11			
単相変圧器 30kVA 以下	12			
単相変圧器 50kVA 以下	13			
単相変圧器 75kVA 以下	14			
単相変圧器 100kVA 以下	15			
単相変圧器 150kVA 以下	16			
3 相高圧コンデンサ 20kVar 以下	17			
3 相高圧コンデンサ 50kVar 以下	18			
3 相高圧コンデンサ 100kVar 以下	19			

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-5 設置場所による補正

作業内容	補正係数	入力番号
柱 上 設 置	1.0	1
地 上 設 置	0.7	2

③ 低圧受変電設備設置工

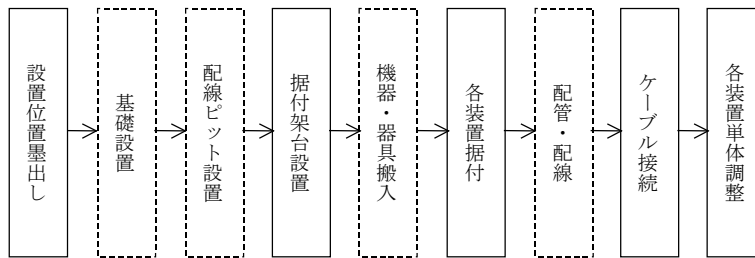
1 適用範囲

本資料は、低圧受変電機器等の設置を行う低圧受変電設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、盤間配線を含む

3 標準歩掛

3-1 引込設備設置

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節共通設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-2 耐雷トランス据付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
耐雷トランス	5kVA 以下	台	0.1	0.20	
	10kVA 以下	台	0.1	0.30	
	30kVA 以下	台	0.1	0.50	

3-3 低圧受変電設備据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
低圧キュービクル		面	0.5	3.0	2.0	

- (注) 1. 本歩掛は、盤の据付け、配線接続までとする。ただし、ケーブルの端末処理は別途積算とする。
2. 低圧キュービクルとは、引込盤・受電盤・切替盤・動力盤・低圧盤・コントロールセンター等とする。

4 施工単価入力基準表

(1) 耐雷トランス据付

施工歩掛コード	WE201000	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
5kVA 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-2)
10kVA 以下	02		
30kVA 以下	03		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(2) 低圧受変電設備据付

施工歩掛コード	WE201100	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
低圧キュービクル	02	作業内容による補正 (表-1)	2 面目以降による補正 (表-3)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 台目以降による補正

施工内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 面目以降による補正

施工内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

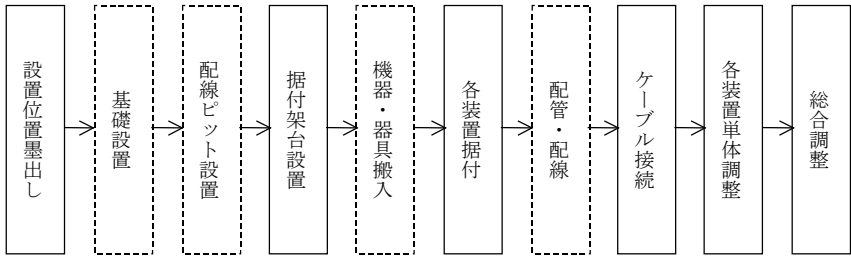
④ 受変電用監視制御設備設置工

1 適用範囲

本資料は、受変電（配電）設備用の監視制御装置の設置を行う受変電用監視制御設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、盤間配線を含む

3 標準歩掛

3-1 監視制御装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
操作卓据付		面	0.5	2.0	1.0	

3-2 監視制御装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
操作卓調整		面	1.0	

4 施工単価入力基準表

(1) 操作卓据付

施工歩掛コード	WE201100	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
操 作 卓	04	作業内容による補正 (表-1)	2 面目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(2) 操作卓調整

施工歩掛コード	WE201500	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
操 作 卓	03	2 面目以降による補正 (表-2)	

表-2 2 面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

⑤ 受変電設備基礎工

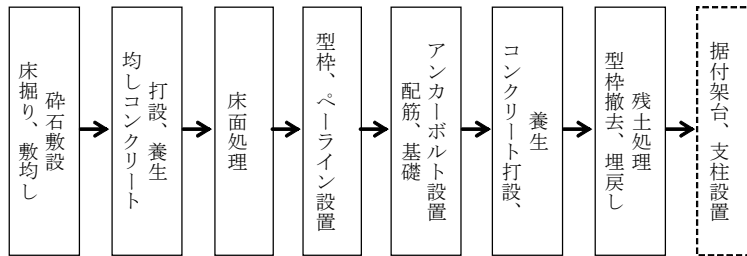
1 適用範囲

本資料は、各種受変電設備用の機器を設置するための基礎を設置する受変電設備基礎工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

第2節 電源設備工

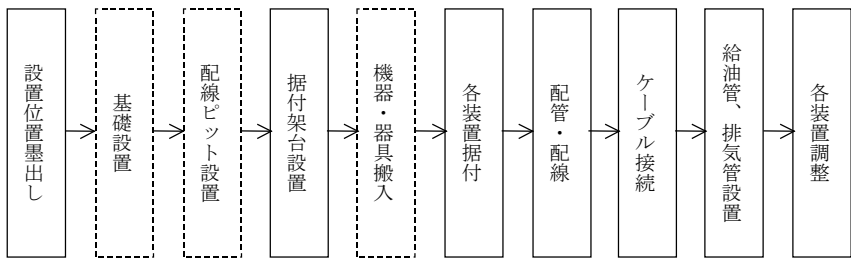
① 発電設備設置工

1 適用範囲

本資料は、発動発電機等の設置を行う発電設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 発動発電設備据付

作業種別	細別規格	単 位	技術員	電 工	機械工	配管工	普通作業員	摘 要
発動発電設備	20kVA 以下	台	4.0	9.0	6.0	3.0	2.5	
	50kVA 以下	台	5.0	11.0	8.5	4.0	2.5	
	100kVA 以下	台	7.0	15.5	10.5	6.0	4.0	
	200kVA 以下	台	9.5	23.5	14.0	8.0	6.0	
	350kVA 以下	台	12.0	33.5	17.5	10.0	8.0	

(注) 1. 本歩掛は、発電機、原動機、発電機盤、直流電源盤、消音器、燃料小出槽及び燃料移送ポンプの据付けとする。

なお、吸気、換気ファンの据付けを含む場合は、据付歩掛を1.3倍、別置型ラジエータ方式の場合は、据付歩掛の機械工、配管工、普通作業員を1.2倍とする。

2. 本歩掛の冷却方式は、ラジエータ方式を標準としているので、水冷式の場合は、据付歩掛の機械工、配管工、普通作業員を1.1倍とする。

3. 本歩掛の始動方式は、電気始動方式を標準としているので、空気始動方式の場合は、別途考慮すること。

4. 本歩掛には、油配管、排気管及び同一室内における機器間の配管配線を含む。

5. 燃料小出槽は、1,000リットル以下の据付けは、本歩掛に含む。

ただし、1,000リットルを超えるものの据付けは、別途「3-5 燃料小出槽設置」歩掛との差を追加する。

3-2 発動発電設備調整

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
発 動 発 電 設 備	20kVA 以下	台	1.0	2.0	
	50kVA 以下	台	2.0	3.0	
	100kVA 以下	台	3.0	4.5	
	200kVA 以下	台	3.5	6.5	
	350kVA 以下	台	4.0	9.0	

(注) 本歩掛は、発電機、原動機、発電機盤、直流電源盤、消音器、燃料小出槽及び燃料移送ポンプの調整とする。

3-3 発動発電設備据付 (パッケージ型)

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技術員	電 工	普通作業員	摘 要
発 動 発 電 設 備 (パッケージ型)	3kVA 以下	台	0.5	1.0	0.5	
	5kVA 以下	台	0.5	1.0	0.5	
	10kVA 以下	台	0.5	1.5	0.5	
	15kVA 以下	台	1.0	2.0	1.0	
	20kVA 以下	台	2.0	4.5	1.0	
	50kVA 以下	台	2.5	5.5	1.0	
	100kVA 以下	台	3.5	7.5	1.5	

- (注) 1. 本歩掛は、同一室内における機器間の配管・配線(電気関係)を含む。
 2. 本歩掛は、蓄電池据付を含む。
 3. 本歩掛は、パッケージ・内蔵機器一体型に適用する。

3-4 発動発電設備調整 (パッケージ型)

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
発 動 発 電 設 備 (パッケージ型)	3kVA 以下	台	0.5	0.5	
	5kVA 以下	台	0.5	0.5	
	10kVA 以下	台	0.5	1.0	
	15kVA 以下	台	1.0	1.5	
	20kVA 以下	台	1.0	2.0	
	50kVA 以下	台	2.0	3.0	
	100kVA 以下	台	3.0	4.5	

- (注) 1. 本歩掛は、燃料小出槽の調整を含む。
 2. 本歩掛は、パッケージ・内蔵機器一体型に適用する。

3-5 燃料小出槽設置

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	配 管 工	普通作業員	摘 要
燃 料 小 出 槽	500L 以下	台	1.5	0.4	
	1,000L 以下	台	2.0	0.4	
	2,000L 以下	台	3.0	0.7	

(注) 本歩掛は、油配管の据付けを含む。

4 施工単価入力基準表

(1) 発動発電設備据付

施工歩掛コード	WE205100	施工単位	台			
施工区分		入力条件				
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4	J5
20kVA 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-2)	吸気換気 ファン据付 による補正 (表-3)	ラジエータ 方式による 補正 (表-4)	冷却方式による補正 (表-5)
50kVA 以下	02					
100kVA 以下	03					
200kVA 以下	04					
350kVA 以下	05					

(注) 1. 2 台以上据付けを行う場合は、1 台目と 2 台目以降を分けて入力する。

2. 2 台以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X: 補正歩掛

Y: 標準 //

Z: 補正係数 (J2)

3. 機器単体費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 吸気換気ファン据付による補正

作業内容	補正係数	入力番号
据 付 な し	1.0	1
据 付 あ り	1.3	2

表-4 ラジエータ方式による補正

作業内容	補正係数	入力番号
一 体 型	1.0	1
別 置 型	1.2	2

表-5 冷却方式による補正

作業内容	補正係数	入力番号
ラ ジ エ ー タ 式	1.0	1
水 冷 式	1.1	2

(2) 発動発電設備調整

施工歩掛コード	WE205200	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
20kVA 以下	01	2 台目以降による補正 (表-2)	
50kVA 以下	02		
100kVA 以下	03		
200kVA 以下	04		
350kVA 以下	05		

- (注) 1. 2 台以上調整を行う場合は、1 台目と 2 台目以降を分けて入力する。
 2. 2 台以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X : 補正歩掛
 Y : 標準 "
 Z : 補正係数 (J1)

(3) 発動発電設備据付 (パッケージ型)

施工歩掛コード	WE205800	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
3kVA 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-2)
5kVA 以下	02		
10kVA 以下	03		
15kVA 以下	04		
20kVA 以下	05		
50kVA 以下	06		
100kVA 以下	07		

- (注) 機器単体費は、別途入力する。

(4) 発動発電設備調整 (パッケージ型)

施工歩掛コード	WE205900	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
3kVA 以下	01	2 台目以降による補正 (表-2)	
5kVA 以下	02		
10kVA 以下	03		
15kVA 以下	04		
20kVA 以下	05		
50kVA 以下	06		
100kVA 以下	07		

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(5) 燃料小出槽設置

施工歩掛コード	WE206000	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
500L 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-2)
1,000L 以下	02		
2,000L 以下	03		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

② 無停電電源設備設置工

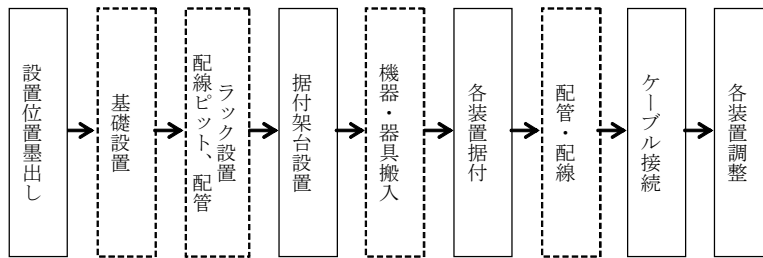
1 適用範囲

本資料は、無停電電源装置等の設置を行う無停電電源設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

3-1 無停電電源装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
無停電電源装置据付	7.5kVA以上	台	0.5	1.5	1.0	
蓄電池盤据付		面	0.5	1.0	1.0	

- (注) 1. 無停電電源装置には、入出力盤を含むものとする。
2. 蓄電池盤据付には、蓄電池据付を含む。

3-2 無停電電源装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
無停電電源装置調整	7.5kVA以上	台	0.5	0.5	

3-3 小容量無停電電源装置据付・調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	電工	摘要
小容量 無停電電源装置 据付・調整	5kVA以下	台	0.5	0.5	0.5	

3-4 蓄電池据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 員	電 工	普通作業員	摘 要
蓄 電 池	50Ah 以下	10 セル	0.17	0.23	0.17	
	100Ah 以下	10 セル	0.21	0.28	0.21	
	200Ah 以下	10 セル	0.28	0.37	0.28	
	300Ah 以下	10 セル	0.34	0.45	0.34	
	400Ah 以下	10 セル	0.40	0.53	0.40	
	500Ah 以下	10 セル	0.47	0.62	0.47	
	600Ah 以下	10 セル	0.52	0.69	0.52	
	700Ah 以下	10 セル	0.57	0.76	0.57	
	800Ah 以下	10 セル	0.62	0.83	0.62	
	900Ah 以下	10 セル	0.67	0.89	0.67	
	1,000Ah 以下	10 セル	0.72	0.96	0.72	

- (注) 1. 本歩掛は、アルカリ蓄電池、鉛蓄電池 10 セル当りに適用する。
2. 架台の据付けを含むものとする。
3. 同室内での整流器間の配線を含むものとする。

4 施工単価入力基準表

(1) 無停電電源装置据付

施工歩掛コード	WE205301	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
7.5kVA 以上	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(2) 蓄電池盤据付

施工歩掛コード	WE205302	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
蓄電池盤	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(3) 無停電電源装置調整

施工歩掛コード	WE205303	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
7.5kVA 以上調整	01	2 台目以降による補正 (表-2)	

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(4) 小容量無停電電源装置据付・調整

施工歩掛コード	WE205700	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
5kVA 以下	01	作業内容による補正 (表－1)	2 台目以降による補正 (表－2)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(5) 蓄電池据付

施工歩掛コード	WE205600	施工単位	セル
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
50Ah 以下	01	作業内容による補正 (表－1)	
100Ah 以下	02		
200Ah 以下	03		
300Ah 以下	04		
400Ah 以下	05		
500Ah 以下	06		
600Ah 以下	07		
700Ah 以下	08		
800Ah 以下	09		
900Ah 以下	10		
1,000Ah 以下	11		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

表－1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表－2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

③ 直流電源設備設置工

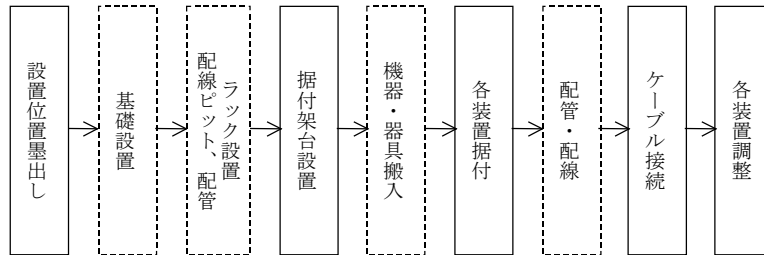
1 適用範囲

本資料は、直流電源装置等の設置を行う直流電源設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

3-1 直流電源装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術員	電工	普通作業員	摘要
直流電源装置据付 24V 系	100A 以下	台	0.5	2.0	1.0	
	200A 以下	台	0.5	3.0	2.0	
直流電源装置据付 48V 系		台	0.5	2.0	1.0	
	ユニット増設	ユニット	—	0.3	—	

(注) 48V 系ユニット増設は、既設装置に増設する場合に適用する。

3-2 直流電源装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
直流電源装置調整 24V 系	50A 以下	台	0.4	0.4	
	75A～100A	台	1.4	1.4	
	200A 以下	台	1.5	1.5	
直流電源装置調整 48V 系	20N	台	0.9	0.9	
	50N	台	1.5	1.5	
	ユニット増設	ユニット	—	0.3	

(注) 48V 系ユニット増設は、既設装置に増設する場合に適用する。

3-3 蓄電池据付

本作業種別の歩掛は、「第3章第2節②無停電電源設備設置工」による。

4 施工単価入力基準表

(1) 直流電源装置据付

施工歩掛コード	WE205401	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
24V 系 100A 以下	01	作業内容による補正 (表－1)	2 台目以降による補正 (表－2)
24V 系 200A 以下	02		
48V 系	03		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(2) 直流電源装置据付 (ユニット増設)

施工歩掛コード	WE205402	施工単位	ユニット
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
48V 系 ユニット増設	01	2 ユニット目以降による補正 (表－3)	

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(3) 直流電源装置調整

施工歩掛コード	WE205403	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
24V 50A 以下	01	2 面目以降による補正 (表－4)	
24V 75～100A	02		
24V 200A 以下	03		
48V 20N	04		
48V 50N	05		

表－1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表－2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表－3 2 ユニット目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表－4 2 面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(4) 直流電源装置調整 (ユニット増設)

施工歩掛コード	WE205404	施工単位	ユニット
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
48V 系 ユニット増設調整	01	2 ユニット目以降による補正 (表-3)	

表-3 2 ユニット目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

④ 管理用水力発電設備設置工

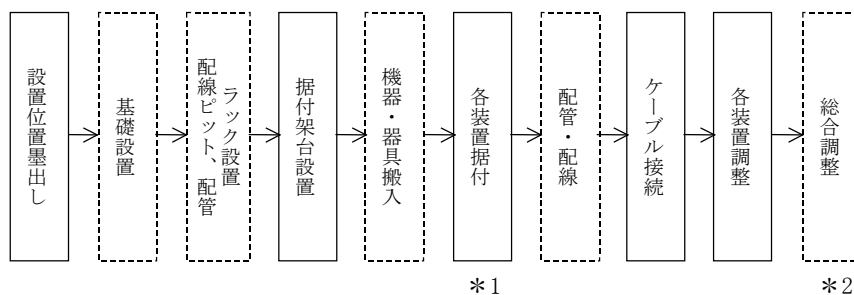
1 適用範圍

本資料は、ダム、堰等の管理用水力発電設備の設置を行う管理用水力発電設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、盤間配線を含む。

*2 は、必要に応じて別途積上げる。

3 標準步掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第1節受変電設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

⑤ 新エネルギー電源設備設置工

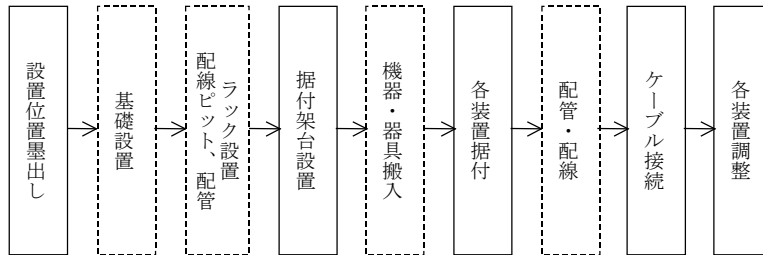
1 適用範囲

本資料は、太陽光、風力、海洋温度差、波力、潮汐、海流及び燃料発電等の新エネルギー電源設備設置工について適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第1節受変電設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

第3節 揚排水機場電気設備工

① 高圧受変電設備設置工

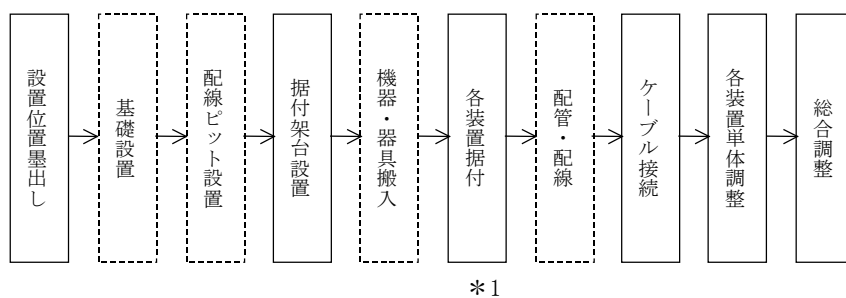
1 適用範囲

本資料は、揚排水機場電気設備の高圧受変電設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第1節②高圧受変電設備設置工」による。

② 低圧受変電設備設置工

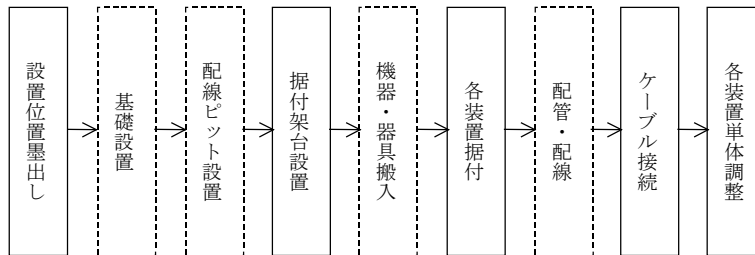
1 適用範囲

本資料は、揚排水機場電気設備の低圧受変電設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第1節③低圧受変電設備設置工」による。

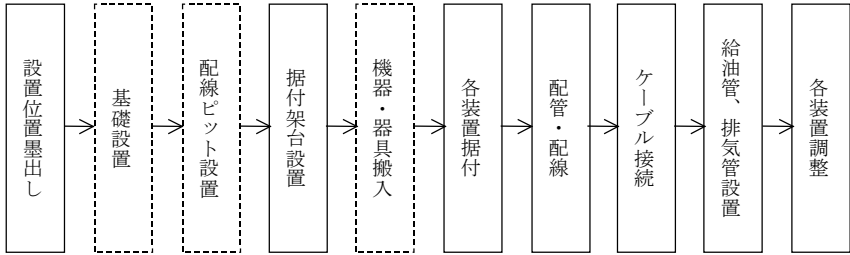
③ 発電設備設置工

1 適用範囲

本資料は、揚排水機場電気設備の発電設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第2節①発電設備設置工」による。

④ 無停電電源設備設置工

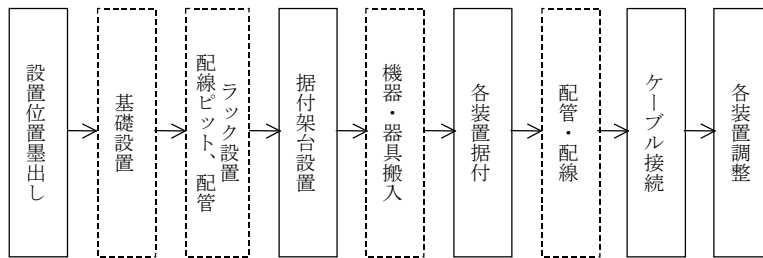
1 適用範囲

本資料は、揚排水機場電気設備の無停電電源設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第2節②無停電電源設備設置工」による。

⑤ 直流電源設備設置工

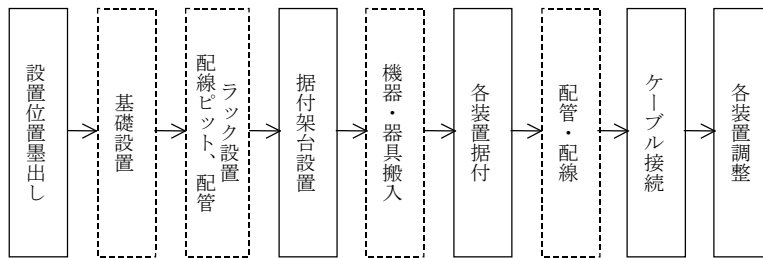
1 適用範囲

本資料は、揚排水機場電気設備の直流電源設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第2節③直流電源設備設置工」による。

⑦ 水閘門電気設備設置工

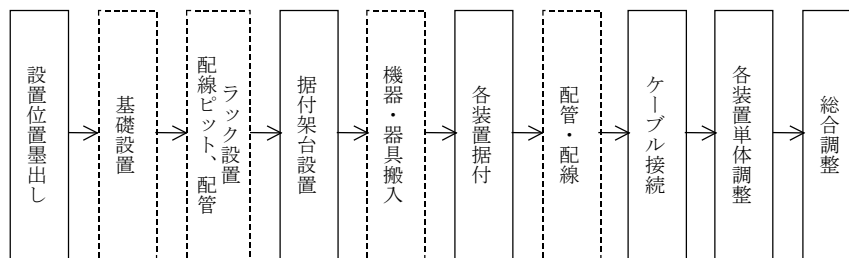
1 適用範囲

本資料は、揚排水機場電気設備の水閘門電気設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

第4節 地下駐車場電気設備工

① 高圧受変電設備設置工

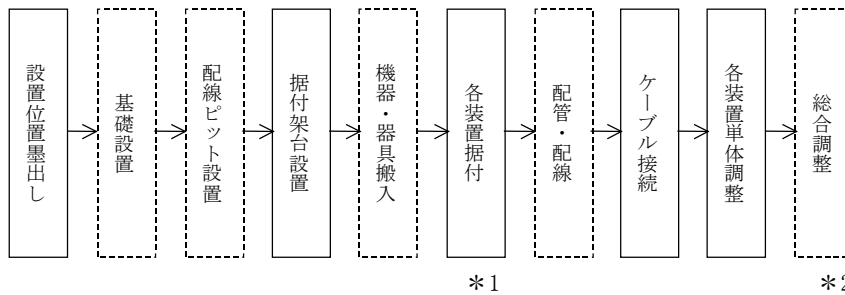
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の高圧受変電設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、盤間配線を含む。

*2 は、必要に応じて別途積上げる。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第1節②高圧受変電設備設置工」による。

② 低圧受変電設備設置工

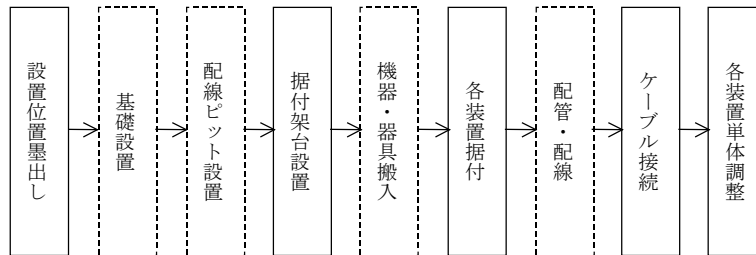
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の低圧受変電設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第1節③低圧受変電設備設置工」による。

③ 発電設備設置工

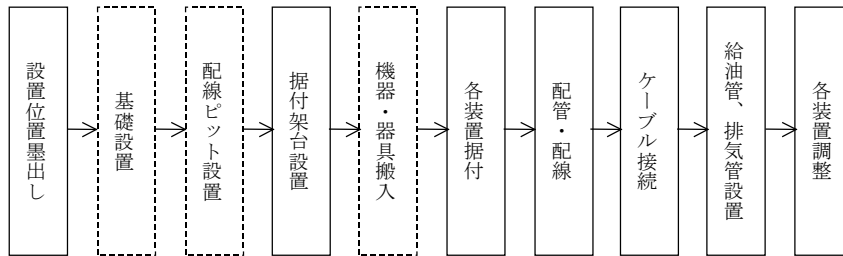
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の発電設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第2節①発電設備設置工」による。

④ 無停電電源設備設置工

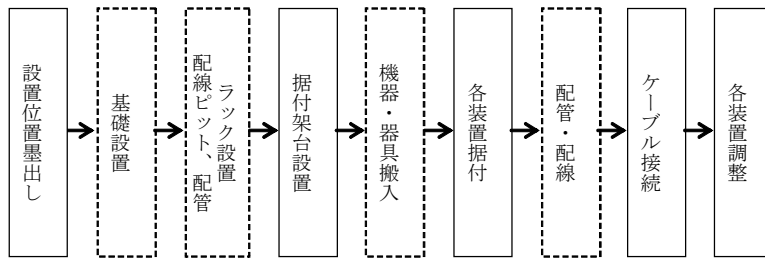
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の無停電電源設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第2節②無停電電源設備設置工」による。

⑤ 直流電源設備設置工

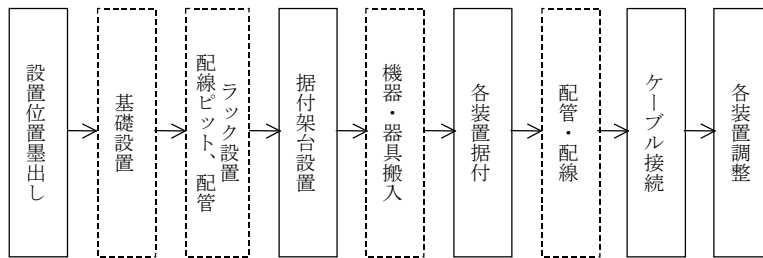
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の直流電源設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第2節③直流電源設備設置工」による。

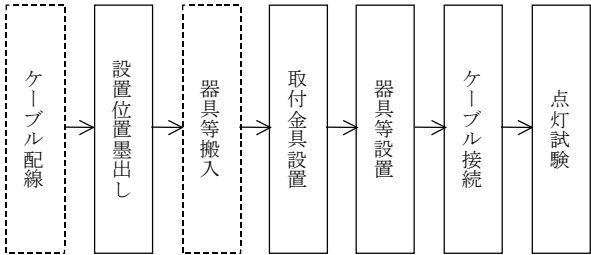
⑥ 電灯設備設置工

1 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設における電灯照明施設の照明器具、配線器具等の設置を行う電灯設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 白熱灯器具取付（屋内）

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
コ ー ド ペ ン ダ ント		灯	0.15	
パ イ プ ペ ン ダ ント		灯	0.20	
チ ェ ー ン ペ ン ダ ント		灯	0.20	
シ ー リ ン グ ラ イ ト		灯	0.20	
埋 込 灯		灯	0.25	
ブ ラ ケ ッ ト ラ イ ト		灯	0.15	
レ セ プ タ ク ル		灯	0.10	
シ ャ ン デ リ ヤ 2 灯		灯	0.55	

3-2 白熱灯器具取付(屋外)

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
投 光 器	400W以下	灯	1.60	
ブ ラ ケ ッ ト 灯	400W以下	灯	0.26	
け ん す い 灯	400W以下	灯	0.80	
フ ー ド 灯	400W以下	灯	0.90	
投 光 器	1kW以下	灯	2.00	
ブ ラ ケ ッ ト 灯	1kW以下	灯	0.30	
け ん す い 灯	1kW以下	灯	1.00	
フ ー ド 灯	1kW以下	灯	1.10	

(注) 投光器は、据付台の取付けを含む。

3-3 蛍光灯器具取付

作業種別	細別規格	単位	電 工		摘 要
			露 出 型	埋 込 型	
蛍 光 灯 器 具	1 灯用 10W	灯	0.15	0.20	
	1 灯用 20W	灯	0.20	0.25	
	1 灯用 30W	灯	0.20	0.25	
	1 灯用 40W	灯	0.30	0.40	
	1 灯用 110W	灯	0.50	0.80	
	2 灯用 10W	灯	0.20	0.30	
	2 灯用 20W	灯	0.25	0.35	
	2 灯用 30W	灯	0.25	0.35	
	2 灯用 40W	灯	0.40	0.50	
	2 灯用 110W	灯	0.80	1.00	
	3 灯用 10W	灯	0.25	0.35	
	3 灯用 20W	灯	0.30	0.40	
	3 灯用 40W	灯	0.50	0.60	
	3 灯用 110W	灯	1.00	1.20	
	4～6 灯用 10W	灯	0.30	0.40	
	4～6 灯用 20W	灯	0.40	0.50	
	4～6 灯用 40W	灯	0.60	0.80	
	4～6 灯用 110W	灯	1.20	1.50	

- (注) 1. 埋込器具の木枠取付は含まない。ただし吊りボルトの取付けを含む。
 2. 連結灯、防爆形その他特殊器具には適用しない。
 3. 予備白熱灯付きは0.05人/灯を加算する。

3-4 配線器具取付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
埋 込 コ ン セ ン ト	2P 15A	個	0.10	
	2P 20A	個	0.15	
	2P 30A	個	0.20	
	3P 20A	個	0.20	
	3P 30A	個	0.27	
露 出 コ ン セ ン ト	2P 15A	個	0.08	
	2P 20A	個	0.12	
	2P 30A	個	0.16	
	3P 20A	個	0.16	
	3P 30A	個	0.22	
埋 込 タ ン プ ラ ス イ ッ チ	1-2W 10A	個	0.15	
	3W 10A	個	0.15	
	4W 10A	個	0.18	
露 出 タ ン プ ラ ス イ ッ チ	3W、4W 10A	個	0.12	
プ ル ス イ ッ チ		個	0.10	
押 釦		個	0.10	
ブ ザ ー		個	0.20	
カ ッ ト ア ウ ト ス イ ッ チ	2P 15A	個	0.20	
リ モ コ ン ス イ ッ チ		個	0.10	
リ モ コ ン セ レ ク タ ー ス イ ッ チ	6 回路	個	0.40	
	12 回路	個	0.80	
リ モ コ ン リ レ ー		個	0.10	
リ モ コ ン ト ラ ンス		個	0.10	
計 器 箱		個	0.20	
電 力 量 計	30A	個	0.50	
換 気 扇	20cm	個	0.50	
変 流 器		個	0.10	
天 井 扇 (温 度 調 節 器 共)		個	0.80	

- (注) 1. 器具のプレートの取付けを含む。
2. 連用器具の組合せの場合は組合せの合計とする。

4 施工単価入力基準表

(1) 白熱灯器具取付 (屋内)

施工歩掛コード	WE210100	施工単位	灯
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
コードペンダント	01	作業内容による補正 (表-1)	
パイプペンダント	02		
チェーンペンダント	03		
シーリングライト	04		
埋込灯	05		
ブラケットライト	06		
レセプタクル	07		
シャンデリア 2 灯用	08		

(注) 材料単価を別途入力する。

(2) 白熱灯器具取付 (屋外)

施工歩掛コード	WE210200	施工単位	灯
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
投光器 400W 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
ブラケット灯 "	02		
けんすい灯 "	03		
フード灯 "	04		
投光器 1kW 以下	05		
ブラケット灯 "	06		
けんすい灯 "	07		
フード灯 "	08		

(注) 材料単価を別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(3) 蛍光灯器具取付(露出型)

施工歩掛コード	WE210301	施工単位	灯
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
1 灯用 10W	01	作業内容による補正 (表-1)	予備白熱灯付きによる補正 (表-2)
〃 20W	02		
〃 30W	03		
〃 40W	04		
〃 110W	05		
2 灯用 10W	06		
〃 20W	07		
〃 30W	08		
〃 40W	09		
〃 110W	10		
3 灯用 10W	11		
〃 20W	12		
〃 40W	13		
〃 110W	14		
4～6 灯用 10W	15		
〃 20W	16		
〃 40W	17		
〃 110W	18		

(注) 材料単価を別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 予備白熱灯付きによる補正

作業内容	加算人員	入力番号
予備白熱灯なし	0.0	1
予備白熱灯あり	0.05	2

(4) 蛍光灯器具取付 (埋込型)

施工歩掛コード	WE210302	施工単位	灯
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
1 灯用 10W	01	作業内容による補正 (表-1)	予備白熱灯付きによる補正 (表-2)
〃 20W	02		
〃 30W	03		
〃 40W	04		
〃 110W	05		
2 灯用 10W	06		
〃 20W	07		
〃 30W	08		
〃 40W	09		
〃 110W	10		
3 灯用 10W	11		
〃 20W	12		
〃 40W	13		
〃 110W	14		
4～6 灯用 10W	15		
〃 20W	16		
〃 40W	17		
〃 110W	18		

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 予備白熱灯付きによる補正

作業内容	加算人員	入力番号
予 備 白 熱 灯 な し	0.0	1
予 備 白 熱 灯 あ り	0.05	2

(5) 配線器具取付

施工歩掛コード	WE122900	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
埋込コンセント 2P 15A	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 〃 20A	02		
〃 〃 30A	03		
〃 3P 20A	04		
〃 〃 30A	05		
露出コンセント 2P 15A	06		
〃 〃 20A	07		
〃 〃 30A	08		
〃 3P 20A	09		
〃 〃 30A	10		
埋込タンブラスイッチ 1～2W 10A	11		
〃 3W 10A	12		
〃 4W 10A	13		
露出タンブラスイッチ 3W、4W 10A	14		
ブルスイッチ	15		
押釦	16		
ブザー	17		
カットアウトスイッチ 2P 15A	18		
リモコンスイッチ	19		
リモコンセレクトースイッチ 6 回路	20		
リモコンセレクトースイッチ 12 回路	21		
リモコンリレー	22		
リモコントランス	23		
計器箱	24		
電力量計 30A	25		
換気扇 20cm	26		
変流器	27		
天井扇 (温度調整器共)	28		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

⑦ 動力設備設置工

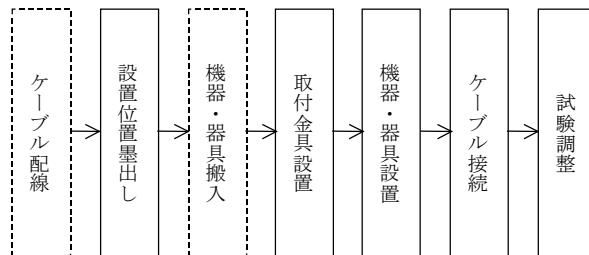
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設の換気扇、空気調節装置及び付帯するダクト等の設置を行う動力設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、別途積上げ計上とする。

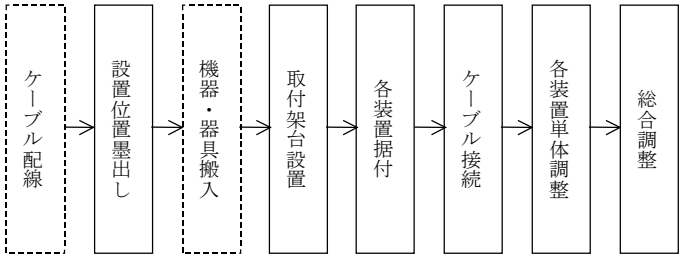
⑧ 電話設備設置工

1 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設の簡易型交換装置、中継端子板、電話機等の設置を行う電話設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第4章第7節①自動電話交換装置設置工」による。

⑨ 放送設備設置工

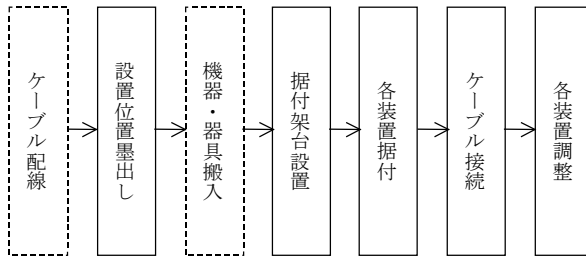
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の放送設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

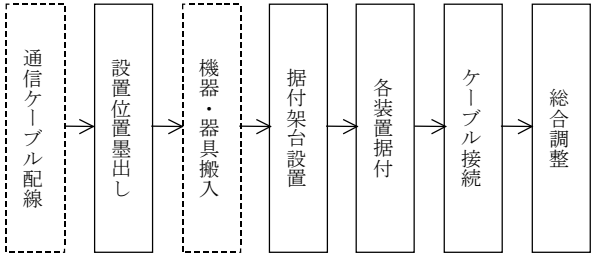
⑩ ラジオ再放送設備設置工

1 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備のラジオ再放送設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第4章第14節⑩ラジオ再放送装置設置工」による。

⑪ 無線通信補助設備設置工

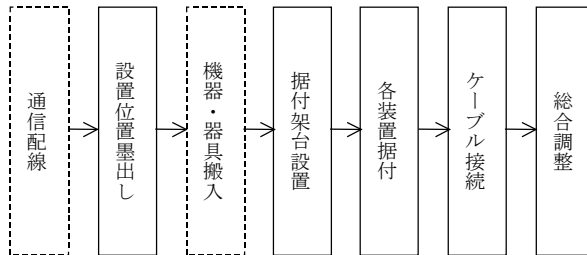
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設内の通信用漏洩ケーブル、空中線、通信機器等の設置を行う無線通信補助設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第4章第15節トンネル無線補助設備工」による。

⑫ インターホン設備設置工

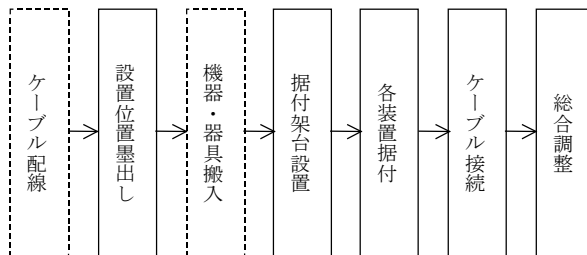
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備のインターホン設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

⑬ テレビ共聴設備設置工

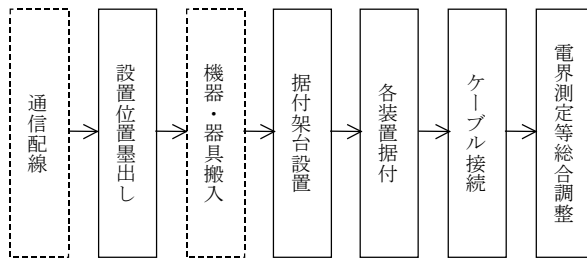
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備のテレビ共聴設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 機器収容箱据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-2 分配器据付

本作業種別の歩掛は、「第5章第6節①CCTV監視制御装置設置工」による。

3-3 混合器据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-4 増幅器据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-5 空中線装置据付

本作業種別の歩掛は、「第4章第2節①テレメータ監視局装置設置工 3-5 テレメータ用空中線据付」による。

3-6 空中線装置調整

本作業種別の歩掛は、「第4章第2節①テレメータ監視局装置設置工 3-6 テレメータ用空中線調整」による。

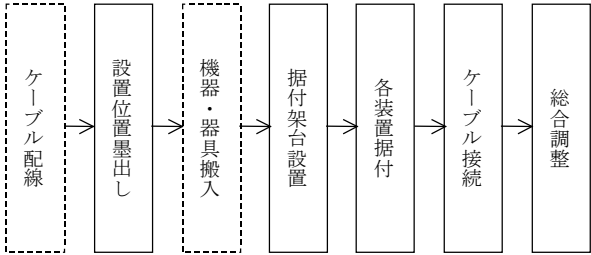
⑭ 身体障害者警報設備設置工

1 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の身体障害者警報設備設置工について適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

⑮ 自動火災報知設備設置工

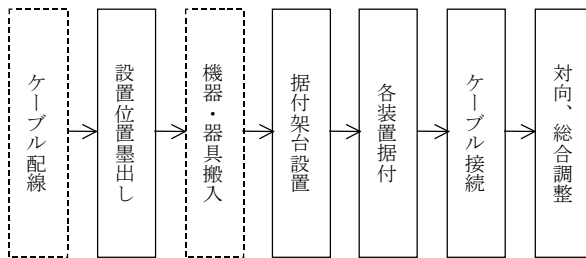
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の自動火災報知設備設置工について適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

⑩ CCTV 装置設置工

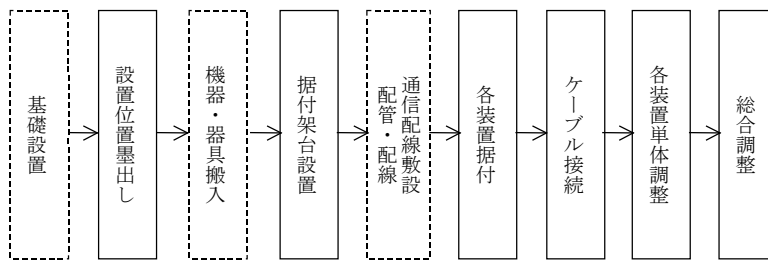
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の CCTV 装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第5章第6節 CCTV 設備工」による。

⑪ 中央監視設備設置工

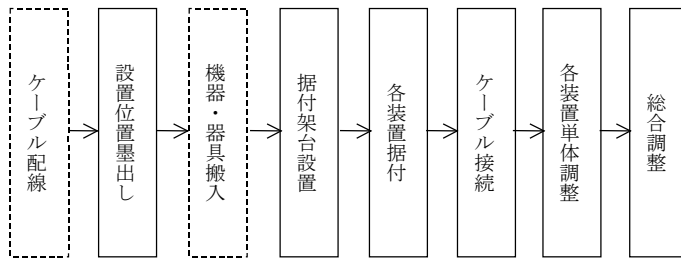
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設の監視用設備の設置を行う中央監視設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」及び「第5章第2節ダム・堰諸量設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

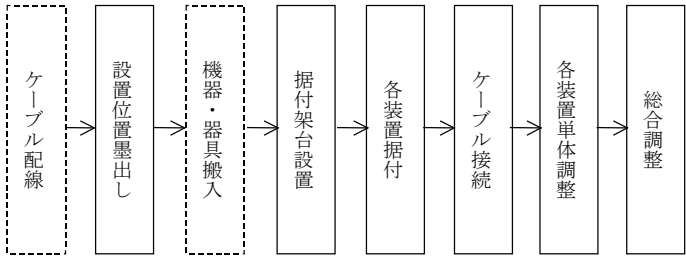
⑱ 駐車場管制設備設置工

1 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設の内、駐車場管制処理装置等の設置を行う駐車場管制設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

⑪ 遠方監視設備設置工

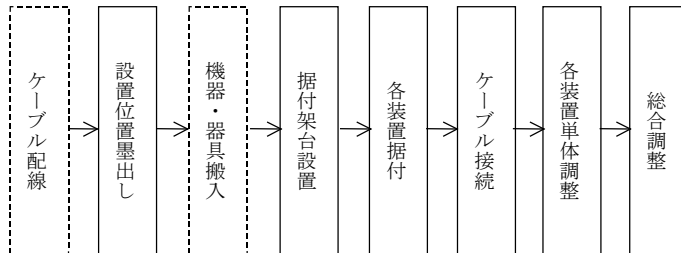
1 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設の内、遠方監視設備の設置を行う遠方監視設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

第5節 配電線設備工

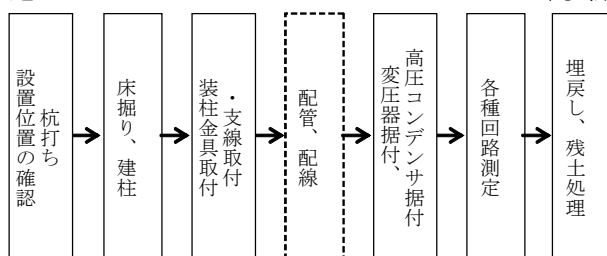
① 配電線設備設置工

1 適用範囲

本資料は、負荷設備に配電するための変圧器、電線路等の設置を行う配電線設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

3 標準歩掛

3-1 コンクリート柱建柱

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節⑧引込柱設置工 3-1 コンクリート柱建柱」による。

3-2 鋼板組立柱建柱

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節⑩通信線柱設置工 3-2 鋼板組立柱建柱」による。

3-3 支線取付

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節⑧引込柱設置工 3-2 支線取付」による。

3-4 腕木・腕金取付

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節⑧引込柱設置工 3-3 腕金取付」による。

3-5 変台装置据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

3-6 変圧器据付

本作業種別の歩掛は、「第3章第1節①特別高圧受変電設備設置工 3-5 変圧器(油入)据付」による。

3-7 高圧コンデンサ据付

本作業種別の歩掛は、「第3章第1節②高圧受変電設備設置工 3-9 柱上変圧器及び高圧コンデンサ据付」による。

3-8 保護線据付

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節①配管・配線工 3-7 架空配線 (4) 保護線及び保護網」による。

3-9 保護網据付

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節①配管・配線工 3-7 架空配線 (4) 保護線及び保護網」による。

3-10 作業土工 (電気)

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

3-11 殻運搬処理

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

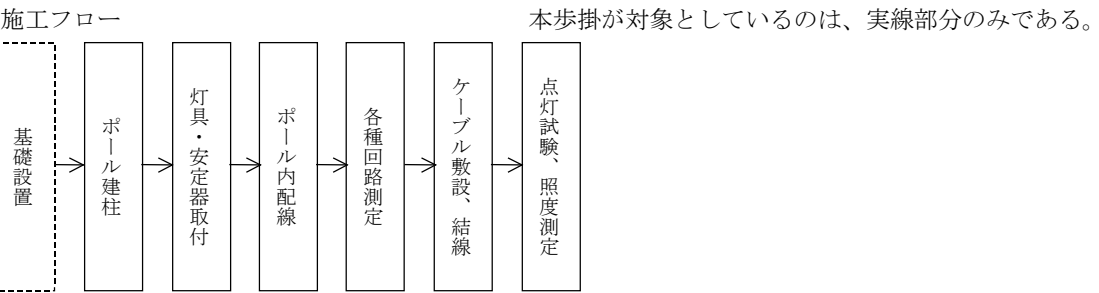
第 6 節 道路照明設備工

① 道路照明設備設置工

1 適用範囲

本資料は、道路照明設備設置工に適用する。

2 施工概要



3 標準歩掛

3-1 道路照明灯建柱

作業種別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	トラッククレーン賃料（日）	摘要
道路照明灯建柱	高さ：GL8～12m、重量：350kg 以下	10 基	5.0	4.0	1.7	
	高さ：GL8～12m、重量：350kg 超 1,000kg 以下	10 基	6.0	4.8	1.9	

- （注） 1. 舗装切断、とりこわし、復旧、床掘り、埋戻しは、土木工事標準歩掛による。
2. 撤去（再使用・不使用）は、本歩掛の 0.5 倍とする。
3. 個別製作照明柱、鋼管引込ポールも本歩掛に準ずる。
4. トラッククレーンは、油圧式 4.8～4.9t 吊りとする。

3-2 照明器具取付

作業種別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	高所作業車運転（時間）	摘要
照明器具取付		10 台	4.1	2.1	9.0	

- （注） 1. 同一柱に 2 台以上器具を取付ける場合は、本歩掛の台数分とする。
2. 本歩掛は、ランプ、安定器及びポール内配線を含む。
3. 高所作業車は、12m とする。

3-3 分電盤取付（ポール取付）

作業種別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
分電盤取付	ポール取付型各種	10 面	5.2	3.5	

- （注） 1. 引込柱等に取り付ける分電盤に適用する。
2. 盤内ケーブル接続を含む。

3-4 自動点滅器取付 (ポール取付)

作業種別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
自動点滅器取付	ポール取付型各種	10 個	1.2	

(注) ポール内配線含む。

3-5 自動点滅器取付 (連続照明用)

作業種別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
受 光 部 取 付		個	0.3	
制 御 部 取 付		個	1.0	

4 施工単価入力基準表

(1) 道路照明灯建柱

施工歩掛コード	WE210800	施工単位	基		
施工区分		入力条件			
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4
高さ：GL8～12m 重量：350kg 以下	01	ボール単価 (円／基)	アンカー ボルト単価 (円／組)	トラック クレーン の深夜 割増 の区分 (表－3)	トラック クレーン の深夜 割増率
〃 重量：350kg 超 1,000kg 以下	02				

(注) 1. トラッククレーンの深夜割増率は作業が深夜(22時から翌5時)にかかる場合に入力する。

深夜にかからない場合はJ3に「1」を入力する。

H：深夜(22時から翌5時)

深夜割増率＝1＋0.3 $\frac{H}{\Sigma H}$ エラー！式が総作業時間定義されていません。

(2) 道路照明灯撤去

施工歩掛コード	WE210900	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
高さ：GL8～12m 重量：350kg 以下	01	トラッククレーン の深夜割増の区分 （表－3）	トラッククレーン の深夜割増率
〃 重量：350kg 超 1,000kg 以下	02		

(注) 1. 器具の有無にかかわらず適用できる。

2. トラッククレーンの深夜割増率は作業が深夜(22時から翌5時)にかかる場合に入力する。同時に労務調整係数も入力する。深夜にかからない場合はJ1に「1」を入力する。

(3) 照明器具取付

施工歩掛コード	WE211500	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
照明器具取付	01	作業内容による補正 (表-1)	高所作業車の持込貸与の区分 (表-2)

(注) 材料単価を別途入力すること。

(4) 分電盤取付 (ポール取付)

施工歩掛コード	WE211000	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
分電盤 (ポール取付)	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 材料単価を別途入力すること。

(5) 自動点滅器取付 (ポール取付)

施工歩掛コード	WE211100	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
自動点滅器 (ポール取付)	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 高所作業車の持込貸与の区分

作業内容	入力番号
持 込	1
貸 与	2

表-3 トラッククレーンの深夜割増の区分

作業内容	入力番号
割 増 な し	1
割 増 あ り	2

(6) 自動点滅器取付(連続照明用受光部)

施工歩掛コード	WE211301	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
受光部	01	作業内容による補正 (表-2)	

(注) 材料単価を別途入力すること。

(7) 自動点滅器取付(連続照明制御部)

施工歩掛コード	WE211302	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
制御部	01	作業内容による補正 (表-2)	

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力する。

表-2 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

② サービスエリア照明設備設置工

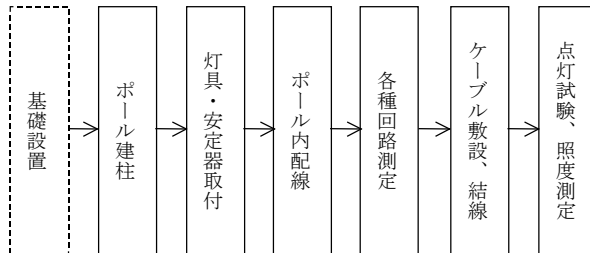
1 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、サービスエリア照明設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

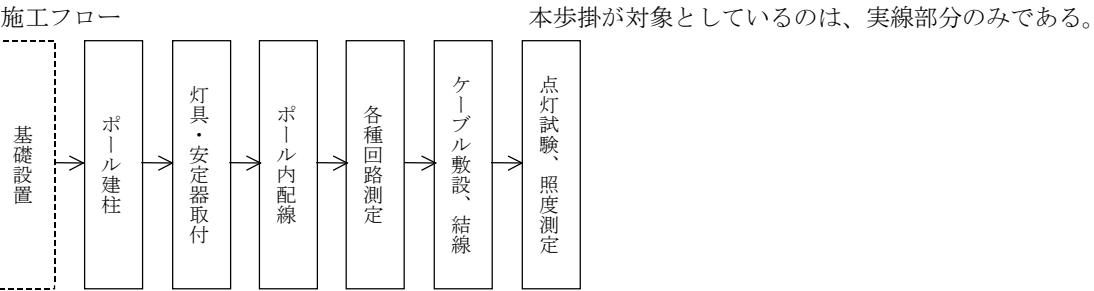
本作業種別の歩掛は、「第3章第6節①道路照明設備設置工」による。

③ 歩道（橋）照明設備設置工

1 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、歩道（橋）照明設備設置工に適用する。

2 施工概要



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第6節①道路照明設備設置工」による。

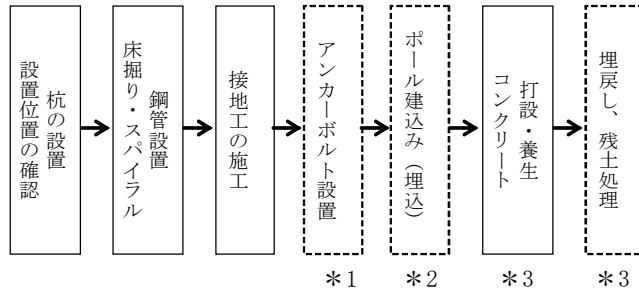
④ 照明灯基礎設置工

1 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、照明灯基礎設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

*1 は、ベース式の場合

*2 は、埋込式の場合

*3 は、「第3章第5節①配電線設備設置工 3-10 作業土工（電気）」による。ただし、二次製品を使用する場合は、別途積上げとする。

3 標準歩掛

3-1 基礎掘削及びスパイラルダクト立込

作業種別	細別規格	単位	アースオーガ運転（時間）	普通作業員	摘要
照明灯基礎	500φ2m以下	10基	7.0	0.9	
	500φ2.5m以下	10基	9.0	1.1	

3-2 コンクリート打設

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

3-3 クラッシャーラン

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

3-4 接地設置工

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節⑫接地設置工 3-1 接地設置」による。

4 施工単価入力基準表

(1) 基礎掘削及びスパイラルダクト立込

施工歩掛コード	WE211600	施工単位	基
施工区分			
作業種別	規格番号		
照明灯基礎 500φ2.0m以下	01		
照明灯基礎 500φ2.5m以下	02		

(注) 材料単価を別途入力すること。

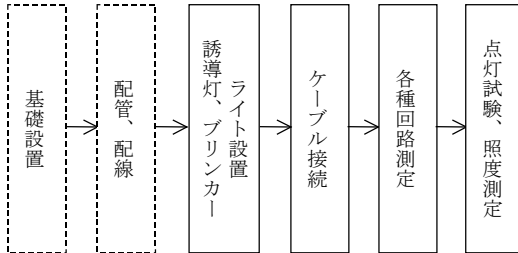
⑤ 視線誘導灯設置工

1 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、視線誘導灯設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

3 標準歩掛

3-1 プリンカーライト設置

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
プリンカーライト設置		個	0.25	

- (注) 1. 本歩掛は、ポールを設置及びポール内配線接続を含む。
2. ポール基礎及び基礎ボルトは、別途計上する。

3-2 視線誘導灯設置

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

4 施工単価入力基準表

(1) プリンカーライト設置

施工歩掛コード	WE211400	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
プリンカーライト	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

⑥ 視線誘導灯基礎設置工

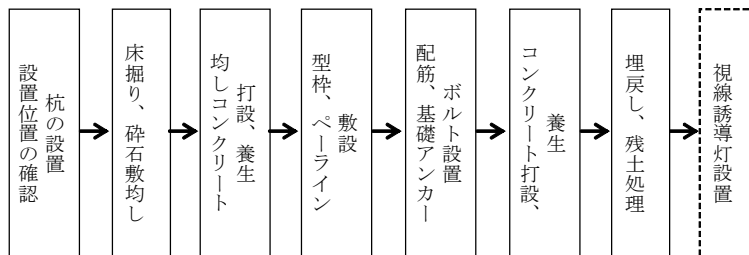
1 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、視線誘導灯基礎設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



本作業は、第3章第5節①配電線設備設置工3-10作業土工（電気）による。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

第7節 トンネル照明設備工

① トンネル照明設備設置工

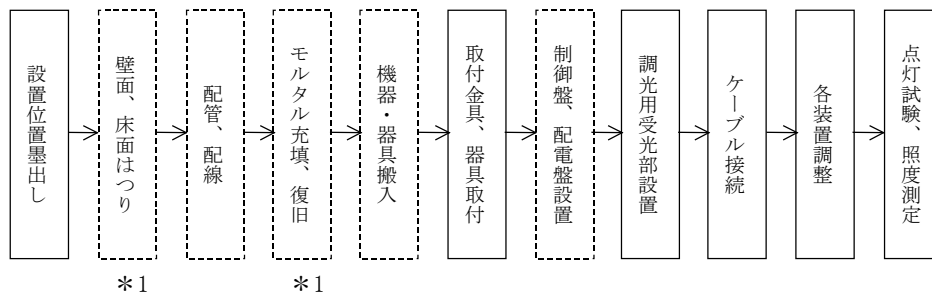
1 適用範囲

本資料は、トンネル照明設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1は、必要に応じて施工する。

3 標準歩掛

3-1 坑口照明灯設置

本作業種別の歩掛は、「第3章第6節①道路照明設備設置工」による。

3-2 トンネル照明器具取付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
低 圧 ナ ト リ ウ ム 灯	35W	台	0.20	0.30	
	55W	台	0.25	0.40	
	90W	台	0.30	0.50	
	135W	台	0.40	0.50	
	180W	台	0.45	0.50	
	プレス型 35～90W	台	0.30	0.50	
高 圧 ナ ト リ ウ ム 灯	70～360W	台	0.30	0.50	
	プレス型 70～360W	台	0.30	0.50	
蛍 光 灯	20W×1	台	0.13	0.26	
	40W×1	台	0.20	0.40	高出力 60W 含む
	110W×1	台	0.40	0.80	
	20W×2	台	0.16	0.33	
	40W×2	台	0.25	0.50	高出力 60W 含む
	110W×2	台	0.50	1.00	
	40W×3	台	0.30	0.60	高出力 60W 含む
	110W×3	台	0.60	1.20	
水 銀 灯	250W 以下	台	0.35	0.50	
	300W 以上	台	0.45	0.50	
L E D 灯	プレス型	台	0.30	0.55	落下防止含む

- (注) 1. 器具取付のための足場は別途積算とする。
 2. ラック方式にて器具取付の場合は、0.5 倍とする。
 3. 接続 BOX、分岐 BOX は別途積算する。
 4. 本歩掛は、壁面露出直付けとする。
 5. 芯出し及びアンカーボルトの穴あけを含む。

3-3 自動点滅器取付 (トンネル照明用)

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
受 光 部 取 付		台	0.5	
制 御 部 取 付		組	1.2	

4 施工単価入力基準表

(1) トンネル照明器具取付

施工歩掛コード	WE210600	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
低圧ナトリウム灯 35W	01	作業内容による補正 (表-1)	取付方式による補正 (表-2)
〃 55W	02		
〃 90W	03		
〃 135W	04		
〃 180W	05		
〃 プレス型 35～90W	06		
高圧ナトリウム灯 70～360W	07		
〃 プレス型 70～360W	08		
蛍光灯 20W×1	09		
〃 40W×1 (高出力 60W 含)	10		
〃 110W×1	11		
〃 20W×2	12		
〃 40W×2 (高出力 60W 含)	13		
〃 110W×2	14		
〃 40W×3 (高出力 60W 含)	15		
〃 110W×3	16		
水銀灯 250W 以下	17		
〃 300W 以上	18		
LED 灯 プレス型	19		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 取付方式による補正

補正内容	補正係数	入力番号
壁 面 方 式	1.0	1
ラ ッ ク 方 式	0.5	2

(2) 自動点滅器取付 (トンネル用受光部)

施工歩掛コード	WE210701	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
受光部	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 材料単価を別途入力すること。

(3) 自動点滅器取付 (トンネル用制御部)

施工歩掛コード	WE210702	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
制御部	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

② アンダーパス照明設備設置工

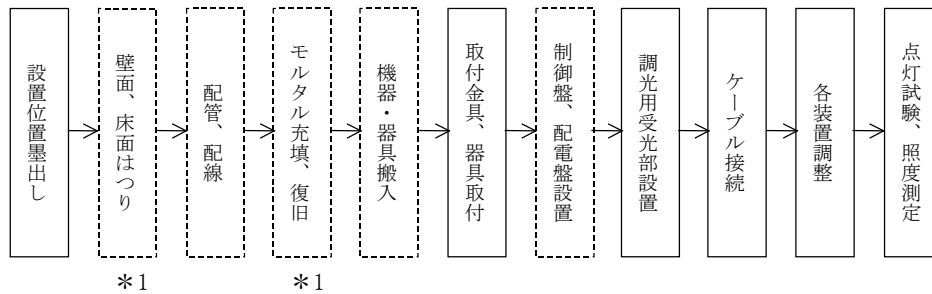
1 適用範囲

本資料は、トンネル照明設備の内、アンダーパス照明設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、必要に応じて施工する。

3 標準歩掛

3-1 坑口照明灯取付

本作業種別の歩掛は、「第3章第6節①道路照明設備設置工」による。

3-2 トンネル照明器具取付

本作業種別の歩掛は、「第3章第7節①トンネル照明設備設置工」による。

③ 地下道照明設備設置工

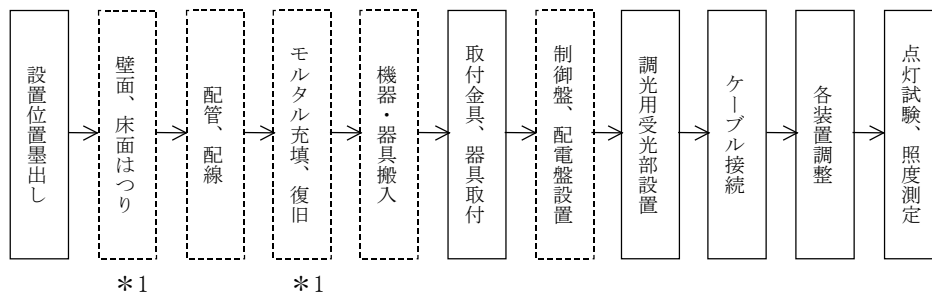
1 適用範囲

本資料は、トンネル照明設備の内、地下道照明設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、必要に応じて施工する。

3 標準歩掛

3-1 坑口照明器具取付

本作業種別の歩掛は、「第3章第6節①道路照明設備設置工」による。

3-2 トンネル照明器具取付

本作業種別の歩掛は、「第3章第7節①トンネル照明設備設置工」による。

④ 照明灯基礎設置工

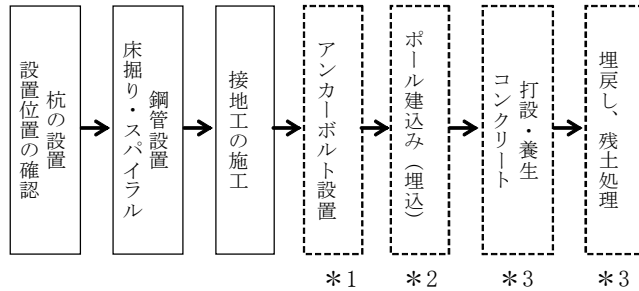
1 適用範囲

本資料は、トンネル照明設備の内、照明灯基礎設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、ベース式の場合

*2 は、埋込式の場合

*3 は、第3章第5節①配電線設備設置工 3-10 作業土工（電気）による。ただし、二次製品を使用する場合は、別途積上げとする。

3 標準歩掛

3-1 照明灯基礎設置

本作業種別の歩掛は、「第3章第6節④照明灯基礎設置工」による。

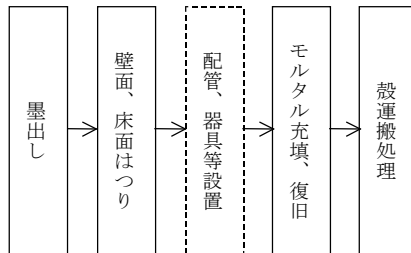
⑤ 雑工（電気）

1 適用範囲

本資料は、トンネル照明設備等の内、はつり、モルタル充填等を行う雑工（電気）に適用する。

2 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節①配管・配線工 3-10 コンクリート穴あけ・はつり」及び「第2章第1節①配管・配線工 3-12 殻運搬処理」によるほか、「土木工事標準歩掛」による。

第 8 節 施設照明設備工

① ダム照明設備設置工

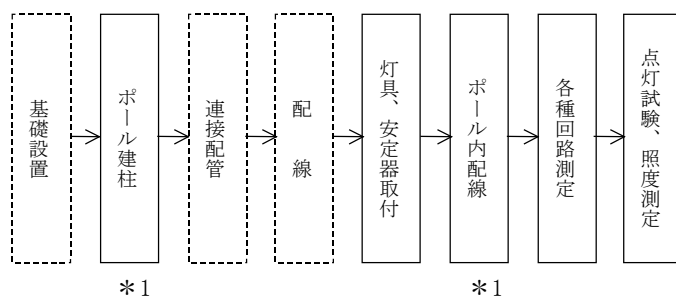
1 適用範囲

本資料は、施設照明設備の内、ダム施設に照明の設置を行うダム照明設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、ポール式の場合

3 標準步掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第6節①道路照明設備設置工」及び「第3章第8節③公園照明設備設置工」による。

② 河川照明設備設置工

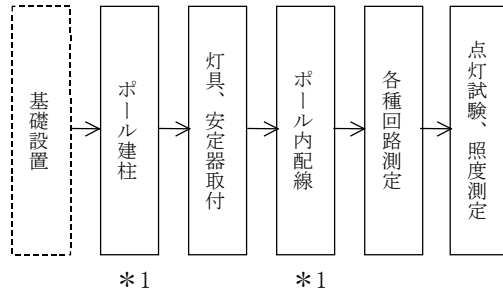
1 適用範囲

本資料は、施設照明設備の内、堰、揚排水機場、樋門、その他の河川管理施設に照明の設置を行う河川照明設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、ポール式の場合

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第6節①道路照明設備設置工」及び「第3章第8節③公園照明設備設置工」による。

③ 公園照明設備設置工

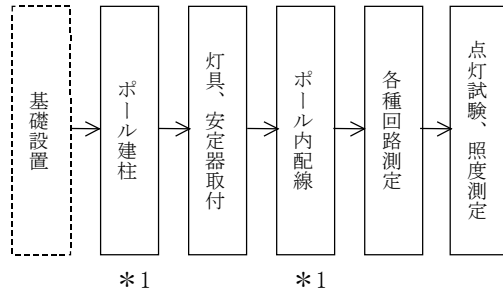
1 適用範囲

本資料は、施設照明設備の内、河川公園、その他の公園施設の遊歩道等に、照明の設置を行う公園照明設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、ポール式の場合

3 標準歩掛

3-1 水銀灯器具取付 (屋内)

作業種別	細別規格	単位	電 工			摘 要
			投光器	フード灯	直付灯	
水 銀 灯 器 具	100W	灯	1.00	0.50	0.25	
	250W	灯	1.20	0.70	0.30	
	300W	灯	1.60	0.90	0.40	
	400W	灯	1.60	0.90	0.40	
	700W	灯	2.00	1.10	0.50	
	1,000W	灯	2.00	1.10	0.50	

- (注) 1. 器具取付高さ 5m 以上は、1.7 倍とする。
 本歩掛には、ランプ、安定器の取付けを含むものとする。
2. 作業用足場の設置撤去を含む。

3-2 水銀灯器具取付(屋外)

作業種別	細別規格	単位	電 工		摘 要
			400W 以下	1kW 以下	
投 光 器		灯	1.90	2.40	
ポ ー ル ラ イ ト		灯	2.90	4.00	
ブ ラ ケ ッ ト 灯		灯	0.56	0.70	
け ん す い 灯		灯	1.10	1.40	
フ ー ド 灯		灯	1.20	1.50	

- (注) 1. 同一柱の場合は、1灯増すごとに0.6人増しとする。
2. 本歩掛には、ランプ、安定器の取付けを含むものとする。
3. 投光器は、据付台の取付けを含む。
4. ポールライトは、建柱及びポール内配線を含む。ただし、基礎は別途計上するものとする。
5. ナトリウム灯及び蛍光灯は、水銀灯に準ずるものとする。
6. 自動点滅器を取付ける場合は、0.024人を加算するものとする。

4 施工単価入力基準表

(1) 水銀灯器具取付 (屋内)

施工歩掛コード	WE210400	施工単位	灯
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
100W 投光器	01	作業内容による補正 (表-1)	取付高さによる補正 (表-2)
250W "	02		
300W "	03		
400W "	04		
700W "	05		
1,000W "	06		
100W フード灯	07		
250W "	08		
300W "	09		
400W "	10		
700W "	11		
1,000W "	12		
100W 直付灯	13		
250W "	14		
300W "	15		
400W "	16		
700W "	17		
1,000W "	18		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 取付高さによる補正

取付方法	補正係数	入力番号
5 m 未 満	1.0	1
5 m 以 上	1.7	2

(2) 水銀灯器具取付 (屋外)

施工歩掛コード		WE210500	施工単位	灯		
施工区分			入力条件			
作業種別		規格番号	J1	J2	J3	J4
投光器	400W 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	同一柱取付による補正 (表-2)	同一柱取付台数 (台)	自動点滅器取付による補正 (表-3)
投光器	1kW 以下	02				
ポールライト	400W 以下	03				
ポールライト	1kW 以下	04				
ブラケット灯	400W 以下	05				
ブラケット灯	1kW 以下	06				
けんすい灯	400W 以下	07				
けんすい灯	1kW 以下	08				
フード灯	400W 以下	09				
フード灯	1kW 以下	10				

- (注) 1. 材料単価を別途入力すること。
2. 同一柱補正を行う場合は、同一柱に取付ける灯数を入力条件 J3 に入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 同一柱取付による補正

作業内容	加算人員	入力番号
補 正 な し	0.0	1
補 正 あ り	0.6	2

表-3 自動点滅器取付による補正

作業内容	加算人員	入力番号
補 正 な し	0.0	1
補 正 あ り	0.024	2

第9節 共同溝付帯設備工

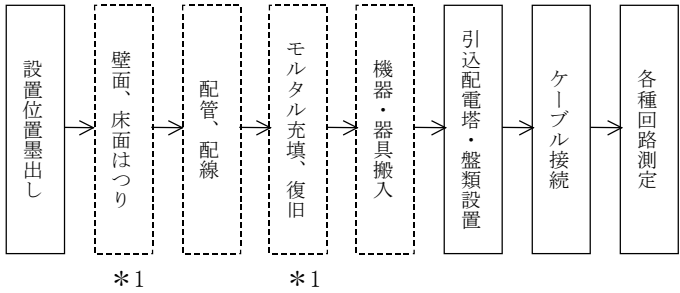
① 共同溝引込設備設置工

1 適用範囲

本資料は、共同溝の電源引込設備の設置を行う共同溝引込設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、必要に応じて施工する。

3 標準歩掛

3-1 引込配電塔設置

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
引込配電塔設置	自立型	基	1.30	0.95	

(注) アンカー打込、結線、調整も含まれている。

3-2 盤類設置

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
分電盤設置	防水型	回路	0.20	
開閉器取付	防水型 30A	個	0.15	
	防水型 60A	個	0.20	
	防水型 100A	個	0.30	
	防爆型 30A	個	0.20	
	防爆型 60A	個	0.25	
	防爆型 100A	個	0.35	

(注) アンカー打込、結線、調整も含まれている。

3-3 配線ダクト据付

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
配線ダクト	矩形の切口周辺長さ 1.0m 以下	m	0.36	
	矩形の切口周辺長さ 1.5m 以下	m	0.70	
	矩形の切口周辺長さ 2.0m 以下	m	1.20	

3-4 はつり

本作業種別の歩掛は「第2章第1節①配管・配線工 3-10 コンクリート穴あけ・はつり」による。

4 施工単価入力基準表

(1) 引込配電塔設置

施工歩掛コード	WE230900	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
引込配電塔	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力する。

(2) 盤類設置 (分電盤)

施工歩掛コード	WE230301	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
分電盤防水型	01	作業内容による補正 (表-1)	回路数 (実数入力)

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力する。

(3) 盤類設置 (開閉器)

施工歩掛コード	WE230302	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
開閉器 防水型 30A	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 防水型 60A	02		
〃 防水型 100A	03		
〃 防爆型 30A	04		
〃 防爆型 60A	05		
〃 防爆型 100A	06		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(4) 配線ダクト据付

施工歩掛コード	WE231000	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
切口周辺長さ 1.0m 以下	01	作業内容による補正 (表-1)	
切口周辺長さ 1.5m 以下	02		
切口周辺長さ 2.0m 以下	03		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

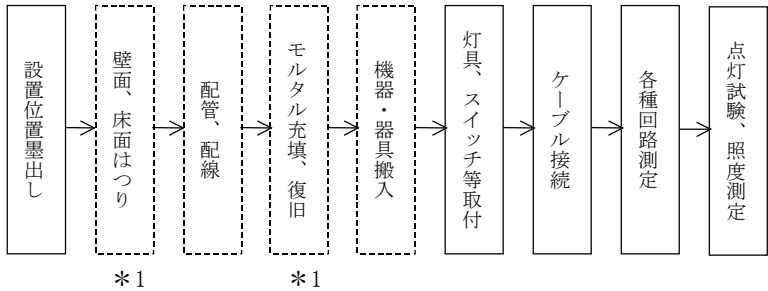
② 共同溝照明設備設置工

1 適用範囲

本資料は、共同溝の照明設備の設置を行う共同溝照明設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、必要に応じて施工する。

3 標準歩掛

3-1 照明器具取付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
蛍 光 灯	防水型 20W	台	0.15	0.30	
	防爆型 20W	台	0.20	0.30	

（注） アンカー打込、器具ボックス、墨出し、結線も含まれている。

3-2 金物取付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-3 配線器具取付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
コ ン セ ン ト	防水型	個	0.10	
	防爆型	個	0.15	
ス イ ッ チ	防水型	個	0.10	
	防爆型	個	0.15	
リ モ コ ン ス イ ッ チ	防水型	個	0.10	
	防爆型	個	0.12	
フ ィ ッ チ ン グ	各種	個	0.02	

（注） アンカー打込も含まれる。

4 施工単価入力基準表

(1) 共同溝照明器具取付

施工歩掛コード	WE230100	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
蛍光灯防水型 20W	01	作業内容による補正 (表-1)	
蛍光灯防爆型 20W	02		

(注) 材料単価は、別途入力する。

(2) 共同溝配線器具据付

施工歩掛コード	WE230200	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
コンセント防水型	01	作業内容による補正 (表-1)	
コンセント防爆型	02		
スイッチ防水型	03		
スイッチ防爆型	04		
リモコンスイッチ防水型	05		
リモコンスイッチ防爆型	06		
フィッティング各種	07		

(注) 材料単価は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

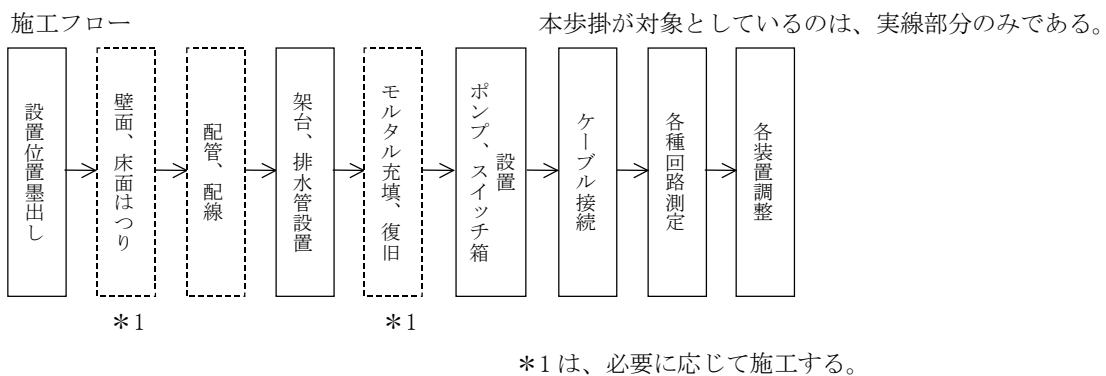
作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

③ 共同溝排水設備設置工

1 適用範圍

本資料は、共同溝の排水設備の設置を行う共同溝排水設備設置工に適用する。

2 施工概要



3 標準步掛

3-1 排水ポンプ据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
排 水 ポ ン プ	0.75kW	台	1.1	
	1.5kW	台	1.4	
	2.2kW	台	1.6	
	3.7kW	台	1.8	
	5.5kW	台	2.2	

(注) ブロック台、レベルレギュレータの据付け及びアンカー打込も含まれている。

3-2 給排水管敷設

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	配 管 工	摘 要
亜鉛メッキ鋼管敷設	15A	10m	0.80	
	20A	10m	0.90	
	25A	10m	1.10	
	32A	10m	1.30	
	40A	10m	1.40	
	50A	10m	1.80	
	65A	10m	2.40	
	80A	10m	2.70	
	100A	10m	3.60	フランジ接続
	125A	10m	4.20	フランジ接続
	150A	10m	5.10	フランジ接続
弁 類 設 置	15A	個	0.07	
	20A	個	0.08	
	25A	個	0.09	
	32A	個	0.11	
	40A	個	0.13	
	50A	個	0.16	
	65A	個	0.28	
	80A	個	0.34	
	100A	個	0.40	
	125A	個	0.48	
	150A	個	0.65	

- (注) 1. 支持金物の取付けも含まれている。
 2. 給排水管は、SGPW を標準とする。

3-3 金物取付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	配 管 工	摘 要
取 付 金 具 類 取 付		個	0.10	

- (注) 取付金物類は、配線器具類、給排水管、レベルレギュレータ、配管等を支持するものでアンカー打ちも含まれている。

3-4 配線器具取付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

4 施工単価入力基準表

(1) 排水ポンプ据付

施工歩掛コード	WE230600	施工単位	台	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
排水ポンプ 各種	01	作業内容に よる補正 (表-1)	2 台目以降に よる補正 (表-2)	設置歩掛 電工 (人/台)
排水ポンプ 0.75kW	02			
〃 1.5kW	03			
〃 2.2kW	04			
〃 3.7kW	05			
〃 5.5kW	06			

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(2) 給排水管敷設 (亜鉛メッキ鋼管)

施工歩掛コード	WE230801	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
各種	01	作業内容による補正 (表-1)	布設歩掛 電工 (人/m)
亜鉛メッキ鋼管 15A	02		
〃 20A	03		
〃 25A	04		
〃 32A	05		
〃 40A	06		
〃 50A	07		
〃 65A	08		
〃 80A	09		
〃 100A	10		
〃 125A	11		
〃 150A	12		

- (注) 1. 材料単価は、別途入力する。
2. J2 の設置歩掛は、各条件を補正する前の歩掛りを入力すること。

(3) 給排水管敷設 (弁類)

施工歩掛コード	WE230802	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
弁類 15A	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 20A	02		
〃 25A	03		
〃 32A	04		
〃 40A	05		
〃 50A	06		
〃 65A	07		
〃 80A	08		
〃 100A	09		
〃 125A	10		
〃 150A	11		

- (注) 材料単価は、別途入力する。

(4) 金物取付

施工歩掛コード	WE230700	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
取付金物 各種	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 材料単価は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

④ 共同溝換気設備設置工

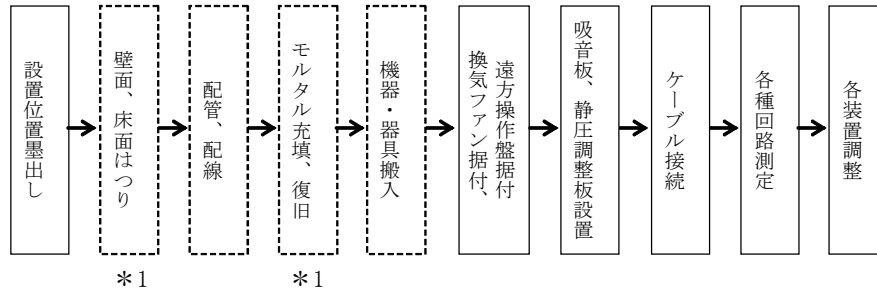
1 適用範囲

本資料は、共同溝の換気設備の設置を行う共同溝換気設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1は、必要に応じて施工する。

3 標準歩掛

3-1 換気ファン据付

作業種別	細別規格	単位	電 工	摘 要
換 気 フ ァ ン	口径 400φ以下	台	1.4	
	口径 500φ以下	台	1.6	
	口径 560φ以下	台	2.0	
	口径 630φ以下	台	2.3	
	口径 710φ以下	台	2.5	
	口径 800φ以下	台	3.0	
	口径 900φ以下	台	3.3	
	口径 1,000φ以下	台	3.8	

(注) ファン支持金物、アンカー打込、試運転及び調整も含まれている。

3-2 吸音板設置

作業種別	細別規格	単位	普通作業員	摘 要
吸 音 板 設 置	片面吸音型・両面吸音型	m ²	0.20	

3-3 静圧調整板設置

作業種別	細別規格	単位	機 械 工	摘 要
静 圧 調 整 板 設 置	A 形	m ²	0.35	

3-4 遠方操作盤据付

作業種別	細別規格	単位	電 工	摘 要
制 御 盤	2.2kW 以下	回路	1.50	
	3.7kW 以下	回路	1.70	
	5.5kW 以下	回路	1.80	
	7.5kW 以下	回路	1.90	
	11 kW 以下	回路	2.10	
	15 kW 以下	回路	2.30	
コ ン ビ ネ ー シ ョ ン	防爆型 0.75～3.7kW	台	0.40	
換気ファン遠方操作盤	1 台用	面	0.15	
	2 台用	面	0.20	
	3 台用	面	0.25	
	4 台用	面	0.30	

- (注) 1. アンカー打込、結線も含まれている。
 2. 制御盤は、次による。
 (1) 同一回路の自動交互運転等の歩掛は、1.5 倍とする。
 (2) 制御盤の歩掛は盤毎に算出する。
 (3) 算出員数が 2.5 人未満の場合は実数人数とし、2.5 人以上の場合は、次表により修正する。
 3. 換気ファン遠方操作盤について、同一場所、同時施工の 2 面以降は、1 面につき 0.7 倍とする。

修 正 表

算出人員	摘要 人員	算出人員	摘要 人員	算出人員	摘要 人員
2.5 人以上 3.5 人未満	3	10.0 人以上 11.5 人未満	9	24.0 人以上 40.0 人未満	0.6 倍
3.5 " 4.5 "	4	11.5 " 13.0 "	10	40.0 " 44.0 "	24
4.5 " 5.5 "	5	13.0 " 15.0 "	11	44.0 " 69.0 "	0.55 倍
5.5 " 7.0 "	6	15.0 " 17.0 "	12	69.0 " 76.0 "	38
7.0 " 8.5 "	7	17.0 " 19.0 "	13	76.0 "	0.5 倍
8.5 " 10.0 "	8	19.0 " 24.0 "	14		

3-5 金物取付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

3-6 配線器具取付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

4 施工単価入力基準表

(1) 換気ファン据付

施工歩掛コード	WE230500	施工単位	台	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
換気ファン各種	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-2)	設置歩掛 電工 (人/台)
換気ファン口径 400φ以下	02			
〃 〃 500φ以下	03			
〃 〃 560φ以下	04			
〃 〃 630φ以下	05			
〃 〃 710φ以下	06			
〃 〃 800φ以下	07			
〃 〃 900φ以下	08			
〃 〃 1000φ以下	09			

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力する。

(2) 吸音板設置

施工歩掛コード	WE231100	施工単位	m ²
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
吸音板設置	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 材料単価は、別途入力する。

(3) 静圧調整板設置

施工歩掛コード	WE231200	施工単位	m ²
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
静圧調整板設置 A型	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 材料単価は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(4) 遠方操作盤据付(制御盤)

施工歩掛コード	WE230303	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
制御盤	01	作業内容による補正 (表-1)	設置歩掛 電工 (人/面)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(5) 遠方操作盤据付(コンビネーション)

施工歩掛コード	WE230304	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
コンビネーション防爆型 0.75～3.7kW	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力する。

(6) 換気ファン遠方操作盤据付

施工歩掛コード	WE230305	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
換気ファン遠方操作盤 1 台用	01	作業内容による補正 (表-1)	2 面目以降による補正 (表-2)
〃 2 台用	02		
〃 3 台用	03		
〃 4 台用	04		

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

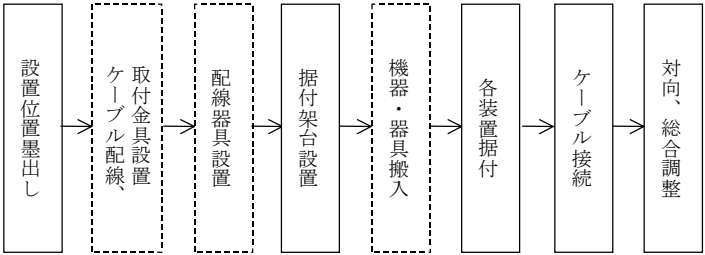
⑤ 共同溝監視制御設備設置工

1 適用範囲

本資料は、共同溝の監視制御設備の設置を行う共同溝監視制御設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 監視盤据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

3-2 監視盤調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

3-3 火災報知設備据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

3-4 火災報知設備調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

3-5 火災感知設備据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

3-6 火災感知設備調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

3-7 ガス機器取付

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
警報器	1～3点式	台	0.50	
検知器		台	0.15	
警報ブザー		台	0.15	

(注) アンカー打込、調整も含まれている。

3-8 金物取付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

3-9 配線器具取付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

4 施工単価入力基準表

(1) ガス機器取付

施工歩掛コード	WE230400	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
警報器 1～3 点式	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-2)
検知器	02		
警報ブザー	03		

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

⑥ 共同溝標識設備設置工

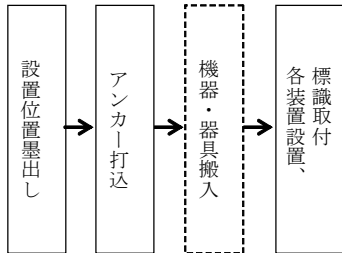
1 適用範囲

本資料は、共同溝内の標識の設置を行う共同溝標識設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*内照式の場合は、第3章第9節②共同溝照明設備設置工による。

3 標準歩掛

3-1 共同溝標識設置

作業種別	細別規格	単位	普通作業員	摘要
共同溝標識設置		10枚	0.63	
	地点標B	10枚	0.75	

- (注) 1. 本歩掛は、アクリル板製の標識に適用する。
 2. 内照式の場合は、「第3章第9節②共同溝照明設備設置工 3-1 照明器具取付」を準用する。

4 施工単価入力基準表

(1) 共同溝標識設置

施工歩掛コード	WE231300	施工単位	枚
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
標識	01	作業内容による補正 (表-1)	
地点標B	02		

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移設	1.5	4

(注) 材料単価を別途入力すること。

第 10 節 電気応用設備工

① 水処理設備設置工

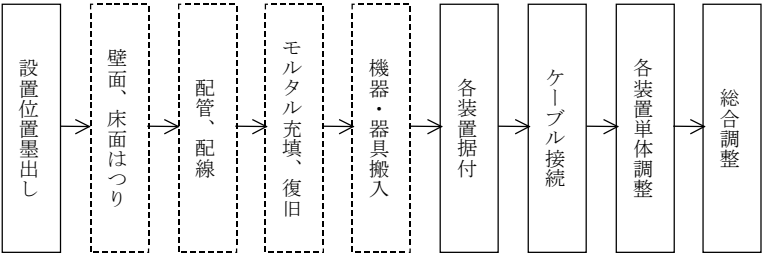
1 適用範囲

本資料は、河川、遊水池等の水質浄化を目的とした水処理設備（曝気、攪拌、注排水、洗浄等）の設置を行う水処理設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

第 11 節 道路融雪設備工

① 高圧受変電設備設置工

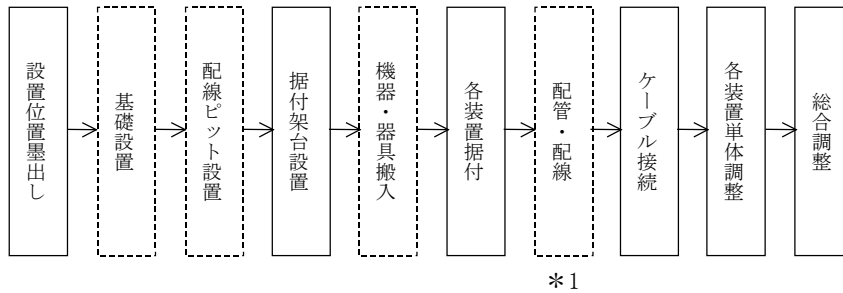
1 適用範囲

本資料は、道路融雪設備の内、高圧受変電設備を設置する高圧受変電設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、盤間配線を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第 3 章第 1 節②高圧受変電設備設置工」による。

② 受変電設備基礎工

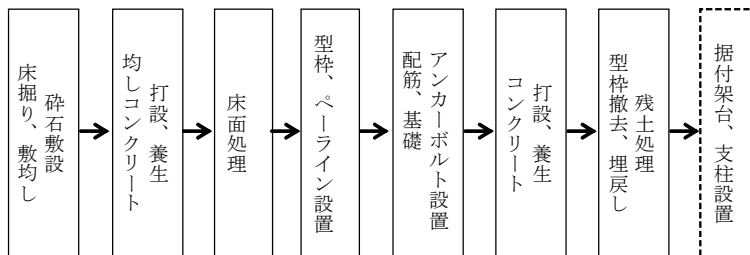
1 適用範囲

本資料は、道路融雪設備の受変電設備用基礎の設置を行う受変電設備基礎工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第3章第1節⑤受変電設備基礎工」による。

③ 道路ヒーティング設備設置工

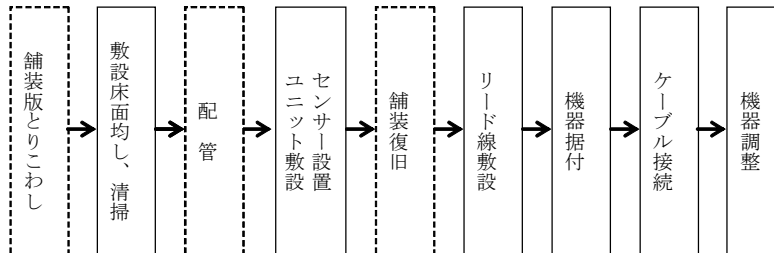
1 適用範囲

本資料は、道路融雪設備の内、ヒーティングユニット等の敷設等を行う道路ヒーティング設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 凍結検知装置据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

3-2 凍結検知装置調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上とする。

3-3 ヒーティングユニット新設道路敷設（未舗装）

作業種別	細別規格	単位	敷設幅 1.5～1.8m（人）		敷設幅 3.2～3.5m（人）	
			電 工	普通作業員	電 工	普通作業員
発 熱 線 敷 設	治具使用	m	0.09	0.09	0.12	0.12
	ユニット式	m	0.03	0.03	0.04	0.04

- （注） 1. 本歩掛は、発熱線の路面への敷設、固定までとする。
2. ユニット式とは、70mm ピッチに固定されたものをいう。

3-4 ヒーティングユニット既設道路敷設（既設舗装面）

作業種別	細別規格	単位	敷設幅 1.5～1.8m（人）		敷設幅 3.2～3.5m（人）	
			電 工	普通作業員	電 工	普通作業員
発 熱 線 敷 設	治具使用	m	0.11	0.11	0.13	0.13
	ユニット式	m	0.04	0.04	0.05	0.05

- （注） 1. 本歩掛は、発熱線の路面への敷設、固定までとする。
2. 舗装切断、とりこわし、復旧は、別途積算とする。

3-5 ヒーティングユニット歩道橋敷設

区分	作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
階段部	配管孔あけ	19φ用	10個	0.75	0.75	
	フレキ配管	19φ用	10箇所	1.00	1.00	
	発熱線通線	段差あり	10段	0.45	0.45	
	発熱線敷設	幅1.4mピッチ70mm	10段	0.35	0.35	(注) 1
主桁部	配管孔あけ	19φ用	10個	1.00	1.00	
	フレキ配管	19φ相当	10箇所	1.50	1.50	
	発熱線敷設	幅1.4mピッチ70mm	10m	0.75	0.75	(注) 2

- (注) 1. 発熱線の1段とは、幅1.4mピッチ70mmの4本分とする。
2. 主桁部は、幅1.4mピッチ70mmの桁長方向1m当りの歩掛とする。
3. 電源の配管、配線及び制御盤等は、別途とする。

3-6 リード線敷設

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
リード線接続	スリーブ接続	10箇所	0.12	
リード線敷設	路面サドル止め	10m	0.15	

- (注) 1. 本歩掛は、発熱線への電源供給するためのリード線の敷設及び接続、並びに治具の取付け、取外しまでとする。
2. 電源の配管、配線及び舗装工事は別途とする。
3. 本歩掛は、スぺーサ70mmピッチ、使用間隔30～40cmを標準とし、固定は路面釘止めとする。

4 施工単価入力基準表

(1) ヒーティングユニット新設道路敷設(未舗装)

施工歩掛コード	WE220100	施工単位	m
施工区分			
作業種別	規格番号		
治具使用 (幅1.5～1.8m)	01		
治具使用 (幅3.2～3.5m)	02		
ユニット式 (幅1.5～1.8m)	03		
ユニット式 (幅3.2～3.5m)	04		

- (注) 材料単価を別途入力すること。

(2) ヒーティングユニット既設道路敷設 (既設舗装面)

施工歩掛コード	WE220200	施工単位	m
施工区分			
作業種別	規格番号		
治具使用 (幅 1.5～1.8m)	01		
治具使用 (幅 3.2～3.5m)	02		
ユニット式 (幅 1.5～1.8m)	03		
ユニット式 (幅 3.2～3.5m)	04		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(3) ヒーティングユニット歩道橋敷設 (配管孔あけ)

施工歩掛コード	WE220401	施工単位	個
施工区分			
作業種別	規格番号		
階段部 配管孔あけ 19φ用	01		
主桁部 配管孔あけ 19φ用	02		

(4) ヒーティングユニット歩道橋敷設 (フレキ配管)

施工歩掛コード	WE220402	施工単位	箇所
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
階段部 フレキ配管 19φ用	01	作業内容による補正 (表-1)	
主桁部 フレキ配管 19φ用	02		

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(5) ヒーティングユニット歩道橋敷設 (階段部発熱線敷設)

施工歩掛コード	WE220403	施工単位	段
施工区分			
作業種別	規格番号		
発熱線通線 (段差有)	01		
階段部発熱線敷設 (幅 1.4m ピッチ 70mm)	02		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(6) ヒーティングユニット歩道橋敷設 (主桁部発熱線敷設)

施工歩掛コード	WE220404	施工単位	m
施工区分			
作業種別	規格番号		
発熱線敷設 (幅 1.4m ピッチ 70mm)	01		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(7) リード線敷設

施工歩掛コード	WE220301	施工単位	m
施工区分			
作業種別	規格番号		
リード線敷設	01		

(注) 材料単価を別途入力すること。

(8) リード線敷設 (スリーブ接続)

施工歩掛コード	WE220302	施工単位	箇所
施工区分			
作業種別	規格番号		
スリーブ接続	01		

(注) 材料単価を別途入力すること。

④ 道路消融雪ポンプ設備設置工

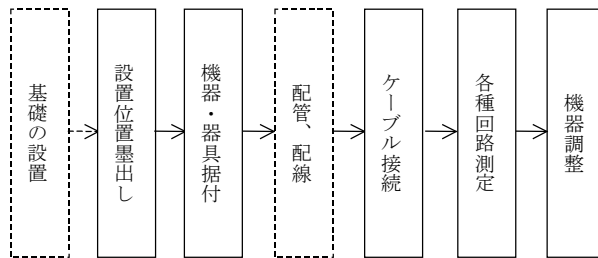
1 適用範囲

本資料は、道路融雪設備の内、消・融雪ポンプ等の設置を行う道路消融雪ポンプ設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 道路消融雪ポンプ盤据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-2 道路消融雪ポンプ盤調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-3 降雪検知器据付

本作業種別の歩掛は、「第4章第18節①路面凍結検知装置設置工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-4 降雪検知器調整

本作業種別の歩掛は、「第4章第18節①路面凍結検知装置設置工」によるほか、別途積上げ計上する。

3-5 遠隔制御装置据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-6 遠隔制御装置調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-7 操作盤据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-8 操作盤調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-9 機側操作盤据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-10 機側操作盤調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-11 開閉器盤据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-12 開閉器盤調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

⑤ 道路消融雪ポンプ設備基礎工

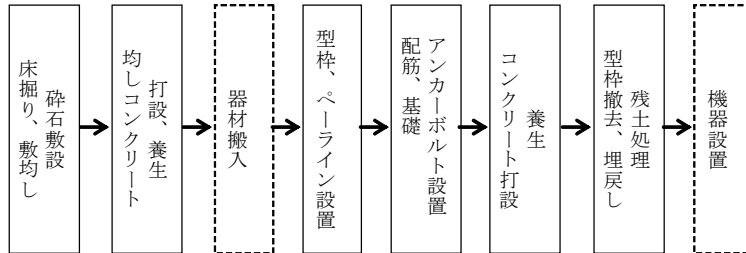
1 適用範囲

本資料は、道路の消融雪用に使用する、消融雪ポンプ、降雪検知器、遠隔制御装置、現場操作盤等の基礎の設置を行う道路消融雪ポンプ設備基礎工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

第 12 節 道路照明維持補修工

① 道路照明維持工

1 適用範囲

本資料は、道路照明施設の維持補修を行うための道路照明維持工に適用する。

2 施工概要



3 標準歩掛

3-1 管球取替

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
水 銀 ラ ン プ	300W 以下	個	0.09	0.04	
	700W 以下	個	0.11	0.06	
蛍 光 ラ ン プ	60W 以下	個	0.09	0.04	
	110W 以下	個	0.13	0.06	
低 圧 ナ ト リ ウ ム ラ ン プ	55W 以下	個	0.09	0.04	
	135W 以下	個	0.10	0.05	
	180W 以下	個	0.11	0.06	
高 圧 ナ ト リ ウ ム ラ ン プ		個	0.09	0.04	
ブ リ ン カ ー ラ イ ト		個	0.09	0.04	

（注） リフト車が必要な場合は、別途計上する。

3-2 安定器取替

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
水 銀 灯	300W×1 以下	個	0.23	0.11	
	700W×1 以下	個	0.25	0.13	
	300W×2 以下	個	0.34	0.16	
	700W×2 以下	個	0.35	0.18	
蛍 光 灯	40W 以下	個	0.13	0.06	高力率 60W 含む
	110W 以下	個	0.15	0.08	
ナ ト リ ウ ム 灯	55W 以下	個	0.13	0.06	
	135W 以下	個	0.14	0.07	
	180W 以下	個	0.15	0.08	

(注) 蛍光灯、ナトリウム灯については、必要に応じてリフト車を別途計上する。

3-3 灯具取替

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
水 銀 灯	250W	台	0.20	0.10	
	400W	台	0.23	0.11	
	700W	台	0.25	0.13	

(注) リフト車が必要な場合は、別途計上する。

3-4 灯具付属品取替

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	普通作業員	摘 要
水 銀 灯 グ ロ ー プ	300W 以下	個	0.23	0.11	
	400W 以下	個	0.25	0.13	
	700W 以下	個	0.28	0.14	
水 銀 灯 グ ロ ー プ 枠		個	0.25	0.13	
水 銀 灯 パ ッ キ ン		個	0.13	0.06	
水 銀 灯 ソ ケ ッ ト		個	0.20	0.10	
水 銀 灯 灯 具 部 品		個	0.18	0.09	
蛍 光 灯 ア ク リ ル カ バ ー		個	0.18	0.09	
蛍 光 灯 ソ ケ ッ ト		個	0.18	0.09	
蛍 光 灯 灯 具 部 品		個	0.18	0.09	
ナ ト リ ウ ム 灯 前 面 カ バ ー		個	0.15	0.08	
ナ ト リ ウ ム 灯 ソ ケ ッ ト		個	0.15	0.08	
ナ ト リ ウ ム 灯 灯 具 部 品		個	0.15	0.08	
水 銀 灯 ル ー バ ー		個	0.18	0.09	

(注) 1. 灯具取外しを必要とする工種については本歩掛に含まれている。
2. リフト車が必要な場合は、別途計上する。

3-5 自動点滅器取替

作業種別	細別規格	単位	電 工	普通作業員	摘 要
上部リード線式		個	0.10	0.05	3m以上
下部リード線式		個	0.08	0.04	3m未満
上部プラグイン式	受光部	個	0.08	0.04	3m以上
下部プラグイン式	受光部	個	0.05	0.03	3m未満

- (注) 1. プラグイン式の本体のみの取替は、本歩掛を適用しない。
2. リフト車が必要な場合は、別途計上する。

4 施工単価入力基準表

(1) 管球取替

施工歩掛コード	WE215100	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
水銀ランプ 300W 以下	01	材料単価 (円／個)	
〃 700W 以下	02		
蛍光ランプ 60W 以下	03		
〃 110W 以下	04		
低圧ナトリウムランプ 55W 以下	05		
〃 135W 以下	06		
〃 180W 以下	07		
高圧ナトリウムランプ	08		
プリンカーライト	09		

- (注) リフト車が必要な場合は、別途入力すること。

(2) 安定器取替

施工歩掛コード	WE215200	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
水銀灯 300W×1 以下	01	材料単価 (円／個)	
〃 700W×1 以下	02		
〃 300W×2 以下	03		
〃 700W×2 以下	04		
蛍光灯 40W 以下	05		
〃 110W 以下	06		
ナトリウム灯 55W 以下	07		
〃 135W 以下	08		
〃 180W 以下	09		

(3) 灯具取替

施工歩掛コード	WE215300	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
水銀灯 250W	01	材料単価 (円／台)	
〃 400W	02		
〃 700W	03		

(注) リフト車が必要な場合は、別途入力すること。

(4) 灯具付属品取替

施工歩掛コード	WE215400	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
水銀灯グローブ 300W 以下	01	材料単価 (円／個)	
〃 400W 以下	02		
〃 700W 以下	03		
水銀灯グローブ枠	04		
水銀灯パッキン	05		
水銀灯ソケット	06		
水銀灯灯具部品	07		
蛍光灯アクリルカバー	08		
蛍光灯ソケット	09		
蛍光灯灯具部品	10		
ナトリウム灯前面カバー	11		
ナトリウム灯ソケット	12		
ナトリウム灯灯具部品	13		
水銀灯ルーバー	14		

(注) リフト車が必要な場合は、別途入力すること。

(5) 自動点滅器取替

施工歩掛コード	WE215500	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
上部リード線式	01	材料単価 (円／個)	
下部リード線式	02		
上部プラグイン式	03		
下部プラグイン式	04		

(注) リフト車が必要な場合は、別途入力すること。

② 道路照明修繕工

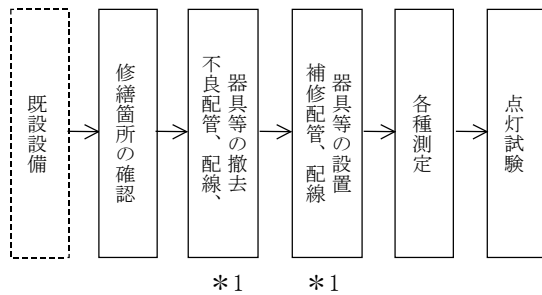
1 適用範囲

本資料は、道路照明施設の維持修繕を行うための道路照明修繕工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、修繕内容により変化する。

3 標準歩掛

3-1 道路照明灯修繕

本作業種別の歩掛は、「第3章第6節①道路照明設備設置工」による。

3-2 道路照明器具修繕

本作業種別の歩掛は、「第3章第6節①道路照明設備設置工」による。

3-3 歩道橋照明灯修繕

本作業種別の歩掛は、「第3章第6節①道路照明設備設置工」による。

3-4 歩道橋照明器具修繕

本作業種別の歩掛は、「第3章第6節①道路照明設備設置工」による。

3-5 配管配線修繕

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節①配管・配線工」による。

3-6 引込柱修繕

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節⑧引込柱設置工」による。

3-7 視線誘導灯修繕

本作業種別の歩掛は、「第3章第6節⑤視線誘導灯設置工」による。

3-8 作業土工（電気）

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

3-9 発生材運搬

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

3-10 殻運搬処理

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

第4章 通信設備

第1節 多重無線設備工

① 多重無線装置設置工……………	VIII-4-1	3-1 空中線据付……………	VIII-4-7
1 適用範囲……………	VIII-4-1	3-2 空中線調整……………	VIII-4-8
2 施工概要……………	VIII-4-1	3-3 レドーム設置……………	VIII-4-8
3 標準歩掛……………	VIII-4-1	3-4 空中線取付架台設置……………	VIII-4-8
3-1 多重無線装置据付……………	VIII-4-1	4 施工単価入力基準表……………	VIII-4-9
3-2 多重無線装置据付 (簡易型)……………	VIII-4-1	③ デジタル端局装置設置工……………	VIII-4-11
3-3 多重無線装置据付 (FWA) ……	VIII-4-2	1 適用範囲……………	VIII-4-11
3-4 多重無線装置調整 (FDM) ……	VIII-4-2	2 施工概要……………	VIII-4-11
3-5 多重無線装置調整 (PCM) ……	VIII-4-2	3 標準歩掛……………	VIII-4-11
3-6 多重無線装置調整 (簡易型)……………	VIII-4-2	3-1 端局装置据付……………	VIII-4-11
3-7 多重無線装置調整 (FWA) ……	VIII-4-2	3-2 端局装置調整 (FDM) ……	VIII-4-12
3-8 乾燥空気充填装置据付……………	VIII-4-2	3-3 端局装置調整 (PCM) ……	VIII-4-13
4 施工単価入力基準表……………	VIII-4-3	3-4 デジタル端局装置 (SDH) 設置工……………	VIII-4-13
② 空中線装置設置工……………	VIII-4-7	3-5 管理施設用小容量光伝送装置 設置工……………	VIII-4-13
1 適用範囲……………	VIII-4-7	4 施工単価入力基準表……………	VIII-4-14
2 施工概要……………	VIII-4-7	④ 画像伝送路切替制御装置設置工……………	VIII-4-18
3 標準歩掛……………	VIII-4-7	1 適用範囲……………	VIII-4-18
		2 施工概要……………	VIII-4-18
		3 標準歩掛……………	VIII-4-18

⑤ 画像伝送路切替装置設置工	VIII-4-19
1 適用範囲	VIII-4-19
2 施工概要	VIII-4-19
3 標準歩掛	VIII-4-19
3-1 切替装置据付	VIII-4-19
3-2 切替装置調整	VIII-4-19
4 施工単価入力基準表	VIII-4-20
⑥ 監視制御装置設置工	VIII-4-22
1 適用範囲	VIII-4-22
2 施工概要	VIII-4-22
3 標準歩掛	VIII-4-22
3-1 監視制御装置据付	VIII-4-22
3-2 監視制御装置調整	VIII-4-22
4 施工単価入力基準表	VIII-4-23

第2節 テレメータ設備工

① テレメータ監視局装置設置工	VIII-4-25
1 適用範囲	VIII-4-25
2 施工概要	VIII-4-25
3 標準歩掛	VIII-4-25
3-1 テレメータ監視局装置据付	VIII-4-25
3-2 テレメータ監視局装置調整	VIII-4-25
3-3 テレメータ傍受装置据付	VIII-4-26
3-4 テレメータ傍受装置調整	VIII-4-26
3-5 テレメータ用空中線据付	VIII-4-26
3-6 テレメータ用空中線調整	VIII-4-26
4 施工単価入力基準表	VIII-4-27
② テレメータ中継局装置設置工	VIII-4-32
1 適用範囲	VIII-4-32
2 施工概要	VIII-4-32
3 標準歩掛	VIII-4-32
3-1 中継局装置据付	VIII-4-32
3-2 中継局装置調整	VIII-4-32
3-3 空中線据付	VIII-4-32
3-4 空中線調整	VIII-4-32
4 施工単価入力基準表	VIII-4-33
③ テレメータ観測局装置設置工	VIII-4-34
1 適用範囲	VIII-4-34
2 施工概要	VIII-4-34
3 標準歩掛	VIII-4-34

3-1 テレメータ観測局装置据付	VIII-4-34
3-2 テレメータ観測局装置調整	VIII-4-34
3-3 雨量・水位計据付	VIII-4-35
3-4 空中線据付	VIII-4-35
3-5 空中線調整	VIII-4-35
4 施工単価入力基準表	VIII-4-35

第3節 放流警報設備工

① 放流警報制御監視局装置設置工	VIII-4-38
1 適用範囲	VIII-4-38
2 施工概要	VIII-4-38
3 標準歩掛	VIII-4-38
3-1 放流警報監視局装置据付	VIII-4-38
3-2 放流警報監視局装置調整	VIII-4-38
3-3 空中線据付	VIII-4-38
3-4 空中線調整	VIII-4-38
4 施工単価入力基準表	VIII-4-39
② 放流警報中継局装置設置工	VIII-4-40
1 適用範囲	VIII-4-40
2 施工概要	VIII-4-40
3 標準歩掛	VIII-4-40
③ 放流警報警報局装置設置工	VIII-4-41
1 適用範囲	VIII-4-41
2 施工概要	VIII-4-41
3 標準歩掛	VIII-4-41
3-1 放流警報警報局装置据付	VIII-4-41
3-2 放流警報警報局装置調整	VIII-4-41
3-3 放流警報用空中線据付	VIII-4-41
3-4 放流警報用空中線調整	VIII-4-41
4 施工単価入力基準表	VIII-4-42

第4節 移動体通信設備工

① 移動体通信装置設置工	VIII-4-43
1 適用範囲	VIII-4-43
2 施工概要	VIII-4-43
3 標準歩掛	VIII-4-43
3-1 統制局装置据付	VIII-4-43
3-2 統制局装置調整	VIII-4-43
3-3 K-COS 基地局装置据付	VIII-4-43

3-4	K-COS 基地局装置調整	Ⅷ-4-44
3-5	K-COS 移動局装置据付	Ⅷ-4-44
3-6	K-COS 移動局装置調整	Ⅷ-4-44
3-7	K-COS 総合調整	Ⅷ-4-44
3-8	超短波無線電話装置据付	Ⅷ-4-44
3-9	超短波無線電話装置調整	Ⅷ-4-45
3-10	移動体通信用空中線据付	Ⅷ-4-45
3-11	移動体通信用空中線調整	Ⅷ-4-45
3-12	移動体通信用付属品取付	Ⅷ-4-45
4	施工単価入力基準表	Ⅷ-4-46

第5節 衛星通信設備工

① 固定型衛星通信用地球局設備

	設置工	Ⅷ-4-54
1	適用範囲	Ⅷ-4-54
2	施工概要	Ⅷ-4-54
3	標準歩掛	Ⅷ-4-54
3-1	送受信装置据付	Ⅷ-4-54
3-2	送受信装置調整	Ⅷ-4-54
3-3	個別通信端局装置据付	Ⅷ-4-54
3-4	個別通信端局装置調整	Ⅷ-4-55
3-5	画像端局装置据付	Ⅷ-4-55
3-6	画像端局装置調整	Ⅷ-4-55
3-7	空中線据付	Ⅷ-4-55
3-8	空中線調整	Ⅷ-4-55
3-9	総合調整	Ⅷ-4-55
4	施工単価入力基準表	Ⅷ-4-56

② 移動型衛星通信用地球局設備

	設置工	Ⅷ-4-60
1	適用範囲	Ⅷ-4-60
2	施工概要	Ⅷ-4-60
3	標準歩掛	Ⅷ-4-60
3-1	移動局装置据付	Ⅷ-4-60
3-2	移動局装置調整	Ⅷ-4-60
3-3	空中線調整	Ⅷ-4-60
3-4	総合調整	Ⅷ-4-60
4	施工単価入力基準表	Ⅷ-4-61

③ 衛星小型(制御地球局)

	画像伝送装置設置工	Ⅷ-4-62
1	適用範囲	Ⅷ-4-62

2	施工概要	Ⅷ-4-62
3	標準歩掛	Ⅷ-4-62
④	衛星小型(固定局)	
	画像伝送装置設置工	Ⅷ-4-63
1	適用範囲	Ⅷ-4-63
2	施工概要	Ⅷ-4-63
3	標準歩掛	Ⅷ-4-63
⑤	衛星小型(可搬局)	
	画像伝送装置設置工	Ⅷ-4-64
1	適用範囲	Ⅷ-4-64
2	施工概要	Ⅷ-4-64
3	標準歩掛	Ⅷ-4-64
⑥	衛星地球局基礎工	Ⅷ-4-65
1	適用範囲	Ⅷ-4-65
2	施工概要	Ⅷ-4-65
3	標準歩掛	Ⅷ-4-65

第6節 ヘリ画像受信設備工

①	ヘリ画像受信基地局装置設置工	Ⅷ-4-66
1	適用範囲	Ⅷ-4-66
2	施工概要	Ⅷ-4-66
3	標準歩掛	Ⅷ-4-66
②	ヘリ画像受信携帯局装置設置工	Ⅷ-4-67
1	適用範囲	Ⅷ-4-67
2	施工概要	Ⅷ-4-67
3	標準歩掛	Ⅷ-4-67

第7節 電話交換設備工

①	自動電話交換装置設置工	Ⅷ-4-68
1	適用範囲	Ⅷ-4-68
2	施工概要	Ⅷ-4-68
3	標準歩掛	Ⅷ-4-68
3-1	自動電話交換機据付 (電子式)	Ⅷ-4-68
3-2	自動電話交換機調整 (電子式)	Ⅷ-4-69
3-3	簡易電話交換装置据付	Ⅷ-4-69
3-4	簡易電話交換装置調整	Ⅷ-4-69
3-5	中継台据付	Ⅷ-4-69

3-6	中継台調整	VIII-4-69
3-7	総合調整	VIII-4-69
3-8	電話付属品取付	VIII-4-70
3-9	端子盤取付	VIII-4-70
4	施工単価入力基準表	VIII-4-71

第8節 有線通信設備工

① デジタル端局装置 (SDH)

設置工	VIII-4-76
1 適用範囲	VIII-4-76
2 施工概要	VIII-4-76
3 標準歩掛	VIII-4-76
3-1 デジタル端局装置 (SDH)	
据付	VIII-4-76
3-2 デジタル端局装置 (SDH)	
調整	VIII-4-77
4 施工単価入力基準表	VIII-4-77

② 管理施設用小容量光伝送装置

設置工	VIII-4-83
1 適用範囲	VIII-4-83
2 施工概要	VIII-4-83
3 標準歩掛	VIII-4-83

③ 光ファイバ線路監視装置設置工

1 適用範囲	VIII-4-84
2 施工概要	VIII-4-84
3 標準歩掛	VIII-4-84

第9節 道路情報表示設備工

① 道路情報表示制御装置設置工

1 適用範囲	VIII-4-85
2 施工概要	VIII-4-85
3 標準歩掛	VIII-4-85
3-1 制御装置据付	VIII-4-85
3-2 制御装置調整	VIII-4-86
4 施工単価入力基準表	VIII-4-86

② 道路情報表示装置設置工

1 適用範囲	VIII-4-89
2 施工概要	VIII-4-89
3 標準歩掛	VIII-4-90
3-1 表示装置据付	VIII-4-90

3-2 表示装置調整	VIII-4-91

4 施工単価入力基準表	VIII-4-92

第10節 河川情報表示設備工

① 河川情報表示制御装置設置工

1 適用範囲	VIII-4-95
2 施工概要	VIII-4-95
3 標準歩掛	VIII-4-95

第11節 放流警報表示設備工

① 放流警報表示制御装置設置工

1 適用範囲	VIII-4-96
2 施工概要	VIII-4-96
3 標準歩掛	VIII-4-96

第12節 トンネル防災設備工

① トンネル監視制御装置設置工

1 適用範囲	VIII-4-97
2 施工概要	VIII-4-97
3 標準歩掛	VIII-4-97

② 付属設備操作制御装置設置工

1 適用範囲	VIII-4-98
2 施工概要	VIII-4-98
3 標準歩掛	VIII-4-98
3-1 付属設備据付	VIII-4-98
3-2 付属設備調整	VIII-4-98
4 施工単価入力基準表	VIII-4-99

第13節 非常警報設備工

① 非常警報装置設置工

1 適用範囲	VIII-4-100
2 施工概要	VIII-4-100
3 標準歩掛	VIII-4-100
3-1 非常警報受信装置据付	VIII-4-100
3-2 非常警報受信装置調整	VIII-4-100
3-3 非常警報主制御装置据付	VIII-4-100
3-4 非常警報主制御装置調整	VIII-4-101
3-5 非常警報副制御装置据付	VIII-4-101
3-6 非常警報副制御装置調整	VIII-4-101

3-7 押しボタン通報装置据付	Ⅷ-4-101
3-8 押しボタン通報装置調整	Ⅷ-4-101
3-9 警報表示板据付	Ⅷ-4-101
3-10 警報表示板調整	Ⅷ-4-101
3-11 誘導表示板 (内照式) 据付	Ⅷ-4-101
3-12 非常電話案内板据付	Ⅷ-4-101
3-13 付属設備取付	Ⅷ-4-102
4 施工単価入力基準表	Ⅷ-4-102

第14節 ラジオ再放送設備工

① ラジオ再放送装置設置工	Ⅷ-4-105
1 適用範囲	Ⅷ-4-105
2 施工概要	Ⅷ-4-105
3 標準歩掛	Ⅷ-4-105
3-1 受信アンテナ据付	Ⅷ-4-105
3-2 受信アンテナ調整	Ⅷ-4-105
3-3 受信装置据付	Ⅷ-4-105
3-4 受信装置調整	Ⅷ-4-105
3-5 放送装置据付	Ⅷ-4-106
3-6 放送装置調整	Ⅷ-4-106
3-7 付属機器取付	Ⅷ-4-106
3-8 総合調整	Ⅷ-4-106
3-9 放送装置増設 (事務所)	Ⅷ-4-106
3-10 放送装置調整 (事務所)	Ⅷ-4-106
4 施工単価入力基準表	Ⅷ-4-107
② 緊急放送装置設置工	Ⅷ-4-111
1 適用範囲	Ⅷ-4-111
2 施工概要	Ⅷ-4-111
3 標準歩掛	Ⅷ-4-111

第15節 トンネル無線補助設備工

① トンネル無線補助設備設置工	Ⅷ-4-112
1 適用範囲	Ⅷ-4-112
2 施工概要	Ⅷ-4-112
3 標準歩掛	Ⅷ-4-112
3-1 無線補助装置据付	Ⅷ-4-112
3-2 無線補助装置調整	Ⅷ-4-112
3-3 空中線据付	Ⅷ-4-112

3-4 空中線調整	Ⅷ-4-113
3-5 給電線布設	Ⅷ-4-113
4 施工単価入力基準表	Ⅷ-4-113

第16節 路側通信設備工

① 路側通信制御装置設置工	Ⅷ-4-115
1 適用範囲	Ⅷ-4-115
2 施工概要	Ⅷ-4-115
3 標準歩掛	Ⅷ-4-115

第17節 道路防災設備工

① 交通遮断装置設置工	Ⅷ-4-116
1 適用範囲	Ⅷ-4-116
2 施工概要	Ⅷ-4-116
3 標準歩掛	Ⅷ-4-116
3-1 交通遮断機据付	Ⅷ-4-116
3-2 交通遮断機調整	Ⅷ-4-116
3-3 予告板・標識等据付	Ⅷ-4-117
3-4 予告板・標識等調整	Ⅷ-4-117
3-5 交通信号装置据付	Ⅷ-4-117
3-6 交通信号装置調整	Ⅷ-4-117
4 施工単価入力基準表	Ⅷ-4-118
② 交通流車両観測装置設置工	Ⅷ-4-121
1 適用範囲	Ⅷ-4-121
2 施工概要	Ⅷ-4-121
3 標準歩掛	Ⅷ-4-121
3-1 車両感知装置据付	Ⅷ-4-121
3-2 車両感知装置調整	Ⅷ-4-121
4 施工単価入力基準表	Ⅷ-4-122
③ 路車間通信装置設置工	Ⅷ-4-124
1 適用範囲	Ⅷ-4-124
2 施工概要	Ⅷ-4-124
3 標準歩掛	Ⅷ-4-124
④ 交通遮断装置基礎工	Ⅷ-4-125
1 適用範囲	Ⅷ-4-125
2 施工概要	Ⅷ-4-125
3 標準歩掛	Ⅷ-4-125

第18節 施設計測・監視制御設備工

① 路面凍結検知装置設置工	VIII-4-126
1 適用範囲	VIII-4-126
2 施工概要	VIII-4-126
3 標準歩掛	VIII-4-126
3-1 路面凍結検知装置据付	VIII-4-126
3-2 路面凍結検知装置調整	VIII-4-127
4 施工単価入力基準表	VIII-4-127
② 積雪深計測装置設置工	VIII-4-129
1 適用範囲	VIII-4-129
2 施工概要	VIII-4-129
3 標準歩掛	VIII-4-129
③ 気象観測装置設置工	VIII-4-130
1 適用範囲	VIII-4-130
2 施工概要	VIII-4-130
3 標準歩掛	VIII-4-130
④ 地震データ集配信制御設備設置工	VIII-4-131
1 適用範囲	VIII-4-131
2 施工概要	VIII-4-131
3 標準歩掛	VIII-4-131
⑤ 地震データ通信制御設備設置工	VIII-4-132
1 適用範囲	VIII-4-132
2 施工概要	VIII-4-132
3 標準歩掛	VIII-4-132
⑥ 強震計測装置設置工	VIII-4-133
1 適用範囲	VIII-4-133
2 施工概要	VIII-4-133
3 標準歩掛	VIII-4-133
⑦ 土石流監視制御装置設置工	VIII-4-134
1 適用範囲	VIII-4-134
2 施工概要	VIII-4-134
3 標準歩掛	VIII-4-134
⑧ 路面冠水検知装置設置工	VIII-4-135
1 適用範囲	VIII-4-135

2 施工概要	VIII-4-135
3 標準歩掛	VIII-4-135

第19節 通信鉄塔・反射板設備工

① 通信用鉄塔設置工	VIII-4-136
1 適用範囲	VIII-4-136
2 施工概要	VIII-4-136
3 標準歩掛	VIII-4-136
3-1 通信用鉄塔架設	VIII-4-136
4 施工単価入力基準表	VIII-4-137
② 反射板設置工	VIII-4-138
1 適用範囲	VIII-4-138
2 施工概要	VIII-4-138
3 標準歩掛	VIII-4-138
3-1 反射板架設	VIII-4-138
3-2 反射板調整	VIII-4-138
3-3 ヘリコプタ空輸費	VIII-4-139
3-4 ヘリコプタ作業費	VIII-4-139
3-5 ヘリ小空輸費	VIII-4-139
3-6 ヘリ調査飛行費	VIII-4-139
3-7 ヘリ整備空輸費	VIII-4-139
4 施工単価入力基準表	VIII-4-140
③ 鉄塔基礎工	VIII-4-142
1 適用範囲	VIII-4-142
2 施工概要	VIII-4-142
3 標準歩掛	VIII-4-142
④ 反射板基礎工	VIII-4-143
1 適用範囲	VIII-4-143
2 施工概要	VIII-4-143
3 標準歩掛	VIII-4-143

第4章 通信設備

第1節 多重無線設備工

① 多重無線装置設置工

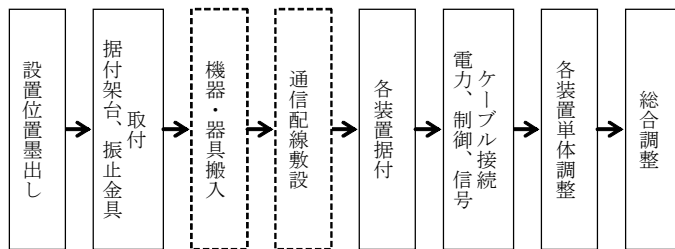
1 適用範囲

本資料は、多重無線装置の設置を行う多重無線装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内における各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 多重無線装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
無線装置		架	1.0	2.0	

(注) 1. マーキング、架台、振止取付、同一室内の電源線、アース線の敷設を含む。
2. 仮置き等は、本歩掛を適用しない。

3-2 多重無線装置据付(簡易型)

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
無線装置	6.5/7.5/12GHz	台	1.0	1.5	

(注) 1. マーキング、架台、振止取付、同一室内の電源線、アース線の敷設を含む。
2. 仮置き等は、本歩掛を適用しない。

3-3 多重無線装置据付 (FWA)

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
F W A 装置	空中線 (小型アンテナ)	台	1.0	3.5	
	送受信装置	台	1.0	2.0	
	変復調装置	台	0.5	0.5	

- (注) 1. 空中線 (小型アンテナ) は、空中線取付架台設置を含む。
 2. 送受信装置の据付けは、収容架と同時施工となる場合に適用する。
 3. マーキング、架台、振止取付、同一室内の電源線、アース線の敷設を含む。
 4. 仮置き等は、本歩掛を適用しない。

3-4 多重無線装置調整 (FDM)

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
無線装置	2.5~12GHz	組	6.0	
無線装置	400MHz 小容量	台	3.0	

- (注) 1. 1組とは、1号機及び2号機の2台で構成する。
 2. 歩掛単位が組の装置で、1号機のみ場合は0.6倍とする。
 3. 400MHz SS-SSの小容量は、400MHz 小容量の歩掛を適用する。

3-5 多重無線装置調整 (PCM)

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
無線装置	6.5~12GHz 4PSK	組	5.0	
	6.5~12GHz 16QAM 単一方式	組	5.0	
	6.5~12GHz 16QAM SD方式	組	6.0	
	6.5~12GHz 128QAM 単一方式	組	5.0	
	6.5~12GHz 128QAM SD方式	組	6.0	

- (注) 1. 1組とは、1号機及び2号機の2台で構成する。
 2. 歩掛単位が組の装置で、1号機のみ実装の場合は0.6倍とする。

3-6 多重無線装置調整 (簡易型)

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
無線装置	6.5/7.5/12GHz	台	2.5	

3-7 多重無線装置調整 (FWA)

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
F W A 装置	空中線 (小型アンテナ)	台	1.0	1.0	
	送受信装置	台	1.0	—	
	変復調装置	台	1.0	—	

3-8 乾燥空気充填装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術員	摘要
乾燥空気充填装置		台	0.5	電源部等含む
空気管配管		方路	0.1	2方路以降

- (注) 空気管配管の1方路は、装置に含む。

4 施工単価入力基準表

(1) 多重無線装置据付

施工歩掛コード	WE300100	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
無 線 装 置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(注) 1. 2 架目以上据付けを行う場合、1 架目と 2 架目以降を分けて入力すること。

2. 2 架目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J2)

3. 機器単体費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(2) 多重無線装置据付 (簡易型)

施工歩掛コード	WE300110	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
無 線 装 置 6.5/7.5/12GHz	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-5)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(3) 多重無線装置据付 (FWA)

施工歩掛コード	WE300120	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
F W A 装 置 空中線 (小型アンテナ)	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-5)
F W A 装 置 送 受 信 装 置	02		
F W A 装 置 変 復 調 装 置	03		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(4) 多重無線装置調整 (FDM)

施工歩掛コード	WE300201	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
無 線 装 置	01	機器構成による補正 (表-4)	2組目以降による補正 (表-3)

(5) 多重無線装置 (小容量) 調整

施工歩掛コード	WE300202	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
FDM400MHz 小容量無線装置	01	機器構成による補正 (表-4)	2台目以降による補正 (表-5)

(注) 1. 2組(台)目以上調整を行う場合、1組(台)目と2組(台)目以降を分けて入力すること。

2. 2組(台)目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J2)

表-3 2組目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 機器構成による補正

作業内容	補正係数	入力番号
1, 2号機2台構成	1.0	1
1号機のみ	0.6	2

表-5 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(6) 多重無線装置調整 (PCM)

施工歩掛コード	WE300300	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
無線装置 4PSK	01	機器構成による補正 (表-4)	2組目以降による補正 (表-3)
無線装置 16QAM 単一方式	02		
無線装置 16QAM SD方式	03		
無線装置 128QAM 単一方式	04		
無線装置 128QAM SD方式	05		

- (注) 1. 2組目以上調整を行う場合、1組目と2組目以降を分けて入力すること。
 2. 2組目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J2)

(7) 多重無線装置調整 (簡易型)

施工歩掛コード	WE300310	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
無線装置 6.5/7.5/12GHz	01	2台目以降による補正 (表-5)	

(8) 多重無線装置調整 (FWA)

施工歩掛コード	WE300320	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
F W A 装置 空中線 (小型アンテナ)	01	2台目以降による補正 (表-5)	
F W A 装置 送受信装置	02		
F W A 装置 変復調装置	03		

(9) 乾燥空気充填装置据付

施工歩掛コード	WE304101	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
乾燥空気充填装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-5)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(10) 乾燥空気充填装置据付(空気管)

施工歩掛コード	WE304102	施工単位	方路
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
空気管配管	01	作業内容による補正 (表-1)	

(注) 材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-3 2組目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-5 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

② 空中線装置設置工

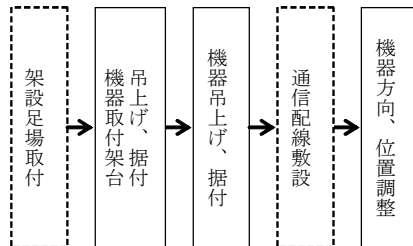
1 適用範囲

本資料は、多重無線設備の内、空中線装置、レドーム等の設置を行う空中線装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 空中線据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
八木型	スクリーントラップ 5EL・8EL	基	—	1.0	
パラボラ取付	4mφ	基	1.0	3.5	
	3mφ	基	1.0	3.0	
	2.4mφ	基	1.0	2.7	
	2mφ	基	1.0	2.5	
	1.2mφ	基	1.0	2.0	

(注) 1. 本歩掛は、地上高 20m の場合とし、高さによる補正は次式による。

$$\text{地上高さ } h \text{ [m] の高さの歩掛} = \text{標準歩掛} \times \left\{ 1 + \frac{0.5}{80} (h - 20) \right\}$$

- レドーム付空中線は、1.2 倍とする。ただし、架台は除く。
- パラボラアンテナの撤去は、再使用しない場合においても、本歩掛の 0.5 倍とする。
- 高さ、レドーム付空中線による補正をした歩掛を基準に、同一場所（同一空中線柱等）、同時施工の 2 基以降は、1 基につき 0.7 倍とする。

3-2 空中線調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
八木型	5EL、8EL	基	0.5	0.5	
パラボラ	4mφ	基	1.0	2.5	
	3mφ	基	1.0	2.0	
	2mφ	基	1.0	1.5	

- (注) 1. 本作業種別以外の歩掛は、別途積上げ計上する。
 2. 同一場所(同一空中線柱等)、同時施工の2基以降は、1基につき0.7倍とする。

3-3 レドーム設置

本作業種別の歩掛は、「第4章第1節②空中線装置設置工 3-4 空中線取付架台設置」による。

3-4 空中線取付架台設置

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
パラボラ用架台	4mφ	基	1.0	3.9	
	3mφ	基	1.0	2.5	
	2.4mφ	基	1.0	2.2	
	2mφ	基	1.0	2.0	
	1.2mφ	基	1.0	1.5	

- (注) 1. 本歩掛は、地上高20mの場合とし、高さによる補正は次式による。

$$\text{地上高さ } h \text{ [m] の高さの歩掛} = \text{標準歩掛} \times \left\{ 1 + \frac{0.5}{80} (h - 20) \right\}$$

2. 高さによる補正をした歩掛を基準に、同一場所(同一空中線柱等)、同時施工の2基以降は、1基につき0.7倍とする。
 3. 既設空中線にレドームを取付ける場合も架台設置歩掛を準用する。
 ただし、シートレドームには適用しないものとする。

4 施工単価入力基準表

(1) 空中線据付

施工歩掛コード	WE301100	施工単位	基		
施工区分		入力条件			
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4
パラボラ 4mφ	01	作業内容による補正 (表-1)	2基目以降による補正 (表-2)	空中線 地上高 (m)	レドームによる補正 (表-3)
パラボラ 3mφ	02				
パラボラ 2.4mφ	03				
パラボラ 2mφ	04				
パラボラ 1.2mφ	05				
八木型	06				

- (注) 1. 作業内容による補正で、パラボラアンテナの撤去は0.5倍のみとする。
 2. 2基目以上据付けを行う場合、1基目と2基目以降を分けて入力すること。
 3. 2基目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛 (J1、J3、J4 補正歩掛)

Z=補正係数 (J2)

4. 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 レドームによる補正

作業内容	補正係数	入力番号
レドームなし	1.0	1
レドームあり	1.2	2

(2) 空中線調整

施工歩掛コード	WE301200	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
パラボラ 4mφ以下	01	2基目以降による補正 (表-2)	
パラボラ 3mφ以下	02		
パラボラ 2mφ以下	03		
八木型	04		

- (注) 1. 2基目以上調整を行う場合、1基目と2基目以降を分けて入力すること。
 2. 2基目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛
Y=標準歩掛
Z=補正係数 (J1)

(3) 空中線取付架台設置

施工歩掛コード		WE301300	施工単位	基	
施工区分			入力条件		
作業種別		規格番号	J1	J2	J3
パラボラ用架台	4mφ	01	作業内容による補正 (表－1)	空中線地上高 (m)	2 基目以降による補正 (表－2)
パラボラ用架台	3mφ	02			
パラボラ用架台	2.4mφ	03			
パラボラ用架台	2mφ	04			
パラボラ用架台	1.2mφ	05			

(注) 鋼構造製作物は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

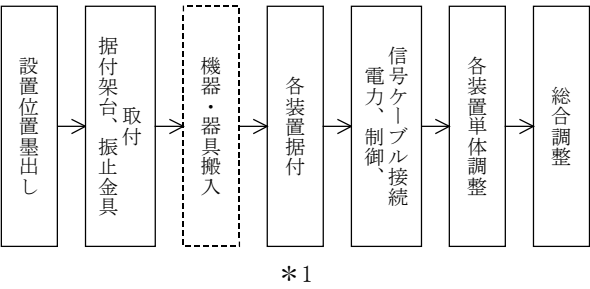
③ デジタル端局装置設置工

1 適用範囲

本資料は、多重無線設備の内、デジタル端局装置の設置を行うデジタル端局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 端局装置据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
端 局		架	1.0	2.0	
シート棚増設		棚	—	1.0	
シート板増設		枚	—	0.3	

- (注) 1. マーキング、架台、振止取付及び、軽微な配線を含む。
2. シート棚増設とは、既設架に棚を取付けることで、シート板のみの時は本歩掛を計上しない。また、棚相互間の敷設及び成端、接続等は本歩掛に含まれる。
3. 分岐装置は、これに準ずる。

3-2 端局装置調整 (FDM)

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	摘 要
標準搬送端局	SG ユニット	SG	0.5	
	G ユニット	G	0.5	
	CH ユニット	G	0.5	CH 増の場合 (G 単位に S/N 漏話測定)
	発振部、打合せ盤 警報等雑回路単体	式	0.5	
	ビデオ分岐	方路	2.0	リーク中継を除く
400MHz搬送端局	小容量	PG	1.0	

- (注) 1. SG ユニットは、2SG 以降 1SG につき 0.1 人とする。
2. G ユニットは、2G 以降 1G につき 0.1 人とする。
3. CH ユニットの歩掛には、S/N 及び漏話測定等を含む。
4. 400MHz 搬送端局の場合は、2PG 以降 1PG につき 0.5 人とする。
5. ビデオ分岐は、リーク中継を除き、GTR、SGTR、GTHR、SGTHF 等の調整を含む。
6. GTHR、SGTHF 等の調整は、それぞれ G ユニット、SG ユニットの歩掛を適用する。

3-3 端局装置調整 (PCM)

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	摘 要
端 局 装 置	基本部 TSW192CH 以上	式	2.0	
	基本部多方向及び小容量	式	1.0	
	CH 部	1HG	0.5	
	6.3Mbps インタフェース	台	0.5	
	2Mbps インタフェース	台	0.5	
	1.5Mbps インタフェース	台	0.5	
	網同期装置 M.S	式	1.0	
	PCM-FDM 変換装置	1G	1.0	

(注) 1. CH 部の歩掛は、次のインタフェース部等とする。

- ・音声 4W インタフェース
 - ・音声 (2WREP 付) インタフェース部
 - ・64kbps インタフェース部
 - ・64kbps 多重化部
 - ・局内回線終端部
 - ・V24/28DTE インタフェース部
 - ・V35DTE インタフェース部
 - ・X20.21DTE インタフェース部
2. 網同期装置で「LS」は、端局装置の基本部に含むものとする。
3. 6.3M、2.0M 及び 1.5M インタフェースは、2 台以降 1 台につき 0.1 人とする。
4. PCM-FDM 変換装置は、2G 以降 1G につき 0.5 人増しとする。

3-4 デジタル端局装置 (SDH) 設置工

本作業種別の歩掛は、「第 4 章第 8 節①デジタル端局装置 (SDH) 設置工」による。

3-5 管理施設用小容量光伝送装置設置工

本作業種別の歩掛は、「第 4 章第 8 節②管理施設用小容量光伝送装置設置工」による。

4 施工単価入力基準表

(1) 端局装置据付

施工歩掛コード	WE305101	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
端局装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(2) 端局装置据付 (シート棚増設)

施工歩掛コード	WE305102	施工単位	棚
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
シート棚増設	01	2 棚目以降による補正 (表-3)	

(3) 端局装置据付 (シート板増設)

施工歩掛コード	WE305103	施工単位	枚
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
シート板増設	01	2 枚目以降による補正 (表-4)	

(注) 1. 2 架(棚) 目以上据付けを行う場合、1 架(棚) 目と 2 架(棚) 目以降を分けて入力すること。

2. 2 架(棚) 目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数

3. 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 棚目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2 枚目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(4) FDM 端局装置調整 (SG ユニット)

施工歩掛コード	WE305201	施工単位	SG
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
SG ユニット	01	2SG 目以降による補正 (表-5)	

(5) FDM 端局装置調整 (G ユニット・GH ユニット)

施工歩掛コード	WE305202	施工単位	G
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
G ユニット	01	2G 目以降による補正 (表-6)	
GH ユニット	02		

(6) FDM 端局装置調整 (発振部)

施工歩掛コード	WE305203	施工単位	式
施工区分			
作業種別	規格番号		
発振部、打合せ盤 警報等雑回路単体	01		

(7) FDM 端局装置調整 (ビデオ分岐)

施工歩掛コード	WE305204	施工単位	方路
施工区分			
作業種別	規格番号		
ビデオ分岐	01		

(8) FDM 端局装置調整 (400MHz 小容量)

施工歩掛コード	WE305205	施工単位	PG
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
400MHz 小容量	01	2PG 目以降による補正 (表-7)	

(注) 1. 2SG、G、PG 以上調整を行う場合、1SG、G、PG と 2SG、G、PG 以降を分けて入力すること。

2. 2SG、G、PG 以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J1)

3. J1 の補正を行わない場合は、(1) を入力すること。

表-5 2SG 目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.2	2

表-6 2G 目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.2	2

表-7 2PG 目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.5	2

(9) PCM 端局装置調整 (基本部・網同期)

施工歩掛コード	WE305301	施工単位	式
施工区分			
作業種別	規格番号		
基本部 TSW192CH 以上	01		
基本部多方向及び小容量	02		
網同期装置	03		

(10) PCM 端局装置調整 (CH 部)

施工歩掛コード	WE305302	施工単位	HG
施工区分			
作業種別	規格番号		
CH 部	01		

(11) PCM 端局装置調整 (インタフェース)

施工歩掛コード	WE305303	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
6.3Mbps インタフェース	01	2 台目以降による補正 (表-8)	
2.0Mbps インタフェース	02		
1.5Mbps インタフェース	03		

(12) PCM 端局装置調整 (変換装置)

施工歩掛コード	WE305304	施工単位	G
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
PCM-FDM 変換装置	01	2G 目以降による補正 (表-9)	

(注) 1. 2 台 (G) 目以上調整を行う場合、1 台 (G) 目と 2 台 (G) 目以降を分けて入力すること。

2. 2 台 (G) 目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J1)

3. CH 部の 6CH は 1HG とする。

表-8 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.2	2

表-9 2G 目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.5	2

④ 画像伝送路切替制御装置設置工

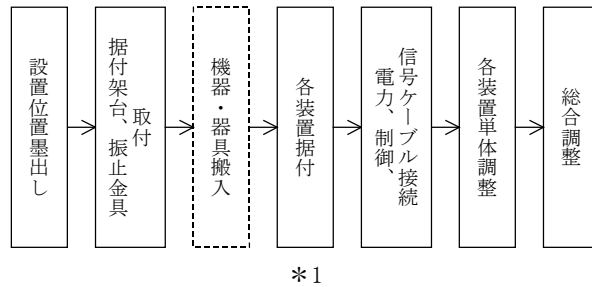
1 適用範囲

本資料は、多重無線設備の内、画像伝送路切替制御装置の設置を行う画像伝送路切替制御装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第4章第1節⑥監視制御装置設置工」による。

⑤ 画像伝送路切替装置設置工

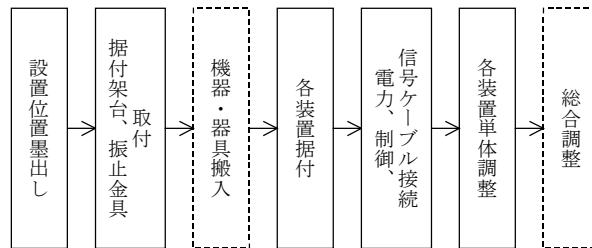
1 適用範囲

本資料は、多重無線設備の内、画像伝送路切替装置の設置を行う画像伝送路切替装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 切替装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
画像伝送装置		架	1.0	2.0	
画像棚増設		棚	—	1.0	
シート増設		枚	—	0.3	

- (注) 1. マーキング、架台、振止取付及び同一室内の電源線、アース線の敷設を含む。
2. 画像棚増設とは、既設架に棚を取付けることで、シートのみの時は本歩掛を計上しない。また、棚相互間の接続等は、本歩掛に含まれる。

3-2 切替装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
画像伝送装置	基本部	組	2.0		
制御装置		組	1.0		
画像伝送装置	インタフェース	組	0.5		

- (注) 1. インタフェースの歩掛は、次のインタフェース等とする。
・64Kbps、1.5Mbps、6Mbps インタフェース部
・X20. 21DTE インタフェース部
2. インタフェースの2組以降は、1組につき0.2倍とする。
3. 総合調整歩掛は、別途積上げ計上する。

4 施工単価入力基準表

(1) 切替装置据付(画像伝送装置)

施工歩掛コード	WE305501	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
画像伝送装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2架目以降による補正 (表-2)

(2) 切替装置据付(画像棚増設)

施工歩掛コード	WE305502	施工単位	棚
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
画像棚増設	01	2棚目以降による補正 (表-3)	

(3) 切替装置据付(シート増設)

施工歩掛コード	WE305503	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
シート増設	01	2個目以降による補正 (表-4)	

(注) 1. 2架(棚)目以上据付けを行う場合、1架(棚)目と2架(棚)目以降を分けて入力すること。

2. 2架(棚)目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数

3. 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2棚目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2個目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(4) 切替装置調整

施工歩掛コード	WE305600	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
画像伝送装置 (基本部)	01	2組目以降に よる補正 (表-5)	
制御装置	02		
画像伝送装置 (インタフェース)	03		

- (注) 1. 2組目以上調整を行う場合、1組目と2組目以降を分けて入力すること。
 2. 2組目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J1)

表-5 2組目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
2組目以降	0.7	2
インタフェース2組目以降	0.2	3

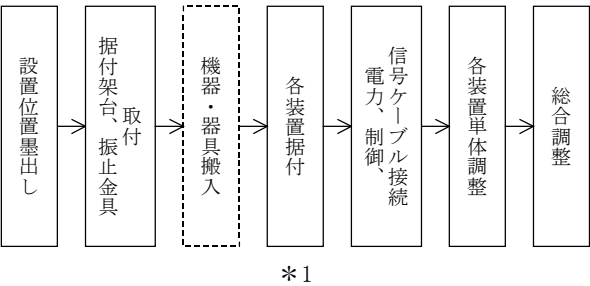
⑥ 監視制御装置設置工

1 適用範囲

本資料は、多重無線設備の内、監視制御装置の設置を行う監視制御装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 監視制御装置据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
監視制御装置		架	1.0	2.0	

(注) 1. マーキング、架台、振止取付及び同一室内の電源線、アース線の敷設を含む。
2. 簡易型で新設する他装置架に実装する場合は、本歩掛は計上しない。

3-2 監視制御装置調整

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	摘 要
監視制御装置		台	4.0	
被監視制御装置		台	4.0	
監視制御装置		方路	1.0	増設時
被監視制御装置		方路	1.0	増設時

(注) 簡易型については、0.5 倍とする。ただし、増設については、1 方路当たりとする。

4 施工単価入力基準表

(1) 監視制御装置据付

施工歩掛コード	WE306100	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
監視制御装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(注) 1. 2 架目以上据付けを行う場合、1 架目と 2 架目以降を分けて入力すること。

2. 2 架目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J2)

3. 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(2) 監視制御装置調整

施工歩掛コード	WE306201	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
監視制御装置	01	2台目以降による補正 (表-3)	簡易型による補正 (表-4)
被監視制御装置	02		

(3) 監視制御装置調整 (増設)

施工歩掛コード	WE306202	施工単位	方路
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
監視制御装置 (増設)	01	2方路目以降による補正 (表-5)	簡易型による補正 (表-4)
被監視制御装置 (増設)	02		

(注) 1. 2台(方路)目以上調整を行う場合、1台(方路)目と2台(方路)目以降を分けて入力すること。

2. 2台(方路)目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数(J1)

表-3 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

表-4 簡易型による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.5	2

表-5 2方路目による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

第2節 テレメータ設備工

① テレメータ監視局装置設置工

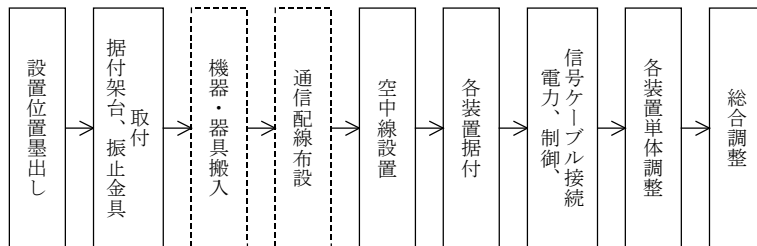
1 適用範囲

本資料は、テレメータ設備の内、監視局装置の設置を行うテレメータ監視局装置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 テレメータ監視局装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
監視局装置		架	1.0	2.0	
操作器		台	0.5	0.5	
操作卓		台	0.5	1.5	
表示盤	壁掛用	面	1.0	2.0	
記録装置		台	—	0.5	

3-2 テレメータ監視局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
監視局装置	無線機含む	架・対向	2.0	(注)1、(注)3
観測局増設		対向	1.0	(注)2、(注)3
表示盤	壁掛用	面	1.0	(注)1

- (注) 1. 新設の場合の同一場所、同時施工の2架(面)以降は、1架(面)につき0.7倍とする。2対向以降は、1対向につき、0.35倍とする。
2. 観測局増設の場合の同時施工2対向以降は、1対向につき0.7倍とする。
3. 無線機がない場合は、0.5倍とする。

3-3 テレメータ傍受装置据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
傍受装置据付		架	1.0	2.0	
表示盤据付	壁掛用	面	1.0	2.0	
記録装置据付		台	—	0.5	

3-4 テレメータ傍受装置調整

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
傍受装置調整	表示盤含む	架	2.0		
	表示盤除く	架	1.0		

3-5 テレメータ用空中線据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 員	摘 要
八 木	150MHz～400MHz	基	1.0	
	70MHz	基	1.5	

(注) 本歩掛は、地上高 15m の場合とし、高さによる補正は次式による。

$$\text{地上高さ } h \text{ [m] の高さの歩掛} = \text{標準歩掛} \times \left\{ 1 + \frac{0.5}{80} (h - 15) \right\}$$

3-6 テレメータ用空中線調整

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
八 木		基	0.5	0.5	

4 施工単価入力基準表

(1) テレメータ監視局装置据付 (監視局装置)

施工歩掛コード	WE310101	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
監視局装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(2) テレメータ監視局装置据付 (操作卓)

施工歩掛コード	WE310102	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
操作器	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-3)
操作卓	02		
記録装置	03		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(3) テレメータ監視局装置据付 (表示盤)

施工歩掛コード	WE310103	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
表示盤壁掛用	01	作業内容による補正 (表-1)	2 面目以降による補正 (表-4)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2 面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(4) テレメータ監視局装置調整 (監視局装置)

施工歩掛コード	WE310201	施工単位	架	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
監視局装置	01	2 架目以降による補正 (表-2)	対向数 (対向)	無線機による補正 (表-7)

(注) 新設の場合の2対向以降の補正はシステム内で自動計上される。(表-6)

(5) テレメータ監視局装置調整 (局増設)

施工歩掛コード	WE310202	施工単位	対向	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	
監視局装置 観測局増設	01	2 対向目以降による補正 (表-5)	無線機による補正 (表-7)	

(6) テレメータ監視局装置調整 (表示盤)

施工歩掛コード	WE310203	施工単位	面	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1		
表示盤壁掛用	01	2 面目以降による補正 (表-4)		

- (注) 1. 2対向以上調整を行う場合、1対向と2対向以降を分けて入力すること。
2. 2対向以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J1)

(7) テレメータ傍受装置据付

施工歩掛コード	WE311601	施工単位	架	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	
傍受装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)	

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(8) テレメータ傍受装置据付(表示盤)

施工歩掛コード	WE311602	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
表示盤	01	作業内容による補正 (表-1)	2面目以降による補正 (表-4)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(9) テレメータ傍受装置据付(記録装置)

施工歩掛コード	WE311603	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
記録装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-3)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-5 2対向目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-6 2対向目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.35	2

表-7 無線機による補正

作業内容	補正係数	入力番号
無 線 機 あ り	1.0	1
無 線 機 な し	0.5	2

(10) テレメータ傍受装置調整

施工歩掛コード	WE311700	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
傍受装置 (表示盤含む)	01	2 架目以降に よる補正 (表-2)	
傍受装置 (表示盤除く)	02		

(11) テレメータ用空中線据付

施工歩掛コード	WE312100	施工単位	基	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
八木型 150～400MHz	01	作業内容に よる補正 (表-1)	2 基目以降に よる補正 (表-8)	空中線 地上高 (m)
八木型 70MHz	02			

- (注) 1. 2 基目以上据付けを行う場合、1 基目と 2 基目以降を分けて入力すること
2. 2 基目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J2)

3. 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-8 2 基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(12) テレメータ用空中線調整

施工歩掛コード	WE312200	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
八木型	01	2基目以降による補正 (表-8)	

- (注) 1. 2基目以上調整を行う場合、1基目と2基目以降を分けて入力すること。
 2. 2基目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z \quad X=\text{補正歩掛}$$

$$Y=\text{標準歩掛}$$

$$Z=\text{補正係数}$$

表-8 2基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

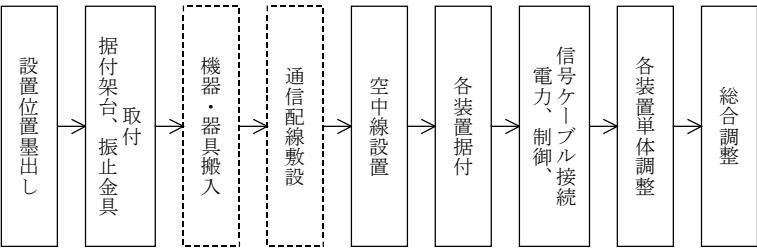
② テレメータ中継局装置設置工

1 適用範囲

本資料は、テレメータ設備の内、中継局装置の設置を行うテレメータ中継局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 中継局装置据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
中 継 局 装 置		架	1.0	2.0	

3-2 中継局装置調整

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	摘 要
中 継 局 装 置		架	1.0	

3-3 空中線据付

本作業種別の歩掛は、「第4章第2節①テレメータ監視局装置設置工 3-5 テレメータ用空中線据付」による。

3-4 空中線調整

本作業種別の歩掛は、「第4章第2節①テレメータ監視局装置設置工 3-6 テレメータ用空中線調整」による。

4 施工単価入力基準表

(1) 中継局装置据付

施工歩掛コード	WE311100	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
中継局装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(2) 中継局装置調整

施工歩掛コード	WE311200	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
中継局装置	01	2 局目以降による補正 (表-3)	

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 局目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

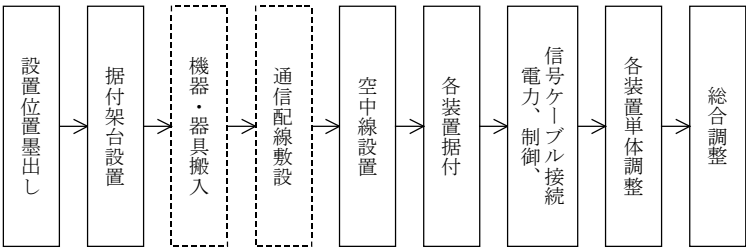
③ テレメータ観測局装置設置工

1 適用範囲

本資料は、テレメータ設備の内、観測局装置の設置を行うテレメータ観測局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 テレメータ観測局装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
観測局装置据付	無線機含む	台	1.00	1.00	
複 量 化		式	0.50	0.50	
直流電源装置据付	電池含む	台	0.50	1.50	
太陽電池据付	9W～42W	面	0.10	1.00	

- (注) 1. 複量化は、既設装置の増量時に適用する。
2. 太陽電池据付は、モジュール1面、取付架台、太陽電池配電盤、蓄電池の据付調整、装置間配線を含んでいる。

3-2 テレメータ観測局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
観測局装置調整	無線機含む	台	2.0	
	複量化	式	1.0	

- (注) 1. 無線機が無い場合は、0.5倍とする。
2. 複量化は、既設装置の増量時に適用する。

3-3 雨量・水位計据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
雨量計		台	—	0.5	
水位計	フロート式	台	—	0.5	
	超音波式	台	1.0	2.0	
	水圧式	台	1.0	2.0	

(注) 本作業種別以外の歩掛は、「第4章第12節トンネル防災設備工②付属設備操作制御装置設置工」によるほか、別途積上げ計上する。

3-4 空中線据付

本作業種別の歩掛は、「第4章第2節①テレメータ監視局装置設置工 3-5 テレメータ用空中線据付」による。

3-5 空中線調整

本作業種別の歩掛は「第4章第2節①テレメータ監視局装置設置工 3-6 テレメータ用空中線調整」による。

4 施工単価入力基準表

(1) テレメータ観測局装置据付

施工歩掛コード	WE310601	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
観測局装置 (無線機含む)	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-2)
直流電源装置	02		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(2) テレメータ観測局装置据付 (複量化)

施工歩掛コード	WE310602	施工単位	式
施工区分			
作業種別	規格番号		
複量化	01		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(3) テレメータ観測局装置据付(太陽電池)

施工歩掛コード	WE310603	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
太陽電池	01	作業内容による補正 (表-1)	2面目以降による補正 (表-3)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(4) テレメータ観測局装置調整(観測局装置)

施工歩掛コード	WE310701	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
観測局装置	01	2台目以降による補正 (表-2)	無線機による補正 (表-4)

(5) テレメータ観測局装置調整(複量化)

施工歩掛コード	WE310702	施工単位	式
施工区分			
作業種別	規格番号		
複量化	01		

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 無線機による補正

作業内容	補正係数	入力番号
無 線 機 あ り	1.0	1
無 線 機 な し	0.5	2

(6) 雨量・水位計据付

施工歩掛コード	WE310800	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
雨量計	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-2)
水位計フロート式	02		
〃 超音波式	03		
〃 水圧式	04		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

第3節 放流警報設備工

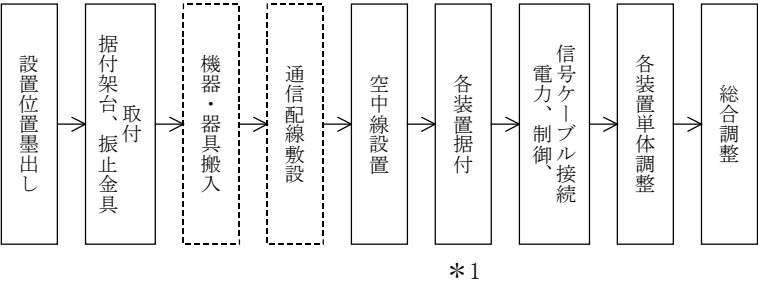
① 放流警報制御監視局装置設置工

1 適用範囲

本資料は、放流警報設備の内、制御監視局装置の設置を行う放流警報制御監視局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 放流警報監視局装置据付

本作業種別の歩掛は「第4章第2節①テレメータ監視局装置設置工 3-1 テレメータ監視局装置据付」による。

3-2 放流警報監視局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
警報監視局装置	無線機含む	架・対向	3.0	(注) 1、(注) 3
警報局増設		対向	2.0	(注) 2、(注) 3

- (注) 1. 新設の場合の同一場所、同時施工の2架以降は、1架につき0.7倍とする。
2対向以降は1対向につき0.5倍とする。
2. 警報局増設の場合の同時施工2対向以降は、1対向につき0.7倍とする。
3. 無線機が無い場合は、0.5倍とする。

3-3 空中線据付

本作業種別の歩掛は、「第4章第2節①テレメータ監視局装置設置工 3-5 テレメータ用空中線据付」による。

3-4 空中線調整

本作業種別の歩掛は、「第4章第2節①テレメータ監視局装置設置工 3-6 テレメータ用空中線調整」による。

4 施工単価入力基準表

(1) 放流警報監視局装置調整

施工歩掛コード	WE312701	施工単位	架	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
警報監視局装置 (無線機含む)	01	2 架目以降に よる補正 (表-1)	対向数 (対向)	無線機に よる補正 (表-2)

(注) 新設の場合の2対向以降の補正は、システム内で自動計上される。(表-4)

(2) 放流警報監視局装置調整 (局増設)

施工歩掛コード	WE312702	施工単位	対向	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	
警報局増設	01	2 対向目以降に よる補正 (表-3)	無線機に よる補正 (表-2)	

(注) 1. 2対向目以上調整を行う場合、1対向目と2対向目以降を分けて入力すること。

2. 2対向目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J1)

表-1 2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-2 無線機による補正

作業内容	補正係数	入力番号
無 線 機 あ り	1.0	1
無 線 機 な し	0.5	2

表-3 2対向目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2対向目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.5	2

② 放流警報中継局装置設置工

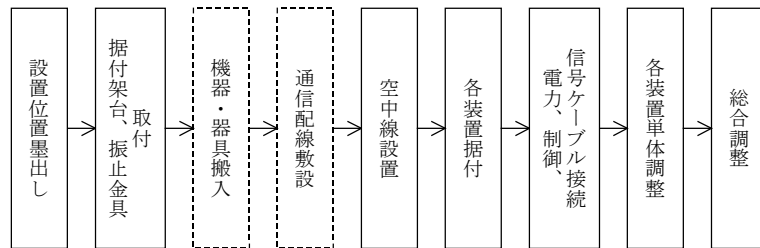
1 適用範囲

本資料は、放流警報設備の内、中継局装置の設置を行う放流警報中継局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第4章第2節②テレメータ中継局装置設置工」による。

③ 放流警報警報局装置設置工

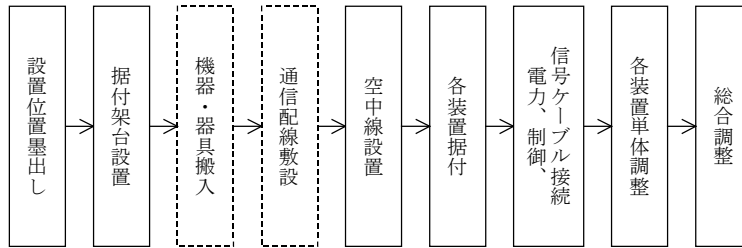
1 適用範囲

本資料は、放流警報設備の内、警報局装置の設置を行う放流警報警報局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 放流警報警報局装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
警報局装置	無線機を含む	台	1.0	1.0	
直流電源装置	電池を含む	台	0.5	2.0	
スピーカー		台	—	0.5	
サイレン		台	—	1.5	

(注) 本歩掛は、集音マイク等の取付けも含まれている。

3-2 放流警報警報局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
警報局装置	無線機を含む	台	2.0	

(注) 無線機が無い場合は、0.5倍とする。

3-3 放流警報用空中線据付

本作業種別の歩掛は、「第4章第2節①テレメータ監視局装置設置工 3-5 テレメータ用空中線据付」による。

3-4 放流警報用空中線調整

本作業種別の歩掛は、「第4章第2節①テレメータ監視局装置設置工 3-6 テレメータ用空中線調整」による。

4 施工単価入力基準表

(1) 放流警報警報局装置据付

施工歩掛コード	WE312800	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
警報局装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-2)
直流電源装置	02		
スピーカ	03		
サイレン	04		

(注) 1. 2台目以上据付けを行う場合、1台目と2台目以降を分けて入力すること。

2. 2台目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛
Y=標準歩掛
Z=補正係数 (J2)

3. 機器単体費を別途入力すること。

(2) 放流警報警報局装置調整

施工歩掛コード	WE312900	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
警報局装置	01	2台目以降による補正 (表-2)	無線機による補正 (表-3)

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 無線機による補正

作業内容	補正係数	入力番号
無 線 機 あ り	1.0	1
無 線 機 な し	0.5	2

第4節 移動体通信設備工

① 移動体通信装置設置工

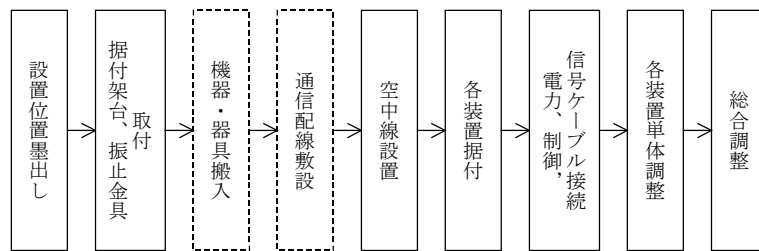
1 適用範囲

本資料は、移動体通信の内、携帯型を除く総括局、統制局、固定局、基地局、移動局装置等の設置を行う移動体通信装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 統制局装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
統制局装置		架	1.0	2.0	
基地局接続部増設		台	—	1.0	

(注) 基地局接続部増設は、既設装置に増設する場合に適用する。

3-2 統制局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
統制局装置		架	3.0	
基地局接続部増設		台	1.0	

(注) 基地局接続部増設は、既設装置に増設する場合に適用する。

3-3 K-COS 基地局装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
基地局装置		架	1.0	2.0	
無線機増設		台	—	0.5	

(注) 1. 無線機増設は、既設装置に増設する場合に適用する。
2. マーキング、架台、振止取付、軽微な電源線、架間配線及びアース線の敷設を含む。

3-4 K-COS 基地局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
基本部		架	2.0	
無線機		台	0.5	

- (注) 1. 増設架における調整は、無線機のみとする。
2. 無線機は、新設及び増設時に適用する。

3-5 K-COS 移動局装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
車載		台	2.0	0.5	

3-6 K-COS 移動局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
車載		台	1.0	
携帯		台	0.2	

3-7 K-COS 総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
総合調整		式	5.0	

- (注) 1. 上記工数は、統制局1局、基地局1局、移動局10局、(同一場所)の条件を基本としている。
2. 基本条件のとき、移動局数が10局までは上記工数とする。
3. 同一場所で移動局数が10局を超える場合は、1局につき0.2人増とする。
4. 基地局が2局目以降は、1局につき1.0人増しとする。
5. 移動局が別の場所で、調整を行う場合は、移動局が5局まで技術者を1.0人とし、5局を超える場合は、1局につき0.2人増とする。

3-8 超短波無線電話装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術員	電工	摘要
車載		台	2.0	0.5	
	制御器分離形	台	2.5	0.5	
固定		台	1.0	—	
	制御器分離形	台	1.5	—	
	架形	架	1.0	1.0	中継、基地含む
遠方監視制御装置		架	1.0	—	1対向

3-9 超短波無線電話装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
車載・固定		台	1.0	—	
中継		台	1.5	—	固定・基地局の架タイプ含む
遠方監視制御装置		台	—	1.0	

(注) 本歩掛は1波実装の歩掛で、2波以上実装する場合は、1波増毎に0.1倍とする。

3-10 移動体通信用空中線据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
八木、フラツ、スリプ	150MHz～400MHz	基	—	1.0	
	60MHz	基	—	1.5	
3段コーリニア	150MHz～400MHz	基	0.5	1.5	
6段コーリニア	150MHz～400MHz	基	0.5	2.0	
ホイップ	車載	基	—	0.3	

(注) 1. 本歩掛は、地上高15mの場合とし、高さによる補正は次式による。

$$\text{地上高さ } h \text{ [m] の高さの歩掛} = \text{標準歩掛} \times \left\{ 1 + \frac{0.5}{80} (h - 15) \right\}$$

2. 車載型については、高さの補正を行わない。
3. ホイップは、マグネット式又は雨樋式に適用し、同軸ケーブルの敷設を含む。
4. 高さによる歩掛補正後の歩掛を基準に同一場所、同時施工の2基以降は、1基につき0.7倍とする。

3-11 移動体通信用空中線調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
八木		基	0.5	0.5	

3-12 移動体通信用付属品取付

作業種別	細別規格	単位	技術員	摘要
同軸避雷器		個	0.25	
耐雷変圧器	0.5～1kVA	台	0.25	
固定減衰器	各周波数帯(空中線系)	個	0.3	
ケーブル避雷器	5P～10P	個	1.0	端子台取付含む
ケーブル避雷器	11P～20P	個	1.2	端子台取付含む

4 施工単価入力基準表

(1) 統制局装置据付

施工歩掛コード	WE316101	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
統制局装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(2) 統制局装置据付 (基地局増設)

施工歩掛コード	WE316102	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
基地局増設	01	2 台目以降による補正 (表-3)	

(注) 1. 2 架 (台) 目以上据付けを行う場合、1 架 (台) 目と 2 架 (台) 目以降を分けて入力すること。

2. 2 架 (台) 目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数

3. 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(3) 統制局装置調整

施工歩掛コード	WE316201	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
統制局装置	01	2 架目以降による補正 (表-2)	

(4) 統制局装置調整 (基地局増設)

施工歩掛コード	WE316202	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
基地局増設	01	2 台目以降による補正 (表-3)	

(注) 1. 2 架(台) 目以上調整を行う場合、1 架(台) 目と 2 架(台) 目以降を分けて入力すること。

2. 2 架(台) 目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛
Y=標準歩掛
Z=補正係数 (J1)

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(5) K-COS 基地局装置据付

施工歩掛コード	WE316301	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
基地局装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2架目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(6) K-COS 基地局装置据付(増設)

施工歩掛コード	WE316302	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
無線機増設	01	2台目以降による補正 (表-3)	

(注) 1. 2架(台)目以上据付けを行う場合、1架(台)目と2架(台)目以降を分けて入力すること。

2. 2架(台)目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z \quad X=\text{補正歩掛}$$

$$Y=\text{標準歩掛}$$

$$Z=\text{補正係数}$$

3. 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(7) K-COS 基地局装置調整 (基本部)

施工歩掛コード	WE316401	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
基本部	01	2 架目以降による補正 (表-2)	

(8) K-COS 基地局装置調整 (無線機)

施工歩掛コード	WE316402	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
無線機	01	2 台目以降による補正 (表-3)	

(注) 1. 2 架(台) 目以上調整を行う場合、1 架(台) 目と 2 架(台) 目以降を分けて入力すること。

2. 2 架(台) 目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛
Y=標準歩掛
Z=補正係数 (J1)

(9) K-COS 移動局装置据付 (車載)

施工歩掛コード	WE316500	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
車載	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-3)

(注) 1. 2 台目以上据付けを行う場合、1 台目と 2 台目以降を分けて入力すること。

2. 2 台目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛
Y=標準歩掛
Z=補正係数 (J2)

3. 機器単体費を別途入力すること。

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(10) K-COS 移動局装置調整

施工歩掛コード	WE316600	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
車載	01	2台目以降による補正 (表-3)	
携帯	02		

- (注) 1. 2台目以上調整を行う場合、1台目と2台目以降を分けて入力すること。
2. 2台目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛
Y=標準歩掛
Z=補正係数 (J1)

(11) K-COS 総合調整

施工歩掛コード	WE319100	施工単位	式
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
総合調整	01	調整歩掛 技術者 (人/式)	

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-3 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(12) 超短波無線電話装置据付

施工歩掛コード	WE315101	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
車載	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-3)
〃 制御器分離型	02		
固定	03		
〃 制御器分離型	04		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(13) 固定、遠方監視装置据付(超短波)

施工歩掛コード	WE315102	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
固定(架形)	01	作業内容による補正 (表-1)	2架目以降による補正 (表-2)
遠方監視制御装置	02		

(注) 1. 2台(架)目以上据付けを行う場合、1台(架)目と2台(架)目以降を分けて入力すること。

2. 2台(架)目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

$$X = \text{補正歩掛}$$

$$Y = \text{標準歩掛}$$

$$Z = \text{補正係数 (J2)}$$

3. 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(14) 超短波無線電話装置調整

施工歩掛コード	WE315201	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
車載・固定	01	2 台目以降による補正 (表-3)	波数 (波)
中継	02		

(15) 遠方監視制御装置調整(超短波)

施工歩掛コード	WE315202	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
遠方監視制御装置	01	2 台目以降による補正 (表-3)	

- (注) 1. 2 台目以上調整を行う場合、1 台目と 2 台目以降を分けて入力すること。
2. 2 台目以降の補正、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛
Y=標準歩掛
Z=補正係数(J1)

(16) 移動体通信用空中線据付

施工歩掛コード		WE317100	施工単位	基
施工区分			入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
八木 150～400MHz	01	作業内容による補正 (表－1)	2 基目以降による補正 (表－4)	空中線 地上高 (m)
〃 60MHz	02			
3 段コーリニア	03			
6 段コーリニア	04			
ホイップ車載	05			

- (注) 1. 2 基目以上据付けを行う場合、1 基目と 2 基目以降を分けて入力すること。
2. 2 基目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛
Y=標準歩掛
Z=補正係数(J2)

3. 機器単体費を別途入力すること。

表-4 2 基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(17) 移動体通信用空中線調整

施工歩掛コード	WE317200	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
八木	01	2基目以降による補正 (表-4)	

- (注) 1. 2基目以上調整を行う場合、1基目と2基目以降を分けて入力すること。
 2. 2基目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛
Y=標準歩掛
Z=補正係数 (J1)

(18) 移動体通信用付属品取付

施工歩掛コード	WE317301	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
同軸避雷器	01	作業内容による補正 (表-1)	2個目以降による補正 (表-5)
固定減衰器	02		
ケーブル避雷器 5P-10P	03		
ケーブル避雷器 11P-20P	04		

(19) 耐雷変圧器取付 (移動体通信)

施工歩掛コード	WE317302	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
耐雷変圧器 0.5-1kVA	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-3)

(注) 機器単体費及び材料単価を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移設	1.5	4

表-3 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

表-4 2基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

表-5 2個目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

第5節 衛星通信設備工

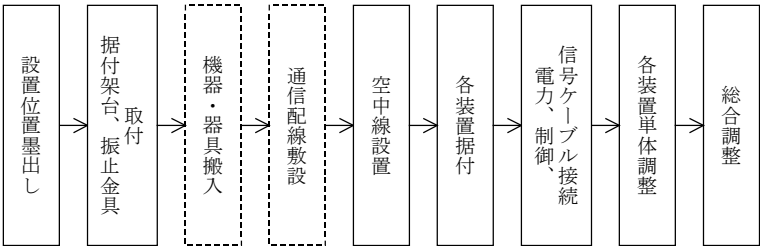
① 固定型衛星通信用地球局設備設置工

1 適用範囲

本資料は、衛星通信設備の内、固定型衛星通信用地球局設備の設置を行う固定型衛星通信用地球局設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 送受信装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
送受信装置		台	4.0	15.0	

- (注) 1. 送受信装置～アンテナ装置間の軽微な電源線、信号線、導波管を含む。
2. 送受信装置の電源線及び送受信装置～個別通信端局装置間の信号線は、別途積算する。

3-2 送受信装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
送受信装置		台	9.0	1.0	

3-3 個別通信端局装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
個別通信端局装置		架	1.0	2.0	

- (注) 1. 送受信装置～個別通信端局装置間の信号線は、別途積算する。
2. マーキング、架台、振止取付及び同一室内の電源線、アース線の敷設を含む。

3-4 個別通信端局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
個別通信端局装置		架	5.0	

(注) 同一場所、同時施工の2架以降の場合は、1架につき0.5倍とする。

3-5 画像端局装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
画像端局装置		架	1.0	2.0	
回線制御装置		架	1.0	2.0	

(注) マーキング、架台、振止取付及び同一室内の電源線、アース線の敷設を含む。

3-6 画像端局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
画像端局装置		台	4.0	
回線制御装置		台	10.0	

3-7 空中線据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
アンテナ装置	5mφ	基	4.0	13.0	
	7mφ	基	4.0	17.0	
融雪部		個	1.0	3.0	

- (注) 1. 送受信装置～アンテナ装置間の軽微な電源線、信号線、導波管を含む。
 2. アンテナ架台については、別途積算とする。
 3. アンテナの撤去は、再使用しない場合においても、本歩掛の0.5倍とする。

3-8 空中線調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
アンテナ装置	5mφ	基	9.5	4.5	
	7mφ	基	11.0	6.0	
融雪部		個	0.5	0.5	

3-9 総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
総合調整	本省局	式	36.0	
	大阪局	式	27.0	
	地整局	式	20.0	

(注) 総合調整は次の対向試験を含む。

- ・本省局：大阪局、地整本局及び車載局との対向試験
- ・大阪局：本省局、地整本局及び車載局との対向試験
- ・地整局：本省局、大阪局、他地整の据付時の地整本局及び車載局との対向試験

4 施工単価入力基準表

(1) 送受信装置据付 (固定衛星)

施工歩掛コード	WE328100	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
送受信装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(2) 送受信装置調整 (固定衛星)

施工歩掛コード	WE328200	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
送受信装置	01	2台目以降による補正 (表-2)	

表-2 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(3) 個別通信端局装置据付 (固定衛星)

施工歩掛コード	WE328300	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
個別通信端局装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2架目以降による補正 (表-3)

(注) 1. 2架目以上据付けを行う場合、1架目と2架目以降を分けて入力すること。

2. 2架目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z \quad X=\text{補正歩掛}$$

$$Y=\text{標準歩掛}$$

$$Z=\text{補正係数}$$

3. 機器単体費を別途入力すること。

(4) 個別通信端局装置調整 (固定衛星)

施工歩掛コード	WE328400	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
個別通信端局装置	01	2架目以降による補正 (表-4)	

(注) 1. 2架目以上調整を行う場合、1架目と2架目以降を分けて入力すること。

2. 2架目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z \quad X=\text{補正歩掛}$$

$$Y=\text{標準歩掛}$$

$$Z=\text{補正係数 (J1)}$$

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-3 2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.5	2

(5) 画像端局装置据付(固定衛星)

施工歩掛コード	WE328500	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
画像端局装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-4)
回線制御装置	02		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(6) 画像端局装置調整(固定衛星)

施工歩掛コード	WE328600	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
画像端局装置	01	2 台目以降による補正 (表-2)	
回線制御装置	02		

(注) 1. 2 台目以上調整を行う場合、1 台目と 2 台目以降を分けて入力すること。

2. 2 台目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J1)

(7) 空中線据付(固定衛星)

施工歩掛コード	WE328701	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
アンテナ装置 5mφ	01	作業内容による補正 (表-1)	2 基目以降による補正 (表-5)
〃 7mφ	02		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.5	2

表-5 2 基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(8) 空中線融雪部据付 (固定衛星)

施工歩掛コード	WE328702	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
融雪部	01	作業内容による補正 (表-1)	2 個目以降による補正 (表-6)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(9) 空中線調整 (固定衛星)

施工歩掛コード	WE328801	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
アンテナ装置 5mφ	01	2 基目以降による補正 (表-5)	
〃 7mφ	02		

(10) 空中線融雪部調整 (固定衛星)

施工歩掛コード	WE328802	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
融雪部	01	2 個目以降による補正 (表-6)	

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(11) 固定型衛星通信装置総合調整

施工歩掛コード	WE328900	施工単位	式
施工区分			
作業種別	規格番号		
総合調整 本省局	01		
〃 大阪局	02		
〃 地整局	03		

表-5 2 基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-6 2 個目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

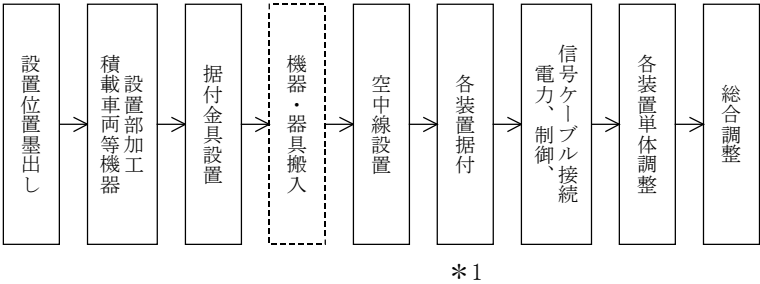
② 移動型衛星通信用地球局設備設置工

1 適用範囲

本資料は、衛星通信設備の内、移動型衛星通信用地球局設備の設置を行う移動型衛星通信用地球局設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。

3 標準歩掛

3-1 移動局装置据付

本作業種別の歩掛は装置形状により別途積上げ計上する。

3-2 移動局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
送受信装置		台	9.0	1.0	
端局装置		台	4.0	—	
小型交換装置		台	2.5	—	
画像端局装置		台	4.0	—	

3-3 空中線調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
アンテナ装置		基	1.0	1.0	

3-4 総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
総合調整		式	8.0	

（注） 総合調整は、本省局、大阪局及び地整本局との対向試験を含む。

4 施工単価入力基準表

(1) 移動型衛星通信用地球局装置調整

施工歩掛コード	WE329100	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
送受信装置	01	2 台目以降による補正 (表-1)	
端局装置	02		
小型交換装置	03		
画像端局装置	04		

(2) 移動型衛星通信用空中線調整

施工歩掛コード	WE329200	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
アンテナ装置	01	2 基目以降による補正 (表-2)	

(3) 移動型衛星通信装置総合調整

施工歩掛コード	WE329300	施工単位	式
施工区分			
作業種別	規格番号		
総合調整	01		

表-1 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-2 2 基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

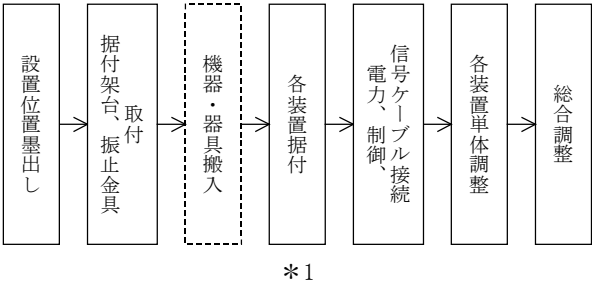
③ 衛星小型（制御地球局）画像伝送装置設置工

1 適用範囲

本資料は、衛星通信設備の内、衛星小型（制御地球局）画像伝送装置の設置を行う、衛星小型（制御地球局）画像伝送装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

④ 衛星小型（固定局）画像伝送装置設置工

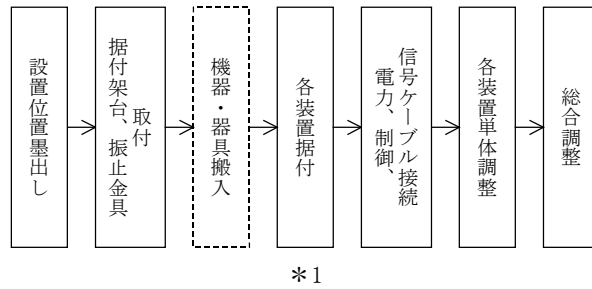
1 適用範囲

本資料は、衛星通信設備の内、衛星小型（固定局）画像伝送装置の設置を行う衛星小型（固定局）画像伝送装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

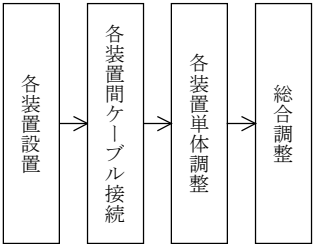
⑤ 衛星小型（可搬局）画像伝送装置設置工

1 適用範囲

本資料は、衛星通信設備の内、衛星小型（可搬局）画像伝送装置の設置を行う衛星小型（可搬局）画像伝送装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

⑥ 衛星地球局基礎工

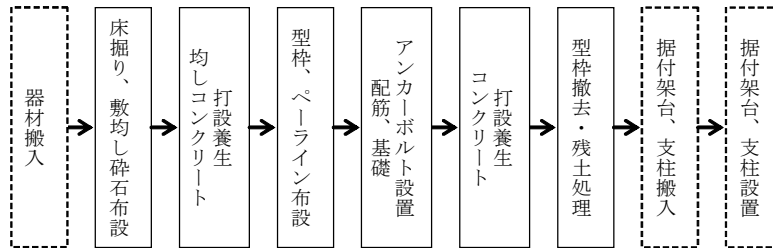
1 適用範囲

本資料は、衛星通信用の各設備の基礎の設置を行う衛星地球局基礎工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

第6節 ヘリ画像受信設備工

① ヘリ画像受信基地局装置設置工

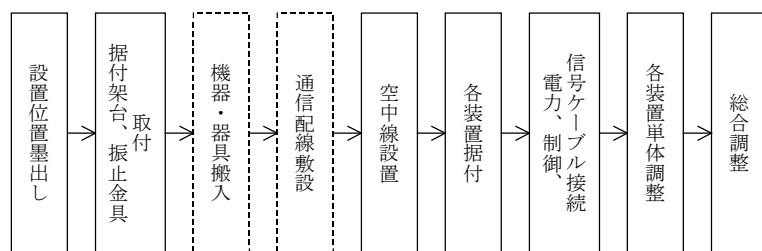
1 適用範圍

本資料は、へり画像受信設備の内、基地局装置の設置を行うへり画像受信基地局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



* 1

*1は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準步掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

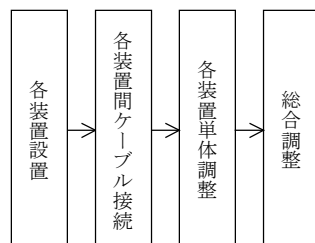
ヘリ画像受信携帯局装置設置工

4 適用範囲

本資料は、ヘリ画像受信設備の内、携帯局装置の設置を行うヘリ画像受信携帯局装置設置工に適用する。

5 施工概要

施工フロー



6 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

第 7 節 電話交換設備工

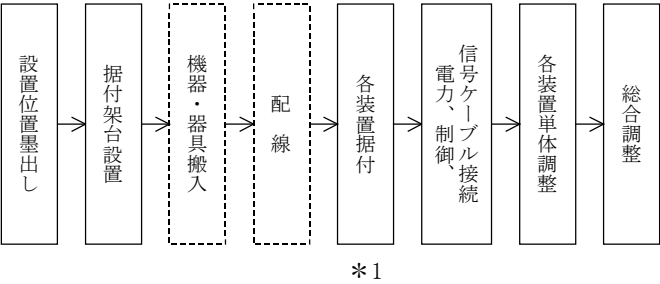
① 自動電話交換装置設置工

1 適用範囲

本資料は、電話交換設備の内、自動電話交換装置の設置を行う自動電話交換装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 自動電話交換装置据付（電子式）

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
本体キャビネット	ロッカータイプ	架	1.0	2.0	マーキング、レベリング 架台取付含む
シェルフ・棚実装	100 回線以下	式	0.5	2.0	新設架に適用
	101 を越え 200 回線以下	式	0.5	3.5	以降 100 回線毎 技術員 0.5 人
	各架相互間及び基板 パッケージ等の相互間	式	0.5	2.5	
装 置 配 線	キャビネット相互間	式	—	3.5	3.5 人×（回線実装／100）
監 視 警 報 盤	可聴可視警報盤	台	—	0.5	交換機室以外のみ
メソテナスコンソール		台	—	0.6	
基 板 増 設		個	—	0.5	各種パッケージ

- （注） 1. 回線数は、内線（トランク）、私設線（トランク）の合計実装数とする。
2. プリンターは、本体キャビネット歩掛に含むものとする。
3. トランク・レピーター増設は、回線数に関係なくユニットの員数とする。
4. シェルフ、棚実装、装置配線を除き、同一場所、同時施工の 2 架（台／個）以降は、
1 架（台／個）につき 0.7 倍とする。

3-2 自動電話交換装置調整 (電子式)

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
装置本体	内線実装 20 回線毎	式	0.70	0.70	回線数は内線の実装数とする
トランク・レピーター	ロッカータイプ	10 回線	0.35	—	回線数は局線の合計実装数とする

3-3 簡易電話交換装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
装置本体	局線 (内線) 10 を越え 30 回線以下	台	—	1.50	主装置据付、マーキング レベリング、木台取付

3-4 簡易電話交換装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
装置本体		台	—	0.5	主装置試験

3-5 中継台据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
中継台	据置型	台	1.0	1.0	マーキング、レベリング、 架台取付含む
	卓上形	台	0.5	0.5	

3-6 中継台調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
中継台	据置型	台	0.35	0.70	
	卓上形	台	0.35	—	
電話機	各種	台	—	0.05	

3-7 総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
総合試験調整		式	0.7	—	内線 20 回線毎に
	ダイヤル交換機を含む 4W 機能	式	0.7	—	私設線 20 回線毎に

3-8 電話付属品取付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
各 種 ト ラ ン ク		個	1.5	0.5	
夜 間 転 送 台	5 回線	個	1.8	0.9	
局 線 表 示 盤	10 回線	個	1.0	0.5	
監 視 盤		個	0.2	0.1	
転 換 器	各種	個	—	0.5	
電 話 機	各種	個	—	0.1	
加 入 者 保 安 器		個	—	0.7	
増 設 電 鈴		個	—	0.5	
M D F	100 回線につき	台		2.0	
端 子 板	20 回線	個	—	0.2	
試 験 弾 器	20 回線	個	—	0.2	
避 雷 器 具 弾 器	20 回線	個	—	0.2	
ジャンパー線	2C	100m	—	2.0	
	4C	100m	—	3.0	
	10C	100m	—	6.0	

(注) ジャンパー線を除き、同一場所、同時施工の2個(台)以降は、1個(台)につき0.7倍とする。

3-9 端子盤取付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	電 工	摘 要
端 子 盤	10P	面	0.51	
	20P	面	0.63	
	30P	面	0.75	
	40P	面	0.97	
	60P	面	1.10	
	80P	面	1.30	
	100P	面	1.50	
	120P	面	1.80	
	150P	面	2.10	
	200P	面	2.50	
	250P	面	3.10	
	300P	面	3.70	

4 施工単価入力基準表

(1) 本体キャビネット据付 (自動電話)

施工歩掛コード	WE320101	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
本体キャビネット	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(2) 装置配線・シェルフ棚実装 (自動電話)

施工歩掛コード	WE320102	施工単位	式
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
装置配線	01	回線実装数 (回線)	
シェルフ棚実装 200 回線超	02		
シェルフ棚実装 101 を越え 200 回線以下	03		
シェルフ棚実装 100 回線以下	04		
シェルフ棚実装 各架基盤相互間	05		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(3) 警報盤・コンソール据付 (自動電話)

施工歩掛コード	WE320103	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
監視警報盤	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-3)
メンテナンスコンソール	02		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(4) 交換機基板増設(自動電話)

施工歩掛コード	WE320104	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
基板増設	01	2個目以降による補正 (表-4)	

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(5) 自動電話交換機調整

施工歩掛コード	WE320201	施工単位	式
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
自動電話交換機	01	内線実装数 (回線)	

(6) 自動電話交換機調整(トランク・レピーター)

施工歩掛コード	WE320202	施工単位	回線
施工区分			
作業種別	規格番号		
トランク・レピーター	01		

(7) 簡易電話交換装置据付

施工歩掛コード	WE321100	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
簡易電話交換装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-3)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-3 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2個目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(8) 簡易電話交換装置調整

施工歩掛コード	WE321200	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
簡易電話交換装置	01	2 台目以降による補正 (表-3)	

(9) 中継台据付

施工歩掛コード	WE321300	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
中継台据置型	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-3)
中継台卓上形	02		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(10) 中継台調整

施工歩掛コード	WE321400	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
中継台据置型	01	2 台目以降による補正 (表-3)	
中継台卓上形	02		
電話機各種	03		

(11) 自動電話交換装置総合調整

施工歩掛コード	WE321500	施工単位	式
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
内線総合試験	01	回線実装数 (回線)	
私設線総合試験	02		

(12) 電話付属品取付

施工歩掛コード	WE323101	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
各種トランク	01	作業内容による補正 (表-1)	2個目以降による補正 (表-4)
夜間転送台	02		
局線表示盤	03		
監視盤	04		
転換器	05		
電話機	06		
加入者保安器	07		
増設電鈴	08		
MDF	09		
端子板	10		
試験弾器	11		
避雷器具弾器	12		

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力する。

(13) 電話付属用品取付(ジャンパー線)

施工歩掛コード	WE323102	施工単位	m
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ジャンパー線 2C	01	作業内容による補正 (表-1)	
ジャンパー線 4C	02		
ジャンパー線 10C	03		

(注) 材料単価は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-4 2個目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(14) 端子盤取付

施工歩掛コード	WE324100	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
端子盤 10P	01	作業内容による補正 (表-1)	2 面目以降による補正 (表-5)
〃 20P	02		
〃 30P	03		
〃 40P	04		
〃 60P	05		
〃 80P	06		
〃 100P	07		
〃 120P	08		
〃 150P	09		
〃 200P	10		
〃 250P	11		
〃 300P	12		

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-5 2 面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

第 8 節 有線通信設備工

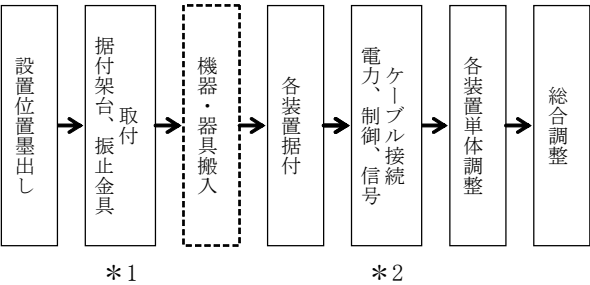
① デジタル端局装置（SDH）設置工

1 適用範囲

本資料は、光通信設備の内、デジタル端局装置のデジタル端局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、支線系延長装置は、対象外とする。
*2 は、同一室内における各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 デジタル端局装置(SDH)据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
デ イ ジ タ ル 端 局 装 置 (S D H) 据 付	本体（タイプ 1～5）	架	1.0	2.0	
	インタフェースシェルフ増設	棚	—	1.0	
	線路インタフェース	台	—	0.3	一方路
	端末インタフェース	台	—	0.3	
支 線 系 延 長 装 置 据 付	本体	架	0.5	0.5	
	インタフェース シェルフ増設	棚	—	1.0	
	インタフェース盤増設	台	—	0.3	
支 線 系 S D H 端 局 装 置 据 付	本体	架	0.5	1.0	
	インタフェース盤増設	台	—	0.3	
端局監視制御装置 据 付		台	2.0	2.0	
光 中 継 増 幅 装 置 据 付	本体	架	1.0	2.0	
	インタフェースシェルフ増設	棚	—	1.0	
	光中継増幅部増設	台	—	0.3	
再生中継装置据付	本体	架	1.0	2.0	
	インタフェースシェルフ増設	棚	—	1.0	
	インタフェース盤増設	台	—	0.3	

(注) 1. マーキング、架台、振止取付及び、アース線の敷設を含む。
ただし、支線系延長装置は除く。
2. インタフェースシェルフ増設とは、既設架に取付けることで、インタフェースのみの時は本歩掛を採用しない。また、シェルフ相互間の接続等は、本歩掛に含まれる。

3-2 デジタル端局装置(SDH)調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
デジタル 端局装置 (SDH)調整	基本部	式	2.0	—	
	線路インタフェース	方路	0.5	—	
	端末インタフェース	台	0.5	—	
支線系延長装置 調整	基本部	式	0.7	—	
	インタフェース盤増設	台	0.5	—	
支線系SDH 端局装置調整	基本部	式	1.0	—	
	インタフェース盤増設	台	0.5	—	
端局監視制御装置 調整		台	4.0	—	
光中継増幅装置 調整	基本部	式	1.2	—	
	光増幅部	台	0.7	—	
再生中継装置調整	基本部	式	0.5	—	
	インタフェース盤増設	台	0.5	—	

- (注) 1. 線路インタフェースは、2方路目以降、1方路につき0.1人とする。
 2. 端末インタフェースは、種類を問わず全て同一歩掛とする。
 3. 同種の端末インタフェースは、2台目以降、1台につき0.1人とする。
 4. 光増幅部は2台目以降、1台につき0.1人とする。

4 施工単価入力基準表

(1) デジタル端局装置(SDH)据付

施工歩掛コード	WE332101	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
本体(タイプ1~5)	01	作業内容による補正 (表-1)	2架目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(2) インタフェースシェルフ増設

施工歩掛コード	WE332102	施工単位	棚
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
インタフェース シェルフ増設	01	2棚目以降による補正 (表-3)	

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(3) 線路・端末インタフェース据付

施工歩掛コード	WE332103	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
線路インタフェース	01	2 台目以降による補正 (表-4)	
端末インタフェース	02		

(4) 支線延長装置据付

施工歩掛コード	WE332701	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
支線延長装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(5) 支線延長装置据付 (インタフェースシェルフ増設)

施工歩掛コード	WE332702	施工単位	棚
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
インタフェース シェルフ増設	01	2 棚目以降による補正 (表-3)	

(6) 支線延長装置据付 (インタフェース盤増設)

施工歩掛コード	WE332703	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
インタフェース盤増設	01	2 台目以降による補正 (表-4)	

(7) 支線系 (SDH) 端局装置据付

施工歩掛コード	WE332901	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
支線系 (SDH) 端局装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(8) 支線系端局装置据付 (インタフェース盤増設)

施工歩掛コード	WE332902	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
インタフェース盤増設	01	2 台目以降による補正 (表-4)	

(9) 端局監視制御装置据付

施工歩掛コード	WE332104	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
端局監視制御装置	01	2 台目以降による補正 (表-4)	

(10) 光中継増幅装置据付

施工歩掛コード	WE332501	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
光中継増幅装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(11) 光中継増幅装置据付 (シェルフ増設)

施工歩掛コード	WE332502	施工単位	棚
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
シェルフ増設	01	2 棚目以降による補正 (表-3)	

(12) 光中継増幅装置据付 (光増幅部増設)

施工歩掛コード	WE332503	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
光増幅部増設	01	2 台目以降による補正 (表-4)	

(注) 1. 2 架(棚) 目以上据付けを行う場合、1 架(棚) 目と 2 架(棚) 目以降を分けて入力すること。

2. 2 架(棚) 目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数

3. 機器単体費を別途入力すること。

(13) 再生中継装置据付

施工歩掛コード	WE332301	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
再生中継装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(14) 再生中継装置据付 (インタフェースシェルフ増設)

施工歩掛コード	WE332302	施工単位	棚
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
インタフェース シェルフ増設	01	2 棚目以降による補正 (表-3)	

(15) 再生中継装置据付 (インタフェース盤増設)

施工歩掛コード	WE332303	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
インタフェース盤増 設	01	2 台目以降による補正 (表-4)	

(16) デジタル端局装置 (SDH) 調整

施工歩掛コード	WE332201	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
デジタル端局装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(17) 線路・端末インタフェース調整

施工歩掛コード	WE332202	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
線路インタフェース	01	2 台目以降による補正 (表-5)	
端末インタフェース	02		

(18) 支線延長装置調整

施工歩掛コード	WE332801	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
支線延長装置	01	2 架目以降による補正 (表-2)	

(19) 支線延長装置調整 (インタフェース盤増設)

施工歩掛コード	WE332802	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
インタフェース盤増設	01	2 台目以降による補正 (表-5)	

(20) 支線系端局装置調整

施工歩掛コード	WE333101	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
支線系端局装置	01	2 架目以降による補正 (表-2)	

(21) 支線系端局装置調整 (インタフェース盤増設)

施工歩掛コード	WE333102	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
インタフェース盤増設	01	2 台目以降による補正 (表-4)	

(22) 端局監視制御装置調整

施工歩掛コード	WE332203	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
端局監視制御装置	01	2 台目以降による補正 (表-4)	

(23) 光中継増幅装置調整

施工歩掛コード	WE332601	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
光中継増幅装置	01	2 架目以降による補正 (表-2)	

(24) 光中継増幅装置調整 (光増幅部増設)

施工歩掛コード	WE332602	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
光増幅部増設	01	2 台目以降による補正 (表-6)	

(25) 再生中継装置調整

施工歩掛コード	WE332401	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
再生中継装置	01	2 架目以降による補正 (表-2)	

(26) 再生中継装置調整 (インタフェース盤増設)

施工歩掛コード	WE332402	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
インタフェース盤増設	01	2 台目以降による補正 (表-4)	

(注) 1. 2 架 (台) 目以上据付けを行う場合、1 架 (台) 目と 2 架 (台) 目以降を分けて入力すること。

2. 2 架 (棚) 目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数

3. 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使用)	0.2	2
撤去 (再 使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降の補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 棚目以降の補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2 台目以降の補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-5 2 台目以降の補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.2	2

表-6 2 台目以降の補正

作業内容	補正歩掛	入力番号
補 正 な し	0.7	1
補 正 あ り	0.1	2

② 管理施設用小容量光伝送装置設置工

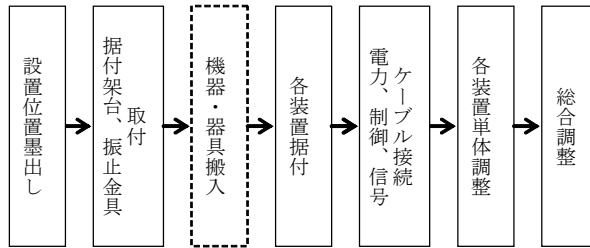
1 適用範囲

本資料は、有線通信設備の内、管理施設用小容量光伝送装置の管理施設用小容量光伝送装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内における各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

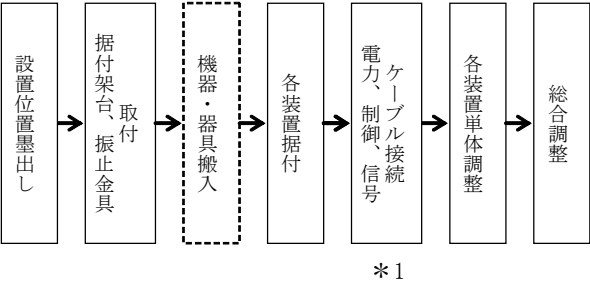
③ 光ファイバ線路監視装置設置工

1 適用範囲

本資料は、有線通信設備の内、光ファイバ線路監視装置の光ファイバ線路監視装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

第9節 道路情報表示設備工

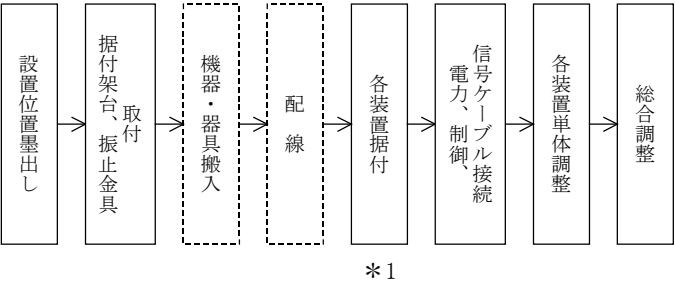
① 道路情報表示制御装置設置工

1 適用範囲

本資料は、道路情報表示設備の内、主制御装置等の設置を行う道路情報表示制御装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 制御装置据付

作 業 種 別	細別規格	単 位	技術者	技術員	電 工	摘 要
主 制 御 機	A 形	架	1.0	2.00	—	
	新 A 形	架	1.0	2.00	—	
	HL 形	架	1.0	2.00	—	
	A2 形	架	1.0	2.00	—	
	B 形	架	1.0	2.00	—	
ユ ニ ッ ト 増 設		個	—	0.25	—	
文 字 変 更	A 形	ブロック	—	0.74	—	
フリーパターン制御機能	A2 形	台	—	1.00	3.5	
フリーパターン制御機能増設	A2 形	台	—	1.50	5.0	

(注) ユニット増設及びフリーパターン制御機能増設は、既設装置に増設する場合に適用する。

3-2 制御装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
主制御機	A形	架	2.0	1.50	
	新A形	架	2.0	1.50	
	HL形	架	1.0	1.50	
	A2形	架	2.0	1.50	
	B形	架	2.0	1.50	
ユニット増設	A形	個	1.0	0.25	
	新A形	個	1.0	0.25	
	HL形	個	1.0	0.25	
	A2形	個	1.0	0.25	
	B形	個	1.0	0.25	
フリーパターン制御機能	A2形	台	1.0	1.50	
フリーパターン制御機能増設	A2形	台	2.0	1.50	

(注) ユニット増設及びフリーパターン制御機能増設は、既設装置に増設する場合に適用する。

4 施工単価入力基準表

(1) 制御装置据付(道路表示)

施工歩掛コード	WE221101	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
主制御機 A形	01	作業内容による補正 (表-1)	2架目以降による補正 (表-2)
〃 新A形	02		
〃 HL形	03		
〃 A2形	04		
〃 B形	05		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(2) 制御装置(ユニット)据付(道路表示)

施工歩掛コード	WE221102	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ユニット増設	01	2個目以降による補正 (表-3)	

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(3) 制御装置文字変更 (道路表示)

施工歩掛コード	WE221103	施工単位	ブロック
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
文字変更 A 形	01	2 ブロック目以降による補正 (表-4)	

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(4) フリーパターン制御装置据付 (道路表示)

施工歩掛コード	WE221104	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
フリーパターン制御機能 A2 形	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-5)
フリーパターン制御機能 増設 A2 形	02		

(注) 1. 2 台目以上据付けを行う場合、1 台目と 2 台目以降を分けて入力すること。

2. 2 台目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J2)

3. 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降の補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 個目以降の補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2 ブロック目以降の補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-5 2 台目以降の補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(5) 制御装置調整 (道路表示)

施工歩掛コード	WE221201	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
主制御機 A 形	01	2 架目以降による補正 (表-2)	
〃 新 A 形	02		
〃 HL 形	03		
〃 A2 形	04		
〃 B 形	05		

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 個目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(6) 制御装置 (ユニット) 調整 (道路表示)

施工歩掛コード	WE221202	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ユニット増 A 形	01	2 個目以降による補正 (表-3)	
〃 新 A 形	02		
〃 HL 形	03		
〃 A2 形	04		
〃 B 形	05		

表-5 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(7) フリーパターン制御装置調整 (道路表示)

施工歩掛コード	WE221203	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
フリーパターン制御機能 A2 形	01	2 台目以降による補正 (表-5)	
フリーパターン制御機能 増設 A2 形	02		

(注) 1. 2 架 (個) 目以上調整を行う場合、1 架 (個) 目と 2 架 (個) 目以降を分けて入力すること。

2. 2 架 (個) 目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛
Y=標準歩掛
Z=補正係数

② 道路情報表示装置設置工

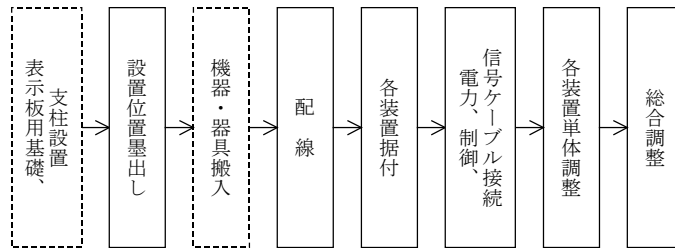
1 適用範囲

本資料は、道路情報表示設備の内、表示機等の設置を行う道路情報表示装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 表示装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	電 工	普通作業員	トラッククレーン 賃料 (日)	ラフテレーンクレーン 賃料 (日)	摘要
表 示 機	A 形	面	0.5	—	3.0	2.0	0.15	—	3 連
	新 A 形	面	0.5	—	3.0	2.0	0.13	—	
	HL1 形	面	0.5	—	3.0	2.0	—	0.08	
	HL2 形	面	0.5	—	4.0	2.0	—	0.08	
	HL3 形	面	0.5	—	4.0	2.0	—	0.08	
	HL4 形	面	0.5	—	4.0	2.0	—	0.08	
	HL5 形	面	0.5	—	4.0	2.0	—	0.08	
	A2 形	面	0.5	—	4.0	2.0	0.13	—	
	B 形	面	0.5	—	3.0	2.0	0.15	—	
	NHL1 形 HLM1 形	面	0.5	—	1.5	0.5	—	0.08	
	NHL2 形 HLM2 形	面	0.5	—	1.5	0.5	—	0.08	
	NHL3 形 HLM3 形	面	0.5	—	1.5	1.0	—	0.08	
	NHL4 形 HLM4 形	面	0.5	—	2.5	1.5	—	0.08	
	NHL5 形 HLM5 形	面	0.5	—	2.5	1.5	—	0.08	
	NHL6 形 HLM6 形	面	0.5	—	2.5	1.5	—	0.08	
	NHL7 形 HLM7 形	面	0.5	—	1.5	1.0	—	0.08	
副制御機	A 形	台	—	1.5	2.0	2.0	0.03	—	

- (注) 1. A 形、B 形の歩掛には、注意灯及び電源部の取付け並びに引込部を除く配管配線が含まれている。
2. HL 形、新 A 形、A2 形、NHL 形、HLM 形の本歩掛には、機側操作盤の据付け、支柱引込部を除く配管配線が含まれている。
3. 機器の基礎、表示機の架台支柱及び接地工事は別途積算とする。
4. A 形、新 A 形、A2 形、B 形据付に使用するトラッククレーンは、4.8～4.9t 吊りのトラッククレーンを標準とする。
5. HL 形、NHL 形、HLM 形据付に使用するラフテレーンクレーンは、16t 吊りを標準とする。
6. 本歩掛には、耐雷トランス、分電盤、保安器箱の据付けが含まれている。
7. 同一場所（上下線、同一門柱）、同時施工の 2 面（台）以降は、1 面（台）につき 0.7 倍とする。

3-2 表示装置調整

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
表 示 機	A 形	面	2.0	1.00	3 連
	新 A 形	面	2.0	1.25	
	HL1 形	面	2.5	1.75	
	HL2 形	面	2.5	1.75	
	HL3 形	面	2.5	2.00	
	HL4 形	面	2.5	2.50	
	HL5 形	面	2.5	2.50	
	A2 形	面	2.0	1.50	
	B 形	面	1.0	0.75	
	NHL1 形 HLM1 形	面	1.0	1.00	
	NHL2 形 HLM2 形	面	1.0	1.00	
	NHL3 形 HLM3 形	面	1.0	1.00	
	NHL4 形 HLM4 形	面	1.5	1.00	
	NHL5 形 HLM5 形	面	1.5	1.00	
	NHL6 形 HLM6 形	面	1.0	1.00	
	NHL7 形 HLM7 形	面	1.0	1.00	
副 制 御 機	A 形	台	2.0	1.50	

(注) 本歩掛は、1 対向の調整が含まれている。

4 施工単価入力基準表

(1) 道路情報表示装置据付 (表示機)

施工歩掛コード	WE221301	施工単位	面		
施工区分		入力条件			
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4
表示機 A 形	01	作業内容による補正 (表-1)	2 面目以降による補正 (表-2)	トラック クレーン及び ラフテレーン クレーンの 深夜割増の区分 (表-6)	トラック クレーン及び ラフテレーン クレーンの 深夜割増率
〃 新 A 形	02				
〃 HL1 形	03				
〃 HL2 形	04				
〃 HL3 形	05				
〃 HL4 形	06				
〃 HL5 形	07				
〃 A2 形	08				
〃 B 形	09				
〃 NHL1 形 〃 HLM1 形	10				
〃 NHL2 形 〃 HLM2 形	11				
〃 NHL3 形 〃 HLM3 形	12				
〃 NHL4 形 〃 HLM4 形	13				
〃 NHL5 形 〃 HLM5 形	14				
〃 NHL6 形 〃 HLM6 形	15				
〃 NHL7 形 〃 HLM7 形	16				

- (注) 1. 機器単体費を別途入力すること。
2. トラッククレーン及びラフテレーンクレーンの深夜割増率は、作業が深夜（22 時から翌 5 時）にかかる場合に入力する。同時に労務調査係数を入力する。
- 深夜にかからない場合は J3 に [1] を入力する。

$$\text{深夜割増率} = 1 + 0.3 \frac{H}{\Sigma H}$$

H : 深夜（22 時から翌 5 時）
ΣH : 総作業時間

表-6 トラッククレーン及びラフテレーンクレーンの
深夜割増の区分

作業内容	入力番号
割 増 な し	1
割 増 あ り	2

(2) 道路情報表示装置据付 (副制御機)

施工歩掛コード	WE221302	施工単位	台		
施工区分		入力条件			
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4
副制御機 A 形	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-3)	トラッククレーンの 深夜割増の区分 (表-6)	トラッククレーンの 深夜割増率

(注) 1. 2 面 (台) 目以上据付けを行う場合、1 面 (台) 目と 2 面 (台) 目以降を分けて入力すること。

2. 2 面 (台) 目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数

3. 機器単体費を別途入力すること。

(3) 道路情報表示装置調整 (表示機)

施工歩掛コード	WE221401	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
表示機 A 形	01	2 面目以降による補正 (表-2)	
〃 新 A 形	02		
〃 HL1 形	03		
〃 HL2 形	04		
〃 HL3 形	05		
〃 HL4 形	06		
〃 HL5 形	07		
〃 A2 形	08		
〃 B 形	09		
〃 NHL1 形 〃 HLM1 形	10		
〃 NHL2 形 〃 HLM2 形	11		
〃 NHL3 形 〃 HLM3 形	12		
〃 NHL4 形 〃 HLM4 形	13		
〃 NHL5 形 〃 HLM5 形	14		
〃 NHL6 形 〃 HLM6 形	15		
〃 NHL7 形 〃 HLM7 形	16		

表－1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表－2 2面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表－3 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(4) 道路情報表示装置調整(副制御機)

施工歩掛コード	WE221402	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
副制御機 A形	01	2台目以降による補正 (表－3)	

(注) 1. 2面(台)目以上調整を行う場合、1面(台)目と2面(台)目以降を分けて入力すること。

2. 2面(台)目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X＝補正歩掛
Y＝標準歩掛
Z＝補正係数

表－2 2面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表－3 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

第10節 河川情報表示設備工

① 河川情報表示制御装置設置工

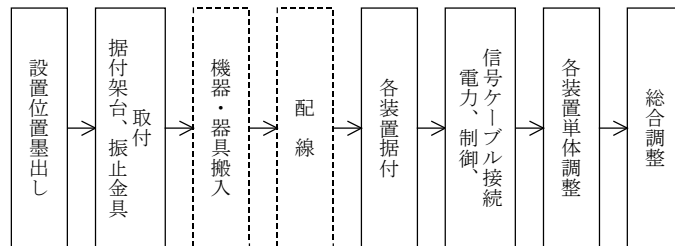
1 適用範囲

本資料は、河川情報表示設備の内、主制御装置等の設置を行う河川情報表示制御装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第4章第9節道路情報表示設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

第 11 節 放流警報表示設備工

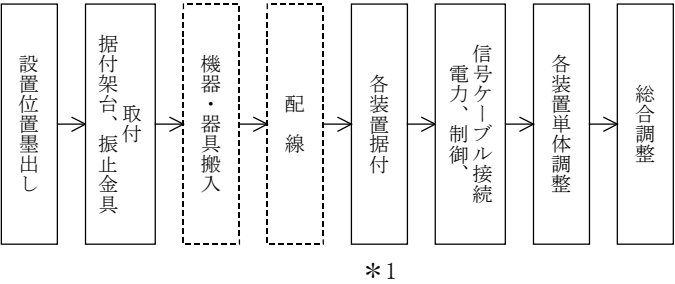
① 放流警報表示制御装置設置工

1 適用範囲

本資料は、放流警報表示設備の内、主制御装置等の設置を行う放流警報表示制御装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第 4 章第 9 節道路情報表示設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

第 12 節 トンネル防災設備工

① トンネル監視制御装置設置工

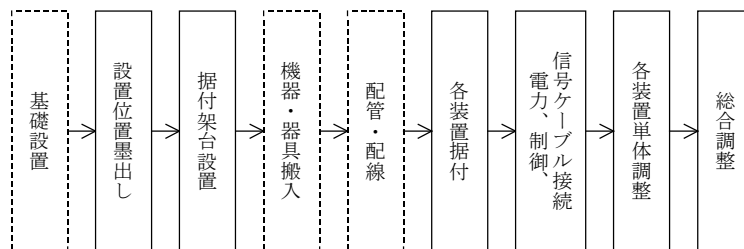
1 適用範囲

本資料は、トンネル防災設備の内、CCTV 装置の設置を行うトンネル監視制御装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第 5 章第 6 節 CCTV 設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

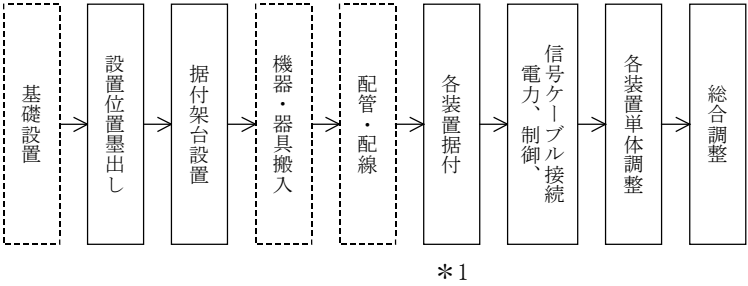
② 付属設備操作制御装置設置工

1 適用範囲

本資料は、トンネル防災設備の内、VI 計等のセンサー、その他の設置を行う付属設備操作制御装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 付属設備据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技術員	電 工	普通作業員	摘 要
V I 計	受光	台	1.5	1.6	0.8	
	投光	台	1.0	1.6	0.8	
C O 計		台	1.5	1.6	0.8	
風 向 風 速 計		台	1.5	1.6	0.8	

(注) 本作業種別以外の歩掛は、「第 4 章第 2 節③テレメータ観測局装置設置工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-2 付属設備調整

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
V I 計	受光	台	0.5	1.0	
	投光	台	0.5	1.0	
C O 計		台	0.5	1.0	
風 向 風 速 計		台	0.5	1.0	

(注) 本作業種別以外の歩掛は、「第 4 章第 2 節③テレメータ観測局装置設置工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

4 施工単価入力基準表

(1) トンネル換気制御装置(付属設備)据付

施工歩掛コード	WE224100	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
VI 計受光	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-2)
VI 計投光	02		
CO 計	03		
風向風速計	04		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(2) トンネル換気制御装置(付属設備)調整

施工歩掛コード	WE224200	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
VI 計受光	01	2 台目以降による補正 (表-2)	
VI 計投光	02		
CO 計	03		
風向風速計	04		

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

第 13 節 非常警報設備工

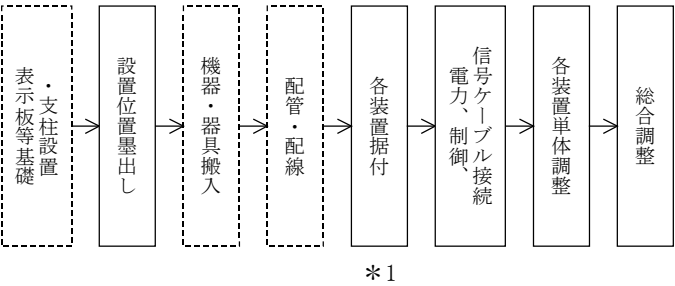
① 非常警報装置設置工

1 適用範囲

本資料は、トンネルの非常警報装置を設置する非常警報装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 非常警報受信装置据付

作業種別	細別規格	単 位	技術者	技術員	電 工	普通作業員	摘 要
受信制御機		面	0.5	—	2.0	1.0	
監視盤		面	—	0.25	—	—	
モニタ盤		面	—	0.25	—	—	
火災受信機		面	0.5	—	2.0	1.0	
受信制御機		ユニット	—	0.25	—	—	監視制御部増設

3-2 非常警報受信装置調整

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
受 信 制 御 機		面	1.00	1.00	
監 視 盤		面	—	0.25	
モ ニ タ 盤		面	—	0.25	
火 災 受 信 機		面	3.00	2.00	
受 信 制 御 機		ユニット	0.25	0.25	監視制御部増設

3-3 非常警報主制御装置据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技術者	電 工	普通作業員	摘 要
制 御 機		面	0.5	2.0	1.0	

3-4 非常警報主制御装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
制御機		面	3.0	2.0	

3-5 非常警報副制御装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
制御機		面	0.5	2.0	1.0	

3-6 非常警報副制御装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
制御機		面	0.3	2.0	

3-7 押しボタン式通報装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術員	電工	普通作業員	摘要
押しボタン発信機		台	0.25	0.2	0.5	

3-8 押しボタン式通報装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術員	摘要
押しボタン発信機		台	0.25	

3-9 警報表示板据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	電工	普通作業員	摘要
表示機		面	0.5	—	2.0	1.0	

3-10 警報表示板調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
表示機		面	1.00	0.75	

3-11 誘導表示板（内照式）据付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
誘導表示板		面	0.25	0.50	

(注) 反射式については、「第4章第13節①非常警報装置設置工 3-12 非常電話案内板据付」による。

3-12 非常電話案内板据付

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
非常電話案内板		面	0.1	

3-13 付属設備取付

作業種別	細別規格	単位	電 工	普通作業員	摘 要
非常電話機		台	0.20	0.50	
火災検知器		台	0.04	—	
消 火 器		台	—	0.02	
消火器収納箱		台	—	0.50	

4 施工単価入力基準表

(1) 非常警報受信装置据付

施工歩掛コード	WE223101	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
受信制御機	01	作業内容による補正 (表-1)	2 面目以降による補正 (表-2)
監視盤	02		
モニタ盤	03		
火災受信機	04		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(2) 非常警報受信装置(ユニット増設)据付

施工歩掛コード	WE223102	施工単位	ユニット
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
受信制御機 監視制御部増設	01	2 ユニット目以降による補正 (表-3)	

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(3) 非常警報制御装置据付

施工歩掛コード	WE223103	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
主制御装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 面目以降による補正 (表-2)
副制御装置	02		
警報表示板	03		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(4) 通報装置・非常警報付属設備取付 1

施工歩掛コード	WE223104	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
押しボタン式通報装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-4)
非常電話機	02		
火災検知器	03		
消火器	04		
消火器収納箱	05		

(注) 機器単体費及び機械経費は、別途入力する。

(5) 通報装置・非常警報付属設備取付 2

施工歩掛コード	WE223105	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
誘導表示板	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-4)
非常電話案内板	02		

(注) 機器単体費及び機械経費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 ユニット目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(6) 非常警報受信装置調整

施工歩掛コード	WE223201	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
受信制御機	01	2 面目以降による補正 (表-2)	
監視盤	02		
モニタ盤	03		
火災受信機	04		

(7) 通報装置調整

施工歩掛コード	WE223202	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
押しボタン式通報装置	01	2 台目以降による補正 (表-3)	

(8) 非常警報制御装置調整

施工歩掛コード	WE223203	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
主制御装置	01	2 面目以降による補正 (表-2)	
副制御装置	02		
警報表示板	03		

(9) 非常警報受信装置(ユニット増設)調整

施工歩掛コード	WE223204	施工単位	ユニット
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
受信制御機 監視制御部増設	01	2 ユニット目以降による補正 (表-4)	

表-2 2 面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2 ユニット目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

第14節 ラジオ再放送設備工

① ラジオ再放送装置設置工

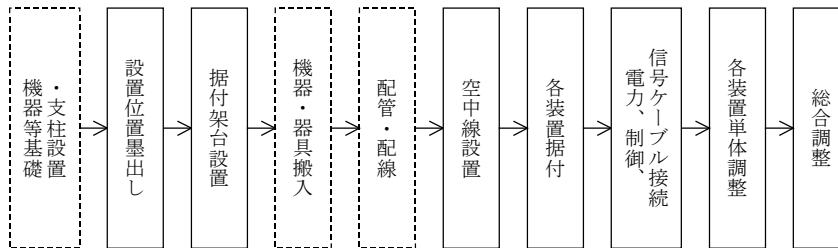
1 適用範囲

本資料は、トンネル内のラジオ再放送設備の設置を行うラジオ再放送装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 受信アンテナ据付

作業種別	細別規格	単位	技術員	摘要
受信アンテナ		基	1.5	

3-2 受信アンテナ調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
受信アンテナ		基	0.5	0.5	

(注) 本歩掛は、AM、FM放送に適用する。

3-3 受信装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
受信装置		架	1.0	2.0	

3-4 受信装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
受信装置		架	0.5	0.5	

(注) 本歩掛は3波を標準とし、これを超える場合は、1波増設毎に0.1倍とする。

3-5 放送装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
放送装置		架	1.0	2.0	
操作器		台	0.5	0.5	

3-6 放送装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
放送装置		架	0.5	0.5	

(注) 本歩掛は3波を標準とし、これを超える場合は、1波増設毎に0.1倍とする。

3-7 付属機器取付

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
接続箱	LCX用	個	0.5	
整合器		個	0.5	
終端抵抗器		個	0.5	

3-8 総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
放送装置		式	0.5	0.5	

3-9 放送装置増設(事務所)

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
増設架設置	1,000mm未満	架	1.00	1.00	架、機器込み
増設架設置	1,000mm以上	架	1.00	2.00	架、機器込み
増設機器設置	ユニット	台	—	0.30	機器のみ

- (注) 1. 増設架設置には、マーキング、架台、振止取付及び、軽微な配線を含む。
 2. 増設架とは、制御装置、操作卓等とする。
 3. 増設機器とは、線路増幅部、遠方監視制御部、音声メモリ部等とする。

3-10 放送装置調整(事務所)

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
増設機器調整	ユニット	台	0.50	

(注) 増設機器とは、線路増幅部、遠方監視制御部、音声メモリ部等とする。

4 施工単価入力基準表

(1) ラジオ再放送用受信アンテナ据付

施工歩掛コード	WE330100	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
受信アンテナ	01	作業内容による補正 (表-1)	2基目以降による補正 (表-2)

(注) 1. 2基目以上据付けを行う場合、1基目と2基目以降を分けて入力すること。

2. 2基目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J2)

3. 機器単体費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不 使 用)	0.2	2
撤去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(2) ラジオ再放送用受信アンテナ調整

施工歩掛コード	WE330200	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
受信アンテナ	01	2基目以降による補正 (表-2)	

(3) ラジオ再放送用受信装置据付

施工歩掛コード	WE330300	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
受信装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2架目以降による補正 (表-4)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(4) ラジオ再放送用受信装置調整

施工歩掛コード	WE330400	施工単位	架		
施工区分		入力条件			
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	
受信装置	01	2 架目以降による補正 (表－4)	4 波以降による補正 (表－3)	受信波数 (波)	

- (注) 1. 入力条件 J2 で [2] を入力した場合は、J3 に受信周波数の総数を入力する。
2. 入力条件 J2 で [1] を入力した場合は、J3 は無入力とする。
3. 2 架 (基) 目以上調整を行う場合、1 架 (基) 目と 2 架 (基) 目以降を分けて入力すること。
4. 2 架 (基) 目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛
Y=標準歩掛
Z=補正係数

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 4波以上による補正

作業内容	入力番号
補 正 な し	1
補 正 あ り	2

表-4 2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(5) ラジオ再放送用放送装置据付

施工歩掛コード	WE330501	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
放送装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-4)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(6) ラジオ再放送用操作器据付

施工歩掛コード	WE330502	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
操作器	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-5)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(7) ラジオ再放送用放送装置調整

施工歩掛コード	WE330600	施工単位	架	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
放送装置	01	2 架目以降による補正 (表－4)	4 波以降による補正 (表－3)	放送波数 (波)

(8) ラジオ再放送用付属機器取付

施工歩掛コード	WE330700	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
接続箱	01	作業内容による補正 (表-1)	
整合器	02		
終端抵抗器	03		

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 基目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(9) ラジオ再放送装置総合調整

施工歩掛コード	WE330800	施工単位	式
施工区分			
作業種別	規格番号		
総合調整	01		

表-3 4 波以上による補正

作業内容	入力番号
補 正 な し	1
補 正 あ り	2

表-4 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(10) ラジオ再放送用放送装置増設

施工歩掛コード	WE330901	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
増設架 1000mm 未満	01	2 架目以降による補正 (表－4)	
増設架 1000mm 以上	02		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(11) ラジオ再放送用放送装置増設 (ユニット)

施工歩掛コード	WE330902	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
増設ユニット	01	2 台目以降による補正 (表－5)	

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(12) ラジオ再放送用放送装置調整 (ユニット)

施工歩掛コード	WE330903	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
増設ユニット	01	2 台目以降による補正 (表－5)	

表－1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表－4 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表－5 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

② 緊急放送装置設置工

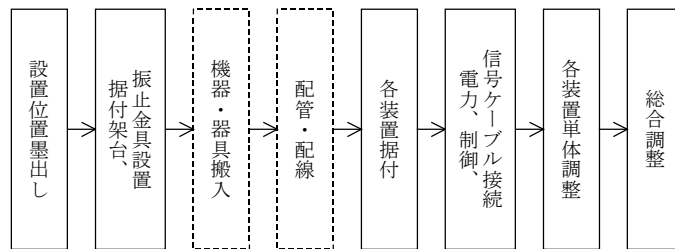
1 適用範囲

本資料は、ラジオ再放送設備の内、緊急割り込み放送のための緊急放送装置の設置を行う緊急放送装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛、は「第4章第14節①ラジオ再放送装置設置工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

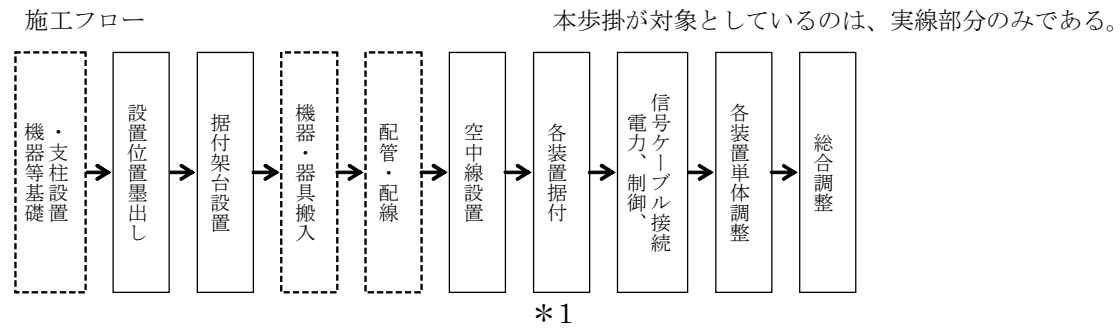
第 15 節 トンネル無線補助設備工

① トンネル無線補助設備設置工

1 適用範囲

本資料は、トンネル内の漏洩同軸ケーブルその他の無線補助装置の設置を行うトンネル無線補助設備設置工に適用する。

2 施工概要



*1 は、同一室内各装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 無線補助装置据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
中 継 増 幅 装 置	LCX	架	1.0	2.0	
	光方式	架	1.0	2.0	
端 末 中 継 装 置	光方式	台		0.5	

3-2 無線補助装置調整

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	摘 要
中 継 増 幅 装 置	LCX	架	2.0	
	光方式	架	2.0	(注) 1
	光方式	方路	0.5	(注) 2
端 末 中 継 装 置	光方式	台	0.5	

(注) 1. 光中継増幅装置の基本部及び光端末中継装置用 2 方路までの E／0、0／E の調整を含む。
2. 光端末中継装置用方路数が 2 方路を越える 1 方路当たりの E／0、0／E の調整とする。

3-3 空中線据付

本作業種別の歩掛は、「第 4 章第 2 節①テレメータ監視局装置設置工 3-5 テレメータ用空中線据付」による。

3-4 空中線調整

本作業種別の歩掛は、「第4章第2節①テレメータ監視局装置設置工 3-6 テレメータ用空中線調整」による。

3-5 給電線布設

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節①配管・配線工」による。

4 施工単価入力基準表

(1) 無線補助装置(中継増幅装置) 据付

施工歩掛コード	WE331101	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
中継増幅装置 (LCX 用)	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)
中継増幅装置 (光方式用)	02		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(2) 無線補助装置(端末中継装置) 据付

施工歩掛コード	WE331102	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
端末中継装置 (光方式用)	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-3)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(3) 無線補助装置(中継増幅装置)調整

施工歩掛コード	WE331201	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
中継増幅装置 (LCX 用)	01	2 架目以降に よる補正 (表-2)	
中継増幅装置 (光方式用)	02		

(4) 無線補助装置(中継増幅方路)調整

施工歩掛コード	WE331202	施工単位	方路
施工区分			
作業種別	規格番号		
中継増幅装置 方路調整	01		

(5) 無線補助装置(端末中継装置)調整

施工歩掛コード	WE331203	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
端末中継装置 (光方式用)	01	2 台目以降に よる補正 (表-3)	

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

第 16 節 路側通信設備工

① 路側通信制御装置設置工

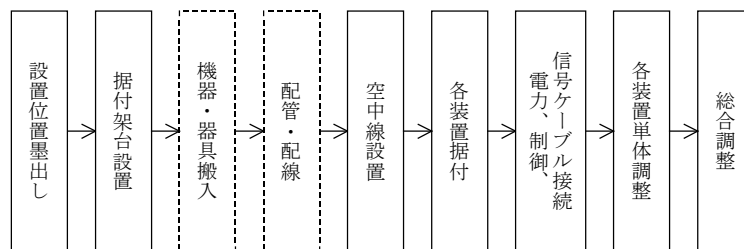
1 適用範囲

本資料は、路側通信設備の制御装置等の設置を行う路側通信制御装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第4章第14節①ラジオ再放送装置設置工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

第 17 節 道路防災設備工

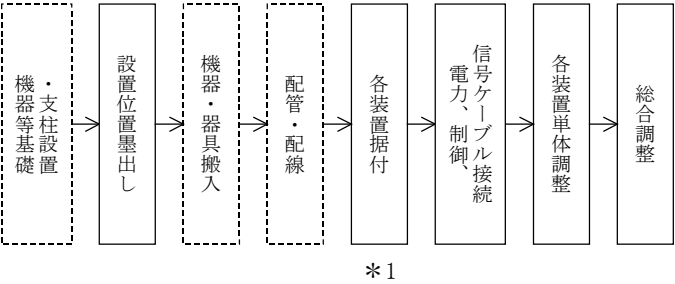
① 交通遮断装置設置工

1 適用範囲

本資料は、交通遮断機等の設置を行う交通遮断装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 交通遮断機据付

作 業 種 別	単 位	技術員	電 工	普通作業員	トラッククレーン 賃料 (日)	摘 要
遮断機、駆動部	台	—	0.50	1.00	0.06	
制 御 機	台	0.25	0.50	0.50		
制 御 機 遠隔操作の場合	台	0.50	0.50	0.50		

(注) 1. 遮断機は、片側(1箇所)に適用する。
2. トラッククレーンは4.8～4.9t吊りを標準とする。

3-2 交通遮断機調整

作 業 種 別	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
制 御 機	台	0.50	0.25	
制 御 機 遠隔操作の場合	台	1.00	0.50	

3-3 予告板・標識等据付

作業種別	単位	技術員	電工	普通作業員	トラッククレーン 賃料(日)	高所作業車 運転時間(h)
表示機	面	0.75	0.50	1.00	0.13	1.00
規制標識	面	0.35	0.25	0.50	0.06	—
制御機	台	0.25	0.50	0.50	—	—
制御機 遠隔操作の場合	台	0.50	0.50	0.50	—	—

- (注) 1. 高所作業車は、点検用足場付支柱に取付ける場合は適用しない。
2. トラッククレーンは4.8～4.9t吊りを標準とする。

3-4 予告板・標識等調整

作業種別	単位	技術者	技術員	摘要
表示機	面	1.00	0.75	
規制標識	面	0.50	0.35	
制御機	台	0.50	0.25	
制御機 遠隔操作の場合	台	1.00	0.50	

3-5 交通信号装置据付

作業種別	細別規格	単位	電工	高所作業車 運転時間(h)	摘要
制御機	各種	台	4.00	—	
車両灯器	両面用	台	1.20	0.90	
	片面用	台	0.88	0.90	
歩行者灯器		台	0.62	—	

- (注) 1. 支柱建柱、端子箱据付、ケーブル配線は、別途積算とする。
2. 灯具取付に高所作業車を使用しない場合は、本歩掛の2倍とする。
3. 高所作業車は、12～13mを標準とする。

3-6 交通信号装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術員	電工	摘要
制御機	各種	台	1.00	1.00	
車両灯器	両面用	台	—	0.50	
	片面用	台	—	0.25	
歩行者灯器		台	—	0.25	

4 施工単価入力基準表

(1) 交通遮断機据付

施工歩掛コード	WE225300	施工単位	台		
施工区分		入力条件			
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4
遮断機・駆動部	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-2)	トラック クレーンの 深夜割増の区分 (表-3)	トラック クレーンの 深夜割増率
制御機	02				
制御機 遠隔操作の場合	03				

- (注) 1. 機器単体費は、別途入力する。
2. トラッククレーンの深夜割増率は、作業が深夜(22時から翌5時)にかかる場合に入力する。同時に労務費調整係数も入力する。深夜にかからない場合はJ3に[1]を入力する。

$$\text{夜間割増率} = 1 + 0.3 \frac{H}{\Sigma H}$$

H : 深夜(22時から翌5時)
ΣH : 総作業時間

(2) 交通遮断機調整

施工歩掛コード	WE225400	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
制御機	01	2 台目以降による補正 (表－2)	
制御機 遠隔操作の場合	02		

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移設	1.5	4

表-2 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

表-3 トラッククレーンの深夜割増の区分

作業内容	入力番号
補正なし	1
補正あり	2

(3) 予告板・標識等据付

施工歩掛コード	WE225101	施工単位	面			
施工区分		入力条件				
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4	J5
表示機	01	作業内容による補正 (表－1)	2 面目以降による補正 (表－3)	トラックレーンの深夜割増の区分 (表－4)	トラックレーンの深夜割増率	高所作業車使用の有無 (表－5)
規制標識	02					

施工歩掛コード	WE225102	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
制御機	01	作業内容による補正 (表－1)	2 台目以降による補正 (表－2)
制御機 遠隔操作の場合	02		

- (注) 1. 機器単体費は、別途入力する。
2. トラックレーンの深夜割増率は、作業が深夜（22 時から翌 5 時）にかかる場合に入力する。同時に労務費調整係数も入力する。深夜にかからない場合は J3 に [1] を入力する。

$$\text{夜間割増率} = 1 + 0.3 \frac{H}{\Sigma H}$$

H : 深夜（22 時から翌 5 時）

 ΣH : 総作業時間

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去（不 使 用）	0.2	2
撤 去（再 使 用）	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 トラックレーンの深夜割増の区分

作業内容	入力番号
割 増 な し	1
割 増 あ り	2

表-3 2 面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-5 高所作業車使用の有無

作業内容	入力番号
使 用 し な い	1
使 用 す る	2

(4) 予告板・標識等調整

施工歩掛コード	WE225201	施工単位	面
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
表示機	01	2 面目以降による補正 (表－3)	
規制標識	02		

施工歩掛コード	WE225202	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
制御機	01	2 台目以降による補正 (表－2)	
制御機 遠隔操作の場合	02		

(5) 交通信号装置据付

施工歩掛コード	WE227100	施工単位	台	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
車両灯器両面用	01	作業内容による補正 (表－1)	2 台目以降による補正 (表－2)	高所作業車使用の有無 (表－4)
車両灯器片面用	02			
歩行者灯器	03			
制御機各種	04			

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力する。

(6) 交通信号装置調整

施工歩掛コード	WE227200	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
車両灯器両面用	01	2 台目以降による補正 (表－2)	
車両灯器片面用	02		
歩行者灯器	03		
制御機各種	04		

表－1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去 (不 使 用)	0.2	2
撤 去 (再 使 用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表－2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表－3 2 面目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表－4 高所作業車使用の有無

作業内容	入力番号
使 用 し な い	1
使 用 す る	2

② 交通流車両観測装置設置工

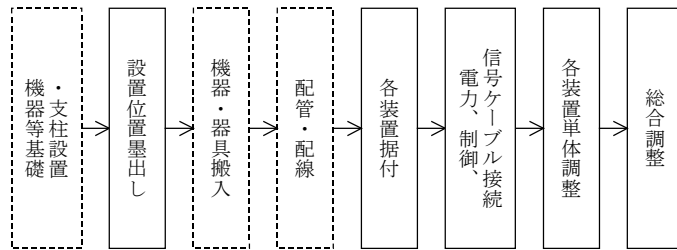
1 適用範囲

本資料は、交通流の観測を行う観測装置等の設置を行う交通流車両観測装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 車両感知装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術員	電工	普通作業員	摘要
送信装置		台	1.0	—	—	
受信装置		台	1.0	—	—	
車両感知器		台	—	0.8	0.8	
超音波ヘッド		台	—	0.2	—	
ループコイル		組	—	1.0	0.5	

3-2 車両感知装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	摘要
送信装置		台	1.0	—	
受信装置		台	2.5	—	
受信ユニット増設		CH	0.2	—	
車両感知器		台	1.5	0.8	
超音波ヘッド		台	0.5	0.5	
ループコイル		組	0.5	—	

(注) 受信ユニット増設は、既設装置のユニット増設に適用する。

4 施工単価入力基準表

(1) 車両感知装置据付

施工歩掛コード	WE226601	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
送信装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-2)
受信装置	02		
車両感知器	03		
超音波ヘッド	04		

施工歩掛コード	WE226602	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
ループコイル	01	作業内容による補正 (表-1)	2組目以降による補正 (表-4)

(注) 機器単体費及び機械経費は、別途入力する。

(2) 車両感知装置調整

施工歩掛コード	WE226701	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
送信装置	01	2台目以降による補正 (表-2)	
受信装置	02		
車両感知器	03		
超音波ヘッド	04		

施工歩掛コード	WE226703	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ループコイル	01	2組目以降による補正 (表-3)	

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移設	1.5	4

表-2 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

表-3 2組目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

(3) 車両感知装置調整 (受信ユニット増設)

施工歩掛コード	WE226702	施工単位	CH
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
受信ユニット増設	01	2CH 目以降による補正 (表-4)	

表-4 2CH 目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

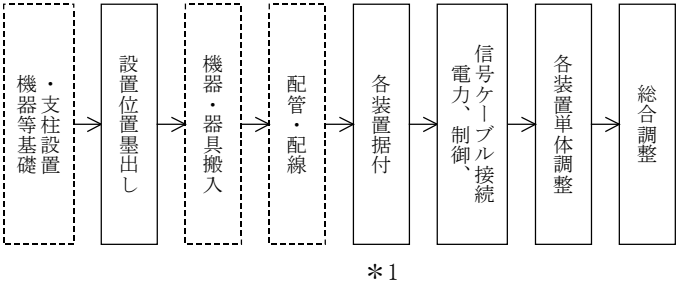
③ 路車間通信装置設置工

1 適用範囲

本資料は、路車間通信を行うためのビーコンその他の機器の設置を行う路車間通信装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積上げ計上する。

④ 交通遮断装置基礎工

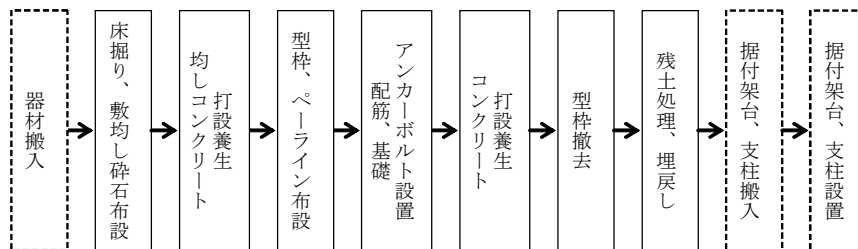
1 適用範囲

本資料は、交通遮断装置等の基礎の設置を行う交通遮断装置基礎工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

第 18 節 施設計測・監視制御設備工

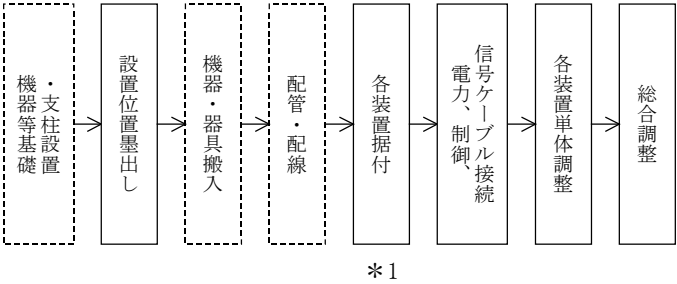
① 路面凍結検知装置設置工

1 適用範囲

本資料は、路面凍結検知装置の設置を行う路面凍結検知装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 路面凍結検知装置据付

作 業 種 別	単位	技術者	技術員	電 工	普通作業員	トラッククレーン 賃料 (日)	摘 要
監 視 装 置	台	1.00	2.00	—	—	—	
観 測 装 置	台	1.00	1.00	—	—	—	
セ ン サ ー	組	—	0.20	—	—	—	
表 示 装 置	台	—	0.75	0.50	1.00	0.13	
ユ ニ ッ ト 増 設	個	—	0.12	—	—	—	

- (注) 1. 本歩掛には、機側操作盤の据付け等及び引込部を除く配管配線が含まれる。
2. 機器の基礎並びに表示機の架台又はオーバーハング柱の建柱は別途積算とする。
3. ユニット増設は、既設装置にユニットを増設した場合に適用する。
4. トラッククレーンは4.8～4.9t 吊りを標準とする。

3-2 路面凍結検知装置調整

作業種別	単位	技術者	技術員	摘要
監視装置	台	1.00	1.00	
観測装置	台	1.00	0.75	
センサー	組	—	0.20	
表示装置	台	1.00	0.75	
ユニット増設	個	0.50	0.12	

- (注) 1. 本歩掛には、1対向の調整が含まれている。
 2. ユニット増設は、既設装置にユニットを増設した場合に適用する。

4 施工単価入力基準表

(1) 路面凍結検知装置据付

施工歩掛コード	WE226101	施工単位	台		
施工区分		入力条件			
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4
監視装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-2)	トラック クレーンの 深夜割増の区分 (表-3)	トラック クレーンの 深夜割増率
観測装置	02				
表示装置	03				

- (注) 1. 機器単体費は、別途入力する。
 2. トラッククレーンの深夜割増率は、作業が深夜(22時から翌5時)にかかる場合に
 入力する。同時に労務費調整係数も入力する。深夜にかからない場合はJ3に「1」
 を入力する。

$$\text{夜間割増率} = 1 + 0.3 \frac{H}{\Sigma H}$$

H : 深夜(22時から翌5時)

 ΣH : 総作業時間

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 トラッククレーン深夜割増の区分

作業内容	入力番号
割 増 な し	1
割 増 あ り	2

(2) 路面凍結検知装置据付 (センサー)

施工歩掛コード	WE226102	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
センサー	01	作業内容による補正 (表-1)	2組目以降による補正 (表-4)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(3) 路面凍結検知装置据付 (ユニット増設)

施工歩掛コード	WE226103	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ユニット増設	01	2個目以降による補正 (表-5)	

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(4) 路面凍結検知装置調整

施工歩掛コード	WE226201	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
監視装置	01	2台目以降による補正 (表-2)	
観測装置	02		
表示装置	03		

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(5) 路面凍結検知装置調整 (センサー)

施工歩掛コード	WE226202	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
センサー	01	2組目以降による補正 (表-4)	

表-2 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(6) 路面凍結検知装置調整 (ユニット増設)

施工歩掛コード	WE226203	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ユニット増設	01	2個目以降による補正 (表-5)	

表-4 2組目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-5 2個目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

② 積雪深計測装置設置工

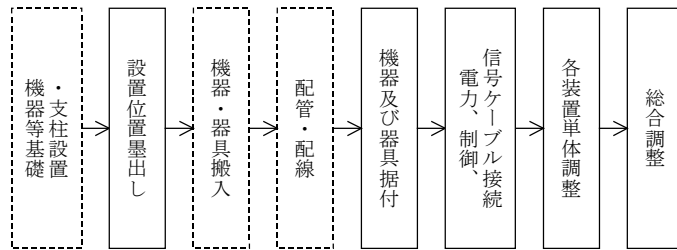
1 適用範囲

本資料は、積雪深計測装置の設置を行う積雪深計測装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第4章第18節①路面凍結検知装置設置工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

③ 気象観測装置設置工

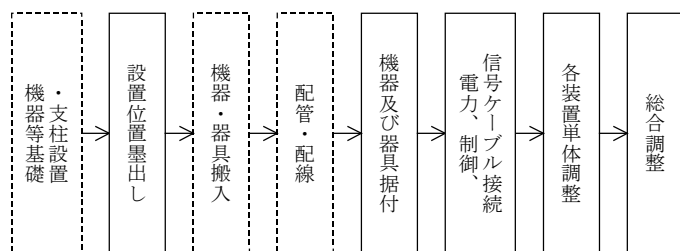
1 適用範囲

本資料は、気象観測装置の設置を行う気象観測装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第4章第18節①路面凍結検知装置設置工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

④ 地震データ集配信制御設備設置工

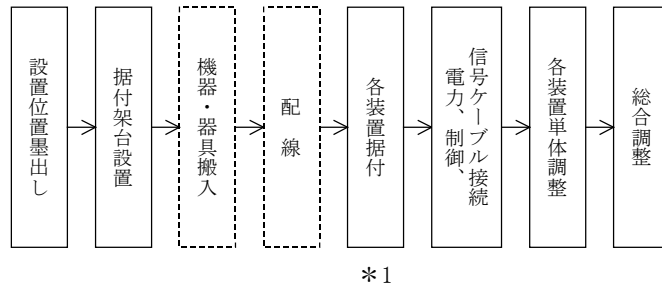
1 適用範囲

本資料は、地震情報システムの内、集配信制御設備の設置を行う地震データ集配信制御設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

⑤ 地震データ通信制御設備設置工

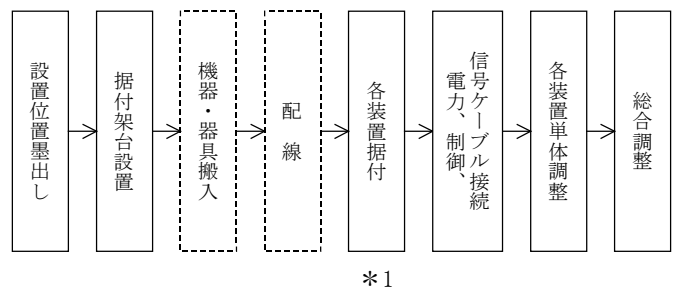
1 適用範囲

本資料は、地震情報システムの内、通信制御設備の設置を行う地震データ通信制御設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

⑥ 強震計測装置設置工

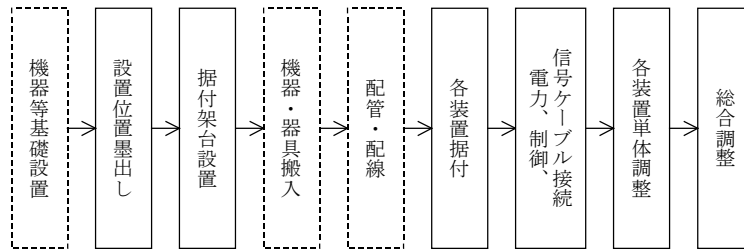
1 適用範囲

本資料は、地震情報システムの内、強震計等の設置を行う強震計測装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第4章第18節①路面凍結検知装置設置工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

⑦ 土石流監視制御装置設置工

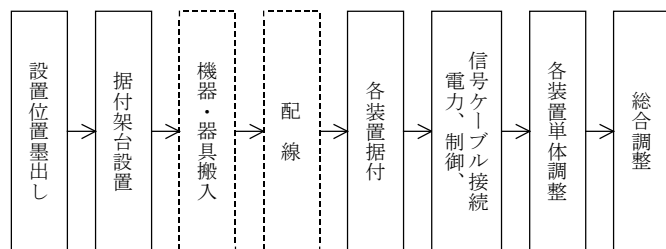
1 適用範囲

本資料は、土石流監視システムの諸装置設置を行う土石流監視制御装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第4章第18節①路面凍結検知装置設置工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

⑧ 路面冠水検知装置設置工

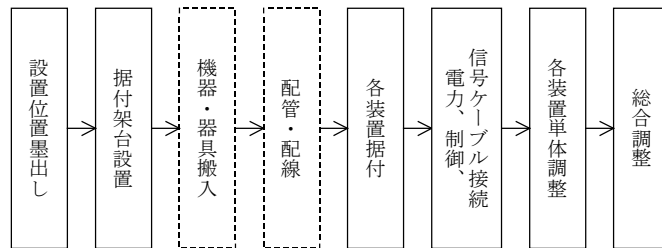
1 適用範囲

本資料は、路面の冠水を検知する諸装置の設置を行う路面冠水検知装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第4章第18節①路面凍結検知装置設置工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

第 19 節 通信鉄塔・反射板設備工

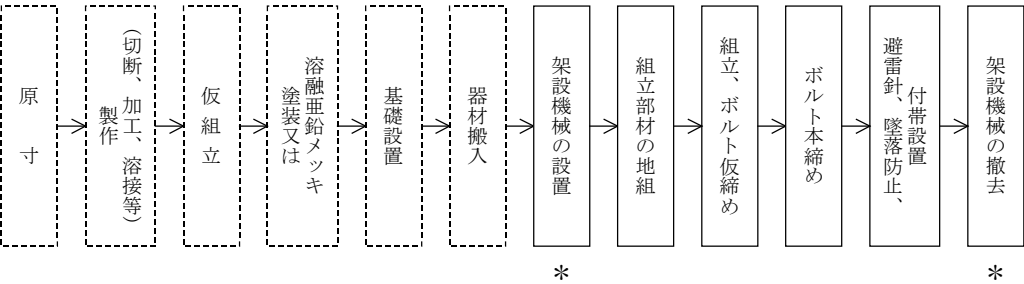
① 通信用鉄塔設置工

1 適用範囲

本資料は、通信用鉄塔設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*機械施工の場合対象となる。

3 標準歩掛

3-1 通信用鉄塔架設

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	鉄骨工	とび工	普通作業員	摘 要
鋼 管	人力施工	t	3.7	3.1	0.4	
	機械施工	t	1.3	1.1	0.2	
形 鋼	人力施工	t	3.0	3.4	0.8	
	機械施工	t	1.0	1.1	0.4	

- (注) 1. 基礎は、土木工事標準歩掛による。
2. クレーン車は、「第Ⅳ編第7章③鋼橋架設工」による。
3. 本歩掛以外の作業種別については、必要に応じ別途積上げ計上する。
4. 撤去は、再使用しない場合においても、本歩掛の0.5倍とする。

4 施工単価入力基準表

(1) 通信用鉄塔架設

施工歩掛コード	WE326100	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
鋼管 入力施工	01	作業内容による補正 (表-1)	
〃 機械施工	02		
形鋼 入力施工	03		
〃 機械施工	04		

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去	0.5	2

(注) 機械経費等は、別途入力する。

(2) 鉄塔・支持鉄塔製作

施工歩掛コード	WE326200	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
アングルトラス	01	1t 当たりの 基準単価 (円/t)	総重量 (t)
パイプトラス・ラーメン	02		
シリンダー	03		

(注) 管理費区分「5」を設定している。

(3) 規格エキストラ

施工歩掛コード	WE326300	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
規格エキストラ	01	1t 当たりの 規格エキストラ (円/t)	

(注) 管理費区分「5」を設定している。

(4) 溶融亜鉛メッキ

施工歩掛コード	WE326400	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
溶融亜鉛メッキ	01	1t 当たりの 溶融亜鉛メッキ (円/t)	

(注) 管理費区分「2」を設定している。

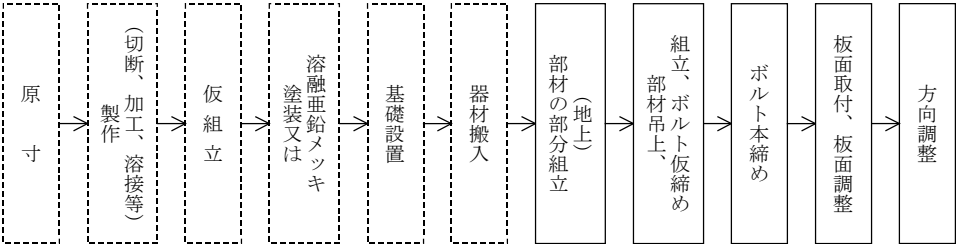
② 反射板設置工

1 適用範囲

本資料は、反射板設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

3-1 反射板架設

作業種別	細別規格	単位	鉄骨工	とび工	普通作業員	摘要
形鋼	人力施工	t	3.0	3.4	0.8	

- (注) 1. 基礎は、土木工事標準歩掛による。
2. クレーン運搬については、「第Ⅳ編第7章③鋼橋架設工」による。
3. 撤去は、再使用しない場合においても、本歩掛の0.5倍とする。
4. 本作業種別以外の歩掛については、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-2 反射板調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	測量技師	摘要
反 射 板	3× 3m	基	3.0	3.0	1.5	
	3× 4m	基	3.5	3.5	2.0	
	4× 6m	基	4.5	4.5	2.5	
	6× 8m	基	5.5	5.5	3.0	
	8× 8m	基	6.0	6.0	3.5	
	10× 10m	基	7.0	7.0	4.0	

- (注) 2枚反射の場合は、本歩掛の1.7倍とする。

3-3 ヘリコプタ空輸費

$$F_f = P_f \times D_f / S_f$$

F_f : ヘリコプタ空輸費 (円)

P_f : 空輸料金 (円/h)

D_f : 1 回当りの空輸往復距離 (km)

S_f : 空輸速度 (km/h)

3-4 ヘリコプタ作業費

$$F_c = P_c \times W_t / W_a \times T_c / 60$$

F_c : ヘリコプタ作業費 (円)

P_c : 貸切料金 (円/h)

W_t : 輸送総重量 (t)

W_a : 1 回当りの平均積載重量 (t/回)

T_c : 1 回当りの作業飛行時間 (min/回)

3-5 ヘリ小空輸費

$$F_{sf} = P_{sf} \times D_{sf} / S_{sf}$$

F_{sf} : ヘリ小空輸費 (円)

P_{sf} : 小空輸料金 (円/h)

D_{sf} : 1 回当りの小空輸往復距離 (km)

S_{sf} : 小空輸速度 (km/h)

3-6 ヘリ調査飛行費

$$F_r = P_r \times T_t / 60 \times T_n$$

F_r : ヘリ調査飛行費 (円)

P_r : 調査飛行料金 (円/h)

T_t : 1 回当りの調査飛行時間 (min)

T_n : 調査飛行回数 (回)

3-7 ヘリ整備空輸費

$$F_{ef} = P_{ef} \times D_{ef} / S_{ef}$$

F_{ef} : ヘリ整備空輸費 (円)

P_{ef} : 整備空輸料金 (円/h)

D_{ef} : 1 回当りの整備往復距離 (km)

S_{ef} : 整備空輸速度 (km/h)

4 施工単価入力基準表

(1) 反射板架設

施工歩掛コード	WE327100	施工単位	t
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
形鋼 人力施工	01	作業内容による補正 (表-1)	

(2) 反射板調整

施工歩掛コード	WE327200	施工単位	基
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
3 × 3m	01	2枚反射による補正 (表-2)	
3 × 4m	02		
4 × 6m	03		
6 × 8m	04		
8 × 8m	05		
10 × 10m	06		

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去	0.5	2

表-2 2枚反射による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	1.7	2

(3) ヘリコプタ空輸費

施工歩掛コード	WE327300	施工単位	回	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
ヘリコプタ空輸費	01	1 回当りの 空輸往復距離 (km)	空輸速度 (km/h)	空輸料金 (円/h)

(注) 管理費区分「9」を設定している。

(4) ヘリコプタ作業費

施工歩掛コード	WE327400	施工単位	式		
施工区分		入力条件			
作業種別	規格番号	J1	J2	J3	J4
ヘリコプタ作業費	01	1 回当りの 作業飛行 時間 (min／回)	輸送 総重量 (t)	1 回当りの 平均積載 重量 (t／回)	貸切料金 (円／h)

(注) 管理費区分「9」を設定している。

(5) ヘリ小空輸費

施工歩掛コード	WE327500	施工単位	式	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
ヘリ小空輸費	01	1 回当りの 小空輸往復距離 (km)	小空輸速度 (km/h)	小空輸料金 (円/h)

(注) 管理費区分「9」を設定している。

(6) ヘリ調査飛行費

施工歩掛コード	WE327600	施工単位	式	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
ヘリ調査飛行費	01	1 回当りの 調査飛行時間 (min/回)	調査飛行回数 (回)	調査飛行料金 (円/h)

(注) 管理費区分「9」を設定している。

(7) ヘリ整備空輸費

施工歩掛コード	WE327700	施工単位	式	
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
ヘリ整備空輸費	01	1 回当りの 整備往復距離 (km)	整備空輸速度 (km/h)	整備空輸料金 (円/h)

(注) 管理費区分「9」を設定している。

③ 鉄塔基礎工

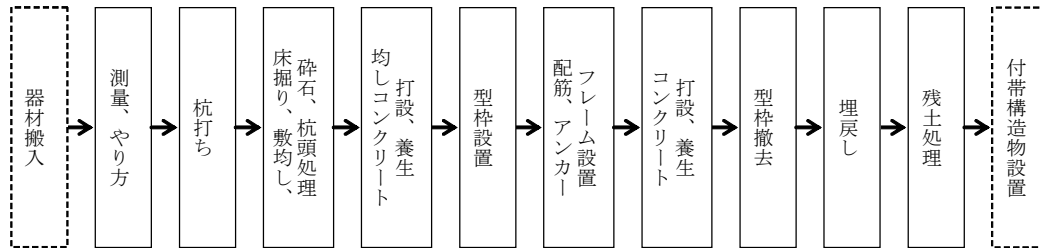
1 適用範囲

本資料は、通信用鉄塔の基礎の設置を行う鉄塔基礎工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

④ 反射板基礎工

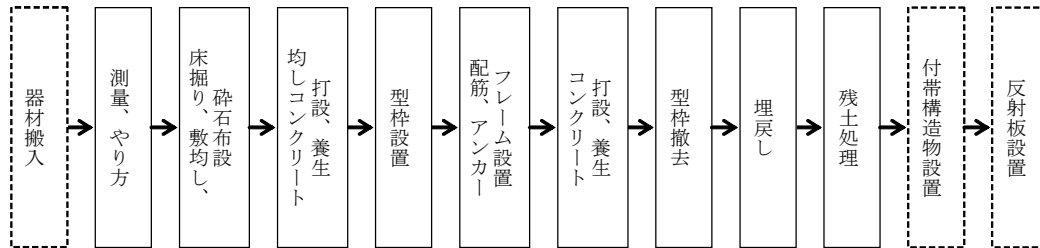
1 適用範囲

本資料は、反射板の基礎の設置を行う反射板基礎工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

第5章 電子応用設備

第1節 共通設備工

- ① 各種情報設備設置工……………Ⅷ-5-1
 - 1 適用範囲……………Ⅷ-5-1
 - 2 施工概要……………Ⅷ-5-1
 - 3 標準歩掛……………Ⅷ-5-2
 - 3-1 各種情報設備据付……………Ⅷ-5-2
 - 3-2 各種情報設備調整……………Ⅷ-5-2
 - 4 施工単価入力基準表……………Ⅷ-5-3
- ② I P ネットワーク設備設置工……………Ⅷ-5-6
 - 1 適用範囲……………Ⅷ-5-6
 - 2 施工概要……………Ⅷ-5-6
 - 3 標準歩掛……………Ⅷ-5-6
 - 3-1 I P ネットワーク装置据付…Ⅷ-5-6
 - 3-2 I P ネットワーク装置調整…Ⅷ-5-6
 - 4 施工単価入力基準表……………Ⅷ-5-7

第2節 ダム・堰諸量設備工

- ① ダム・堰諸量装置設置工……………Ⅷ-5-8

- 1 適用範囲……………Ⅷ-5-8
- 2 施工概要……………Ⅷ-5-8
- 3 標準歩掛……………Ⅷ-5-8
- ② ダム・堰放流設備制御装置設置工…Ⅷ-5-9
 - 1 適用範囲……………Ⅷ-5-9
 - 2 施工概要……………Ⅷ-5-9
 - 3 標準歩掛……………Ⅷ-5-9
 - 3-1 ダム・堰放流設備制御装置
据付……………Ⅷ-5-9
 - 3-2 ダム・堰放流設備制御装置
調整……………Ⅷ-5-10
 - 3-3 ダム・堰放流設備制御装置
総合調整……………Ⅷ-5-10
 - 4 施工単価入力基準表……………Ⅷ-5-11

第3節 レーダ雨(雪)量計設備工

- ① レーダ中央処理局装置設置工……………Ⅷ-5-14
 - 1 適用範囲……………Ⅷ-5-14
 - 2 施工概要……………Ⅷ-5-14

3	標準歩掛	VIII-5-14
②	レーダ処理局装置設置工	VIII-5-15
1	適用範囲	VIII-5-15
2	施工概要	VIII-5-15
3	標準歩掛	VIII-5-15
3-1	レーダ処理局装置 (単一偏波) 据付	VIII-5-15
3-2	レーダ処理局装置 (単一偏波) 調整	VIII-5-15
4	施工単価入力基準表	VIII-5-16
③	レーダ基地局装置設置工	VIII-5-17
1	適用範囲	VIII-5-17
2	施工概要	VIII-5-17
3	標準歩掛	VIII-5-17
3-1	レーダ基地局装置 (単一偏波) 据付	VIII-5-17
3-2	レーダ基地局装置 (単一偏波) 調整	VIII-5-18
4	施工単価入力基準表	VIII-5-18
④	レーダ雨(雪)量計端末装置 設置工	VIII-5-20
1	適用範囲	VIII-5-20
2	施工概要	VIII-5-20
3	標準歩掛	VIII-5-20
3-1	レーダ雨(雪)量計端末 装置据付	VIII-5-20
3-2	レーダ雨(雪)量計端末 装置調整	VIII-5-20
4	施工単価入力基準表	VIII-5-21

第4節 河川情報設備工

①	河川情報中枢局装置設置工	VIII-5-23
1	適用範囲	VIII-5-23
2	施工概要	VIII-5-23
3	標準歩掛	VIII-5-23
3-1	河川情報中枢局装置据付	VIII-5-23
3-2	河川情報中枢局装置調整	VIII-5-23
3-3	河川情報中枢局装置 総合調整	VIII-5-23
4	施工単価入力基準表	VIII-5-24
②	河川情報集中局装置設置工	VIII-5-25

1	適用範囲	VIII-5-25
2	施工概要	VIII-5-25
3	標準歩掛	VIII-5-25
③	河川情報端末局装置設置工	VIII-5-26
1	適用範囲	VIII-5-26
2	施工概要	VIII-5-26
3	標準歩掛	VIII-5-26

第5節 道路交通情報設備工

①	道路情報中枢局装置設置工	VIII-5-27
1	適用範囲	VIII-5-27
2	施工概要	VIII-5-27
3	標準歩掛	VIII-5-27
3-1	道路情報用中枢局装置据付	VIII-5-27
3-2	道路情報用中枢局装置調整	VIII-5-27
3-3	道路情報用中枢局装置 総合調整	VIII-5-28
4	施工単価入力基準表	VIII-5-29
②	道路情報集中局装置設置工	VIII-5-32
1	適用範囲	VIII-5-32
2	施工概要	VIII-5-32
3	標準歩掛	VIII-5-32
③	道路情報端末局装置設置工	VIII-5-33
1	適用範囲	VIII-5-33
2	施工概要	VIII-5-33
3	標準歩掛	VIII-5-33

第6節 CCTV 設備工

①	CCTV 監視制御装置設置工	VIII-5-34
1	適用範囲	VIII-5-34
2	施工概要	VIII-5-34
3	標準歩掛	VIII-5-34
3-1	CCTV 監視制御装置据付	VIII-5-34
3-2	CCTV 監視制御装置調整	VIII-5-35
4	施工単価入力基準表	VIII-5-35
②	CCTV 装置設置工	VIII-5-38
1	適用範囲	VIII-5-38
2	施工概要	VIII-5-38
3	標準歩掛	VIII-5-38
3-1	CCTV 装置据付	VIII-5-38

3-2 CCTV 装置調整	VIII-5-39
4 施工単価入力基準表	VIII-5-39

第7節 水質自動監視設備工

① 水質自動監視装置設置工	VIII-5-41
1 適用範囲	VIII-5-41
2 施工概要	VIII-5-41
3 標準歩掛	VIII-5-41
3-1 水質自動監視装置据付	VIII-5-41
3-2 水質自動監視装置調整	VIII-5-41
4 施工単価入力基準表	VIII-5-42
② 水質自動観測装置設置工	VIII-5-43
1 適用範囲	VIII-5-43
2 施工概要	VIII-5-43
3 標準歩掛	VIII-5-43
3-1 観測局装置据付	VIII-5-43
3-2 観測局装置調整	VIII-5-43
4 施工単価入力基準表	VIII-5-44

第8節 電話応答通報設備工

① 電話応答（通報）装置設置工	VIII-5-46
1 適用範囲	VIII-5-46
2 施工概要	VIII-5-46
3 標準歩掛	VIII-5-46
3-1 電話応答（通報）装置据付	VIII-5-46
3-2 電話応答（通報）装置調整	VIII-5-46
4 施工単価入力基準表	VIII-5-47

第9節 システム・インテグレーション

① システム・インテグレーション	VIII-5-48
1 適用範囲	VIII-5-48
2 施工概要	VIII-5-48
3 標準歩掛	VIII-5-49

第5章 電子応用設備

第1節 共通設備工

① 各種情報設備設置工

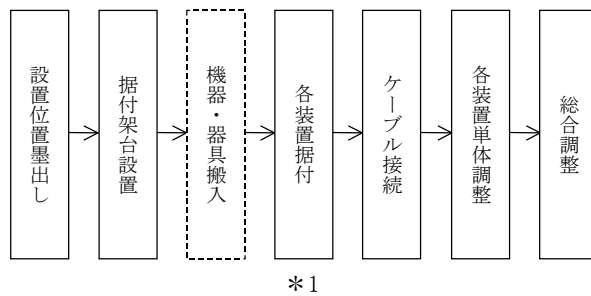
1 適用範囲

本資料は、情報処理設備各種機器の設置を行う各種情報設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 各種情報設備据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	電工	摘要
入出力処理装置		架	1.0	2.0	—	
演算処理装置		架	1.0	2.0	—	
表示端末装置		台	—	1.0	—	
サーバー		台	—	1.0	—	
ブリッジ		台	—	0.3	—	(注)2
ルーター		台	—	0.3	—	(注)2
ハブ		台	—	0.1	—	(注)2
トランシーバ		台	—	0.3	—	(注)2
モデム		台	—	0.3	—	(注)2
記録用端末装置(プリンタ)		台	—	0.5	—	
〃 (ハードコピー)		台	—	0.5	—	
〃 (帳票印刷用)		台	—	1.0	—	
収容架		架	1.0	1.0	—	
中継端子盤		架	1.0	2.0	—	
光ケーブル接続盤		架	1.0	2.0	—	
警報盤		個	—	—	0.25	

(注) 1. 本歩掛には、同一室内の装置間の配線等も含まれている。

2. ブリッジ、ルータ、ハブ、トランシーバ、モデムは、増設時の歩掛であり、新設時にこれが他の装置に実装されている場合は、その架の歩掛のみを計上する。

3-2 各種情報設備調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
入出力処理装置		台	1.0	
演算処理装置		台	1.0	
表示端末装置		台	0.5	
サーバー		台	1.5	
ブリッジ		台	0.3	
ルーター		台	0.3	
ハブ		台	0.3	
トランシーバ		台	0.3	
モデム		台	0.3	
記録用端末装置(プリンタ)		台	0.3	
〃 (ハードコピー)		台	0.3	
〃 (帳票印刷用)		台	0.5	

(注) ネットワーク設定にかかる歩掛は、実情に応じて別途積上げ計上する。

4 施工単価入力基準表

(1) 各種情報設備据付

施工歩掛コード	WE443101	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
入出力処理装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)
演算処理装置	02		
収容架	03		
中継端子盤	04		
光ケーブル接続盤	05		

(注) 機器単体費及び材料単価は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(2) 各種(サーバ・ブリッジ)情報設備据付

施工歩掛コード	WE443102	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
表示端末装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-3)
サーバ	02		
ブリッジ	03		
ルータ	04		
ハブ	05		
トランシーバ	06		
モデム	07		
記録用端末装置 (プリンタ)	08		
記録用端末装置 (ハードコピー)	09		
記録用端末装置 (帳票印刷用)	10		

(注) 1. 2架(台)目以上据付けを行う場合、1架(台)目と2架(台)目以降を分けて入力すること。

2. 2架(台)目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数(J2)

3. 機器単体費は、別途入力する。

(3) 各種(警報盤)情報設備据付

施工歩掛コード	WE443103	施工単位	個
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
警報盤	01	作業内容による補正 (表-1)	2個目以降による補正 (表-4)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-3 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2個目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(4) 各種情報設備調整

施工歩掛コード	WE443202	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
入出力処理装置	01	2 台目以降による補正 (表-3)	
演算処理装置	02		
表示端末装置	03		
サーバ	04		
ブリッジ	05		
ルータ	06		
ハブ	07		
トランシーバ	08		
モデム	09		
記録用端末装置 (プリンタ)	10		
記録用端末装置 (ハードコピー)	11		
記録用端末装置 (帳票印刷用)	12		

- (注) 1. 2 台目以上調整を行う場合、1 台目と 2 台目以降を分けて入力すること。
 2. 2 台目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J1)

表-3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

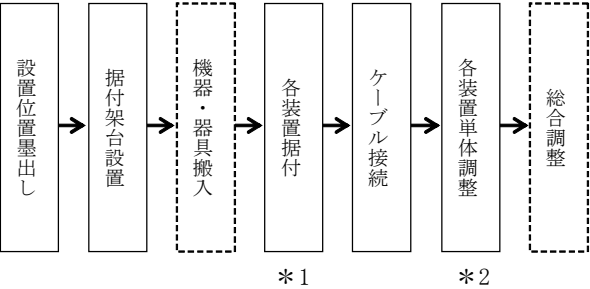
② I Pネットワーク設備設置工

1 適用範囲

本資料は、I Pネットワーク設備各種機器の設置を行う I Pネットワーク設備設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。
*2 は、起動・動作試験、ランプ・メータ・スイッチ類動作試験、光信号入出力レベル測定等を含む。

3 標準歩掛

3-1 I Pネットワーク装置据付

作 業 種 別	細別規格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
L A Nスイッチ (L 2 S W ・ L 3 S W)	ボックス型	台	0.34	0.34	
L A Nスイッチ (L 3 S W)	シャーシ型	台	0.58	0.58	
光リピータ		台	0.07	0.07	
I Pエンコーダ・デコーダ		台	0.10	0.10	

(注) 1. 本歩掛には、同一室内の装置間の配線等も含まれる。
2. 各種機器は、増設時の歩掛であり、新設時にこれが他の装置に実装されている場合は、その架の歩掛のみを計上する。

3-2 I Pネットワーク装置調整

作 業 種 別	細別規格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
L A Nスイッチ (L 2 S W ・ L 3 S W)	ボックス型	台	0.41	0.41	
L A Nスイッチ (L 3 S W)	シャーシ型	台	0.82	0.82	
光リピータ		台	0.10	0.10	
I Pエンコーダ・デコーダ		台	0.12	0.12	

(注) ネットワーク設定に係る歩掛は、実情に応じて別途積上げ計上する。

4 施工単価入力基準表

(1) IPネットワーク装置据付

施工歩掛コード	WE443301	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J 1	J 2
L A Nスイッチ (L 2 S W・L 3 S W)	01	作業内容に よる補正 (表-1)	2 台目以降に よる補正 (表-2)
L A Nスイッチ (L 3 S W)	02		
光リピータ	03		
I Pエンコーダ・デコーダ	04		

- (注) 1. 2 台目以上据付けを行う場合、1 台目と 2 台目以降を分けて計上すること。
 2. 補正を行う場合は、下記の式により行う。

$$X = Y \times A \times Z$$

$$X = \text{補正歩掛}$$

$$Y = \text{標準歩掛}$$

$$A = \text{作業内容による補正係数 (表-1)}$$

$$Z = \text{2 台目以降による補正係数 (表-2)}$$

 3. 機器単体費は、別途入力する。

(2) IPネットワーク装置調整

施工歩掛コード	WE443302	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J 1	
L A Nスイッチ (L 2 S W・L 3 S W)	01	2 台目以降に よる補正 (表-2)	
L A Nスイッチ (L 3 S W)	02		
光リピータ	03		
I Pエンコーダ・デコーダ	04		

- (注) 1. 2 台目以上調整を行う場合、1 台目と 2 台目以降を分けて計上すること。
 2. 補正を行う場合は、下記の式により行う。

$$X = Y \times Z$$

$$X = \text{補正歩掛}$$

$$Y = \text{標準歩掛}$$

$$Z = \text{2 台目以降による補正係数 (表-2)}$$

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数
新 設	1.0
撤去 (不使用)	0.2
撤去 (再使用)	0.5
移 設	1.5

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数
補 正 な し	1.0
補 正 あ り	0.7

第2節 ダム・堰諸量設備工

① ダム・堰諸量装置設置工

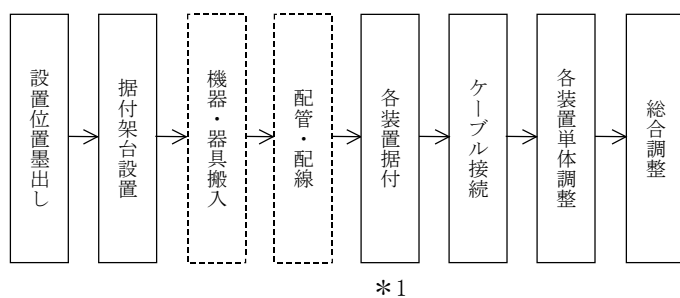
1 適用範囲

本資料は、ダム・堰諸量装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、ゲート等機側盤からのケーブル及び移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第5章第2節②ダム・堰放流設備制御装置設置工」による。

② ダム・堰放流設備制御装置設置工

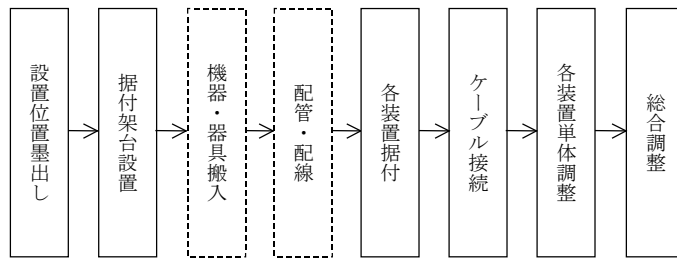
1 適用範囲

本資料は、ダム・堰放流設備制御装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、ゲート等機側盤からのケーブル及び移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 ダム・堰放流設備制御装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
ゲート模擬装置		台	1.0	1.0	
機側伝送装置		台	—	1.0	
操作卓		台	—	2.0	
データ入出力部		組	1.0	2.0	
情報管理装置		台	—	1.0	
情報伝送処理装置		架	1.0	2.0	
管理支援装置		台	—	1.0	

- (注) 1. 本歩掛には、装置間の配線等も含まれている。
2. ゲート模擬装置又は機側伝送装置のユニット増設については、別途考慮する。
3. 本歩掛以外の作業種別は、「第5章第1節共通設備工」によるほか別途積上げ計上する。

3-2 ダム・堰放流設備制御装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
ゲート模擬装置		台	0.5	
機側伝送装置		台	0.5	
入出力処理装置		台	2.5	
平滑処理部		組	1.0	
制御処理装置		組	1.0	
操作卓		台	2.0	
データ入出力部		組	0.5	
情報管理装置		台	1.5	
情報伝送処理装置		台	1.0	
管理支援装置		台	0.5	

- (注) 1. 本歩掛は、各装置の単体調整とする。
2. 本作業種別以外の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか別途積上げ計上する。

3-3 ダム・堰放流設備制御装置総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
ネットワーク設定調整	演算処理装置	台	0.3	
	ファイル装置	台	0.3	
	平滑処理装置	組	0.3	
	制御処理装置	組	0.3	
	操作卓	台	0.3	
	端末装置	台	0.3	
	ゲート模擬装置	台	0.3	
	データ入出力部	組	0.3	
通信機能確認調整		式	2.0	
分散システム確認調整		式	2.0	
模擬訓練確認調整		式	2.0	

- (注) 通信機能確認調整、分散システム確認調整及び、模擬訓練確認調整を除き同一場所、同時施工の2台(組)以降は、1台(組)につき0.7倍とする。

4 施工単価入力基準表

(1) ダム・堰放流設備制御装置据付

施工歩掛コード	WE415101	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
ゲート模擬装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-2)
機側伝送装置	02		
操作卓	03		
情報管理装置	04		
管理支援装置	05		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(2) データ入出力部据付 (ダム・堰)

施工歩掛コード	WE415102	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
データ入出力部	01	作業内容による補正 (表-1)	2組目以降による補正 (表-3)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(3) 情報伝送処理装置据付 (ダム・堰)

施工歩掛コード	WE415103	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
情報伝送処理装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2架目以降による補正 (表-4)

(注) 1. 2台目以上据付けを行う場合、1台目と2台目以降を分けて入力すること。

2. 2台目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J2)

3. 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2組目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(4) ダム・堰放流設備制御装置調整

施工歩掛コード	WE415201	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ゲート模擬装置	01	2 台目以降による補正 (表-2)	
機側伝送装置	02		
入出力処理部	03		
操作卓	04		
情報管理装置	05		
情報伝送処理装置	06		
管理支援装置	07		

(5) 平滑・制御処理調整 (ダム・堰)

施工歩掛コード	WE415203	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
平滑処理部	01	2 組目以降による補正 (表-3)	
制御処理装置	02		
データ入出力部	03		

- (注) 1. 2 台目以上調整を行う場合、1 台目と 2 台目以降を分けて入力すること。
2. 2 台目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J1)

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 組目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(6) ネットワーク総合調整 (ダム・堰)

施工歩掛コード	WE415301	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
演算処理装置	01	2 台目以降による補正 (表-2)	
ファイル装置	02		
操作卓	03		
端末装置	04		
ゲート模擬装置	05		

(7) NW 平滑・制御総合調整 (ダム・堰)

施工歩掛コード	WE415302	施工単位	組
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
平滑処理装置	01	2 組目以降による補正 (表-3)	
制御処理装置	02		
データ入出力部	03		

(8) 通信機能確認総合調整 (ダム・堰)

施工歩掛コード	WE415303	施工単位	式
施工区分			
作業種別	規格番号		
通信機能確認調整	01		
分散システム確認調整	02		
模擬訓練確認調整	03		

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 組目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

第3節 レーダ雨(雪)量計設備工

① レーダ中央処理局装置設置工

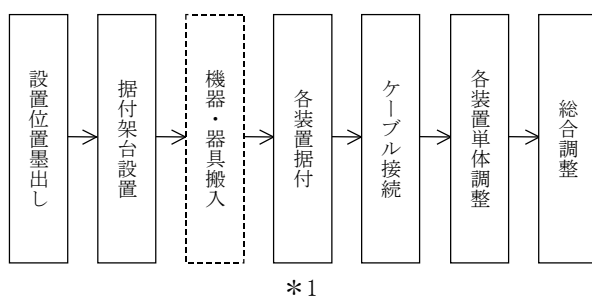
1 適用範囲

本資料は、レーダ雨(雪)量計設備の内、中央処理局装置の設置を行う、レーダ中央処理局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

② レーダ処理局装置設置工

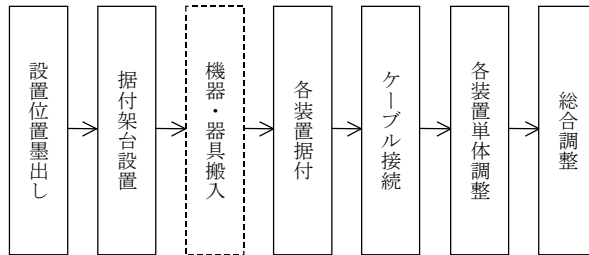
1 適用範囲

本資料は、レーダ雨（雪）量計設備の内、処理局装置の設置を行う、レーダ処理局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 レーダ処理局装置（単一偏波）据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
解析・合成処理装置		架	1.0	2.0	
入出力コンソール		台	—	1.0	

（注） 本作業種別以外の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、別途積上げとする。

3-2 レーダ処理局装置（単一偏波）調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
解析・合成処理装置		架	1.0	2.0	
入出力コンソール		台	—	1.0	

4 施工単価入力基準表

(1) レーダ処理局装置据付

施工歩掛コード	WE428101	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
解析・合成処理装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(2) 入出力コンソール据付 (レーダ処理)

施工歩掛コード	WE428102	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
入出力コンソール	01	作業内容による補正 (表-1)	2 台目以降による補正 (表-3)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(3) レーダ処理局装置調整

施工歩掛コード	WE428201	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
解析・合成処理装置	01	2 架目以降による補正 (表-2)	

(4) 入出力コンソール調整 (レーダ処理)

施工歩掛コード	WE428202	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
入出力コンソール	01	2 台目以降による補正 (表-3)	

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

③ レーダ基地局装置設置工

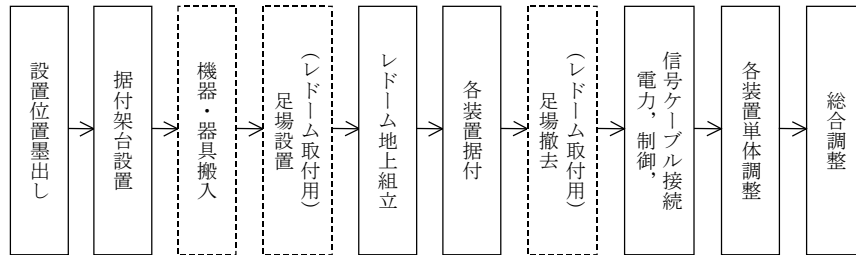
1 適用範囲

本資料は、レーダ雨（雪）量計設備の内、基地局装置の設置を行う、レーダ基地局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 レーダ基地局装置（単一偏波）据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	普通作業員	鉄筋工
レドーム	人力施工	台	0.6	12.0	23.0	5.0
空中線装置		台	2.0	5.5	—	—
導波管加圧装置		台	—	0.5	—	—
空中線制御装置		架	1.0	2.0	—	—
送受信装置		架	1.6	3.2	—	—
信号処理装置		架	1.0	2.0	—	—
収集処理装置		架	1.0	2.0	—	—
入出力装置		架	1.0	2.0	—	—
電源制御装置		架	1.0	2.0	—	—
PPI装置		台	1.0	1.0	—	—

- (注) 1. 送受信装置には、レーダ動作監視装置を含む。
 2. 本作業種別以外の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、別途積上げ計上する。
 3. 空中線装置の撤去は、本歩掛の0.5倍とする。

3-2 レーダ基地局装置(単一偏波)調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
空中線装置		台	9.0	3.6	
空中線制御装置		架	1.0	—	
送受信装置		架	9.0	—	
信号処理装置		架	1.0	—	
収集処理装置		架	1.0	—	
入出力装置		架	1.0	—	
電源制御装置		架	1.0	—	
PPI装置		台	1.0	—	

(注) 本作業種別以外の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、別途積上げ計上する。

4 施工単価入力基準表

(1) レドーム・空中線据付(レーダ基地)

施工歩掛コード	WE427101	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
レドーム	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-3)
空中線装置	02	作業内容による補正 (表-2)	

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(2) PPI・加圧装置据付(レーダ基地)

施工歩掛コード	WE427102	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
導波管加圧装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-3)
PPI装置	02		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(3) レーダ基地局装置据付

施工歩掛コード	WE427103	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
空中線制御装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-4)
送受信装置	02		
信号処理装置	03		
収集処理装置	04		
入出力装置	05		
電源制御装置	06		

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(4) 空中線装置調整 (レーダ基地)

施工歩掛コード	WE427201	施工単位	台
施工区分			
作業種別	規格番号		
空中線装置	01		

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

(5) PPI 装置調整 (レーダ基地)

施工歩掛コード	WE427202	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
PPI 装置	01	2 台目以降による補正 (表-2)	

表-2 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤 去	0.5	2
移 設	1.5	3

(6) レーダ基地局装置調整

施工歩掛コード	WE427203	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
空中線制御装置	01	2 架目以降による補正 (表-3)	
送受信装置	02		
信号処理装置	03		
収集処理装置	04		
入出力装置	05		
電源制御装置	06		

表-3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-4 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

④ レーダ雨（雪）量計端末装置設置工

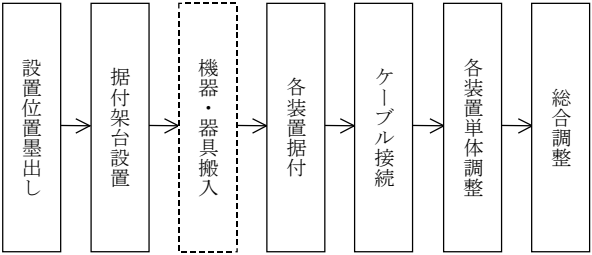
1 適用範囲

本資料は、レーダ雨（雪）量計設備の内、端末装置の設置を行う、レーダ雨（雪）量計端末装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



＊1

＊1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 レーダ雨（雪）量計端末装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
レーダ雨(雪)量計端末監視装置		架	1.0	2.0	
ハードコピー装置		台	—	0.5	

(注) 1. 本歩掛には、装置間の配線等も含まれている。
2. 本作業種別以外の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、別途積上げ計上する。

3-2 レーダ雨（雪）量計端末装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
レーダ雨(雪)量計端末装置		架	1.0	
ハードコピー装置		台	0.3	

(注) 本作業種別以外の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、別途積上げ計上する。

4 施工単価入力基準表

(1) レーダ雨(雪)量計端末装置据付

施工歩掛コード	WE425101	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
レーダ雨(雪)量計端末装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2架目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(2) ハードコピー装置据付(レーダ端末)

施工歩掛コード	WE425102	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
ハードコピー装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-3)

(注) 1. 2架(台)目以上据付けを行う場合、1架(台)目と2架(台)目以降を分けて入力すること。

2. 2架(台)目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数(J2)

3. 機器単体費を別途入力すること。

(3) レーダ雨(雪)量計端末装置調整

施工歩掛コード	WE425201	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
レーダ雨(雪)量計端末装置	01	2架目以降による補正 (表-2)	

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移設	1.5	4

表-2 2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

表-3 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

(4) ハードコピー装置据付 (レーダ端末)

施工歩掛コード	WE425202	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
ハードコピー装置	01	2 台目以降による補正 (表-3)	

(注) 1. 2 架 (台) 目以上調整を行う場合、1 架 (台) 目と 2 架 (台) 目以降を分けて入力すること。

2. 2 架 (台) 目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y\times Z$$

X＝補正歩掛

Y＝標準歩掛

Z＝補正係数 (J1)

表-3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

第4節 河川情報設備工

① 河川情報中枢局装置設置工

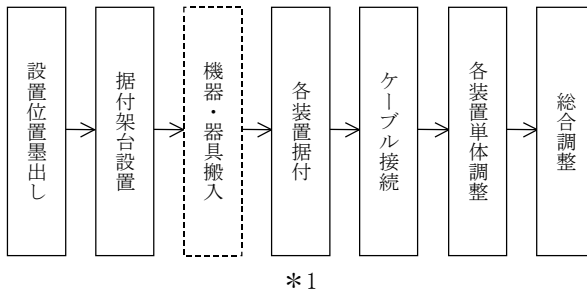
1 適用範囲

本資料は、河川情報システムの内、中枢局装置の設置を行う河川情報中枢局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 河川情報中枢局装置据付

本作業種別の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか必要に応じ別途積上げ計上する。

3-2 河川情報中枢局装置調整

本作業種別の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか必要に応じ別途積上げ計上する。

3-3 河川情報中枢局装置総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
ネットワーク設定調整	最初の1ノード	ノード	0.30	—	
	2ノード以降	ノード	0.21	—	
ネットワーク総合調整	最初の10ノード	組	1.00	—	
	10ノード追加単位	組	0.70	—	
インストール	データベース	台	2.00	4.00	
	専用アプリケーション	台	1.00	2.00	
総合調整		式	2.00	—	

(注) インストールについて、同一場所、同時施工の2台以降は、1台につき0.7倍とする。

4 施工単価入力基準表

(1) NW 設定調整ノード (河川情報)

施工歩掛コード	WE410101	施工単位	ノード
施工区分			
作業種別	規格番号		
ネットワーク設定調整 (最初の1ノード)	01		
ネットワーク設定調整 (2ノード以降)	02		

(2) NW 総合調整 10 ノード (河川情報)

施工歩掛コード	WE410102	施工単位	組
施工区分			
作業種別	規格番号		
ネットワーク総合調整 (最初の10ノード)	01		
ネットワーク総合調整 (10ノード追加単位)	02		

(3) インストール総合調整 (河川情報)

施工歩掛コード	WE410103	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
インストールデータベース	01	2台目以降による補正 (表-1)	
インストール専用 アプリケーション	02		

(4) 河川情報中枢局装置総合調整

施工歩掛コード	WE410104	施工単位	式
施工区分			
作業種別	規格番号		
総合調整	01		

表-1 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

② 河川情報集中局装置設置工

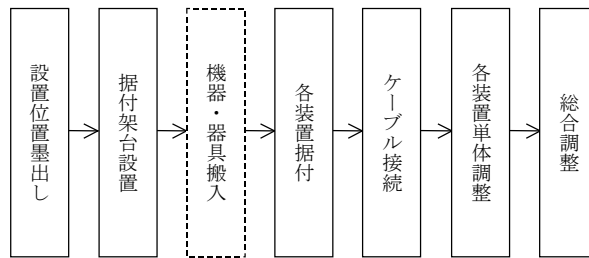
1 適用範囲

本資料は、河川情報システムの内、集中局装置の設置を行う河川情報集中局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

③ 河川情報端末局装置設置工

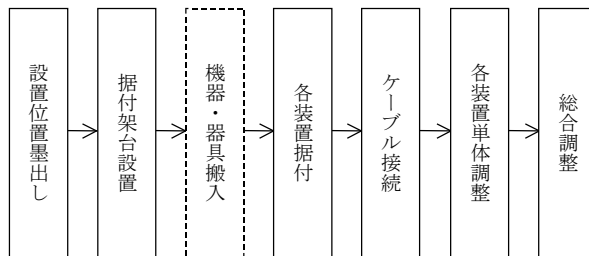
1 適用範囲

本資料は、河川情報システムの内、端末局装置の設置を行う河川情報端末局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

第5節 道路交通情報設備工

① 道路情報中枢局装置設置工

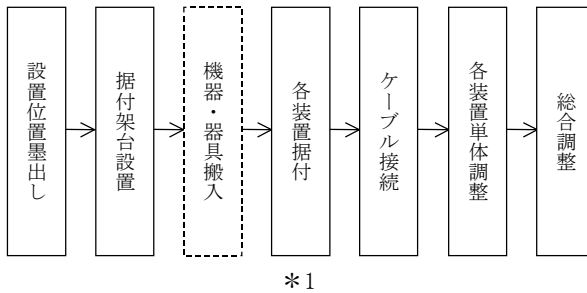
1 適用範囲

本資料は、道路交通情報システムの内、中枢局装置の設置を行う道路情報中枢局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 道路情報用中枢局装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
E W S		台	—	1.0	
G P S 時計増設		台	—	0.3	
ネットワーク管理用 EWS		台	—	1.0	
モ ニ タ		架	1.0	2.0	
ゲ ー ト ウ ェ イ		架	1.0	2.0	

- (注) 1. 本歩掛には、装置間の配線等も含まれる。
2. GPS 時計増設は、増設時の歩掛であり、新設時にこれらが他の装置架に実装されている場合は、その架の歩掛のみ計上する。
3. 本作業種別以外の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

3-2 道路情報用中枢局装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
E W S		台	0.5	
G P S 時計		台	0.3	
ネットワーク管理用 EWS		台	0.5	
ゲ ー ト ウ ェ イ		台	2.0	

3-3 道路情報用中枢局装置総合調整

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
ネットワーク設定調整	最初の1ノード	ノード	0.30	—	
	2ノード以降	ノード	0.21	—	
ネットワーク総合調整	最初の10ノード	組	1.00	—	
	10ノード追加単位	組	0.70	—	
対 向 調 整	VICS C0	組	2.00	4.00	
	VICS C2	組	2.00	4.00	
総 合 調 整		式	2.00	—	

4 施工単価入力基準表

(1) 道路情報用中枢局装置据付

施工歩掛コード	WE420101	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
EWS	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-2)
ネットワーク管理用 EWS	02		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(2) GPS 時計増設 (道路情報)

施工歩掛コード	WE420102	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
GPS 時計増設	01	2台目以降による補正 (表-2)	

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(3) モニタ・ゲートウェイ据付 (道路情報)

施工歩掛コード	WE420103	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
モニタ	01	作業内容による補正 (表-1)	2架目以降による補正 (表-3)
ゲートウェイ	02		

(注) 1. 2台(架)目以上据付けを行う場合、1台(架)目と2台(架)目以降を分けて入力すること。

2. 2台(架)目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数

3. 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(4) 道路情報用中枢局装置調整

施工歩掛コード	WE420200	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
EWS	01	2台目以降による補正 (表-2)	
GPS 時計増設	02		
ネットワーク管理用 EWS	03		
ゲートウェイ	04		

- (注) 1. 2台目以上調整を行う場合、1台目と2台目以降を分けて入力すること。
 2. 2台目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J1)

(5) NW 設定調整ノード (道路情報)

施工歩掛コード	WE420301	施工単位	ノード
施工区分			
作業種別	規格番号		
ネットワーク設定調整 (最初の1ノード)	01		
ネットワーク設定調整 (2ノード以降)	02		

(6) NW 総合調整 10 ノード (道路情報)

施工歩掛コード	WE420302	施工単位	組
施工区分			
作業種別	規格番号		
ネットワーク総合調整 (最初の10ノード)	01		
ネットワーク総合調整 (10ノード追加単位)	02		

表-2 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

(7) 道路情報用中枢局装置対向調整

施工歩掛コード	WE420303	施工単位	組
施工区分			
作業種別	規格番号		
VICS C0 対向調整	01		
VICS C2 対向調整	02		

(8) 道路情報用中枢局装置総合調整

施工歩掛コード	WE420304	施工単位	式
施工区分			
作業種別	規格番号		
総合調整	01		

② 道路情報集中局装置設置工

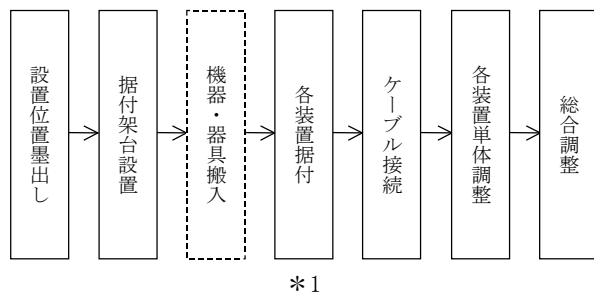
1 適用範囲

本資料は、道路交通情報システムの内、集中局装置の設置を行う道路情報集中局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

③ 道路情報端末局装置設置工

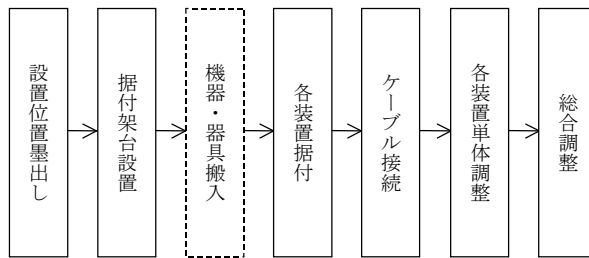
1 適用範囲

本資料は、道路交通情報システムの内、端末局装置の設置を行う道路情報端末局装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第5章第1節共通設備工」によるほか、必要に応じ別途積上げ計上する。

第6節 CCTV 設備工

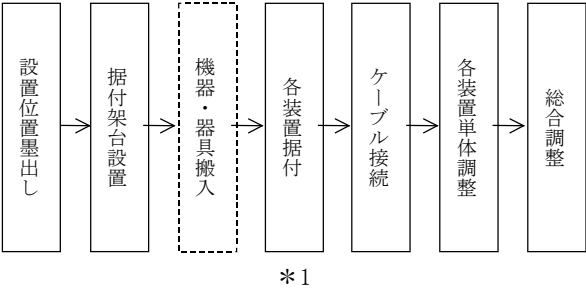
① CCTV 監視制御装置設置工

1 適用範囲

本資料は、CCTV システムの内、監視制御装置の設置を行う CCTV 監視制御装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 CCTV 監視制御装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
監視制御装置		架	1.0	2.0	
操作卓		台		2.0	
モニターTV		台		1.0	
VTR		台		0.5	
制御器		台		0.2	
映像分配器		台		0.2	(増設のみ計上)
映像切換器		台		0.2	(増設のみ計上)
駆動信号発生器		台		0.2	(増設のみ計上)
パルス分配増幅器		台		0.2	(増設のみ計上)
光受信部		台		0.2	(増設のみ計上)

3-2 CCTV 監視制御装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
監視制御装置		架	1.0	
モニタTV		台	1.0	
VTR		台	0.9	
制御器		台	0.3	
映像分配器		台	0.3	
映像切換器		台	0.3	
駆動信号発生器		台	0.3	
パルス分配増幅器		台	0.3	
光受信部		台	0.3	

4 施工単価入力基準表

(1) 監視制御装置据付 (CCTV)

施工歩掛コード	WE430301	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
監視制御装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2架目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(2) CCTV 監視制御装置据付

施工歩掛コード	WE430302	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
操作卓	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-3)
モニタTV	02		
VTR	03		
制御器	04		

(注) 機器単体費を別途入力すること。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移設	1.5	4

表-2 2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

表-3 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

(3) CCTV 監視制御装置増設

施工歩掛コード	WE430303	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
映像分配器	01	2 台目以降による補正 (表-3)	
映像切換器	02		
駆動信号発生器	03		
パルス分配増幅器	04		
光受信部	05		

- (注) 1. 2 架(台) 目以上据付けを行う場合, 1 架(台) 目と 2 架(台) 目以降を分けて入力すること。
2. 2 架(台) 目以降の補正は, 下記の式で補正される。
- $$X=Y \times Z$$
- X=補正歩掛
Y=標準歩掛
Z=補正係数 (J1)
3. 機器単体費を別途入力すること。

(4) 監視制御装置調整 (CCTV)

施工歩掛コード	WE430401	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
監視制御装置	01	2 架目以降による補正 (表-2)	

表-2 2 架目以降の補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 台目以降の補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(5) CCTV 監視制御装置調整

施工歩掛コード	WE430402	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
モニタ TV	01	2 台目以降による補正 (表-3)	
VTR	02		
制御器	03		
映像分配器	04		
映像切換器	05		
駆動信号発生器	06		
パルス分配増幅器	07		
光受信部	08		

- (注) 1. 2 台目以上調整を行う場合、1 台目と 2 台目以降を分けて入力すること。
 2. 2 台目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J1)

表-3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

② CCTV 装置設置工

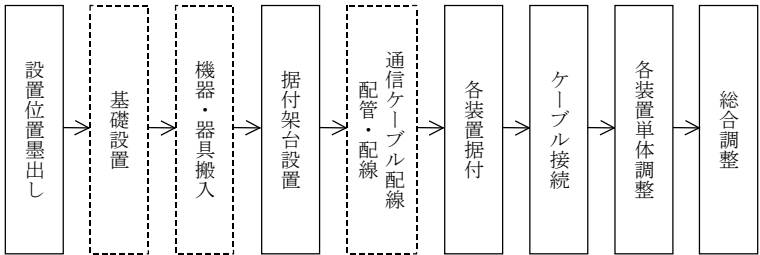
1 適用範囲

本資料は、CCTV システムの内、カメラ装置等の設置を行う CCTV 装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 CCTV 装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術員	摘要
カメラ	レンズ含む	台	0.3	
取付台		台	0.2	
カメラケース	屋内用	台	0.5	
	屋外用	台	0.8	
旋回装置	屋内用	台	0.5	
	屋外用	台	1.0	
一体型カメラ	屋外用	台	1.5	
被制御器		台	0.2	
IPカメラ装置		台	1.5	

- (注) 1. 夜間照明器具は別途積算とする。
2. 取付高さの補正は行わない。
3. クレーン車等を使用する場合は、別途積算とする。
4. 一体型カメラは、カメラ、取付台、カメラケース、旋回装置を含む。
5. 被制御器は、現地装置であり2台目以降の補正は行わない。
6. 被制御器（機側装置）への光ケーブル接続等は別途積算とする。

3-2 CCTV 装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
カメラ	レンズ含む	台	0.5	0.5	
カメラケース	屋内用	台	—	0.2	
	屋外用	台	0.3	0.3	
旋回装置	屋内用	台	0.3	0.3	
	屋外用	台	0.5	0.5	
一体型カメラ	屋外用	台	0.5	—	
被制御器		台	0.3	—	
IPカメラ装置		台	1.0	—	

- (注) 1. 取付高さの補正は行わない。
 2. 被制御器は、現地装置であり2台目以降の補正は行わない。

4 施工単価入力基準表

(1) CCTV 装置据付

施工歩掛コード	WE430100	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
カメラ	01	作業内容による補正 (表-1)	2台目以降による補正 (表-2)
取付台	02		
カメラケース屋内用	03		
カメラケース屋外用	04		
旋回装置屋内用	05		
旋回装置屋外用	06		
一体型屋外用	07		
被制御器	08		
IPカメラ装置	09		

- (注) 1. 2台目以上据付けを行う場合、1台目と2台目以降を分けて入力すること。
 2. 2台目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J2)

3. 機器単体費及び機械経費は、別途入力する。

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移設	1.5	4

表-2 2台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

(2) CCTV 装置調整

施工歩掛コード	WE430200	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
カメラ	01	2 台目以降による補正 (表-2)	
カメラケース屋内用	02		
カメラケース屋外用	03		
旋回装置屋内用	04		
旋回装置屋外用	05		
一体型カメラ屋外用	06		
被制御器	07		
IP カメラ装置	08		

- (注) 1. 2 台目以上調整を行う場合、1 台目と 2 台目以降を分けて入力すること。
2. 2 台目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛
Y=標準歩掛
Z=補正係数 (J1)

表-2 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

第7節 水質自動監視設備工

① 水質自動監視装置設置工

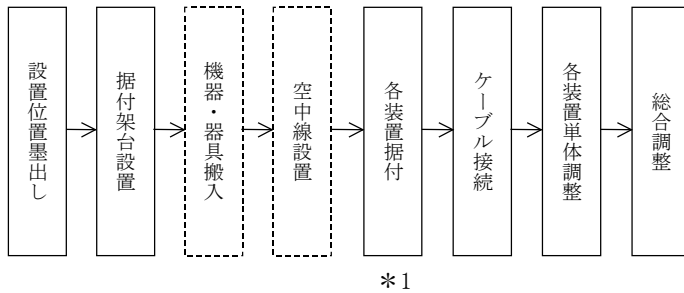
1 適用範囲

本資料は、水質自動監視システムの内、監視装置の設置を行う水質自動監視装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 水質自動監視装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
監視装置	水質用	架	1.0	2.0	無線機含む

3-2 水質自動監視装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
監視装置		局	2.0	無線機含む
観測局増設		局	1.3	

- (注) 1. 同時施工2対向以降は、次による。
- ・新設の場合は、1対向につき0.35倍とする。
 - ・増設の場合は、1対向につき0.7倍とする。
2. 無線機が無い場合は、0.5倍とする。

4 施工単価入力基準表

(1) 水質自動監視装置据付

施工歩掛コード	WE435100	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
監視装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2 架目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(2) 水質自動監視装置調整

施工歩掛コード	WE435200	施工単位	局
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
監視装置	01	2 対向以降による補正 (表-3)	無線機による補正 (表-4)
観測局増設	02		

(注) 1. 2 局目以上調整を行う場合、1 局目と 2 局目以降を分けて入力すること。

2. 2 局目以降の補正は、下記の式で補正される。

$$X=Y \times Z$$

X=補正歩掛

Y=標準歩掛

Z=補正係数 (J1)

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表-3 2 対向以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補正あり (新設)	0.35	2
補正あり (増設)	0.7	3

表-4 無線機による補正

作業内容	補正係数	入力番号
無 線 機 あ り	1.0	1
無 線 機 な し	0.5	2

② 水質自動観測装置設置工

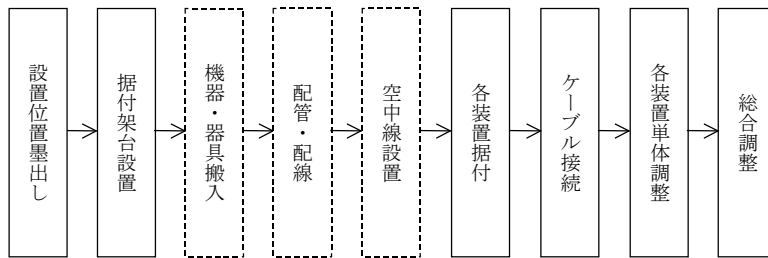
1 適用範囲

本資料は、水質自動監視システムの内、観測装置の設置を行う水質自動観測装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1

*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 水質自動観測装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
観測装置		架	1.0	2.0	無線機含む
複量化		式	0.5	0.5	
直流電源装置		台	0.5	1.5	電池含む

(注) 複量化は、既設装置に増設する場合に適用する。

3-2 水質自動観測装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
観測装置		局	2.6	無線機含む
複量化		局	1.3	

(注) 1. 複量化は、既設装置に増設する場合に適用する。
2. 無線機が無い場合は、0.5倍とする。

4 施工単価入力基準表

(1) 水質自動観測装置据付

施工歩掛コード	WE435301	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
観測装置	01	作業内容による補正 (表－1)	2 架目以降による補正 (表－2)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(2) 観測装置複量化 (水質自動)

施工歩掛コード	WE435302	施工単位	式
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
観測装置複量化	01	2 式目以降による補正 (表－4)	

(注) 機器単体費は、別途入力する。

(3) 直流電源装置据付 (水質自動)

施工歩掛コード	WE435303	施工単位	台
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
直流電源装置	01	作業内容による補正 (表－1)	2 台目以降による補正 (表－3)

(注) 機器単体費は、別途入力する。

表－1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去 (不使用)	0.2	2
撤去 (再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表－2 2 架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表－3 2 台目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

表－4 2 式目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

(4) 水質自動観測装置調整

施工歩掛コード	WE435400	施工単位	局
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
観測装置	01	2局目以降による補正 (表-5)	無線機による補正 (表-6)
複量化	02		

表-5 2局目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補正なし	1.0	1
補正あり	0.7	2

表-6 無線機による補正

作業内容	補正係数	入力番号
無線機あり	1.0	1
無線機なし	0.5	2

第 8 節 電話応答通報設備工

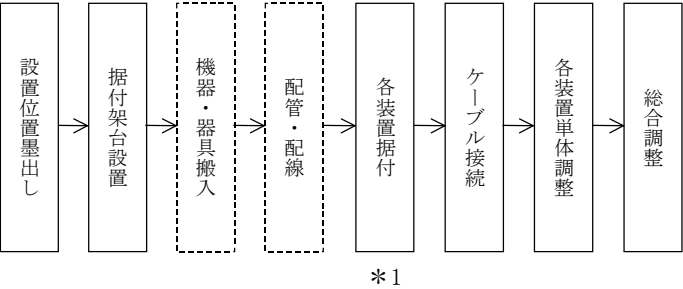
① 電話応答（通報）装置設置工

1 適用範囲

本資料は、電話応答（通報）装置設置工に適用する。

2 施工概要

施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



* 1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。
ただし、移設の場合は除く。

3 標準歩掛

3-1 電話応答（通報）装置据付

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要
電話応答(通報)装置		架	1.0	2.0	

3-2 電話応答（通報）装置調整

作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	摘 要
電話応答(通報)装置		架	1.0	

4 施工単価入力基準表

(1) 電話応答(通報)装置据付

施工歩掛コード	WE403100	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	J2
電話応答(通報)装置	01	作業内容による補正 (表-1)	2架目以降による補正 (表-2)

(注) 機器単体費を別途入力すること。

(2) 電話応答(通報)装置調整

施工歩掛コード	WE403200	施工単位	架
施工区分		入力条件	
作業種別	規格番号	J1	
電話応答(通報)装置	01	2架目以降による補正 (表-2)	

表-1 作業内容による補正

作業内容	補正係数	入力番号
新 設	1.0	1
撤去(不使用)	0.2	2
撤去(再使用)	0.5	3
移 設	1.5	4

表-2 2架目以降による補正

作業内容	補正係数	入力番号
補 正 な し	1.0	1
補 正 あ り	0.7	2

第9節 システム・インテグレーション※

※ システム・インテグレーションとは、機器の製作において単体若しくは設備としての機能に係る設計以外であって、機器又は設備の既存ネットワークへの接続、ネットワークの設定・変更等により全体システムを機能させるために必要なネットワーク設計、ネットワークデータ作成、試験、ドキュメント作成などの作業をいう。

① システム・インテグレーション

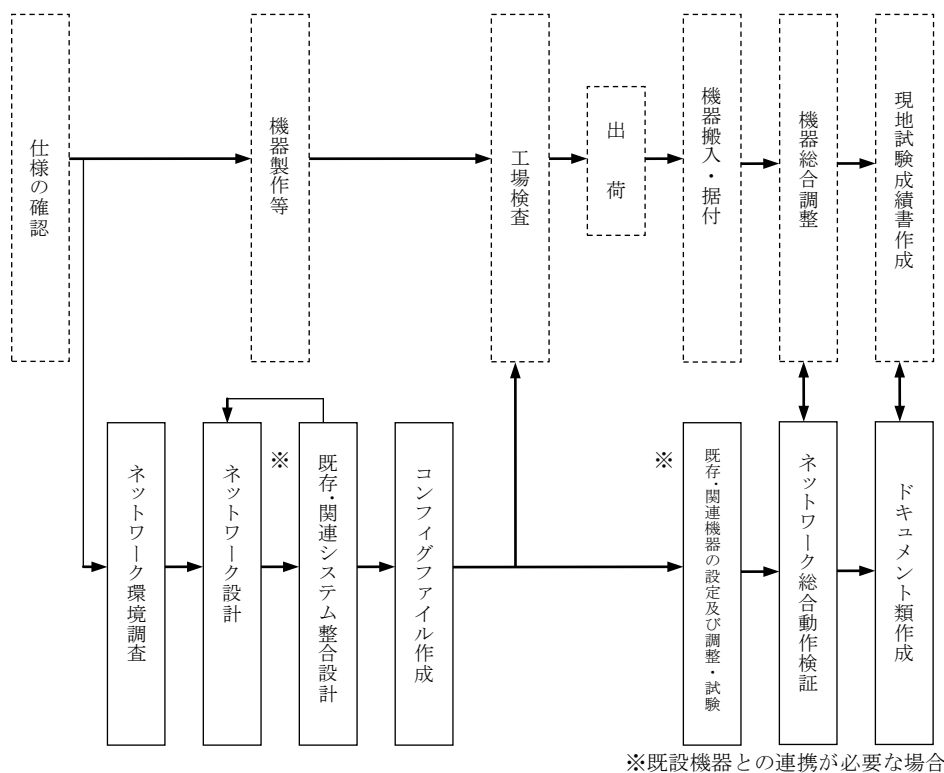
1 適用範囲

本資料は、IP ネットワーク機器の設定に要する作業に適用する。

2 施工概要と

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



施工フローの作業内容

- ① ネットワーク環境調査
 - ・新たに設置するネットワーク及び関連する既存ネットワーク等の環境調査。
- ② ネットワーク設計
 - ・ネットワーク環境調査結果に基づくネットワークの設計。
- ③ 既存・関連システム整合設計
 - ・既存システム及び関連システムとのアドレス体系、基本ルーティング等の整合を図るための設計。
 - ・本設計結果をネットワーク設計にフィードバック。

- ④ コンフィグファイル作成
 - ・ ネットワーク設計に基づき新設ネットワーク機器の設定用コンフィグファイルを作成。
 - ・ 既存機器の修正コンフィグファイルを作成。
- ⑤ 既存・関連機器の設定及び試験・調整
 - ・ 作成したコンフィグファイルの既存・関連機器を含めたネットワーク機器へのインストール。
 - ・ 設定したネットワーク機器を接続したネットワーク試験及びデータのチューニング、修正。
- ⑥ ドキュメント類の作成
 - ・ 当該ネットワークの物理構成図、論理構成図、試験成績書及びコンフィグデータファイル等のドキュメント類の作成。

3 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じて別途積上げ計上する。

第6章 そ の 他

第1節 施工コード

- ① 電気通信機器施工コード…………… VIII-6-1
 - 1 施工単価入力表…………… VIII-6-1
 - (1) 電気通信機器据付…………… VIII-6-1
 - (2) 電気通信機器調整…………… VIII-6-1
 - (3) システム・インテグレーションVIII-6-1
 - (4) 電気通信機器設置…………… VIII-6-1
 - (5) 器材設置…………… VIII-6-2
 - (6) 輸送費(電気)…………… VIII-6-2

第2節 機材コード

- ① 電気通信機材コード…………… VIII-6-3
 - 1 施工単価入力表…………… VIII-6-3
 - (1) 機器単体費(各種)…………… VIII-6-3
 - (2) 材料費(各種)…………… VIII-6-4
 - (3) 鋼構造製作物(各種)…………… VIII-6-4

第3節 材料補正コード

- ① 長さ割増し補正コード…………… VIII-6-5
 - 1 施工単価入力表…………… VIII-6-5
 - (1) 配線・配管…………… VIII-6-5

第4節 材料コード一覧

- ① 電線・ケーブル…………… VIII-6-6
 - 1 施工単価入力表…………… VIII-6-6
 - (1) IV 電線
 - (600V ビニル 絶縁電線)…………… VIII-6-6
 - (2) HIV 電線
 - (600V 二種絶縁電線)…………… VIII-6-7

- (3) VVR ケーブル
 - (600V ビニル絶縁ケーブル)…………… VIII-6-8
- (4) VVF ケーブル
 - (600V ビニル絶縁ケーブル)…………… VIII-6-9
- (5) CV ケーブル
 - (600V 架橋ポリケーブル)…………… VIII-6-9
- (6) CV ケーブル
 - (高圧架橋ポリケーブル)…………… VIII-6-10
- (7) CVT ケーブル(トリプル
レックスケーブル)…………… VIII-6-11
- (8) CVMAZV ケーブル
 - (600V スチールコルゲート)…………… VIII-6-12
- (9) CVMAZV ケーブル
 - (高圧スチールコルゲート)…………… VIII-6-13
- (10) FP ケーブル
 - (600V 耐火電線)…………… VIII-6-14
- (11) FP ケーブル(高圧耐火電線)…………… VIII-6-15
- (12) HP ケーブル(耐熱電線)…………… VIII-6-16
- (13) PDC 電線
 - (高圧引下用絶縁電線)…………… VIII-6-16
- (14) OW 電線
 - (屋外用ビニル絶縁電線)…………… VIII-6-16
- (15) OE 電線(屋外用ポリエチレン
絶縁電線)…………… VIII-6-17
- (16) OC 電線
 - (屋外用架橋絶縁電線)…………… VIII-6-17

- ② 制御ケーブル類…………… VIII-6-18
 - 1 施工単価入力表…………… VIII-6-18
 - (1) CVV ケーブル
 - (制御用絶縁電線)…………… VIII-6-18
 - (2) CVV-S ケーブル
 - (しゃへい付制御電線)…………… VIII-6-18

(3) CVVMAZV ケーブル (スチールコルゲート) …… Ⅷ-6-19	1 施工単価入力表…………… Ⅷ-6-38
(4) 2PNCT ケーブル (キャブタイヤケーブル) …… Ⅷ-6-20	(1) 薄鋼電線管 (C) …… Ⅷ-6-38
③ 通信ケーブル類…………… Ⅷ-6-21	(2) 厚鋼電線管 (G) …… Ⅷ-6-38
1 施工単価入力表…………… Ⅷ-6-21	(3) ねじ無し電線管 (E) …… Ⅷ-6-39
(1) CPEV ケーブル (市内対 PE 絶縁電線) …… Ⅷ-6-21	(4) 硬質ビニル電線管 (VE) …… Ⅷ-6-39
(2) CPEV-S ケーブル (しゃへい付 市内対 PE 絶縁電線) …… Ⅷ-6-21	(5) 耐衝撃性硬質ビニル電線管 (HIVE) …… Ⅷ-6-39
(3) CPEV-MAZV ケーブル…………… Ⅷ-6-22	(6) 波付硬質ポリエチレン管 (FEP) …… Ⅷ-6-40
(4) CCP-P ケーブル (市内ケーブル) …… Ⅷ-6-22	(7) PE ライニング鋼管…………… Ⅷ-6-40
(5) SWVP ケーブル (プリントケーブル) …… Ⅷ-6-23	(8) 金属製可とう電線管…………… Ⅷ-6-40
(6) 構内用ケーブル…………… Ⅷ-6-23	(9) ガス管 (SGP) …… Ⅷ-6-41
(7) TIVF ケーブル (PVC 屋内線) Ⅷ-6-24	(10) 硬質塩化ビニル管…………… Ⅷ-6-41
(8) TJVY ケーブル (PVC ナイロン ジャンパー線) …… Ⅷ-6-24	(11) 一般配管用ステンレス鋼鋼管 Ⅷ-6-42
(9) ECX ケーブル (高周波同軸ケーブル) …… Ⅷ-6-24	(12) ヒューム管…………… Ⅷ-6-42
(10) WF-H ケーブル (高周波同軸ケーブル) …… Ⅷ-6-25	(13) アルミ製ケーブルラック…………… Ⅷ-6-43
④ 情報ケーブル類…………… Ⅷ-6-26	(14) 溶融亜鉛メッキ製ケーブル ラック…………… Ⅷ-6-43
1 施工単価入力表…………… Ⅷ-6-26	(15) 鉄筋コンクリートケーブル トラフ…………… Ⅷ-6-44
(1) 10BASE ケーブル (イーサネットケーブル) …… Ⅷ-6-26	(16) エントランスキャップ…………… Ⅷ-6-44
(2) ソイストペアケーブル…………… Ⅷ-6-26	(17) 埋設標識シート…………… Ⅷ-6-44
(3) 配線各種…………… Ⅷ-6-26	⑦ 分電盤等…………… Ⅷ-6-45
(4) 光ケーブル配線各種…………… Ⅷ-6-27	1 施工単価入力表…………… Ⅷ-6-45
⑤ 接続材・端末処理材…………… Ⅷ-6-35	(1) 分電盤キャビネット…………… Ⅷ-6-45
1 施工単価入力表…………… Ⅷ-6-35	(2) 仮設ボックス…………… Ⅷ-6-45
(1) 直線接続材料 (CV) JCAA 規格 600V…………… Ⅷ-6-35	(3) 低圧遮断器…………… Ⅷ-6-45
(2) 直線接続材料 (CV) JCAA 規格高圧…………… Ⅷ-6-36	(4) 漏電遮断器…………… Ⅷ-6-45
(3) 端末処理材料 (CV) JCAA 規格 600V…………… Ⅷ-6-37	(5) 安全開閉器…………… Ⅷ-6-46
(4) 端末処理材料 (CV) JCAA 規格高圧…………… Ⅷ-6-37	(6) 低圧進相コンデンサ…………… Ⅷ-6-46
⑥ 配管材等…………… Ⅷ-6-38	⑧ 照明器具等…………… Ⅷ-6-47
	1 施工単価入力表…………… Ⅷ-6-47
	(1) 照明器具 (建電協形) …… Ⅷ-6-47
	(2) 照明器具 (切羽照明用) …… Ⅷ-6-48
	(3) 照明器具 (坑内照明用) …… Ⅷ-6-48
	(4) 安定器 (水銀灯用一般形) …… Ⅷ-6-50
	(5) 安定器 (水銀灯用定電力形) Ⅷ-6-51
	(6) 安定器 (水銀灯用調光定電力形) …… Ⅷ-6-51
	(7) 安定器 (ナトリウム灯用低圧) …… Ⅷ-6-51
	(8) 安定器 (ナトリウム灯用高圧) …… Ⅷ-6-52

(9) 高圧水銀ランプ (HF)	VIII-6-52	(3) 軽腕金	VIII-6-69
(10) 低圧ナトリウムランプ (NX)	VIII-6-53	(4) アームタイ	VIII-6-69
(11) 高圧ナトリウムランプ (NHF)	VIII-6-53	(5) 巻付グリップ	VIII-6-69
(12) 高圧ナトリウムランプ (NHT)	VIII-6-54	(6) ステンレスバンド	VIII-6-69
(13) 白熱灯ランプ.....	VIII-6-54	(7) 装柱金具	VIII-6-69
(14) 蛍光灯ランプ.....	VIII-6-54	(8) 引留クランプ	VIII-6-70
(15) 鋼管テーパーポール 8m (照明用)	VIII-6-55	(9) 蓄力形コネクタ	VIII-6-70
(16) 鋼管テーパーポール 10m (照明用)	VIII-6-58	(10) 高圧分岐カバー	VIII-6-70
(17) 鋼管テーパーポール 12m (照明用)	VIII-6-61	(11) 高圧水切カバー	VIII-6-70
(18) スイッチ付端子ボックス.....	VIII-6-62	(12) ステーブブロック	VIII-6-70
(19) アンカーボルト.....	VIII-6-62	(13) 配電用避雷器	VIII-6-71
⑨ 電話付属用品等.....	VIII-6-63	(14) 低圧ラック	VIII-6-71
1 施工単価入力表.....	VIII-6-63	(15) 亜鉛メッキ鋼より線	VIII-6-71
(1) 端子板.....	VIII-6-63	(16) 一般支持金具	VIII-6-71
(2) 避雷器弾器.....	VIII-6-63	(17) 一般用受皿	VIII-6-71
(3) 転換器.....	VIII-6-63	⑫ 避雷針及び設置資材	VIII-6-72
⑩ 建柱材等.....	VIII-6-64	1 施工単価入力表	VIII-6-72
1 施工単価入力表.....	VIII-6-64	(1) 避雷針 (クロムメッキ突針)	VIII-6-72
(1) 木柱.....	VIII-6-64	(2) 避雷針 (支持管)	VIII-6-72
(2) コンクリートポール (電力仕様)	VIII-6-64	(3) 避雷針 (支持管取付金物) .	VIII-6-73
(3) コンクリートポール (NTT 仕様)	VIII-6-65	(4) 避雷針 (導線引出金物) ...	VIII-6-73
(4) パンザーマスト.....	VIII-6-66	(5) 避雷針 (接続端子)	VIII-6-73
(5) コンクリート根かせ.....	VIII-6-67	(6) 避雷針 (端子箱)	VIII-6-73
⑪ 装柱金具その他等.....	VIII-6-68	(7) 避雷針 (接地埋設標示板) .	VIII-6-74
1 施工単価入力表.....	VIII-6-68	(8) 避雷針 (接地極銅板)	VIII-6-74
(1) がいし (配電線用)	VIII-6-68	(9) 接地棒	VIII-6-74
(2) 足場ボルト.....	VIII-6-68	(10) 接地棒用リード端子	VIII-6-74
		(11) 連結式接地棒	VIII-6-74
		(12) 連結式接地棒用リード端子 .	VIII-6-75
		(13) 鬼より線 (避雷導線)	VIII-6-75

第6章 その他

第1節 施工コード

(注) 施工歩掛コードが4桁の場合は、規格番号まで含むものとする。

① 電気通信機器施工コード

1 施工単価入力表

(1) 電気通信機器据付

施工歩掛コード	WE100100	施工単位	各種
施工区分	入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2
各種	00	技術者 (人/施工単位)	技術員 (人/施工単位)

(2) 電気通信機器調整

施工歩掛コード	WE100200	施工単位	各種
施工区分	入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2
各種	00	技術者 (人/施工単位)	技術員 (人/施工単位)

(注) 本コードは、技術者間接費の対象とする。

(3) システム・インテグレーション

施工歩掛コード	WE100250	施工単位	各種
施工区分	入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2
各種	00	電気通信技術者 (S I) (人/施工単位)	電気通信技術員 (S I) (人/施工単位)

(注) 本コードは、技術者間接費の対象とする。

(4) 電気通信機器設置

施工歩掛コード		WE100300	施工単位	各種
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
各種	00	電工 (人／施工単位)	普通作業員 (人／施工単位)	機械工 (人／施工単位)

(5) 器材設置

施工歩掛コード		WE100400	施工単位	各種
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1	J2	J3
各種	00	電工 (人／施工単位)	普通作業員 (人／施工単位)	機械工 (人／施工単位)

(6) 輸送費(電気)

施工歩掛コード		WE100800	施工単位	台
施工区分		入力条件		
作業種別	規格番号	J1		
各種	00	1台当りの輸送費 (円／台)		

(注) 管理費区分「9」を設定している。

第2節 機材コード

(注) 施工歩掛コードが4桁の場合は、規格番号まで含むものとする。

① 電気通信機材コード

1 施工単価入力表

(1) 機器単体費 (各種)

施工歩掛コード	WE100500	施工単位	各種
施工区分		入力条件	
施工量	規格番号	J1	J2
台	01	1台当り機器単体費 (円/台)	機器管理費の種別 (表-1)
個	02	1個当り機器単体費 (円/個)	
組	03	1組当り機器単体費 (円/組)	
基	04	1基当り機器単体費 (円/基)	
面	05	1面当り機器単体費 (円/面)	
架	06	1架当り機器単体費 (円/架)	
枚	07	1枚当り機器単体費 (円/枚)	
式	08	1式当り機器単体費 (円/式)	
ユニット	09	1ユニット当り機器単体費 (円/ユニット)	
棚	10	1棚当り機器単体費 (円/棚)	
局	11	1局当り機器単体費 (円/局)	
棟	12	1棟当り機器単体費 (円/棟)	
卓	13	1卓当り機器単体費 (円/卓)	
セル	14	1セル当り機器単体費 (円/セル)	
方路	15	1方路当り機器単体費 (円/方路)	
CH	16	1CH当り機器単体費 (円/CH)	
HG	17	1HG当り機器単体費 (円/HG)	
箇所	18	1箇所当り機器単体費 (円/箇所)	
本	19	1本当り機器単体費 (円/本)	

(注) 管理費区分「9」を設定している。

表-1 機器管理費の種別

機器管理費の種別	補正係数	入力番号
機器製作及び据付・調整を行う	1.0	1
機器製作のみを行う	0.5	2
機器を支給 (据付調整のみ)	0.5	3
機器管理費の対象外	—	4

(注) J2の補正係数は、機器管理費の算定時に使用する係数である。

(2) 材料費 (各種)

施工歩掛コード		WE100600	施工単位	各種
施工区分		入力条件		
施工量	規格番号	J1		
m	01	1m 当り材料費 (円／m)		
m ²	02	1m ² 当り材料費 (円／m ²)		
m ³	03	1m ³ 当り材料費 (円／m ³)		
本	04	1 本当り材料費 (円／本)		
個	05	1 個当り材料費 (円／個)		
枚	06	1 枚当り材料費 (円／枚)		
kg	07	1kg 当り材料費 (円／Kg)		
t	08	1t 当り材料費 (円／t)		
組	09	1 組当り材料費 (円／組)		
ℓ	10	1ℓ 当り材料費 (円／ℓ)		
台	11	1 台当り材料費 (円／台)		
基	12	1 基当り材料費 (円／基)		
面	13	1 面当り材料費 (円／面)		
式	14	1 式当り材料費 (円／式)		
箇所	15	1 箇所当り材料費 (円／箇所)		
	16	1 (各種) 当り材料費 (円／各種)		

(3) 鋼構造製作物 (各種)

施工歩掛コード		WE100700	施工単位	各種
施工区分		入力条件		
施工量	規格番号	J1		
m	01	1m 当り鋼構造製作物 (円／m)		
m ²	02	1m ² 当り鋼構造製作物 (円／m ²)		
m ³	03	1m ³ 当り鋼構造製作物 (円／m ³)		
本	04	1 本当り鋼構造製作物 (円／本)		
個	05	1 個当り鋼構造製作物 (円／個)		
枚	06	1 枚当り鋼構造製作物 (円／枚)		
kg	07	1kg 当り鋼構造製作物 (円／Kg)		
t	08	1t 当り鋼構造製作物 (円／t)		
組	09	1 組当り鋼構造製作物 (円／組)		
台	10	1 台当り鋼構造製作物 (円／台)		
基	11	1 基当り鋼構造製作物 (円／基)		
面	12	1 面当り鋼構造製作物 (円／面)		
式	13	1 式当り鋼構造製作物 (円／式)		
箇所	14	1 箇所当り鋼構造製作物 (円／箇所)		
	15	1 (各種) 当り鋼構造製作物 (円／各種)		

(注) 管理費区分「5」を設定している。

第3節 材料補正コード

(注) 施工歩掛コードが4桁の場合は、規格番号まで含むものとする。

① 長さ割増し補正コード

1 施工単価入力表

(1) 配線・配管

施工歩掛コード		WE506900	施工単位	m
施工区分		入力条件		
種別	規格番号	J1	J2	J3
配線各種	01	材料単価若しくは材料コード	材料単価の補正(長さ割増し)	
配管各種	02	材料単価若しくは材料コード	材料単価の補正(長さ割増し)	付属品率(%)

第4節 材料コード一覧

（注）施工歩掛コードが4桁の場合は、規格番号まで含むものとする。

① 電線・ケーブル

1 施工単価入力表

（1） IV 電線（600V ビニル絶縁電線）

施工歩掛コード		WE500100	施工単位	m
施工区分				
種別		規格番号		
IV	1.0 mm	01		
IV	1.2 mm	02		
IV	1.6 mm	03		
IV	2.0 mm	04		
IV	2.6 mm	05		
IV	3.2 mm	06		
IV	4.0 mm	07		
IV	5.0 mm	08		
IV	0.9 mm ²	09		
IV	1.25mm ²	10		
IV	2.0 mm ²	11		
IV	3.5 mm ²	12		
IV	5.5 mm ²	13		
IV	8 mm ²	14		
IV	14 mm ²	15		
IV	22 mm ²	16		
IV	38 mm ²	17		
IV	60 mm ²	18		
IV	100 mm ²	19		
IV	150 mm ²	20		
IV	200 mm ²	21		
IV	250 mm ²	22		
IV	325 mm ²	23		
IV	400 mm ²	24		
IV	500 mm ²	25		

(2) HIV 電線 (600V 二種絶縁電線)

施工歩掛コード	WE500200	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
HIV 1.2 mm	01		
HIV 1.6 mm	02		
HIV 2.0 mm	03		
HIV 2.6 mm	04		
HIV 0.9 mm ²	05		
HIV 1.25mm ²	06		
HIV 2.0 mm ²	07		
HIV 3.5 mm ²	08		
HIV 5.5 mm ²	09		
HIV 8 mm ²	10		
HIV 14 mm ²	11		
HIV 22 mm ²	12		
HIV 38 mm ²	13		
HIV 60 mm ²	14		
HIV 100 mm ²	15		
HIV 150 mm ²	16		
HIV 200 mm ²	17		
HIV 250 mm ²	18		
HIV 325 mm ²	19		
HIV 400 mm ²	20		
HIV 500 mm ²	21		

(3) VVR ケーブル (600V ビニル絶縁ケーブル)

施工歩掛コード	WE500300	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
VV-R (SV) 1.6mm ² -2C	01		
VV-R (SV) 2.0mm ² -2C	02		
VV-R (SV) 2.6mm ² -2C	03		
VV-R (SV) 5.5mm ² -2C	04		
VV-R (SV) 8mm ² -2C	05		
VV-R (SV) 14mm ² -2C	06		
VV-R (SV) 22mm ² -2C	07		
VV-R (SV) 38mm ² -2C	08		
VV-R (SV) 60mm ² -2C	09		
VV-R (SV) 100mm ² -2C	10		
VV-R (SV) 150mm ² -2C	11		
VV-R (SV) 200mm ² -2C	12		
VV-R (SV) 250mm ² -2C	13		
VV-R (SV) 325mm ² -2C	14		
VV-R (SV) 1.6mm ² -3C	15		
VV-R (SV) 2.0mm ² -3C	16		
VV-R (SV) 2.6mm ² -3C	17		
VV-R (SV) 5.5mm ² -3C	18		
VV-R (SV) 8mm ² -3C	19		
VV-R (SV) 14mm ² -3C	20		
VV-R (SV) 22mm ² -3C	21		
VV-R (SV) 38mm ² -3C	22		
VV-R (SV) 60mm ² -3C	23		
VV-R (SV) 100mm ² -3C	24		
VV-R (SV) 150mm ² -3C	25		
VV-R (SV) 200mm ² -3C	26		
VV-R (SV) 250mm ² -3C	27		
VV-R (SV) 325mm ² -3C	28		

(4) VVF ケーブル (600V ビニル絶縁ケーブル)

施工歩掛コード	WE500400	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
VV-F (F) 1.6mm-2C	01		
VV-F (F) 2.0mm-2C	02		
VV-F (F) 2.6mm-2C	03		
VV-F (F) 1.6mm-3C	04		
VV-F (F) 2.0mm-3C	05		
VV-F (F) 2.6mm-3C	06		
VV-F (F) 1.6mm-4C	07		
VV-F (F) 2.0mm-4C	08		

(5) CV ケーブル (600V 架橋ポリケーブル)

施工歩掛コード	WE500500	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
600V CV 2mm ²	01	心線数 (表-1)	
600V CV 3.5mm ²	02		
600V CV 5.5mm ²	03		
600V CV 8mm ²	04		
600V CV 14mm ²	05		
600V CV 22mm ²	06		
600V CV 38mm ²	07		
600V CV 60mm ²	08		
600V CV 100mm ²	09		
600V CV 150mm ²	10		
600V CV 200mm ²	11		
600V CV 250mm ²	12		
600V CV 325mm ²	13		
600V CV 400mm ²	14		
600V CV 500mm ²	15		
600V CV 600mm ²	16		
600V CV 800mm ²	17		
600V CV1000mm ²	18		

(6) CV ケーブル (高圧架橋ポリケーブル)

施工歩掛コード	WE500600	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
3kV CV 8mm ²	01	心線数 (表-2)	
3kV CV 14mm ²	02		
3kV CV 22mm ²	03		
3kV CV 38mm ²	04		
3kV CV 60mm ²	05		
3kV CV 100mm ²	06		
3kV CV 150mm ²	07		
3kV CV 200mm ²	08		
3kV CV 250mm ²	09		
3kV CV 325mm ²	10		
3kV CV 400mm ²	11		
3kV CV 500mm ²	12		
3kV CV 600mm ²	13		
3kV CV 800mm ²	14		
3kV CV1000mm ²	15		
6kV CV 8mm ²	16		
6kV CV 14mm ²	17		
6kV CV 22mm ²	18		
6kV CV 38mm ²	19		
6kV CV 60mm ²	20		
6kV CV 100mm ²	21		
6kV CV 150mm ²	22		
6kV CV 200mm ²	23		
6kV CV 250mm ²	24		
6kV CV 325mm ²	25		
6kV CV 400mm ²	26		
6kV CV 500mm ²	27		
6kV CV 600mm ²	28		
6kV CV 800mm ²	29		
6kV CV1000mm ²	30		

表-1 心線数

心線数	入力番号
単心	1
2 心	2
3 心	3
4 心	4

表-2 心線数

心線数	入力番号
単心	1
3 心	2

(7) CVT ケーブル (トリプルレックスケーブル)

施工歩掛コード	WE500700	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
600V CVT 14mm ²	01		
600V CVT 22mm ²	02		
600V CVT 38mm ²	03		
600V CVT 60mm ²	04		
600V CVT100mm ²	05		
600V CVT150mm ²	06		
600V CVT200mm ²	07		
600V CVT250mm ²	08		
600V CVT325mm ²	09		
6kV CVT 22mm ²	10		
6kV CVT 38mm ²	11		
6kV CVT 60mm ²	12		
6kV CVT100mm ²	13		
6kV CVT150mm ²	14		
6kV CVT200mm ²	15		
6kV CVT250mm ²	16		
6kV CVT325mm ²	17		
6kV CVT400mm ²	18		
6kV CVT500mm ²	19		

(8) CVMAZV ケーブル (600V スチールコルゲート)

施工歩掛コード	WE502300	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
CVMAZV 2.0mm ²	01	心線数 (表-3)	
CVMAZV 3.5mm ²	02		
CVMAZV 5.5mm ²	03		
CVMAZV 8.0mm ²	04		
CVMAZV 14mm ²	05		
CVMAZV 22mm ²	06		
CVMAZV 38mm ²	07		
CVMAZV 60mm ²	08		
CVMAZV100mm ²	09		
CVMAZV150mm ²	10		
CVMAZV200mm ²	11		
CVMAZV250mm ²	12		
CVMAZV325mm ²	13		

表-3 心線数

心線数	入力番号
600V CVMAZV 2C	1
600V CVMAZV 3C	2
600V CVMAZV 4C	3

(9) CVMAZV ケーブル (高圧スチールコルゲート)

施工歩掛コード	WE502400	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
3kV CVMAZV 8mm ² ×3C	01		
3kV CVMAZV 14mm ² ×3C	02		
3kV CVMAZV 22mm ² ×3C	03		
3kV CVMAZV 38mm ² ×3C	04		
3kV CVMAZV 60mm ² ×3C	05		
3kV CVMAZV 100mm ² ×3C	06		
3kV CVMAZV 150mm ² ×3C	07		
3kV CVMAZV 200mm ² ×3C	08		
3kV CVMAZV 250mm ² ×3C	09		
3kV CVMAZV 325mm ² ×3C	10		
6kV CVMAZV 8mm ² ×3C	11		
6kV CVMAZV 14mm ² ×3C	12		
6kV CVMAZV 22mm ² ×3C	13		
6kV CVMAZV 38mm ² ×3C	14		
6kV CVMAZV 60mm ² ×3C	15		
6kV CVMAZV 100mm ² ×3C	16		
6kV CVMAZV 150mm ² ×3C	17		
6kV CVMAZV 200mm ² ×3C	18		
6kV CVMAZV 250mm ² ×3C	19		
6kV CVMAZV 325mm ² ×3C	20		

(10) FP ケーブル (600V 耐火電線)

施工歩掛コード	WE502600	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
FP 1.2mm	01	心線数 (表－4)	
FP 1.6mm	02		
FP 2.0mm	03		
FP 2.6mm	04		
FP 2.0mm ²	05		
FP 3.5mm ²	06		
FP 5.5mm ²	07		
FP 8.0mm ²	08		
FP 14mm ²	09		
FP 22mm ²	10		
FP 38mm ²	11		
FP 60mm ²	12		
FP 100mm ²	13		
FP 150mm ²	14		
FP 200mm ²	15		
FP 250mm ²	16		
FP 325mm ²	17		

表－4 心線数

心線数	入力番号
600V FP 1C	1
600V FP 2C	2
600V FP 3C	3
600V FP 4C	4

(11) FP ケーブル (高圧耐火電線)

施工歩掛コード	WE502700	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
6kV FP 14mm ² ×1C	01		
6kV FP 22mm ² ×1C	02		
6kV FP 38mm ² ×1C	03		
6kV FP 60mm ² ×1C	04		
6kV FP 100mm ² ×1C	05		
6kV FP 150mm ² ×1C	06		
6kV FP 200mm ² ×1C	07		
6kV FP 250mm ² ×1C	08		
6kV FP 325mm ² ×1C	09		

(12) HP ケーブル (耐熱電線)

施工歩掛コード	WE502800	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
HP 0.65mm	01	心線数 (表-5)	
HP 0.9 mm	02		
HP 1.2 mm	03		
HP 1.6 mm	04		
HP 2.0 mm	05		

(13) PDC 電線 (高圧引下用絶縁電線)

施工歩掛コード	WE500800	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
6.6kV PDC 22 mm ²	01		
6.6kV PDC 38 mm ²	02		

表-5 心線数

心線数	入力番号
1 心	1
2 心	2
3 心	3
4 心	4
5 心	5
6 心	6
7 心	7
10 心	8
15 心	9
3 対	10
5 対	11
7 対	12
10 対	13
15 対	14
20 対	15
25 対	16
30 対	17
40 対	18
50 対	19
75 対	20
100 対	21
200 対	22

(14) OW 電線 (屋外用ビニル絶縁電線)

施工歩掛コード	WE500900	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
OW 2.0mm	01		
OW 2.6mm	02		
OW 3.2mm	03		
OW 4.0mm	04		
OW 5.0mm	05		
OW 14 mm ²	06		
OW 22 mm ²	07		
OW 38 mm ²	08		
OW 60 mm ²	09		
OW 100 mm ²	10		

(15) OE 電線 (屋外用ポリエチレン絶縁電線)

施工歩掛コード	WE501000	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
OE 5mm	01		
OE 22mm ²	02		
OE 38mm ²	03		
OE 60mm ²	04		
OE 100mm ²	05		

(16) OC 電線 (屋外用架橋絶縁電線)

施工歩掛コード	WE501100	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
OC 5mm	01		
OC 22mm ²	02		
OC 38mm ²	03		
OC 60mm ²	04		
OC 100mm ²	05		

② 制御ケーブル類

1 施工単価入力表

(1) CVV ケーブル (制御用絶縁電線)

施工歩掛コード	WE501200	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
CVV 1.25mm ²	01	心線数 (表-1)	
CVV 2.0 mm ²	02		
CVV 3.5 mm ²	03		
CVV 5.5 mm ²	04		
CVV 8 mm ²	05		
CVV 14 mm ²	06		
CVV 22 mm ²	07		

(2) CVV-S ケーブル (しゃへい付制御電線)

施工歩掛コード	WE501300	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
CVV-S1.25mm ²	01	心線数 (表-2)	
CVV-S2.0 mm ²	02		
CVV-S3.5 mm ²	03		
CVV-S5.5 mm ²	04		

表-1 心線数

心線数	入力番号
2 心	1
3 心	2
4 心	3
5 心	4
6 心	5
7 心	6
8 心	7
10 心	8
12 心	9
15 心	10
20 心	11
30 心	12

表-2 心線数

心線数	入力番号
2 心	1
3 心	2
4 心	3
5 心	4
6 心	5
7 心	6
8 心	7
10 心	8
12 心	9
15 心	10
20 心	11

(3) CVVMAZV ケーブル (スチールコルゲート)

施工歩掛コード	WE502500	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
CVVMAZV 2.0mm ² ×2C	01		
CVVMAZV 3.5mm ² ×2C	02		
CVVMAZV 5.5mm ² ×2C	03		
CVVMAZV 8 mm ² ×2C	04		
CVVMAZV14 mm ² ×2C	05		
CVVMAZV22 mm ² ×2C	06		
CVVMAZV 2.0mm ² ×3C	07		
CVVMAZV 3.5mm ² ×3C	08		
CVVMAZV 5.5mm ² ×3C	09		
CVVMAZV 8 mm ² ×3C	10		
CVVMAZV14 mm ² ×3C	11		
CVVMAZV22 mm ² ×3C	12		
CVVMAZV 2.0mm ² ×4C	13		
CVVMAZV 3.5mm ² ×4C	14		
CVVMAZV 5.5mm ² ×4C	15		
CVVMAZV 8 mm ² ×4C	16		
CVVMAZV14 mm ² ×4C	17		
CVVMAZV22 mm ² ×4C	18		

(4) 2PNCT ケーブル (キャブタイヤケーブル)

施工歩掛コード	WE503000	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
600V 2PNCT 3.5mm ² ×2C	01		
600V 2PNCT 5.5mm ² ×2C	02		
600V 2PNCT 8 mm ² ×2C	03		
600V 2PNCT 14 mm ² ×2C	04		
600V 2PNCT 22 mm ² ×2C	05		
600V 2PNCT 38 mm ² ×2C	06		
600V 2PNCT 60 mm ² ×2C	07		
600V 2PNCT 100 mm ² ×2C	08		
600V 2PNCT 3.5mm ² ×3C	09		
600V 2PNCT 5.5mm ² ×3C	10		
600V 2PNCT 8 mm ² ×3C	11		
600V 2PNCT 14 mm ² ×3C	12		
600V 2PNCT 22 mm ² ×3C	13		
600V 2PNCT 38 mm ² ×3C	14		
600V 2PNCT 60 mm ² ×3C	15		
600V 2PNCT 100 mm ² ×3C	16		

③ 通信ケーブル類

1 施工単価入力表

(1) CPEV ケーブル (市内対 PE 絶縁電線)

施工歩掛コード	WE501400	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
CPEV 0.5 mm	01	心線数 (表-1)	
CPEV 0.65mm	02		
CPEV 0.9 mm	03		
CPEV 1.2 mm	04		

(2) CPEV-S ケーブル (しゃへい付市内対 PE 絶縁電線)

施工歩掛コード	WE501500	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
CPEV-S 0.5 mm	01	心線数 (表-2)	
CPEV-S 0.65mm	02		
CPEV-S 0.9 mm	03		
CPEV-S 1.2 mm	04		

表-1 心線数

心線数	入力番号
3 対	1
5 対	2
7 対	3
10 対	4
15 対	5
20 対	6
25 対	7
30 対	8
40 対	9
50 対	10
75 対	11
100 対	12
150 対	13
200 対	14

表-2 心線数

心線数	入力番号
3 対	1
5 対	2
7 対	3
10 対	4
15 対	5
20 対	6
25 対	7
30 対	8
50 対	9
75 対	10
100 対	11
150 対	12
200 対	13

(3) CPEV－MAZV ケーブル

施工歩掛コード	WE501600	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
CPEV－MAZV 0.5 mm	01	心線数 (表－2)	
CPEV－MAZV 0.65mm	02		
CPEV－MAZV 0.9 mm	03		
CPEV－MAZV 1.2 mm	04		

(4) CCP－P ケーブル (市内ケーブル)

施工歩掛コード	WE501700	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
CCP－P0.4 mm 10P	01		
CCP－P0.4 mm 30P	02		
CCP－P0.4 mm 50P	03		
CCP－P0.4 mm 100P	04		
CCP－P0.4 mm 200P	05		
CCP－P0.5 mm 10P	06		
CCP－P0.5 mm 30P	07		
CCP－P0.5 mm 50P	08		
CCP－P0.5 mm 100P	09		
CCP－P0.5 mm 200P	10		
CCP－P0.65mm 10P	11		
CCP－P0.65mm 30P	12		
CCP－P0.65mm 50P	13		
CCP－P0.65mm 100P	14		
CCP－P0.65mm 200P	15		
CCP－P0.9 mm 10P	16		
CCP－P0.9 mm 30P	17		
CCP－P0.9 mm 50P	18		
CCP－P0.9 mm 100P	19		

(5) SWVP ケーブル (プリントケーブル)

施工歩掛コード	WE501800	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
SWVP 0.5mm× 6C	01		
SWVP 0.5mm× 12C	02		
SWVP 0.5mm× 22C	03		
SWVP 0.5mm× 24C	04		
SWVP 0.5mm× 33C	05		
SWVP 0.5mm× 40C	06		
SWVP 0.5mm× 48C	07		
SWVP 0.5mm× 60C	08		
SWVP 0.5mm× 75C	09		
SWVP 0.5mm× 80C	10		
SWVP 0.5mm×100C	11		
SWVP 0.5mm×120C	12		
SWVP 0.5mm×150C	13		

(6) 構内用ケーブル

施工歩掛コード	WE501900	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
0.4 mm 10P	01		
0.4 mm 20P	02		
0.4 mm 30P	03		
0.4 mm 50P	04		
0.4 mm 100P	05		
0.4 mm 200P	06		
0.5 mm 10P	07		
0.5 mm 20P	08		
0.5 mm 30P	09		
0.5 mm 50P	10		
0.5 mm 100P	11		
0.5 mm 200P	12		
0.65mm 10P	13		
0.65mm 20P	14		
0.65mm 30P	15		

(7) TIVF ケーブル (PVC 屋内線)

施工歩掛コード	WE502100	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
TIVF0.65mm×2C 並列	01		
TIVF0.65mm×3C 並列	02		
TIVF0.8 mm×2C 並列	03		
TIVF0.8 mm×3C 並列	04		

(8) TJVY ケーブル (PVC ナイロンジャンパー線)

施工歩掛コード	WE502200	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
TJVY 0.5mm 単心	01		
TJVY 0.5mm 2 コより	02		
TJVY 0.5mm 3 コより	03		
TJVY 0.5mm 4 コより	04		

(9) ECX ケーブル (高周波同軸ケーブル)

施工歩掛コード	WE502000	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
ECX 3C-2Z 単線	01		
ECX 3C-2V 単線	02		
ECX 3C-2W 単線	03		
ECX 5C-2Z 単線	04		
ECX 5C-2V 単線	05		
ECX 5C-2W 単線	06		
ECX 7C-2V 7/0.4	07		
ECX 10C-2V 7/0.5	08		
ECX 10C-2W 7/0.5	09		
ECX 3D-2W 7/0.32	10		
ECX 5D-2V 単線	11		
ECX 5D-2W 単線	12		
ECX 8D-2V 7/0.8	13		
ECX 8D-2W 7/0.8	14		
ECX 10D-2V 単線	15		

(10) WF-H ケーブル (高周波同軸ケーブル)

施工歩掛コード	WE502900	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
WF-H50-4	01		
WF-H50-7	02		
WF-H50-13	03		

④ 情報ケーブル類

1 施工単価入力表

(1) 10BASE ケーブル (イーサネットケーブル)

施工歩掛コード	WE503600	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
10BASE-2 用	01		
10BASE-5 用	02		

(2) ツイストペアケーブル

施工歩掛コード	WE503700	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
カテゴリー3 2P	01		
カテゴリー3 4P	02		
カテゴリー3 24P	03		
カテゴリー4 2P	04		
カテゴリー4 4P	05		
カテゴリー4 24P	06		
カテゴリー5 2P	07		
カテゴリー5 4P	08		
カテゴリー5 24P	09		

(3) 配線各種

施工歩掛コード	WE507000	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
配線各種	01		

(4) 光ケーブル配線各種

施工歩掛コード	WE507100	施工単位	m		
施工区分		入力条件			
種別	規格番号	J1 材料名称	J2 材料規格	J3 材料規格詳細	J4 材料選択
光ケーブル類	*	表－1 から選択	表－2 から選択	表－3 から選択	表－4 (表－4-1 から 表－4-31) から選択

- (注) 1. J2 条件は、J1 条件で「01」を選択したときに、選択できる。
2. J3 条件は、J2 条件で「01」、「02」、「03」、「04」、「22」を選択したときに、選択できる。
3. 管理費区分「1」を設定している。

表-1

01	光ケーブル
02	光コード
03	光ファイバ層形 LAP シース
04	光ファイバ層形 LAP シース SSF
05	光ファイバユニット型 LAP シース

表-3

01	DSF
02	SM

表-2

01	光ケーブル (4 芯テープスロット)
02	光ケーブル (4 芯テープ SSD)
03	光ケーブル (4 芯テープ SSF)
04	光ケーブル (4 芯テープ難燃型)
05	光ケーブル (層型)
06	光ケーブル (2 芯テープ SZ 型)
07	光ケーブル (4 芯テープ SZ 型)
08	光ケーブル (2 芯 SZ・SSD 型)
09	光ケーブル (4 芯 SZ・SSD 型)
10	光ケーブル (2 芯 SZ・SSF 型)
11	光ケーブル (4 芯 SZ・SSF 型)
12	光ケーブル (2 芯 SZ 難燃型)
13	光ケーブル (4 芯 SZ 難燃型)
14	光ケーブル (層型、コルゲート)
15	光ケーブル (4 芯コルゲート)
16	光ケーブル (GI)
17	光ケーブル (スぺーサ型)
18	光ケーブル (8 芯テープスロット)
19	光ケーブル (8 芯テープ SSD)
20	光ケーブル (8 芯テープ SSF)
21	光ケーブル (8 芯テープ難燃型)
22	光ケーブル (ノンメタリック)

表-4

J1 条件		J2 条件		J3 条件	
番号	材料名称	番号	材料規格	番号	材料規格明細
01	光ケーブル	01	光ケーブル (4 芯テープスロット)	01	DSF
				02	SM
		02	光ケーブル (4 芯テープ SSD)	01	DSF
				02	SM
		03	光ケーブル (4 芯テープ SSF)	01	DSF
				02	SM
		04	光ケーブル (4 芯テープ難燃型)	01	DSF
				02	SM
		05	光ケーブル (層型)	-	-
		06	光ケーブル (2 芯テープ SZ 型)	-	-
		07	光ケーブル (4 芯テープ SZ 型)	-	-
		08	光ケーブル (2 芯 SZ・SSD 型)	-	-
		09	光ケーブル (4 芯 SZ・SSD 型)	-	-
		10	光ケーブル (2 芯 SZ・SSF 型)	-	-
		11	光ケーブル (4 芯 SZ・SSF 型)	-	-
		12	光ケーブル (2 芯 SZ 難燃型)	-	-
		13	光ケーブル (4 芯 SZ 難燃型)	-	-
		14	光ケーブル (層型、コルゲート)	-	-
		15	光ケーブル (4 芯コルゲート)	-	-
		16	光ケーブル (GI)	-	-
		17	光ケーブル (スぺーサ型)	-	-
		18	光ケーブル (8 芯テープスロット)	-	-
		19	光ケーブル (8 芯テープ SSD)	-	-
		20	光ケーブル (8 芯テープ SSF)	-	-
		21	光ケーブル (8 芯テープ難燃型)	-	-
		22	光ケーブル (ノンメタリック)	01	DSF
				02	SM
02	光コード	-	-	-	-
03	光ファイバ層形 LAP シース	-	-	-	-
04	光ファイバ層形 LAP シース SSF	-	-	-	-
05	光ファイバユニット型 LAP シース	-	-	-	-

表-4-1

(J1 条件:「01」、J2 条件:「01」、J3 条件:「01」選択時)

01	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 16C+SM 4C
02	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 20C+SM 4C
03	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 36C+SM 4C
04	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 40C+SM 4C
05	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 56C+SM 4C
06	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 60C+SM 4C
07	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 76C+SM 4C
08	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 80C+SM 4C
09	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 96C+SM 4C
10	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 100C+SM 4C
11	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 116C+SM 4C
12	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 120C+SM 4C
13	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 136C+SM 4C
14	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 140C+SM 4C
15	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 160C+SM 4C
16	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 180C+SM 4C
17	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 200C+SM 4C
18	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 220C+SM 4C
19	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 240C+SM 4C
20	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 260C+SM 4C
21	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 280C+SM 4C
22	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 300C+SM 4C
23	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 20C+SM 20C
24	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 20C+SM 40C
25	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 20C+SM 80C
26	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 20C+SM 100C
27	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 40C+SM 20C
28	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 40C+SM 60C
29	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 40C+SM 100C
30	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 60C+SM 40C
31	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 60C+SM 60C
32	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 60C+SM 80C
33	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 60C+SM 100C
34	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 80C+SM 20C
35	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 80C+SM 40C
36	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 80C+SM 60C
37	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 80C+SM 80C
38	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 100C+SM 40C
39	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 100C+SM 60C
40	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 120C+SM 40C
41	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 120C+SM 80C
42	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 120C+SM 100C
43	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 140C+SM 20C
44	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 140C+SM 40C
45	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 140C+SM 100C
46	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 160C+SM 100C
47	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 180C+SM 100C
48	光ケーブル(4芯テープスロット)DSF 200C+SM 100C

表-4-2

(J1 条件:「01」、J2 条件:「01」、J3 条件:「02」選択時)

01	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 4C
02	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 8C
03	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 20C
04	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 40C
05	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 60C
06	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 80C
07	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 100C
08	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 120C
09	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 140C
10	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 160C
11	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 180C
12	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 200C
13	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 220C
14	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 240C
15	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 260C
16	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 280C
17	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 300C
18	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 320C
19	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 360C
20	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 400C
21	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 440C
22	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 520C
23	光ケーブル(4芯テープスロット)SM 1.31μm 600C

表-4-3

(J1条件:「01」、J2条件:「02」、J3条件:「01」選択時)

01	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 16C+SM 4C
02	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 36C+SM 4C
03	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 40C+SM 4C
04	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 56C+SM 4C
05	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 60C+SM 4C
06	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 76C+SM 4C
07	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 80C+SM 4C
08	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 96C+SM 4C
09	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 100C+SM 4C
10	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 116C+SM 4C
11	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 120C+SM 4C
12	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 136C+SM 4C
13	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 140C+SM 4C
14	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 160C+SM 4C
15	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 180C+SM 4C
16	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 200C+SM 4C
17	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 220C+SM 4C
18	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 240C+SM 4C
19	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 260C+SM 4C
20	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 280C+SM 4C
21	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 300C+SM 4C
22	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 20C+SM 20C
23	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 20C+SM 40C
24	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 20C+SM 80C
25	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 40C+SM 20C
26	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 40C+SM 60C
27	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 60C+SM 40C
28	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 60C+SM 80C
29	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 80C+SM 20C
30	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 80C+SM 40C
31	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 80C+SM 60C
32	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 80C+SM 80C
33	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 100C+SM 40C
34	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 100C+SM 60C
35	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 120C+SM 40C
36	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 120C+SM 80C
37	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 120C+SM 100C
38	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 140C+SM 20C
39	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 140C+SM 40C
40	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 140C+SM 100C
41	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 160C+SM 100C
42	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 180C+SM 100C
43	光ケーブル(4芯テープ SSD)DSF 200C+SM 100C

表-4-4

(J1条件:「01」、J2条件:「02」、J3条件:「02」選択時)

01	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 20C
02	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 40C
03	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 60C
04	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 80C
05	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 100C
06	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 120C
07	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 140C
08	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 160C
09	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 180C
10	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 200C
11	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 220C
12	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 240C
13	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 260C
14	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 280C
15	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 300C
16	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 320C
17	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 360C
18	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 400C
19	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 440C
20	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 480C
21	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 520C
22	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 560C
23	光ケーブル(4芯テープ SSD)SM 1.31μm 600C

表-4-5

(J1 条件 : 「01」、J2 条件 : 「03」、J3 条件 : 「01」 選択時)

01	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 16C+SM 4C
02	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 36C+SM 4C
03	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 40C+SM 4C
04	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 56C+SM 4C
05	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 60C+SM 4C
06	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 76C+SM 4C
07	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 80C+SM 4C
08	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 96C+SM 4C
09	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 100C+SM 4C
10	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 116C+SM 4C
11	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 120C+SM 4C
12	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 136C+SM 4C
13	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 140C+SM 4C
14	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 160C+SM 4C
15	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 180C+SM 4C
16	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 200C+SM 4C
17	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 220C+SM 4C
18	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 240C+SM 4C
19	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 260C+SM 4C
20	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 280C+SM 4C
21	光ケーブル(4芯テープ SSF)DSF 300C+SM 4C

表-4-6

(J1 条件 : 「01」、J2 条件 : 「03」、J3 条件 : 「02」 選択時)

01	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 4C
02	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 20C
03	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 40C
04	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 60C
05	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 80C
06	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 100C
07	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 120C
08	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 140C
09	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 160C
10	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 180C
11	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 200C
12	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 220C
13	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 240C
14	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 260C
15	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 280C
16	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 300C
17	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 320C
18	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 360C
19	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 400C
20	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 440C
21	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 480C
22	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 520C
23	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 560C
24	光ケーブル(4芯テープ SSF)SM 1.31μm 600C

表-4-7

(J1 条件 : 「01」、J2 条件 : 「04」、J3 条件 : 「01」 選択時)

01	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 40C+SM 4C
02	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 60C+SM 4C
03	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 80C+SM 4C
04	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 100C+SM 4C
05	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 120C+SM 4C
06	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 140C+SM 4C
07	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 160C+SM 4C
08	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 180C+SM 4C
09	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 200C+SM 4C
10	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 220C+SM 4C
11	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 240C+SM 4C
12	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 260C+SM 4C
13	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 280C+SM 4C
14	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)DSF 300C+SM 4C

表-4-8

(J1 条件 : 「01」、J2 条件 : 「04」、J3 条件 : 「02」 選択時)

01	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 40C
02	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 60C
03	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 80C
04	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 100C
05	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 120C
06	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 140C
07	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 160C
08	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 180C
09	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 200C
10	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 220C
11	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 240C
12	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 260C
13	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 280C
14	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 300C
15	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 320C
16	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 360C
17	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 400C
18	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 440C
19	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 480C
20	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 520C
21	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 560C
22	光ケーブル(4芯テープ 難燃型)SM 1.31μm 600C

表-4-9 (J1 条件 : 「01」、J2 条件 : 「05」 選択時)

01	光ケーブル(層型)SM 1.31μm 12C
02	光ケーブル(層型,SSD)SM 1.31μm 12C
03	光ケーブル(層型,SSF)SM 1.31μm 12C

表－4-10
(J1条件：「01」、J2条件：「06」選択時)

01	光ケーブル(2芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 20C
02	光ケーブル(2芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 24C
03	光ケーブル(2芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 40C
04	光ケーブル(2芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 48C
05	光ケーブル(2芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 60C
06	光ケーブル(2芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 80C
07	光ケーブル(2芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 100C
08	光ケーブル(2芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 120C
09	光ケーブル(2芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 128C

表－4-12
(J1条件：「01」、J2条件：「08」選択時)

01	光ケーブル(2芯 SZ・SSD 型)SM 1.31μm 24C
02	光ケーブル(2芯 SZ・SSD 型)SM 1.31μm 40C
03	光ケーブル(2芯 SZ・SSD 型)SM 1.31μm 48C

表－4-13
(J1条件：「01」、J2条件：「09」選択時)

01	光ケーブル(4芯 SZ・SSD 型)SM 1.31μm 60C
02	光ケーブル(4芯 SZ・SSD 型)SM 1.31μm 80C
03	光ケーブル(4芯 SZ・SSD 型)SM 1.31μm 100C
04	光ケーブル(4芯 SZ・SSD 型)SM 1.31μm 120C
05	光ケーブル(4芯 SZ・SSD 型)SM 1.31μm 128C
06	光ケーブル(4芯 SZ・SSD 型)SM 1.31μm 140C
07	光ケーブル(4芯 SZ・SSD 型)SM 1.31μm 160C
08	光ケーブル(4芯 SZ・SSD 型)SM 1.31μm 180C
09	光ケーブル(4芯 SZ・SSD 型)SM 1.31μm 200C

表－4-15
(J1条件：「01」、J2条件：「11」選択時)

01	光ケーブル(4芯 SZ・SSF 型)SM 1.31μm 60C
02	光ケーブル(4芯 SZ・SSF 型)SM 1.31μm 80C
03	光ケーブル(4芯 SZ・SSF 型)SM 1.31μm 100C
04	光ケーブル(4芯 SZ・SSF 型)SM 1.31μm 120C
05	光ケーブル(4芯 SZ・SSF 型)SM 1.31μm 128C
06	光ケーブル(4芯 SZ・SSF 型)SM 1.31μm 140C
07	光ケーブル(4芯 SZ・SSF 型)SM 1.31μm 160C
08	光ケーブル(4芯 SZ・SSF 型)SM 1.31μm 180C
09	光ケーブル(4芯 SZ・SSF 型)SM 1.31μm 200C

表－4-17
(J1条件：「01」、J2条件：「13」選択時)

01	光ケーブル(4芯 SZ 難燃型)SM 1.31μm 60C
02	光ケーブル(4芯 SZ 難燃型)SM 1.31μm 80C
03	光ケーブル(4芯 SZ 難燃型)SM 1.31μm 100C
04	光ケーブル(4芯 SZ 難燃型)SM 1.31μm 120C
05	光ケーブル(4芯 SZ 難燃型)SM 1.31μm 128C
06	光ケーブル(4芯 SZ 難燃型)SM 1.31μm 140C
07	光ケーブル(4芯 SZ 難燃型)SM 1.31μm 160C
08	光ケーブル(4芯 SZ 難燃型)SM 1.31μm 180C
09	光ケーブル(4芯 SZ 難燃型)SM 1.31μm 200C

表－4-11
(J1条件：「01」、J2条件：「07」選択時)

01	光ケーブル(4芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 20C
02	光ケーブル(4芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 24C
03	光ケーブル(4芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 40C
04	光ケーブル(4芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 48C
05	光ケーブル(4芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 60C
06	光ケーブル(4芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 80C
07	光ケーブル(4芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 100C
08	光ケーブル(4芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 120C
09	光ケーブル(4芯テープ SZ 型)SM 1.31μm 128C

表－4-14
(J1条件：「01」、J2条件：「10」選択時)

01	光ケーブル(2芯 SZ・SSF 型)SM 1.31μm 24C
02	光ケーブル(2芯 SZ・SSF 型)SM 1.31μm 40C
03	光ケーブル(2芯 SZ・SSF 型)SM 1.31μm 48C

表－4-16
(J1条件：「01」、J2条件：「12」選択時)

01	光ケーブル(2芯 SZ 難燃型)SM 1.31μm 24C
02	光ケーブル(2芯 SZ 難燃型)SM 1.31μm 40C
03	光ケーブル(2芯 SZ 難燃型)SM 1.31μm 48C

表－4-18
(J1条件：「01」、J2条件：「14」選択時)

01	光ケーブル(層型、コルケート)SM 1.31μm 12C

表－4-19
(J1条件：「01」、J2条件：「15」選択時)

01	光ケーブル(4芯コルケート)SM 1.31μm 20C
02	光ケーブル(4芯コルケート)SM 1.31μm 40C
03	光ケーブル(4芯コルケート)SM 1.31μm 60C
04	光ケーブル(4芯コルケート)SM 1.31μm 80C
05	光ケーブル(4芯コルケート)SM 1.31μm 100C

表－4-20
(J1条件：「01」、J2条件：「16」選択時)

01	光ケーブルGI 20C
02	光ケーブルGI 40C
03	光ケーブルGI 60C
04	光ケーブルGI 80C
05	光ケーブルGI 100C

表－4-21
(J1条件：「01」、J2条件：「17」選択時)

01	光ケーブル(スぺーサ型)SM 1.31μm 2C
02	光ケーブル(スぺーサ型)SM 1.31μm 4C
03	光ケーブル(スぺーサ型)SM 1.31μm 6C
04	光ケーブル(スぺーサ型)SM 1.31μm 8C

表－4-22
(J1条件：「01」、J2条件：「18」選択時)

01	光ケーブル(8芯テープスロット)SM 1.31μm 320C
02	光ケーブル(8芯テープスロット)SM 1.31μm 360C
03	光ケーブル(8芯テープスロット)SM 1.31μm 400C
04	光ケーブル(8芯テープスロット)SM 1.31μm 440C
05	光ケーブル(8芯テープスロット)SM 1.31μm 520C
06	光ケーブル(8芯テープスロット)SM 1.31μm 600C

表－4-23
(J1条件：「01」、J2条件：「19」選択時)

01	光ケーブル(8芯テープSSD)SM 1.31μm 320C
02	光ケーブル(8芯テープSSD)SM 1.31μm 360C
03	光ケーブル(8芯テープSSD)SM 1.31μm 400C
04	光ケーブル(8芯テープSSD)SM 1.31μm 440C
05	光ケーブル(8芯テープSSD)SM 1.31μm 520C
06	光ケーブル(8芯テープSSD)SM 1.31μm 600C

表－4-24
(J1条件：「01」、J2条件：「20」選択時)

01	光ケーブル(8芯テープSSF)SM 1.31μm 320C
02	光ケーブル(8芯テープSSF)SM 1.31μm 360C
03	光ケーブル(8芯テープSSF)SM 1.31μm 400C
04	光ケーブル(8芯テープSSF)SM 1.31μm 440C
05	光ケーブル(8芯テープSSF)SM 1.31μm 520C
06	光ケーブル(8芯テープSSF)SM 1.31μm 600C

表－4-25
(J1条件：「01」、J2条件：「21」選択時)

01	光ケーブル(8芯テープ難燃型)SM 1.31μm 320C
02	光ケーブル(8芯テープ難燃型)SM 1.31μm 360C
03	光ケーブル(8芯テープ難燃型)SM 1.31μm 400C
04	光ケーブル(8芯テープ難燃型)SM 1.31μm 440C
05	光ケーブル(8芯テープ難燃型)SM 1.31μm 520C
06	光ケーブル(8芯テープ難燃型)SM 1.31μm 600C

表－4-26
(J1 条件：「01」、J2 条件：「22」、J3 条件：「01」選択時)

01	光ケーブル(非メタリック)DSF20c+SM4c(4芯テープ スロット)
02	光ケーブル(非メタリック)DSF40c+SM4c(4芯テープ スロット)
03	光ケーブル(非メタリック)DSF60c+SM4c(4芯テープ スロット)
04	光ケーブル(非メタリック)DSF80c+SM4c(4芯テープ スロット)
05	光ケーブル(非メタリック)DSF100c+SM4c(4芯テープ スロット)
06	光ケーブル(非メタリック)DSF40C+SM4C(4芯テープ SSF)
07	光ケーブル(非メタリック)DSF60C+SM4C(4芯テープ SSF)
08	光ケーブル(非メタリック)DSF80C+SM4C(4芯テープ SSF)
09	光ケーブル(非メタリック)DSF100C+SM4C(4芯テープ SSF)

表－4-27
(J1 条件：「01」、J2 条件：「22」、J3 条件：「02」選択時)

01	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 4C(4芯テープ スロット)
02	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 8C(4芯テープ スロット)
03	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 20C(4芯テープ スロット)
04	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 40C(4芯テープ スロット)
05	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 60C(4芯テープ スロット)
06	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 80C(4芯テープ スロット)
07	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm100C(4芯テープ スロット)
08	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm120C(4芯テープ スロット)
09	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm140C(4芯テープ スロット)
10	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm160C(4芯テープ スロット)
11	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm180C(4芯テープ スロット)
12	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm200C(4芯テープ スロット)
13	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm220C(4芯テープ スロット)
14	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm240C(4芯テープ スロット)
15	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm260C(4芯テープ スロット)
16	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm280C(4芯テープ スロット)
17	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm300C(4芯テープ スロット)
18	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 20C(4芯テープ SSF)
19	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 40C(4芯テープ SSF)
20	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 60C(4芯テープ SSF)
21	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 80C(4芯テープ SSF)
22	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 100C(4芯テープ SSF)
23	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 120C(4芯テープ SSF)
24	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 140C(4芯テープ SSF)
25	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 160C(4芯テープ SSF)
26	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 180C(4芯テープ SSF)
27	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 200C(4芯テープ SSF)
28	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 220C(4芯テープ SSF)
29	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 240C(4芯テープ SSF)
30	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 260C(4芯テープ SSF)
31	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 280C(4芯テープ SSF)
32	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 300C(4芯テープ SSF)
33	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 2C(スベ－サ型)
34	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 4C(スベ－サ型)
35	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 6C(スベ－サ型)
36	光ケーブル(非メタリック)SM 1.31μm 8C(スベ－サ型)

表－4-28
(J1 条件：「02」選択時)

01	光コート SM 1.31μm 1C
02	光コート SM 1.31μm 2C
03	光コート SM 1.31μm 4C
04	光コート SM 1.31μm 8C
05	光コート DSF1 芯
06	光コート DSF4 芯テープ
07	光コート DSF8 芯テープ

表－4-30
(J1 条件：「04」選択時)

01	光ファイバ層形 LAP シース SSF0.8dB 2C
02	光ファイバ層形 LAP シース SSF0.8dB 4C
03	光ファイバ層形 LAP シース SSF0.8dB 8C
04	光ファイバ層形 LAP シース SSF0.8dB 12C
05	光ファイバ層形 LAP シース SSF0.5dB 2C
06	光ファイバ層形 LAP シース SSF0.5dB 4C
07	光ファイバ層形 LAP シース SSF0.5dB 8C
08	光ファイバ層形 LAP シース SSF0.5dB 12C

表－4-29
(J1 条件：「03」選択時)

01	光ファイバ層形 LAP シース 0.8dB 2C
02	光ファイバ層形 LAP シース 0.8dB 4C
03	光ファイバ層形 LAP シース 0.8dB 8C
04	光ファイバ層形 LAP シース 0.8dB 12C
05	光ファイバ層形 LAP シース 0.5dB 2C
06	光ファイバ層形 LAP シース 0.5dB 4C
07	光ファイバ層形 LAP シース 0.5dB 8C
08	光ファイバ層形 LAP シース 0.5dB 12C

表－4-31
(J1 条件：「05」選択時)

01	光ファイバユニット型 LAP シース 0.8dB 18C
02	光ファイバユニット型 LAP シース 0.8dB 24C
03	光ファイバユニット型 LAP シース 0.8dB 36C
04	光ファイバユニット型 LAP シース 0.8dB 48C
05	光ファイバユニット型 LAP シース 0.5dB 18C
06	光ファイバユニット型 LAP シース 0.5dB 24C
07	光ファイバユニット型 LAP シース 0.5dB 36C
08	光ファイバユニット型 LAP シース 0.5dB 48C

⑤ 接続材・端末処理材

1 施工単価入力表

(1) 直線接続材料 (CV) JCAA 規格 600V

施工歩掛コード	WE504600	施工単位	組
施工区分			
種別	規格番号		
600V 8mm ² 単心	01		
600V 14mm ² 単心	02		
600V 22mm ² 単心	03		
600V 38mm ² 単心	04		
600V 60mm ² 単心	05		
600V 100mm ² 単心	06		
600V 150mm ² 単心	07		
600V 8mm ² 2 心	08		
600V 14mm ² 2 心	09		
600V 22mm ² 2 心	10		
600V 38mm ² 2 心	11		
600V 60mm ² 2 心	12		
600V 100mm ² 2 心	13		
600V 150mm ² 2 心	14		
600V 8mm ² 3 心	15		
600V 14mm ² 3 心	16		
600V 22mm ² 3 心	17		
600V 38mm ² 3 心	18		
600V 60mm ² 3 心	19		
600V 100mm ² 3 心	20		
600V 150mm ² 3 心	21		

(2) 直線接続材料 (CV) JCAA 規格高圧

施工歩掛コード	WE504700	施工単位	組
施工区分			
種別	規格番号		
3kV×単心 8mm ²	01		
3kV×単心 14mm ²	02		
3kV×単心 22mm ²	03		
3kV×単心 38mm ²	04		
3kV×単心 60mm ²	05		
3kV×単心 100mm ²	06		
3kV×単心 150mm ²	07		
3kV×3心 8mm ²	08		
3kV×3心 14mm ²	09		
3kV×3心 22mm ²	10		
3kV×3心 38mm ²	11		
3kV×3心 60mm ²	12		
3kV×3心 100mm ²	13		
3kV×3心 150mm ²	14		
6kV×単心 8mm ²	15		
6kV×単心 14mm ²	16		
6kV×単心 22mm ²	17		
6kV×単心 38mm ²	18		
6kV×単心 60mm ²	19		
6kV×単心 100mm ²	20		
6kV×単心 150mm ²	21		
6kV×3心 8mm ²	22		
6kV×3心 14mm ²	23		
6kV×3心 22mm ²	24		
6kV×3心 38mm ²	25		
6kV×3心 60mm ²	26		
6kV×3心 100mm ²	27		
6kV×3心 150mm ²	28		

(3) 端末処理材料 (CV) JCAA 規格 600V

施工歩掛コード	WE504800	施工単位	組
施工区分			
種別	規格番号		
600V 14mm ² 単心	01		
600V 22mm ² 単心	02		
600V 38mm ² 単心	03		
600V 60mm ² 単心	04		
600V 100mm ² 単心	05		
600V 150mm ² 単心	06		
600V 14mm ² 2心	07		
600V 22mm ² 2心	08		
600V 38mm ² 2心	09		
600V 60mm ² 2心	10		
600V 100mm ² 2心	11		
600V 150mm ² 2心	12		
600V 14mm ² 3心	13		
600V 22mm ² 3心	14		
600V 38mm ² 3心	15		
600V 60mm ² 3心	16		
600V 100mm ² 3心	17		
600V 150mm ² 3心	18		

(4) 端末処理材料 (CV) JCAA 規格高圧

施工歩掛コード	WE504900	施工単位	組
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
14mm ² 単心	01	規格 (表－1)	
22mm ² 単心	02		
38mm ² 単心	03		
60mm ² 単心	04		
100mm ² 単心	05		
150mm ² 単心	06		
14mm ² 3心	07		
22mm ² 3心	08		
38mm ² 3心	09		
60mm ² 3心	10		
100mm ² 3心	11		
150mm ² 3心	12		

表－1 規格

規格	入力番号
3kV 屋内	1
3kV 屋外	2
6kV 屋内	3
6kV 屋外	4

⑥ 配管材等

1 施工単価入力表

(1) 薄鋼電線管 (C)

施工歩掛コード	WE505100	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
呼び径 19	01	付属品率 (%)	
呼び径 25	02		
呼び径 31	03		
呼び径 39	04		
呼び径 51	05		
呼び径 63	06		
呼び径 75	07		

(2) 厚鋼電線管 (G)

施工歩掛コード	WE505200	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
呼び径 16	01	付属品率 (%)	
呼び径 22	02		
呼び径 28	03		
呼び径 36	04		
呼び径 42	05		
呼び径 54	06		
呼び径 70	07		
呼び径 82	08		
呼び径 92	09		
呼び径 104	10		

(3) ねじ無し電線管 (E)

施工歩掛コード	WE505300	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
呼び径 19	01	付属品率 (%)	
呼び径 25	02		
呼び径 31	03		
呼び径 39	04		
呼び径 51	05		
呼び径 63	06		
呼び径 75	07		

(4) 硬質ビニル電線管 (VE)

施工歩掛コード	WE505400	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
呼び径 14	01	付属品率 (%)	
呼び径 16	02		
呼び径 22	03		
呼び径 28	04		
呼び径 36	05		
呼び径 42	06		
呼び径 54	07		
呼び径 70	08		
呼び径 82	09		

(5) 耐衝撃性硬質ビニル電線管 (HIVE)

施工歩掛コード	WE505500	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
呼び径 14	01	付属品率 (%)	
呼び径 16	02		
呼び径 22	03		
呼び径 28	04		
呼び径 36	05		
呼び径 42	06		
呼び径 54	07		
呼び径 70	08		
呼び径 82	09		

(6) 波付硬質ポリエチレン管 (FEP)

施工歩掛コード	WE505600	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
呼び径 30	01	付属品率 (%)	
呼び径 40	02		
呼び径 50	03		
呼び径 65	04		
呼び径 80	05		
呼び径 100	06		
呼び径 125	07		
呼び径 150	08		
呼び径 200	09		

(7) PE ライニング鋼管

施工歩掛コード	WE505700	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
呼び径 16	01	付属品率 (%)	
呼び径 22	02		
呼び径 28	03		
呼び径 36	04		
呼び径 42	05		
呼び径 54	06		
呼び径 70	07		
呼び径 82	08		
呼び径 92	09		

(8) 金属製可とう電線管

施工歩掛コード	WE505800	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
ビニル被覆 二種 50φ	01	付属品率 (%)	
ビニル被覆 二種 76φ	02		

(9) ガス管 (SGP)

施工歩掛コード	WE530100	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
白ねじ無し管 15A	01	付属品率 (%)	
白ねじ無し管 20A	02		
白ねじ無し管 25A	03		
白ねじ無し管 32A	04		
白ねじ無し管 40A	05		
白ねじ無し管 50A	06		
白ねじ無し管 65A	07		
白ねじ無し管 80A	08		
白ねじ無し管 100A	09		
白ねじ無し管 125A	10		
白ねじ無し管 150A	11		
白ねじ無し管 200A	12		
白ねじ無し管 250A	13		
白ねじ無し管 300A	14		
白ねじ無し管 350A	15		

(10) 硬質塩化ビニル管

施工歩掛コード	WE530200	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
一般管 VP- 30	01	付属品率 (%)	
一般管 VP- 40	02		
一般管 VP- 50	03		
一般管 VP- 65	04		
一般管 VP- 75	05		
一般管 VP-100	06		

(11) 一般配管用ステンレス鋼鋼管

施工歩掛コード	WE530300	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
13SU T=0.8	01	付属品率 (%)	
20SU T=1.0	02		
25SU T=1.2	03		
30SU T=1.2	04		
40SU T=1.2	05		
50SU T=1.2	06		
60SU T=1.5	07		
75SU T=1.5	08		
80SU T=2.0	09		
100SU T=2.0	10		
125SU T=2.0	11		
150SU T=3.0	12		
200SU T=3.0	13		
250SU T=3.0	14		
300SU T=3.0	15		

(12) ヒューム管

施工歩掛コード	WE535200	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
外圧管 1 種 B 形 150×26×2000	01		
外圧管 1 種 B 形 200×27×2000	02		
外圧管 1 種 B 形 250×28×2000	03		
外圧管 2 種 B 形 150×26×2000	04		
外圧管 2 種 B 形 200×27×2000	05		
外圧管 2 種 B 形 250×28×2000	06		

(13) アルミ製ケーブルラック

施工歩掛コード	WE506100	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
W = 200mm	01	ケーブルラックの 高さ (表-1)	
W = 300mm	02		
W = 400mm	03		
W = 500mm	04		
W = 600mm	05		
W = 800mm	06		
W = 1000mm	07		

表-1 ケーブルラックの高さ

ケーブルラックの高さ	入力番号
H = 60mm 直線型	1
H = 70mm 直線型	2
H = 80mm 直線型	3
H = 100mm 直線型	4

表-2 ケーブルラックの高さ

ケーブルラックの高さ	入力番号
H = 70mm 直線型	1
H = 100mm 直線型	2

(14) 溶融亜鉛メッキ製ケーブルラック

施工歩掛コード	WE506200	施工単位	m
施工区分		入力条件	
種別	規格番号	J1	
W = 200mm	01	ケーブルラックの 高さ (表-2)	
W = 300mm	02		
W = 400mm	03		
W = 500mm	04		
W = 600mm	05		
W = 700mm	06		
W = 800mm	07		
W = 900mm	08		
W = 1000mm	09		
W = 1200mm	10		

(15) 鉄筋コンクリートケーブルトラフ

施工歩掛コード	WE506300	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
直線用 (70) 1000×70×75	01		
直線用 (70) 500×70×75	02		
直線用 (120) 500×120×75	03		
直線用 (150A) 500×150×90	04		
直線用 (150B) 500×150×120	05		
直線用 (200A) 500×200×90	06		
直線用 (200B) 500×200×170	07		
直線用 (250) 500×250×170	08		
直線用 (300) 500×300×170	09		
直線用 (400) 500×400×215	10		

(16) エントランスキャップ

施工歩掛コード	WE506400	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
VE-42 用	01		
VE-70 用	02		

(17) 埋設標識シート

施工歩掛コード	WE523200	施工単位	巻
施工区分			
種別	規格番号		
150mm×50m シングル	01		
150mm×50m 2 倍	02		
150mm×50m 3.5 倍	03		
300mm×50m シングル	04		
300mm×50m 2 倍	05		
400mm×50m 2 倍	06		

⑦ 分電盤等

1 施工単価入力表

(1) 分電盤キャビネット

施工歩掛コード	WE510200	施工単位	面
施工区分			
種別	規格番号		
屋外用 400×500×140 (mm)	01		

(2) 仮設ボックス

施工歩掛コード	WE510300	施工単位	面
施工区分			
種別	規格番号		
屋外用 400×300×200 (mm)	01		
屋外用 500×400×200 (mm)	02		
屋外用 600×700×200 (mm)	03		
屋外用 700×1200×200 (mm)	04		

(3) 低圧遮断器

施工歩掛コード	WE510400	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
600V 3P 50AF	01		
600V 3P 225AF	02		

(4) 漏電遮断器

施工歩掛コード	WE510500	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
600V 3P 30AF	01		
600V 3P 50AF	02		
600V 3P 100AF	03		
600V 3P 200AF	04		
600V 3P 1000AF	05		

(5) 安全開閉器

施工歩掛コード	WE510600	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
3P 100A	01		

(6) 低圧進相コンデンサ

施工歩掛コード	WE510700	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
200V 150 μ F	01		
200V 200 μ F	02		
200V 250 μ F	03		

⑧ 照明器具等

1 施工単価入力表

(1) 照明器具 (建電協形)

施工歩掛コード	WE512100	施工単位	個	施工歩掛コード	WE512100	施工単位	個
施工区分				施工区分			
種別	規格番号			種別	規格番号		
KSN-2	01			KH270B	31		
KSN-3	02			KH360B	32		
KSN-2-H	03			KH110B-S	33		
KSN-3-H	04			KH180B-S	34		
KSC-7	05			KH220B-S	35		
KSC-4	06			KH270B	31		
KC-4	07			KH360B	32		
KL035B	08			KH110B-S	33		
KL055B	09			KH180B-S	34		
KL090B	10			KH220B-S	35		
KL135B	11			KH270B-S	36		
KL180B	12			KH360B-S	37		
KL035C	13			KLP035B	38		
KL055C	14			KLP055B	39		
KL090C	15			KLP035B-S	40		
KL135C	16			KLP055B-S	41		
KL180C	17			KLP035C	42		
KL035B-S	18			KLP055C	43		
KL055B-S	19			KLP035C-S	44		
KL090B-S	20			KLP055C-S	45		
KL135B-S	21			KSF-2A	46		
KL180B-S	22			KSF-2B	47		
KL035C-S	23			KSF-2C	48		
KL055C-S	24			KSF-2D	49		
KL090C-S	25			KDF-2A	50		
KL135C-S	26			KDF-2B	51		
KL180C-S	27						
KH110B	28						
KH180B	29						
KH220B	30						

(2) 照明器具 (切羽照明用)

施工歩掛コード	WE512200	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
リフレクタ投光器	01		

(3) 照明器具 (坑内照明用)

施工歩掛コード	WE512300	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
40W 蛍光灯 防湿・防雨型	01		

(4) L E D道路照明灯具 (建電協型)

施工歩掛コード	WE535300	施工単位	台・本
施工区分			
種別	規格番号		
K C E 0 5 0 - 2	01		
K C E 0 7 0 - 2	02		
K C E 1 0 0 - 2	03		
K C E 1 2 0 - 2	04		
K C E 1 4 0 - 2	05		
K C E 0 7 0 - 2 H (高速用)	06		
K C E 0 9 0 - 2 H (高速用)	07		
K C E 1 2 0 - 2 H (高速用)	08		
K C E 0 7 0 - 3	09		
K C E 1 0 0 - 3	10		
K C E 1 5 0 - 3	11		
K C E 0 5 0 - 2 C (交差点用)	12		
K C E 0 7 0 - 2 C (交差点用)	13		
K C E 0 9 0 - 2 C (交差点用)	14		
K C E 1 5 0 - 3 C (交差点用)	15		
専用ケーブル 直線型ボール用	16		

(5) L E D歩道照明灯具 (建電協型)

施工歩掛コード	WE535400	施工単位	台
施工区分			
種別	規格番号		
K H E 0 1 5	01		
K H E 0 3 0	02		

(6) LEDトンネル照明灯具(建電協型)

施工歩掛コード	WE535500	施工単位	台
施工区分			
種別	規格番号		
KWE030BL(基本照明)	01		
KWE045BL(基本照明)	02		
KWE060BL(基本照明)	03		
KWE070BL(基本照明)	04		
KWE090BL(基本)	05		
KWE120BL(基本)	06		
KWEP030BL(基本 蓄電池内蔵)	07		
KWEP045BL(基本 蓄電池内蔵)	08		
KWEP060BL(基本 蓄電池内蔵)	09		
KWEP070BL(基本 蓄電池内蔵)	10		
KWEP090BL(基本 蓄電池内蔵)	11		
KWEP120BL(基本 蓄電池内蔵)	12		
KWE030B(入口)	13		
KWE070B(入口)	14		
KWE100B(入口)	15		
KWE150B(入口)	16		
KWE200B(入口)	17		
KWE250B(入口)	18		
KWE300B(入口)	19		
KWE350B(入口)	20		
KWE030BL-D(基本)	21		
KWE045BL-D(基本)	22		
KWE060BL-D(基本)	23		
KWE070BL-D(基本)	24		
KWE090BL-D(基本)	25		
KWE120BL-D(基本)	26		
KWEP030BL-D(基本 蓄電池内蔵)	27		
KWEP045BL-D(基本 蓄電池内蔵)	28		
KWEP060BL-D(基本 蓄電池内蔵)	29		
KWEP070BL-D(基本 蓄電池内蔵)	30		
KWEP090BL-D(基本 蓄電池内蔵)	31		
KWEP120BL-D(基本 蓄電池内蔵)	32		
KWE030B-D(入口)	33		
KWE070B-D(入口)	34		
KWE100B-D(入口)	35		
KWE150B-D(入口)	36		
KWE200B-D(入口)	37		
KWE250B-D(入口)	38		
KWE300B-D(入口)	39		
KWE350B-D(入口)	40		

(7) 安定器（水銀灯用一般形）

施工歩掛コード	WE512600	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
100V 100W	01		
100V 200W	02		
100V 250W	03		
100V 300W	04		
100V 400W	05		
100V 700W	06		
100V 1000W	07		
200V 100W	08		
200V 200W	09		
200V 250W	10		
200V 300W	11		
200V 400W	12		
200V 700W	13		
200V 1000W	14		

(8) 安定器 (水銀灯用定電力形)

施工歩掛コード	WE512700	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
100V／200V 100W	01		
100V／200V 200W	02		
100V／200V 250W	03		
100V／200V 300W	04		
100V／200V 400W	05		
100V／200V 700W	06		
100V／200V 1000W	07		

(9) 安定器 (水銀灯用調光定電力形)

施工歩掛コード	WE512800	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
200V 250W	01		
200V 300W	02		
200V 400W	03		
200V 700W	04		
200V 1000W	05		

(10) 安定器 (ナトリウム灯用低圧)

施工歩掛コード	WE512900	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
100V／200V 35W	01		
100V／200V 55W	02		
100V／200V 90W	03		
100V／200V 135W	04		
100V／200V 180W	05		

(11) 安定器 (ナトリウム灯用高圧)

施工歩掛コード	WE513000	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
200V 180W (低始動形)	01		
200V 220W (低始動形)	02		
200V 270W (低始動形)	03		
200V 360W (低始動形)	04		
200V 450W (低始動形)	05		
200V 660W (低始動形)	06		
200V 940W (低始動形)	07		

(12) 高圧水銀ランプ (HF)

施工歩掛コード	WE513100	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
100W	01		
200W	02		
250W	03		
300W	04		
400W	05		
700W	06		
1000W	07		

(13) 低圧ナトリウムランプ (NX)

施工歩掛コード	WE513200	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
35W	01		
55W	02		
90W	03		
135W	04		
180W	05		

(14) 高圧ナトリウムランプ (NHF)

施工歩掛コード	WE513300	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
70W 水銀灯安定器点灯形	01		
110W 水銀灯安定器点灯形	02		
180W 水銀灯安定器点灯形	03		
220W 水銀灯安定器点灯形	04		
270W 水銀灯安定器点灯形	05		
360W 水銀灯安定器点灯形	06		
450W 水銀灯安定器点灯形	07		
660W 水銀灯安定器点灯形	08		
940W 水銀灯安定器点灯形	09		

(15) 高圧ナトリウムランプ (NHT)

施工歩掛コード	WE513400	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
180W 水銀灯安定器点灯形	01		
220W 水銀灯安定器点灯形	02		
360W 水銀灯安定器点灯形	03		

(16) 白熱灯ランプ

施工歩掛コード	WE513500	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
500W	01		

(17) 蛍光灯ランプ

施工歩掛コード	WE513600	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
40W 直管	01		

(18) 照明用テーパーポール (鋼製) (建電協型) 8 m埋込式

施工歩掛コード	WE535600	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
I S 8 - C (埋込式 めっき)	01		
I S 8 - S (埋込式 めっき)	02		
I A 8 - C (埋込式 めっき)	03		
I A 8 - S (埋込式 めっき)	04		
8 - 1 8 - C (埋込式 めっき)	05		
8 - 1 8 - S (埋込式 めっき)	06		
T S 8 - C (埋込式 めっき)	07		
T S 8 - S (埋込式 めっき)	08		
T A 8 - C (埋込式 めっき)	09		
T A 8 - S (埋込式 めっき)	10		
8 - 1 8 Y - C (埋込式 めっき)	11		
8 - 1 8 Y - S (埋込式 めっき)	12		
I S 8 - C (埋込式 塗装)	13		
I S 8 - S (埋込式 塗装)	14		
I A 8 - C (埋込式 塗装)	15		
I A 8 - S (埋込式 塗装)	16		
8 - 1 8 - C (埋込式 塗装)	17		
8 - 1 8 - S (埋込式 塗装)	18		
T S 8 - C (埋込式 塗装)	19		
T S 8 - S (埋込式 塗装)	20		
T A 8 - C (埋込式 塗装)	21		
T A 8 - S (埋込式 塗装)	22		
8 - 1 8 Y - C (埋込式 塗装)	23		
8 - 1 8 Y - S (埋込式 塗装)	24		

(19) 照明用テーパーポール(鋼製)(建電協型) 8m露出型

施工歩掛コード	WE535700	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
I S 8 B - C (ベース露出型 めっき)	01		
I S 8 B - S (ベース露出型 めっき)	02		
I A 8 B - C (ベース露出型 めっき)	03		
I A 8 B - S (ベース露出型 めっき)	04		
8 - 1 8 B - C (ベース露出 めっき)	05		
8 - 1 8 B - S (ベース露出 めっき)	06		
T S 8 B - C (ベース露出型 めっき)	07		
T S 8 B - S (ベース露出型 めっき)	08		
T A 8 B - C (ベース露出型 めっき)	09		
T A 8 B - S (ベース露出型 めっき)	10		
8 - 1 8 Y B - C (ベース露出 めっき)	11		
8 - 1 8 Y B - S (ベース露出 めっき)	12		
I S 8 B - C (ベース露出型 塗装)	13		
I S 8 B - S (ベース露出型 塗装)	14		
I A 8 B - C (ベース露出型 塗装)	15		
I A 8 B - S (ベース露出型 塗装)	16		
8 - 1 8 B - C (ベース露出 塗装)	17		
8 - 1 8 B - S (ベース露出 塗装)	18		
T S 8 B - C (ベース露出型 塗装)	19		
T S 8 B - S (ベース露出型 塗装)	20		
T A 8 B - C (ベース露出型 塗装)	21		
T A 8 B - S (ベース露出型 塗装)	22		
8 - 1 8 Y B - C (ベース露出 塗装)	23		
8 - 1 8 Y B - S (ベース露出 塗装)	24		

(20) 照明用テーパーポール (鋼製) (建電協型) 8 m埋設型

施工歩掛コード	WE535800	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
I S 8. 3 B-C (ベース埋設型 めっき)	01		
I S 8. 3 B-S (ベース埋設型 めっき)	02		
I A 8. 3 B-C (ベース埋設型 めっき)	03		
I A 8. 3 B-S (ベース埋設型 めっき)	04		
8. 3-18 B-C (ベース埋設 めっき)	05		
8. 3-18 B-S (ベース埋設 めっき)	06		
T S 8. 3 B-C (ベース埋設型 めっき)	07		
T S 8. 3 B-S (ベース埋設型 めっき)	08		
T A 8. 3 B-C (ベース埋設型 めっき)	09		
T A 8. 3 B-S (ベース埋設型 めっき)	10		
8. 3-18 Y B-C (ベース埋設 めっき)	11		
8. 3-18 Y B-S (ベース埋設 めっき)	12		
I S 8. 3 B-C (ベース埋設型 塗装)	13		
I S 8. 3 B-S (ベース埋設型 塗装)	14		
I A 8. 3 B-C (ベース埋設型 塗装)	15		
I A 8. 3 B-S (ベース埋設型 塗装)	16		
8. 3-18 B-C (ベース埋設 塗装)	17		
8. 3-18 B-S (ベース埋設 塗装)	18		
T S 8. 3 B-C (ベース埋設型 塗装)	19		
T S 8. 3 B-S (ベース埋設型 塗装)	20		
T A 8. 3 B-C (ベース埋設型 塗装)	21		
T A 8. 3 B-S (ベース埋設型 塗装)	22		
8. 3-18 Y B-C (ベース埋設 塗装)	23		
8. 3-18 Y B-S (ベース埋設 塗装)	24		

(21) 照明用テーパーポール(鋼製)(建電協型) 10m埋込式

施工歩掛コード	WE535900	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
I S 1 0 - C (埋込式 めっき)	01		
I S 1 0 - S (埋込式 めっき)	02		
I A 1 0 - C (埋込式 めっき)	03		
I A 1 0 - S (埋込式 めっき)	04		
T S 1 0 - C (埋込式 めっき)	05		
T S 1 0 - S (埋込式 めっき)	06		
T A 1 0 - C (埋込式 めっき)	07		
T A 1 0 - S (埋込式 めっき)	08		
I S 1 0 - C (埋込式 塗装)	09		
I S 1 0 - S (埋込式 塗装)	10		
I A 1 0 - C (埋込式 塗装)	11		
I A 1 0 - S (埋込式 塗装)	12		
T S 1 0 - C (埋込式 塗装)	13		
T S 1 0 - S (埋込式 塗装)	14		
T A 1 0 - C (埋込式 塗装)	15		
T A 1 0 - S (埋込式 塗装)	16		

(22) 照明用テーパースポール (鋼製) (建電協型) 10m露出型

施工歩掛コード	WE536000	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
I S 1 0 B - C (ベース露出型 めっき)	01		
I S 1 0 B - S (ベース露出型 めっき)	02		
I A 1 0 B - C (ベース露出型 めっき)	03		
I A 1 0 B - S (ベース露出型 めっき)	04		
1 0 - 2 1 B - C (ベース露出 めっき)	05		
1 0 - 2 1 B - S (ベース露出 めっき)	06		
T S 1 0 B - C (ベース露出型 めっき)	07		
T S 1 0 B - S (ベース露出型 めっき)	08		
T A 1 0 B - C (ベース露出型 めっき)	09		
T A 1 0 B - S (ベース露出型 めっき)	10		
1 0 - 2 1 Y B - C (ベース露出 めっき)	11		
1 0 - 2 1 Y B - S (ベース露出 めっき)	12		
I S 1 0 B - C (ベース露出型 塗装)	13		
I S 1 0 B - S (ベース露出型 塗装)	14		
I A 1 0 B - C (ベース露出型 塗装)	15		
I A 1 0 B - S (ベース露出型 塗装)	16		
1 0 - 2 1 B - C (ベース露出 塗装)	17		
1 0 - 2 1 B - S (ベース露出 塗装)	18		
T S 1 0 B - C (ベース露出型 塗装)	19		
T S 1 0 B - S (ベース露出型 塗装)	20		
T A 1 0 B - C (ベース露出型 塗装)	21		
T A 1 0 B - S (ベース露出型 塗装)	22		
1 0 - 2 1 Y B - C (ベース露出 塗装)	23		
1 0 - 2 1 Y B - S (ベース露出 塗装)	24		

(23) 照明用テーパーポール(鋼製)(建電協型) 10m埋設型

施工歩掛コード	WE536100	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
I S 1 0 . 3 B - C (ベース埋設型 めっき)	01		
I S 1 0 . 3 B - S (ベース埋設型 めっき)	02		
I A 1 0 . 3 B - C (ベース埋設型 めっき)	03		
I A 1 0 . 3 B - S (ベース埋設型 めっき)	04		
1 0 . 3 - 2 1 B - C (ベース埋設 めっき)	05		
1 0 . 3 - 2 1 B - S (ベース埋設 めっき)	06		
T S 1 0 . 3 B - C (ベース埋設型 めっき)	07		
T S 1 0 . 3 B - S (ベース埋設型 めっき)	08		
T A 1 0 . 3 B - C (ベース埋設型 めっき)	09		
T A 1 0 . 3 B - S (ベース埋設型 めっき)	10		
1 0 . 3 - 2 1 Y B - C (ベース埋設 めっき)	11		
1 0 . 3 - 2 1 Y B - S (ベース埋設 めっき)	12		
I S 1 0 . 3 B - C (ベース埋設型 塗装)	13		
I S 1 0 . 3 B - S (ベース埋設型 塗装)	14		
I A 1 0 . 3 B - C (ベース埋設型 塗装)	15		
I A 1 0 . 3 B - S (ベース埋設型 塗装)	16		
1 0 . 3 - 2 1 B - C (ベース埋設 塗装)	17		
1 0 . 3 - 2 1 B - S (ベース埋設 塗装)	18		
T S 1 0 . 3 B - C (ベース埋設型 塗装)	19		
T S 1 0 . 3 B - S (ベース埋設型 塗装)	20		
T A 1 0 . 3 B - C (ベース埋設型 塗装)	21		
T A 1 0 . 3 B - S (ベース埋設型 塗装)	22		
1 0 . 3 - 2 1 Y B - C (ベース埋設 塗装)	23		
1 0 . 3 - 2 1 Y B - S (ベース埋設 塗装)	24		

(24) 照明用テーパーポール (鋼製) (建電協型) 1 2 m露出型

施工歩掛コード	WE536200	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
I S 1 2 B - C (ベース露出型 めっき)	01		
I S 1 2 B - S (ベース露出型 めっき)	02		
I A 1 2 B - C (ベース露出型 めっき)	03		
I A 1 2 B - S (ベース露出型 めっき)	04		
T S 1 2 B - C (ベース露出型 めっき)	05		
T S 1 2 B - S (ベース露出型 めっき)	06		
T A 1 2 B - C (ベース露出型 めっき)	07		
T A 1 2 B - S (ベース露出型 めっき)	08		
I S 1 2 B - C (ベース露出型 塗装)	09		
I S 1 2 B - S (ベース露出型 塗装)	10		
I A 1 2 B - C (ベース露出型 塗装)	11		
I A 1 2 B - S (ベース露出型 塗装)	12		
T S 1 2 B - C (ベース露出型 塗装)	13		
T S 1 2 B - S (ベース露出型 塗装)	14		
T A 1 2 B - C (ベース露出型 塗装)	15		
T A 1 2 B - S (ベース露出型 塗装)	16		

(25) 照明用テーパーポール(鋼製)(建電協型) 12m埋設型

施工歩掛コード	WE536300	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
I S 1 2 . 3 B - C (ベース埋設型 めっき)	01		
I S 1 2 . 3 B - S (ベース埋設型 めっき)	02		
I A 1 2 . 3 B - C (ベース埋設型 めっき)	03		
I A 1 2 . 3 B - S (ベース埋設型 めっき)	04		
T S 1 2 . 3 B - C (ベース埋設型 めっき)	05		
T S 1 2 . 3 B - S (ベース埋設型 めっき)	06		
T A 1 2 . 3 B - C (ベース埋設型 めっき)	07		
T A 1 2 . 3 B - S (ベース埋設型 めっき)	08		
I S 1 2 . 3 B - C (ベース埋設型 塗装)	09		
I S 1 2 . 3 B - S (ベース埋設型 塗装)	10		
I A 1 2 . 3 B - C (ベース埋設型 塗装)	11		
I A 1 2 . 3 B - S (ベース埋設型 塗装)	12		
T S 1 2 . 3 B - C (ベース埋設型 塗装)	13		
T S 1 2 . 3 B - S (ベース埋設型 塗装)	14		
T A 1 2 . 3 B - C (ベース埋設型 塗装)	15		
T A 1 2 . 3 B - S (ベース埋設型 塗装)	16		

(26) スイッチ付端子ボックス

施工歩掛コード	WE510100	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
SB-902	01		
SB-902 B10	02		
SB-902 B11	03		
SB-902 B20	04		
SB-902 B22	05		

(27) アンカーボルト

施工歩掛コード	WE535100	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
M 8	01		
M10	02		

⑨ 電話付属用品等

1 施工単価入力表

(1) 端子板

施工歩掛コード	WE515200	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
透明樹脂製 202R	01		
透明樹脂製 204R	02		
透明樹脂製 206R	03		
透明樹脂製 252R	04		
透明樹脂製 254R	05		
透明樹脂製 256R	06		
A1 号 10 回線	07		
A2 号 10 回線	08		
A2 号 5 回線	09		

(2) 避雷器弾器

施工歩掛コード	WE515300	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
111A	01		
101A	02		

(3) 転換器

施工歩掛コード	WE515400	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
A 12 号	01		
K 12 号	02		

⑩ 建柱材等

1 施工単価入力表

(1) 木柱

施工歩掛コード	WE520100	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
杉 6.5mm 末口 12 cm	01		
杉 7.5mm 末口 13 cm	02		
杉 7.5mm 末口 14 cm	03		
杉 8.0mm 末口 16 cm	04		
杉 9.0mm 末口 16 cm	05		
杉 9.0mm 末口 18 cm	06		
杉 10.0mm 末口 18 cm	07		
杉 11.0mm 末口 19 cm	08		
杉 12.0mm 末口 20 cm	09		

(2) コンクリートポール（電力仕様）

施工歩掛コード	WE520200	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
6.9m 末口 10cm80kgf	01		
10m 末口 19cm350kgf	02		
11m 末口 19cm350kgf	03		
12m 末口 19cm350kgf	04		
12m 末口 19cm500kgf	05		
13m 末口 19cm500kgf	06		
14m 末口 19cm500kgf	07		
15m 末口 19cm500kgf	08		
13m 末口 19cm700kgf	09		
14m 末口 19cm700kgf	10		
15m 末口 19cm700kgf	11		

(3) コンクリートポール (NTT仕様)

施工歩掛コード	WE520300	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
7.0m 末口 14 cm 150kgf	01		
7.5m 末口 14 cm 200kgf	02		
8.0m 末口 14 cm 200kgf	03		
9.0m 末口 14 cm 250kgf	04		
7.0m 末口 19 cm 430kgf	05		
7.5m 末口 19 cm 430kgf	06		
8.0m 末口 19 cm 430kgf	07		
9.0m 末口 19 cm 430kgf	08		
7.0m 末口 19 cm 600kgf	09		
7.5m 末口 19 cm 600kgf	10		
8.0m 末口 19 cm 600kgf	11		
9.0m 末口 19 cm 600kgf	12		

(4) パンザーマスト

施工歩掛コード	WE520400	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
R14 7.32m	01		
R15 9.02m	02		
R16 10.68m	03		
R17 12.30m	04		
R18 13.88m	05		
R19 15.42m	06		
R25 7.22m	07		
R26 8.88m	08		
R27 10.50m	09		
R28 12.08m	10		
R29 13.62m	11		
R35 5.44m	12		
R36 7.10m	13		
R37 8.72m	14		
R38 10.30m	15		
R39 11.84m	16		
R110 16.92m	17		
R111 18.37m	18		
R112 19.82m	19		
R210 15.12m	20		
R211 16.57m	21		
R212 18.02m	22		
R213 19.42m	23		
R310 13.34m	24		
R311 14.79m	25		
R312 16.24m	26		
R313 17.64m	27		
R314 19.00m	28		

(5) コンクリート根かせ

施工歩掛コード	WE521800	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
A 型 (バンド付)	01		
B 型 (バンド付)	02		
C 型 (バンド付)	03		

⑪ 装柱金具その他等

1 施工単価入力表

(1) がいし（配電線用）

施工歩掛コード	WE520500	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
高压耐張 普通形 普通形	01		
高压耐張 耐塩形 (2 山)	02		
高压ピン 普通形 大	03		
高压ピン 耐塩形 88mm	04		
高压ピン 耐塩形 120mm	05		
高压ピン 耐塩形 100mm	06		
玉 100×100	07		
低压引留 75×65	08		
低压ピン 大 立ピン	09		
低压ピン 中 立ピン	10		

(2) 足場ボルト

施工歩掛コード	WE521900	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
CP 用	01		

(3) 軽腕金

施工歩掛コード	WE522000	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
0.9m テ	01		
1.2m ト	02		
1.5m テ	03		
1.5m ヒ	04		
1.8m テ	05		
1.8m ヒ	06		

(4) アームタイ

施工歩掛コード	WE522100	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
2.3×25×945 (mm)	01		

(5) 巻付グリップ

施工歩掛コード	WE522200	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
シンプル、玉碍子用 22mm ²	01		

(6) ステンレスバンド

施工歩掛コード	WE522300	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
SFT-005	01		
SFBT-10, SLS-1	02		

(7) 装柱金具

施工歩掛コード	WE522400	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
U ボルト 13×220	01		

(8) 引留クランプ

施工歩掛コード	WE522500	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
高圧 22mm ²	01		
高圧 38mm ²	02		

(9) 蓄力形コネクタ

施工歩掛コード	WE522600	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
22mm ²	01		
38mm ²	02		

(10) 高圧分岐カバー

施工歩掛コード	WE522700	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
T1、2 個用	01		

(11) 高圧水切カバー

施工歩掛コード	WE522800	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
100A	01		

(12) ステープロック

施工歩掛コード	WE522900	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
No.1 ロッド付	01		
No.2 ロッド付	02		
No.3 ロッド付	03		

(13) 配電用避雷器

施工歩掛コード	WE523000	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
8.4KV 一般型	01		

(14) 低圧ラック

施工歩掛コード	WE523100	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
低圧ラック	01		

(15) 亜鉛メッキ鋼より線

施工歩掛コード	WE506500	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
2 種 A 級 22mm ²	01		

(16) 一般支持金具

施工歩掛コード	WE506700	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
TA85	01		

(17) 一般用受皿

施工歩掛コード	WE506800	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
15R ポリエチレン	01		
25R ポリエチレン	02		

⑫ 避雷針及び設置資材

1 施工単価入力表

(1) 避雷針（クロムメッキ突針）

施工歩掛コード	WE520600	施工単位	基
施工区分			
種別	規格番号		
建設省型 LR-1 (LR-2)	01		

(2) 避雷針（支持管）

施工歩掛コード	WE520700	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
建設省型 STK 4m	01		
建設省型 STK 5m	02		
建設省型 STK 6m	03		
建設省型 STK 7m	04		
建設省型 STK 8m	05		
建設省型 BST（黄銅管）4m	06		
建設省型 BST（黄銅管）5m	07		
建設省型 BST（黄銅管）6m	08		
建設省型 SUS（ステンレス管）4m	09		
建設省型 SUS（ステンレス管）5m	10		
建設省型 SUS（ステンレス管）6m	11		

(3) 避雷針(支持管取付金物)

施工歩掛コード	WE520800	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
銅管用 露出 径 48.6	01		
銅管用 露出 径 60.5	02		
銅管用 露出 径 76.3	03		
黄銅管用 露出 径 38.0	04		
黄銅管用 露出 径 50.8	05		
黄銅管用 露出 径 63.5	06		
SUS用 露出 径 48.6	07		
SUS用 露出 径 60.5	08		
SUS用 露出 径 76.3	09		

(4) 避雷針(導線引出金物)

施工歩掛コード	WE520900	施工単位	個
施工区分			
種別	規格番号		
鉄骨用アース端子	01		

(5) 避雷針(接続端子)

施工歩掛コード	WE521000	施工単位	組
施工区分			
種別	規格番号		
試験用 黄銅製 クロームメッキ	01		
T型分岐端子 黄銅・銅製	02		

(6) 避雷針(端子箱)

施工歩掛コード	WE521100	施工単位	面
施工区分			
種別	規格番号		
建設省型 TB-AF (S) 1A	01		
建設省型 TB-CG (T) 1A	02		
建設省型 TB-SG (T) 1A	03		

(7) 避雷針(接地埋設標示板)

施工歩掛コード	WE521200	施工単位	枚
施工区分			
種別	規格番号		
建設省型 140×90×1.5t	01		

(8) 避雷針(接地極銅板)

施工歩掛コード	WE521300	施工単位	枚
施工区分			
種別	規格番号		
900×900×1.5t 黄銅ロウ付	01		

(9) 接地棒

施工歩掛コード	WE521400	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
E-B3 10φ×1000mm	01		

(10) 接地棒用リード端子

施工歩掛コード	WE521500	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
E-B10 10φ用 8mm ² ×500mm	01		

(11) 連結式接地棒

施工歩掛コード	WE521600	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
径 10× 900	01		
径 10×1500	02		
径 14×1500	03		

(12) 連結式接地棒用リード端子

施工歩掛コード	WE521700	施工単位	本
施工区分			
種別	規格番号		
径 10 用 8mm ² ×500	01		
径 10 用 22mm ² ×500	02		
径 14 用 22mm ² ×500	03		

(13) 鬼より線 (避雷導線)

施工歩掛コード	WE506600	施工単位	m
施工区分			
種別	規格番号		
40mm ²	01		
55mm ²	02		
60mm ²	03		
70mm ²	04		
100mm ²	05		

第Ⅸ編 機械設備

第1章	一般共通	IX-1-1
第2章	水門設備	IX-2-1
①	河川用水門設備	IX-2-1
②	ダム用水門設備	IX-2-36
第3章	ゴム引布製起伏ゲート設備	IX-3-1
第4章	揚排水ポンプ設備	IX-4-1
①	揚排水ポンプ設備	IX-4-1
②	コラム形水中ポンプ設備	IX-4-33
③	除塵設備	IX-4-47
第5章	ダム施工機械設備	IX-5-1
第6章	トンネル換気設備	IX-6-1
①	ジェットファン設備	IX-6-1
②	送風機設備	IX-6-9
第7章	トンネル非常用施設	IX-7-1
第8章	消融雪設備	IX-8-1

第 9 章	道路排水設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX- 9- 1
第10 章	共同溝付帯設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-10- 1
第11 章	駐車場設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-11- 1
①	自走式駐車場設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-11- 1
②	機械式駐車場設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-11- 4
第12 章	車両重量計設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-12- 1
第13 章	車両計測設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-13- 1
第14 章	道路用昇降設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-14- 1
①	エレベーター設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-14- 1
②	エスカレーター設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-14- 4
第15 章	ダム管理設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-15- 1
第16 章	遠方監視操作制御設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-16- 1
第17 章	河川浄化設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-17- 1
第18 章	鋼製付属設備・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-18- 1
第19 章	塗 装・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-19- 1
第20 章	機械設備点検・整備業務・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-20- 1
第21 章	機械設備設計業務委託・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-21- 1

第1章 一般共通

① 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-1- 1	2-2 間接工事費・・・・・・・・・・	IX-1-15
② 適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・	IX-1- 2	3 設計技術費・・・・・・・・・・	IX-1-20
③ 請負工事費の構成・・・・・・・・・・	IX-1- 3	4 一般管理費等・・・・・・・・・・	IX-1-20
1 製作原価・・・・・・・・・・	IX-1- 3	5 消費税等相当額・・・・・・・・・・	IX-1-20
2 据付工事原価・・・・・・・・・・	IX-1- 3	6 材料等の価格等の取扱い・・・・・・・・	IX-1-20
④ 請負工事費の費目・・・・・・・・・・	IX-1- 4	7 支給品の取扱い・・・・・・・・・・	IX-1-20
1 製作原価・・・・・・・・・・	IX-1- 4	8 「処分費等」の取扱い・・・・・・・・	IX-1-21
1-1 直接製作費・・・・・・・・・・	IX-1- 4	9 間接労務費，工場管理費の 項目別対象表・・・・・・・・・・	IX-1-21
1-2 間接製作費・・・・・・・・・・	IX-1- 4	10 共通仮設費，現場管理費の 項目別対象表・・・・・・・・・・	IX-1-22
2 据付工事原価・・・・・・・・・・	IX-1- 6	11 設計技術費，一般管理費等の 項目別対象表・・・・・・・・・・	IX-1-23
2-1 直接工事費・・・・・・・・・・	IX-1- 6		
2-2 間接工事費・・・・・・・・・・	IX-1- 7		
3 設計技術費・・・・・・・・・・	IX-1-10		
4 一般管理費等・・・・・・・・・・	IX-1-10		
5 消費税等相当額・・・・・・・・・・	IX-1-11		
⑤ 請負工事費の積算・・・・・・・・・・	IX-1-12	[基準の解説]	
1 製作原価・・・・・・・・・・	IX-1-12	1 製作原価・・・・・・・・・・	IX-1-33
1-1 直接製作費・・・・・・・・・・	IX-1-12	1-1 直接製作費・・・・・・・・・・	IX-1-33
1-2 間接製作費・・・・・・・・・・	IX-1-13	2 据付工事原価・・・・・・・・・・	IX-1-34
2 据付工事原価・・・・・・・・・・	IX-1-13	2-1 直接工事費・・・・・・・・・・	IX-1-34
2-1 直接工事費・・・・・・・・・・	IX-1-13	2-2 間接工事費・・・・・・・・・・	IX-1-36
		3 設計技術費・・・・・・・・・・	IX-1-37

4	一般管理費等……………	IX-1-37	9	土木工事と機械設備を一体で発注する場合……………	IX-1-40
5	端数処理……………	IX-1-37	10	旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費，現場管理費，設計技術費及び一般管理費等の調整……………	IX-1-41
6	材料費等の価格等の取扱い……………	IX-1-37			
7	随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費，設計技術費及び一般管理費等の調整……………	IX-1-39			
8	連続発注工事における工数補正……………	IX-1-40			

第1章 一般共通

① 目的

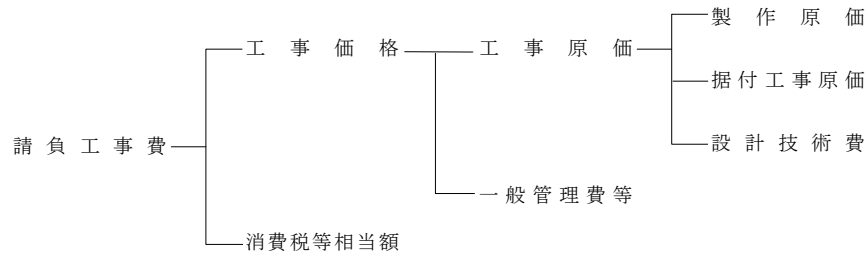
この積算基準は、公共工事に係る土木機械設備の製作据付工事の工事費の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。

② 適用範囲

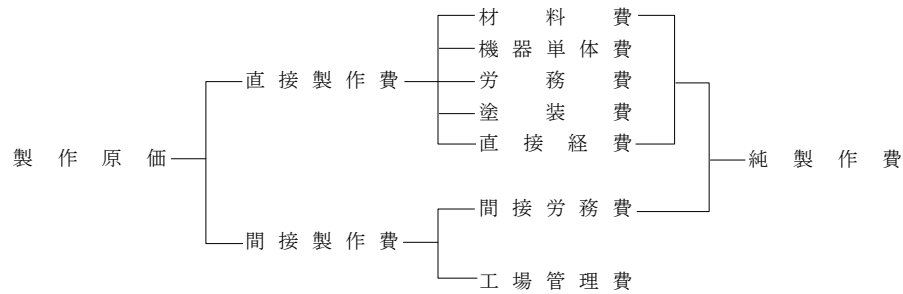
この積算基準は、神奈川県県土整備局の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。

③ 請負工事費の構成

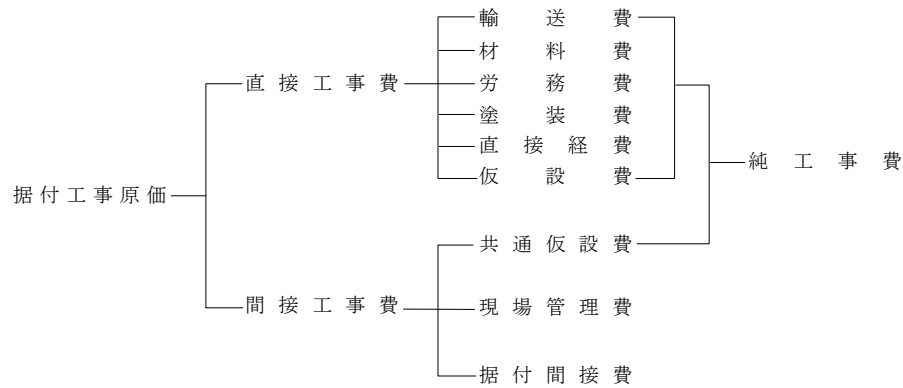
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1 製作原価



2 据付工事原価



④ 請負工事費の費目

工事費の費目

1 製作原価

製作原価の費目は、次のとおりとする。

1-1 直接製作費

(1) 材料費

製作に当って、直接及び補助的に使用される材料の費用である。

(イ) 直接材料費

設備の構成要素である製品の製作に関して直接消費され原則としてその製品の基本的実体となつて再現される材料及び部品の費用。

(ロ) 補助材料費

設備の構成要素である製品の製作に関して、補助的に消費され、製作過程において多くは消滅し、原則として製品の基本的実体となつて再現されない材料の費用。

(2) 機器単体費

設備の構成要素である製品の製作に当って、そのまま組込むことが出来る機器、又は単体の製品で設備の構成要素となるものの費用である。

(3) 労務費

設備の構成要素である製品の製作に直接従事する作業員に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額からなる。

なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる製品の仮組立・調整・解体に直接従事する作業員に対して支払われる賃金は、労務費に含まれる。

(4) 塗装費

工場において行う製品の塗装に要する費用である。

(5) 直接経費

設備の構成要素である製品の製作に必要な木型費、試運転費、特別経費に要する費用である。

(イ) 木型費

木型費が鋳放し単価に含まれていない場合の木型に要する費用

(ロ) 試運転費

特に必要と認められる試運転に要する費用

(ハ) 特別経費

特に必要があると認められる模型実験費、特許使用料等に要する費用

1-2 間接製作費

工場（据付工事部門等を除く）の管理運営のために要する費用及び製作品の製造設計に係る費用（システム設計費用を除く）である。

なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる費用のうち、試験装置・計器等の費用は工場管理費に含まれ、試験・運転費用は間接労務費、工場管理費に含まれる。

(1) 間接労務費

(イ) 間接工・工場管理業務者の給与手当等

工場における間接工・工場管理業務に従事した従業員に支払われる、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等

(ロ) 製造設計に係る従業員並びに間接工の給与手当等

製作品の製造設計に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職金給与引当金繰入額等

(2) 工場管理費

(イ) 消耗工具備品費

消耗工具, 備品等の費用

(ロ) 工場消耗品費

消耗品等の費用

(ハ) 事務用品費

事務用消耗品, 新聞, 参考図書等の購入費

(ニ) 修繕維持費

建物, 機械, 装置等の修繕維持費, 倉庫物品の管理費等

(ホ) 通信交通費

通信費, 交通費及び旅費

(ヘ) 会議費

会議に要する費用

(ト) 交際費

来客等の応対に要する費用

(チ) 法定福利費

従業員に関する労災保険料, 雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額等に要する費用

(リ) 福利厚生費

工場の従業員に係る慰安娯楽, 貸与被服, 医療, 慶弔見舞い等福利厚生, 文化活動等に要する費用

(ヌ) 動力用水光熱費

工場における電気料, 水道料, ガス料, 重油等燃料費等に要する費用

(ル) 印刷製本費

工場における資料のコピー, 写真, 印刷製本等に要する費用

(ヲ) 試験試作費

製品, 材料, 機械等の検査料及び製品開発, 研究, 設計, 試作等に要する費用

(ワ) 教育訓練費

工場における技能養成, 啓発, 資格取得, 安全訓練等に要する費用

(カ) 地代家賃

工場の土地, 建物等の借地借家料に要する費用

(ヨ) 保険料

工場の建物, 機械, 自動車等の損害保険料, 火災保険に要する費用

(タ) 租税公課

固定資産税, 自動車税, 軽自動車税等の租税公課。ただし機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

(レ) 減価償却費

工場の有形固定資産, 無形固定資産, 繰延資産等の減価償却額

(ソ) 製作外注経費

製品の加工・塗装等を専門業者等に外注する場合に必要となる費用

(ツ) 工場内運搬費

製品の工場内運搬等に要する費用, 製品の輸送に伴う荷造り費

(ネ) 雑費

(イ)から(ツ)までに属さない諸費用

2 据付工事原価

据付工事原価の費目は、次のとおりとする。

2-1 直接工事費

(1) 輸送費

製作工場の所在地から据付現場までの製品の輸送に要する費用である。

(2) 材料費

工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料の費用である。

(イ) 直接材料費

直接に消費され、原則として設備の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用

(ロ) 補助材料費

補助的に消費され据付過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となって再現されない材料の費用

(3) 労務費

工事を施工するに当り、直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与からなる。

(4) 塗装費

据付時に行う設備の塗装に要する費用である。

(5) 直接経費

工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。

(イ) 特許使用料

契約に基づき使用する特許の使用料

(ロ) 水道光熱電力料

工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び用水使用料

(ハ) 機械経費

工事を施工するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費等の合計額

(ニ) 試運転経費等

特に必要と認められる総合試運転等に要する費用

(ホ) 特別経費

特に必要があると認められる費用

(6) 仮設費

工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、交通管理等に要する費用。

2-2 間接工事費

(1) 共通仮設費

共通仮設費の項目及び内容は、次のとおりとする。

(イ) 運搬費

- a 機械器具の運搬等に要する費用
- b 現場内における機材の運搬に要する費用

(ロ) 準備費

- a 工事着手時の準備及び完成時の後片付けに要する費用
- b 調査, 測量, 丁張等に要する費用
- c 伐開, 整地及び除草に要する費用

(ハ) 事業損失防止施設費

工事施工に伴って発生する騒音, 地盤沈下, 地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費・撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用

(ニ) 安全費

- a 安全施設等に要する費用
- b 安全管理等に要する費用
- c a から b に掲げるもののほか工事施工上必要な安全対策等に要する費用

(ホ) 役務費

- a 土地の借上げに要する費用
- b 電力, 用水等の基本料
- c 電力設備用工事負担金

(ヘ) 技術管理費

- a 品質管理のための試験等に要する費用
- b 出来形管理のための測量等に要する費用
- c 工程管理のための資料の作成に要する費用
- d 完成図書, 設備管理台帳等の作成及び電子納品等に要する費用
- e a から d にまで掲げるものの他, 技術管理上必要な資料の作成に要する費用

(ト) 営繕費

- a 現場事務所, 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用
- b 労働者宿舍の営繕に要する費用又は, 労働者の宿泊に要する費用
- c 労働者の輸送に要する費用
- d 営繕費に係る敷地の借上げ費用

(2) 現場管理費

工事を施工するに当たり、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。

(イ) 労務管理費

現地採用の労働者及び事務員に係る次の費用

- a 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）
- b 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- c 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- d 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- e 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(ロ) 事務員給料手当等

現地採用の事務員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当等）及び賞与

(ハ) 退職金

現地採用の事務員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

(ニ) 事務用品費

現地における事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

(ホ) 通信交通費

現地における通信費、交通費及び旅費

(ヘ) 交際費

現場への来客等の応対に要する費用

(ト) 法定福利費

現地採用の労働者及び事務員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

(チ) 福利厚生費

現地採用の事務員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用

(リ) 安全訓練等に要する費用

現地における安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

(ヌ) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

(ル) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

(ヲ) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補修費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。

(ワ) 据付外注経費

据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費

(カ) 工事登録費

工事实績の登録等に要する費用

(ヨ) 雑費

(イ)から(カ)までに属さない諸費用

(3) 据付間接費

据付工事部門等を管理運営するために要する費用である。

(イ) 間接工・管理業務者の給料手当及び機械設備据付工の退職金等

据付工事部門等の間接工・管理業務に従事した従業員（現場代理人を含む）に支払われる基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額、並びに機械設備据付工に支払われる退職金及び退職給与引当金繰入額

(ロ) 事務用品費

据付工事部門等の事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

(ハ) 交通通信費

据付工事部門等の従業員の通信費、交通費及び旅費

(ニ) 会議費

据付工事部門等の会議に要する費用

(ホ) 交際費

据付工事部門等の来客等の応対に要する費用

(ヘ) 法定福利費

据付工事部門等の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

(ト) 福利厚生費

据付工事部門等の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用

(チ) 動力用水光熱費

据付工事部門等の電気料、水道料、ガス料、重油等の燃料費等に要する費用

(リ) 印刷製本費

据付工事部門等の資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用

(ヌ) 教育訓練費

据付工事部門等の技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用

(ル) 地代家賃

据付工事部門等の土地、建物等の借地借家料に要する費用

(ヲ) 保険料

据付工事部門等の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用

(ワ) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

(カ) 雑費

(イ)から(ワ)までに属さない諸費用

3 設計技術費

- (イ) システム設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等
製作品・機器の製造設計以外のシステム設計等に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額。
- (ロ) システム設計に係る管理費等
システム設計等に関して設計部門を管理運営するために要する備品、消耗品、事務用品費、維持修繕費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、雑費等の費用である。
- (ハ) 設計技術費（システム設計に係る費用）と、製作原価における間接労務費及び工場管理費で計上する製造（製作）設計に係る費用の区分は次表のとおりとする。

	システム設計に係る費用	製造（製作）設計に係る費用
設計計算書	・発注設計図書の確認 ・最適設計、細部計画等の立案 ・設計計算書の作成（開閉荷重等） ・実施仕様書、全体取扱説明書の作成 ・設計に関する打合せ資料の作成 ・機器単体品の注文仕様書の作成 ・他工事（土木・建築等）との取合確認等の資料作成	・確定仕様に基づく製作品の設計及び検討 ・製作品の強度計算書等の作成 ・製作品の詳細数量表の作成 ・製作品に組込む材料・部品の注文仕様書の作成 ・鍛造鋼部品の製作に必要な材料手配資料の作成
設計図面関係	・工事全体及び構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等） ・フローシート ・システムシーケンス図の作成 ・機器単体品の注文図面の作成 ・据付工事図面（基礎図、配管配線図等） ・他工事（土木・建築等）との取合い確認等に必要な図面の作成	・工場で作成するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面） ・製作品に組込む部品等の注文図書の作成
	設計技術費で計上	間接労務費・工場管理費で計上

4 一般管理費等

一般管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般管理費
施工に当る企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。
- (イ) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与金（損金算入分）
- (ロ) 従業員給料手当等
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- (ハ) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (ニ) 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- (ホ) 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- (ヘ) 通信交通費
通信、交通費及び旅費
- (ト) 交際費
本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用

- (チ) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料，雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (リ) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞い等福利厚生，文化活動等に要する費用
- (ヌ) 動力・用水光熱費
電力，水道，ガス，薪炭等の費用
- (ル) 調査研究費
技術研究，開発等の費用
- (ヲ) 広告宣伝費
広告，公告，宣伝に要する費用
- (ワ) 寄付金
- (カ) 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- (ヨ) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用，資源の開発，市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (タ) 地代家賃
事務所，寮・社宅等の借地借家料
- (レ) 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- (ソ) 租税公課
不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占用料，その他の公課
- (ツ) 減価償却費
建物，車両，機械装置・事務用備品等の減価償却額
- (ネ) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- (ナ) 雑費
電算等経費，社内打合わせ等の費用，学会及び協会活動等諸団体会費等の費用
- (2) 付加利益
施工に当る企業が継続して経営するために必要な費用である。
 - (イ) 法人税，都道府県民税，市町村民税等
 - (ロ) 株主配当金
 - (ハ) 役員賞与（損金算入分を除く）
 - (ニ) 内部留保金
 - (ホ) 支払利息割引料，支払保証料その他の営業外費用

5 消費税等相当額

消費税等相当額は，消費税及び地方消費税相当分の費用である。

⑤ 請負工事費の積算

1 製作原価

工場製作に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

1-1 直接製作費

(1) 材料費

1) 直接材料費

(イ) 材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。

(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。

なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし、原則としてネット質量の積上げとするがボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとする。

(ハ) 単価は、次のとおりとする。

a 鋼材の単価は、「(ベース価格+エキストラ料) × (1+材料割増率) - (スクラップ単価 × 材料割増率 × 0.7)」により算定するものとする。

b エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じ加算するものとする。

c 材料割増率は、表-1・1によるものとする。

d スクラップ単価は原則として、表-1・2「スクラップの該当品目」の区分による単価を適用する。

e 鋳造品のベース価格は、鋳放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鋳放し単価に含めるが、特殊なものについては、「直接経費」として別途計上するものとする。

f 鍛鋼品は、打放し(鋳造後)の単価を採用するものとする。

2) 補助材料費

(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。

(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。

(補助材料の内訳)

接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、油脂類(潤滑油、作動油を除く)、補修材、くぎ等である。ただし、鋳造に必要なコークス、石灰石、重油等は含まない。

(2) 機器単体費

1) 機器単体費の積算は、(所要量) × (単価) とする。

2) 所要量の算定は積上げによるものとする。

(3) 労務費

1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。

2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。

3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、公共工事設計労務単価表に定めるものとする。

(4) 塗装費

1) 塗装費の積算は、(塗装面積) × (1m²当りの単価) とする。

ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。

2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。

ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。

3) 溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。

(5) 直接経費

1) 個々の費目別に見積書、実績価格等の資料により決定するものとする。

1-2 間接製作費

(1) 間接労務費

- 1) 間接労務費の積算は、(間接労務費対象額) × (間接労務費率) とする。
- 2) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。
- 3) 間接労務費率は、表-1・3 によるものとする。
- 4) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。

(2) 工場管理費

- 1) 工場管理費の積算は、(工場管理費対象額) × (工場管理費率) とする。
- 2) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。
- 3) 純製作費は、「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。
- 4) 工場管理費率は、表-1・4 によるものとする。
- 5) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。

2 据付工事原価

据付けに係る各費目の積算は、次のとおりとする。

2-1 直接工事費

(1) 輸送費

- 1) 輸送費の積算は、表-1・5 による。なお、これにより難しい場合は別途積み上げる。
- 2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。
- 3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。

(2) 材料費

1) 直接材料費

- (イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。
- (ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。

(直接材料の内訳)

据付用鋼材、電線、電線管、鋼管、銅管等

2) 補助材料費

- (イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。
- (ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。

(補助材料の内訳)

接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等

(3) 労務費

- 1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。
- 2) 工数は各章で定めた値によるものとする。
- 3) 機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、公共工事設計労務単価表に定めるものとする。
- 4) 機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価表」による。
- 5) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。
 - (イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項)に定められた地域)における冬期屋外施工については、据付歩掛等の補正として、労務単価を補正する。

(4) 塗装費

- 1) 塗装費の積算は、(塗装面積) × (1㎡当りの単価) とする。
ただし、実績等により塗装費が明らかなものはこれによってもよいものとする。
- 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。
ただし、実績等により塗装面積が明らかなものはこれによってもよいものとする。
- 3) ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。

(5) 直接経費

- 1) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金などの資料により決定するものとする。
なお、機械経費は「請負工事機械経費積算要領」又は「建設機械等賃料積算基準」等によるものとする。
- 2) 機械経費として計上するトラッククレーン、空気圧縮機、発動発電機の経費は、「建設機械等賃料積算基準」によることを標準とする。

(6) 仮設費

- 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。
- なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。
- また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特記仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。
- a 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用
 - b その他、現場条件等により積上げを要する費用

2-2 間接工事費

(1) 共通仮設費

- (イ) 共通仮設費の積算は、(共通仮設費対象額) × (共通仮設費率) + (積上げによる費用) とする。
- (ロ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」「準備費に含まれる処分費」の合計額とする。
- (ハ) 直接工事費とは、据付工事原価中の「輸送費」「材料費」「労務費」「塗装費」「直接経費」「仮設費」の合計額とする。
- (ニ) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。
- (ホ) 共通仮設費率は、表-1・6によるものとする。
- (ヘ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。

(ト) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-1・6の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)	全ての工種 (注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.3	1
一般交通影響有り (2)	全ての工種 (注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2
市街地 (DID 補正)	全ての工種 (注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島	全ての工種 (注1)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4

(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

2. 施工地域区分は以下のとおりとする。

・市街地：

施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

- b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い

適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

- c その他

設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

1) 運搬費

(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。

- a 建設機械の自走による運搬（油圧伸縮ジブ型 80t 以上は、積み上げるものとする。）
- b 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む。）
- c 質量 20t 以上の建設機械の現場内小運搬
ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。
- d トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70t 吊）の分解・組立及び輸送に要する費用
- e 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用
- f 機材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く）、トレミー管等）の搬入、搬出及び現場内小運搬

(ロ) 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるものとする。

- a 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率を含む。
- b 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。
- c 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用
ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70t 吊）を除く。
- d 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 80t 吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 35t 吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料
- e 上記以外の質量 20t 以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体損料
- f その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
- g 上記(イ)及び(ロ) a～f における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む。）

2) 準備費

(イ) 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。

- a 工事着手前の基準点測定量等や工事着手時の準備費用
- b 完成時の後片付け費用

(ロ) 据付工数に含まれているものは、次のとおりとする。

施工期間中における準備、後片付け費用

(ハ) 積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。

伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用。この場合は特記仕様書に明示し積上げ積算するものとする。

3) 事業損失防止施設費

現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

- a 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用
- b 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

4) 安全費

(イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。

- a 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用

- b 不稼働日の保安要員等の費用
- c 安全用品等の費用
- d 安全委員会等に要する費用
- e 標識板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- (ロ) 積上げ積算による安全費は次のとおりとし、現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。
 なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。
 - a 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用
 - b 夜間作業を行う場合における照明に要する費用
 - c 酸素欠乏症の予防に要する費用
 - d 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用
 - e 粉塵作業の予防に要する費用
 - f 高圧作業の予防に要する費用
 - g 長大トンネル等における防火安全対策に要する費用（工事中連絡設備含む）
 - h バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等の美装化に要する費用
 - i その他、現場条件等により積上げを要する費用
- 5) 役務費
 現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。
 - a 土地の借上げ等に要する費用
 - b 電力、用水等の基本料
 - c 電力設備用工事負担金
- 6) 技術管理費
 (イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。
 - a 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用
 - b 据付けにおける出来形管理のための測量、計測、図面作成に要する費用
 - c 据付けにおける品質管理のための資料の作成に要する費用
 - d 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要の写真管理に要する費用
 - e 据付けにおける工程管理のための資料の作成等に要する費用
 - f 現場据付試運転報告書等の作成に要する費用
 - g 据付けにおける完成図書等の作成に要する費用
 - h 据付けにおける塗装膜厚施工管理に要する費用
 - i 据付けにおける施工管理で使用する OA 機器の費用
 - j 品質証明に係る費用（品質証明費）
 (ロ) 積上げ積算による技術管理費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。
 なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。
 - a マイクロフィルムの作成に要する費用
 - b 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用
 - c 施工実態調査及び諸経費動向調査に要する費用
 調査に要する費用とし、その費用については、設計技術費のみ非対象とする。
 - d その他、現場条件等により積上げを要する費用
 - e 上記以外に特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
- 7) 営繕費
 (イ) 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。

- a 現場事務所等の営繕（設置，撤去，維持・補修）に要する費用
 - b 労働者宿舍の営繕（設置，撤去，維持・補修）に要する費用又は，労働者が旅館等に宿泊した場合の宿泊に要する費用
 - c 倉庫及び材料保管場の営繕（設置，撤去，維持・補修）に要する費用
 - d 営繕費に係る土地・建物の借上げに要する費用
 - e 労働者の輸送に要する費用
- (ロ) 積上げ積算による営繕費は次のとおりとし，必要額を適正に積上げるものとする。
なお，積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。
- a 監督員詰所の営繕（設置，撤去，維持・補修）に要する費用
 - b 特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕（設置，撤去，維持・補修）に要する費用
 - c 現場事務所，監督員詰所等の美装化，シャワーの設置，トイレの水洗化等に要する費用
 - d 工事施工上，必要な営繕等に要する費用

(2) 現場管理費

- 1) 現場管理費の積算は、(現場管理費対象額) × (現場管理費率) とする。
- 2) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額＋支給品費)」の合計額とする。
- 3) 純工事費とは、「直接工事費」「共通仮設費」の合計額とする。
- 4) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。
- 5) 現場管理費率は、表－1・7のとおりとする。
- 6) 複数工種を一括発注する場合の現場管理費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大きい方の工種区分をいう。

7) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

- a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表－1・7の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)	全ての工種 (注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1
一般交通影響有り (2)	全ての工種 (注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
市街地 (DID 補正)	全ての工種 (注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
山間僻地及び離島	全ての工種 (注1)	人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4

(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

2. 施工地域区分は以下のとおりとする。

・市 街 地：

施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い

適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

c その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

(3) 据付間接費

- 1) 据付間接費の積算は、(据付間接費対象額) × (据付間接費率) とする。
- 2) 据付間接費対象額とは、直接工事費中の労務費のうち「機械設備据付工労務費」のみを対象とする。

なお、機械設備据付工労務費は積雪寒冷地補正、夜間割増等を含んだ価格とする。

- 3) 据付間接費率は、表-1・8のとおりとする。
- 4) 複数工種を一括発注する場合の据付間接費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、据付間接費対象額が大きい方の工種区分をいう。

また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。

3 設計技術費

- (1) 設計技術費の積算は、(設計技術費対象額) × (設計技術費率) とする。
- (2) 設計技術費対象額は、「製作原価」「据付工事原価」の合計額とする。
- (3) 標準設計技術費率は、表-1・9によるものとする。
- (4) 詳細設計付き施工発注方式の場合も、表-1・9の標準設計技術費率によるものとする。
- (5) 複数工種を一括発注する場合の設計技術費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、設計技術費対象額が大きい方の工種区分をいう。

また、鋼製付属設備の率は、鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。

4 一般管理費等

- (1) 一般管理費等の積算は、(工事原価) × (一般管理費等率) とする。
- (2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。
$$\text{一般管理費等率} = (\text{標準一般管理費等率}) \times (\text{前払金支出割合補正係数}) \times (\text{機器単体費補正係数})$$
 - 1) 標準一般管理費等率は、表-1・10によるものとする。
 - 2) 前払金支出割合補正係数は、表-1・11による。
 - 3) 機器単体費補正係数は、表-1・12による。
 - 4) 契約保証に係る費用は、別途積算する。

5 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

6 材料等の価格等の取扱い

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当額を含まないものとする。

7 支給品の取扱い

- (1) 支給品とは設備の製作、据付けに際して別途契約により取得した直接材料、電力、機器単体品、製作品等を受注者に支給するものをいう。
- (2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは、次のとおりとする。
 - 1) 直接材料、電力(ダム関係を除く)は、全額を現場管理費算定の対象とする。
 - 2) 機器単体品費及び製作品等は、現場管理費算定の対象としない。
- (3) 支給品は一般管理費等の算定の対象としない。

8 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は次表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費		
一 般 管 理 費 等		

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含むものとする。

なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。

2. 設計技術費については、処分費等を率計算の対象としない。
3. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

9 間接労務費，工場管理費の項目別対象表

項 目		間接労務費	工場管理費
材	料 費	×	×
機	器 単 体 費	×	×
労	務 費	○	○
塗	装 費	×	○
直	接 経 費	×	○
輸	送 費	×	×
間 接 製 作 費	間 接 労 務 費	—	○
	工 場 管 理 費	×	—
支 品 給 費	直 接 材 料	×	×
	電 力	×	×
	機 器 単 体 品	×	×
	製 作 品	×	×

○：対象とする ×：対象としない

10 共通仮設費，現場管理費の項目別対象表

項 目		共通仮設費	現場管理費
輸 送	費	○	○
材 料	費	○	○
労 務	費	○	○
塗 装	費	○	○
直 接 経 費		○	○
仮 設	費	○	○
間 接 費 工 事 費	共 通 仮 設 費	—	○
	事業損失防止施設費	○	○
	据 付 間 接 費	—	×
	現 場 管 理 費	—	—
支 給 費 品 費	直 接 材 料	○	○
	電 力	○*1	○*1
	機 器 単 体 品	×	×
	製 作 品	×	×
無 償 貸 付 機 械 等 評 価 額		○	○

○：対象とする

×：対象としない

*1：ダム関係は除く

11 設計技術費，一般管理費等の項目別対象表

項 目			設計技術費	一般管理費等
製作原価	材 料 費		○	○
	機 器 単 体 費		○	○*2
	労 務 費		○	○
	塗 装 費		○	○
	直 接 経 費		○	○
	間 接 費 製 作 費	間 接 労 務 費	○	○
		工 場 管 理 費	○	○
据付工事原価	輸 送 費		○	○
	材 料 費		○	○
	労 務 費		○	○
	塗 装 費		○	○
	直 接 経 費		○	○
	仮 設 費		○	○
	間 接 費 工 事 費	共 通 仮 設 費	○	○
		据 付 間 接 費	○	○
		現 場 管 理 費	○	○
無 償 貸 付 機 械 等 評 価 額			×	×
設 計 技 術 費			—	○
支給品費	直 接 材 料		○	×
	電 力		×	×
	機 器 単 体 品		×	×
	製 作 品		×	×

○：対象とする ×：対象としない *2：補正あり

表-1・1 材料割増率 (％)

材 料 名	割増率	備 考
鋼 板 ・ ス テ ン レ ス ク ラ ッ ド 鋼 板	12	
ス テ ン レ ス 鋼 板	12	
銅 板	25	
形 鋼 ・ 平 鋼 ステンレス平鋼，ステンレス形鋼	10	
棒 鋼 ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼	20	鉄筋・PC 鋼線は含まない
鋼 管 ， 銅 管 な ど の 管 材	10	
炭 素 鋼	15	ポンプ主軸に適用
鋳 鉄	20	
〃	10	ポンプケーシング吸吐出管に適用
鋳 鋼	30	
〃	20	ポンプ羽根車に適用
ス テ ン レ ス 鋳 鋼	20	ポンプ羽根車に適用
銅 合 金 鋳 物	40	
〃	20	ポンプ羽根車に適用
鍛 鋼	30	
ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 鋳 物	20	換気設備のファンロータに適用
ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 板 材	12	
ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 形 材 ・ 管 材	10	

(注) ステンレス鋼板で、中・大形水門、堰及びダム用水門設備等の戸当り金物のように機械加工を伴う場合の材料割増率は25%とする。

表-1・2 スクラップの該当品目

材 料 名	スクラップの該当品目
鋼 板 ・ ス テ ン レ ス ク ラ ッ ド 鋼 板	ヘビーH 1
ス テ ン レ ス 鋼 板 ・ 銅 板 ステンレス平鋼，ステンレス形鋼	ステンレス鋼板：ステンレス新断 銅 板：銅くず（並）
形 鋼 ・ 平 鋼	ヘビーH 1
棒 鋼 ・ 丸 鋼 ， ス テ ン レ ス 棒 鋼 ・ 丸 鋼	普 通 棒 鋼 ・ 丸 鋼：鋼ダライ粉 A ステンレス鋼棒・丸鋼：ステンレス新断
鋼 管 ， 銅 管 な ど の 管 材	鋼管：ヘビーH 1 銅管：銅くず（並）
鋳 鉄	銑ダライ粉 A
鋳 鋼	鋼ダライ粉 A
銅 合 金 鋳 物	黄，青銅くず，鋳物（並）
鍛 鋼	鋼ダライ粉 A
ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 鋳 物	アルミくず，機械鋳物

(注) 表以外の材料は、別途当該材質の品目を適用する。

表-1・3 間接労務費率

(%)

工 種 区 分	間接労務費率	備 考
水門設備, 除塵設備, ダム施工機械設備	75	水門設備のうち小形水門設備は除く
小形水門設備, 消融雪設備, 鋼製付属設備	60	
揚排水ポンプ設備, トンネル換気設備	90	

表-1・4 工場管理費率

(%)

工 種 区 分	工事管理費率	備 考
水門設備, 除塵設備, ダム施工機械設備	20	水門設備のうち小形水門設備は除く
小形水門設備, 消融雪設備, 鋼製付属設備	25	
揚排水ポンプ設備, トンネル換気設備	35	

表-1・5 新設工事輸送費(沖縄・離島を除く)

区 分		輸 送 費 [円]	「x」の定義
河川用 水門設備	小形 水門	プレートガーダ構造ローラゲート $(x \times D < 1,500 \text{ の場合})$ $y = (58.8x + 155) \times D + 51,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数
		プレートガーダ構造スライドゲート $(x \times D \geq 1,500 \text{ の場合})$ $y = (26.5x + 70) \times D + 116,000$	
	中・大形 水門, 堰	プレートガーダ構造ローラゲート $(x \times D < 1,500 \text{ の場合})$ $y = (44.9x + 337) \times D + 51,000$	
		プレートガーダ構造角落しゲート $(x \times D \geq 1,500 \text{ の場合})$ $y = (20.2x + 152) \times D + 116,000$	
		シェル構造ローラゲート $(x \times D < 1,500 \text{ の場合})$ $y = (135x - 1,594) \times D + 51,000$ $(x \times D \geq 1,500 \text{ の場合})$ $y = (60.9x - 717) \times D + 116,000$	
	起伏 堰	起伏ゲート 「小形水門 10 (m ² /門) 未満」及び 「中・大形水門, 堰 10 (m ² /門) 以上」 に準ずる。	扉体面積[m ² /門] ×門数
ダム用 水門設備	放流 設備	三方水密ラジアルゲート $y = (30.7x - 242) \times D + 1,226,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数
		四方水密ラジアルゲート $y = (252x - 643) \times D + 1,226,000$	
	制水 設備	四方水密ローラゲート $y = (105x + 694) \times D + 1,226,000$	
		四方水密スライドゲート $y = (55.8x + 797) \times D + 1,226,000$	
	放流 管	大容量放流管 $y = (12.4x - 811) \times D + 1,226,000$	放流管体積[m ³] ×条数
		大容量放流管 (整流板のみ) $y = (6.17x - 170) \times D + 1,226,000$	面積[m ²] × 面数
		小容量放流管 $y = (7.42x + 28) \times D + 1,226,000$	放流管体積[m ³] ×条数
	取水 設備	直線多段ゲート $y = (55.5x + 922) \times D + 1,226,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数
		円形多段ゲート $y = (112x - 132) \times D + 1,226,000$	体積[m ³] × 門数

(つづく)

(つづき)

区 分		輸 送 費 [円]	「x」の定義
ダム用 水門設備	小容量放流設備用 ゲート・バルブ	$y = (1.54x - 980) \times D + 63,000$	口径[mm]×門数 (適用範囲： $x \geq 700$)
ゴム引布製起伏ゲート設備		($x \times D < 1,500$ の場合) $y = (17.4x + 12) \times D + 51,000$ ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = (7.80x + 5) \times D + 116,000$	扉体面積[m ² /門] ×門数
揚排水ポンプ 設備	固定機場	$y = (7.70x + 805) \times D + 104,000$	ポンプ吐出量 [m ³ /min]×台数
	水中ポンプ (φ400 以上)	$y = (11.0x + 264) \times D + 104,000$	
	水中ポンプ (φ400 未満)	「道路排水設備」に準ずる。	
	除塵設備	$y = 52.0x \times D + 145,000$	対象設備質量[t]
ダム施工機械設備		$y = 26.6x \times D + 1,226,000$	対象設備質量[t]
トンネル換気 設備	ジェットファン・ ブースタファン	$y = (0.16x - 132) \times D + 124,000$	ファン口径[mm] ×基数 (適用範囲： $x \geq 1,000$)
トンネル非常 用施設	消火設備	$y = 73.9x \times D + 170,000$	対象設備質量[t]
消融雪設備	消雪設備 (散・送水管)	$y = 71.5x + 25,000$	散・送水管の延長 [m]
	消雪設備 (ケーシング管・ス トレナー・揚水管)	$y = 348x + 73,000$	ケーシング管＋ス トレナー＋揚水管 の延長[m]
	融雪設備	$y = 337x + 24,000$	融雪面積[m ²]
道路排水設備 (φ400 未満の揚排水ポンプ含む)		$y = (0.85x + 44) \times D + 103,000$	ポンプ口径[mm] ×台数
共同溝付帯設備		$y = 215x \times D + 69,000$	対象設備質量[t]
駐車場設備		$y = 30.6x \times D + 180,000$	対象設備質量[t]
車両重量計 設備	重量計	($x \times D < 1,500$ の場合) $y = 83.9x \times D + 51,000$ ($x \times D \geq 1,500$ の場合) $y = 37.8x \times D + 116,000$	対象設備質量[t]
	軸重計	$y = 75.1x \times D + 140,000$	対象設備質量[t]
道路用昇降設備		$y = 88.2x \times D + 130,000$	対象設備質量[t]
ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	「道路用昇降設備」に準ずる。	
	流木止設備	$y = 52.9x \times D + 199,000$	対象設備質量[t]
	係船設備		
遠方監視操作制御設備		$y = 89.9x \times D + 98,000$	対象設備質量[t]
鋼製付属設備		$y = 33.6x \times D + 46,000$	対象設備質量[t]

- (注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「x の定義」によるものとし、[D] は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量[t]とする。なお、輸送費 [円] は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。
2. 各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。
3. 揚排水ポンプ設備には、救急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。
4. 消融雪設備は、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。
5. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備（手摺、防護柵、タラップ

及び埋設する据付架台等)を含んでいる。

表-1・6 共通仮設費率

工種区分	対象額	300 万円以下	300 万円を超え 5 億円以下		5 億円を 超えるもの
	適用 区分	下 記 の 率 と す る。	(1)の算定式より算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る。		下 記 の 率 と す る。
			A	b	
水門設備, ダム施工機械設備, ダム管理設備		19. 81	240. 90	-0. 1675	8. 41
揚排水ポンプ設備 (新設), 除塵設備		17. 80	212. 61	-0. 1663	7. 60

工種区分	対象額	300 万円以下	300 万円を超え 1 億円以下		1 億円を 超えるもの
	適用 区分	下 記 の 率 と す る。	(1)の算定式より算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る。		下 記 の 率 と す る。
			A	b	
揚排水ポンプ設備(維持修繕)		25. 92	8679. 61	-0. 3898	6. 61

工種区分	対象額	300 万円以下	300 万円を超え 2 億円以下		2 億円を 超えるもの
	適用 区分	下 記 の 率 と す る。	(1)の算定式より算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る。		下 記 の 率 と す る。
			A	b	
道路付帯設備		24. 01	762. 79	-0. 2319	9. 07

(1) 算定式

$$Kr = A \cdot P^b$$

ただし Kr : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) Kr の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。

表-1・7 現場管理費率

工種区分	対象額	300 万円以下	300 万円を超え 5 億円以下		5 億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			A	b	
水門設備, ダム施工機械設備, ダム管理設備		21. 30	47. 16	－0. 0533	16. 22
揚排水ポンプ設備, 除塵設備		23. 83	105. 57	－0. 0998	14. 30

工種区分	対象額	300 万円以下	300 万円を超え 2 億円以下		2 億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			A	b	
道路付帯設備		21. 78	59. 51	－0. 0674	16. 41

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot P^b$$

ただし J_o : 現場管理費率 (%)

P : 対象額 (円)

$A \cdot b$: 変数値

(注) J_o の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。

表-1・8 据付間接費率

(%)

工 種 区 分			据付間接費率	備 考
水 門 設 備	水門等	新設	130	
		維持修繕	140	
	小形水門設備	新設	80	
		維持修繕	90	
	ゴム引布製起伏ゲート設備		90	
揚排水ポンプ設備			140	
除塵設備			110	
ダム施工機械設備			110	
トンネル換気設備，トンネル非常用施設， 車両重量計設備，車両計測設備， 消融雪設備，駐車場設備，道路用昇降設備			110	
道路排水設備・共同溝付帯設備			90	
ダム管理設備（流水止設備以外）			130	
ダム監理設備（流木止設備）			80	
鋼製付属設備			65	単独工事に適用

表-1・9 標準設計技術費率

対象額 適用 区分 工種区分	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 10 億円以下		10 億円を 超えるもの
	下記の率とする。	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
水門設備（小形水門設備除く）	3.32	23.589	-0.1217	1.89
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209	0.96
揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669	2.07
ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717	3.07
トンネル換気設備、駐車場設備、 道路用昇降設備	2.77	47.925	-0.1769	1.23

対象額 適用 区分 工種区分	500 万円以下	500 万円を超え 2 億円以下		2 億を 超えるもの
	下記の率とする。	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
小形水門設備	3.68	350.05	-0.2953	1.24
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469	1.52
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922	1.78
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690	1.72
車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289	2.21
消融雪設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34	40.425	-0.1447	2.54
鋼製付属設備（単独工事に適用）	3.68	350.05	-0.2953	1.24

(3) 算定式

$$Se = A \cdot P^b$$

ただし Se : 標準設計技術費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) Se の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。

表-1・10 標準一般管理費等率

対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率
500 万円以下	21.78%
500 万円を超え 30 億円以下	$G_1 = -3.5981 \log(C_1) + 45.883$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)
30 億円を超えるもの	11.78%

(注) G_1 の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。

表－1・11 前払金支出割合補正係数

前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

(注) なお、各機関で別途定めているところは各機関の定めによる。

表－1・12 機器単体費補正係数

$R=1-\frac{K}{1.25}$ ただし、R：機器単体費補正係数（小数） K：工事原価に占める機器単体費の比率（小数）

(注) R 及び K は、小数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。

基 準 の 解 説

1 製作原価

1-1 直接製作費

(1) 労務費

機械設備製作工の定義は、下記のとおりとする。

工場において機械設備の製作に従事する者で機械設備の工場製作について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者。

- a. 原寸図の作成
- b. 原材料への罫書き
- c. 原材料の切断
- d. 部材の溶接
- e. 部材の歪み等の矯正
- f. 旋盤、フライス盤等による部材の機械加工
- g. 部材及び製造物等の仕上げ加工
- h. 個々の部材等の組立及び仮組立（各種調整を含む）
- i. 電気部品の取付け、配線
- j. 各製作工程における段取り
- k. 各製作工程における雑役

2 据付工事原価

2-1 直接工事費

(1) 輸送費(修繕工事)

- 1) 修繕工事の輸送費の積算は、表-1 及び表-2 による。なお、これにより難しい場合は別途積上げる。
- 2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。
- 3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。

表-1 修繕工事輸送費(沖縄・離島を除く)

本歩掛の適用範囲は、 $100 < x \times D$ とする。

区 分			輸 送 費 [円]	「x」の定義
河 川 用 水門設備	小形水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	$(100 < x \times D < 1,500 \text{ の場合})$ $y = 83.9x \times D + 51,000$ $(x \times D \geq 1,500 \text{ の場合})$ $y = 37.8x \times D + 116,000$	対象設備質量[t] (適用範囲： $100 < x \times D$)
		プレートガーダ構造 スライドゲート		
	中・大形水門， 堰	プレートガーダ構造 ローラゲート		
		プレートガーダ構造 角落しゲート		
		シェル構造 ローラゲート		
	起伏堰	起伏ゲート		
ダ ム 用 水門設備	放流設備	三方水密 ラジアルゲート	$y = 44.8x \times D + 116,000$	
		四方水密 ラジアルゲート		
	制水設備	四方水密 ローラゲート		
		四方水密 スライドゲート		
	放流管	大容量放流管		
		大容量放流管 (整流板のみ)		
		小容量放流管		
	取水設備	直線多段ゲート		
		円形多段ゲート		
	小容量放流設備用 ゲート・バルブ			
	ゴム引布製起伏ゲート設備			

(つづく)

(つづき)

区 分		輸 送 費 [円]	「 x 」 の定義
揚排水ポンプ設備	固定機場	$y=50.7x \times D+104,000$	対象設備質量[t] (適用範囲： $100 < x \times D$)
	水中ポンプ (φ400 以上)		
	水中ポンプ (φ400 未満)	「道路排水設備」に準ずる。	
	除塵設備	$y=52.0x \times D+145,000$	
ダム施工機械設備		「ダム用水門」, 「放流設備」, 「制水設備」, 「放流管」, 「取水設備」に準ずる。	
トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン	$y=91.4x \times D+124,000$	
トンネル非常用施設	消火設備	$y=73.9x \times D+170,000$	
消融雪設備	消雪設備 (散・送水管)	—	
	消雪設備 (ケーシング管・ストレーナ・揚水管)		
	融雪設備		
道路排水設備 (φ400 未満の揚排水ポンプ含む)		$y=84.6x \times D+103,000$	
共同溝付帯設備		$y=215x \times D+69,000$	
駐車場設備		—	
車両重量計設備	重量計	—	
	軸重計	$y=75.1x \times D+140,000$	
道路用昇降設備		—	
ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	—	
	流木止設備	$y=52.9x \times D+199,000$	
	係船設備		
遠方監視操作制御設備		$y=22.8x \times D+99,000$	
鋼製付属設備		$y=33.6x \times D+46,000$	

- (注) 1. 輸送費 [円] の算定式において, 「x」は「xの定義」によるものとし, [D] は想定輸送距離 [km], 「対象設備質量」は輸送品の質量[t]とする。なお, 輸送費 [円] は, 1,000 円未満を切り捨てるものとする。
2. 各算定式は, 「据付製品の現場までの輸送」, 「整備を行う工場への輸送」, 「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。
3. $0 < x \times D \leq 100$ の場合は, 表-2 により算出するものとする。
4. 「鋼製付属設備」の算定式は, 鋼製付属設備単独の工事に適用するものとする。
5. 修繕工事で全面取替の工事の場合, 撤去は, 表-1 及び表-2 修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが, 設置においては, 表-1・5 新設工事輸送費にて算出を行うものとする。
6. 算定式が設定されていない工種については, 別途積上げるものとする。
7. 新設工事において, 分割発注する場合は本歩掛を準用出来るものとする。ただし, ダム用水門設備, ダム施工機械設備, 遠方監視操作制御設備は除く。

表-2 修繕工事輸送費(沖縄・離島を除く)

本歩掛の適用範囲は、 $0 < x \times D \leq 100$ とする。

区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義
全工種 ($0 < x \times D \leq 100$ の場合)	$y = 693x \times D + 11,352$	対象設備質量[t] (適用範囲： $0 < x \times D \leq 100$)

- (注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「x の定義」によるものとし、[D] は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量[t]とする。なお、輸送費 [円] は1,000円未満を切り捨てるものとする。
2. 上記算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。
3. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は、表-1 及び表-2 修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表-1・5 新設工事輸送費にて算出を行うものとする。

(2) 材料費

- 1) 据付材料費の算出対象労務費は、積雪寒冷地補正等を行わないものとする。
- 2) 生コンクリート、電線、電線管等を土木工事あるいは、電気工事歩掛により積算する場合の材料割増及び補助材料費は当該工事歩掛による。

ただし、機械設備の据付工数に含まれる電気配線等については、据付直接材料費として計上し、雑材料は、当該設備の補助材料費率をもって算出する。

なお、機側操作盤以降の電気配線及び配管について、各工種区分で率計上の場合は積上げ計上不要である。

(3) 直接労務費

機械設備据付工の定義は、下記のとおりとする。

現場において機械設備の据付けに従事する者で機械設備の現場据付について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労務者。

なお、現場代理人もしくは主任技術者（管理技術者）としての業務を行う労働者、補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。

- 据付基準線の芯出し罫書き
- 据付用架台等の仮設物設置
- 各機器の搬入及び吊り込み・固定
- 部材の溶接
- 溶接材の歪み等の矯正
- 溶接部の仕上げ加工
- ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定
- 個々の機器等の接続及び各種調整
- 機械設備における総合試運転調整
- 各据付工程における段取り

2-2 間接工事費

(1) 共通仮設費

- 1) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の共通仮設費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。
- 2) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
- 3) 河川浄化設備の共通仮設費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

(2) 現場管理費

- 1) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。
- 2) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
- 3) 河川浄化設備の現場管理費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

(3) 据付間接費

- 1) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
- 2) 河川浄化設備の据付間接費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

3 設計技術費

- (1) 塗装工事(現場塗替え工事)は、設計技術費を計上しない。修繕工事で内容が設備の修繕の場合は、設計技術費を計上する。
- (2) 河川浄化設備の設計技術費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

4 一般管理費等

- (1) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表-3 の補正値を加算したものを一般管理費等とする。

表-3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 (%)

保証の方法	補正値
ケース1: 発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04
ケース2: 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3: ケース1及びケース2以外の場合。	補正しない

5 端数処理

- (1) 間接労務費、工場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- (2) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- (3) 現場管理費、据付間接費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
- (4) 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

6 材料費等の価格等の取扱い

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税相当額を含まないものとする。

- (1) 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に108分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。

(2) 材料費等

材料費の価格については、原則として、設計書決裁時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入に要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。

なお、設計単価は、土木工事資材等単価表(県土整備局設定)(以下「局設定単価」という。)、局

特別調査単価(臨時調査)、物価資料(「建設物価」,「積算資料」をいう。)掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

標準歩掛のない労務工数については、見積りをもとに決定するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により難い場合は、事前に事業課と協議のうえ別途決定する。

1) 局設定単価による場合

a. 局設定単価は、技術管理課において決定し、工事設計積算システムに登録する単価である。

2) 物価資料による場合

a. 1)の方法により難い場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は毎月とする。

b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を積算に用いる単価とする。

3) 1)及び2)の方法により難い場合

a. 1)及び2)の方法により難い場合は、局特別調査単価(臨時調査)として技術管理課にて調査を行い材料単価を決定するものである。

なお、局特別調査単価(臨時調査)は、各事務所において資材価格調査が必要な資材(1 事務所のみに必要ときも含む)について行うものとする。

b. なお、1 工事において調達価格(材料単価×使用数量)が100 万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。

また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。

イ) 調達価格(材料価格×使用数量)が、100 万円未満であるか100 万円以上であるかの判断をするために発注担当課から参考見積りを依頼し、見積り(100 万円未満)又は特別調査(100 万円以上によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の1 資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。

ロ) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。

なお、見積価格は、実勢取引価格であることを確認する。

ハ) 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。

二) 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の最安値とする。

4) 価格変動が著しい場合

主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。

7 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整

(1) 調整対象となる工事

1) 調整対象となる工事

イ) 現工事の施工業者と随意契約方式で発注する工事とする。

ただし、上記に該当しない場合でも仮設物（指定仮設物及び当該現場で積算工法上必然的に仮設せざるをえない仮設物）が共用出来る場合は、その部分のみについて調整する。

ロ) 繰越、国庫債務負担行為工事の取扱い

現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は、全体工事を対象として調整する。

2) 調整の対象となる現工事の設計金額は、当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。なお、積算体系が異なる異種の工事は調整しない（仮設物が共用出来る場合はその部分のみ調整する）。

(2) 共通仮設費の調整計算について

1) 積上げ計算部分は、実態に合わせて調整する。

2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と、当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の共通仮設費率を適用する。

3) 率計算部分の調整計算の方法

現工事と当該追加工事の共通仮設費を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

イ) 調整の一般式は、次のとおりとする。

$$A \leq (D \times \gamma_1) - B \times \gamma_2$$

A : 当該追加工事の共通仮設費

B : 現工事の対象額

D : 合算工事の対象額

γ_1 : Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

γ_2 : Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあつてAが負数になる場合はゼロ円とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

(3) 現場管理費の調整計算の方法

1) 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

3) 調整の一般式は、次のとおりとする。

$$A \leq (D \times \beta_1) - B \times \beta_2$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 現工事の純工事費

D : 合算工事の対象額

β_1 : Dに相当する主たる工種の現場管理費率

β_2 : Bに相当する現工事の工種の現場管理費率

ただし、前記計算の場合にあつて、Aが負数になる場合はゼロ円とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

(4) 設計技術費の調整計算の方法

設計技術費の積算に当たっても、(3)現場管理費と同じ扱いとする。

(5) 一般管理費等の調整計算の方法

現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A \leq (D \times \alpha_1 \times \delta_1 \times \gamma_1) - (B \times \alpha_2 \times \delta_2 \times \gamma_2) + C \times \beta$$

A : 当該追加工事の一般管理費等

B : 現工事の工事原価(中止期間中の現場維持費等の費用を含む)

C : 当該追加工事の調整後の工事原価

D : 合算工事の工事原価

α_1 : Dに相当する標準一般管理費等率

α_2 : Bに相当する標準一般管理費等率

β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

γ_1 : Dの機器単体費補正係数

γ_2 : Bの機器単体費補正係数

δ_1 : 前払金支出割合による補正係数

現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合はBとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

δ_2 : 現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

8 連続発注工事における工数補正

同一形状・規格・同施工現場のものを連続(同一年内)して同一業者に随意契約方式により別途工事として発注する場合は、製作工数について必要に応じ製作数による補正(同一年内の製作数を加えた補正)を行うものとする。

なお、据付工数については、同時期・現場、同等規模・形式の場合のみ補正するものとする。

(1) 製作工数

$$\text{追加工事の製作工数} = Y \times (A + B) \times \alpha_1 - Y \times A \times \alpha_2$$

Y : 標準工数(1門又は1台当り工数)

A : 前工事の数量(門又は台数)

B : 追加工事の数量

α_1 : 数量(A+B)に対応する工数補正率

α_2 : 数量Aに対応する工数補正

(2) 据付工数

製作工数と同様に補正する。

9 土木工事と機械設備を一体で発注する場合

土木工事と機械設備を一体で発注する場合の機械設備工事の積算は、単独に一般管理費等まで積算し、単純に土木工事と合算する。

なお、機械設備の積算額は、土木工事経費等の対象外とする。

10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費，現場管理費，設計技術費及び一般管理費等の調整

(1) 共通仮設費調整計算の一般式

$$A \leq D \times \beta_1 - B \times \beta_2$$

A : 当該追加工事の共通仮設費

B : 現工事の共通仮設費対象額

D : 合算工事の共通仮設費対象額

β_1 : Dに相当する改正基準による共通仮設費率

β_2 : Bに相当する改正基準による共通仮設費率

(2) 現場管理費

現場管理費の積算に当たっても，(1)共通仮設費と同じ扱いとする。

(3) 設計技術費

設計技術費の積算に当たっても，(1)共通仮設費と同じ扱いとする。

なお，現工事の設計技術費対象額は，改正基準による設計技術費対象費目により，算出するものとする。

(4) 一般管理費等

$$A \leq (D \times \alpha_1 \times \delta_1 \times \gamma_1) - (B \times \alpha_2 \times \delta_2 \times \gamma_2) + C \times \beta$$

A : 当該追加工事の一般管理費等

B : 現工事の工事原価

C : 当該追加工事の調整後の工事原価

D : 合算工事の工事原価

α_1 : Dに相当する改正基準による一般管理費等率

α_2 : Bに相当する改正基準による一般管理費等率

β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

γ_1 : Dの機器単体費補正係数

γ_2 : Bの機器単体費補正係数

δ_1 : 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合はBとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

δ_2 : 現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は，小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

(5) 設計変更について

旧基準により積算した工事の設計変更は，旧基準により積算するものとする。

第2章 水門設備

① 河川用水門設備…………… IX-2- 1	[付属参考資料]
1 適用範囲…………… IX-2- 1	別表-1 主要部材範囲…………… IX-2-26
1-1 区分及び構成…………… IX-2- 1	別表-2 標準製作工数算定要領… IX-2-33
2 直接製作費…………… IX-2- 2	別表-3 製作工数算出区分………… IX-2-35
2-1 材料費…………… IX-2- 2	
2-2 機器単体費…………… IX-2- 9	② ダム用水門設備…………… IX-2-36
2-3 製作工数…………… IX-2- 9	1 適用範囲…………… IX-2-36
2-4 工場塗装費…………… IX-2-13	1-1 区分及び構成…………… IX-2-36
2-5 直接経費…………… IX-2-13	1-2 区分の解説…………… IX-2-37
3 直接工事費…………… IX-2-14	2 直接製作費…………… IX-2-38
3-1 材料費…………… IX-2-14	2-1 材料費…………… IX-2-38
3-2 据付工数…………… IX-2-14	2-2 機器単体費…………… IX-2-45
3-3 機械経費…………… IX-2-16	2-3 製作工数…………… IX-2-45
3-4 試運転費…………… IX-2-18	2-4 工場塗装費…………… IX-2-53
3-5 直接経費…………… IX-2-18	2-5 ステンレス鋼表面処理費… IX-2-54
3-6 取替工数…………… IX-2-19	2-6 直接経費…………… IX-2-54
[基準の解説]	3 直接工事費…………… IX-2-55
1 直接製作費…………… IX-2-25	3-1 材料費…………… IX-2-55
1-1 塗装費…………… IX-2-25	3-2 据付工数…………… IX-2-56

3-3	凍結防止装置（鋼管発熱式） 工事, シャッター工事, P C 鋼棒・鋼線工事及び 据付後の緊張工事・ グラウト工事……………	IX-2-59
3-4	取替工数……………	IX-2-59
3-5	機械経費……………	IX-2-60
3-6	試運転費……………	IX-2-62

[基準の解説]

直接製作費……………	IX-2-65
1-1 材料費……………	IX-2-65
1-2 製作工数……………	IX-2-65

[付属参考資料]

別表-1 主要部材範囲……………	IX-2-66
別表-2 標準製作工数算定要領…	IX-2-75
別表-3 製作工数算出区分……………	IX-2-83

第2章 水門設備

① 河川用水門設備

1 適用範囲

この基準は、河川用水門設備の製作、据付けに適用する。

1-1 区分及び構成

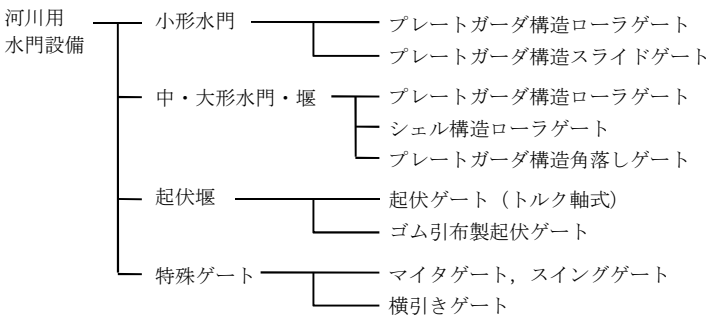
(1) 水門設備の区分及び構成は、表-2・1のとおりとする。

表-2・1 区分及び構成

区 分		構 成
河川用 水門設備	小 形 水 門	扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等
	中・大形水門、堰	扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等
	起 伏 堰	扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等
付 属 設 備		操作橋、管理橋、階段、手摺等

- (注) 1. 小形水門とは、樋門・樋管、水路等に使用される河川用水門のうち、扉体面積が10m²未満のプレートガーダ構造ローラゲート又はスライドゲートのことをいう。
2. 中・大形水門とは、樋門・樋管、水門に使用されるプレートガーダ構造ローラゲート、水門・堰等を使用されるシェル構造ローラゲート、施設の修理時に使用されるプレートガーダ構造角落しゲートのことをいう。
- ただし、津波対策を目的とした水門設備は、対象としない。
3. 起伏堰とは、堰等を使用される鋼製の起伏ゲートのことをいい、トルク軸式のものを対象とする。
4. 河川用水門は構造用炭素鋼製、ステンレス鋼製を対象としており、全铸铁製・全アルミニウム製、FRP製及びリーニ二相鋼(SUS821L1、SUS323L)又はスーパー二相鋼(SUS327L1)等の新材料を使用した設備には適用出来ないので、別途積上げるものとする。
5. 水門設備に付随する管理橋、階段、防護柵等の付属設備の製作据付は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。
6. プレートガーダ構造ヒンジ式ゲート、プレートガーダ構造横引きゲート及び他の特殊構造ゲートには適用出来ないので、別途積上げるものとする。

(2) 表-2・1における区分に該当する設備は以下のとおりとする。



2 直接製作費

2-1 材 料 費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費＝主要部材費＋副部材費＋部品費＋補助材料費

(2) 主要部材費

1) 主要部材費の積算は、次式による。

主要部材費(円/式)＝主要部材所要量(kg/式)×主要部材単価(円/kg)

なお、各区分毎の主要部材の範囲は、表-2・4のとおりとする。

2) 主要部材所要量の算定及び主要部材単価は、「第1章 一般共通⑤ 1 1-1 (1) 1)」直接材料費に準じる。

なお、主要部材所要量の算定式は、表-2.2による。

3) 寸法エキストラは、厚みエキストラ、幅エキストラとし、幅エキストラは、必要に応じて計上するものとする。

表-2・2 主要部材所要量算定式

区 分			主要部材所要量算定式	部 材 単 価	摘 要
小 形 水 門	プレート ガード構 造ローラ ゲート (三方水 密)	扉 体	ラック式 SS400・SM400 製 X=5 m ² ～10 m ² 未満 y=279×X-634 スキンプレート y×35% 桁等 y×50% 主ローラ y×10% 主ローラ軸 y× 5%	スキンプレート =鋼板単価 桁等 =形鋼又は鋼板単価 主ローラ =鋳鋼品又は SUS 鋳鋼品単価 主ローラ軸 =SUS 棒鋼単価	X：扉体面積(m ²) (純径間×有効高) y：主要部材質量(kg)
			ラック式 SUS 製 X=3.25 m ² ～10 m ² 未満 y=210×X-272 スキンプレート y×35% 桁等 y×50% 主ローラ y×10% 主ローラ軸 y× 5%	スキンプレート=SUS 鋼板単価 桁等 =SUS 形鋼又は SUS 鋼板単価 主ローラ =鋳鋼品又は SUS 鋳鋼品単価 主ローラ軸 =SUS 棒鋼単価	
	プレート ガード構 造ローラ ゲート (四方水 密)	戸 当 り	L=25m未満 y=94×L-327 底部戸当り桁, ローラレール y×25% 底部水密板, 水密板, 側部戸 当り, ローラ踏面板, 膜板 y×75%	底部戸当り桁, ローラレール =形鋼又は鋼板単価 底部水密板, 水密板, 側部戸 当り, ローラ踏面板, 膜板 =SUS 鋼板又は SUS 形鋼単価	L＝戸当り総延長(m) y：主要部材質量(kg)
			ラック式 SS400・SM400 製 X=10 m ² 未満 y=267×X+276 スキンプレート y×30% 桁等 y×45% 主ローラ y×15% 主ローラ軸 y×10%	スキンプレート =鋼板単価 桁等 =形鋼又は鋼板単価 主ローラ =鋳鋼品又は SUS 鋳鋼品単価 主ローラ軸 =SUS 棒鋼単価	X：扉体面積(m ²) (純径間×有効高) y：主要部材質量(kg)
大 形 水 門	プレート ガード構 造ローラ ゲート (四方水 密)	扉 体	ラック式 SUS 製 X=1.2 m ² ～10 m ² 未満 y=313×X-103 スキンプレート y×25% 桁等 y×50% 主ローラ y×15% 主ローラ軸 y×10%	スキンプレート=SUS 鋼板単価 桁等 =SUS 形鋼又は SUS 鋼板単価 主ローラ =鋳鋼品又は SUS 鋳鋼品単価 主ローラ軸 =SUS 棒鋼単価	

(つづく)

(つづき)

区 分			主要部材所要量算定式	部 材 単 価	摘 要
小 形 水 門	プレート ガーダ構 造ローラ ゲート (四方水 密)	戸当り	L=25m未満 $y=147 \times L - 655$ 底部戸当り桁, ローラレール $y \times 35\%$ 底部水密板, 水密板, 側部戸当 り, 上部戸当り, ローラ踏面 板, 膜板 $y \times 65\%$	底部戸当り桁, ローラレール =形鋼又は鋼板単価 底部水密板, 水密板, 側部戸当 り, 上部戸当り, ローラ踏面 板, 膜板 =SUS 鋼板又は SUS 形鋼単価	L=戸当り総延長(m) y: 主要部材質量(kg)
		扉 体	ラック式 SS400・SM400 製 X=0.8 m ² ~10 m ² 未満 $y=134 \times X - 24$ スキンプレート $y \times 45\%$ 桁等 $y \times 50\%$ 支圧板・水密ゴム押え金物 等 $y \times 5\%$	スキンプレート =鋼板単価 桁等 =形鋼単価 支圧板・水密ゴム押え金物等 =SUS 鋼板単価	X: 扉体面積(m ²) (純径間×有効高) y: 主要部材質量(kg)
	プレート ガーダ構 造スライ ドゲート (三方水 密)	扉 体	ラック式 SUS 製 X=0.8 m ² ~10 m ² 未満 $y=138 \times X - 34$ スキンプレート $y \times 55\%$ 桁等 $y \times 40\%$ 支圧板・水密ゴム押え金物 等 $y \times 5\%$	スキンプレート=SUS 鋼板単価 桁等 =SUS 形鋼単価 支圧板・水密ゴム押え金物 等 =SUS 鋼板単価	
		戸当り	L=25m未満 $y=47 \times L - 58$ 底部戸当り桁 $y \times 10\%$ 底部水密板, 水密板, 側部戸 当り $y \times 90\%$	底部戸当り桁 =形鋼又は鋼板単価 底部水密板, 水密板, 側部戸当 り =SUS 鋼板又は SUS 形鋼単価	L=戸当り総延長(m) y: 主要部材質量(kg)
	プレート ガーダ構 造スライ ドゲート (四方水 密)	扉 体	ラック式 SS400・SM400 製 X=0.8 m ² ~10 m ² 未満 $y=216 \times X - 13$ スキンプレート $y \times 45\%$ 桁等 $y \times 50\%$ 支圧板・水密ゴム押え金物 等 $y \times 5\%$	スキンプレート =鋼板単価 桁等 =形鋼単価 支圧板・水密ゴム押え金物 等 =SUS 鋼板単価	X: 扉体面積(m ²) (純径間×有効高) y: 主要部材質量(kg)
		扉 体	ラック式 SUS 製 X=0.8 m ² ~10 m ² 未満 $y=216 \times X - 13$ スキンプレート $y \times 35\%$ 桁等 $y \times 55\%$ 支圧板・水密ゴム押え金物 等 $y \times 10\%$	スキンプレート=SUS 鋼板単価 桁等 =SUS 形鋼単価 支圧板・水密ゴム押え金物 等 =SUS 鋼板単価	
		戸当り	L=25m未満 $y=47 \times L - 58$ 底部戸当り桁 $y \times 10\%$ 底部水密板, 水密板, 側部戸当 り, 上部戸当り $y \times 90\%$	底部戸当り桁 =形鋼又は鋼板単価 底部水密板, 水密板, 側部戸当 り, 上部戸当り=SUS 鋼板又は SUS 形鋼単価	L=戸当り総延長(m) y: 主要部材質量(kg)

(つづく)

(つづき)

区 分			主要部材所要量算定式	部 材 単 価	摘 要
中 ・ 大 形 水 門 、 堰	プレート ガーダ構 造ローラ ゲート (三方水 密)	扉 体	ラック式 SS400・SM400 製 $X=10\sim35\text{ m}^2$ $y=295\times X-794$ スキンプレート $y\times35\%$ 桁等 $y\times50\%$ 主ローラ $y\times10\%$ 主ローラ軸 $y\times5\%$ ワイヤロープウインチ式 SS400・SM400 製 $X=15\sim350\text{ m}^2$ $y=602\times X-7,164$ スキンプレート $y\times20\%$ 桁等 $y\times65\%$ 主ローラ $y\times5\%$ 主ローラ軸 $y\times5\%$ シーブ $y\times5\%$	スキンプレート＝鋼板単価 桁等＝形鋼又は 鋼板単価 主ローラ＝鋳鋼品又は SUS 鋳鋼品単価 主ローラ軸＝SUS 棒鋼単価 シーブ＝鋳鋼品単価	X ：扉体面積(m^2) (純径間×有効高) y ：主要部材質量(kg)
		戸当り	$L=15\sim70\text{ m}$ $y=474\times L-6,081$ 底部戸当り桁, ローラレール $y\times65\%$ 水密板, ローラ踏面板, 膜板, ガイドプレート $y\times35\%$	底部戸当り桁, ローラレール ＝形鋼又は鋼板単価 水密板, ローラ踏面板, 膜板, ガイドプレート ＝SUS 鋼板又は SUS 形鋼単価	L ＝戸当り総延長(m) y ：主要部材質量(kg)
	プレート ガーダ構 造ローラ ゲート (四方水 密)	扉 体	ラック式 SS400・SM400 製 $X=10\sim40\text{ m}^2$ $y=528\times X-2,408$ スキンプレート $y\times25\%$ 桁等 $y\times60\%$ 主ローラ $y\times10\%$ 主ローラ軸 $y\times5\%$ ラック式 SUS 製 $X=10\sim65\text{ m}^2$ $y=568\times X-1,720$ スキンプレート $y\times25\%$ 桁等 $y\times55\%$ 主ローラ $y\times15\%$ 主ローラ軸 $y\times5\%$ ワイヤロープウインチ式 SS400・SM400 製 $X=10\sim150\text{ m}^2$ $y=556\times X-2,746$ スキンプレート $y\times15\%$ 桁等 $y\times65\%$ 主ローラ $y\times10\%$ 主ローラ軸 $y\times5\%$ シーブ $y\times5\%$	SS400・SM400 製 スキンプレート＝鋼板単価 桁等＝形鋼又は鋼板単価 主ローラ＝鋳鋼品又は SUS 鋳鋼品単価 主ローラ軸＝SUS 棒鋼単価 シーブ＝鋳鋼品単価 SUS 製 スキンプレート ＝SUS 鋼板単価 桁等＝SUS 形鋼又は SUS 鋼板単価 主ローラ＝鋳鋼品又は SUS 鋳鋼品単価 主ローラ軸＝SUS 棒鋼単価	X ：扉体面積(m^2) (純径間×有効高) y ：主要部材質量(kg)
		戸当り	$L=15\sim70\text{ m}$ $y=212\times L-1,671$ 底部戸当り桁, ローラレール $y\times50\%$ 水密板, ローラ踏面板, 膜板, ガイドプレート $y\times50\%$	底部戸当り桁, ローラレール ＝形鋼又は鋼板単価 水密板, ローラ踏面板, 膜板, ガイドプレート ＝SUS 鋼板又は SUS 形鋼単価	L ＝戸当り総延長(m) y ：主要部材質量(kg)

(つづく)

(つづき)

区 分			主要部材所要量算定式	部 材 単 価	摘 要
中 ・ 大 形 水 門 ， 堰	プレート ガーダ構 造ローラ ゲート	開 閉 装 置	1M1D(オープンギヤ式) 開閉荷重 $W=250\sim 2,600\text{kN}$ $y=9.83\times W+2,563$ ドラム $y\times 35\%$ ギヤ、ピニオン $y\times 20\%$ シーブ $y\times 5\%$ 軸類 $y\times 5\%$ フレーム $y\times 35\%$	ドラム = 鋳鋼品単価 ギヤ、ピニオン = 鋳鋼品単価 シーブ = 鋳鋼品単価 軸類 = 鋳鋼品単価 フレーム = 形鋼又は鋼板単価	W：開閉荷重(kN) y：主要部材質量(kg)
			1M2D(オープンギヤ式) 開閉荷重 $W=75\sim 3,500\text{kN}$ $y=18.8\times W-864$ ドラム $y\times 30\%$ ギヤ、ピニオン $y\times 20\%$ シーブ $y\times 5\%$ 軸類 $y\times 10\%$ フレーム $y\times 35\%$		
			2M2D(オープンギヤ式) 開閉荷重 $W=150\sim 5,500\text{kN}$ $y=13.7\times W+1,985$ ドラム $y\times 35\%$ ギヤ、ピニオン $y\times 20\%$ シーブ $y\times 10\%$ 軸類 $y\times 5\%$ フレーム $y\times 30\%$		
			1M1D(ドラム直結式) 開閉荷重 $W=350\sim 650\text{kN}$ $y=6.51\times W+4,154$ ドラム $y\times 40\%$ シーブ $y\times 5\%$ 軸類 $y\times 15\%$ フレーム $y\times 40\%$	ドラム = 鋳鋼品単価 シーブ = 鋳鋼品単価 軸類 = 鋳鋼品単価 フレーム = 形鋼又は鋼板単価	W：開閉荷重(kN) y：主要部材質量(kg)
			1M2D(ドラム直結式) 開閉荷重 $W=75\sim 650\text{kN}$ $y=19.4\times W-517$ ドラム $y\times 40\%$ シーブ $y\times 5\%$ 軸類 $y\times 15\%$ フレーム $y\times 40\%$		

(注) 1. 小形水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は、設計水深 3～12mを標準とする。3m未満の場合は、表-2・3により補正するものとする。

設計水深による補正後の主要部材質量 $=y\times$ 補正係数

- 扉体については、主要部材（主ローラ、ローラ軸は除く）に SS400 又は SM400 を使用する場合のみ適用可とし、SM490 等の機械的性質の異なるものやステンレス鋼材を使用する場合は、別途積上げるものとする。ただし、以下の場合で主要部材にステンレス鋼を使用する場合は適用可とする。
 - ・小形水門の場合
 - ・中・大形水門、堰のうち水密形式が四方水密でラック式の場合
- ワイヤーロープウインチ式開閉装置は、オープンギヤ式又はドラム直結式の場合に適用する。その他の形式は、別途積上げるものとする。
- シェル構造ローラゲート、プレートガーダ構造角落しゲート及び起伏ゲートについては、別途積上げるものとする。
- 部材単価は、各構成要素で使用質量比率が最も大きい部材の単価を適用する。

表-2・3 設計水深による補正係数

区 分	設計水深 3m未満
小形水門	0.95

(3) 副部材費

副部材費の積算は、次式による。

副部材費(円/式)＝主要部材費(円/式)×副部材費率(%)

なお、各区分毎の副部材の範囲は、表－2・4のとおりとし、副部材費率は、表－2・5によるものとする。

表－2・4 主要部材・副部材の範囲

区 分			主 要 ・ 副 部 材 の 範 囲	
			主 要 部 材	副部材（副部材費率に含まれる部材）
小形水門	プレートガード構造ローラゲート	扉 体	スキンプレート、主桁 (F, W)、補助桁 (F, W)、端縦桁 (F, W)、主ローラ部（主ローラ、主ローラ軸）	扉体を構成する主要部材以外の部材
		戸 当 り	底部戸当り金物（桁、水密板）、側部戸当り金物（主ローラレール (F, W) ガイドプレート、膜板、主ローラ踏面板、側部水密板）、上部戸当り金物（水密板、ガイドプレート）	戸当りを構成する主要部材以外の部材
	プレートガード構造スライドゲート	扉 体	スキンプレート、主桁 (F, W)、補助桁 (F, W)、端縦桁 (F, W)、クサビ、支圧板、水密ゴム押え金物	扉体を構成する主要部材以外の部材
		戸 当 り	底部戸当り金物（桁 (F, W)、水密板）、側部戸当り金物（スライドレール (F, W)、膜板、側部水密板、裏桁）、上部戸当り金物（水密板、ガイドプレート）	戸当りを構成する主要部材以外の部材
中・大形水門、堰	プレートガード構造ローラゲート	扉 体	スキンプレート、主桁 (F, W)、補助桁 (F, W)、ダイヤフラム (F, W)、端縦桁 (F, W)、ロッカービーム部（軸、本体、ローラ、ローラ軸）主ローラ部（主ローラ、軸）、シーブ部（シーブ）	扉体を構成する主要部材以外の部材（扉体付点検用梯子、手摺等を含む。）
		戸 当 り	底部戸当り金物（桁、水密板）側部戸当り金物（主ローラレール (F, W)、膜板、取外し戸当り支持金物、主ローラ踏面板、水密板）、上部戸当り金物（水密板、ガイドプレート）	戸当りを構成する主要部材以外の部材
		開 閉 装 置	ドラム（シェル、フランジ、ボス）、各ギヤ、ピニオン、シーブ部（シーブ、ブラケット、軸）、軸類（ドラム軸、ギヤ軸、ピニオン軸、トルク軸）、開閉装置フレーム（主桁 F, W）	開閉装置を構成する主要部材以外の部材（オイル受け、ギヤ等のカバー、大形開閉装置等に設ける開閉装置付の点検用梯子を含む。）
	シェル構造ローラゲート	扉 体	スキンプレート、上面板、背面板、底面板、補助桁 (F, W)、ダイヤフラム (F, W)、端縦桁 (F, W)、シーブ部（シーブ）、主ローラ部（主ローラ、軸）	扉体を構成する主要部材以外の部材（扉体付点検用梯子、手摺等を含む。）
		戸 当 り	底部戸当り金物（桁、水密板）、側部戸当り金物（主ローラレール (F, W)、主ローラ踏面板、取外し戸当り支持金物、膜板）、上部戸当り金物（水密板、ガイドプレート）	戸当りを構成する主要部材以外の部材
		開 閉 装 置	ドラム（シェル、フランジ、ボス）、各ギヤ、ピニオン、シーブ部（シーブ、ブラケット、軸）、軸類（ドラム軸、ギヤ軸、ピニオン軸、トルク軸）、開閉装置フレーム（主桁 F, W）	開閉装置を構成する主要部材以外の部材（オイル受け、ギヤ等のカバー、大形開閉装置等に設ける開閉装置付の点検用梯子を含む。）
	プレートガード構造角落しゲート	扉 体	スキンプレート、主桁 (F, W)、補助桁 (F, W)、端縦桁 (F, W)、	扉体を構成する主要部材以外の部材
		戸 当 り	底部戸当り金物（桁 (F, W)、水密板）、側部戸当り金物（側部水密板）	戸当りを構成する主要部材以外の部材

(つづく)

(つづき)

区 分			主 要 ・ 副 部 材 の 範 囲	
			主 要 部 材	副部材（副部材費率に含まれる部材）
起 伏 堰	起伏ゲート	扉 体	トルク軸、スキンプレート、背面板（魚腹形の場合）、主桁（F、W）、補助桁（F、W）、ダイヤフラム（F、W）、端縦桁（F、W）、トルクチューブ、ヒンジ部（軸）、中間軸受（軸受、基礎金物）	扉体を構成する主要部材以外の部材
		戸 当 り	側部戸当り金物（サイドプレート（側面水密板）、軸受部）、底部戸当り金物（底部戸当り桁）	戸当りを構成する主要部材以外の部材
		開 閉 装 置	軸受架台、トルクアーム、テール金物、テール金物架台、ピン	開閉装置を構成する主要部材以外の部材

- (注) 1. 表中「F」はフランジ, 「W」はウェブを示す。
2. 主要部材のうち, ゲートが三方水密構造の場合戸当りの上部戸当り金物は該当しない。
3. 起伏ゲートの開閉装置は, 油圧シリンダ式であり, 中・大形水門, 堰の開閉装置は, ワイヤロープウインチ式である。
4. 小形水門の開閉装置は, ラック式又はスピンドル式開閉装置の使用を標準とする。
5. 油圧シリンダ式開閉装置の副部材費率には, 油圧配管等は含まれないため, 所要量を別途積上げるものとする。
- なお, 油圧配管は, 直接製作費での計上を原則とする。
6. 主要部材には, 水密ゴム押え金物, クサビは含まれない（副部材費に含まれる）。ただし, 小形水門のスライドゲートについては除くものとする。
7. プレートガーダ構造ゲートのカバープレートは, 副部材費に含まれないため, 所要量を別途積上げるものとする。

(4) 部品費

部品費の積算は, 次式による。

$$\text{部品費 (円/式)} = \text{主要部材費 (円/式)} \times \text{部品費率 (\%)}$$

なお, 部品費率は, 表-2・5 によるものとし, 部品費率に含まれる部品の品目は, 次のとおりとする。

各種軸受（オイルレスベアリング, ピローユニット）, 水密ゴム, オイルシール, 各種スイッチ, 各種リレー, 軸継手, チェーン, スプロケット, ボルト, ナット等

表-2・5 扉体・戸当り・開閉装置 副部材費率及び部品費率 (％)

区 分				副部材費率	部品費率	補助材料費率
小形水門	プレートガーダ構造ローラゲート	扉体	SS400・SM400	13.5	5.5	13.0
			SUS	6.5	2.0	
		戸 当 り		3.5	0.5	
	プレートガーダ構造スライドゲート	扉体	SS400・SM400	10.0	16.5	
			SUS	9.0	5.0	
		戸 当 り		6.0	1.0	
中・大形水門、堰	プレートガーダ構造ローラゲート（三方水密・四方水密）	扉体	SS400・SM400	15.5	22.0	6.5
			SUS 製(四方水密のみ)	11.5	15.0	
		戸 当 り		29.0	2.5	
		開 閉 装 置		26.0	38.0	
	シェル構造ローラゲート	扉 体		20.0	38.0	10.0
		戸 当 り		20.0	1.5	
		開 閉 装 置		26.0	38.0	
	プレートガーダ構造角落しゲート	扉 体		7.5	30.0	10.0
		戸 当 り		0.5	0.5	
	起伏堰	起伏ゲート	扉 体		6.0	3.0
戸 当 り			13.5	31.0		
開 閉 装 置			3.0	3.5		

- (注) 1. 小形水門の開閉装置は、ラック式又はスピンドル式、中・大形水門、堰の開閉装置は、ワイヤロープウインチ式、起伏ゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式の率である。
2. 小形水門のうちプレートガーダ構造ローラゲートの主ローラ軸受及び水密ゴム、プレートガーダ構造スライドゲートの水密ゴムについては、部品費率に含まれないので、別途積上げるものとする。
3. 油圧シリンダ式開閉装置において、シリンダ軸受（ころがり軸受，すべり軸受）については、部品費に含まれないため、別途積上げるものとする。
- また、副部材費率、部品費率には、油圧配管の材料費は含まれていないため、別途積上げるものとする。
4. ラック式又はスピンドル式開閉装置を使用する場合は、機器単体品として計上する。
5. ワイヤロープウインチ式開閉装置は、次式により開閉装置の副部材費率、部品費率の補正を行うものとし、補正係数は、表-2・6によるものとする。

副部材費率＝副部材費率×F1×F2

部品費率＝部品費率×F1×F2

F1：休止装置の有無による補正係数

F2：ドラム直結式（オープンギヤ無し）補正係数

6. 扉体は、主要部材（主ローラ、ローラ軸は除く）に SS400 又は SM400 を使用する場合のみ適用可とし、SM490 等の機械的性質の異なるものやステンレス鋼材を使用する場合は、扉体の副部材及び部品は、別途積上げるものとする。小形水門及びプレートガーダ構造ローラゲート（四方水密）の扉体については、主要部材（主ローラ、ローラ軸は除く）に SS400 又は SM400 又はステンレス鋼材を使用する場合のみ適用可とする。ただし、起伏ゲートは除く。

表-2・6 ワイヤロープウインチ式開閉装置補正係数

補 正 の 種 別	補 正 係 数	
休止装置の有無による補正係数 F1	休止装置有り 1.00	休止装置無し 0.75
ドラム直結式（オープンギヤ無し）の 補正係数 F2	ドラム直結式 1.25	その他 1.00

(注) ドラム直結式とは、オープンギヤ等による減速を行わず、減速機のみにより減速し、カウンタシャフト等を介し、ドラムを直接駆動する構造とする。

(5) 補助材料費

補助材料費の積算は、次式による。

$$\text{補助材料費（円/式）} = (\text{主要部材費（円/式）} + \text{副部材費（円/式）}) \times \text{補助材料費率（\%）}$$

なお、補助材料費率は、表-2・5によるものとする。

2-2 機器単体費

(1) 機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

電動機、原動機、減速機、クラッチ、制動機、油圧シリンダ、油圧ユニット、油圧ポンプ、油圧モータ、自動ろ過装置、電動油圧シリンダ、ラック式開閉装置、スピンドル式開閉装置、バルブ駆動装置、集中給油装置、ワイヤロープ、ワイヤ弛み過負荷検出装置、開度計、電気防食用流電陽極、自家発電装置、始動用抵抗器、速度制御用抵抗器、自動制御機器、監視操作盤類、接続端子盤、凍結防止装置、計装機器、水位測定装置、流量測定装置、天井走行クレーン、ホイスト、チェーンブロック、弁及び管継手等

(2) ラック式又はスピンドル式開閉装置を使用する場合の機器単体品の範囲は、開閉装置本体、ラック棒、スピンドル棒、吊り金具、振れ止め金具（中間軸受）とし、扉体付きの吊り金具（吊りピン及び軸受）は扉体の副部材費率に含まれるものとする。

2-3 製作工数

(1) 製作工数

製作工数は、次式による。

$$Y = y \times Km \times Ks \times Kn$$

Y : 製作区分毎 1 門当りの製作工数 (人/門)

y : 製作区分毎 1 門当りの標準製作工数 (人/門)

Km : 使用材料による補正係数

Ks : 構造による補正係数

Kn : 製作数による補正係数

(2) 標準製作工数

製作工数は、表-2・7によるものとする。

表-2・7 標準製作工数

区 分 \ 構 成		扉 体 (人／門)	戸 当 り (門分)	開 閉 装 置 (基)
小形水門	プレートガーダ構造ローラゲート (三方水密)	$y=5.28\kappa_1+0.35$ $\kappa_1: 10\text{ m}^2$ 未満	$y=1.53\kappa_2+3.67$ $\kappa_2: 25\text{m}$ 未満	――
	プレートガーダ構造ローラゲート (四方水密)	$y=5.23\kappa_1+4.94$ $\kappa_1: 10\text{ m}^2$ 未満	$y=1.71\kappa_2+0.38$ $\kappa_2: 25\text{m}$ 未満	
	プレートガーダ構造スライドゲート (三方水密)	$y=3.87\kappa_1+2.19$ $\kappa_1: 10\text{m}^2$ 未満	$y=0.59\kappa_2+2.67$ $\kappa_2: 25\text{m}$ 未満	
	プレートガーダ構造スライドゲート (四方水密)	$y=3.87\kappa_1+2.19$ $\kappa_1: 10\text{ m}^2$ 未満	$y=0.59\kappa_2+2.67$ $\kappa_2: 25\text{m}$ 未満	
中・大形水門、堰	プレートガーダ構造ローラゲート (三方水密)	$y=6.88\kappa_1-15$ $\kappa_1: 10\sim 300\text{ m}^2$	$y=6.58\kappa_2-75$ $\kappa_2: 15\sim 85\text{m}$	1M1D $y=6.64\kappa_3^{0.6388}$ $\kappa_3: 100\sim 2,500\text{kN}$
	プレートガーダ構造ローラゲート (四方水密)	$y=7.4\kappa_1-15$ $\kappa_1: 10\sim 80\text{ m}^2$	$y=5.42\kappa_2-66$ $\kappa_2: 15\sim 65\text{m}$	1M2D $y=2.74\kappa_3^{0.8016}$ $\kappa_3: 100\sim 1,200\text{kN}$
	シェル構造ローラゲート	$y=11.47\kappa_1-23.6$ $\kappa_1: 20\sim 300\text{ m}^2$	$y=10.49\kappa_2-206$ $\kappa_2: 30\sim 90\text{m}$	2M2D $y=34.8\kappa_3^{0.4368}$ $\kappa_3: 200\sim 5,500\text{kN}$
	プレートガーダ構造角落しゲート	$y=2.8\kappa_1+10$ $\kappa_1: 10\sim 60\text{ m}^2$	$y=0.8\kappa_2+1.5$ $\kappa_2: 10\sim 30\text{m}$	――
起伏堰	起伏ゲート	$y=7.94\kappa_1-1$ $\kappa_1: 5\sim 60\text{ m}^2$	$y=4.57\kappa_2-10$ $\kappa_2: 7\sim 35\text{m}$	$y=0.05\kappa_3+11.97$ $\kappa_3: 100\sim 600\text{kNm}$
摘 要		κ_1 : 扉体面積(m^2) 四方水密の場合 純径間(樋管内空幅)(m) ×有効高(樋管内空高)(m) 三方水密の場合 純径間(堰(門)柱面間距離) (m)×有効高(扉高)(m)	κ_2 : 戸当り延長(m) 四方水密の場合 片側側部戸当り高さ(m) ×2+純径間(m)×2 三方水密の場合 片側側部戸当り高さ(m) ×2+純径間(m)	κ_3 : 開閉荷重(kN) なお、起伏ゲートの κ_3 は開閉トルク(kNm) とする

- (注) 1. y は標準製作工数(人／門, 門分, 基), $\kappa_1\sim\kappa_3$ は摘要に記載している1門当りの各々の要素である。
2. 扉体の標準製作工数は、一般構造用圧延鋼材及び溶接構造用圧延鋼材について、その機械的性質にかかわらず適用出来る。
3. 戸当りの標準工数は、次に示す条件では使用出来ないので別途積上げるものとする。
- (1) 小形水門 片側側部戸当り高>有効高×3.0
- (2) 中・大形水門、堰
プレートガーダ構造ローラゲート 片側側部戸当り高>有効高×4.5
シェル構造ローラゲート 片側側部戸当り高>有効高×5.0
4. 標準製作工数に含む内容は、次のとおりである。
ゲート形式毎の構成(扉体, 戸当り, 開閉装置)の製作工数
- (1) 扉 体 扉体及び扉体付点検梯子・手摺・歩廊等。
- (2) 戸 当 り 戸当り及び戸当りに設置される空気箱等。
- (3) 開閉装置 (注) 7. 項による。
5. 2 段式シェル構造ゲートとする場合は、次による。
- (1) 扉体の製作工数は、上段扉, 下段扉毎に工数を算定し合算するものとする。
- (2) 戸当りの製作工数は、上段扉用と下段扉用の戸当り延長を合算したものを κ_2 として標準製作工数式に代入し工数を算定するものとする。
6. 「シェル構造ローラゲート」+「フラップゲート」の製作工数は、上段扉(フラップゲート)を起伏ゲート工数算定式により算出し、下段扉(シェル構造ローラゲート)をシェル構造ゲート工数算定式により算出し、各々を合算するものとする。

7. 開閉装置の標準製作工数

- (1) ラック式又はスピンドル式開閉装置は、機器単体費で計上するものとし、製作工数は、計上しないものとする。
- (2) 1M1D, 1M2D, 2M2D 開閉装置は、ドラムをオープンギアで減速駆動する方式で、休止装置が設けられるものを標準とする工数であり、標準以外のものは、表-2・9により補正するものとする。
- (3) 起伏ゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式であり、中・大形水門、堰の開閉装置は、ワイヤーロープウインチ式である。

なお、開閉装置本体が機器単体品の場合は、「2-2 機器単体費」による。

- (4) 標準製作工数に含む内容は、次のとおりである。

開閉装置毎の製作工数

- ①ワイヤーロープウインチ式……開閉装置全体、大形開閉装置付の点検梯子等
- ②油圧シリンダ式（起伏ゲート）……トルクアーム等

8. 下記については標準工数に含まれないため別途積上げるものとする。

- (1) 開閉装置の点検設備（オーバブリッジ形の通路、転向シーブ架台）、ロープダクト、油圧開閉装置の油圧配管等。
- (2) ガントリクレーン形式の開閉装置。
- (3) 据付架台（設備の現地組立等に際して使用する架台のうち工場製作され埋設されるもの）
- (4) 河川用水門設備に付帯する管理橋、階段、防護柵等の付属設備。

なお、付属設備の製作工数は 2-3 製作工数 (4) 付属設備製作工数による。

(3) 工数補正

1) 使用材料による補正

主要部材にステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼を使用した場合の補正係数 (Km) は、次式による。

$$Km = (Km^{100} - Km^0) \frac{W_1}{W_2} + Km^0$$

Km = 使用材料による補正係数

$Km^{100} \cdot Km^0$ = ステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼の補正係数（表-2・8）

W_1 = 主要部材中のステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼の質量 (kg)

W_2 = 主要部材の質量 (kg)

Km は、小数点第3位を四捨五入し、第2位止めとする。

表-2・8 ステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼の補正係数 (Km)

設 備 区 分		区 分	係数 Km ⁰	係数 Km ¹⁰⁰
小形水門	プレートガーダ構造ローラ・スライドゲート	扉 体	1.0	1.3
中・大形水門、堰	プレートガーダ構造ローラゲート	扉 体	1.0	1.3
	シェル構造ローラゲート	扉 体	0.91	1.12
起伏堰	起伏ゲート	扉 体	0.77	1.0

(注) 1. 各設備の「扉体」のみ補正を行うものとし、「戸当り」「開閉装置」「基礎材」については、材質による補正を行わないものとする。

2. 普通ローラゲート、シェルローラゲート、小形水門のローラ・シーブ軸、水密ゴム押え板など標準的にステンレス鋼が使用されるものについては、補正の対象にしないものとする。また、主要部材中のステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼の質量(W₁)には、含めないものとするが主要部材の質量(W₂)には、含めて算出するものとする。

2) 構造による補正

ワイヤーロープウインチ式開閉装置は、構造による補正を行うものとし、補正係数(Ks)は、次式による。

$$Ks = F1 \times F2$$

なお、F1、F2は、表-2・9による。

表-2・9 開閉装置形式による補正係数 (F1, F2)

F1 休止装置の有無による補正係数		F2 ドラム駆動方式による補正係数	
休止装置有り	1.0	オープンギヤ式	1.0
休止装置無し	0.9	ドラム直結式	0.9

3) 製作数による補正

同形状規格のものを複数(門)同時発注する場合の補正係数(Kn)は、表-2・10による。

表-2・10 製作数による補正係数 (Kn)

製作数(門)	2	3	4	5以上
補正係数(1門当り)	0.95	0.93	0.92	0.91

(4) 付属設備製作工数

河川用水門に付帯する付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとするが、各付属設備の適用区分は、表-2・11を標準とする。

表-2・11 鋼製付属設備の適用区分

製 作 区 分	適用区分	摘 要
転向シーブ点検架台	区分 A	
ロープダクト	区分 D	
据付架台	区分 D	
油圧配管	区分 D	既製管による

- (注) 1. 間接労務費率、工場管理費率、補助材料費率は鋼製付属設備の率とする。
2. 上記区分において、主体となる設備と一体で主設備の機能の一部となる場合は、間接製作費は主設備本体の率とする。
3. ステンレス及びステンレスクラッド鋼を使用した場合は、「第18章 鋼製付属設備」に準じて補正を行うものとする。

2-4 工場塗装費

(1) 標準的な構造の水門設備の工場塗装費については、次式による。

$$\text{工場塗装費(円/式)} = \text{製作直接労務費(円/式)} \times \text{塗装費率(\%)}$$

なお、塗装費率は、表-2・12による。

表-2・12 塗装費率

(%)

区 分 \ 構 成		扉体塗装費率	戸当り塗装費率	開閉装置塗装費率
小 形 水 門	プレートガード構造 ローラ・スライドゲート	20	8	—
中・大形水門、堰	プレートガード構造 ローラゲート	21	11	7

- (注) 1. 塗装費率には、塗装費及びステンレス表面処理費を含む。
2. 扉体については、主要部材（スキンプレート、桁等）にステンレス鋼を使用している場合は、小形水門，中・大形水門，堰ともに9%とする。
3. 開閉装置の塗装費率は、1M1D、1M2D、2M2Dの場合に適用するものとする（ラック式・スピンドル式等の機器単体品の場合は、適用しない）。
4. 塗装仕様は、エポキシ樹脂系，ふっ素樹脂系，ポリウレタン樹脂系で下塗りにミストコートを塗布する場合に適用し，下塗りにミストコートを施さない場合は，別途考慮するものとする。その他の仕様については，別途積上げるものとする。
5. 塗装は，上塗りまで工場塗装を標準とする。
6. シェル構造ローラゲート，プレートガード構造角落しゲート及び起伏ゲートについては，別途積上げるものとする。

2-5 直接経費

- (1) 木型費は，鋳放し単価に含めるものとし，積算の対象としない。
- (2) 特許又は特殊技術に係る製作で，専門業者により行われるものは直接経費の項で計上するものとする。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

(1) 材料費構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費＝据付材料費＋据付補助材料費

(2) 据付材料費

据付材料費の積算は、次式による。

据付材料費（円/式）＝据付労務費（円/式）×据付材料費率（％）

据付労務費（円/式）＝職種別据付工数（人/式）×職種別賃金（円/人）

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は、対象としない。

なお、据付材料費率は、表－2・13 による。

表－2・13 据付材料費率及び据付補助材料費率 (％)

区 分		据付材料費率	据付補助材料費率
小 形 水 門	プレートガーダ構造ローラ・スライドゲート (三方・四方水密)	10.5	1.5
中・大形水門、堰	プレートガーダ構造ローラゲート (三方・四方水密)	14.0	4.0
	シェル構造ローラゲート		
	プレートガーダ構造角落しゲート		
起 伏 堰	起伏ゲート		

- (注) 1. 小形水門で二次側電気配線配管の施工が必要ない場合は、据付材料費率を3%とする。
2. 据付材料費率に含まれる材料は、次のとおりとする。
- 据付けに必要な現場で加工するアンカー材・ステー材、電動式開閉装置の場合の機側操作盤以降（機側操作盤から開閉装置まで）の電線・電線管、油脂類等（据付けのための作業油・潤滑油を含む）
3. 動力、照明等のための電源引き込み（引込柱から機側操作盤まで）に必要な材料費の所要量は、別途積上げるものとする。

(3) 据付補助材料費

据付補助材料費の積算は、次式による。

据付補助材料費（円/式）＝据付労務費（円/式）×据付補助材料費率（％）

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は、対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表－2・13 による。

3-2 据 付 工 数

(1) 据付工数は次式による。

Y＝y×Kn

Y：設備1門当りの据付工数（人）

y：設備1門当りの標準据付工数（人）

Kn：据付数による補正係数

(2) 標準据付工数

据付工数は、表－2・14 によるものとする。

表-2・14 標準据付工数

区 分	標準工数 y : 据付工数 (人)	摘 要	職種別構成割合 (%)	
			機械設備 据付工	普通作業員
小 形 水 門	プレートガーダ構造ローラゲート (三方水密)	$y=3.3x+19.93$	80	20
	プレートガーダ構造ローラゲート (四方水密)	$y=3.37x+21.01$		
	プレートガーダ構造スライドゲート (三方水密)	$y=3.49x+8.5$		
	プレートガーダ構造スライドゲート (四方水密)	$y=3.49x+8.5$		
中・大形 水門、 堰	プレートガーダ構造ローラゲート (三方水密)	$y=4.1x+11.93$		
	プレートガーダ構造ローラゲート (四方水密)	$y=6.8x-13.29$		
	シェル構造ローラゲート (単葉・2段)	$y=6.9x+124.9$		
	プレートガーダ構造角落しゲート	$y=1.6x+7.52$		
起伏 堰	起伏ゲート	$y=18.8x^{0.7}$		

- (注) 1. 各設備の標準工数の範囲は、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤、各種配電盤、機側操作盤以降（機側操作盤から開閉装置まで）の電気配線及び配管、据付架台の据付け、組立架台の設置及び撤去等、準備、試運転調整、清掃及び後片付けまでとする。
2. 手動式、エンジン式開閉装置等のように、機側操作盤、各種配電盤、機側操作盤以降の電気配線及び配管の施工の必要のない場合は、据付工数を10%低減するものとする。
3. 標準据付工数の範囲には、二次コンクリート打設、コンクリートはつり等の関連土木工事は、含まれていないため、別途積上げるものとする。
4. 中・大形水門、堰、起伏堰における油圧式開閉装置の油圧配管の据付工数は、標準据付工数の範囲に含まれる。
5. 標準据付工数の範囲には、動力、照明等のための電源引き込み（引込柱等から機側操作盤まで）は、含まないので別途積上げるものとする。
6. 河川用水門設備に付帯する管理橋、階段、防護柵等の付属設備の据付工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとし、各付属設備の適用区分は表-2・11に準じること。
7. 標準据付工数は、規格ゲート等の既製品水門扉の据付けには適用出来ない。
8. 自家発電設備の据付工数は、別途積上げるものとする。
9. 中・大形水門のプレートガーダ構造ローラゲート（三方水密、四方水密）の据付工数は、扉体を現場に分割搬入し、現場接合するものが対象である。

扉体の現場接合を行わないものは、小形水門の据付工数を適用する。

10. 角落しゲートの据付工数は、戸当りのみである。扉体等の据付工数は、別途積上げるものとする。
11. 各設備の標準据付工数は、据付現場が仮締切内等のドライな環境で、トラッククレーン等により据付可能な場合のものである。
12. 分割発注の場合の区分別工数は、次式による。

$$\text{区分別工数 (人/門)} = \text{全体工数 (人/門)} \times \text{区分別工数比率}$$

なお、区分別工数比率は、表-2・15による。

表-2・15 区分別工数比率

種 別		工 数 比 率 (%)		
		扉 体	戸 当 り	開閉装置
小形水門	プレートガーダ構造ローラ・スライドゲート (三方水密)	30	45	25
	プレートガーダ構造ローラ・スライドゲート (四方水密)	30	45	25
中・大形水門, 堰	プレートガーダ構造ローラゲート (三方水密)	35	40	25
	プレートガーダ構造ローラゲート (四方水密)	35	40	25
	シェル構造ローラゲート	45	20	35
起伏堰	起伏ゲート	25	50	25

(注) 中・大形水門のプレートガーダ構造ローラゲート (三方水密・四方水密) で、扉体の現場溶接を行わないものは、小形水門の区分別工数比率を適用する。

(3) 工数補正

1) 据付数による補正

同時期・現場、同等規模・形式の水門設備を複数(門) 据付ける場合の補正係数は、次式による。

据付工数(人/式) = 標準据付工数(人/式) × 据付数による補正係数

なお、据付数による補正係数は、表-2・16 のとおりとする。

表-2・16 据付数による補正係数 (Kn)

据付数 (門)	2	3	4	5 以上
補正係数 (1 門当り)	0.95	0.92	0.90	0.88

3-3 機 械 経 費

(1) 標準機械器具

据付けに係る機械経費は、表-2・17 を標準として計上するものとする。

なお、機種選定、所要数量、運転時間(日数)等については、据付条件並びに関連工事などを勘案のうえ決定するものとする。

ただし、河川用水門設備のクレーン標準運転日数等は、表-2・18 による。

また、河川用水門設備の電気溶接機運転日数は、表-2・19 による。

表-2・17 標準機械器具

機械器具名	標準規格	摘 要
クレーン	表-2・18 による	
電気溶接機	表-2・19 による	
〃	直流アーク式 500A	ガウジング用
空気圧縮機	排出ガス対策型	ガウジング その他
発動発電機	排出ガス対策型	商用電源がない場合
組立架台		3-3 (4) 組立架台による
その他必要なもの		現場条件により計上する
雑器具損料		機械器具費×2%

(注) 雑器具損料とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。

(2) クレーン

クレーンの運転日数等は、表-2・18を標準とする。

表-2・18 クレーン標準運転日数等

対 象 設 備		機 種	規格	標準運転日数	区分別構成比(%)		
					扉体	戸当り	開閉装置
小形水門	プレートガーダ構造ローラ・スライドゲート (三方水密・四方水密)	各種クレーン	(注)4による	$D=3$	1日	1日	1日
中・大形水門、堰	プレートガーダ構造ローラゲート (三方水密・四方水密)	各種クレーン	(注)5による	$D=0.22x+0.33$	35	45	20
	シェル構造ローラゲート	各種クレーン	(注)5による	$D=0.22x+7.1$	45	30	25
起伏堰	起伏ゲート	各種クレーン	(注)5による	$D=0.39x+1.6$	30	50	20

- (注) 1. D は設備1門当りの運転日数である。
2. x は1門当りの扉体面積(純径間(m)×有効高(m))である。
3. 本表は、据付現場が仮締切内等で、ドライ施工が可能な場合の標準的なクレーンの規格と運転日数である。施工条件が異なる場合は、本表によらず別途積上げるものとする。
4. 小形水門の各種クレーン能力は、最大部材質量、作業半径等を考慮して決定する。
5. 中・大形水門、堰及び起伏堰のクレーン規格については、施工条件、方法等を勘案の上決定するものとする。

(3) 溶接機

溶接機の規格及び運転日数は、表-2・19を標準とする。

表-2・19 溶接機の規格及び運転日数

対 象 設 備		機 種	規格	標 準 運 転 日 数		摘 要
小形水門	プレートガーダ構造ローラ・スライドゲート（三方水密・四方水密）	電気溶接機（交流アーク式（手動・電撃防止器内蔵型）又はディーゼルエンジン駆動・直流アーク式・排出ガス対策型（第 2 次基準値））	200A	D=4		D＝運転日数 x＝扉体面積 なお、x の定義及び範囲は表-2・7 標準製作工数と同じである
中・大形水門、堰	プレートガーダ構造ローラゲート（三方水密・四方水密）	電気溶接機（交流アーク式（手動・電撃防止器内蔵型）又はディーゼルエンジン駆動・直流アーク式・排出ガス対策型（第 2 次基準値））	200A	現場接合無し	D=0.20x+3.2	
				現場接合有り	D=0.55x－0.5	
	シェル構造ローラゲート	電気溶接機（交流アーク式（手動・電撃防止器内蔵型）又はディーゼルエンジン駆動・直流アーク式・排出ガス対策型（第 2 次基準値））	200A	D=1.56x		
起伏堰	起伏ゲート	現場条件により決定するものとする		現場条件により決定するものとする		

- (注) 1. D は設備1門当りの運転日数である。
2. x は1門当りの扉体面積(純径間(m)×有効高(m))である。
3. 溶接機の運転日当りの標準運転時間は、5時間とする。

(4) 組立架台

1) 組立架台の経費は、次式による。

組立架台経費＝基礎価格（円）×損料率（％）

2) 組立架台の基礎価格及び損料率は、表－2・20 を標準とする。

表－2・20 組立架台基礎価格及び損料率 (％)

区分	製作工数					損料率
	直接製作費		間接製作費		一般管理費等率	
	材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率		
組立架台	所要量を 積上げ	「第 18 章 鋼製付属 設備」による製作工数 に賃金を乗じて算出 する。	75	20	14	30

(注) 1. 組立架台は、分割搬入した扉体等を地組する際に使用する埋設されない架台であり、複数契約で転用使用することを標準とし、1 契約当り基礎価格の 30%を減価償却費及び転用補修費として損料計上するものとする。

なお、同一契約で同時期、同現場において組立架台を再利用しながら複数門を順次据付ける場合であっても、1 契約で 30%を計上するものとする。

2. 基礎価格には組立架台の製造設計に係る経費として間接労務費及び工場管理費は計上するが、設計技術費は、計上しない。

3. コンクリート等に埋設される据付架台は別途計上するものとする。

3－4 試 運 転 費

試運転工数は、据付工数に含まれているので計上しないものとする。

3－5 直 接 経 費

(1) 二次コンクリート及び型枠費

二次コンクリート及び型枠費の積算は、次式による。

二次コンクリート及び型枠費（円／式）＝据付労務費（円／式）×二次コンクリート及び型枠費率（％）

据付労務費（円／式）＝職種別据付工数（人／式）×職種別賃金（円／人）

据付労務費：表－2・14 標準据付工数で算出される職種別労務費の合計である。

なお、二次コンクリート及び型枠費率は、表－2・21 による。

表－2・21 二次コンクリート及び型枠費率 (％)

区 分		二次コンクリート及び型枠費率
小形水門	プレートガーダ構造ローラ ・スライドゲート (三方水密・四方水密)	7

(注) 1. 二次コンクリート及び型枠費に含む内容は、コンクリート打設、型枠、養生である。

コンクリートはつり、仮設足場等が必要な場合は、別途積上げるものとする。

2. 化粧及び円形型枠を使用する場合は、別途積上げるものとする。

3-6 取替工数

(1) ワイヤロープ取替工数

1) 取替工数

取替工数は、次式による。

$$Y(\text{人/式}) = y(\text{人/門}) \times \text{門数}(\text{門})$$

Y: 設備 n 門当りの取替工数 (人/式)

y: 設備 1 門当りの標準取替工数 (人/門)

2) 標準取替工数

ワイヤロープウインチ式開閉装置のワイヤ取替工数は、表-2・22 のとおりとする。

表-2・22 ワイヤロープ標準取替工数

区 分	標準取替工数 y: 取替工数 (人/門)	摘 要	職種別構成割合 (%)
			機械設備据付工
ワイヤロープ ウインチ式開閉装置	$y = 0.105x + 2.88$	x = ロープ全長 (m) 全長最大 1100m まで、ロープ径は最大 φ60 (0.06m) までとする。	100

- (注) 1. ロープ全長は、取替長さとする。
2. 本工数の適用範囲は、ロープの準備、取外し、現場搬出、積み込み、荷下し、現場搬入、取付け、調整、試運転までとし、仮設置撤去は含まない。
3. ワイヤリングを目視で確認出来る環境であること。

(2) 水密ゴム取替工数

1) 取替工数

取替工数は、次式による。

$$Y(\text{人/式}) = y(\text{人/門}) \times \text{門数}(\text{門})$$

Y: 設備 n 門当りの取替工数 (人/式)

y: 設備 1 門当りの標準取替工数 (人/門)

2) 標準取替工数

河川用水門の水密ゴム取替工数は、表-2・23 のとおりとする。

表-2・23 水密ゴム標準取替工数

区 分	標準取替工数 y: 取替工数 (人/門)	摘 要	職種別構成割合 (%)
			機械設備据付工
ローラゲート スライドゲート	$y = 0.127x + 3.85$	x = 扉体面積 (m ²) = 純径間 (m) × 有効高 (m) 扉体面積は最大 300m ² までとする。	100

- (注) 1. 現地での取替工数で、河川用水門のみ対象とする。
2. ゴムの形式は、P, L, Y, 平ゴムとする。
3. 本工数の適用範囲は、水密ゴムの準備 (穴あけ加工、溶着を含む)、取外し、現場搬出、積み込み、荷下し、現場搬入、取付け、調整、試運転までとし、仮設置撤去は含まない。

(3) 電動機取替工数

1) 取替工数

取替工数は、次式による。

$$Y(\text{人/式}) = y(\text{人/台}) \times \text{数量}(\text{台})$$

Y：電動機 n 台当りの取替工数 (人/式)

y：電動機 1 台当りの標準取替工数 (人/台)

2) 標準取替工数

河川用水門の電動機取替工数は、表-2・24 のとおりとする。

表-2・24 電動機標準取替工数

区 分	y：標準取替工数 (人/台)	摘 要	職種別構成割合 (%)	
			機械設備据付工	電工
ワイヤーロープ ウインチ式開閉装置 の電動機	$y = 0.244x + 1.99$	x = モータ容量 (kW) 最大 37kW までとする。	90	10

- (注) 1. ワイヤーロープウインチ式開閉装置の電動機取替に適用する。
2. 適用範囲は、電動機の準備、取外し、現場搬出、積込み、荷下し、現場搬入、取付け、調整、試運転までとし、仮設置撤去は含まない。

(4) ローラ取替工数

1) 取替工数

取替工数は、次式による。

$$Y(\text{人/式}) = y(\text{人/個}) \times \text{数量}(\text{個})$$

Y：ローラ n 個当りの取替工数 (人/式)

y：ローラ 1 個当りの標準取替工数 (人/個)

2) 標準取替工数

河川用水門のローラ取替工数は、表-2・25 のとおりとする。

表-2・25 ローラ標準取替工数

取付形式	y：標準取替工数 (人/個)	摘 要	職種別構成割合 (%)
			機械設備据付工
片持式 サドル式	$y = 0.0073x$	x = ローラ直径 (mm) ローラ直径は 90mm から最大 1500mm までとする。	100

- (注) 1. プレートガード構造ローラゲート又はシェル構造ローラゲートのローラ取替に適用する。
2. 本工数の適用範囲は、現場における準備、取外し、現場搬出、積込み、荷下し、現場搬入、取付け、調整、試運転までとし、ローラの整備、仮設置撤去及び工場における整備のための分解組立は含まない。
3. ローラの取付形式は、片持式又はサドル式を対象とする。また片持式の場合は、ローラ軸の取外し、取付けは含まない。
4. ローラの取付形式が、両持式及びロッカービーム式のローラ取替については、別途積上げるものとする。

(5) 扉体取外し工数

1) 扉体取外し工数

取外し工数は、次式による。

$$Y(\text{人/式}) = y(\text{人/門}) \times \text{門数(門)}$$

Y : 設備 n 門当りの取外し工数 (人/式)

y : 設備 1 門当りの標準取外し工数 (人/門)

2) 標準取外し工数

河川用水門の扉体取外し工数は、表-2・26 のとおりとする。

表-2・26 扉体標準取外し工数

区 分	y : 標準取外し工数 (人/門)	摘 要	職種別構成割合 (%)
			機械設備据付工
ローラゲート スライドゲート	$y = \text{据付工数(全体)} \times 5\%$	扉体面積は 1m^2 から最大 18m^2 までとする。	100

- (注) 1. プレートガーダ構造ローラゲート又はプレートガーダ構造スライドゲートの扉体取外しに適用する。
2. 開閉装置は、スピンドル式又はラック式に適用する。
3. 水密方式は、三方水密、四方水密に適用する。
4. 本工数の適用範囲は、扉体の取外し準備、取外し、現場搬出、積み込みまでとし、仮設置撤去は含まない。

基 準 の 解 説

1 直接製作費

1-1 塗装費

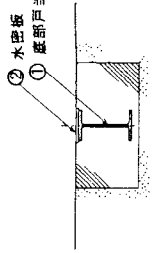
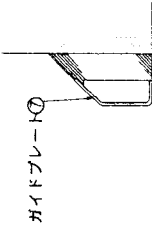
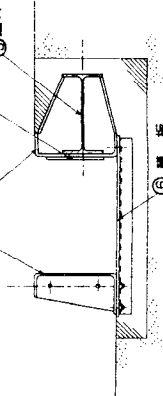
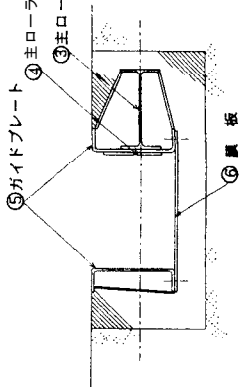
(1) 標準的な構造の水門設備についての塗装面積は、表-1 を標準とする。

表-1 標準塗装面積

区 分 \ 構 成		扉体塗装面積		開閉装置塗装面積	
小形水門	プレートガーダ構造ローラ・スライドゲート		y=5.4 x		—
	プレートガーダ構造ローラゲート		y=6.8 x -12		y=0.1 x +56.7
中・大形水門，堰	シェル構造ローラゲート	外 面	y=2.9 x +109		y=0.1 x +56.7
		内 面	y=9.6 x -173		
	プレートガーダ構造ヒンジ式ゲート		プレートガーダ構造ローラゲートによる		
	プレートガーダ構造横引きゲート				
	プレートガーダ構造角落しゲート				
起伏ゲート		y=4.1 x -0.8		y=0.002 x +2	
摘 要		y =標準塗装面積 (m ²) x =扉体面積 (m ²) (純径間 (m) ×有効高 (m))		y =標準塗装面積 (m ²) x =開閉荷重 (kN) ただし，起伏ゲートのxは 開閉トルク (kNm)	

- (注) 1. 戸当りの塗装面積は、別途積上げるものとする。
2. 開閉装置の塗装面積は、1M1D, 1M2D, 2M2D の場合に適用するものとする。
3. 管理橋、防護柵等の塗装面積は、別途積上げるものとする。
4. ステンレス材の酸洗いが必要な場合は、その面積を別途積上げるものとする。

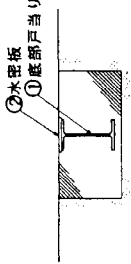
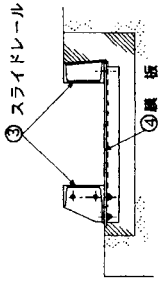
別表-1 主要部材範囲
別表-1-2

設 備 名	プレートガード構造ローラゲート (普通ローラゲート)	区 分	戸 当 り 部
主要部材名	【上戸戸当り】 (四方水密の場合) ⑦ ガイドプレート		
部 材 指 示 図			
【底戸戸当り】	 ① 底戸戸当り桁 ② 水密板		
【側戸戸当り】	 ⑦ ガイドプレート (注) 水密板を設ける場合もある。		
【底戸戸当り】	 ④ 主ローラ踏面板 ⑥ 扉板		
【側戸戸当り】	 ⑤ ガイドプレート ⑥ 水密板		

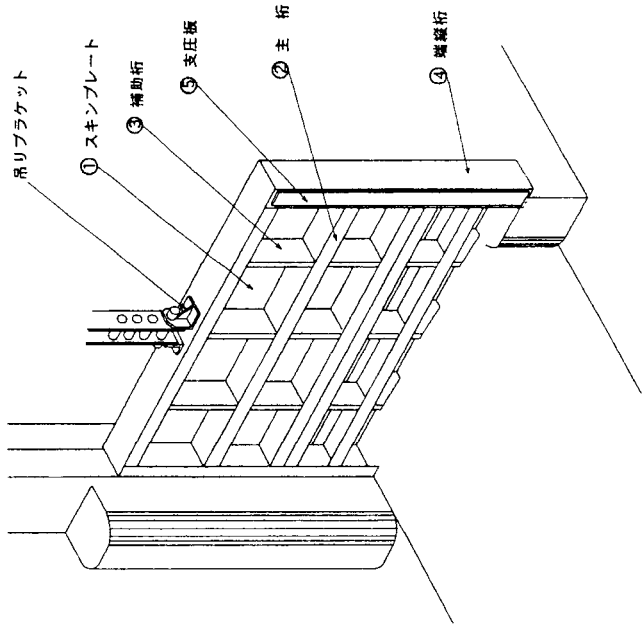
別表-1 主要部材範囲
別表-1-1 小形水門

設 備 名	プレートガード構造ローラゲート (普通ローラゲート)	区 分	扉体部
主要部材名	① スキンプレート ② 主桁【F, W】 ③ 補助桁【F, W】 ダイヤフラム【F, W】(指示図欠番) ④ 端縦桁【F, W】 ⑤ 主ローラ ⑥ 主ローラ軸		
部 材 指 示 図			

別表-1 主要部材範囲
別表-1-4

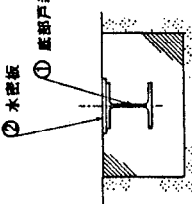
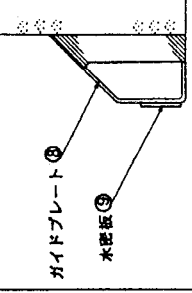
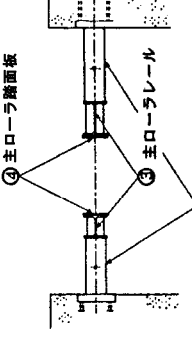
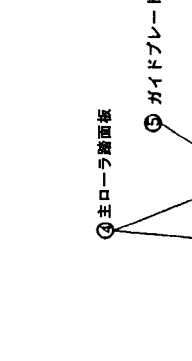
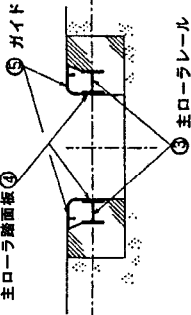
設 備 名	プレートガード構造スライドゲート	区 分	戸 当 り 部
主要部材名	【底部戸当り】 ① 底部戸当り桁 ② 水密板 【側部戸当り】 ③ スライドレール【F, W】 ④ 腐 板	⑤ ガイドプレート	
部 材 指 示 図			
【底部戸当り】		【上部戸当り】 ガイドプレート⑤	(注) 水密板を貼付ける場合もある。
【側部戸当り】			

別表-1 主要部材範囲
別表-1-3

設 備 名	プレートガード構造スライドゲート	区 分	扉 体 部
主要部材名	① スキンプレート ② 主桁【F, W】 ③ 補助桁【F, W】 ④ 端梁桁【F, W】 ⑤ 支圧板 クサビ (指示図欠番) 水密ゴム押え板 (指示図欠番)		
部 材 指 示 図			
			

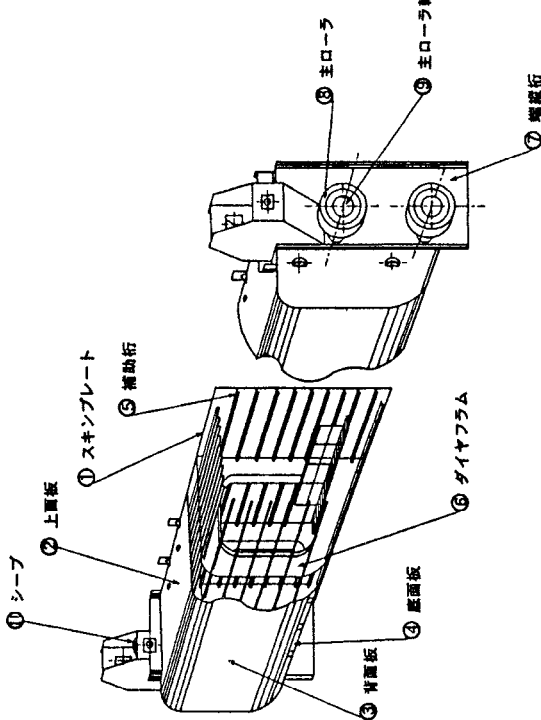
別表-1 主要部材範囲

別表-1-8

設 備 名	シールドローラゲート	区 分	戸当り部
主要部材名	【底部戸当り】 ① 底部戸当り桁 ② 水密板 【側部戸当り】 ③ 主ローラレール [F, W] ④ 主ローラ踏面板 ⑤ ガイドプレート ⑥ 風 板 ⑦ 取外し戸当り支持金物	【上部戸当り】 ③ ガイドプレート ⑤ 水密板	【上部戸当り】 ③ ガイドプレート ⑤ 水密板
部 材 指 示 図			
【底部戸当り】			
【側部戸当り】			

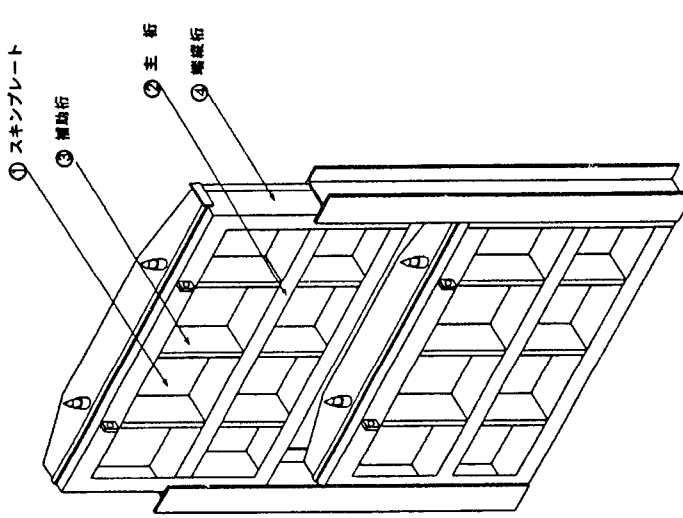
別表-1 主要部材範囲

別表-1-7

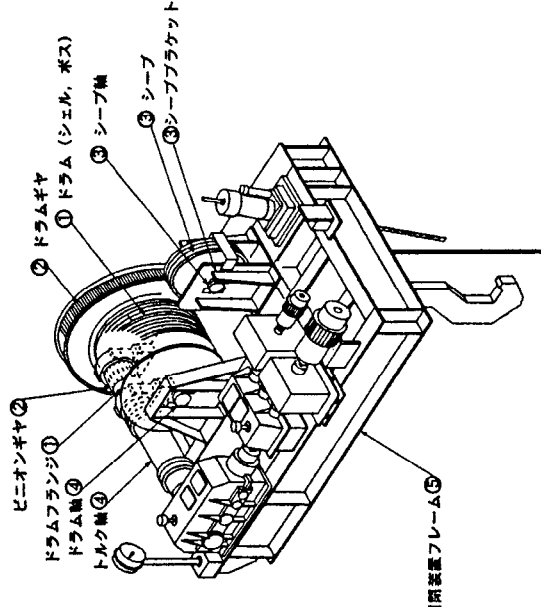
設 備 名	シールドローラゲート	区 分	胴体部
主要部材名	① スキンプレート ② 上蓋板 ③ 背面板 ④ 底面板 ⑤ 補助桁 [F, W]	⑥ ダイアフラム [F, W] ⑦ 補強桁 [F, W] ⑧ 主ローラ ⑨ 主ローラ軸 ⑩ シーブ	
部 材 指 示 図			
			

(注) 支承部がロッカービーム方式の場合は、プレートガード駆動ローラゲート(胴体部)を参照すること。

別表-1 主要部材範囲
別表-1-10

設 備 名	区 分	部 材 指 示 図
プレートガード構造角差しゲート	扉体部	
主要部材名		
① スキンプレート		
② 主桁 [F, W]		
③ 補肋桁 [F, W]		
④ 補肋桁 [F, W]		

別表-1 主要部材範囲
別表-1-9

設 備 名	区 分	部 材 指 示 図
各種ゲート共通	開閉装置部 (ワイロープウインチ)	
主要部材名		
① ドラム部 (シエル、ボス、フランジ)		
② 各ギヤ (ドラムギヤ、ピニオンギヤ)		
③ シープ部 (シープ、ブラケット、軸)		
④ 軸頭 (ドラム軸、ギヤ軸、ピニオン軸、トルク軸)		
⑤ 開閉装置フレーム [F, W]		

別表-1 主要部材範囲
別表-1-12 起伏堰

設備名	起伏ゲート(鋼製)	区分	原価部
主要部材名	① スキンプレート ② 背面板(魚腹形) ③ 主桁[F, W] ④ 補助桁[F, W] ⑤ ダイアフラム(指示図欠番) ⑥ 端縦桁	⑥ トルク軸(トルクチューブ) ⑦ 胴体連結部軸 ⑧ ヒンジ軸(指示図欠番) ⑨ 中間軸受 ⑩ 基礎金物	
(注)中間軸受、基礎金物は戸当り部参照			
部 材 指 示 図			

別表-1 主要部材範囲
別表-1-11

設備名	プレートゲータ構造角落し	区分	戸当り部
主要部材名	① 底部分当り ② 底部分当り板 ③ 底部分当り板 ④ スライドレール[F, W] ⑤ ガイドプレート ⑥ 腹板	⑥ スライドレール(中間支持)	
部 材 指 示 図			
[底部分当り]			
[中間戸当り]			
[側部分当り]			

別表-1 主要部材範囲
別表-1-14

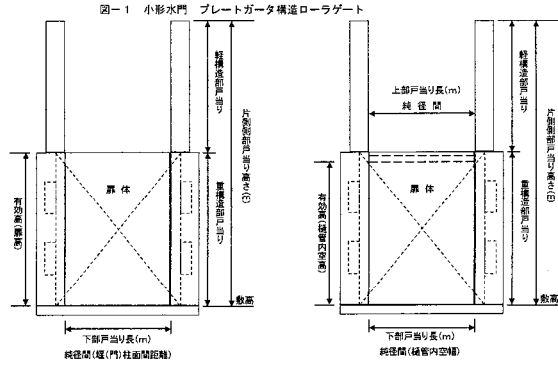
設備名	起伏ゲート(鋼製)	区分	開閉装置部
主要部材名	① 軸受架台 ② トルクアーム ③ テール金物 ④ テール金物架台(指示図欠番) ⑤ ピン		
部 材 指 示 図			

別表-1 主要部材範囲
別表-1-13

設備名	起伏ゲート(鋼製)	区分	戸当り部
主要部材名	① 底部戸当り金物 ② サイドプレート(側面水密板) ③ 軸受部		
部 材 指 示 図			

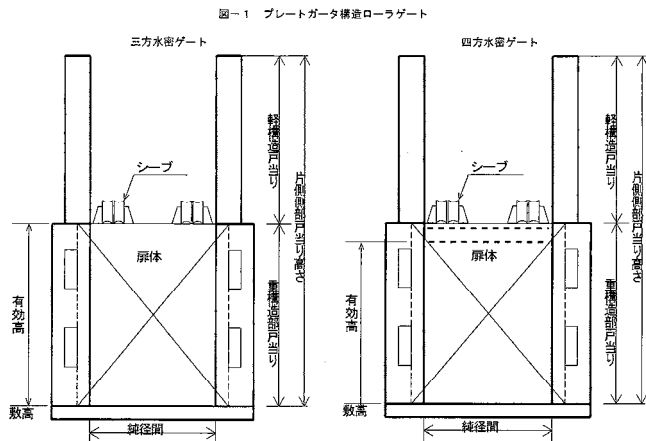
別表－２－１ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	X の 定 義
【小形水門】 プレートガーダ構造 スライドゲート (三方水密)	扉 体	$y = 3.87X_1 + 2.19$	X_1 : 扉体面積 (㎡) [X_1 の適用範囲: ~ 10 ㎡] 扉体面積: 純径間 (m) $\times$ 有効高 (m) (図－１参照)
	戸 当 り	$y = 0.59X_2 + 2.67$	X_2 : 戸当り延長 (m) [X_2 の適用範囲: 2.5m未満] (三方水密の場合) 片側側部戸当り高さ (m) $\times 2$ + 純径間 (m) (図－１参照)
プレートガーダ構造 ローラゲート (三方水密)	扉 体	$y = 5.28X_1 + 0.35$	X_1 : 扉体面積 (㎡) [X_1 の適用範囲: ~ 10 ㎡] 扉体面積: 純径間 (m) $\times$ 有効高 (m) (図－１参照)
	戸 当 り	$y = 1.53X_2 + 3.67$	X_2 : 戸当り延長 (m) [X_2 の適用範囲: 2.5m未満] (四方水密の場合) 片側側部戸当り高さ (m) $\times 2$ + 純径間 (m) $\times 2$ (図－１参照)
プレートガーダ構造 ローラゲート (四方水密)	扉 体	$y = 5.23X_1 + 4.94$	X_1 : 扉体面積 (㎡) [X_1 の適用範囲: ~ 10 ㎡] 扉体面積: 純径間 (m) $\times$ 有効高 (m) (図－１参照)
	戸 当 り	$y = 1.71X_2 + 0.38$	X_2 : 戸当り延長 (m) [X_2 の適用範囲: 2.5m未満] 片側側部戸当り高さ (m) $\times 2$ + 純径間 (m) $\times 2$ (図－１参照)



別表－２－２ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	X の 定 義
【中・大形水門、堰】 プレートガーダ構造 ローラゲート (三方水密)	扉 体	$y = 6.88X_1 - 1.5$	X_1 : 扉体面積 (㎡) [X_1 の適用範囲: 10㎡ $\sim$ 300㎡] 扉体面積: 純径間 (m) $\times$ 有効高 (m) (図－１参照)
	戸 当 り	$y = 6.58X_2 - 7.5$	X_2 : 戸当り延長 (m) [X_2 の適用範囲: 1.5m $\sim$ 8.5m] 片側側部戸当り高さ (m) $\times 2$ + 純径間 (m) (図－１参照)
プレートガーダ構造 ローラゲート (四方水密)	扉 体	$y = 7.4X_1 - 1.5$	X_1 : 扉体面積 (㎡) [X_1 の適用範囲: 10㎡ $\sim$ 80㎡] 扉体面積: 純径間 (m) $\times$ 有効高 (m) (図－１参照)
	戸 当 り	$y = 5.42X_2 - 6.6$	X_2 : 戸当り延長 (m) [X_2 の適用範囲: 1.5m $\sim$ 6.5m] 片側側部戸当り高さ (m) $\times 2$ + 純径間 (m) $\times 2$ (図－１参照)



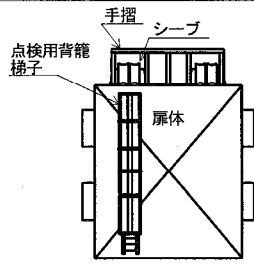
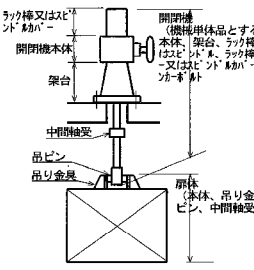
別表－２－３ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	X の 定 義
[中・大形水門、堰] シェル構造ローラゲート	扉 体	$y=11.47X_1-23.6$	X_1 : 扉体面積 (㎡) [X_1 の適用範囲: 20㎡~300㎡] 扉体面積: 純径間 (m) × 有効高 (m) (図-2参照)
	戸 当 り	$y=10.49X_2-206$	X_2 : 戸当り延長 (m) [X_2 の適用範囲: 30m~90m] 片側側部戸当り高さ (m) × 2 + 純径間 (m) (図-2参照)
図-2 シェル構造ローラゲート			

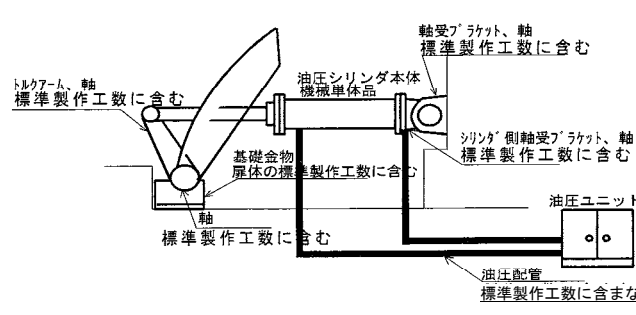
別表－２－４ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	X の 定 義
[起伏堰] 起伏ゲート	扉 体	$y=7.94X_1-1$	X_1 : 扉体面積 (㎡) [X_1 の適用範囲: 5㎡~60㎡] 純径間 (m) × 有効高 (m) (図-3参照)
	戸 当 り	$y=4.57X_2-10$	X_2 : 戸当り延長 (m) [X_2 の適用範囲: 7m~35m] 片側側部戸当り高さ (m) × 2 + 純径間 (m) (図-3参照)
図-3 起伏ゲート			
	開閉装置	$y=0.05X_3+11.97$	X_3 : 開閉トルク (kNm) [X_3 の適用範囲: 100~600kNm]

別表－３－１ 製作工数算出区分

設 備	摘 要	参 考 図
【小形水門】 プレート・ゲート 構造 ローラ・ゲート (扉体)	図－１参照 1. 扉体付の点検用背籠、梯子、手摺等は扉体の標準製作工数に含まれる。 2. 桁側に設置されるカバープレートは、標準製作工数に含まれないため、別途積上げる。 (「鋼製付属設備」区分Aを適用する) ダム用クレストゲートにローラゲートを使用する場合は、河川用普通ローラゲートを適用するものとする。 図－２参照 1. 小形水門等に使用する「ラック式開閉装置」及び「スピンドル式開閉装置」は、本体、架台、ラック棒又はスピンドル、ラック棒カバー又はスピンドルカバー、アンカーボルト、中間軸受まで含めて「機器単体品」として計上する。	図－１ プレートゲータ 構造ローラゲート  図－２ 小形水門 

別表－３－２ 製作工数算出区分

設 備	摘 要	参 考 図
起伏ゲート	図－３参照 1. 基礎金物は扉体の標準製作工数に含まれる。 2. トルクアーム、軸は開閉装置の標準製作工数に含む。 3. 油圧シリンダ本体は機器単体品とする。 4. 油圧シリンダに取付けられる軸受ブラケット・軸、また、接続する軸受ブラケット、軸は開閉装置標準製作工数に含む。 5. 油圧配管は標準製作工数に含まれないため、別途積上げる。 (「鋼製付属設備」区分Dを適用する)	図－３ 起伏ゲート 

② ダム用水門設備

1 適用範囲

この基準は、ダム用水門設備の製作、据付けに適用する。

1-1 区分及び構成

水門設備の区分及び構成は、表-2・27 のとおりとする。

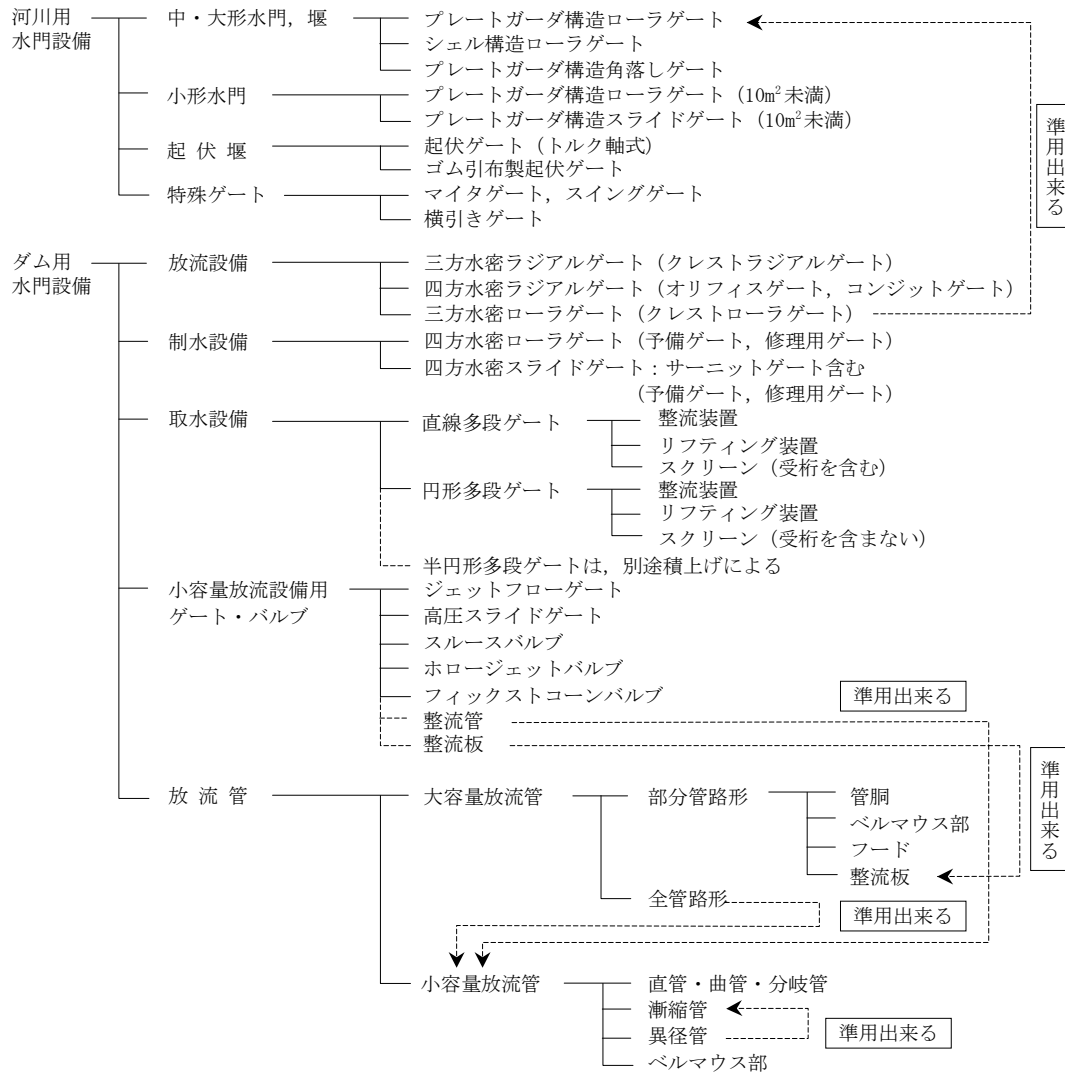
表-2・27 区分及び構成

区 分		構 成
放 流 設 備		扉体、戸当り、開閉装置、基礎材、空気管、充水装置、操作制御設備等
制 水 設 備		扉体、戸当り、開閉装置、基礎材、空気管、充水装置、操作制御設備等
取 水 設 備		扉体、戸当り、開閉装置、整流装置、スクリーン、取水塔、操作制御設備等
放 流 管	大容量放流管	フード、ベルマウス、管胴、整流板等
	小容量放流管	ベルマウス、直管、曲管、漸縮管、異径管、分岐管等
小容量放流設備用 ゲート・バルブ		扉体又は弁体、ボンネット、ケーシング又は弁胴、ボンネットカバー、開閉装置、 空気管、充水装置、操作制御設備等
付 属 設 備		操作橋、管理橋、階段、手摺等

- （注）
1. 制水設備とは、予備水門扉又は修理用水門扉に使用されるプレートガーダ構造のローラゲート、スライドゲート（サーニットゲートを含む）をいう。
 2. 取水設備とは、円形多段及び直線多段ゲートをいう。
 3. 大容量放流管とは、ダムの放流設備の上流部に設けられる矩形断面を有する管路及び下流部に設けられる整流板等をいう。
 4. 小容量放流管とは、円形断面を有する取水設備、小容量放流設備用水圧鉄管及び発電用水圧鉄管をいう。
 5. ダム用水門設備にリーン二相鋼(SUS821L1, SUS323L)又はスーパー二相鋼(SUS327L1)等の新材料を使用した設備には適用出来ないので、別途積上げるものとする。
 6. 水門設備に付随する、管理橋、階段、防護柵等の付属設備の製作据付は、「第 18 章 鋼製付属設備」によるものとする。

1-2 区 分 の 解 説

表-2・27 における、区分に該当する設備は以下のとおりとする。



- ① 河川用水門設備とダム用水門設備に区分されているが、構造が同じであれば、相互に準用出来る。
 - ② ダム用水門設備の制水設備は、「水圧バランス操作方式の水門」「流水遮断が可能な水門」のどちらにも適用可能である。
 - ③ ダム用水門設備の放流設備において、クレストゲート等に三方水密ローラゲートを使用する場合は、河川用水門のプレートガーダ構造ローラゲートを準用出来るものとする。
 - ④ ダム用水門設備の放流設備において四方水密ローラゲートを使用する場合は、制水設備の四方水密ローラゲートを準用出来るものとする。
 - ⑤ 小容量放流設備用ゲート・バルブに設置する整流管は、小容量放流管を準用出来るものとする。
 - ⑥ 小容量放流設備用ゲート・バルブに設置する整流板は、大容量放流管の整流板を準用出来るものとする。
 - ⑦ 大容量放流管に円形断面の全管路形を使用する場合は、「小容量放流管」を準用出来るものとする。
 - ⑧ 小容量放流設備用ゲート・バルブ等に設置する「異径管 (円形断面から矩形断面等の径の断面が異なる管)」は、漸縮管を準用出来るものとする。
 - ⑨ 側壁付円形多段ゲートの扉体、整流装置、開閉装置は、円形多段ゲートを準用出来るものとする。
- (注) 上記について、構造上特に異なるものには別途積算するものとする。

2 直接製作費

2-1 材 料 費

(1) 材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費＝主要部材費＋副部材費＋部品費＋補助材料費

(2) 主要部材費

1) 主要部材費の積算は、次式による。

主要部材費＝主要部材所要量×主要部材単価

なお、各区分毎の主要部材の範囲は、表-2・28 のとおりとする。

2) 主要部材の所要量の算定及び主要部材単価は、「第 1 章 一般共通 ⑤ 1 1-1 (1) 1)」直接材料費に準ずる。

3) 鋼材単価に関するエキストラは、必要に応じて計上するものとする。

4) 主要部材には水密ゴム押え金物、クサビは含まれない(副部材に含まれる)。

5) 円形多段ゲートの主要部材には、シーブブラケットが含まれるが、その他のゲートについては副部材に含まれる。

(3) 副部材費

1) 副部材費の積算は、次式による。

副部材費＝主要部材費×副部材費率(%)

なお、各区分毎の副部材の範囲は、表-2・28 のとおりとする。

また、副部材費率は、表-2・29 によるものとする。

2) プレートガーダ構造のゲートのカバープレートは、副部材料費率に含まれないため、所要量を副部材費として別途積上げるものとする。

3) 四方水密ラジアルゲートの開閉機は油圧シリンダ式開閉装置であり、副部材費率には油圧配管は含まれていないため、所要量を副部材費として別途積上げるものとする。

表-2・28 主要部材・副部材範囲

区 分			主 要 ・ 副 部 材 の 範 囲	
			主要部材 (所要量を積上げる部材)	副部材 (副部材費率に含まれる部材)
放 流 設 備	三方水密ラジアルゲート	扉 体	スキンプレート、主桁 (F, W)、補助桁 (F, W)、端縦桁 (F, W)、シーブ部 (シーブ)、脚柱 (F, W)、脚柱間トラス (F, W)、トラニオンハブ (F, W、トラニオンボス)、トラニオンピン (主軸)	扉体を構成する主要部材以外の部材 (シーブ軸、サイドローラ、点検用梯子、手摺、歩廊滑り止め、開度計取付金物、非常上限検出金物取付材等を含む)
		戸 当 り	敷金物 (敷金物桁、敷金物ゴム当り) 側部戸当り金物 (側部戸当りゴム当り、裏桁)	戸当りを構成する主要部材以外の部材
		開 閉 装 置	ドラム (シェル、フランジ、ボス)、各ギヤ、ピニオン、シーブ部 (シーブ、ブラケット、軸)、軸類 (ドラム軸、ギヤ軸、ピニオン軸、トルク軸)、開閉装置フレーム (主桁 F・W)	開閉装置を構成する主要部材以外の部材 (オイル受け、ギヤ等のカバー、大形開閉装置等に設ける開閉装置付の点検用梯子を含む)
		基 礎 材	ペDESTAL部 (トラニオンブラケット、ベースプレート)、トラニオンガーダ部 (トラニオンガーダ、ガーダ補助桁、ガーダダイヤフラム)、テンションビーム部 (F, W、支柱板)、コンプレッションビーム部 (F, W、支柱板)、スラスト受台 (スラスト受板)	基礎材を構成する主要部材以外の部材 (マンホール等を含む)
	四方水密ラジアルゲート	扉 体	スキンプレート、主桁 (F, W)、補助桁 (F, W)、端縦桁 (F, W)、脚注 (F, W)、脚間補剛材 (F, W)、脚ブレース (F, W)、トラニオンハブ (F, W、トラニオンボス)、トラニオンピン (主軸)	扉体を構成する主要部材以外の部材 (サイドローラ、点検用梯子、手摺、歩廊滑り止め、開度計取付金物、非常上限検出金物取付材、セクトヒータ取付座等を含む)

(つづく)

(つづき)

区 分			主 要 ・ 副 部 材 の 範 囲	
			主要部材 (所要量を積上げる部材)	副部材 (副部材費率に含まれる部材)
放 流 設 備	四方水密 ラジアル ゲート	戸 当 り	敷金物 (桁, 受台), 空気箱 (ボックス, 端面 板), 側部戸当り金物 (ゴム当り, 裏桁), 上 部戸当り金物 (取付部, 噴流防止ゴム取付座)	戸当りを構成する主要部材以外の部材 (空気 箱部のスティフナ, ドレンパイプ等を含む)
		開 閉 装 置	軸受部ブラケット, 休止装置	開度計架台等
		基 礎 材	ペDESTAL部 (トラニオンブラケット), ト ラニオンガーダ部 (トラニオンガーダ, 補助 桁, ダイヤフラム), テンションビーム (F, W), テンションビーム支圧板 (F, W), PC 部 (シース管, アンカプレート)	基礎材を構成する主要部材以外の部材 (マン ホール等を含む)
制 水 設 備	四方水密 ローラゲ ート	扉 体	スキンプレート, 主桁 (F, W), 補助桁 (F, W), 端縦桁 (F, W), 主ローラ部 (主ローラ, 軸), シーブ部 (シーブ)	扉体を構成する主要部材以外の部材 (シーブ 軸, サイドローラ, 扉体付点検用梯子, 手摺 等を含む)
		戸 当 り	敷金物 (桁, 水密板), 側部戸当り金物 (主 ローラレール, ローラ踏面, 水密部, ガイド プレート, ガイドローラレール, 膜板), 上 部戸当り金物 (水密部, ガイドプレート)	戸当りを構成する主要部材以外の部材
		開 閉 装 置	ドラム (シェル, フランジ, ボス), 各ギヤ, ピニオン, シーブ部 (シーブ, ブラケット, 軸), 軸類 (ドラム軸, ギヤ軸, ピニオン軸, トルク軸), 開閉装置フレーム (主桁 F・W)	開閉装置を構成する主要部材以外の部材 (オ イル受け, ギヤ等のカバー, 大形開閉装置等 に設ける開閉装置付の点検用梯子を含む)
	四方水密 スライド ゲート	扉 体	スキンプレート, 主桁 (F, W), 補助桁 (F, W, ダイヤフラム F, W), 端縦桁 (F, W, ガ イドシュ, 支圧板), シーブ部 (シーブ)	扉体を構成する主要部材以外の部材 (シーブ 軸, 扉体付点検用梯子, 手摺等を含む)
		戸 当 り	敷金物 (桁, 水密板), 側部戸当り金物 (レ ール, 支圧板, 水密板, ガイドプレート, ガ イドローラレール, 膜板), 上部戸当り金物 (水密部, ガイドプレート)	戸当りを構成する主要部材以外の部材
		開 閉 装 置	ドラム (シェル, フランジ, ボス), 各ギヤ, ピニオン, シーブ部 (シーブ, ブラケット, 軸), 軸類 (ドラム軸, ギヤ軸, ピニオン軸, トルク軸), 開閉装置フレーム (主桁 F・W)	開閉装置を構成する主要部材以外の部材 (オ イル受け, ギヤ等のカバー, 大形開閉装置等 に設ける開閉装置付の点検用梯子を含む)
取 水 設 備	直線多段 ゲート	扉 体	スキンプレート, 主桁 (F, W), 補助桁 (F, W), 端縦桁 (F, W), 吊桁部 (吊桁 F, W), 主ローラ部 (主ローラ, 軸), シーブ部 (シ ーブ)	扉体を構成する主要部材以外の部材 (シーブ 軸, 扉体付点検用梯子, 手摺等を含む)
		戸 当 り	敷金物 (敷金物桁, 敷金物ゴム当り), 戸当 り金物 (主ローラレール F・W, ゴム当り, 膜板, 基礎金物)	戸当りを構成する主要部材以外の部材
		整 流 装 置	整流板 (上面板・側面板・下面板各 F, W)	整流板 (補助桁, 継ぎ手材, 裏当て材), 手 摺等
		リフティング 装 置	主桁 (F, W), 補助桁 (F, W), シーブ部 (ブ ラケット F, W, シーブ), テンションロッド	リフティング装置を構成する主要部材以外 の部材 (取水深変更装置, 戸当りガイド・取 付材, 手摺等を含む)
		開 閉 装 置	ドラム (シェル, フランジ, ボス), 各ギヤ, ピニオン, シーブ部 (シーブ, ブラケット, 軸), 軸類 (ドラム軸, ギヤ軸, ピニオン軸, トルク軸), 開閉装置フレーム (主桁 F・W)	開閉装置を構成する主要部材以外の部材 (オ イル受け, ギヤ等のカバー, 大形開閉装置等 に設ける開閉装置付の点検用梯子を含む)
		ス ク リ ー ン	パネル部 (スクリーンバー, 綴りバー, ディ スタンスピース) 受桁 (F, W)	パネル部 (止め金具, ヒンジ, 取付板), ス クリーン受け台等

(つづく)

(つづき)

区 分			主 要 ・ 副 部 材 の 範 囲		
			主要部材（所要量を積上げる部材）	副部材（副部材費率に含まれる部材）	
取水設備	円形多段ゲート	扉 体	管胴部（管胴呑口部，管胴，リングガーダ）ハンガー掛金物部（掛金物，ブラケット），ガイドローラ部（ガイドアーム F，W，ブラケット，ローラ，軸）シーブ部（シーブ，ブラケット）	扉体（管胴）を構成する主要部材以外の部材（シーブ軸，ハンガー掛金物部のキープレート等を含む）	
		戸 当 り	取水塔に含まれる		
		開 閉 装 置	ドラム（シェル，フランジ，ボス），各ギヤ，ピニオン，シーブ部（シーブ，ブラケット，軸），軸類（ドラム軸，ギヤ軸，ピニオン軸，トルク軸），開閉装置フレーム（主桁 F，W）	開閉装置を構成する主要部材以外の部材（オイル受け，ギヤ等のカバー，大形開閉装置等に設ける開閉装置付の点検用梯子を含む）	
		整 流 装 置	整流板（コーン，上面板・側面板・下面板各 F，W）	整流板（補助桁，継ぎ手材，裏当て材），手摺等	
		リフティング装置	主桁（F，W），補助桁（F，W），シーブ部（ブラケット F，W，シーブ），テンションロッド	リフティング装置を構成する主要部材以外の部材（取水深変更装置，戸当りガイド・取付材，手摺等を含む）	
		取 水 塔	支柱（F，W），水平桁（F，W），補助桁（F，W），床板部（床板，床桁）	取水塔を構成する主要部材以外の部材（スクリーン受け台を含む）	
		ス ク リ ーン	パネル部（スクリーンバー，綴りバー，ディスタンスピース）	パネル部（止め金具，ヒンジ，取付板）等	
放流管	大容量放流管	管 胴 ベルマウス	管胴部（管胴板，フランジ，リングガーダ，スティフナ）	管胴部（吊フック，ジベル，ガセットプレート，裏当て金，止水板）内部支保工等	
		フ ー ド	上面板，底面板，側面板	吊フック，スティフナ等	
		整 流 板	底面板，側面板，フランジ，リングガーダ	ジベル，スティフナ，エンドプレート，内部支保工等	
	小 容 量 放 流 管		管胴部（管胴板，フランジ，リングガーダ，スティフナ）	管胴部（吊フック，ジベル，ガセットプレート，止水板）等	
小容量放流設備用ゲート・バルブ	ジェットフローゲート	扉 体 部	板 構 造	ゲートリーフ，摺動板	扉体を構成する主要部材以外の部材
			桁 構 造	スキンプレート，主桁（F，W），端縦桁（F，W），縦桁（F，W），ステムボス，摺動板	扉体を構成する主要部材以外の部材
		ケーシング部		漸拡管，漸拡管フランジ，ケーシング胴板，ケーシング F，ケーシング水平桁（F，W），コンカルノズル，シールリング，シールリング押え，支圧板	ケーシングスティフナ等
		ボンネット部		ボンネット胴板，ボンネットフランジ，ボンネット水平桁（F，W），支圧板	ボンネットスティフナ，縦桁，吊り金物，脚等
		ボンネットカバー部		ボンネットカバー（F，W）	ボンネットカバースティフナ，パッキン押え等
	高圧スライドゲート	扉 体 部	板 構 造	ゲートリーフ，摺動板	扉体を構成する主要部材以外の部材
			桁 構 造	スキンプレート，側板（F，W），主桁（F，W），端縦桁（F，W），縦桁（F，W），ステムボス，摺動板	扉体を構成する主要部材以外の部材
		ケーシング部		ケーシング胴板，ケーシング F，ケーシング水平桁（F，W），支圧板	ケーシングスティフナ等
		ボンネット部		ボンネット胴板，ボンネット F，ボンネット水平桁（F，W），支圧板	ボンネットスティフナ，縦桁，吊り金物，脚等

(つづく)

(つづき)

区 分			主 要 ・ 副 部 材 の 範 囲	
			主要部材（所要量を積上げる部材）	副部材（副部材費率に含まれる部材）
小容量放流設備用ゲート・バルブ	高圧スライドゲート	ボンネットカバー部	ボンネットカバー (F, W)	ボンネットカバースティフナ, エア抜き管, パッキン押え, 空気管 F, 空気管座板等
	スルースバルブ	扉体部	板構造	ゲートリーフ, 摺動板
			桁構造	スキンプレート, 側板 (F, W), 主桁 (F, W), 端縦桁 (F, W), 縦桁 (F, W), ステムボス, 摺動板
		ケーシング部	ケーシング胴板, ケーシング F, ケーシング水平桁 (F, W), 支圧板	ケーシングスティフナ等
		ボンネット部	ボンネット胴板, ボンネット F, ボンネット水平桁 (F, W), 支圧板	ボンネットスティフナ, 縦桁, 吊り金物, 脚等
		ボンネットカバー部	ボンネットカバー (F, W)	ボンネットカバースティフナ, エア抜き管, パッキン押え等

- (注) 1. 表中「F」はフランジ, 「W」はウェブを示す。
2. 開閉装置にラック式・スピンドル式開閉機を使用する場合は, 機器単体品として計上し, 副部材費, 部品費の計上は行わないものとする。
3. ダム用水門設備の, 充水装置, 空気管については, 別途積算するものとする。
4. 油圧シリンダ式開閉装置の油圧配管の材料費は, 副部材費率に含まれないため, 所要量を副部材費として別途積上げるものとする。
5. 付属設備については, 別途積算するものとする。

(4) 部品費

部品費の積算は、次式による。なお、部品費率は、表－2・29 によるものとする。

部品費＝主要部材費×部品費率（％）

また、部品費率に含まれる部品の品目は、次のとおりとする。

各種軸受（オイルレスベアリング、ピローユニット）、水密ゴム、オイルシール、各種スイッチ、各種リレー、軸継手、チェーン、スプロケット、ボルト・ナット等

表－2・29 扉体・戸当り・基礎材 副部材費率及び部品費率 (％)

区 分		副部材費率	部品費率	備 考
放 流 設 備	三方水密ラジアルゲート	扉 体	11.5	30.0
		戸 当 り	3.5	5.0
		開 閉 装 置	26.0	38.0 表－2・30 補正係数を乗ずる
		基 礎 材	19.0	31.0
	四方水密ラジアルゲート	扉 体	14.5	42.5
		戸 当 り	14.0	27.5
		開 閉 装 置	5.0	17.0
		基 礎 材	23.0	23.5
制 水 設 備	四方水密ローラゲート	扉 体	20.0	24.0
		戸 当 り	9.0	1.0
		開 閉 装 置	22.0	24.0 表－2・30 補正係数を乗ずる
	四方水密スライドゲート	扉 体	24.0	39.5
		戸 当 り	9.0	1.0
		開 閉 装 置	22.0	24.0 表－2・30 補正係数を乗ずる
取 水 設 備	直線多段ゲート	扉 体	12.5	21.5
		戸 当 り	14.5	0.5
		開 閉 装 置	22.0	24.0 表－2・30 補正係数を乗ずる
		スクリーン	1.5	0.5
	円形多段ゲート	扉 体	11.5	15.5
		戸 当 り	取水塔に含む	
		開 閉 装 置	22.0	24.0 表－2・30 補正係数を乗ずる
		取 水 塔	12.0	1.0
		スクリーン	4.0	1.0
	整 流 装 置		5.5	18.0
	リ フ テ ィ ン グ 装 置		16.0	23.0
放 流 管	大 容 量 放 流 管		2.0	0.5
	大 容 量 放 流 管 （ 整 流 板 ）		8.0	0.5
	小 容 量 放 流 管		3.5	0.5
小 容 量 放 流 設 備 用	ジ ェ ッ ト フ ロ ー ゲ ー ト		5.0	11.5
	高 圧 ス ラ イ ド ゲ ー ト		5.0	12.5
	ス ル ー ス バ ル ブ		5.0	11.5

- (注) 1. ダム用水門設備の四方水密ラジアルゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式であり、他はワイヤーロープウインチ式である。
2. 油圧シリンダ式開閉装置において、シリンダ軸受（ころがり軸受、すべり軸受）については、部品費率に含まれないため、部品費として所要量を積上げるものとする。

また、油圧配管の材料費は、副部材費率、部品費率に含まれないため、所要量を副部材として別途積上げるものとする。

3. 開閉装置にラック式・スピンドル式開閉機を使用する場合は機器単体品とし、副部材費、部品費は計上しないものとする。
4. 四方水密ラジアルゲート以外の開閉装置（ワイヤーロープウインチ式）は、次式により開閉装置の副部材費率、部品費率の補正を行うものとする。

$$\text{副部材費率} = \text{副部材費率} \times F1 \times F2$$

$$\text{部品費率} = \text{部品費率} \times F1 \times F2$$

$$\left(\begin{array}{l} F1 : \text{休止装置の有無による補正係数} \\ F2 : \text{ドラム直結式（オープンギヤ無し）補正係数} \end{array} \right)$$

なお、補正係数は、表-2・30 による。

表-2・30 ワイヤーロープウインチ式開閉装置補正係数 (F1, F2)

補 正 の 種 別	補 正 係 数	
休止の有無による補正係数 F1	休止装置有り 1.00	休止装置無し 0.75
ドラム直結式の補正係数 F2	ドラム直結式 1.25	その他 1.00

(注) ドラム直結式とは、オープンギヤ等による減速を行わず、減速機のみにより減速し、カウンタシャフト等を介し、ドラムを直接駆動する構造とする。

5. 円形多段ゲートの取水塔は、独立塔形式及び堤体支持形式を標準とする。
6. 扉体の全主要部材にステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼を使用する場合は、扉体の副部材及び部品所要量は別途積上げるものとする（ただし、円形多段ゲートは除く）。

(5) 補助材料費

補助材料費の積算は、次式による。

$$\text{補助材料費} = (\text{主要部材費} + \text{副部材費}) \times \text{補助材料費率} (\%)$$

なお、補助材料費率は、表-2・31 によるものとする。

表-2・31 補助材料費率 (%)

区	分	補助材料費率
放流設備	三方水密ラジアルゲート	10.0
	四方水密ラジアルゲート	
制水設備	四方水密ローラゲート	
	四方水密スライドゲート	
取水設備	直線多段ゲート	
	円形多段ゲート	
放流管	大容量放流管	
	小容量放流管	
小容量放流設備用ゲート・バルブ	すべて	

(6) 据付架台の材料費の算出

据付架台（設備据付けに際し工場製作されコンクリート等に埋設されるもの）のうちダム用放流設備に設置される「大容量放流管」「小容量放流管」「四方水密ラジアルゲート基礎材架台」の直接材料費は、次式による。

直接材料費＝据付架台質量（kg）×構成する代表単価

据付架台質量及び構成する代表単価は、表－2・32 を標準とする。

表－2・32 据付架台質量及び構成する代表単価

区 分	据付架台標準質量 算定式	構成する代表単価 (円/kg)	摘 要
大容量放流管	$y=63.8x+17,185$	SS H200×200 単価	y：質量 (kg) x：容量 (m ³) = (下流端高＋上流端高) ／2×長さ×幅
小容量放流管	$y=30.5x+3,688$	SS L75×75×9 単価	y：質量 (kg) x：容量 (m ³) = (下流端高＋上流端高) ／2×長さ×幅
四方水密ラジアルゲート基礎材	$y=6.24x$	SS H200×200 単価	y：質量 (kg) x：扉体面積 (m ²) ×設計水深 (m)

2-2 機器単体費

(1) 機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

電動機、原動機、減速機、クラッチ、制動機、油圧シリンダ、油圧ユニット、油圧ポンプ、油圧モータ、自動ろ過装置、パワーシリンダ、スピンドル式開閉機、ラック式開閉機、バルブ駆動装置、集中給油装置、ワイヤーロープ、ワイヤ弛過負荷検出装置、開度計、電気防食用流電陽極、自家発電装置、始動用抵抗器、速度制御用抵抗器、自動制御機器、監視操作盤類、接続端子盤、凍結防止装置、計装機器、水位測定装置、流量測定装置、天井走行クレーン、ホイスト、チェーンブロック、弁及び管継手等

(2) 凍結防止装置（鋼管発熱式）工事、シャッター工事、P C鋼棒・鋼線工事

1) 凍結防止装置（鋼管発熱式）工事

凍結防止装置（鋼管発熱式）の製作費は、見積りによるものとし、材料費、労務費、間接労務費、工場管理費、一般管理費を含む一式を機器単体費として計上する。

なお、設計技術費及び一般管理費等の算定時の取扱いは、機器単体費と同様とする。

2) シャッター工事

積雪寒冷地域等で、小容量放流設備用ゲート・バルブ下流側にシャッターを設置する場合、製作費は、見積りによるものとし、材料費、労務費、間接労務費、工場管理費、一般管理費を含む一式を機器単体費として計上する。

なお、設計技術費及び一般管理費等の算定時の取扱いは、機器単体費と同様とする。

3) P C鋼棒・鋼線工事

P C鋼棒・鋼線工事の製作費は、見積りによるものとし、材料費、労務費、間接労務費、工場管理費、一般管理費を含む一式を機器単体費として計上する。

なお、設計技術費及び一般管理費等の算定時の取扱いは、機器単体費と同様とする。

2-3 製作工数

(1) 製作工数は、次式による。

$$Y=y \times Km \times Ks \times Kh \times Kn$$

Y : 製作区分毎1門当りの製作工数（人／門）

y : 製作区分毎1門当りの標準製作工数（人／門）

Km : 使用材料による補正係数

Ks : 構造による補正係数

Kh : 水深による補正係数

Kn : 製作数による補正係数

(2) 標準製作工数

1) 水門

水門の標準製作工数は、表－2・33 とする。

表－2・33 標準製作工数

		区 分	扉 体	戸 当 り	開 閉 装 置	基 礎 材
ダ ム 用 水 門 設 備	放 流 設 備	三方水密 ラジアルゲート	$y=8.33x+10$	$y=0.83x+18$	(1M1D) $y=6.64x^{0.6388}$ (1M2D) $y=2.74x^{0.8016}$ (2M2D) $y=34.8x^{0.4368}$	$y=3.35x-75$
		四方水密 ラジアルゲート	$y=40.6x-80$	$y=3.38x+134$	$y=0.01x+113$	$y=7.39x+82$
	制 水 設 備	四方水密 ローラゲート	$y=15.0x+62$	$y=6.77x-21$	(1M1D) $y=26.6x^{0.5094}$ (1M2D) $y=2.74x^{0.8016}$	――
		四方水密 スライドゲート	$y=12.0x+49$	$y=6.77x-21$	(1M1D) $y=26.6x^{0.5094}$ (1M2D) $y=2.74x^{0.8016}$	――
		摘 要	三方水密 ラジアルゲート x：扉体面積 (60～200m ²) (純径間(m)×扉高(m)) 四方水密 ラジアルゲート x：扉体面積 (6～50m ²) (純径間(m)×扉高(m)) 表－2・44 補正係数を 乗ずる。 四方水密ローラゲート 四方水密 スライドゲート x：扉体面積 (7～75m ²) (純径間(m)×扉高(m)) 表－2・44 補正係数を 乗ずる。	三方水密 ラジアルゲート x：戸当り延長 (20～60m) (片側扉体円弧長(m) ×2＋純径間(m)) 四方水密 ラジアルゲート x：戸当り延長 (20～50m) (片側扉体円弧長(m) ×4＋純径間(m)×2) 表－2・44 補正係数を 乗ずる。 四方水密ローラゲート 四方水密 スライドゲート x：戸当り延長 (15～140m) (片側側部戸当り 高さ(m)×2＋純径間 (m)×2) 表－2・40 及び 44 補正 係数を乗ずる。	三方水密 ラジアルゲート x：開閉荷重(kN) 四方水密 ラジアルゲート x：開閉荷重(kN) ×シリンダストロー ク長(m) (490～26,000kNm) 四方水密ローラゲート 四方水密 スライドゲート x：開閉荷重(kN) 表－2・41 及び 42 補正 係数を乗ずる。	三方水密 ラジアルゲート x：扉体面積 (60～200m ²) (純径間(m)×扉高(m)) 四方水密 ラジアルゲート x：扉体面積 (6～50m ²) (純径間(m)×扉高(m)) 表－2・44 補正係数を 乗ずる。

(注) 1. y は標準製作工数(人／門, 門分, 基), x は摘要に記載している1門当りの各々の要素である。
2. 標準製作工数に含む内容は、次のとおりである。

なお、標準製作工数は、材料費に示す「主要部材」、「副部材」の範囲がすべて含まれる。

ゲート形式毎の構成(扉体, 戸当り, 基礎材, 開閉装置)の製作工数

- (1) 扉体 扉体及び扉体付点検梯子・手摺・歩廊等。
- (2) 戸当り 戸当り及び戸当りに設置される空気箱等。
- (3) 開閉装置 (注) 9項による。
- (4) 基礎材 基礎材及びトラニオンピン等の硬質クロムメッキ加工等。

3. 四方水密ローラゲート及び四方水密スライドゲート戸当りは、構造補正を行うものとし、補正係数は、表－2・40による。

4. ダム用水門の放流設備及び制水設備は、水深による補正を行うものとし、補正係数は、表－2・44による。
5. ダムのクレストゲートにローラゲートを使用する場合は、河川用水門設備の中・大形水門（プレートガーダ構造ローラゲート）を適用する。
6. 特殊ゲートの工数は、下記のとおりとする。
 - (1) 起伏ゲート付の場合は起伏ゲートの工数を、下段扉はその形式のゲートの工数を求め合算する。
 - (2) 全アルミニウム製、全鋳鉄製の水門（扉体）は、別途積上げる。
 - (3) 「直線多段ゲート」＋「保安ゲート」の場合は、直線多段ゲート工数に保安ゲート（一般的にフラップゲートであるが、起伏ゲートを準用する）の工数を合算する。
 - (4) 制水設備のローラゲート又はスライドゲートの扉体に取付けられるリフティングビームは、別途積算するものとする。
7. 開閉装置の標準製作工数
 - (1) 1M1D、1M2D、2M2D開閉装置は、ドラムをオープンギアで減速駆動する方式で、休止装置が設けられるものを標準とする工数であり、標準以外のものは、補正するものとする。
 なお、制水設備の開閉装置は揚程が20m以内のものを標準とする工数であり、標準以外のものは補正するものとする。
 - (2) ダム用水門設備の四方水密ラジアルゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式の場合であり、他はワイヤーロープウインチ式の場合である。
 - (3) 標準製作工数に含む内容は、次のとおりである。
 開閉装置毎の製作工数
 - 1) ワイヤーロープウインチ式・・・開閉機全体、大形開閉装置付の点検梯子等。
 - 2) 油圧シリンダ式(起伏ゲート)・・・・トルクアーム等。
 - 3) 油圧シリンダ式(四方水密ラジアルゲート)・・軸受部ブラケット、休止装置、開度計架台、油圧配管(ただし、異なるユニットを連結するためのものは別途積算するものとする)。
8. 下記については標準製作工数に含まれないため別途積算するものとする。
 - (1) 開閉装置の点検設備（オーバーリッジ形の通路、転向シーブ点検架台）、ロープダクト、油圧開閉装置のシリンダフレーム等。
 - (2) ガントリクレーン形式の開閉装置。
 - (3) 空気管、充水装置。
 - (4) ダム堤体下流側に設置される四方水密ローラゲート基礎材。
 - (5) 据付架台（設備の現地据付等に際して使用する架台で、工場製作され埋設するもの）。
 - (6) 組立架台（工場製作され一時的に設備を支持する架台等で埋設されないもの）
 （「3-3-5 (4)」による）。

2) 放流管

放流管の標準製作工数は、表－2・34 とする。

表－2・34 標準製作工数

製 作 区 分			標準製作工数	摘 要
放 流 管	大 容 量 放 流 管	管 胴	$y=4.72x+223$	x ：体積 (25～400 m ³)
		ベルマウス部	$y=5.94x+223$	x ：体積 (4～240 m ³)
		フ ー ド	$y=4.72x+223$	x ：体積 (20～90 m ³)
		整 流 板	$y=0.82x+129$	x ：表面積 (25～300 m ²)
	小 容 量 放 流 管	直 管	$y=1.6x+3$	x ：体積 (30～900 m ³)
		曲 管	$y=3.18x+3$	x ：体積 (1～550 m ³)
		漸 縮 管	$y=3.71x+3$	x ：体積 (1～160 m ³)
		分 岐 管	$y=5.74x+3$	x ：体積 (4～90 m ³)
		ベルマウス部	$y=4.33x+3$	x ：体積 (0.5～10 m ³)

- (注) 1. y は標準製作工数(人／条), x は摘要に記載している1条当りの各々の要素である。
2. 標準製作工数には、補剛材の製作も含むものとする。
3. 大容量放流管の管胴及び小容量放流管は、スチフナ、リングガーダ、ジベル補剛を標準とする。
4. 整流板は、スチフナ、ジベル補剛を標準とする。
5. 輸送中の変形防止及び溶接による変形低減のために放流管内に設けられる内部支保工の製作工数は、標準製作工数に含まれている。
6. 曲管とは、曲率を構成する各節が3mに満たないものの曲率を構成する部分をいう。
7. 曲率が大きい場合で、各節が3m以上となるものは、直管とする。
8. 小容量放流管の直(曲)管が複数ある場合で、管内径が同一の場合は複数の延べ延長で算出する。

3) 取水設備

取水設備の標準製作工数は、表－2・35 とする。

表－2・35 標準製作工数

製 作 区 分			標準製作工数	摘 要
取 水 設 備	直 線 多 段 ゲ ー ト	扉 体	$y=7.75x-85$	y ：標準製作工数 (人／門) x ：扉体面積 (15～350m ²) (純径間 (m) × 全伸長 (m))
		戸 当 り	$y=7.10x+385$	y ：標準製作工数 (人／門分) x ：戸当り延長 (30～550m) (片側側部戸当り高 (m) × 2 + 純径間 (m)) × 段数
		開 閉 装 置	(1M1D) $y=26.6x^{0.5094}$ (1M2D) $y=2.74x^{0.8016}$	y ：製作工数 (人／門分) x ：開閉荷重 (kN)
		整 流 装 置	$y=25.9x+182$	y ：標準製作工数 (人／基) x ：整流装置投影面積 (2～40 m ²)
		ス ク リ ー ン	$y=1.31x-5$	y ：標準製作工数 (人／基) x ：パネル総面積 (60～760 m ²)

(つづく)

(つづき)

製作区分			標準製作工数	摘要
取水設備	円形多段ゲート	扉体	$y=2.75x+230$	y : 標準製作工数 (人/門) x : 体積 (10~830 m ³) (最大口径面積 (ベルマウス除く) (m ²) × 全伸長 (m))
		開閉装置	(1M1D) $y=26.6x^{0.5094}$ (1M2D) $y=2.74x^{0.8016}$	y : 標準製作工数 (人/門分) x : 開閉荷重 (kN)
		整流装置	$y=25.9x+182$	y : 標準製作工数 (人/基) x : 整流装置投影面積 (2~40 m ²)
		スクリーン	$y=0.56x+4$	y : 標準製作工数 (人/基) x : パネル面積 (600~2,000 m ²)
		取水塔 (架構)	$y=49.7x^{0.714}$	y : 標準製作工数 (人/基) x : 扉体体積 (10~830 m ³) (最大口径面積 (ベルマウス除く) (m ²) × 全伸長 (m))

(注) 1. yは標準製作工数 (人/門, 門分, 基), xは摘要に記載している1門当りの各々の要素である。

2. 直線多段ゲートの「スクリーン」は受桁も含まれるが, 円形多段ゲートのスクリーンは受桁を含まない (取水塔に含まれる)。

3. 開閉装置の標準製作工数

(1) 取水設備の開閉装置は, ワイヤロープウインチ式の場合である。

(2) 1M1D, 1M2D 開閉装置は, ドラムをオープンギアで減速駆動する方式で, 休止装置が設けられるものを標準とする工数であり, 標準以外のものは補正するものとする。

なお, 取水設備の開閉装置は揚程が 20m 以内のものを標準とする工数であり, 標準以外のものは補正するものとする。

(3) 標準製作工数に含む内容は, 次のとおりである。

開閉装置毎の標準製作工数

1) ワイヤロープウインチ……………開閉機全体, 大形開閉装置付の点検梯子等

4. 「開閉装置」は1基当たりとし, 多段ゲートで上段扉, 下段扉用とある場合は, 各々で算出し合算するものとする。

5. 整流装置は, リフティング装置を含むものとする。

6. 円形多段ゲートの取水塔は, 独立塔形式及び堤体支持方式を標準とする。

7. 円形多段ゲートの取水塔には, 戸当りを含むものとする。

8. 下記については, 標準製作工数に含まれないため別途積算するものとする。

(1) 開閉装置の点検設備 (オーバブリッジ形の通路, 転向シーブ点検架台), ロープダクト等。

(2) 据付架台 (設備の現地据付等に際して使用する架台で, 工場製作され埋設するもの)。

(3) 組立架台 (工場製作され一時的に設備を支持する架台等で埋設されないもの) (「3-3-5 (4)」による)。

4) 小容量放流設備用ゲート・バルブ

小容量放流設備用ゲート・バルブの製作工数は、表-2・36 を標準とする。

表-2・36 小容量放流設備用ゲート・バルブ標準製作工数

種 別	標準製作工数	適用口径 (mm)
ジェットフローゲート	$y=0.366x+20$	180～2,400
高圧スライドゲート	$y=0.424x-78$	400～1,700
スルースバルブ	$y=0.293x-31$	400～1,600

- (注) 1. y は標準製作工数 (人/台), x は口径 (mm) である。
2. 標準製作工数に含む内容は、次のとおりとする。
- (1) 扉体又は弁体の製作工数
- (2) ボンネット・ケーシング又は弁胴の製作工数 (なお、ボンネット又は弁胴と空気管又は充水装置が一体となっている場合は、最寄りのフランジまでの配管を含む)
- (3) 支持台の製作工数
- (4) 開閉装置の製作工数については、次のとおりとする。
- 1) ジェットフローゲート、高圧スライドゲート、スルースバルブについては、スピンドル、油圧シリンダ等の機器単体品は、含まない。
- 2) 油圧シリンダ式開閉装置の場合において、油圧ユニット以降の油圧配管の製作工数は、標準製作工数に含まれる。
- ただし、異なる油圧ユニットを連結するための油圧配管の製作工数は、別途積上げるものとする。
3. ゲート・バルブの本体の通水路断面が矩形の場合、矩形通水路断面積を円形通水路断面積に置き換えた場合に相当する口径とする。
- ＜口径について＞
- ジェットフローゲートの口径 x はコニカルノズル内径の 1.2 倍とする。また、他のゲート・バルブについて、円形通水路の場合はその口径とし、矩形通水路断面積を等価な円形断面積に置き換えた場合の等価口径とする。
- 通水路断面が矩形の場合の置き換え方は、次のとおりとする。
- (例) $B=1,300\text{mm}$, $H=1,000\text{mm}$ の場合
- $D=2 \times (B \times H / \pi)^{1/2} = 1,286.5 \cdots \phi 1,287\text{mm}$ として置き換える。
4. 高圧スライドゲートは、主ゲート、副ゲートのいずれの場合においても適用出来る。
5. ジェットフローゲート、高圧スライドゲート、スルースバルブのスピンドル、油圧シリンダは標準製作工数に含まれていないため、機器単体品として計上するものとする。

表-2・37 標準製作工数範囲区分

ゲ ー ト 区 分	標準製作工数範囲区分		備 考
	スピンドル	油圧シリンダ	
ジェットフローゲート	×	×	機器単体品計上
高圧スライドゲート	×	×	機器単体品計上
スルースバルブ	×	×	機器単体品計上

6. 下記については標準製作工数に含まれないため別途積算するものとする。
- (1) 設計水深が 150m を超える場合。
- (2) 主ゲート・バルブ、副ゲート・バルブ間の接続管、空気管、充水装置 (弁胴の製作工数に含まれないもの)。

(3) 据付架台(設備の現地据付等に際して使用する架台で、工場製作され埋設されるもの)。

5) 付属設備

ダム用水門設備に付帯する管理橋、階段、防護柵等の付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

ダム用水門設備に付帯する付属設備の標準製作工数は、表-2・38とする。

表-2・38 鋼製付属設備の適用区分

製作区分	適用区分	摘 要
操 作 橋	区分 A	H形鋼、溝形鋼、鋼板を主体として製作するもの
転向シーブ点検架台	区分 A	
ロープダクト	区分 D	
空 気 管 及 び 充 水 管	区分 A	鋼板を巻いて製作するもの
	区分 D	既製管を加工製作するもの
油圧シリンダフレーム	区分 A	
据 付 架 台	区分 A	大容量放流管用(鋼板のビルドアップを伴うもの)
	区分 D	小容量放流管用(形鋼のみにより製作するもの)
油 圧 配 管	区分 D	既製管による

- (注) 1. 間接労務費率、工場管理費率、補助材料費率は鋼製付属設備の率とする。
2. 上記区分において、主体となる設備と一体で主設備の機能の一部となる場合は、間接製作費は、主設備本体の率とする。
3. ステンレス及びステンレスクラッド鋼を使用した場合は、鋼製付属設備に準じて補正を行うものとする。
4. 基礎材の据付架台は、鋼製付属設備区分 D を準用するものとする。

(3) 工数補正

1) 使用材料による補正

主要部材にステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼を使用した場合の補正係数(Km)は、表-2・39による。

表-2・39 ステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼の補正係数(Km)

設備区分	区 分	係数 Km ⁰	係数 Km ¹⁰⁰	補正係数算定式
三方水密ラジアルゲート	扉 体	0.91	1.18	$Km = (Km^{100} - Km^0) \frac{W_1}{W_2} + Km^0$ Km : 使用材料による補正係数 Km¹⁰⁰ : 設備区分毎の係数 Km⁰ : 設備区分毎の係数 W₁ : 主要部材におけるステンレス鋼及び ステンレスクラッド鋼の質量 (kg) W₂ : 主要部材質量 (kg) Km は小数点第 3 位を四捨五入し第 2 位止めとする
四方水密ラジアルゲート	扉 体	0.91	1.18	
四方水密ローラゲート	扉 体	0.91	1.18	
四方水密スライドゲート	扉 体	1.00	1.30	
直線多段ゲート	扉 体	0.91	1.18	
円形多段ゲート	扉 体	0.77	1.00	
小容量放流設備用ゲート・バルブ	す べ て	Km=1.00		

- (注) 1. 各設備の「扉体」のみ補正を行うものとし、「戸当り」、「開閉装置」、「基礎材」については、材質による補正を行わないものとする。
2. 取水設備の「スクリーン」、「取水塔」はステンレス鋼を使用した場合の標準工数であり、ステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼以外の部材を使用する場合の補正係数は、「0.77」とする。

3. 大容量及び小容量放流管は、ステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼を使用した場合の標準工数であり、他の部材を使用した場合の補正係数は、「0.77」とする。
4. 小容量放流設備用ゲート・バルブの標準工数は接水部にステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼を使用した場合（オールステンレスの場合を含む）を標準としており、使用材料による補正は行わないものとし、他の材料を使用する場合は別途考慮するものとする。

2) 構造による補正

(イ) 四方水密ローラゲート及び四方水密スライドゲート戸当りは、重構造部戸当り延長による補正を行うものとし、補正係数（Ks）は、表－2・40 による。

表－2・40 四方水密ローラゲート及び四方水密スライドゲート戸当り 補正係数（Ks）

製作区分	区 分	重構造部戸当り延長比率λ	補正係数 Ks
四方水密ローラゲート 四方水密スライドゲート	戸当り	λ	$K_s=0.0109λ+0.36$

(注) 重構造部戸当り延長比率λは、

$$\{(\text{片側重構造部戸当り高さ} \times 2 + \text{純径間} \times 2) / (\text{片側側部戸当り高さ} \times 2 + \text{純径間} \times 2)\} \times 100$$
とする。

(ロ) ワイヤロープウインチ式開閉装置は、構造による補正を行うものとし、補正係数（Ks）は、次式による。

$$K_s = F1 \times F2 \times F3$$

また、ダム用水門設備の制水設備及び取水設備用ワイヤロープウインチ式開閉装置は、上記に加え揚程による補正を行うものとする。

なお、F1、F2 は、表－2・41、F3 は、表－2・42 による。

表－2・41 ワイヤロープウインチ式開閉装置 補正係数（Ks）

F1 休止装置の有無による補正		F2 ドラム駆動方式による補正	
休止装置有り	1.0	ドラム直結式	0.9
休止装置無し	0.9	オープンギア式	1.0

表－2・42 ワイヤロープウインチ式開閉装置 揚程補正係数（F3）

設備区分	開閉装置型式	揚程による補正係数 F3
四方水密ローラゲート開閉装置（制水設備） 四方水密スライドゲート開閉装置（制水設備） 直線多段ゲート開閉装置（取水設備） 円形多段ゲート開閉装置（取水設備）	1 モータ 1 ドラム 1 モータ 2 ドラム	$F3=0.006 \times \text{揚程 (m)} + 0.88$ (ただし、20m 以内では 1 とする)

(ハ) 大容量放流管ベルマウス部は構造により補正を行うものとし、補正係数（Ks）は、表－2・43 による。

表－2・43 大容量放流管ベルマウス形式による補正係数（Ks）

構 造	4 面ベルマウス	1 面ベルマウス	円形ベルマウス
補正係数	1.00	0.74	0.92

(ニ) 小容量放流管に既製管を使用する場合は、標準工数に「0.8」を乗じるものとする。

3) 水深による補正

ダム用放流設備の放流設備及び制水設備のうち、下記の製作区分については、水深による補正を行うものとし、補正係数(Kh)は、表-2・44による。

表-2・44 水深による補正係数(Kh)

		製作区分	扉 体	戸 当 り	基 礎 材	摘 要
ダム用水門設備	放流設備	四方水密ラジアルゲート	$Kh=0.0295h+0.41$	$Kh=0.0382h+0.236$	$Kh=0.0212h+0.576$	h: 設計水深
	制水設備	四方水密ローラゲート 四方水密スライドゲート	$Kh=0.0402h+0.197$	$Kh=0.0165h+0.670$	——	

4) 製作数による補正

同形状・規格のものを複数(門、条)同時発注する場合の補正係数(Kn)は、表-2・45による。

表-2・45 製作数による補正係数(Kn)

製作数(門、条、基)	2	3	4	5以上
補正係数(1門、1条、1基当り)	0.95	0.93	0.92	0.91

2-4 工場塗装費

標準塗装面積は、積上げによるものとする。

なお、扉体、戸当り、放流管等のステンレス鋼表面の防錆等のための養生費は、別途積上げるものとする。

標準的な構造の水門設備についての標準塗装面積は、表-2・46、表-2・47とする。

表-2・46 標準塗装面積

構成 区分		扉 体	摘 要
ダム用水門設備	三方水密ラジアルゲート	$Y=6.7x+111$	Y: 標準塗装面積(㎡) x: 扉体面積(㎡) (純径間×扉高)
	四方水密ラジアルゲート	$Y=15.5x+36$	
	四方水密ローラゲート	$Y=7.1x+71$	
	四方水密スライドゲート	$Y=4.8x+101$	

表-2・47 標準塗装面積

小容量放流設備用 ゲート・バルブ	形 式	設置方法	標準塗装面積：y（㎡）	適用口径（mm）	摘 要
	ジェットフローゲート 高圧スライドゲート	露 出	y=0.03x-2.5	180～2,400	y：塗装面積（㎡）， x：口径（mm） （ジェットフローゲートの x はコニカルノズル内径×1.2 倍とする）
		埋 設	y=0.004x+2.1		
	スルースバルブ	露 出	y=0.004x+0.2	400～1,600	
埋 設		y=0.005x+0.9			

(注) 1. 戸当り、開閉装置、基礎材等の面積については、別途積上げるものとする。

2. 上表における標準塗装面積は、大気露出部での塗装面積であり、据付けまでの防錆を目的としたコンクリート埋設部等のプライマ塗装及びステンレス材の酸洗いが必要な場合は、その面積を別途積上げるものとする。

2-5 ステンレス鋼表面処理費

ステンレス鋼表面処理費の積算は、次式による。

ステンレス鋼表面処理費＝製作労務費×ステンレス鋼表面処理率（％）

なお、製作労務費とは、Km（使用材料による補正係数）、Ks（構造による補正係数）、Kh（水深による補正係数）、Kn（製作数による補正係数）を加味されたものであり、ステンレス鋼表面処理率は、表-2・48によるものとする。

構成		表-2・48 ステンレス鋼表面処理率（％）			
区分		扉 体	戸 当 り	そ の 他	適 用 範 囲
ダム用水門設備	三方水密ラジアルゲート	$y = 0.84x + 1.43$	4.0	—	
	四方水密ラジアルゲート				
	四方水密ローラゲート				
	四方水密スライドゲート				
	放流管：大容量放流管	—	—	$y = 27.78x - 11.71$	$x > 0.5$
	放流管：小容量放流管				
	取水設備：直線多段ゲート	別途積上による	別途積上	別途積上による	
	取水設備：円形多段ゲート				
	小容量放流設備用ゲート・バルブ	—	—	$y = 3.68x - 0.39$	$x > 0.5$

（注） y はステンレス鋼表面処理工率（％），x は1門（基）当りのステンレス使用率である。

ステンレス使用率 = $\frac{W_1}{W_2} = \frac{\text{主要部材におけるステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼の質量 (kg)}}{\text{主要部材質量 (kg)}}$

2-6 直接経費

- （1） 木型費は、鋳放し単価に含めるものとし、積算の対象としない。
- （2） 特許又は特殊技術に係る製作で、専門業者により行われるものは直接経費の項で計上するものとする。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

(1) 材料費構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

$$\text{材料費} = \text{据付材料費} + \text{補助材料費}$$

(2) 据付材料費

据付材料費の積算は、次式による。

$$\text{据付材料費} = \text{据付労務費} \times \text{据付材料費率} (\%)$$

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。

なお、据付材料費率は、表-2・49によるものとする。

表-2・49 据付材料費率 (％)

区 分		据付材料費率
放 流 設 備	三方水密ラジアルゲート	2.5
	四方水密ラジアルゲート	
制 水 設 備	四方水密ローラゲート	
	四方水密スライドゲート	
取 水 設 備	直線多段ゲート	
	円形多段ゲート	
放 流 管	大容量放流管	
	小容量放流管	
小容量放流設備用ゲート・バルブ		6.0

(注) 据付材料費率に含まれる据付材料は、次のとおりとする。

据付けに必要な現地加工するステー材・アンカー材、機側操作盤以降の電気配線・配管材、油脂類等（作動油、潤滑油を含む）は、据付材料費率に含まれている。なお、別途積上げ計上する材料の単価は材料割増及びスクラップ控除しないものとする。

開閉装置が油圧式の場合の油圧配管の材料費については、直接製作費の直接材料費（副部材費）にて別途積上げる。

(3) 据付補助材料費

据付補助材料費の積算は、次式による。

$$\text{据付補助材料費} = \text{据付労務費} \times \text{据付補助材料費率}(\%)$$

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は、対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表－2・50 によるものとする。

表－2・50 据付補助材料費率		(%)
区 分		据付補助材料費率
放 流 設 備	三方水密ラジアルゲート	6.5
	四方水密ラジアルゲート	
制 水 設 備	四方水密ローラゲート	
	四方水密スライドゲート	
取 水 設 備	直線多段ゲート	
	円形多段ゲート	
放 流 管	大容量放流管	
	小容量放流管	
小容量放流設備用ゲート・バルブ	すべて	5.0

3－2 据 付 工 数

(1) 据付工数

据付工数は、次式による。

$$Y = y \times Kh \times Kn$$

Y：設備1門当りの据付工数（人）

y：設備1門当りの標準据付工数（人）

Kh：水深による補正係数

Kn：据付数による補正係数

(2) 標準据付工数

1) ダム用水門設備

ダム用水門設備の標準据付工数は、表-2・51 とする。

表-2・51 標準据付工数

区 分		標準据付工数 y: 据付工数 (人/門)	適 要	職種別構成割合 (%)	
				機械設備 据 付 工	普通作業員
放 流 設 備	三方水密 ラジアルゲート	$y=7.54x+142$	x : 扉体面積 (60~200 m ²) (純径間 (m) ×有効高 (m))	80	20
	四方水密 ラジアルゲート	$y=33.4x+120$	x : 扉体面積 (6~50 m ²) (純径間 (m) ×扉高 (m))		
制 水 設 備	四方水密 ローラゲート	$y=17.3x+310$	x : 扉体面積 (7~75 m ²) (純径間 (m) ×扉高 (m))		
	四方水密 スライドゲート	$y=13.8x+248$	x : 扉体面積 (7~75 m ²) (純径間 (m) ×扉高 (m))		
取 水 設 備	直線多段ゲート	$y=9.76x+678$	x : 扉体面積 (15~350 m ²) (純径間 (m) ×全伸長 (m))		
	円形多段ゲート	$y=9.15x+656$	x : 扉体体積 (10~830 m ³) 全伸長 (m) ×最大口径面積 (m ²) (ベルマウス除く)		
大 容 量 放 流 管	管胴部	$y=y_1+y_2$ $y_1=1.14x_1+1,153$ $y_2=0.66x_2$	x_1 : 体積 (25~400 m ³)		
	整流板		x_2 : 面積 (25~300 m ²)		
小 容 量 放 流 管		$y=1.23x+366$	x : 管体積 (100~900m ³)		
小容量放流設 備用ゲート・ バルブ	ジェットフロー ゲート	$y=0.06x+55$	x : 放流管径 (180~2,400mm) (コンカルノズル内径×1.2)		
	高圧スライド ゲート		x : 放流管径 (400~1,700mm)		
	スルースバルブ		x : 放流管径 (400~1,600mm)		

(注) 1. 標準据付工数の範囲

- (1) ダム用水門設備の標準据付工数の範囲は、扉体、戸当り、開閉装置、基礎材、各種配電盤、機側操作盤以降の電気配線及び配管、据付架台の据付け、組立架台の設置及び撤去等、準備、試運転調整、後片付けまでとする。
- (2) 取水設備には、スクリーン、整流装置、リフティング装置、取水塔を含むものとする。
- (3) 小容量放流設備用ゲート・バルブの標準据付工数の範囲は、扉体又は弁体、ケーシング及びボンネット又は弁胴、開閉装置、支持台、機側操作盤（機側操作盤以降の電気配線、配管を含む）、据付架台、準備、試運転調整、後片付けであり、放流管との接続作業は含むが、放流管及び主ゲート・バルブ、副ゲート・バルブ間の接続管については、別途積算するものとする。
- (4) 大容量放流管の標準据付工数の範囲は、据付架台、ベルマウス、フード、管胴、整流板、補剛材等の据付け、内部支保工の撤去、準備、後片付けまでとする。

2. 標準据付工数と範囲外の分界点

- (1) 土木工事（二次コンクリート、仮締切、水替、コンクリートはつり等）、電気工事（一次側配管・配線、照明等）塗装及び特殊工事については、標準据付工数に含まれていないため、別途積算するものとする。
- (2) ダム用水門設備の四方水密ラジアルゲート及び小容量放流設備用ゲート・バルブには、油圧ユニット以降の油圧配管の据付けを含むものとする。
ただし、異なるユニットを連結するためのものは、別途積算するものとする。
- (3) ダム用水門設備において、空気管、充水装置は標準据付工数に含まれないため別途積算するものとするが、主体となる設備と一体となっている場合は、最寄りのフランジまでの配管を含むものとする。

3. 作業環境等

ダム用水門設備は、ケーブルクレーン等を用い、堤体打設と競合する条件下において据付ける場合のものである。

4. 分割発注の場合の区分別工数は、次式による。

$$\text{区分別工数(人/門)} = \text{全体工数(人/門)} \times \text{区分別工数比率}$$

区分別工数比率は、表-2・52 のとおりとする。

表-2・52 区分別工数比率

種 別 \ 区 分		工数比率(%)			
		扉 体	戸 当 り	開閉装置	基礎材
放流設備	三方水密ラジアルゲート	50	10	20	20
	四方水密ラジアルゲート	35	20	25	20
制水設備	四方水密ローラゲート	35	55	10	—
	四方水密スライドゲート	35	55	10	—

種 別 \ 区 分		扉 体	戸 当 り	開閉装置	取水スクリーン	整流装置	リフティング装置
取水設備	直線多段ゲート	20	35	15	25	5	
	円形多段ゲート	15	—	10	70	5	

2) 付属設備

ダム用水門設備に付帯する管理橋、階段、防護柵等の付属設備の据付工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

なお、据付工数は、当該設備の構造を勘案し適用区分を決定するものとする。

(3) 工数補正

1) 水深による補正

ダム用水門の放流設備及び制水設備は、水深による補正を行うものとし、水深による補正係数(Kh)は、表-2・53 による。

表-2・53 水深による補正係数(Kh)

区 分	水深による補正係数 (Kh)	摘 要
四方水密ラジアルゲート	Kh=0.0316h+0.367	h：設計水深
四方水密ローラゲート 四方水密スライドゲート	Kh=0.0257h+0.486	

2) 据付数による補正

同時期・現場、同形状・規格の水門設備を複数(門、条)据付ける場合は、据付数により工数の補正を行うものとする。

なお、据付数による補正係数(Kn)は、表-2・54 による。

表-2・54 据付数による補正係数(Kn)

据付数(門、条)	2	3	4	5以上
補正係数(1門、1条当たり)	0.95	0.92	0.90	0.88

3-3 凍結防止装置(鋼管発熱式)工事, シャッター工事, PC鋼棒・鋼線工事及び据付後の緊張工事・グラウト工事

(1) 凍結防止装置(鋼管発熱式)工事

凍結防止装置(鋼管発熱式)の据付費は、見積りによるものとし、据付けに要する材料費、労務費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費、一般管理費等を含む一式を直接経費として計上する。

なお、共通仮設費及び現場管理費算定の取扱いは、算定の対象外とし、設計技術費、一般管理費等の算定時の取扱いは、機器単体品と同様とする。

(2) シャッター工事

シャッター工事の据付費は、見積りによるものとし、据付けに要する材料費、労務費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費、一般管理費等を含む一式を直接経費として計上する。

なお、共通仮設費及び現場管理費算定の取扱いは、算定の対象外とし、設計技術費、一般管理費等の算定時の取扱いは、機器単体品と同様とする。

(3) PC鋼棒・鋼線工

PC鋼棒・鋼線工事の据付工数は、本体の据付工数に含まれる。

(4) 据付後の緊張工事・グラウト工事

据付後の緊張工事・グラウト工事は、見積りによるものとし、材料費、労務費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費、一般管理費等を含む一式を直接経費として計上する。

なお、共通仮設費及び現場管理費算定の取扱いは、算定の対象外とし、設計技術費、一般管理費等の算定時の取扱いは、機器単体品と同様とする。

3-4 取替工数

(1) ワイヤロープ

「① 河川用水門設備 3 直接工事費 3-6 取替工数 (1) ワイヤロープ取替工数」を使用する。

3-5 機械経費

(1) 標準機械器具

据付けに係る機械経費は、表-2・55を標準として計上するものとする。

なお、機種選定、所要数量、運転日数等については、据付条件並びに関連工事などを勘案のうえ決定するものとする。

ただし、ダム用水門設備についての運転時間等は、別途積上げるものとする。

また、小容量放流設備用ゲート・バルブのクレーン標準運転日数は、(2)によるものとする。

さらに、小容量放流設備用ゲート・バルブの電気溶接機運転日数については、(3)によるものとする。

表-2・55 標準機械器具

機械器具名	標準規格	摘要
クレーン		クレーンの能力は最大部材重量、作業半径等を考慮して決定する
電気溶接機	交流アーク式(手動・電撃防止器内蔵型) 200～500A	
〃	直流アーク式 500A	ガウジング用
〃	ディーゼルエンジン駆動・直流アーク式・排出ガス対策型(第2次基準値) 200～500A	商用電源がない場合
空気圧縮機	排出ガス対策型	ガウジング その他
発動発電機	排出ガス対策型	商用電源がない場合
組立架台		「3-3-5(4)」による
その他必要なもの		
雑器具損料		機械器具費×2%

(注) 雑器具損料とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。

(2) クレーン標準運転日数

クレーンの標準運転日数は、表-2・56とする。

表-2・56 クレーン標準運転日数

対象設備	機種	規格	標準運転日数等	摘要
小容量放流設備用ゲート・バルブ	ラフテレーンクレーン	現場条件により決定する	$D=0.002x+2.3$	D: 運転日数 x: 放流管径 (mm)
	ケーブルクレーン又はジブクレーン	ダム工事施工用として設置しているクレーン	$h=0.004x+2.7$	h: 運転時間 (h) x: 放流管径 (mm)

(注) 1. 標準運転日数の範囲

(1) クレーンの標準運転日数に含まれる範囲は、扉体又は弁体、ケーシング及びボンネット又は弁胴、開閉装置、支持台、機側操作盤、(機側操作盤以降の電気配線、配管含む)、油圧ユニット以降の油圧配管、据付架台の据付け及び放流管との接続作業に伴う運転日数である。

2. 標準運転日数と範囲外の分担

(1) 本表の適用範囲は、小容量放流設備用ゲート・バルブの放流管径が180mm以上2,400mm以下の場合であり、180mm未満又は2,400mmを超える場合は、別途積算する。

なお、ジェットフローゲートのxは、コンカルノズル内径の1.2倍とする。

(2) 放流管及び主ゲート・バルブ、副ゲート・バルブ間の接続管については、別途積算する。

(3) 異なる油圧ユニットを連結するための油圧配管の据付けについては、別途積算する。

- (4) ラフテレーンクレーンの標準運転日数には、現場までの回送時間は含まれていない。
3. クレーンの機種は、現場条件等により、いずれかを選定する。また、ラフテレーンクレーンとジブクレーンを併用使用する場合は、別途積算する。

(3) 電気溶接機標準運転日数

電気溶接機の標準運転日数は、表-2・57 とする。

表-2・57 電気溶接機の規格及び標準運転日数

対 象 設 備	機 種	規 格	標準運転日数	摘 要
小容量放流設備用 ゲート・バルブ	電気溶接機（交流アーク式（手動・電撃防止器内蔵型）又はディーゼルエンジン駆動・直流アーク式・排出ガス対策型（第2次基準値））	200～500A	$D=0.004x+4$	D：運転日数 x：放流管径（mm）

(注) 1. 標準運転日数の範囲

- (1) 溶接機の標準運転日数に含まれる範囲は、扉体又は弁体、ケーシング及びボンネット又は弁胴、開閉装置、支持台、機側操作盤（機側操作盤以降の電気配線、配管含む）、油圧ユニット以降の油圧配管、据付架台の据付け及び放流管との接続作業に伴う運転日数である。

2. 標準運転日数と範囲外の分担

- (1) 本表の適用範囲は、小容量放流設備用ゲート・バルブの放流管径が 180mm 以上 2,400mm 以下の場合であり、180mm 未満又は 2,400mm を超える場合は、別途積算する。

なお、ジェットフローゲートの x は、コンカルノズル内径の 1.2 倍とする。

- (2) 放流管及び主ゲート・バルブ、副ゲート・バルブ間の接続管については、別途積算する。
- (3) 異なる油圧ユニットを連結するための油圧配管の据付けについては、別途積算する。

3. 溶接機の機種は、現場条件により決定する。
4. 溶接機の規格は、溶接対象物の形状、寸法等により選定する。
5. 溶接機の 1 日当り標準運転時間は、5 時間とする。

(4) 組立架台

組立架台の経費は、次式による。

$$\text{組立架台経費} = \text{基礎価格} \times \text{損料率}$$

基礎価格及び損料率は、表-2・58 のとおりとする。

表-2・58 組立架台の基礎価格及び損料率

(%)

区 分	基礎価格					損料率
	直接製作費		間接製作費		一般管理費等率	
	材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率		
組立架台	所要量を 積上げ	「第 18 章 鋼製付属 設備」適用区分Dによ る製作工数に賃金を 乗じて算出する。	75	20	14	30

- (注) 1. 組立架台は、分割搬入した扉体等を地組する際に使用する埋設されない架台であり、複数契約で転用使用することを標準とし、1 契約当り 30%を減価償却費及び転用補修費として損料計上するものとする。

なお、同一契約で同時期、同現場において組立架台を再利用しながら複数門を順次据付ける場合であっても、1 契約で 30%を計上するものとする。

2. 基礎価格には組立架台の製造設計に係る経費として間接労務費及び工場管理費は計上するが、設計技術費は計上しない。

3. コンクリート等に埋設される据付架台は、別途計上するものとする。

3-6 試運転費

試運転工数は、標準据付工数に含まれているので計上しないものとする。

基 準 の 解 説

直接製作費

1－1 材料費

(1) 材料算出要領

1) 主要部材

主要部材の範囲は，別表－1「主要部材範囲」に示す。

1－2 製作工数

(1) 標準製作工数算定要領

1) 標準製作工数算定要領

標準製作工数算出に当っての各要素の「 $\kappa(x)$ 」の定義を別表－2「標準製作工数算定要領」に示す。

2) 製作工数算出区分

製作工数算出に当っては，別表－3「製作工数算出区分」によるものとする。

別表-1 主要部材範囲

別表-1-1 放流設備

校 範 名	三 方 水 密 ラ ジ ア ル ゲ ー ト	区 分	重 体 部
主要部材名	① スキンプレート ② 主横(縦)桁 [F, W] ③ 補助横(縦)桁 [F, W] ④ 端横桁 [F, W] ⑤ シーブ	⑥ 脚柱 [F, W] ⑦ 脚柱間トラス (ブレース, ストラッド) ⑧ トラニオンハブ (トラニオンボス) ⑨ トラニオンピン	
部 材 指 示 図			
副部材: シーブ, シーブ軸, キーププレート, シーブブラケット, 水密ゴム, 水密ゴム押え板, サイドローラ, 手摺, 扉端, 歩脚, 梯子, ガセットプレート, タイプレート, 吊環, 裏当金等			

別表-1 主要部材範囲

別表-1-2

校 範 名	三 方 水 密 ラ ジ ア ル ゲ ー ト	区 分	戸 当 り 部
主要部材名	① 底部戸当り桁 ② 底部水密板 ③ 側部水密板 ④ 側部戸当り裏桁		
部 材 指 示 図			
副部材: シーブ, 伸縮継手部金物, 止水ゴム押え, 側部戸当りジョイント板, アンカー			

別表-1 主要部材範囲

別表-1-4

設 備 名	三方水密ラジアルゲート	区 分	原 部 材
主要部材名	① スキンプレート ② 主機(縦)桁 [F, W] ③ 補助機(縦)桁 [F, W] (上・下部桁含む) ④ 縦梁桁 [F, W] ⑤ 脚柱 [F, W]	⑥ 脚柱面補剛材 [F, W] 脚ブレース [F, W] (指示図欠番) ⑦ トラニオンハブ ([F, W], トラニオンボス) ⑧ トラニオンピン	

部 材 指 示 図	
	① スキンプレート ② 主機(縦)桁 ③ 補助機(縦)桁 (上・下部桁含む) ④ 縦梁桁 ⑤ 脚柱 ⑥ 脚柱面補剛材 ⑦ トラニオンハブ (トラニオンボス) ⑧ トラニオンピン

副部材： シープ、ダイヤフラム、吊上げ部、休止ピン部、水密部、サイドローラ (又はシュー)
手廻り、踏脚、歩脚、梯子、給油配管、サポート、脚柱滑り止め、吊環、裏当金等

別表-1 主要部材範囲

別表-1-3

設 備 名	三方水密ラジアルゲート	区 分	基 礎 部 材
主要部材名	① トラニオンベディスタル (ベースプレート、ブラケット) ② トラニオンガード [F, W] ③ ガード補助桁 ④ ガーダダイヤフラム ⑤ テンションベーム [F, W]	⑥ テンションベーム受圧板 ⑦ コンプレッションベーム (受圧板) ⑧ スラスト受板	

部 材 指 示 図	
	コンプレッションベーム⑦ ⑧ スラスト受板 ⑨ ガード補助桁 ⑩ トラニオンガード ⑪ テンションベーム⑤ ⑫ ガーダダイヤフラム ⑬ トラニオンベディスタル (ベースプレート、ブラケット)

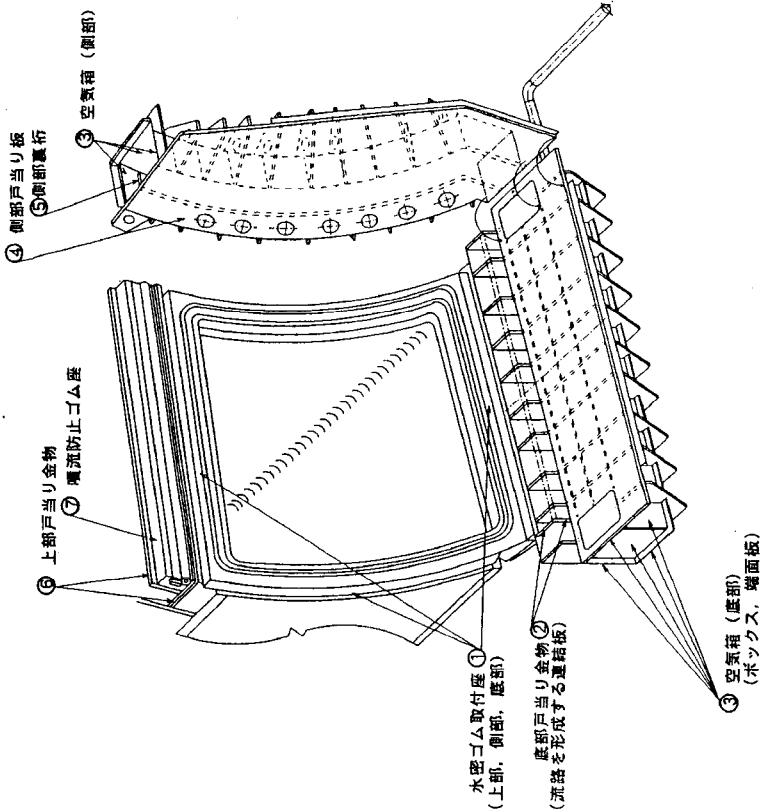
副部材： ベディスタル部 (ダブリング、カバープレート、シープ、調整ボルト板、ベディスタル支持材、クサビ)、トラニオンガード部 (リップ、マンホール、歩脚取付板、台座)、受圧板リップ、歩脚、吊環等

別表-1 主要部材範囲

別表-1-6

設備名	四方水密ラジアルゲート	区分	戸当り部(A2, B1)
主要部材名	① 水密ゴム取付座(上部, 側部, 底部) ② 底部戸当り金物(流路を形成する連結板) ③ 空気箱(底部, 側部) ④ 側部戸当り板 ⑤ 側部戸当り裏桁		⑥ 上部戸当り金物 ⑦ 噴流防止ゴム座

部 材 指 示 図



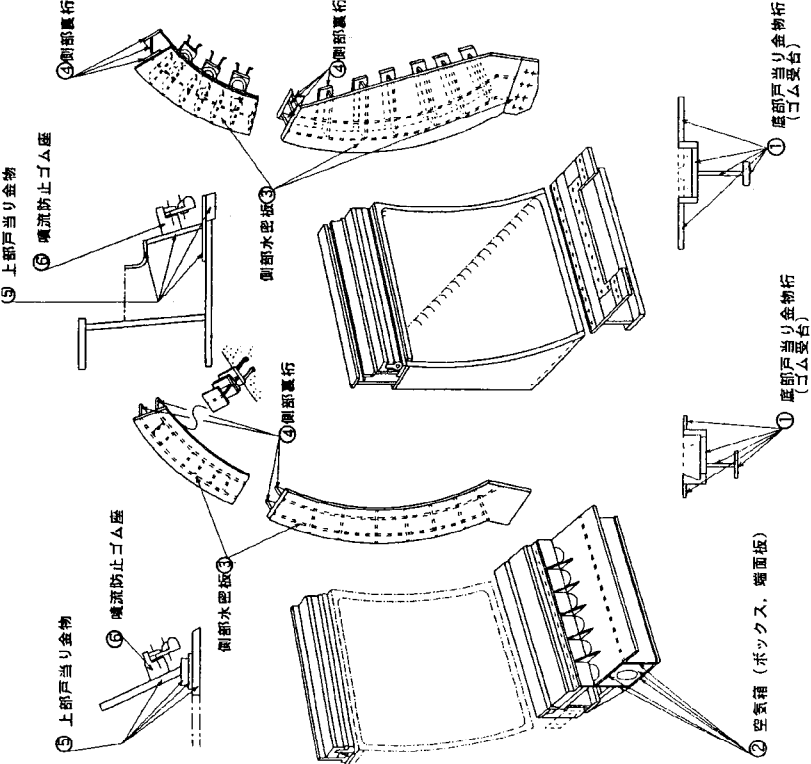
(注) 放流管吐出部を一部含む場合は、管胴板、リングガーダは主要部材とする。

別表-1 主要部材範囲

別表-1-5

設備名	四方水密ラジアルゲート	区分	戸当り部(B2, B3)
主要部材名	① 底部戸当り金物桁(ゴム受台) ② 空気箱(ボックス, 端面板) ③ 側部戸当り水密 ④ 側部戸当り裏桁 ⑤ 上部戸当り金物 ⑥ 噴流防止ゴム座		

部 材 指 示 図



(注) 放流管吐出部を一部含む場合は、管胴板、リングガーダは主要部材とする。

別表-1 主要部材範囲

別表-1-8

設 備 名	四 方 水 密 ラ ジ ア ル ガ ー ト	区 分	基礎材部 (テンションビーム方式, PCアンカー方式)
主要部材名	[テンションビーム方式] ① トラニオンベディスタル (ベースプレート, ブラケット) ② トラニオンガーダ (ボックス) ③ ガーダ補助桁 ④ ガーダダイヤフラム ⑤ テンションビーム (F, W) ⑥ 支柱板	[PCアンカー方式] ① トラニオンベディスタル (ベースプレート, ブラケット) ② トラニオンガーダ (ボックス) ③ ガーダ補助桁 ④ ガーダダイヤフラム ⑤ シース管 ⑥ アンカープレート	

部 材 指 示 図	
[テンションビーム方式] ① トラニオンベディスタル (ベースプレート, ブラケット) ② トラニオンガーダ (ボックス) ③ ガーダ補助桁 ④ ガーダダイヤフラム ⑤ テンションビーム ⑥ 支柱板	[PCアンカー方式] ① トラニオンベディスタル (ベースプレート, ブラケット) ② トラニオンガーダ (ボックス) ③ ガーダ補助桁 ④ ガーダダイヤフラム ⑤ シース管 ⑥ アンカープレート

別表-1 主要部材範囲

別表-1-7

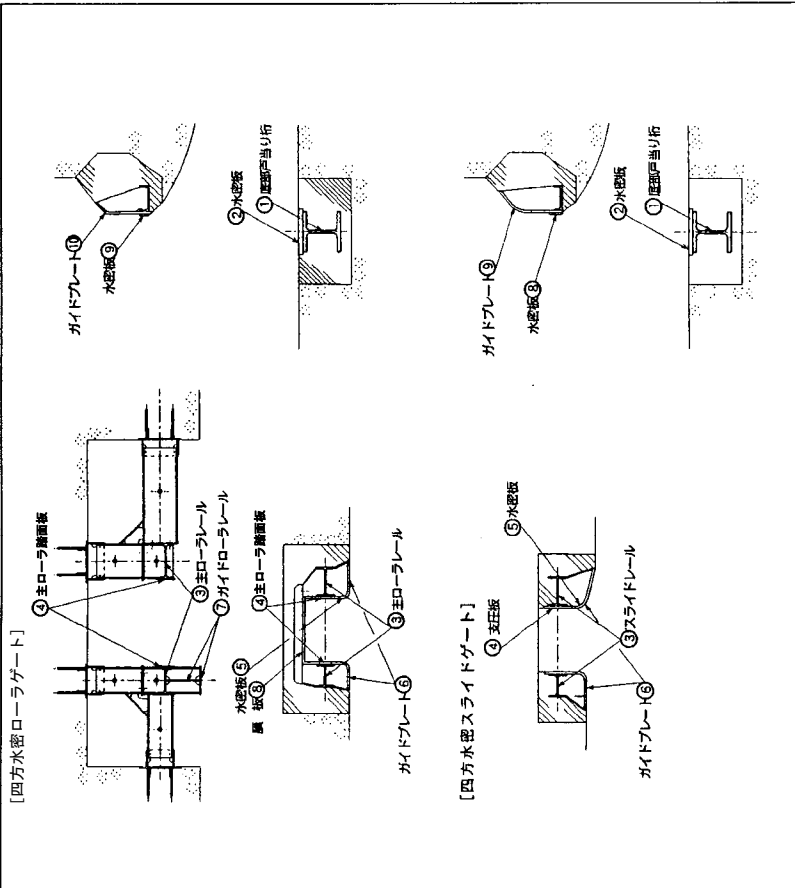
設 備 名	四 方 水 密 ラ ジ ア ル ガ ー ト	区 分	基礎材部 (支柱ガーダ方式)
主要部材名	① トラニオンベディスタル (ベースプレート, ブラケット) ② トラニオンガーダ (ボックス) ③ ガーダ補助桁 ④ ガーダダイヤフラム		

部 材 指 示 図	
[支柱ガーダ方式] ① トラニオンベディスタル (ベースプレート, ブラケット) ② トラニオンガーダ (ボックス) ③ ガーダ補助桁 ④ ガーダダイヤフラム	① トラニオンベディスタル (ベースプレート, ブラケット) ② トラニオンガーダ (ボックス) ③ ガーダ補助桁 ④ ガーダダイヤフラム

別表-1-10 主要部材範囲

設 備 名	区 分	戸 当 り 部
四方水密ローラゲート・スライドゲート (高圧ローラゲート、スライドゲート)		
主要部材名	[四方水密ローラゲート] ① 底部戸当り桁 ② 底部戸当り水密板 ③ 主ローラレール[F, W] ④ 主ローラ踏面板 ⑤ 側部水密板 ⑥ 側部ガイドプレート ⑦ ガイドローラレール ⑧ 膜板(指示図欠番) ⑨ 上部水密板 ⑩ 上部ガイドプレート	
	[四方水密スライドゲート] ① 底部戸当り桁 ② 底部戸当り水密板 ③ スライドレール[F, W] ④ 支圧板 ⑤ 側部水密板 ⑥ 側部ガイドプレート ⑦ ガイドローラレール ⑧ 膜板(指示図欠番) ⑨ 上部水密板 ⑩ 上部ガイドプレート	

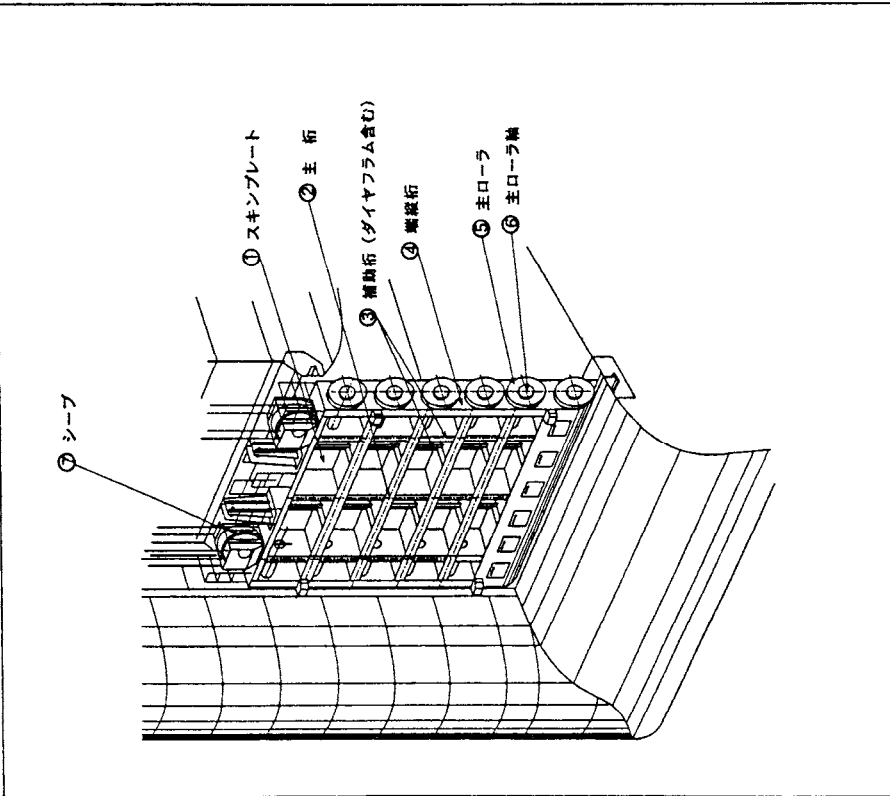
部 材 指 示 図



別表-1-9 制水設備

設 備 名	区 分	属 体 部
四方水密ローラゲート (高圧ローラゲート)		
主要部材名	⑥ 主ローラ軸 ⑦ シープ	
	① スキンプレート ② 主桁 [F, W] ③ 補助桁 [F, W] (ダイヤフラム含む) ④ 縦梁桁 [F, W] ⑤ 主ローラ	

部 材 指 示 図



別表-1 主要部材範囲
別表-1-12

段 備 名	直線多段ゲート	区 分	戸 当 り 部
主要部材名	① 底部戸当り桁 ② 底部戸当り水配板 ③ 主ローラレール ④ 主ローラ踏面板 ⑤ 横受桁 ⑥ 扉板 ⑦ 支持金物		
部 材 指 示 図			

別表-1 主要部材範囲
別表-1-11 取水設備

段 備 名	直線多段ゲート	区 分	原 体 部
主要部材名	① スキンプレート ② 主桁 [F, W] ③ 補助桁 [F, W] ④ 端縁桁 [F, W] (指示図欠番) 吊桁 [F, W]	⑤ 主ローラ ⑥ 主ローラ軸 ⑦ シープ	
部 材 指 示 図			

別表-1 主要部材範囲

設備名		円形多段ゲート	区分	扉体部外(1/2)
別表-1-13		【扉体部】 ① 管胴巻口部 ② 管 脚 ③ リングガード ④ シープ ⑤ シープブラケット ⑥ ガイドローラアーム(〔F、W〕、軸、軸)	【壁流板、リフティングビーム】 ⑦ コーン ⑧ 上面板 ⑨ 側面板 ⑩ 下面板 ⑪ テンションロッド ⑫ シープ ⑬ シープブラケット	
別表-1-14		【扉体部】 ① ハンガ引機部又はシープブラケット ② ガイドローラアーム(〔F、W〕、ブラケット、ローラ、軸)		
部 材 指 示 図				

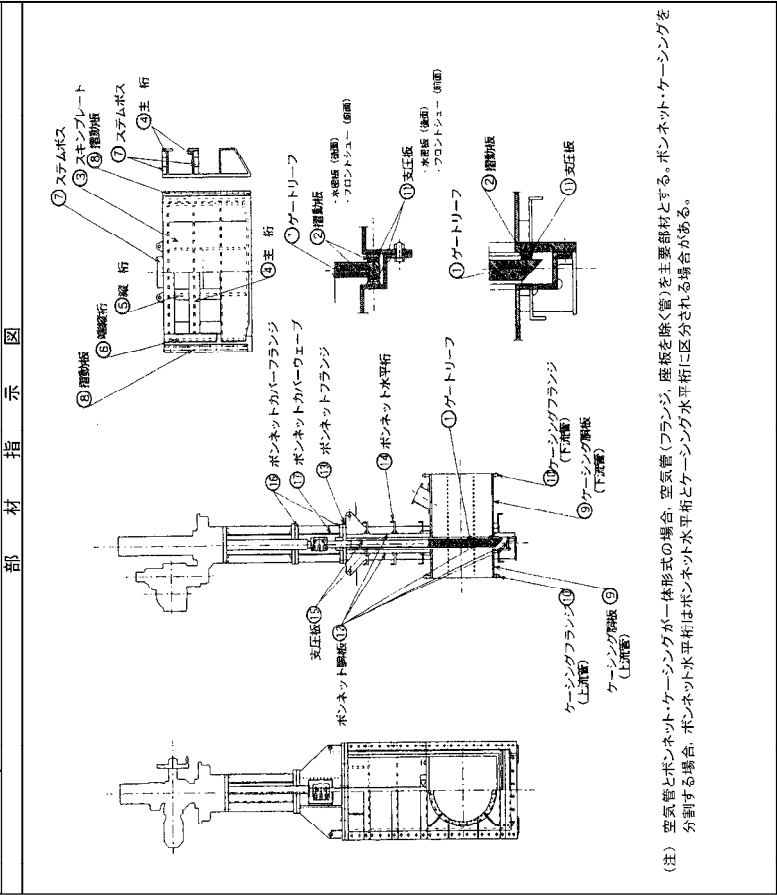
別表-1 主要部材範囲

設備名		円形多段ゲート	区分	扉体部外(1/2)
別表-1-13		【扉体部】 ① 管胴巻口部 ② 管 脚 ③ リングガード ④ シープ ⑤ シープブラケット ⑥ ガイドローラアーム(〔F、W〕、軸、軸)	【壁流板、リフティングビーム】 ⑦ コーン ⑧ 上面板 ⑨ 側面板 ⑩ 下面板 ⑪ テンションロッド ⑫ シープ ⑬ シープブラケット	
別表-1-14		【扉体部】 ① ハンガ引機部又はシープブラケット ② ガイドローラアーム(〔F、W〕、ブラケット、ローラ、軸)		
部 材 指 示 図				

別表-1 主要部材範囲

別表-1-18

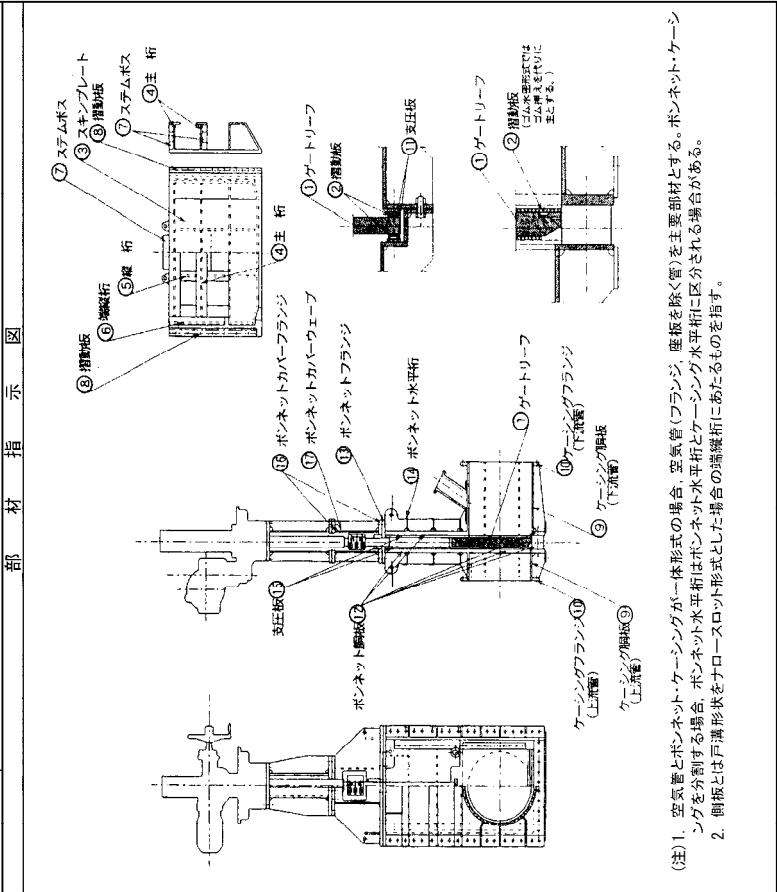
設備名	スルースバルブ	区分
主要部材名	〔胴体部(板構造)〕	⑪ 支圧板
	ゲートリフ	〔ボンネット部〕
	① 摺動板	⑫ ボンネット胴板
	〔胴体部(桁構造)〕	⑬ ボンネットフランジ
	② スキンプレート	⑭ ボンネット水平桁〔F、W〕
	③ 主桁〔F、W〕	⑮ 支圧板
	④ 縦桁〔F、W〕	〔ボンネットカバー部〕
	⑤ 端縦桁〔F、W〕	⑯ ボンネットカバーフランジ
	⑥ ステムボス	⑰ ボンネットカバーウェーブ
	⑦ 摺動板	
	〔ケーシング部〕	
	⑧ ケーシング胴板	
	⑨ ケーシングフランジ	
	⑩ ケーシング水平桁〔F、W〕	



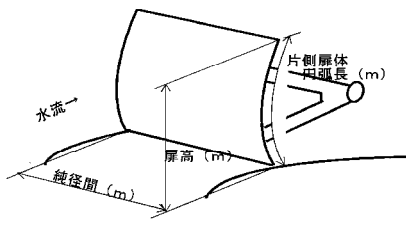
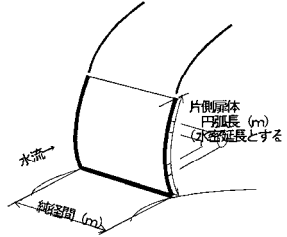
別表-1 主要部材範囲

別表-1-17

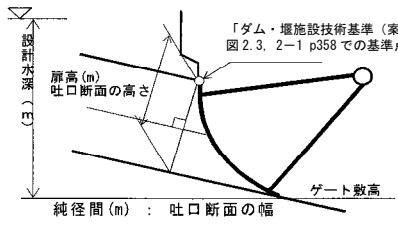
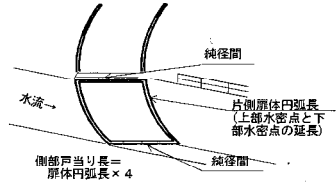
設備名	高圧スライダゲート	区分
主要部材名	〔胴体部(板構造)〕	〔ケーシング部〕
	ゲートリフ	⑨ ケーシング胴板
	① 摺動板	⑩ ケーシングフランジ
	〔胴体部(桁構造)〕	ケーシング水平桁〔F、W〕
	② スキンプレート	⑪ 支圧板
	③ 主桁〔F、W〕	〔ボンネット部〕
	④ 縦桁〔F、W〕	⑫ ボンネット胴板
	⑤ 端縦桁〔F、W〕	⑬ ボンネットフランジ
	⑥ 側板〔F、W〕	⑭ ボンネット水平桁〔F、W〕
	⑦ ステムボス	⑮ 支圧板
	⑧ 摺動板	〔ボンネットカバー部〕
		⑯ ボンネットカバーフランジ
		⑰ ボンネットカバーウェーブ



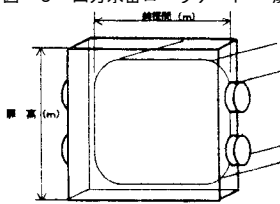
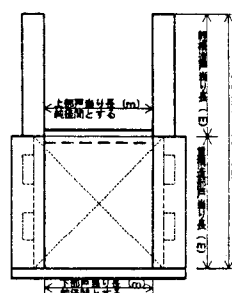
別表－２－１ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	χ の 定 義
三方水密ラジアルゲート	扉 体	$y=8.33\chi+10$	χ : 扉体面積 (㎡) [χ の適用範囲 ; 60㎡～200㎡] 扉体面積 : 純径間 (m) × 扉高 (m) (図－１参照) 図－１ 三方水密ラジアルゲート 扉体 
	基 礎 材	$y=3.35\chi-75$	
	戸 当 り	$y=0.83\chi+18$	χ : 片側扉体円弧長 (m) × 2 + 純径間 (m) (図－２参照) 片側扉体円弧長は水密延長とする。 [χ の適用範囲 ; 20m～60m] 図－２ 三方水密ラジアルゲート 戸当り 

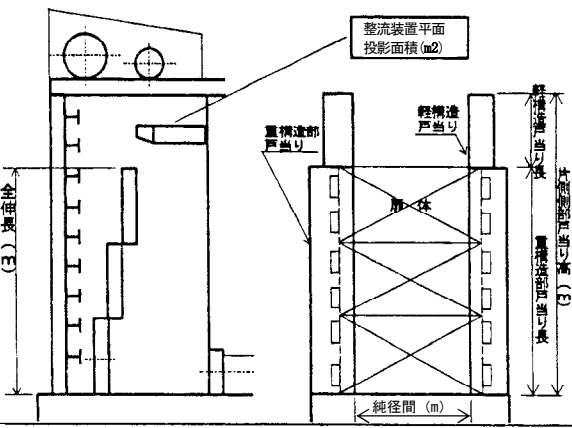
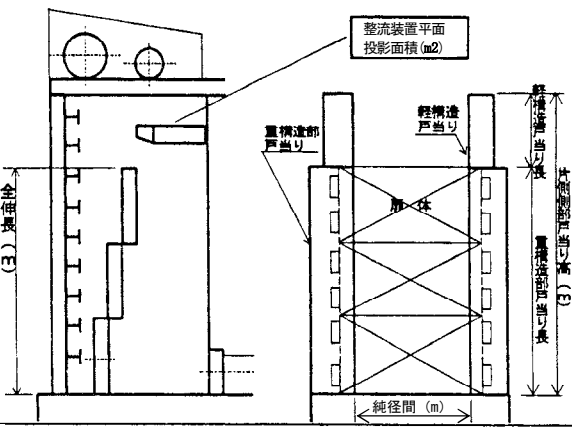
別表－２－２ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	χ の 定 義
四方水密ラジアルゲート	扉 体	$y=40.6\chi-80$	χ : 扉体面積 (㎡) (図－３参照) 扉体面積 : 扉高 (m) × 純径間 (m) h : 設計水深 : 扉体の直上流における水深に波浪高さを加えた水深のうち、扉体設計に支配的となる水深をいう (m) 図－３ 四方水密ラジアルゲート 扉体 
	基 礎 材	$y=7.39\chi+82$	
	水深補正 扉 体	$Kh=0.0295h+0.410$	χ の適用範囲 ; 6㎡～ 50㎡ h の適用範囲 ; 20m～ 120m
	基 礎 材	$Kh=0.0212h+0.576$	
	戸 当 り	$y=3.38\chi+134$	χ : (片側扉体円弧長 (m) × 4 + 純径間 (m) × 2) (図－４参照) [χ の適用範囲 ; 20m～50m] 図－４ 四方水密ラジアルゲート 戸当り 
	水深補正 戸 当 り	$Kh=0.0382h+0.236$	h の適用範囲 ; 20m～ 120m
	開閉装置	$y=0.01\chi+113$	χ : 開閉装置 (kN) × シリンダストローク長 (m) [χ の適用範囲 490kNm～26000kNm]

別表－２－３ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	χ の 定 義
四方水密ローラゲート 四方水密スライドゲート	扉体	ロ-ラゲート $y=15.0 \chi +62$ スライドゲート $y=12.0 \chi +49$	χ : 扉体面積 (㎡) 扉体面積 : 純径間×扉高 (図-5参照) h : 設計水深 : 扉体の直上流における水深に波浪高さを加えた水深のうち、扉体設計に支配的となる水深をいう。(m)  [ロ-ラゲートのχの適用範囲 : 7㎡～75㎡] [スライドゲートのχの適用範囲 : 7㎡～75㎡] [hの適用範囲 : 2.0m～7.0m]
	水深補正	$Kh=0.0402h+0.197$	
	戸当り	ロ-ラゲート $y=6.77 \chi -21$ スライドゲート $y=6.77 \chi -21$	χ : (片側側部戸当り高さ(m)×2+純径間(m)×2) (図-6参照) [χの適用範囲 : 15㎡～140㎡] 図-6 四方水密ローラゲート 戸当り  [hの適用範囲 : 2.0m～7.0m]
	水深補正	$Kh=0.0165h+0.670$	

別表－２－４ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	χ の 定 義
取水設備 直線多段ゲート	扉 体	$y=7.75 \chi -85$	χ : 扉体面積 (㎡) [χの適用範囲 : 15㎡～350㎡] 扉体面積 : 純径間 (m) × 全伸長 (m)
	戸当り	$y=7.10 \chi +385$	χ : (片側側部戸当り高(m)×2+純径間(m)) × 段数 (図-7参照) 図-7 直線多段ゲート 
	整流装置	$y=25.9 \chi +182$	χ : 整流装置投影面積 [χの適用範囲 : 2㎡～40㎡] 

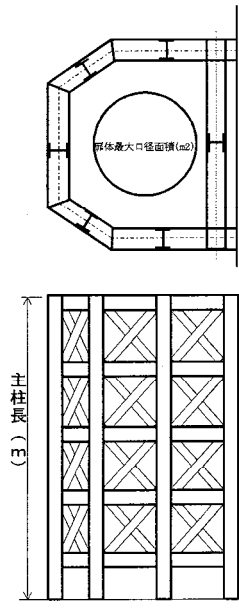
別表－２－５ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	X の 定 義
取水設備 円形多段ゲート	扉 体	$y=2.75 X + 230$	X : 最大口径面積 (㎡) × 全伸長 (m) (図-8 参照) [X の適用範囲 : 10㎡～830㎡] 図-8 円形多段ゲート [整流装置の X の適用範囲 : 2㎡～40㎡]
	戸当り	戸当りは取水塔に含まれる。	
	整流装置	$y=25.9 X + 182$	

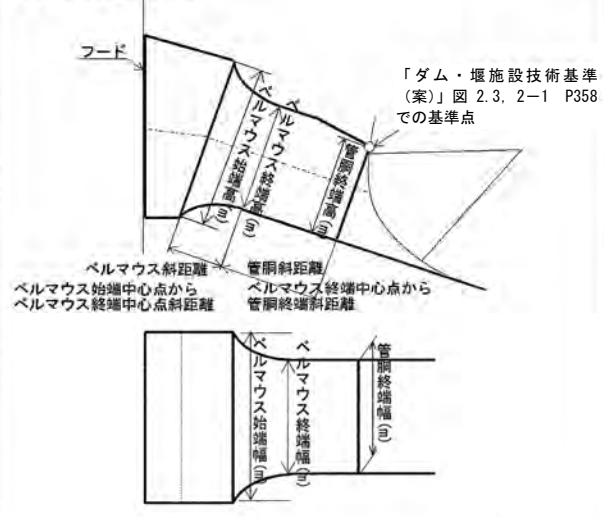
別表－２－６ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	X の 定 義
取水設備	スクリーン (直線多段ゲート用)	$y=1.31 X + 5$	X : 面積 (㎡) 面積 = パネル幅 (m) × パネル長 (m) × パネル数 (図-9 参照) [直線多段用Xの適用範囲 : 60㎡～760㎡] 図-9 スクリーン [円形多段用 X の適用範囲 : 600㎡～2,000㎡]
	スクリーン (円形多段ゲート用)	$y=0.56 X + 4$	

別表－２－７ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	χ の 定 義
取水設備	取 水 塔 (架 構)	$y=49.7 \chi^{0.714}$	χ：扉体最大口径面積 (㎡) × 全伸長 (m) (扉体に準じる) [χ の適用範囲；10 ～ 830] (図-10 参照) 図-10 取水塔 

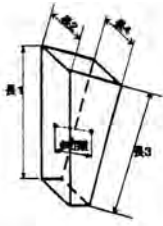
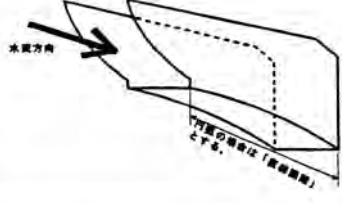
別表－２－８ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	χ の 定 義
大容量放流管	管 胴	$y=4.72 \chi + 223$	χ：体積 (m³) [χ の適用範囲；25 m³～400 m³] (ベルマウス終端高 × ベルマウス終端幅 + 管胴終端高 × 管胴終端幅) / 2 × 管胴斜距離 (図-11 参照) 図-11 大容量放流管 

別表－２－９ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	X の 定 義																																																		
大容量放流管	ベルマウス部	$y=5.94 X+223$	X：体積 (m³) [Xの適用範囲：4 m³～240 m³] (ベルマウス始端高×ベルマウス始端幅+ベルマウス終端高×ベルマウス終端幅) ／2×ベルマウス斜距離 (図－11参照) 「ベルマウス斜距離」の定義 ダム・堰施設技術基準(案) P507 表 3.1.3-1 による」 ダム・堰施設技術基準(案) 表 3.1.2-1 ベルマウス形状 (抜粋) <table><tr><th rowspan="2">種 別</th><th rowspan="2">断面形状</th><th rowspan="2">No.</th><th colspan="2">ベルマウス形状</th><th rowspan="2">形式</th></tr><tr><th>a/D</th><th>b/D</th></tr><tr><td rowspan="12">楕円曲線 $\frac{X^2}{a^2}+\frac{Y^2}{b^2}=1$ 2a：長径 2b：短径</td><td rowspan="5">円形</td><td>1</td><td>1</td><td>1/3</td><td rowspan="5">四面</td></tr><tr><td>2</td><td>0.75</td><td>0.25</td></tr><tr><td>3</td><td>0.6</td><td>0.2</td></tr><tr><td>4</td><td>0.5</td><td>0.15</td></tr><tr><td>5</td><td>0.8</td><td>0.15</td></tr><tr><td rowspan="7">矩形</td><td>6</td><td>1</td><td>1/3</td><td rowspan="7">四面</td></tr><tr><td>7</td><td>0.6</td><td>0.2</td></tr><tr><td>8</td><td>1</td><td>0.25</td></tr><tr><td>9</td><td>1</td><td>0.25</td></tr><tr><td>10</td><td>1</td><td>0.25</td></tr><tr><td>11</td><td>1</td><td>1/3</td><td rowspan="2">三面一面</td></tr><tr><td>12</td><td>1.5</td><td>2/3</td></tr></table> <ベルマウス斜距離計算例> 【例 No. 1、No. 6 の場合】 ベルマウス終端部高さ D=6m のとき 上表より a/D=1 のため ベルマウス斜距離 a=D×1=6m 【例 No. 7 の場合】 ベルマウス終端部高さ D=6m のとき 上表より a/D=0.6 のため ベルマウス斜距離 a=D×0.6=3.6m	種 別	断面形状	No.	ベルマウス形状		形式	a/D	b/D	楕円曲線 $\frac{X^2}{a^2}+\frac{Y^2}{b^2}=1$ 2a：長径 2b：短径	円形	1	1	1/3	四面	2	0.75	0.25	3	0.6	0.2	4	0.5	0.15	5	0.8	0.15	矩形	6	1	1/3	四面	7	0.6	0.2	8	1	0.25	9	1	0.25	10	1	0.25	11	1	1/3	三面一面	12	1.5	2/3
種 別	断面形状	No.	ベルマウス形状				形式																																														
			a/D	b/D																																																	
楕円曲線 $\frac{X^2}{a^2}+\frac{Y^2}{b^2}=1$ 2a：長径 2b：短径	円形	1	1	1/3	四面																																																
		2	0.75	0.25																																																	
		3	0.6	0.2																																																	
		4	0.5	0.15																																																	
		5	0.8	0.15																																																	
	矩形	6	1	1/3	四面																																																
		7	0.6	0.2																																																	
		8	1	0.25																																																	
		9	1	0.25																																																	
		10	1	0.25																																																	
		11	1	1/3		三面一面																																															
		12	1.5	2/3																																																	

別表－２－１０ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	χ の 定 義
大容量放流管	フード	$y=4.72 \chi + 223$	χ：体積 (m³) [χの適用範囲：20 m³～90 m³] 体積 = (長1(m)×長2(m)×長3(m)×長4(m)) / 2 × 斜距離(m) (図－12 参照) 図－12 大容量放流管(フード) 
	整流板	$y=0.82 \chi + 129$	χ：表面積 (m²) [χの適用範囲：25 m²～300 m²] 片側側面面積 (m²) × 2 + 底面面積 (m²) (図－13 参照) 図－13 大容量放流管(整流板) 

別表－２－１１ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	χ の 定 義
小容量放流管	直管	$y=1.60\chi+3$	χ : 体積 (m ³) 管断面積 (m ²) × 延長 (m) (図-14 参照) [直管部の χ の適用範囲 ; 30 m ³ ~ 900 m ³] [曲管部の χ の適用範囲 ; 1 m ³ ~ 550 m ³]
	曲管	$y=3.18\chi+3$	

図-14 小容量放流管 (直管・曲管)

同一内径の直(曲)管が1条内に分割となっている場合

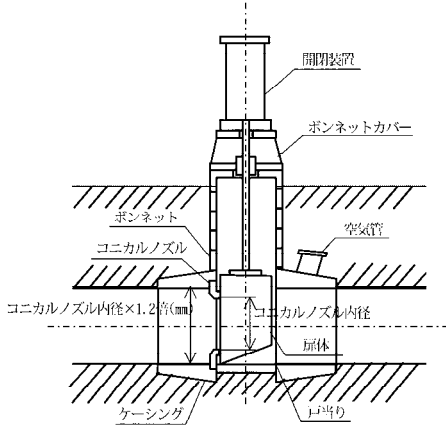
① 直(曲)管1と直(曲)管2が同一径の場合
 $\chi = \pi / 4 \times (\text{直(曲)管1})^2 \times \text{直(曲)管延長1} + \pi / 4 \times (\text{直(曲)管2})^2 \times \text{直(曲)管延長2}$

② 直(曲)管1と直(曲)管2の径が異なる場合
直(曲)管1と直(曲)管2は各々算出する。
直(曲)管1 $\chi = \pi / 4 \times (\text{直(曲)管1})^2 \times \text{直(曲)管延長1}$
直(曲)管2 $\chi = \pi / 4 \times (\text{直(曲)管2})^2 \times \text{直(曲)管延長2}$

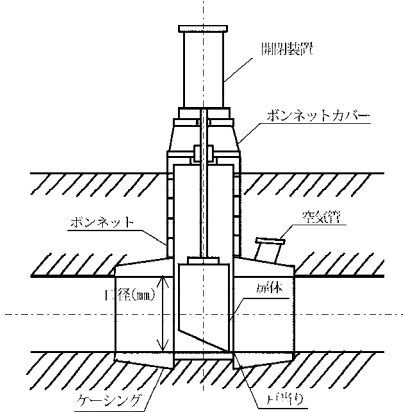
別表－２－１２ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作工数算定式	χ の 定 義
小容量放流管	漸縮管	$y=3.71\chi+3$	χ : 管断面積 (m ²) × 延長 (m) (図-15~17 参照) 漸縮管 (異形管) $\chi : \pi / 4 \times \{ (D1+D2) / 2 \}^2 \times L$ [χ の適用範囲 : 1 m ³ ~ 160 m ³] 一方が円形, 他方が矩形の場合は 両端断面積の平均値にLを乗じた 値とする 分岐管 $\chi : \pi / 4 \times D1^2 \times L1 + \pi / 4 \times D2^2 \times L2 + \pi / 4 \times D3^2 \times L3$ [χ の適用範囲 : 4 m ³ ~ 90 m ³] ベルマウス部 (円形) $\chi : \pi / 4 \times \{ (D1+D2) / 2 \}^2 \times L$ L=ベルマウス呑口端面から曲率 を形成し直線部分との接点まで の距離とする [χ の適用範囲 : 0.5 m ³ ~ 10 m ³]
	分岐管	$y=5.74\chi+3$	
	ベルマウス	$y=4.33\chi+3$	

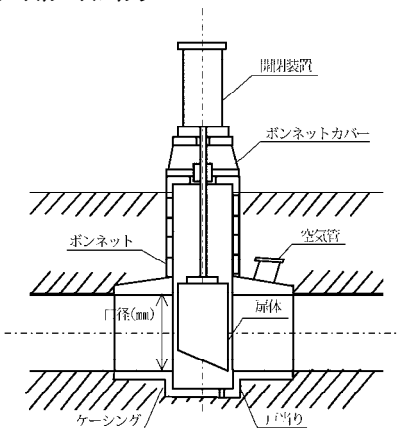
別表－２－１３ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作・据付工数 算 定 式	x の 定 義
ジェットフローゲート	電動スピンドル式 油圧シリンダ式	(製作工数) $y = 0.366x + 20$ 適用口径 $180 \leq x \leq 2,400$ (mm)	x : コニカルノズル内径(mm) $\times 1.2$ 倍 図－18 ジェットフローゲート 
		(据付工数) $y = 0.06x + 55$ 適用口径 $180 \leq x \leq 2,400$ (mm)	

別表－２－１４ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作・据付工数 算 定 式	x の 定 義
高圧スライドゲート	電動スピンドル式 油圧シリンダ式	(製作工数) $y = 0.424x + 78$ 適用口径 $400 \leq x \leq 1,700$ (mm)	1) 通水路断面が円形状の場合 x : 口径(mm) 2) 通水路断面が矩形形状の場合 x : 矩形断面積を等価な円形断面積に置換えた場合の等価口径(mm) $x = 2 \times (B \times H / \pi)^{1/2}$ B : 純径間(mm) H : 有効高(mm) 図－19 高圧スライドゲート 
		(据付工数) $y = 0.06x + 55$ 適用口径 $400 \leq x \leq 1,700$ (mm)	

別表－２－１５ 標準製作工数算定要領

ゲート形式	区 分	標準製作・据付工数 算 定 式	x の 定 義
スルースバルブ	電動スピンドル式 油圧シリンダ式	(製作工数) $y = 0.293x - 31$ 適用口径 $400 \leq x \leq 1,600$ (mm)	x : 口径(mm) 図-20 スルースバルブ 
		(据付工数) $y = 0.06x + 55$ 適用口径 $400 \leq x \leq 1,600$ (mm)	

別表－３－１ 製作工数算出区分

区 分	摘 要	参 考 図
全 設 備	主要部材、副部材に含まれるものは、製作工数の範囲とする。	
プレートガーダ構造ローラゲート(扉体)	(図－１参照) 1. 扉体付の点検用背籠、梯子、手摺等は扉体の標準製作工数に含まれる。 2. 桁側に設置されるカバープレートは、標準製作工数に含まれないため、別途積上げる。 (「鋼製付属設備区分A」による) ダム用クレストゲートにローラゲートを使用する場合は、河川用普通ローラゲートを適用するものとする。	図－１ プレートガーダ構造ローラゲート

別表－３－２ 製作工数算出区分

製作区分	摘 要	参 考 図
四方水密ラジアルゲート	(図－２参照) 扉体吊金物、ピンは扉体の標準製作工数に含まれる。 (図－３参照) 扉体と基礎材の製作区分 扉体の標準製作工数には、脚柱、トコナボス、トコナピンが含まれ 基礎材の標準製作工数にはトコナベアスルまで含まれる。 (図－４参照) 大容量放流管、戸当り、整流板の区分は図－４のとおりとする。	図－２ 扉体と油圧シリンダの区分 図－３ 扉体と基礎材の区分 図－４ 大容量放流管、戸当り、整流板の区分

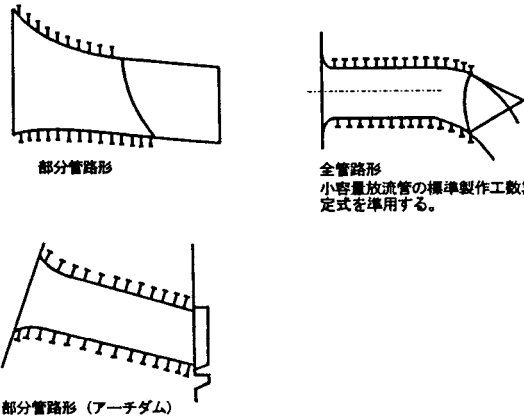
別表－３－３ 製作工数算出区分

製作区分	摘 要	参 考 図
四方水密ラジアルゲート	(図－５参照) 1. 油圧シリンダ架台は鋼製付属設備区分Aを準用する。 2. 油圧シリンダに設置される点検用背籠、梯子及び扉体休止装置は開閉装置の標準製作工数に含まれる。 3. 四方水密ラジアルゲート用開閉装置の標準製作工数には油圧配管が含まれているため、別途積算する必要はない。 (図－６参照) 4. 油圧シリンダ本体は機器単体品とする。 ①油圧シリンダドラコンは機器単体品に含まれる。 ②ドラコ軸受ブacketは開閉装置の標準製作工数に含まれる。 ③ドラコ軸受は、部品費率に含まれないため、別途積上げる。 ④ピストンロッド先端金物軸受は、部品費率に含まれないため、別途積上げる。 (機器単体品とする。)	図－５ 油圧シリンダ式開閉装置(四方水密ラジアルゲート用) 図－６ 油圧シリンダ

別表－３－４ 製作工数算出区分

製作区分	摘 要	参 考 図
ワイヤーロープウインチ式開閉装置	(図－７参照) 1. ダム用水門制水設備等で設置される転向シーブ、転向シーブ架台、休止装置は開閉装置の標準製作工数に、含まれる。 2. 転向シーブ、休止装置等の点検架台は標準製作工数に含まれないため、別途積上げる。 (「鋼製付属設備区分A」を準用する。) 3. ロープダクト、開閉装置補強のために埋設する補鋼材は、標準製作工数に含まれないため、別途積上げる。 (「鋼製付属設備区分D」を準用する。) 4. 大形のドラム等の点検のために設置される開閉装置付点検用梯子等は標準製作工数に含まれる。 5. オーバーブリッジ形の通路等は標準製作工数に含まれないため別途積上げる。 (「鋼製付属設備区分A」を適用する。)	図－７ ワイヤーロープウインチ式開閉装置

別表－３－５ 製作工数算出区分

製作区分	摘 要	参 考 図
放 流 管	1. 大容量放流管 ① 四方水密ラジアルゲート戸当り、整流板との区分は、図－８のとおりとする。 ② 標準製作工数の適用は部分管路形とし、円形断面の全管路形については小容量放流管の標準製作工数を準用するものとする。 ③ 補剛構造はスティフナ、リングガーダ、ジベル構造とも適用する。 ④ 小容量放流設備用ゲート・バルブの下流側に設置される整流板については、「整流板」を準用するものとする。 2. 小容量放流管 ① 小容量放流設備用ゲート・バルブの下流側に設置される整流管についても、準用するものとする。 ② 補剛構造はスティフナ、リングガーダ、ジベル構造とも適用する。 ③ 異径管（断面が○→□等）は漸縮管を準用するものとする。	図－８ 大容量放流管  部分管路形 全管路形 小容量放流管の標準製作工数算定式を準用する。 部分管路形（アーチダム）

第3章 ゴム引布製起伏ゲート設備

1	適用範囲	IX-3- 1	3-1	材料費	IX-3- 3
1-1	区分及び構成	IX-3- 1	3-2	据付工数	IX-3- 3
2	直接製作費	IX-3- 2	3-3	機械経費	IX-3- 3
2-1	材料費	IX-3- 2	[基準の解説]		
(1)	材料費の構成	IX-3- 2	1	直接製作費	IX-3- 7
(2)	部品費	IX-3- 2	1-1	機器単体品	IX-3- 7
(3)	直接経費	IX-3- 2	2	直接工事費	IX-3- 7
2-2	付属設備製作費	IX-3- 2	2-1	機能要素の定義	IX-3- 7
3	直接工事費	IX-3- 3			

第3章 ゴム引布製起伏ゲート設備

1 適用範囲

この基準は、ゴム引布製起伏ゲート設備の製作、据付けに適用する。

1-1 区分及び構成

ゴム引布製起伏ゲート設備の区分及び構成は、表-3・1のとおりとする。

表-3・1 区分及び構成

区 分	構 成
ゴム引布製起伏ゲート設備	袋体，取付金具，給・排気設備，操作設備

- (注) 1. ゴム引布製起伏ゲート設備とは、河川及び開水路に設置するものをいう。
2. 管路内に設置されるゴム引布製起伏ゲートは、含まないものとする。
3. 適用出来る方式は空気式のみであり、水式には適用出来ない。

2 直接製作費

2-1 材 料 費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費＝部品費

(2) 部品費

1) 部品費の積算は、次式による。

部品費＝部品所要量×部品単価

部品費に含まれる部品の品目は、次のとおりとする。

給・排気管，ボルト・ナット，パッキン，ジョイント，フランジ，ソケット，ブッシュ，
レジューサー，ニップル，ティー，エルボ，各種スイッチ，各種リレー等

2) 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、表-3・2 のとおりとする。

表-3・2 機器単体品目

区 分	内 訳
袋 体	ゴム袋体，袋体保護材（緩衝材又は補強材）
取 付 金 具	受け金具，押え金具，アンカーボルト，ナット，ワッシャー，補強材，各種フランジ等
給・排気設備	給気・排気ブロワー又はポンプ，各種バルブ類，伸縮継手
操 作 設 備	操作室内排水ポンプ，機側操作盤，袋体内圧検知装置，水位検知装置，ストレーナー等

(3) 直接経費

特許又は特殊技術に係る製作で，専門業者により行われるものは直接経費の項で計上するものとする。

2-2 付属設備製作費

ゴム引布製起伏ゲート設備に付帯する鋼製付属設備（階段，手摺，管理歩廊等）の製作費については，「第 18 章 鋼製付属設備」により算出するものとする。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

据付けに使用するアンカーボルト布設用金具，鉄筋，法面部治具支持材，屋外配管支持材，フランジ整形金具，電気配線管等は積上げ計上するものとする。

3-2 据 付 工 数

据付・試運転調整に要する必要工数を積上げるものとする。

3-3 機 械 経 費

据付けに係る機械経費は，必要に応じてラフテレーンクレーン等について積上げ計上するものとする。

基 準 の 解 説

1 直接製作費

1-1 機器単体品

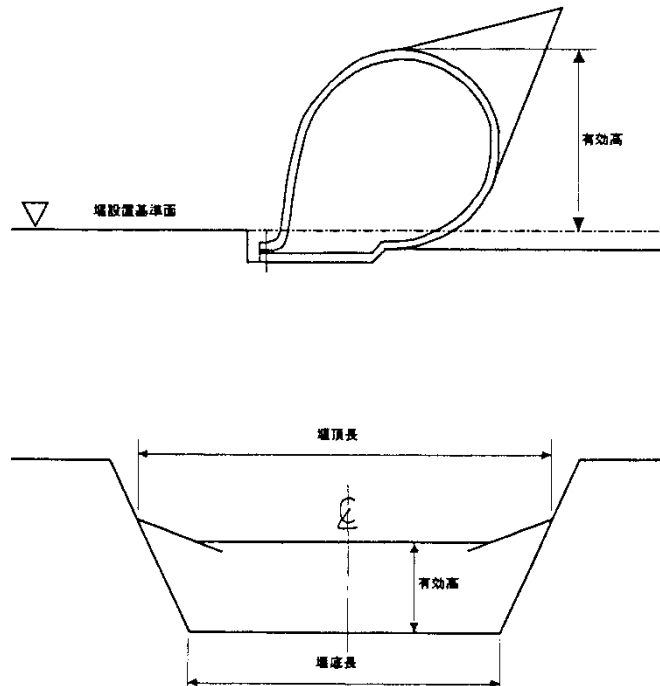
ゴム引布製起伏ゲート設備は、構成する機器等がそれぞれ関連して一体となって機能することを考慮し、決定する。

2 直接工事費

2-1 機能要素の定義

標準工数算定式「x」の定義は下記のとおりである。

$$x = 1/2 \times (\text{堰頂長 (m)} + \text{堰底長 (m)}) \times \text{有効高 (m)}$$



第4章 揚排水ポンプ設備

① 揚排水ポンプ設備…………… IX-4- 1	3-2 据付工数…………… IX-4-22
1 適用範囲…………… IX-4- 1	3-3 直接経費…………… IX-4-25
1-1 区分及び構成…………… IX-4- 1	4 その他…………… IX-4-26
1-2 適用条件…………… IX-4- 1	[付属参考資料] (参考図) …… IX-4-27
2 直接製作費…………… IX-4- 3	
2-1 材料費…………… IX-4- 3	② コラム形水中ポンプ設備…………… IX-4-33
2-2 機器単体費…………… IX-4- 9	1 適用範囲…………… IX-4-33
2-3 製作工数…………… IX-4- 9	1-1 適用条件…………… IX-4-33
2-4 工場塗装費…………… IX-4-11	1-2 区分及び構成…………… IX-4-33
2-5 直接経費…………… IX-4-11	2 直接製作費…………… IX-4-34
3 直接工事費…………… IX-4-12	2-1 直接材料費…………… IX-4-34
3-1 材料費…………… IX-4-12	2-2 機器単体費…………… IX-4-34
3-2 据付工数…………… IX-4-14	2-3 製作工数…………… IX-4-34
3-3 現場塗装費…………… IX-4-17	2-4 工場塗装費…………… IX-4-34
3-4 直接経費…………… IX-4-17	2-5 間接製作費…………… IX-4-34
[基準の解説]	3 直接工事費…………… IX-4-35
1 適用範囲…………… IX-4-21	3-1 材料費…………… IX-4-35
2 直接製作費…………… IX-4-21	3-2 据付工数…………… IX-4-35
2-1 材料費…………… IX-4-21	3-3 機械経費…………… IX-4-35
3 直接工事費…………… IX-4-21	4 間接工事費…………… IX-4-36
3-1 据付材料費…………… IX-4-21	4-1 共通仮設費…………… IX-4-36

4-2	現場管理費	IX-4-36
4-3	据付間接費	IX-4-36
5	設計技術費	IX-4-37
[基準の解説]		
[付属参考資料]		
別表-1	直接材料費区分表	IX-4-41
別表-2	機器単体費区分表	IX-4-42
③	除塵設備	IX-4-47
1	適用範囲	IX-4-47
1-1	区分及び構成	IX-4-47
1-2	適用条件	IX-4-48
2	直接製作費	IX-4-49
2-1	材料費	IX-4-49

2-2	機器単体費	IX-4-51
2-3	製作工数	IX-4-51
2-4	工場塗装費	IX-4-53
2-5	直接経費	IX-4-54
3	直接工事費	IX-4-55
3-1	材料費	IX-4-55
3-2	据付工数	IX-4-56
3-3	現場塗装費	IX-4-57
3-4	直接経費	IX-4-57
[基準の解説]		
1	直接製作費	IX-4-61
1-1	各形式におけるX要素	IX-4-61
[付属参考資料](参考図)		IX-4-63

第4章 揚排水ポンプ設備

① 揚排水ポンプ設備

1 適用範囲

この基準は、用水、揚排水を目的としたポンプ設備の製作、据付けに適用する。ただし、道路排水用ポンプ、深井戸ポンプ、水替等に使用する仮設ポンプには適用出来ない。

1-1 区分及び構成

ポンプ設備の区分及び構成は、表-4・1のとおりとする。

表-4・1 設備区分及び標準構成

設備区分	標準構成	
主ポンプ設備	主ポンプ、主配管、吐出弁、逆流防止弁、潤滑水装置、軸封水装置、満水装置	
主ポンプ駆動装置	主原動機	電動機、内燃機関、ガスタービン、冷却装置（ラジエータ・熱交換機等）、消音器
	動力伝達装置	減速機、軸継手、クラッチ類
系統機器設備	燃料系統	燃料貯油槽（地下・屋外・屋内タンク）、燃料小出槽、燃料移送ポンプ、配管、弁
	給水系統	冷却装置（管内クーラー・クーリングタワー等）、冷却水槽（膨張タンク・高架水槽）、冷却水ポンプ、潤滑・軸封水ポンプ、ストレーナー、配管、弁、取水設備
	始動空気系統	空気圧縮機、始動空気槽、配管、弁、蓄電池、充電器
	呼水系統	真空ポンプ、配管、弁
	給油系統	潤滑油ポンプ、配管、弁
	給排気系統	換気ファン、ダクト
電源設備	自家発電設備	発電機盤、原動機、発電機
	受変電設備	受電盤、変圧器盤
	直流電源設備	直流電源盤、蓄電池
	無停電電源装置	
監視操作制御設備	遠方監視操作制御設備、中央監視操作盤、機側操作盤、補助継電器盤（又はP L C盤）、電動機制御盤、系統機器盤、運転支援装置、C C T V設備、計装設備（水位計・流量計等）	
付属設備	天井クレーン	

（注） 上表中の標準構成は、ポンプ形式や設備規模等によって省略される場合がある。

1-2 適用条件

（1）ポンプ吐出量及び全揚程

この基準が適用出来るポンプ形式、ポンプ吐出量及び全揚程範囲は、表-4・2を標準とする。

表-4・2 ポンプ吐出量と全揚程範囲

ポンプ形式		ポンプ吐出量 (m ³ /min)	全揚程 (m)
横軸軸流ポンプ		12 超 ～ 600 以下	5 以下
横軸斜流ポンプ		12 超 ～ 600 以下	8 以下
立軸軸流ポンプ	(一床式)	12 超 ～ 325 以下	5 以下
	(二床式)	12 超 ～ 600 以下	5 以下
立軸斜流ポンプ	(一床式)	12 超 ～ 325 以下	20 以下
	(二床式)	12 超 ～ 850 以下	20 以下

(つづく)

(つづき)

横軸渦巻ポンプ	0.1超～200以下	140以下
立軸渦巻ポンプ(斜流)	3.0超～200以下	30以下
水中ポンプ(固定・着脱)	0.1超～90以下	40以下

- (注) 1. ポンプ吐出量 (m³/min) は、設計点の吐出量とする。
2. 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)のスラスト力支持方式は、ポンプ支持又は減速機(原動機)支持とする。
3. 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)の軸受は、セラミック軸受を標準とする。
4. 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)の吸込形状がコンクリートケーシング(クローズピット形)の場合は、本基準を適用出来ない。
5. 横軸渦巻ポンプの工場製作費は、両吸込単段形式でポンプ吐出量が12(m³/min)超に適用する。また、据付工事費は、単段式・多段式及び片吸込・両吸込ポンプに適用する。
6. 水中ポンプ及び立軸渦巻ポンプの据付工事費に適用する。ただし、水中ポンプの吐出し管が鋼製又は鋳鉄製の場合とし、コラム着脱式水中ポンプには適用出来ない。
7. この基準は、高NS・高流速ポンプに適用出来るが、可動翼ポンプ等の特殊ポンプには、適用出来ない。

(2) ポンプ吐出量 (m³/min) 範囲の標準値

この基準を適用するポンプ設備の場合、ポンプ吐出量 (m³/min) 範囲の標準値は、表-4・3による。

表-4・3 ポンプ吐出量 (m³/min) 範囲の標準値

全形式(横軸渦巻形式・立軸渦巻形式・水中形式のポンプ吐出量 36.0m³/min 以下を除く)に適用

ポンプ実吐出量 範囲 (m ³ /min)	12超 23以下	23超 36以下	36超 50以下	50超 70以下	70超 90以下	90超 115以下	115超 150以下	150超 200以下
ポンプ吐出量標準値 (m ³ /min)	20	31	44	60	79	100	124	181
ポンプ口径 (mm)	400	500	600	700	800	900	1,000	1,200

ポンプ実吐出量 範囲 (m ³ /min)	200超 255以下	255超 325以下	325超 400以下	400超 480以下	480超 600以下	600超 740以下	740超 850以下
ポンプ吐出量標準値 (m ³ /min)	233	291	360	434	543	664	799
ポンプ口径 (mm)	1,350	1,500	1,650	1,800	2,000	2,200	2,400

横軸渦巻形式・立軸渦巻形式・水中形式のポンプ吐出量 36.0m³/min 以下に適用

ポンプ実吐出量 範囲 (m ³ /min)	0.10超 0.20以下	0.20超 0.35以下	0.35超 0.45以下	0.45超 0.70以下	0.70超 1.20以下	1.20超 1.80以下	1.80超 3.00以下
ポンプ吐出量標準値 (m ³ /min)	0.2	0.3	0.4	0.6	0.9	1.4	2.1
ポンプ口径 (mm)	40	50	65	80	100	125	150

ポンプ実吐出量 範囲 (m ³ /min)	3.0超 5.0以下	5.0超 8.0以下	8.0超 12.0以下	12.0超 18.0以下	18.0超 23.0以下	23.0超 28.0以下	28.0超 36.0以下
ポンプ吐出量標準値 (m ³ /min)	4	7	10	15	20	25	31
ポンプ口径 (mm)	200	250	300	350	400	450	500

2 直接製作費

2-1 材 料 費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費＝主要部材費＋副部材費＋部品費＋補助材料費

(2) 主要部材費

1) 主要部材費の積算は、次式による。

主要部材費(円/式)＝Σ〔各主要部材所要量(Kg/式)×各主要部材単価(円/kg)〕

各主要部材所要量(Kg/式)＝標準ポンプ全部材所要量(Kg/台)×各部材別構成率(%)

なお、各区分毎の主要部材の範囲は、表-4・4のとおりとする。 標準ポンプ全部材所要量は、(6)項による。

表-4・4 主要部材の範囲

区 分		主要部材の範囲(所要量を積上げる部材)
横軸軸流ポンプ	ポンプ本体	ケーシング(上部・下部・吸込・点検穴カバー・ポンプ脚)、羽根車(羽根・ハブ)、主軸
横軸斜流ポンプ	ポンプ本体	ケーシング(上部・下部・吸込・点検穴カバー・ポンプ脚)、羽根車(羽根・ハブ)、主軸
立軸軸流ポンプ (一床式)	ポンプ本体	ケーシング(吐出ボウル・吐出エルボ・揚水管・吸込ベル)、羽根車(羽根・ハブ)、主軸(上部軸・下部軸)
立軸軸流ポンプ (二床式)	ポンプ本体	ケーシング(吐出ボウル・吐出エルボ・揚水管・吸込ベル)、羽根車(羽根・ハブ)、主軸(上部軸・下部軸)
立軸斜流ポンプ (一床式)	ポンプ本体	ケーシング(吐出ボウル・吐出エルボ・揚水管・吸込ベル)、羽根車(羽根・ハブ)、主軸(上部軸・下部軸)
立軸斜流ポンプ (二床式)	ポンプ本体	ケーシング(吐出ボウル・吐出エルボ・揚水管・吸込ベル)、羽根車(羽根・ハブ)、主軸(上部軸・下部軸)
横軸渦巻ポンプ (両吸込)	ポンプ本体	ケーシング、羽根車、主軸
フラップ弁	弁本体	フラップ弁(弁胴、弁体、弁棒)
立軸軸流・斜流ポンプ原動機(減速機)架台	架台本体	原動機(減速機)架台(脚材、桁材、対傾材、床材、補助材)

2) 主要部材単価は、「第1章 一般共通」直接材料費に準じる。

(3) 副部材費

副部材費の積算は、次式による。

副部材費＝主要部材費×副部材費率(%)

なお、各区分毎の副部材の品目は、表-4・5のとおりとする。

また、副部材費率は、表-4・6による。

表-4・5 副部材の品目

スリーブ(パッキン部、水中軸受部)、水切りつば、ケーシングライナー、パッキン押え、封水リング、羽根キー、ライナーリング、中間軸継手、パッキン箱、軸受支え、ソールプレート、横軸渦巻ポンプの架台(共通ベット含む)等

表－４・６ 副部材費率 (％)

区 分		副部材費率
横軸軸流ポンプ		5.0
横軸斜流ポンプ		
立軸軸流ポンプ	(一床式)	6.0
	(二床式)	
立軸斜流ポンプ	(一床式)	
	(二床式)	
横軸渦巻ポンプ（両吸込）		12.0
フラップ弁		3.0
立軸軸流・斜流ポンプ原動機（減速機）架台		0.0

(４) 部品費

部品費の積算は、次式による。

部品費＝主要部材費×部品費率 (％)

なお、部品費率に含まれる部品の品目は、表－４・７のとおりとする。

また、部品費率は、表－４・８による。

表－４・７ 部品の品目

区 分	部 品 の 品 目
ポンプ本体	水中軸受・玉軸受類 (セラミック軸受、無給水軸封装置及び、節水型軸封装置は除く)、軸継手、パッキン (O リング、グランド)、羽根車ナット、ボルト・ナット、圧力計、連成計、満水検知器、各種スイッチ、各種リレー等
主配管 (吸込管・吐出管)	パッキン (O リング)、ボルト・ナット等
フラップ弁	水密ゴム、ボルト・ナット等
立軸軸流・斜流ポンプ原動機 (減速機) 架台	ボルト・ナット等

表－４・８ 部品費率

ポンプ形式		部品費率算定式	備 考
横軸軸流ポンプ		$Y=0.00012X^2-0.1541X+76.8$	吸込管、吐出管、フラップ弁の部品及び立軸軸流・斜流ポンプ原動機 (減速機) 架台の部品を含む。
横軸斜流ポンプ		$Y=0.00008X^2-0.1027X+43.5$	
立軸軸流ポンプ	(一床式)	$Y=0.00028X^2-0.2033X+61.2$	
	(二床式)	$Y=0.00004X^2-0.0514X+59.7$	
立軸斜流ポンプ	(一床式)	$Y=0.00028X^2-0.2033X+51.8$	
	(二床式)	$Y=0.00002X^2-0.0433X+53.7$	
横軸渦巻ポンプ (両吸込)		$Y=0.00084X^2-0.41X+65.8$	
フラップ弁		ポンプ部品費を含む。	
立軸軸流・斜流ポンプ原動機 (減速機) 架台		ポンプ部品費を含む。	

- (注) 1. 上表中の Y は部品費率 (％)、X はポンプ吐出量 (m³/min) であり、ポンプ吐出量 (m³/min) の標準値は、表－４・３を適用する。
2. 部品費率 (％) は、小数点第 1 位を四捨五入し、整数止めとする。
3. 吸込管・吐出し管・フラップ弁及び立軸軸流・斜流ポンプ原動機 (減速機) 架台の部品を含む。

4. 立軸ポンプのスラスト軸受（ポンプ支持）は、部品費率に含まれている。ただし、減速機支持形式のスラスト軸受は、減速機本体（機器単体品）で計上する。

(5) 補助材料費

補助材料費の積算は次式による。

$$\text{補助材料費} = (\text{主要部材費} + \text{副部材費}) \times \text{補助材料費率}(\%)$$

なお、補助材料費率に含まれる補助材料の品目は、表-4・9のとおりとする。

また、補助材料費率は、表-4・10によるものとする。

表-4・9 補助材料の品目

主ポンプ本体・立軸軸流・斜流ポンプの原動機（減速機）架台・フラップ弁の工場塗装の塗料・接着材料及び溶接材料等

表-4・10 補助材料費率 (%)

補助材料費率	4

(6) 標準揚排水ポンプ部材所要量（ポンプ本体）

標準揚排水ポンプの各部材所要量は、次式による。

$$\text{標準揚排水ポンプ各主要部材所要量 (y)} = (G + gk) \times Kh \times Kk (\%)$$

G : ポンプ形式区分毎1台当りの標準ポンプ全部材所要量 (kg/台)

gk : 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量 (kg)

Kh : 横軸渦巻ポンプ（両吸込）の場合の全揚程による質量補正係数

Kk : 標準ポンプの部材別（ケーシング・羽根車・主軸）構成率 (%)

1) 標準ポンプ全部材所要量 (G)

標準ポンプ全部材所要量は、表-4・11を標準とする。

表-4・11 標準揚排水ポンプ全部材所要量 (G)

ポンプ形式		全部材所要量算定式	備 考
横軸軸流ポンプ		$G = 0.0080X^2 + 32.774X + 110.6$	
横軸斜流ポンプ		$G = 0.0087X^2 + 47.359X - 85.64$	
立軸軸流ポンプ	(一床式)	$G = -0.0568X^2 + 72.378X + 282.17$	
	(二床式)	$G = -0.0245X^2 + 66.128X + 553.98$	
立軸斜流ポンプ	(一床式)	$G = -0.0265X^2 + 68.064X + 784.84$	
	(二床式)	$G = -0.0019X^2 + 65.029X + 1333.18$	
横軸渦巻ポンプ（両吸込）		$G = -0.0955X^2 + 99.949X + 97.84$	

- (注) 1. 上表中のGは標準ポンプ全部材所要量(kg/台)、Xはポンプ吐出量 (m³/min) であり、ポンプ吐出量 (m³/min) 標準値は、表-4・3を適用する。
2. 上記の標準ポンプ全部材所要量（主要部材所要量+副部材所要量）の内容は以下のとおりである。
- (1) 立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）は、据付床面から吸込ベルマウス下端（コラム長）まで4.0m（ポンプ吐出量480m³/min超は4.5m）を標準とする。
- (2) 立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）のスラスト力支持方式は、ポンプ支持又は減速機（原動機）支持とする。

- (3) 横軸軸流・斜流ポンプ、立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）には、ポンプ用架台を含むが原動機用架台及び減速機用架台は含まない。
- (4) 横軸渦巻ポンプ（両吸込）には、ポンプ架台又は、原動機共通架台を含む。
- (5) 横軸渦巻ポンプ（両吸込）には、カップリング兼用型フライホイールを含むが、専用フライホイールは含まない。
- (6) 横軸渦巻ポンプ（両吸込）は、全揚程 50m までのポンプ全部材所要量である。全揚程が 50m を超えるポンプは、質量補正係数（Kh）により補正する。

3. ポンプ主部材の標準材質

ポンプ主要部材の標準材質は、表－4・12 を標準とする。

表－4・12 ポンプ主要部材の標準材質

ポンプ形式	ケーシング	羽根車	主軸
横軸軸流ポンプ	FC	CAC・SC・SCS	SUS・S－C
横軸斜流ポンプ	FC	CAC・SC・SCS	SUS・S－C
立軸軸流ポンプ（一床・二床式）	FC	CAC・SC・SCS	SUS・S－C
立軸斜流ポンプ（一床・二床式）	FC	CAC・SC・SCS	SUS・S－C
横軸渦巻ポンプ（両吸込）	FC・FCD	CAC・SC・SCS	S－C

（注）ポンプを構成する材料に特殊材料を用いた場合は、特殊材料の単価を計上し、部材所要量の補正は行わない。

2) 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量（gk）

立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）のコラム長による補正質量（gk）は、次式による。
なお、コラム単位質量は、表－4・13 を標準とする。

立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正質量（gk）＝

$$\{ \text{立軸軸流・斜流ポンプのコラム長 (m)} - 4.0\text{m (ポンプ吐出量 } 480\text{m}^3/\text{min} \text{ 以上は、} 4.5\text{m)} \} \\ \times \text{コラム単位質量 (kg/m)}$$

表－4・13 コラム単位質量

(kg/m)

ポンプ形式	コラム単位質量算定式	備考
立軸軸流ポンプ（一床・二床式） 立軸斜流ポンプ（一床・二床式）	コラム単位質量＝ $-0.0011X^2 + 5.1977X + 151.8$	

- （注）1. 上表中の X はポンプ吐出量（m³/min）であり、ポンプ吐出量（m³/min）の標準値は、表－4・3 を適用する。
2. 立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）のコラム長は、据付床面から吸込ベルマウス下端までの長さが 4.0m（ポンプ吐出量 480m³/min 以上は 4.5m）を標準とし、標準と異なる場合には、±0.1m 単位（小数点第 2 位切り捨て）で補正する。
3. コラム単位質量には、揚水管質量、主軸質量、中間軸受及び軸継手質量を含んでいる。
4. 高 NS・高流速ポンプの場合は、表－4・13 コラム単位質量で求めた質量に 0.94 を乗じた質量を補正質量とする。

3) 横軸渦巻ポンプ（両吸込）の全揚程による質量補正係数（Kh）

横軸渦巻ポンプ（両吸込）の全揚程が 50m を超え 140m までの場合の質量補正係数（Kh）は、次式を標準とする。なお、全揚程が 50m 以下の場合は補正しない。

$$Kh = H^{0.18} - 1.02$$

Kh：横軸渦巻ポンプ（両吸込）の全揚程による質量補正係数

H：ポンプ全揚程（m）（50mを超え140m以下）

4）標準ポンプ部材構成率（Kk）

標準ポンプ全部材所要量の部材別構成率（Kk）は、表－4・14を標準とする。

表－4・14 標準ポンプ部材別構成率（Kk）（％）

部材名		主要部材構成率			副部材 構成率	計	
		ケーシング	羽根車	主 軸	副部材		
ポンプ形式							
横軸軸流ポンプ		74.4	8.3	8.7	8.6	100.0	
横軸斜流ポンプ		72.9	9.0	9.1	9.0	100.0	
立軸軸流ポンプ	(一床式)	81.3	3.3	6.9	8.5	100.0	
		(73.2)	(2.9)	(6.9)	(8.5)	(91.5)	
	(二床式)	79.3	3.9	7.4	9.4	100.0	
		(71.4)	(3.4)	(7.4)	(9.4)	(91.6)	
立軸斜流ポンプ	(一床式)	78.9	4.5	7.8	8.8	100.0	
		(71.0)	(4.0)	(7.8)	(8.8)	(91.6)	
	(二床式)	76.8	5.5	8.5	9.2	100.0	
		(69.1)	(4.8)	(8.5)	(9.2)	(91.6)	
横軸渦巻ポンプ		(両吸込)	73.1	5.6	8.7	12.6	100.0

- (注) 1. 上表中の副部材は、副部材費で計上する。
2. 上表中の（ ）の数値は、ポンプ特性が高NS・高流速であるポンプに適用する。
3. 横軸軸流・斜流ポンプの羽根車には、羽根車の他に羽根車キャップも含む。
4. 立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）の主軸には、ポンプと原動機（減速機）間も含む。

(7) フラップ弁部材所要量

1) フラップ弁標準全部材所要量

横軸軸流・斜流及び立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）の吐出し管端部のフラップ弁全部材所要量は、表－4・15を標準とする。

表－4・15 フラップ弁標準全部材所要量 (kg／台)

フラップ弁形式	丸 形										
フラップ弁口径 (mm)	600	700	800	900	1,000	1,200	1,350	1,500	1,650	1,800	2,000
質量 (kg／台)	145	193	256	332	422	645	849	1,084	1,351	1,649	2,096

フラップ弁形式	角 形			
フラップ弁寸法 (mm) 縦×横	1,800×2,600	2,000×2,900	2,200×3,100	2,400×3,400
質量 (kg／台)	3,364	4,321	5,645	7,337

(注) フラップ弁の主要部材の材質は、表－4・16を標準とする。

表－4・16 フラップ弁主要部材標準材質

フラップ弁形式	弁 胴	弁 体	弁 棒
丸 形	FC	SS	SUS
角 形	SS・FC	SS	SUS

- 2) フラップ弁各部材構成率
- フラップ弁の各部材構成率は、表－4・17 を標準とする。

表－4・17 フラップ弁各部材構成率 (％)

部材名 フラップ弁形式	主要部材構成率			副部材構成率	計
	弁 胴	弁 体	弁 棒	副部材	
丸 形	73.3	23.2	1.3	2.2	100.0
角 形	70.3	26.3	1.0	2.4	100.0

(注) 上表中の副部材は、副部材費で計上する。

- (8) 立軸軸流・斜流ポンプの原動機（減速機）架台標準全部材所要量
- 立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）の原動機架台又は減速機架台の標準全部材所要量は、表－4・18 を標準とする。

表－4・18 立軸軸流・斜流ポンプの原動機（減速機）架台の標準全部材所要量 (kg/基)

ポンプ形式	原動機（減速機）架台の標準全部材所要量算定式	備 考
立軸軸流・斜流ポンプ（一床式）架台	架台所要量 (G_1) $= -0.0038X^2 + 18.1X + 90.5$	
立軸軸流・斜流ポンプ（二床式）架台	架台所要量 (G_2) $= -0.0047X^2 + 14.168X + 182.5$	

- (注) 1. 上表中の G_1 , G_2 は、原動機（減速機）架台の標準所要量 (kg/基), X はポンプ吐出量 (m^3/min) であり、ポンプ吐出量 (m^3/min) の標準値は、表－4・3 を適用する。
2. 原動機架台又は減速機架台の材質は、鋼板製 (SS 材 $t=12\sim 25mm$) を標準とする。
3. 立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）で原動機（減速機）架台を設置する場合に計上する。
4. 立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）でポンプ直上に設置される原動機架台又は、減速機架台（複合減速機除く）の標準全部材所要量であり、二床式により原動機が横に設置される場合の原動機架台は含まない。なお、この場合の原動機架台は、原動機本体と一括して機器単体費で計上する。

2-2 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、表-4・19のとおりとする。

表-4・19 機器単体品目

セラミック軸受、無給水軸封装置、節水型軸封装置、原動機（電動機・ディーゼルエンジン・ガスタービンエンジン）、原動機の吸排気管・ダクト、消音器、減速機、流体継手、主配管用弁（フラップ弁を除く）、各種補助ポンプ、空気圧縮機、管内クーラ、クラッチ、フライホイール、主配管（吸込管・吐出管及び横軸ポンプの吸込管）、可撓管、伸縮管継手、天井クレーン、ホイスト、チェーンブロック、受配電盤、無停電電源装置、直流電源装置、始動用抵抗器、速度制御用抵抗器、自動制御機器、自家発電装置、監視操作盤、接続端子盤、計装機器（水位測定装置、流量測定装置、濃度計等）、給油装置、油圧シリンダ、油圧ユニット、油圧ポンプ、油圧モータ、グリースポンプ類、燃料貯油槽、燃料小出槽、凍結防止装置等

- (注) 1. 原動機、減速機、主配管用弁（フラップ弁除く）に付属するセンサー及び計器類は、機器単体費で本体と一括して計上する。
2. 原動機と一体的な鋼製ベース（架台）は原動機本体価格に含め、機器単体品として計上する。
3. セラミック軸受は機器単体品で計上し、ゴム軸受、メタル軸受は部品費として計上する。

2-3 製作工数

製作工数は、次式による。

$$Y = (y + yk + yf + ym) \times Kn$$

Y：ポンプ形式区分毎1台当りの製作工数（人／台）

y：ポンプ形式区分毎1台当りの標準製作工数（人／台）

yk：立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）のコラム長による補正工数（人／台）

yf：フラップ弁の標準製作工数（人／台）

ym：立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）の原動機（減速機）架台の標準製作工数（人／基）

kn：ポンプ製作数による補正係数

(1) ポンプ形式区分毎1台当り標準製作工数（y）

ポンプ形式区分毎1台当りの製作工数（y）は、表-4・20を標準とする。

表-4・20 ポンプ標準製作工数（y）（人／台）

ポンプ形式		ポンプ標準製作工数算定式	摘 要
横軸軸流ポンプ		$y = -0.0006X^2 + 1.02X + 28.3$	
横軸斜流ポンプ		$y = -0.0005X^2 + 1.192X + 26.5$	
立軸軸流ポンプ	（一床式）	$y = -0.0010X^2 + 1.787X + 78.7$	
	（二床式）	$y = -0.0006X^2 + 1.794X + 86.8$	
立軸斜流ポンプ	（一床式）	$y = -0.0004X^2 + 2.088X + 77.4$	
	（二床式）	$y = -0.0002X^2 + 2.113X + 87.0$	
横軸渦巻ポンプ（両吸込）		$y = -0.0018X^2 + 1.818X + 33.8$	

- (注) 1. 上表中のyはポンプ標準製作工数（人／台）、Xはポンプ吐出量（ m^3/min ）であり、ポンプ吐出量（ m^3/min ）の標準値は、表-4・3を適用する。
2. 高NS・高流速ポンプの場合は、上式で算出した標準製作工数に0.97を乗じるものとする。ただし、特殊ポンプ（可動翼等）は別途積算する。
3. ポンプ主要部材の材質が標準材質と異なる場合であっても、ポンプ標準製作工数を適用する。
4. 立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）の標準製作工数には、原動機架台又は減速

機架台を含まない。

- 立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）の標準製作工数は、据付床面から吸込ベルマウス下端（コラム長）までの長さが 4.0m（ポンプ吐出量 480m³/min 以上は 4.5m）の場合の工数である。
- 横軸軸流・斜流ポンプ及び横軸渦巻ポンプ（両吸込）の水中軸受はメタル軸受、立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）の水中軸受はセラミック軸受を標準とする。
- 標準製作工数には、工場塗装・工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる製品の仮組立・調整・解体に直接従事する工場作業員の工数を含む。
- 標準製作工数には、木型の製作に要する工数は含まない。

(2) 立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正工数 (yk)

立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正工数 (yk) は、次式による。

立軸軸流・斜流ポンプのコラム長による補正工数 (yk) = {立軸ポンプのコラム長 (m) - 4.0m (ポンプ吐出量 480m³/min 以上は 4.5m)} × コラム長単位工数 (人/m)

なお、コラム長単位工数は、表-4・21 を標準とする。

表-4・21 立軸ポンプコラム長単位工数 (人/m)

ポンプ形式	立軸ポンプコラム長単位工数算定式	摘 要
立軸軸流ポンプ（一床・二床） 立軸斜流ポンプ（一床・二床）	コラム単位工数 = 0.0765 X + 5.9	

- (注) 1. 上表中の X はポンプ吐出量 (m³/min) であり、ポンプ吐出量 (m³/min) の標準値は、表-4・3 を適用する。
2. 立軸ポンプのコラム長が 4.0m (ポンプ吐出量 480m³/min 以上は 4.5m) 以外の場合、コラム長による補正を±0.1m 単位（小数点第2位切り捨て）で補正を行う。
3. 高 NS・高流速ポンプの場合は、上式で算出した単位工数に 0.97 を乗じるものとする。ただし、特殊ポンプ（可動翼等）は別途積算する。

(3) フラップ弁の標準製作工数 (yf)

ポンプ吐出管端部にフラップ弁を設置する場合の製作工数 (yf) は、表-4・22 を標準とする。

表-4・22 フラップ弁標準製作工数 (yf) (人/台)

フラップ弁形式	丸 形										
フラップ弁口径 (mm)	600	700	800	900	1000	1200	1350	1500	1650	1800	2000
製作工数 (人/台)	8.3	9.8	11.7	14.0	16.6	22.9	28.6	35.1	42.5	50.6	62.7

フラップ弁形式	角 形			
フラップ弁寸法 (mm) 縦×横	1800×2600	2000×2900	2200×3100	2400×3400
製作工数 (人/台)	88.4	112.3	137.7	164.7

- (注) 1. フラップ弁の製作数による補正は、ポンプ製作の製作数による補正（表-4・24）を用いるものとする。
2. フラップ弁主要部材の材質が標準材質と異なる場合であっても、フラップ弁標準製作工数を適用する。

(4) 立軸軸流・斜流ポンプの原動機（減速機）架台の標準製作工数 (ym)

立軸軸流・斜流ポンプの原動機（減速機）架台の標準製作工数 (ym) は、表-4・23 を標準とする。

表-4・23 立軸ポンプ原動機(減速機)架台標準製作工数(ym) (人/基)

ポンプ形式	原動機(減速機)架台 標準製作工数算定式	備 考
立軸軸流・斜流ポンプ(一床式)架台	架台製作工数=0.0149G ₁	G ₁ :立軸軸流・斜流(一床式)ポンプ 架台全部材所要量(kg/基)
立軸軸流・斜流ポンプ(二床式)架台	架台製作工数=0.0149G ₂	G ₂ :立軸軸流・斜流(二床式)ポンプ 架台全部材所要量(kg/基)

- (注) 1. 立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)で原動機(減速機)架台を設置する場合に計上する。
2. 上表中の摘要欄の立軸軸流・斜流(一床・二床式)架台所要量(kg/基)は、表-4・18により算出した質量を用いる。
3. ポンプ直上に設置される原動機架台又は、減速機架台(複合減速機を除く)の製作工数であり、二床式により原動機が横に設置される場合の原動機架台は含まない。なお、この場合の原動機架台は原動機本体に含めて機器単体費で計上する。
4. 原動機(減速機)架台の製作数による補正は、ポンプ製作数による補正係数(表-4・24)を用いる。

(5) ポンプ製作台数による補正係数(Kn)

同一形式・寸法のを複数台同時発注する場合のポンプ製作台数による補正係数(Kn)は、表-4・24を標準とする。

表-4・24 ポンプ製作台数による補正係数(Kn)

製作数(台)	1	2	3	4台以上
補正係数	1.00	0.97	0.95	0.94

2-4 工場塗装費

工場塗装の材料費は、補助材料費に含まれる。

工場塗装の労務は、ポンプ製作工数に含まれる。

2-5 直接経費

(1) 木型費

木型費は、次式による。

$$P=A \times \frac{1+\beta(n-1)}{n}$$

P : 木型費(円/台)

A : 木型製作価格(円/台)

β : 2台目以上の補修費率 0.03

n : ポンプ発注台数

- (注) 1. 標準揚排水ポンプ本体に適用する。
2. 同一形式、同一寸法のポンプを同時(連続)発注する場合で、1~4台のポンプ製作に適用する。なお、同時(連続)発注とは、初年契約日から24ヶ月未満に連続して発注する場合をいう。
3. 標準揚排水ポンプ以外のポンプ(大吐出量・可動翼等の特殊ポンプ)及び5台以上の製作を行う場合は、別途計上する。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次式のとおりとする。

材料費＝据付材料費＋据付補助材料費

(2) 据付材料費

据付材料費は、ポンプ設備及びポンプ用電気設備の材料費であり、建築関係の材料は含まない。
据付材料費の積算は、次式による。

据付材料費＝ポンプ設備据付材料費＋付帯設備据付材料費

1) ポンプ設備据付材料費

ポンプ設備据付材料費の積算は、次式による。なお、職種別構成割合は、表－4・29 のとおりとする。

ポンプ設備据付材料費（円）＝ポンプ設備据付労務費（円）
×ポンプ設備据付材料費率（％）×小配管材料補正係数

ポンプ設備据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工・普通作業員・電工の労務費をいい、別途計上される土木工事、電気工事費中の労務費は対象にしない。
なお、ポンプ設備据付材料費率は、表－4・25 による。

表－4・25 ポンプ設備据付材料費率 (％)

原 動 機 種 別	ポ ン プ 形 式	ポンプ設備据付材料費率
電 動 機	横軸渦巻ポンプ（両吸込・片吸込）	52
	横軸軸流・斜流ポンプ	35
	立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）	28
	立軸渦巻ポンプ（斜流）・水中ポンプ（固定・着脱）	
ディーゼルエンジン	横軸軸流・斜流ポンプ・横軸渦巻ポンプ（両吸込・片吸込）	38
	立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）	29
ガスタービンエンジン	立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）	17

- (注) 1. ポンプ設備据付材料費率に含まれる小配管材料、電気配線配管材料及びその他材料は、次のとおりとする。
- (1) 小配管材料は、ポンプ・原動機・減速機・主配管用弁・主配管（吸込管，吐出し管）・計測機器等に配管される水・油・燃料・空気用の小配管（排気管は機器単体費で計上するため除く），小配管用弁，小配管用ボルト・ナット・パッキン，断熱材料（排気ダクト内は除く）等である。
 - (2) 電気配線配管材料は，受配電盤からポンプ・原動機・減速機・バルブ・計測機器・監視制御盤等に結線される電気の配線材料（水位計配線含む），配線用配管材料，配線支持材，配線ピット用材料（蓋含む），ハンドホール等である。
 - (3) その他材料の範囲は，小配管ピット用材料（蓋含む），ステー材，アンカー材，小配管貫通部の二次コンクリート，仕上モルタル等とし，シンダーコンクリート・スラストブロック・掘削埋戻工・盛土工は含まない。
2. 機場（敷地）内設備に使用する据付材料費とする。
3. 水用小配管の標準材質はステンレス管とする。水用小配管に SGP 等の普通鋼管を使用した場合は，上表の値に 0.9 を乗じる。

4. ポンプ設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合は、ポンプ設備据付材料費率に下表の値を乗じる。

表-4・26 低圧受電の補正係数 (％)

原動機種別	低圧受電の補正係数
電動機	57
ディーゼルエンジン	86
ガスタービンエンジン	77

2) 付帯設備据付材料

付帯設備据付材料費の積算は、次式による。

$$\text{付帯設備据付材料費(円)} = \text{付帯設備据付労務費(円)} \times \text{付帯設備据付材料費率(％)}$$

なお、職種別構成割合は、表-4・29 のとおりとする。また、付帯設備据付材料費率は、表-4・27 による。

付帯設備据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工・普通作業員・電工の労務費をいい、別途計上される土木工事、電気工事費中の労務費は対象にしない。

表-4・27 付帯設備据付材料費率 (％)

付帯設備種別		付帯設備据付材料費率	適用条件	備 考
受変電設備	電動機	$y = 395.50kW^{-0.4313}$	$kW \leq 5000$	kW：原動機出力
	ディーゼルエンジン ガスタービンエンジン	$y = 376.19kW^{-0.3659}$	$kW \leq 10000$	
	天井クレーン設備	1.0	—	

- (注) 1. 受変電設備の据付材料とは、引込設備材料(引込柱・柱上気中開閉器・腕金・アレスター)、引込設備から受変電設備及び受配電設備間の配線材料、配線用配管材料(ハンドホールを含む)等である。
2. 天井クレーンの据付材料とは、ステー材、アンカー材、配管貫通部の二次コン、仕上モルタル、配線材料、配線用配管材料、配線支持材、配線ピット用材料(蓋含む)等である。
3. 工数算定式の kW は原動機出力であり、主ポンプの原動機出力の合計とする。
4. 原動機出力が PS 表示(ディーゼルエンジン)の場合は次式で kW に換算した値を使用する。

$$kW = PS \times 0.735$$

5. 原動機種別が異なる設備工事の据付工数算出は、原動機種別(電動機及びエンジン)を各々で算出し合算する。
6. 受電設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合は、付帯設備据付材料費率に 0.08 を乗じる。

(3) 据付補助材料費

据付補助材料費とは、ポンプ設備据付(電気工事含む)において補助的に消費される材料(ライナー、シム、溶接棒、アセチレンガス、酸素、塗料、接着剤等)である。

据付補助材料費の積算は、次式による。なお、据付補助材料費率は、表-4・28 による。

$$\text{据付補助材料費} = \text{据付労務費(円)} \times \text{据付補助材料費率(％)}$$

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工・普通作業員・電工の労務費をいい別途計上される土木工事、電気工事費中の労務費は対象にしない。

表－4・28 据付補助材料費率 (％)

据付補助材料費率	2.0

3－2 据 付 工 数

据付労務費の積算は、次式による。

据付労務費 ＝ ポンプ設備据付労務費 ＋ 付帯設備据付労務費

据付工数は、ポンプ設備据付工数と付帯設備据付工数で構成し、職種別構成割合は、表－4・29を標準とする。

表－4・29 ポンプ設備据付工数の職種別構成割合 (％)

区 分	機械設備据付工	普通作業員	電 工
ポンプ設備据付工数	60	15	25
付帯設備（受変電設備）据付工数	30	－	70
付帯設備（天井クレーン）据付工数	80	20	－

- (注) 1. 上表に示す区分毎に算出した据付工数に、職種別構成割合を乗じて職種別据付工数を算出する。
2. 付帯設備据付工数の職種別構成割合は、受変電設備据付又は天井クレーン据付の場合の構成割合であり、他設備の場合は別途考慮する。

(1) ポンプ設備据付工数

ポンプ設備据付工数は、次式による。

$$Ym = \sum (Ymi \times Kmi \times Ks \times Kmn) + \sum (\sum (Yf) \times Kmn)$$

- Ym： 設備 N 台当りのポンプ設備据付工数 (人)
- Ymi： 設備 1 台当りのポンプ設備標準据付工数 (人／台)
- Kmi： 原動機種別による設備標準据付工数の補正係数
- Ks： 無給水化による補正係数
- Kmn： 据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数
- Yf： 立軸渦巻ポンプ（斜流）の中間軸受装置（中間床）据付工数 (人／箇所)

1) ポンプ設備標準据付工数 (Ymi)

ポンプ設備標準据付工数 (Ymi) は、表－4・30 による。

表－4・30 ポンプ設備標準据付工数 (Ymi) (人／台)

ポンプ形式	ポンプ実吐出量範囲 (m ³ ／min)	標準据付工数算定式	備 考
横軸軸流・斜流ポンプ	12 超 600 以下	$y = -0.0012X^2 + 1.622X + 65.66$	
立軸軸流・斜流ポンプ(一床式)	12 超 325 以下	$y = -0.0030X^2 + 2.304X + 49.68$	
立軸軸流・斜流ポンプ(二床式)	12 超 850 以下	$y = -0.0008X^2 + 1.640X + 91.19$	
横軸渦巻ポンプ (両吸込・片吸込)	0.1 超 18 以下	$y = -0.2317X^2 + 8.247X + 39.17$	引込設備 は低圧受 電の工数
	18 超 200 以下	$y = -0.0026X^2 + 3.034X + 73.77$	
立軸渦巻ポンプ（斜流）	3 超 18 以下	$y = -0.1467X^2 + 6.998X + 36.19$	
	18 超 200 以下	$y = -0.0041X^2 + 2.701X + 78.48$	
水中ポンプ（固定・着脱）	0.1 超 18 以下	$y = -0.1486X^2 + 4.326X + 7.71$	
	18 超 90 以下	$y = -0.0038X^2 + 1.029X + 27.66$	

- (注) 1. 上表中の y は据付工数, X はポンプ吐出量 (m^3/min) であり, ポンプ吐出量 (m^3/min) の標準値は, 表-4・3 を適用する。
2. ポンプ設備標準据付工数に含まれる範囲は, 次のとおりとする。
- (1) ポンプ設備に関連する機器の据付け (主ポンプ, 減速機, 駆動原動機, 架台, 吸吐出管, 主配管用弁, 継手, クラッチ, 各種系統機器設備, 燃料小出槽) 及び準備, 後片付けまでとする。
 - (2) ポンプ設備の運転操作に関連する盤等 (補機盤, コントロールセンタ, 直流電源装置 (盤を含む), 速度制御盤, 中央監視盤, 計装機器盤 (水位計, 流量計, 圧力計等の表示盤), 機場内操作盤 (テレメータ・テレコントロール装置は除く), 制御盤類) の据付け及び準備, 後片付けまでとする。
 - (3) 主ポンプ及び補助機械類の機側操作盤 (受電部, 動力部が一面構造となった盤を含む) の据付け, 並びに電気配管等の塗装。
 - (4) 計装機器の据付け及び電気室の受配電盤から各機器 (原動機, 減速機, 主配管用弁, 補助機械類) 並びに, 各計装機器 (水位計, 圧力計, 流量計等) への配線配管及び接続。
3. 横軸及び立軸の軸流・斜流形式の標準据付工数には, フラップ弁の据付け及び塗装を含み, 横軸渦巻形式の標準据付工数には, 屋外可とう管又は, 集合管までの据付け及び塗装を含んでいる。
4. 水中ポンプの標準据付工数は, 吐出しエルボ (吐出し弁がある場合は吐出し弁) までを含んでいる。
5. ポンプ設備の据付用クレーンは, 天井クレーン又はトラッククレーンを標準とする。
6. 鋼製の点検歩廊, 手摺, 階段等の据付工数は, 「第 18 章 鋼製付属設備」による。
7. 接地極までの配線配管は, 標準据付工数に含むが, 接地極の敷設は含まないので別途計上する。
8. 標準ポンプ設備据付工数には, 次のものが含まれていないので別途積算するものとする。
- (1) 屋外に設置する燃料貯油槽, 敷地外に設置する計装機器
 - (2) 配筋工事, さく井工事, 水替工事, 運搬路等の補修工事等の仮設費
 - (3) 二次コンクリート, 各機器の基礎コンクリート, シンダーコンクリート等の土木工事
 - (4) 受電点 (第 1 柱) から受電盤までの引込工事, 通信設備・吸排気ファン・ゲート設備・除塵機設備・照明設備等に係る電気配線配管
 - (5) 電線布設に伴う掘削・埋戻・盛土等の土工
 - (6) CCTV カメラ, 同制御盤, 集中監視制御設備 (運転支援, 管理装置等), 遠方操作盤 (機場外), 除塵及びゲート設備機側操作盤, 非常用発電設備, 電気室等に設置される受配電設備及び付属する操作・計装設備 (中央操作盤, 計装機器盤, 遠方操作盤 (機場内装置), 始動用制御盤)
9. 高 NS・高流速ポンプの場合は, 上式で算出した標準据付工数に 0.9 を乗じるものとする。ただし, 特殊ポンプ (可動翼等) は別途積算する。

2) 原動機種別による補正係数 (K_{mi})

主ポンプ駆動用原動機種別による補正係数 (K_{mi}) は, 表-4・31 を標準とする。

表-4・31 原動機種別による補正係数 (K_{mi})

原動機種別	電動機	ガスタービンエンジン	ディーゼルエンジン
補正係数	0.95	1.00	1.05

3) 給水方式による補正係数 (Ks)

給水方式による補正係数 (Ks) は、表-4・32 を標準とする。

表-4・32 給水方式による補正係数 (Ks)

原動機種別 補正項目	電動機	ディーゼルエンジン
給水方式補正係数	1.10	1.15

- (注) 1. ガスタービンエンジンについては、無給水を標準としている。
2. 電動機駆動の無給水方式とは、ポンプ軸受にセラミック軸受を採用（立軸は標準）し、軸封部に無給水軸封装置を採用した場合とし、これ以外の場合は補正する。
3. ディーゼルエンジン駆動の無給水方式とは、電動機駆動方式と同様にセラミック軸受・無給水軸封装置に加え、エンジン冷却水方式としてラジエタ方式又は管内クーラ・槽内クーラ等を採用した場合もしくは空冷エンジンを採用した場合とし、これ以外の場合は補正する。

4) 中間軸受装置据付工数 (Yf)

立軸渦巻ポンプ（斜流）に中間軸受装置（中間床）を設ける場合の据付工数 (Yf) は、表-4・33 を標準とする。

表-4・33 中間軸受装置据付工数 (Yf) (人/箇所)

ポンプ吐出量 (m ³ /min)	3 超 5 以下	5 超 8 以下	8 超 12 以下	12 超 18 以下	18 超 23 以下	23 超 28 以下	28 超 36 以下
中間軸受装置	4.9	6.1	7.3	8.5	9.7	10.9	12.2

ポンプ吐出量 (m ³ /min)	36 超 50 以下	50 超 70 以下	70 超 90 以下	90 超 115 以下	115 超 150 以下	150 超 200 以下
中間軸受装置	14.6	17.0	19.5	21.9	24.3	29.2

5) 据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数 (Kmn)

同時期・同機場（敷地）にポンプを複数台据付ける場合の据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数 (Kmn) は、表-4・34 を用いて、表-4・35 に示す区分毎に補正する。

表-4・34 据付数によるポンプ設備標準据付工数の補正係数 (Kmn)

据付数 (台)	1	2	3	4	5 台以上
補正係数	1.00	0.84	0.78	0.74	0.70

表-4・35 補正区分

補正区分	ポ ン プ 形 式 区 分
立軸ポンプ	立軸軸流ポンプ（一床・二床式）、立軸斜流ポンプ（一床・二床式）、立軸渦巻ポンプ（斜流）
横軸ポンプ	横軸軸流ポンプ、横軸斜流ポンプ、横軸渦巻ポンプ（両吸込・片吸込）
水中ポンプ	水中ポンプ（固定・着脱）

(2) 付帯設備（受変電設備）標準据付工数 (Yj)

付帯設備（受変電設備）標準据付工数 (Yj) は、表-4・36 による。

表-4・36 付帯設備(受変電設備)標準据付工数(Yj)

(人/式)

原動機種別	工数算定式	適用条件	備 考
電動機	$Yj=3.4515 \times kW^{0.4313}$	$kW \leq 5000$	Yj: 付帯設備(受変電設備) 標準据付工数(人/式) kW: 原動機出力(kW)
ディーゼルエンジン ガスタービンエンジン	$Yj=3.6287 \times kW^{0.3659}$	$kW \leq 10000$	

- (注) 1. 付帯設備(受変電設備)標準据付工数の範囲は、受電点(第1柱)から受電盤までの引込み工事、電気室等に設置される受配電設備(引込盤、受電盤、変圧器盤、電動器盤等)の据付けとする。
2. 機側操作盤(操作部、受電部、動力部が一面構造となった盤を含む)は含まない(ポンプ設備標準据付工数に含まれる)。
3. 工数算定式のkWは原動機定格出力であり、主ポンプの原動機出力の合計とする。
4. 原動機出力がPS表示(ディーゼルエンジン)の場合は、次式でkWに換算した値を使用する。
- $$kW = PS \times 0.735$$
5. 原動機種別が異なる設備工事の据付工数算出は、原動機種別(電動機及びエンジン)を各々で算出し合算する。
6. 低圧引込み設備の場合は、付帯設備(受変電設備)標準据付工数に0.92を乗じる。

(3) 付帯設備(天井クレーン)標準据付工数

付帯設備(天井クレーン)標準据付工数(Yti)は、表-4・37を標準とする。

表-4・37 天井クレーンの標準据付工数(Yti) (人/台)

手動式	定格荷重(t)	1	2	3.2	5	7.5	10
	標準据付工数	9.2	13.5	17.9	23.2	27.7	29.0

電動式	定格荷重(t)	7.5	10	12.5	13	15	20	22.5	25	30	35	40
	標準据付工数	40.3	46.2	52.8	54.2	60.1	77.1	86.7	97.0	119.9	145.7	174.6

- (注) 1. 手動式とは、巻上げは電動又は手動、移動は手動によるものをさす。電動式とは、巻上げ、移動ともすべて電動によるものをさす。
2. 標準据付工数には走行レールの据付けは含むが、ランウェイガーターの据付けは含まない。
3. 据付けに伴う各部調整及び電動式天井クレーンの電気配線配管布設は、本標準据付工数に含む。

3-3 現場塗装費

現場塗装の材料は、補助材料費に含まれる。

現場塗装の労務は、据付工数に含まれる。

3-4 直接経費

(1) 機械経費

据付けに係る機械経費は、表-4・38を標準として計上する。

なお、機種選定、所要数量、運転時間(日数)等については、据付条件並びに関連工事などを勘案のうえ決定する。

表-4・38 標準機械器具

機 械 器 具 名		標準規格	摘 要
機 械 器 具 費	ラフテレーンクレーン		屋外機器用（必要により計上）
	電気溶接機		基礎据付用
	空気圧縮機	排出ガス対策型	はつり用
	発動発電機	排出ガス対策型	商用電源がない場合
	その他必要なもの		現場条件により計上する
雑器具損料			機械器具費×2%

(注) 雑器具損料とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。

(2) 試運転調整費

ポンプ設備の電気設備を含めた総合負荷試運転調整費は、次式を標準とする。なお、職種は機械設備据付工とする。

総合負荷試運転調整費(円)＝総合負荷試運転調整工数(人／式)×機械設備据付工賃金(円／人)

1) 総合負荷試運転調整工数

総合負荷試運転調整工数(人／式)＝ $(-0.000015X^2+0.0226X+4.26) \times Km \times Kc$

X：同一機場内における最大ポンプ吐出量 (m³/min)

Km：ポンプ台数補正係数

Kc：ポンプ制御補正係数

- (注) 1. Xはポンプ吐出量 (m³/min) であり、ポンプ吐出量 (m³/min) の標準値は、表-4・3を適用する。
2. 電気設備・運転操作設備とともに総合負荷試運転調整を行う場合に適用する。
なお、機械設備の機器単体の調整は機械設備据付工数に、電気設備の機器単体の調整は、電気設備据付工数に含まれる。
3. 総合負荷試運転調整工数には、法令等に基づく使用前自主検査及び官庁検査等は含まれていない(共通仮設費の技術管理費に含む)。
4. 総合負荷試験運転調整工数には、ポンプ設備工事として施工した設備の負荷運転に関する調整工数であり、他工事や土木工事の調整工数は別途計上する。

2) ポンプ台数補正係数 (Km)

ポンプ台数補正係数 (Km) は、表-4・39を標準とする。

表-4・39 ポンプ台数補正係数 (Km)

ポンプ台数	1台	2台	3台	4台	5台以上
補正係数	1.0	1.6	1.8	2.0	2.2

- (注) 1. ポンプ台数が5台を超える場合は、1台当たり [0.2] を5台の係数に加算する。
2. ポンプ台数はポンプ吐出量区分にかかわらず、試運転の対象ポンプの台数とする。

3) ポンプ制御補正係数 (Kc)

ポンプ制御補正係数 (Kc) は、表-4・40を標準とする。

表-4・40 ポンプ制御補正係数 (Kc)

ポンプ制御方式	台数制御弁制御	回転数制御
補正係数	1.0	1.3

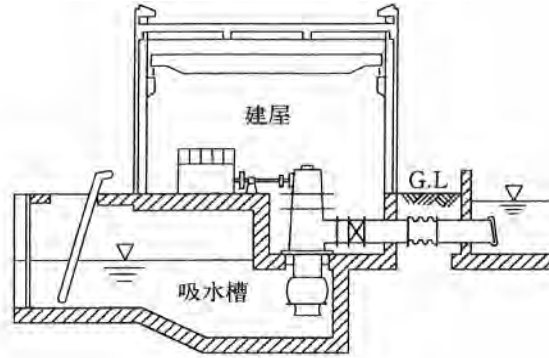
(注) 制御方式の異なるポンプ設備を全体で試運転調整する場合は、補正係数の大きい制御方式で補正する。

基 準 の 解 説

1 適用範囲

標準ポンプの適用範囲外、特殊ポンプ（可動翼等）、立軸渦巻ポンプ（斜流）及び水中ポンプの工場製作費は、見積り又は機器単体費として適正な価格を計上されたい。

標準歩掛の適用条件で、立軸軸流ポンプ（一床式）及び立軸斜流ポンプ（一床式）には、半二床式（減速機をポンプ直上に設置し、原動機はその横に専用架台上に設置される構造）を含む。なお、立軸斜流ポンプの半二床式については、下記の機場のレイアウトを参考とする。



2 直接製作費

2-1 材料費

(1) 主要部材費

ポンプの区分別の主要部材・副部材・部品の範囲は、参考図-1～10による。

3 直接工事費

3-1 据付材料費

(1) ポンプ設備据付材料費

増設工事や分割発注工事等の場合には、ポンプ設備据付材料費を次により機械設備据付材料費と電気配管配線材料費を分割して算出してよい。

(2) 機械設備据付材料費

機械設備据付材料費を算出する場合は、次式による。

$$\text{機械設備据付材料費} = \text{ポンプ設備据付材料費} - \text{電気配線配管材料費}$$

(3) 電気配線配管材料費

1) 電気配線配管材料費を算出する場合は、次式による。

$$\text{電気配線配管材料費（円）} = \text{電気配線配管据付労務費（円）} \times \text{電気配線配管材料費率（\%）}$$

電気配線配管据付労務費とは、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工・普通作業員・電工の労務費をいい、別途計上される土木工事、電気工事費中の労務費は対象にしない。

表－1 電気配線配管材料費率 (％)

原動機種別	ポンプ形式	電気配線配管材料費率
電動機	横軸渦巻ポンプ（両吸込・片吸込）	40
	横軸軸流・斜流ポンプ	26
	立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）	23
	立軸渦巻ポンプ（斜流）・水中ポンプ（固定・着脱）	
ディーゼルエンジン	横軸軸流・斜流ポンプ・横軸渦巻ポンプ（両吸込・片吸込）	11
	立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）	7
ガスタービンエンジン	立軸軸流・斜流ポンプ（一床・二床式）	7

- (注) 1. 電気配線配管材料費率に含まれる電気配線材料は、次のとおりとする。
2. 電気配線配管材料は、受配電盤からポンプ・原動機・減速機・バルブ・計測機器・監視制御等に結線される電気の配線材料（水位計配線含む）、配線用配管材料、配線支持材、配線ピット用材料（蓋含む）等である。
3. 範囲は機場（敷地）内設備に使用する据付材料とする。
4. ポンプ設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合は電気配線配管材料費率に、表－2 の値を乗じる。

表－2 低圧受電の補正率 (％)

原動機種別	低圧受電の補正率
電動機	50
ディーゼルエンジン	48
ガスタービンエンジン	

(4) 付帯設備据付材料費

付帯設備（自家発電設備・燃料貯油槽設備）の据付材料費については、表－3 の付帯設備据付材料費率を適用する。

表－3 付帯設備据付材料費率（自家発電設備・燃料貯油槽設備） (％)

付帯設備種別	付帯設備据付材料費率
自家発電設備	15
燃料貯油槽設備	4

- (注) 1. 自家発電設備・燃料貯油槽設備の据付材料の範囲は、次のとおりとする。
2. 水・油・燃料・空気用の小配管（排気管は除く）、小配管用弁、小配管用ボルト・ナット・パッキン、排気管の断熱材料、小配管用材料（蓋含む）、ステー材、アンカー材、配管貫通部の二次コンクリート、仕上モルタル、配線材料、配線用配管材料、配線支持材、配線用ピット用材料（蓋含む）等である。

3－2 据付工数

(1) ポンプ設備据付工数 (Ymi)

- 1) 増設工事や分割発注工事等の場合には、ポンプ設備標準据付工数を次により機械設備据付工数と電気配管配線据付工数を分割して算出してよい。

2) 機械設備据付工数

(イ) 機械設備据付工数 (Yki) を算出する場合は、次式による。

$$\text{機械設備据付工数 (Yki)} = \text{ポンプ設備標準据付工数 (Ymi)} - \text{電気配線配管据付工数 (Yei)}$$

(ロ) 機械設備据付工数をポンプ設備の構成機器別割合で示すと、表-4 のとおりである。

ポンプ設備を分割発注する場合は、機械設備据付工数の機器別割合の内訳を全体の主ポンプ台数により按分して算出する。

ただし、吸込管、吐出し管については、主配管の(吸込管、吐出し管)の施工延長により按分して算出する。

表-4 機器標準据付工数の機器別割合

(%)

ポンプ形式 \ 機器名	原動機種別	主ポンプ	原動機及び減速機	吸込管・吐出管	主バルブ	補機類	場内小配管
横軸軸流・斜流ポンプ	電動機	33.1	13.0	25.2	9.2	6.1	13.4
	エンジン	26.7	14.5	21.9	5.2	8.8	22.9
立軸軸流・斜流ポンプ(一床式)	電動機	51.8	13.6	10.2	12.8	4.1	7.5
	エンジン	28.1	23.9	13.4	6.8	5.0	22.8
立軸軸流・斜流ポンプ(二床式)	電動機	49.9	17.0	7.0	16.4	2.0	7.7
	エンジン	28.0	24.0	8.6	6.6	3.4	29.4
横軸渦巻ポンプ(両吸込・片吸込)	電動機	34.9	5.9	27.3	10.0	6.7	15.2
立軸渦巻ポンプ(斜流)	電動機	42.2	15.5	23.3	17.5	0.7	0.8
水中ポンプ(固定・着脱)	電動機	52.3	—	34.7	13.0	—	—

(注) 軸の潤滑・封水及び原動機冷却が無給水方式の場合は、上表は適用出来ないので別途検討する。

3) 電気配線配管据付工数

(イ) 電気配線配管据付工数 (Yei) は、表-5 により算出する。

表-5 電気配線配管据付工数 (Yei)

ポンプ形式	ポンプ実吐出量範囲 (m³/min)	電気配線配管据付工数算定式	備考
横軸軸流・斜流ポンプ	12 超～600 以下	$y = -0.0006X^2 + 0.662X + 30.25$	
立軸軸流・斜流ポンプ(一床式)	12 超～325 以下	$y = -0.0013X^2 + 0.853X + 25.6$	
立軸軸流・斜流ポンプ(二床式)	12 超～850 以下	$y = -0.0003X^2 + 0.552X + 35.07$	
横軸渦巻ポンプ(両吸込・片吸込)	0.1 超～18 以下	$y = -0.1575X^2 + 4.668X + 25.37$	引込設備は低圧受電の工数
	18 超～200 以下	$y = -0.0018X^2 + 0.94X + 51.53$	
立軸渦巻ポンプ(斜流)	3 超～18 以下	$y = -0.0246X^2 + 1.149X + 23.74$	
	18 超～200 以下	$y = -0.0008X^2 + 0.389X + 31.57$	
水中ポンプ(固定・着脱)	0.1 超～18 以下	$y = -0.0351X^2 + 1.032X + 3.34$	
	18 超～90 以下	$y = -0.0009X^2 + 0.255X + 8.03$	

(注) 1. 上表中の y は電気配線配管据付工数, X はポンプ吐出量 (m³/min) であり、ポンプ吐出量 (m³/min) の標準値は、表-4・3 を適用する。

2. 据付工数は、ポンプ設備据付工数で構成し、職種別構成割合は、「標準歩掛」表-4・29 を標準とする。

(ロ) 電気配線配管据付工数における電気配線配管工事と機側操作盤据付の構成率は、表－6 とする。

表－6 電気配線配管工事と機側操作盤据付の構成率 (％)

電気配線配管	機側操作盤
80	20

(ハ) 分割発注工事の場合は、電気配線配管据付工数を次により積算する。

当初（一期）工事では、当初発注のポンプ台数によりポンプ据付台数による補正係数（表－4・34）を用いて算出し、増設（二期）工事では、機場全体のポンプ台数により台数補正を行った後、当初（一期）工事分を差し引いた値を用いて算出する。

4) 給水方式による補正係数 (Ks)

節水型軸封装置については、無給水方式を適用する。

(2) 付帯設備（受変電設備）標準据付工数

1) 付帯設備（受変電設備）標準据付工数 (Yj) における電気機器別据付構成率は、表－7 による。

表－7 付帯設備（受変電設備）標準据付工数の電気機器別据付構成率 (％)

原 動 機 区 分	引 込 設 備	受 配 電 設 備
電 動 機	10	90
ディーゼルエンジン ガスタービンエンジン	15	85

2) 分割発注工事の場合は、付帯設備（受変電設備）標準据付工数算定に用いる原動機出力 (kW) は、全体の出力により算出し、対象となる盤等の施工（据付け）質量により按分して算出する。

(3) 付帯設備（自家発電設備）及び付帯設備（燃料貯油槽設備）据付工数

1) 自家発電設備及び燃料貯油槽設備の据付工数は積上げによることを原則とするが、これにより難しい場合は、表－8 により算出して良い。なお、本工数はポンプ設備以外には適用出来ない。

表－8 自家発電設備及び燃料貯油槽設備据付工数 (人／式)

設 備 区 分	工 数 算 定 式	備 考
自家発電設備	据付工数 (人) $= 0.08 \times KVA + 6.09$	KVA : 発電機出力
燃料貯油槽設備	据付工数 (人) $= 0.25 \times KL + 8.5$	KL : 貯油槽容量

- (注) 1. 自家発電設備据付の範囲は、発電機本体、消音器、発電機盤、燃料小出槽までの配管、発電機に係る電気配線配管までとする。なお、自家発電設備が複数ある場合は、合計出力で算出する。
2. 自家発電設備はディーゼルエンジン駆動であり、ガスタービンエンジン駆動の場合には適用出来ない。
3. 燃料貯油槽設備据付の範囲は、燃料貯油槽本体及び燃料輸送ポンプ（機側操作盤含む）、燃料貯油槽本体から燃料輸送ポンプ出口フランジまでの配管・バルブ・油面計及び燃料貯油槽設備に係る電気配線配管、乾燥砂充填までとする。なお、燃料貯油槽設備が複数ある場合は、合計容量で算出する。また、乾燥砂は別途計上すること。
4. 本燃料貯油槽設備据付工数は、屋外の地下に設置する場合の据付工数であり、屋内の地下に設置する場合には適用出来ない。
5. 据付労務の職種構成は、「標準歩掛」表－4・29 付帯設備（天井クレーン）据付工数に準ずる。

3-3 直接経費

(1) 機械経費

- 1) 据付けに要する機械器具の計上日数は、施工計画による工程表から算出することを原則とするが、これにより難い場合は、表-9を参考に算出しても良い。
- 2) 形式・寸法の異なるポンプを複数台据付する場合は、主となる（最も吐出量の大きい）ポンプにより算定し、標準据付実日数算出の台数補正を適用する。

表-9 据付けに要する機械器具の計上日数 (日/台)

ポンプ形式	形式別損料計上日数算出式
横軸軸流・斜流ポンプ	$Y1 = -0.00008X^2 + 0.134X + 13.37$
立軸軸流・斜流ポンプ（一床式）	$Y1 = -0.00007X^2 + 0.1256X + 12.5$
立軸軸流・斜流ポンプ（二床式）	$Y1 = -0.00009X^2 + 0.1559X + 15.52$
横軸渦巻ポンプ（両吸込・片吸込）	$Y1 = -0.00213X^2 + 0.7562X + 7.97$
立軸渦巻ポンプ（斜流）	$Y1 = -0.00127X^2 + 0.5467X + 12.47$
水中ポンプ（固定・着脱）	$Y1 = -0.00212X^2 + 0.3309X + 1.72$

(注) X：同一機場内における形式別最大ポンプ吐出量 (m³/min)

Y1：形式別損料計上日数 (日)

- (2) 機械器具損料計上日数 (Y) は次式により算出する。なお、ポンプ台数補正は、表-10による。

$$Y = \sum (Y1 \times kd)$$

表-10 ポンプ台数補正係数 (kd)

ポンプ台数	1台	2台	3台	4台
補正係数	1.00	1.40	1.70	2.00

(注) kd：同一機場内における主ポンプ台数

- (3) ポンプ据付機械器具損料の対象機器は施工計画により決定することを原則とするが、これにより難い場合は、表-11を参考にしても良い。

表-11 ポンプ据付機械器具損料の対象機器

機械器具名	標準規格	計上日数	摘要
ラフテレーンクレーン			現場条件により計上する
電気溶接機	ディーゼルエンジン駆動・直流アーク式・排出ガス対策型（第2次基準値）200A	Y×1.00日	基礎据付用
空気圧縮機	2.2m ³ 可搬式	Y×0.10日	はつり用
発動発電機	45kVA ディーゼルエンジン付	Y×0.25日	商用電源がない場合
その他必要なもの			現場条件により計上する
雑器具損料			機械器具費×2%

(注) 雑器具損料とはジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。

- (4) ポンプ設備の屋外部材を据付ける場合のラフテレーンクレーンは、部材重量及び作業半径等によりクレーン規格を決定するものとするが、計上日数は下表を用いても良い。

なお、機場外回りのポンプ部材とは、横軸軸流・斜流ポンプの場合は吐出し管の屋外部及びフラップ弁とし、横軸・立軸渦巻ポンプの場合は、吸水管，屋外可とう管及び集合管とする。また，水中ポンプはポンプ本体，吐出し管等ポンプ設備すべての部材をいう。

表－12 機場外回りのポンプ部材据付クレーン（ラフテレーンクレーン）の計上日数（日）

ポンプ形式	計上単位	ラフテレーンクレーン計上日数算出式
横軸軸流・斜流ポンプ	1 台当り	$Y2=0.0045 \times X + 1.9$
立軸軸流・斜流ポンプ (一床・二床式)		
横軸・立軸渦巻ポンプ	1 機場当り	$Y2=0.0074 \times X + 1.2$
水中ポンプ	1 台当り	$Y2=0.0244 \times X + 0.7$

(注) X：同一機場内における最大ポンプ吐出量 (m³/min)

Y2：ラフテレーンクレーン計上日数 (日)

(5) ラフテレーンクレーン計上日数 (Y) は，次式により算出する。なお，ポンプ台数補正は，表－13 による。

$Y=Y2 \times kd$

表－13 ポンプ台数補正係数 (kd)

ポンプ台数	1 台	2 台	3 台	4 台
補正係数	1.00	1.40	1.70	2.00

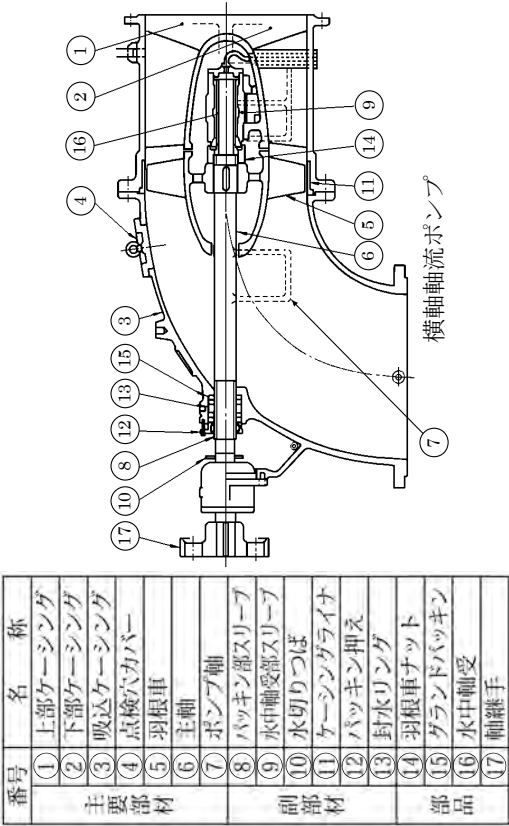
(6) 試運転調整費

同一機場内における最大ポンプ吐出量とは，総合負荷試運転調整の対象となるポンプの中で最大吐出量をいい，既設ポンプ等で総合負荷試運転調整が完了しているものは対象としない。

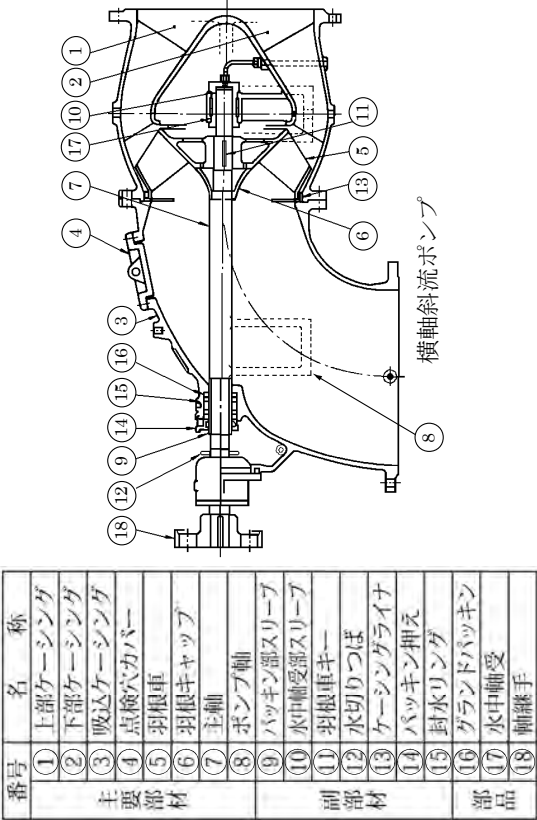
4 その他

ポンプ設備の据付けに要する日数は，施工計画による工程表から算出することを原則とする。

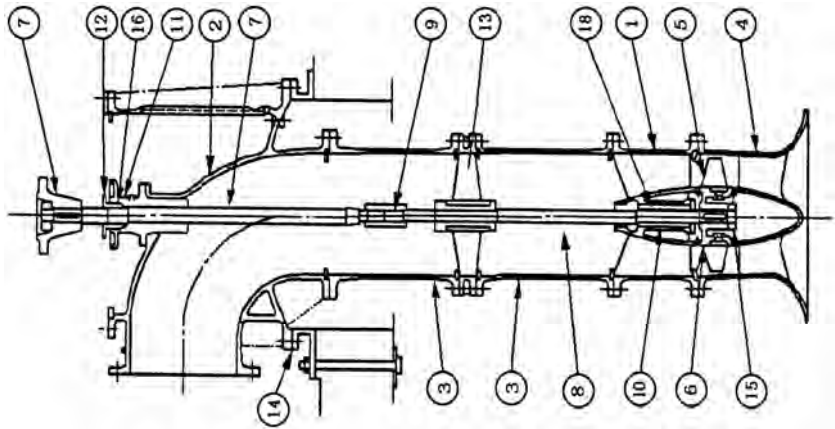
参考図－1



参考図－2



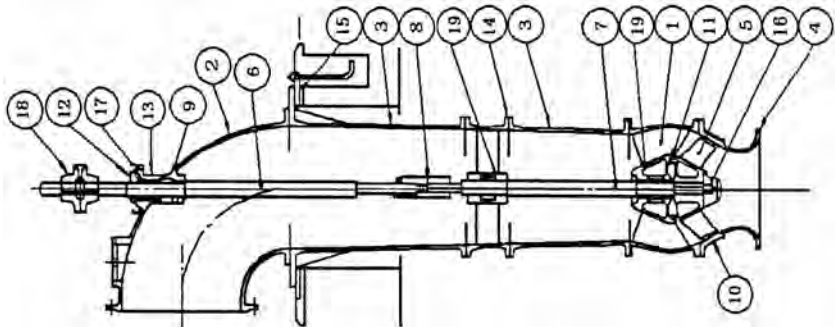
参考図－3



番号	名 称
①	吐出しボウル
②	吐出しエルボ
③	揚水管
④	吸込ベル
⑤	羽根車の羽根
⑥	羽根車ハブ
⑦	上部軸
⑧	下部軸
⑨	中間軸継手
⑩	水中軸受部スリーブ
⑪	パッキン箱
⑫	パッキン押え
⑬	軸受支え
⑭	ソールプレート
⑮	羽根車ナット
⑯	グラインドパッキン
⑰	軸継手
⑱	セラミック軸受

立軸軸流ポンプ（一・二床式）

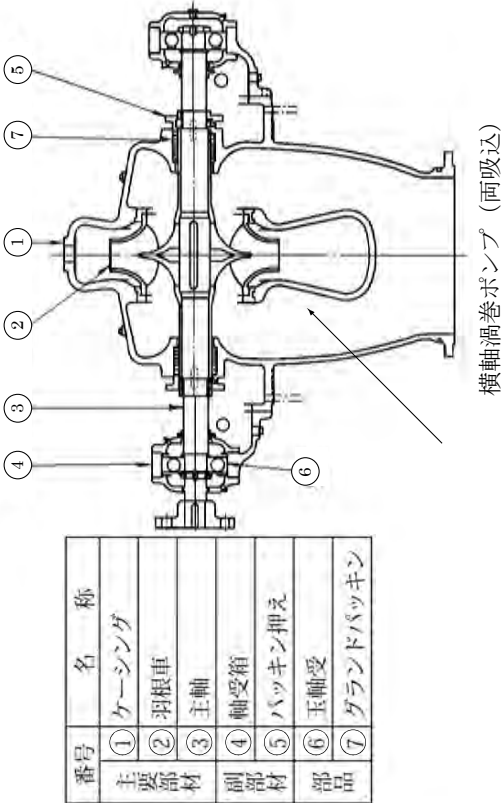
参考図－4



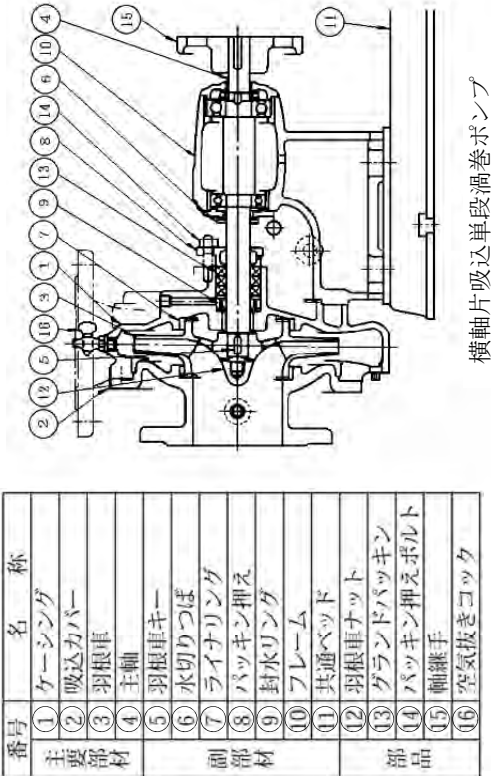
番号	名 称
①	吐出しボウル
②	吐出しエルボ
③	揚水管
④	吸込ベル
⑤	羽根車
⑥	上部軸
⑦	下部軸
⑧	中間軸継手
⑨	軸スリーブ
⑩	ケーシングライナー
⑪	ライナニリング
⑫	パッキン押え
⑬	封水リング
⑭	軸受支え
⑮	ソールプレート
⑯	羽根車ナット
⑰	グラインドパッキン
⑱	軸継手
⑲	セラミック軸受

立軸軸流ポンプ（一・二床式）

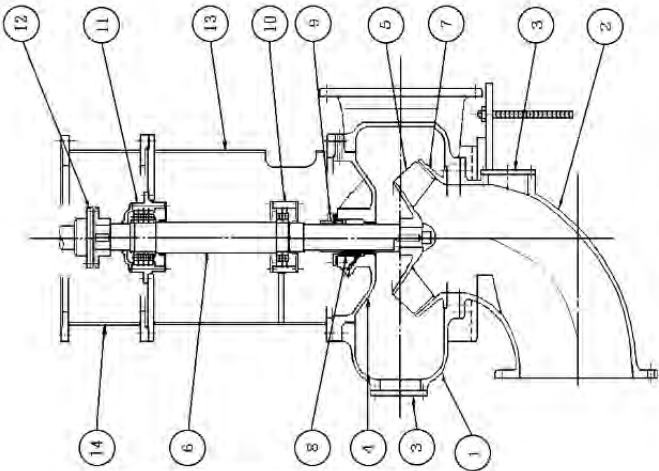
参考図－5



参考図－6



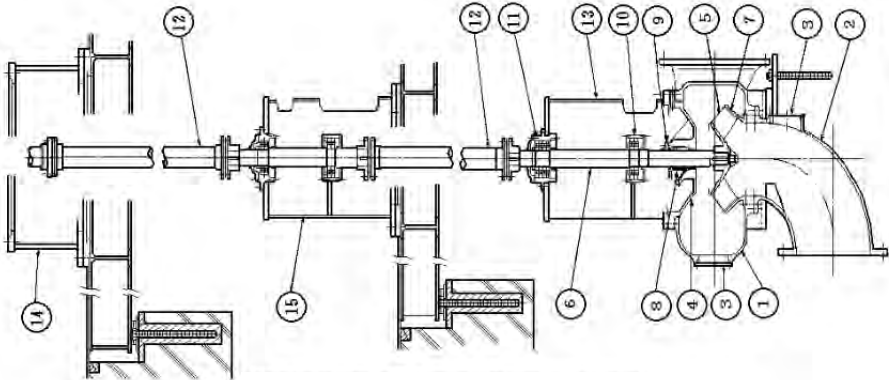
参考図－7



立軸渦巻斜流ポンプ(一床式)

番号	名 称
①	渦巻ケーシング
②	吸込エルボ
③	点検カバー
④	ケーシングカバー
⑤	羽根車
⑥	主軸
⑦	ケーシンググライナ
⑧	ダランドパッキン
⑨	メカニカルシール
⑩	ころがり軸受(ワグ)
⑪	ころがり軸受(ワグ)
⑫	自在軸継手
⑬	軸受支え
⑭	原動機台

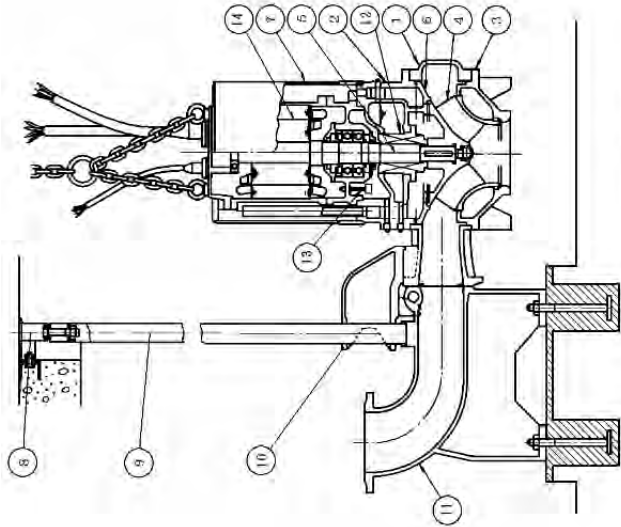
参考図－8



立軸渦巻斜流ポンプ(多床式)

番号	名 称
①	渦巻ケーシング
②	吸込エルボ
③	点検カバー
④	ケーシングカバー
⑤	羽根車
⑥	主軸
⑦	ケーシンググライナ
⑧	ダランドパッキン
⑨	メカニカルシール
⑩	ころがり軸受(ワグ)
⑪	ころがり軸受(ワグ)
⑫	自在軸継手
⑬	軸受支え
⑭	原動機台
⑮	中間軸受台

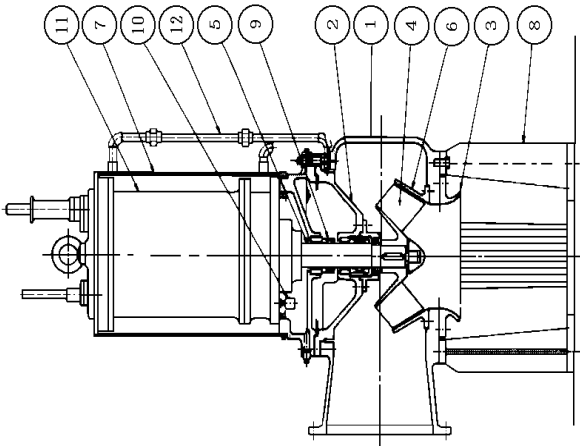
参考図－9



水中ポンプ(着脱式)

番号	名 称
①	ケーシング
②	ケーシングカバー
③	吸込カバー
④	羽根車
⑤	主軸
⑥	ケーシングライナ
⑦	モータカバー
⑧	ガイドパイプサポート
⑨	ガイドパイプ
⑩	スライディングガイド
⑪	吐出管
⑫	メカニカルシール
⑬	浸水検知器
⑭	水中モータ

参考図－10



水中ポンプ(固定式)

番号	名 称
①	ケーシング
②	ケーシングカバー
③	吸込カバー
④	羽根車
⑤	主軸
⑥	ケーシングライナ
⑦	モータカバー
⑧	ストレーナスタンド
⑨	メカニカルシール
⑩	浸水検知器
⑪	水中モータ
⑫	冷却水パイプ

② コラム形水中ポンプ設備

1 適用範囲

この基準は、コラムパイプに水中モータポンプを取付けて排水を行うコラム形水中ポンプ設備の製作・据付けに適用する。

1-1 適用条件

この基準が適用出来るポンプ形式、ポンプ口径、計画吐出量及び揚程範囲は、表-4・41を標準とする。

表-4・41 ポンプ形式、ポンプ口径、計画吐出量及び揚程範囲

ポンプ形式	ポンプ口径	計画吐出量	揚程範囲
コラム形着脱式 立軸斜流水中モ ータポンプ	700mm	1 m ³ /s	6～9m

1-2 区分及び構成

コラム形水中ポンプ設備の区分及び構成は、表-4・42のとおりとする。

表-4・42 区分及び構成

区 分	構 成
ポンプユニット	ポンプ本体，コラムパイプ
配 管	吐出弁，吐出管，継手
電源・操作設備	発電装置(原動機，交流発電機，内蔵燃料槽，始動用蓄電池，充電器，発電機盤，操作盤)， 接地端子箱，接続盤，保護装置，ケーブル，ケーブルリール
付 属 設 備	補助燃料タンク，照明設備，水位計

(注) 発電装置から独立して設置する操作盤は，電源・操作設備に含むものとする。

2 直接製作費

2-1 直接材料費

エキストラは、原則として計上しない。ただし、仕様書に明記した場合は必要に応じ計上するものとする。

2-2 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、表-4・43 のとおりとする。

表-4・43 機器単体品目

機器単体品目	ポンプ本体、コラムパイプ、弁、継手、発電装置、接地端子箱、接続盤、保護装置、ケーブル、ケーブルリール、水位計

(注) 発電装置から独立して設置する操作盤は、機器単体費で計上するものとする。

2-3 製作工数

(1) 吐出管

吐出管の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

吐出管については1系統毎に1本(基)として、区分Dにより積算するものとする。

(2) 付属設備

付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

2-4 工場塗装費

吐出管及び付属設備の塗装費は、「第19章 塗装」によるものとする。

2-5 間接製作費

(1) 間接労務費

吐出管及び付属設備の製作に係る間接労務費は、「第1章 一般共通」によるものとし、間接労務費率は鋼製付属設備に準ずるものとする。

(2) 工場管理費

吐出管及び付属設備の製作に係る工場管理費は、「第1章 一般共通」によるものとし、工場管理費率は鋼製付属設備に準ずるものとする。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

据付けに使用する電気配線，配管等の材料及び部品費は積上げ計上するものとする。

3-2 据 付 工 数

据付・試運転調査に要する必要工数を積上げるものとする。

3-3 機 械 経 費

据付けに係る機械経費は，必要に応じてラフテレーンクレーン，溶接機等について積上げ計上するものとする。

4 間接工事費

4-1 共通仮設費

共通仮設費は、「第1章 一般共通（揚排水ポンプ設備）」に準ずるものとする。

4-2 現場管理費

現場管理費は、「第1章 一般共通（揚排水ポンプ設備）」に準ずるものとする。

4-3 据付間接費

据付間接費は、「第1章 一般共通（揚排水ポンプ設備）」に準ずるものとする。

5 設計技術費

設計技術費は、「第1章 一般共通（揚排水ポンプ設備）」に準ずるものとする。

基 準 の 解 説

別表-1 直接材料費区分表

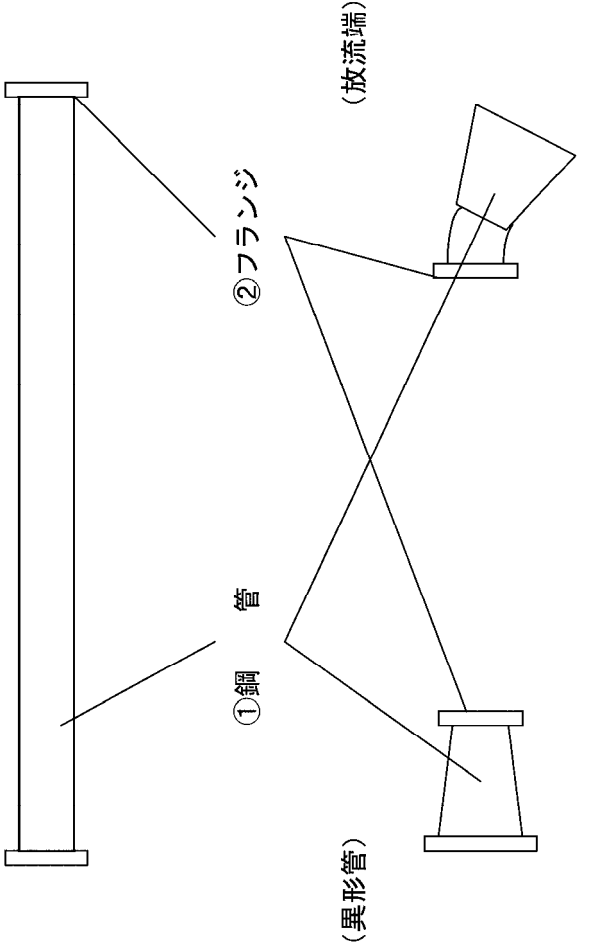
区分 配管

吐出管

(直管・曲管)

●直接部材費		
番号	名	称
①	鋼管	
②	フランジ	
③	棒鋼 等	

●部品費
ゴムパッキン、ボルト・ナット



(注) 吐出管の材料が、配管用炭素鋼鋼管 (SGP)、配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 (STPY400) 及び一般構造用
圧延鋼材 (SS400) の場合を対象とする。
フランジの材料は、一般構造用圧延鋼材 (SS400) の場合を対象とする。

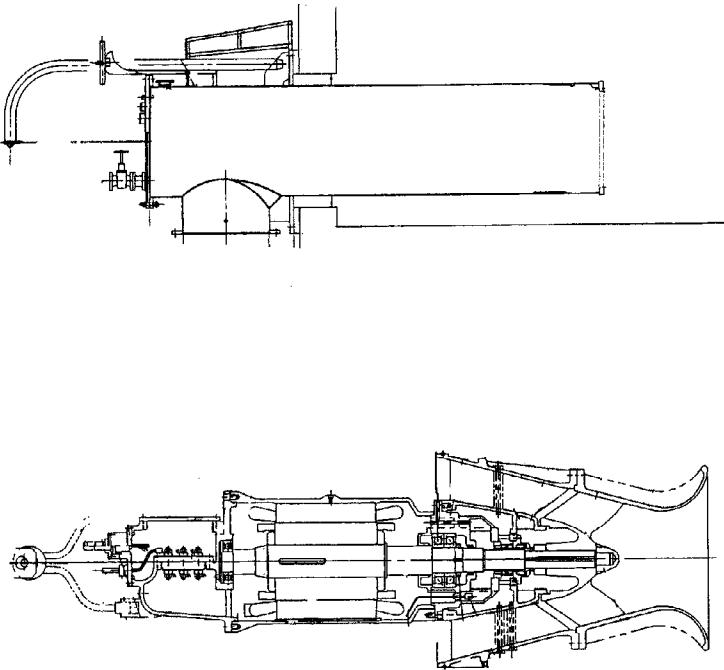
別表-2-1 機器単体費区分表

区分 ポンプユニット

●機器単体費

番号	名 称
①	ポンプ本体 (付属品含む)
②	コラムパイプ (付属品含む)

部品番号	部 品 名
1	吸込バルブ
2	インベクタケット
3	インベラ
4	吐出ボウル
5	メカニカルシール
6	軸受ケット
7	下座ブラケット
8	電動機フレーム
9	スタータコア
10	ロータコア
11	主 軸
12	上座ブラケット
13	モータカバー
14	端子台
15	ケーブルハルハウジング
16	ケーブルルック
17	ケーブルグランド
18	動力用キャブタイヤケーブル4芯
19	動力用キャブタイヤケーブル3芯
20	制御用キャブタイヤケーブル
21	玉 軸 受
22	玉 軸 受
23	冷却後知照
24	コラムパイプ
25	基礎ガルト
26	梯 子
27	吊り金具支持フック
28	コラムハッチ引上げ装置
29	ケーブル支持台
30	ケーブルホルダ
31	ケーブルルック
32	空気抜弁
33	コラムハッチ
34	吊り金具



①ポンプ本体 (中図)

ポンプ用ケーブル (動力用・制御用) を含む

(付属品)

- ・ケーブルホルダ
- ・輸送架台
- ・工具 ※ポンプ2台に1組標準

②コラムパイプ (右図)

(付属品)

- ・吊り金具
- ・ケーブル押え
- ・0.5t手動チェーンブロック
- ・梯子
- ・ケーブル支持台
- ・ケーブルホルダ閉止蓋
- ・コラムハッチ (締付ボルト含む)
- ・コラムハッチ引上装置
- ・空気抜弁及びパイプ

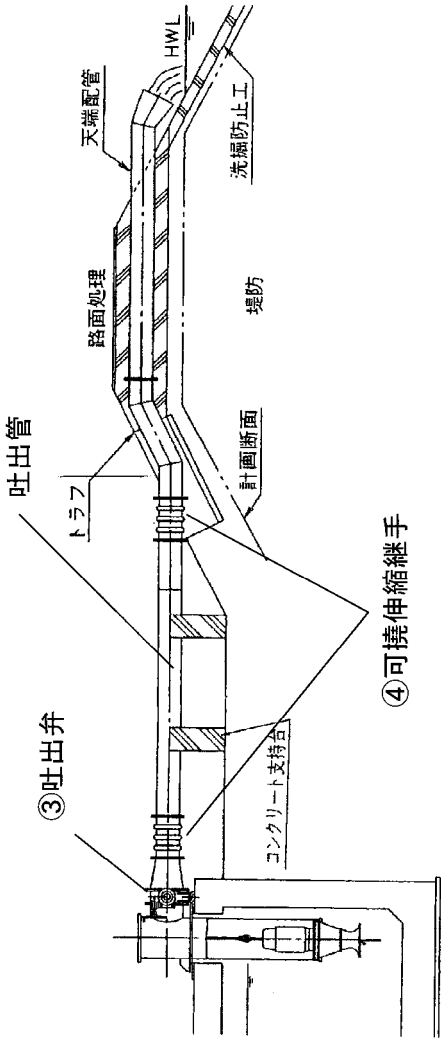
ポンプユニット構造図

別表-2-2 機器単体費区分表

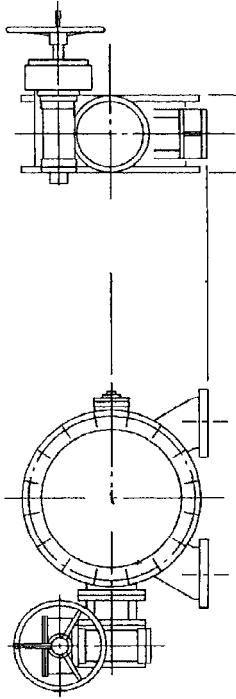
区分 配管

●機器単体費

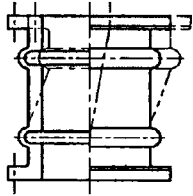
番号	名 称
③	弁 (吐出弁)
④	継手 (可撓伸縮継手)



配管断面図 (参考)



③吐出弁
・ボルト・ナットは部品費で計上



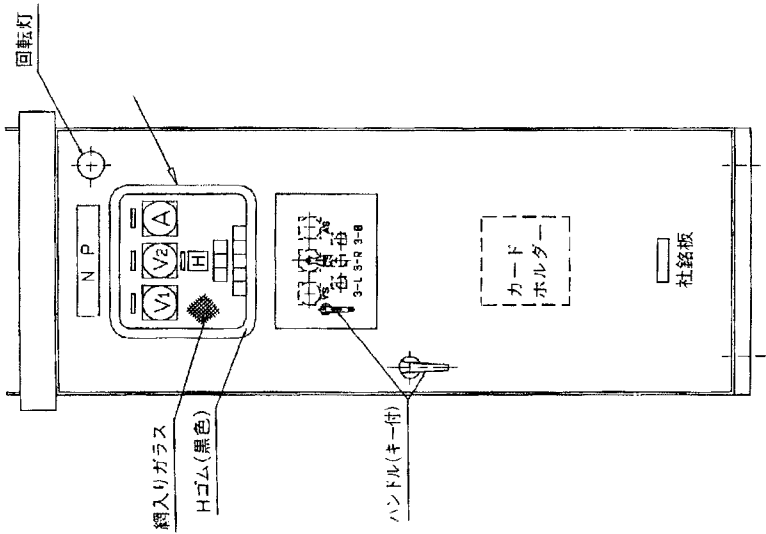
④可撓伸縮継手
・ボルト・ナットは部品費で計上

別表-2-3 機器単体費区分表

区分 電源・操作設備

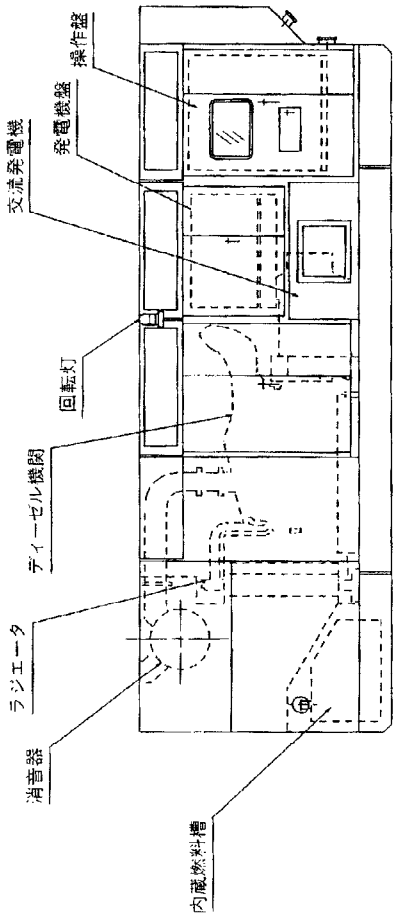
●機器単体費

番号	名 称
⑤	発電装置



操作盤

(注) 操作盤独立形の場合、操作盤は機器
単体費で計上



⑤発電装置 (操作盤一体形)

別表-2-4 機器単体費区分表

区分 電源・操作設備

●機器単体費

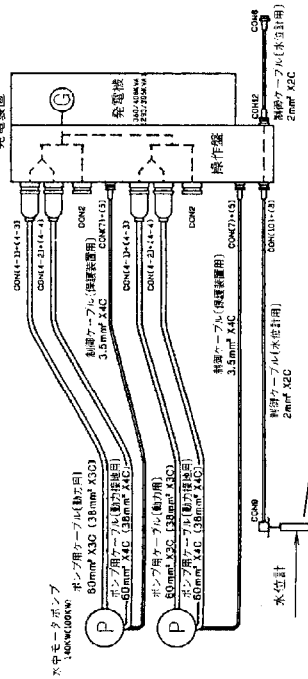
番号	名 称
⑥	接続盤
⑦	ケーブル
⑧	水位計

ケーブル接続図 (操作盤一体形)

(1) 接続盤を用いない場合

(2) 接続盤を用いる場合

⑥接続盤



⑦ケーブル

- ・制御ケーブル (水位計用) (水位計～操作盤)
- ・ 接地ケーブル (発電装置間の渡り) (操作盤～接地端子箱)

⑧水位計

⑦ケーブル

- ・動力ケーブル (操作盤～接続盤)
- ・制御ケーブル (保護装置用) (操作盤～接続盤)
- ・制御ケーブル (水位計用) (操作盤～接続盤)
- ・ 接地ケーブル (接続盤間の渡り) (接続盤～接続盤)
- ・ 接地ケーブル (接続盤間の渡り) (接続盤～接続盤)
- ・ 接地ケーブル (接続盤間の渡り) (接続盤～接続盤)
- ・ 接地ケーブル (接地端子箱)

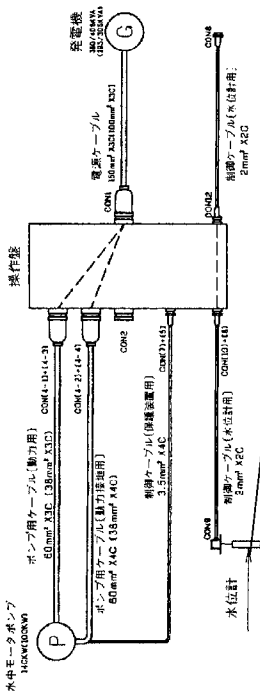
別表-2-5 機器単体費区分表

区分 電源・操作設備

●機器単体費

番号	名	称
⑥	接続盤	
⑦	ケーブル	
⑧	水位計	

(1) 接続盤を用いない場合



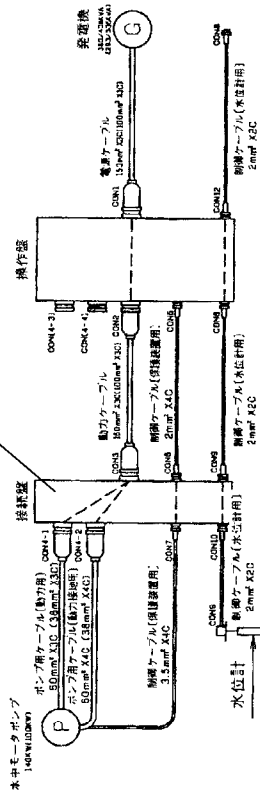
⑦ケーブル

- ・ 電源ケーブル (発電装置～操作盤)
- ・ 制御ケーブル [水位計用] (操作盤～水位計)
- ・ 接地ケーブル (操作盤間の渡り)
- ・ 接地ケーブル (操作盤～接地端子箱)

⑧水位計

ケーブル接続図 (操作盤独立形)

(2) 接続盤を用いる場合



⑦ケーブル

- ・ 電源ケーブル
- ・ 動力ケーブル
- ・ 制御ケーブル [保護装置用]
- ・ 制御ケーブル [水位計用]
- ・ 接地ケーブル

- (発電装置～操作盤)
- (操作盤～接続盤)
- (接続盤～操作盤)
- (接続盤～操作盤)
- (操作盤間の渡り)
- (接続盤～水位計)
- (発電装置～操作盤)
- (操作盤～接続盤)
- (操作盤間の渡り)
- (接続盤間の渡り)
- (接続盤～接地端子箱)

③ 除塵設備

1 適用範囲

この基準は、堰、揚排水機場、排水路、用水路に設置する除塵設置の製作、据付けに適用する。ただし、ダム除塵設備には適用出来ない。

1-1 区分及び構成

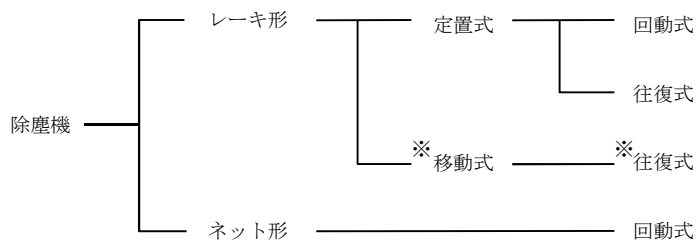
(1) 除塵設備の区分及び構成は、表-4・44のとおりとする。

表-4・44 区分及び構成

区 分	構 成
除塵設備	除塵機本体、搬送設備、貯留設備、操作制御設備
付属設備	操作台、管理橋、塵芥搬出用コンテナ

- (注) 1. 除塵機本体とは、塵芥等を水路等から掻き揚げるための設備であり、掻き揚げ部及び掻き揚げ部と一体的な設備（本体架台、原動機架台、操作・管理用足場等）を含むものとする。なお、本基準で適用出来る範囲は、レーキ形定置回動式除塵機及びネット形除塵機である。
2. 搬送設備とは、塵芥等を搬送する設備であり、水平用及び傾斜用のベルトコンベヤ並びにチェーンフライントコンベヤのことをいう。
3. 貯留設備とは、塵芥を一時貯留するための設備であり、電動式排出ゲートのホッパのことをいう。
4. 除塵設備にリーニ二相鋼(SUS821L1, SUS323L)又はスーパー二相鋼(SUS327L1)等の新材料を使用した設備には適用出来ないので、別途積上げるものとする。
5. 操作台、管理橋とは、除塵機本体から独立した鋼製構造物のことをいう。
6. 塵芥搬出用コンテナとは、塵芥を搬出するためのコンテナのことをいう。

(2) 表-4・44 区分における除塵機本体の形式を大きく次のように分類する。



※印は本基準の適用外である。

1-2 適用条件

適用条件は、表-4・45 を標準とする。

表-4・45 除塵設備・付属設備標準製作・据付工数の適用形式

区 分	適 用 形 式		備 考
	形 式	適用出来る形式	
レーキ形除塵機	定置回転式	背面降下前面掻揚 前面降下前面掻揚	掻き揚げ部以外（本体架台、原動機架台、操作・管理用足場等）については標準工数に含まれないため、鋼製付属設備を適用する
ネット形除塵機	セパレートネット	デュアルフロー、ストレートフロー	本体に付帯する手摺、階段等は標準工数に含んでいる
	エンドレスネット	デュアルフロー、ストレートフロー	
コンベヤ	水平ベルト	3点キャリア	本体に付帯する手摺、階段等は標準工数に含んでいる。なお、偏角ベルト・偏角フライトには適用出来ない
	傾斜ベルト	2又は3点キャリア	
	チェーンフライト	フライト	
ホッパ	電動ガットゲート	電動シリンダ	本体に付帯する手摺、階段等は標準工数に含んでいる。地上高の適用範囲はゲート底部高 2.5～3m、架台床板高さ 4～5m とする
付属設備	操作台・管理橋	操作台・管理橋（手摺、階段含む）	
	塵芥コンテナ	可搬式コンテナ	

- (1) 本基準の適用外の形式を製作・据付する場合は、別途見積り等の内容を十分検討し、積算するものとする。
- (2) レーキ形往復式のスクリーンを製作・据付する場合は、「第18章 鋼製付属設備」により、積算することが出来る。
- (3) 除塵機付属設備における製作・据付適用区分は、表-4・46 によるものとする。

表-4・46 鋼製付属設備の適用区分及び適用内容

区 分	適用区分	適 用 内 容
除塵機本体 (本体架台, 原動機架台, 操作足場等)	A	除塵機の掻き揚げ部と一体的に構成され、除塵機本体として設置される鋼製の架台、操作足場等
操作台・管理橋	A	設備の操作管理のために設置される小規模な鋼製橋梁及び歩廊
手摺	C	鋼管・平鋼・棒鋼等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの
階段	B	平鋼・縞鋼板等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの
塵芥コンテナ	D	鋼管・平鋼・棒鋼等を主材とした構造で比較的単純な構造のもの

- (注) 1. 除塵機本体（本体架台、原動機架台、操作足場等）は、除塵設備の「間接労務費率、工場管理費率」とし、独立して設置される付属設備（操作台・管理橋・塵芥コンテナ等）は、鋼製付属設備の間接労務費率及び工場管理費率を適用する。
2. 補助材料費率は、鋼製付属設備の率を適用する。

2 直接製作費

2-1 材 料 費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

$$\text{材料費} = \text{主要部材費} + \text{副部材費} + \text{部品費} + \text{補助材料費}$$

(2) 主要部材費

1) 主要部材費の積算は、次式による。

$$\text{主要部材費} = \Sigma (\text{各主要部材所要量} \times \text{各主要部材単価})$$

なお、各区分毎の主要材料の範囲は、表-4・47 のとおりとする。

2) 主要部材の主要量の算定及び主要部材単価は、「第1章 一般共通」直接材料費に準ずる。

3) 法エキストラは厚みエキストラ、幅エキストラとし、必要に応じて計上するものとする。

(3) 副部材費

副部材費の積算は次式による。

$$\text{副部材費} = \text{主要部材費} \times \text{副部材費率}(\%)$$

各区分毎の副部材の範囲は、表-4・47 のとおりとする。

なお、副部材費率は、表-4・48 によるものとする。

表-4・47 主要部材・副部材の範囲

区 分		主要・副部材の範囲	
		主要部材（所要量を積上げる部材）	副部材費率（副部材費率に含まれる部材）
レーキ形 定置回転式 除塵機	スクリーン 上部ガイド 下部ガイド レーキ エプロン 駆動装置 ※（注）1	スクリーンバー、スクリーン受 桁、補助スクリーンバー、通し ボルト、レーキガイド、ガイド レール（チェーンスライド部）、 ガイド側板、レーキ爪、レーキ 駆動軸	各部取付材・固定材、エンドプレート、 リブ、ディスタンスピース、テークアッ プ部（ブラケット、取付材、軌条、ガイ ドレール）、接合板、エプロン座、チェー ンガイド、スプロケットカバー、継材、 ライナー、エプロン受桁、ブッシュ、駆 動部（モータ台、カバー、スピンドル、 補強材）等主要部材以外の部材
ネット形 除塵機 （セバレート） （エンドレス）	ハウジングフレーム ハウジングカバー ガイドフレーム 下部ガイド 駆動装置 スクリーンネット 洗浄・送水装置 トラフ 水切スクリーン	主桁、脚、側板（鋼板）、斜材、 トラフ（鋼板、主要枠材）、架台、 モータ台（鋼板）、床板、手摺、 タラップ、洗浄装置配管材、ハ ウジング・フレームカバー、ガ イドフレーム、チェーンガイド、 整流板、駆動軸、スクリーンフ レーム、水切スクリーン、水切 スクリーン受材	リブ、補強材、取付材、テークアップ部 （フレーム、ガイド、カバー）、吊りフッ ク・金具、連結材、扉枠、アンカベース、 ゴム押え板、エンドプレート、カラー、 防水板、ブッシュ、ストッパー、テンシ ョンロッド・ボルト、ベヤリングカバー・ 受、ブラケット、防塵板、カバー取手、 駆動装置ベース・カバー、チェーンカバー、 スクリーン押え板等主要部材以外の部材
コンベヤ	フレーム スカート （シュート） 駆動装置 点検架台	フレーム、脚、支柱、リターン カバー、（安全カバー）（鋼板）、 トラフ、スカート（シュート） （鋼板）、プーリ、軸、フライ ト、架台部（床板、主桁、脚、 支柱、手摺、階段）	リブ、ベースプレート、取付材、ブラケッ ト、ストッパー、継手材、テークアップ部 （レール）、テンション枠受座、リターン カバー（鋼板以外）、ロープガイド、スカ ートゴム押え、点検蓋・取手、駆動部（ボ ス、カラー、ローラエンド、プーリエンド、 スクレパ、テンションボルト、同カバー、 モータカバー、チェーンカバー、モータ台）、 ライナー等主要部材以外の部材
ホッパ	ホッパ 手摺・階段	支柱、横桁、補強材（ホッパ・ ゲート以外）、斜材、ホッパ本 体、ベースプレート、トップブ レート、床板（鋼板）、手摺、 階段、ホッパゲート、水滴防止 装置（主配管）、ホッパカバー、 屋根	ボス、ホッパ・ゲート補強材、取付材、 シリンダカバー、ピン、ブッシュ、リブ、 ライナー、接合板、床板（鋼板以外）、タ ーンバックル、発散防止カバー、ストッ パー等主要部材以外の部材

（注） 1. レーキ形定置回転式除塵機本体のうち、本体架台、原動機架台、操作・管理用足場等は、「第18章 鋼製付属設備」の直接部材費を適用する。

2. 除塵機本体から独立した操作台・管理橋（手摺、階段含む）、塵芥用コンテナ等の鋼

製付属設備は、「第 18 章 鋼製付属設備」の直接部材費を適用する。

表－4・48 副部材費率 (％)

区 分	形 式	副部材費率
レーキ形除塵機	定置回動式	24.0
ネット形除塵機	セパレートネット	29.0
	エンドレスネット	
コンベヤ	水平ベルト	22.0
	傾斜ベルト	
	チェーンフライン	
ホッパ	電動カットゲート	22.0

(4) 部品費

部品費の積算は、次式による。

$$\text{部品費} = \text{主要部材費} \times \text{部品費率} (\%)$$

部品費率に含まれる部品の品目は、表－4・50 のとおりとする。

また、部品費率は、表－4・49 による。

表－4・49 部品費率 (％)

区 分	形 式	部品費率
レーキ形除塵機	定置回動式	16.0
ネット形除塵機	セパレートネット	23.0
	エンドレスネット	
コンベヤ	水平ベルト	16.0
	傾斜ベルト	
	チェーンフライン	
ホッパ	電動カットゲート	16.0

- (注) 1. レーキ形定置回動式除塵機本体のうち、本体架台、原動機架台、操作・管理用足場等は、「第 18 章 鋼製付属設備」の部品費を適用する。
2. 除塵機本体から独立した操作台・管理橋（手摺、階段含む）、塵芥用コンテナ等の鋼製付属設備は、「第 18 章 鋼製付属設備」の部品費を適用する。

表－4・50 部品の品目

ボルトナット、リミットスイッチ、キー、点検窓、取手、配管材のパッキン、ガスケット、ベヤリング、グリスニップル、ホース類、ピロー形ユニット、スクレパゴム、引綱スイッチ、引綱ロープ、ワイヤクリップ等

(5) 補助材料費

補助材料費の積算は、次式による。

$$\text{補助材料費} = (\text{主要部材費} + \text{副部材費}) \times \text{補助材料費率} (\%)$$

なお、補助材料費率は、表－4・51 によるものとする。

表-4・51 補助材料費率 (%)

区 分	補助材料費率
レーキ形除塵機 ネット形除塵機 コンベヤ ホッパ	9.0

- (注) 1. 補助材料費とは、製作(製造)の過程で消費される溶接剤、酸素、アセチレンガス等の費用である。
2. レーキ形定置回転式除塵機本体のうち、本体架台、原動機架台、操作・管理用足場等は、「第18章 鋼製付属設備」の補助材料費を適用する。
3. 除塵機本体から独立した操作台・管理橋(手摺、階段含む)、塵芥用コンテナ等の鋼製付属設備は、「第18章 鋼製付属設備」の補助材料費を適用する。

2-2 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、表-4・52のとおりとする。

表-4・52 機器単体品目

電動機、ブレーキ、減速機、エンジン、巻上機、ポンプ、受配電盤、操作盤、給油ユニット、スクリーンネット、洗浄ポンプ、ストレーナ、仕切弁、軸継手、コンベヤゴムベルト、電動シリンダ、各部チェーン・ホイール、ワイヤーロープ、ロードセル、スプロケット、テークアップユニット、ゴム(防塵・スカート)、水中ポンプ、スプレーノズル、コンベヤローラ(キャリア、リターン)コンベヤゴムベルト、プーリゴムライニング、ヘッドクリーナ、ベルト片寄スイッチ、フランジユニット、弁及び配管継手材等

2-3 製作工数

製作工数は、次式による。

$$Y = y \times Km \times Ks \times Kn$$

Y : 製作区分毎1基当りの製作工数(人/基)

y : 製作区分毎1基当りの標準製作工数(人/基)

Km : 使用材料による補正係数

Ks : 構造による補正係数

Kn : 製作数による補正係数

(1) 標準工数

除塵設備の製作工数は、表-4・53を標準とする。

表-4・53 標準製作工数

区 分	形 式	工数算出式	Xの範囲	X要素=A×B	
				A	B
レーキ形 除塵機	定置回転式	$y = 9.6X + 74.8$	5~40	スクリーン有効幅 (m)	スクリーン実長(斜長) (m)
ネット形 除塵機	セパレートネット	$y = 8.02X + 68$	3~25	ネットチェーン中心間長 (m)	回転軸芯長 (m)
	エンドレスネット	$y = 13.94X + 32$	2~10		
コンベヤ	水平ベルト	$y = 11.21X^{0.584}$	4~25	ベルト幅 (m)	機長(軸心間長) (m)
	傾斜ベルト	$y = 11.57X^{0.768}$	4~15		
	チェーンフライト	$y = 6.62X^{1.208}$	3~10	トラフ幅 (m)	
ホッパ	電動カットゲート	$y = 42.49X^{0.478}$	2~10	貯留容量 (m ³)	—

- (注) 1. yは標準製作工数(人/基, 台), Xは表-4・50に示す各要素である。
2. 製作工数に含む内容は、次のとおりである。

- (1) 除塵機 : レーキ形においては、バースクリーン、上下部ガイド、レーキ、エプロン、駆動装置の製作
: ネット形においてはハウジング・フレーム、同カバー、ガイドフレーム、駆動装置、スクリーンネット、洗浄・送水装置、トラフ・ダクト、水切スクリーンの製作
- (2) コンベヤ : フレーム、シュート・スカート、駆動装置、点検架台の製作
- (3) ホッパ : ホッパ本体、架台、手摺・階段の製作
3. 除塵機本体から独立した操作台・管理橋(手摺、階段含む)、塵芥用コンテナ等の鋼製付属設備は、「第18章 鋼製付属設備」の製作工数を適用する。

(2) 工数補正

1) 使用材料による補正

主要部材にステンレス材、ステンレスクラッド鋼を使用した場合の補正係数(Km)は、表-4・54による。

表-4・54 ステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼の補正係数(Km)

区 分	形 式	Km ⁰	Km ¹⁰⁰	補正係数算定式
レーキ形除塵機	定置回動式	0.90	1.10	$K_m = (K_m^{100} - K_m^0) \frac{w_1}{w_2} + K_m^0$ Km : 補正係数 Km¹⁰⁰・Km⁰ : ステンレス鋼 及びステンレスクラッド鋼の補正係数 w1 : ステンレス、ステンレスクラッド鋼の質量(kg) w2 : 主要部材質量(kg)
ネット形除塵機	セバレートネット	0.90	1.10	
	エンドレスネット	0.90	1.10	
コンベヤ	水平ベルト	1.00	1.16	
	傾斜ベルト	1.00	1.16	
	チェーンフライント	0.85	1.13	
ホ ッ パ	電動カットゲート	1.00	1.17	

(注) Kmは小数点第3位を四捨五入し第2位止めとする。

2) 構造による補正

レーキ形定置回動式においてバースクリーン構造(目幅)及び引き上げ装置の付加されるものについては構造による補正を行うものとする。なお、補正係数(Ks)は、次による。

$$K_s = 1 + K_{s1} + K_{s2}$$

Ks : 補正係数

Ks1 : バースクリーン構造補正係数

Ks2 : 本体引き上げ装置補正係数

なお、Ks1及びKs2は、表-4・55による。

表-4・55 バースクリーン構造(目幅)による補正係数(Ks)

区 分	形 式	バースクリーン構造補正係数 Ks1	本体引上装置補正係数 Ks2	
			電動式	手動式
レーキ形除塵機	定置回動式	(スクリーン目幅(mm) - 100) × (-0.0009)	0.135	0.108

(注) バースクリーン構造(目幅)補正係数の適用範囲は、20mm～200mmである。

3) 製作数による補正

同一形式、同一寸法のものを複数(基、台)同時発注する場合の補正係数(Kn)は、表-4・56による。

表-4・56 製作台数による補正係数 (Kn)

区 分	形 式	2	3	4	5 以上
レーキ形除塵機	定置回転式	0.95	0.93	0.92	0.91
ネット形除塵機	セパレートネット				
	エンドレスネット				

2-4 工場塗装費

(1) 工場塗装面積

標準的な構造の塗装面積の積算は、次による。なお、ステンレス鋼表面の防錆等のための養生費は、別途積上げによるものとする。

標準塗装面積＝工数パラメータ要素(A×B)×単位塗装面積(表-4・57)

- ・レーキ形定置回転式 A:スクリーン有効幅(m)
B:スクリーン実長(斜長)(m)
- ・ネット形 A:チェーン中心間長(m)
B:回転軸芯長(m)
- ・コンベヤ単独 A:ベルト(トラフ)幅(m)
B:コンベヤ機長(m)
- ・水平及び傾斜コンベヤ A:ベルト(トラフ)幅(m)
B:コンベヤ機長(m)

表-4・57 単位塗装面積

区 分	形 式	単位塗装面積算出式	Xの範囲
レーキ形除塵機	定置回転式	$y = -13.00X + 13$	0～100
ネット形除塵機	セパレートネット	$y = -27.00X + 27$	0～100
	エンドレスネット	$y = -27.00X + 27$	0～100
コンベヤ	水平ベルト	$y = -6.22X + 9$	0～60
	傾斜ベルト	$y = -24.61X + 14$	0～30
	チェーンフライント	積上げによる	
ホッパ	電動シリンダ	積上げによる	

(注) 1. X要素はSUS使用率(%)とする。

SUS使用率＝A/B

A:主要部材中のステンレス質量

B:主要部材全体の質量

2. 下記については、単位標準塗装面積に含まない。

レーキ形:本体架台、スクリーン

3. 標準SUS使用率については、表-4・57(Xの範囲)を標準とし、これを超える場合は適用出来ない。

4. 酸洗い数量(ステンレス部)算出については、SUS使用率を0%と仮定して算出した塗装面積から当該設備のSUS使用率で算出した塗装面積を差し引き算出する事が出来る。ただし、スクリーンは含まない。

2-5 直接経費

特許又は特殊技術に係る製作で、専門業者により行われるものは直接経費の項で計上するものとする。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

(1) 材料費構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

$$\text{材料費} = \text{据付材料費} + \text{補助材料費}$$

(2) 据付材料費

据付材料費の積算は、次式による。

$$\text{据付材料費} = \text{据付労務費} \times \text{据付材料費率} (\%)$$

据付労務費は据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。なお、据付材料費率は、表-4・58によるものとする。

表-4・58 据付材料費率 (%)

区 分	据付材料費率
レーキ形除塵機 ネット形除塵機 コンベヤ ホッパ	8.0

(注) 1. 据付材料費率に含まれる材料は、次のとおりとする。

製作品・機器単体品等の据付けに必要なステー材、アンカー材及び機側操作盤の二次側電線、配管材料等。

2. レーキ形定置回動式除塵機本体のうち、本体架台、原動機架台、操作・管理用足場等は、「第18章 鋼製付属設備」の据付材料費を適用する。

3. 除塵機本体から独立した操作台・管理橋(手摺、階段含む)、塵芥用コンテナ等の鋼製付属設備は、「第18章 鋼製付属設備」の据付材料費を適用する。

(3) 据付補助材料費

据付補助材料費の積算は、次式による。

$$\text{据付補助材料費} = \text{据付労務費} \times \text{据付補助材料費率} (\%)$$

据付労務費は据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。なお、据付補助材料費率は、表-4・59によるものとする。

表-4・59 据付補助材料費率 (%)

区 分	据付補助材料費率
レーキ形除塵機 ネット形除塵機 コンベヤ ホッパ	2

(注) 1. 据付補助材料費率に含まれる材料は、次のとおりとする。

製作品・機器単体品等を据付ける過程で消費される溶接材、酸素、アセチレンガス等の費用等。

2. レーキ形定置回動式除塵機本体のうち、本体架台、原動機架台、操作・管理用足場等は、「第18章 鋼製付属設備」の据付補助材料費を適用する。

3. 除塵機本体から独立した操作台・管理橋(手摺、階段含む)、塵芥用コンテナ等の鋼製付属設備は、「第18章 鋼製付属設備」の据付補助材料費を適用する。

3-2 据付工数

(1) 据付工数は、次式による。

$$Y=y \times Ks \times Kn$$

Y : 据付区分毎1基当りの据付工数 (人/基)

y : 据付区分毎1基当りの標準据付工数 (人/基)

Ks : 構造による補助係数

Kn : 据付数による補助係数

(2) 標準工数

1) 標準据付工数

除塵設備及び付属設備の据付工数は、表-4・60を標準とする。

表-4・60 除塵設備・付属設備標準据付工数

区 分	形 式	工数算出式	X の範囲	X 要素=A×B	
				A	B
レーキ形除塵機	定置回動式	$y=3.79X+21$	5～40	スクリーン有効幅 (m)	スクリーン実長 (斜長) (m)
ネット形除塵機	セパレートネット	$y=3.27X+35$	3～25	ネットチェーン中心間長 (m)	回転軸芯長 (m)
	エンドレスネット	$y=6.45X+21$	2～10		
コンベヤ	水平ベルト	$y=1.39X+14$	4～25	ベルト幅 (m)	機長 (軸芯間長) (m)
	傾斜ベルト	$y=2.71X+8$	4～15		
	チェーンフライント	$y=1.39X+14$	3～10	トラフ幅 (m)	
ホッパ	電動カットゲート	$y=6.46X+4$	2～10	貯留容量 (m ³)	—

- (注) 1. y は標準工数 (人/基), X は X 要素=A×B 欄に記載している各要素である。
2. 標準据付工数に含まれる範囲は、除塵機本体 (レーキ定置回動式, ネット式), 搬送設備 (コンベヤ), 貯留設備 (ホッパ), 機械操作盤の据付け, 機側操作盤以降 (二次側電気) の電気配線, 配管, 二次コンクリート打設, コンクリートはつり, 始業準備, 機側操作盤以降 (二次側) の試運転調整, 清掃及び後片付けである。
- なお, コンベヤの点検架台及びホッパの手摺・階段は標準工数に含まれる。
3. 標準工数に含まれないものは、次のとおりである。
- レーキ形回動式本体架台の据付け, 引込み電源建柱・装柱工事, 機側操作盤の一次側電源工事及び電気配線・配管工事, 塗装工事, 溶接検査, 計装機器の取付・調整工事, 水替工事, 掘削等の土木工事。
4. 除塵機本体から独立した操作台・管理橋 (手摺・階段含む), 塵芥用コンテナ等の鋼製付属設備については, 「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。
5. 標準工数の職種別構成割合は, 表-4・61による。
6. 標準据付工数の作業別割合は, 表-4・62による。

表-4・61 職種別構成割合

職種別構成割合 (%)	
機械設備据付工	普通作業員
80	20

表－4・62 標準工数作業別構成比率 (%)

区 分	形 式	作業別構成割合			
		本体工	架台工	電気配線等	運転調整
レーキ形除塵機	定置回転式	77	－	16	7
ネット形除塵機	セパレートネット エンドレスネット	81	2	12	5

2) 構造による補正

レーキ形定置回転式において本体引上げ装置のあるものについては構造による工数の補正を行うものとする。なお、構造による補正係数 (Ks) は、表－4・63 による。

表－4・63 構造による補正係数 (Ks)

区 分	形 式	構造による補正係数 Ks	
		本体引上げ (休止) 装置	
		電動式	手動式
レーキ形除塵機	定置回転式	1.15	1.07

3) 据付数による補正

同時期・現場、同等規模・形式の除塵設備を複数 (基, 台) 据付けする場合は、据付数により工数の補正を行うものとする。なお、据付数による補正係数 (Kn) は、表－4・64 による。

表－4・64 据付数による補正係数 (Kn)

区 分	形 式	2	3	4	5 以上
レーキ形除塵機	定置回転式	0.95	0.92	0.90	0.88
ネット形除塵機	セパレートネット エンドレスネット				

3-3 現 場 塗 装 費

標準塗装面積は、積上げによるものとする。

3-4 直 接 経 費

(1) 標準機械器具

据付けに係る機械経費は、表－4・65 を標準として、計上するものとする。

なお、機種選定、所要数量、運転日数等については、据付条件並びに関連工事などを勘案の上決定するものとする。

表-4・65 標準機械器具

機械器具名	標準規格	摘 要
クレーン	ラフテレーンクレーン	クレーンの能力は現場条件により決定する
電気溶接機	交流アーク式(手動・電撃防止器内蔵型) 200A	
電気溶接機	ディーゼルエンジン駆動・直流アーク式・排出ガス対策型(第2次基準値) 200A	商用電源がない場合
発動発電機	排出ガス対策型	商用電源がない場合
その他必要なもの		現場条件により計上する
雑器具損料		機械器具費×2%

(注) 雑器具損料とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。

(2) クレーン標準運転日数

クレーンの運転日数は、表-4・66 を標準とする。

表-4・66 ラフテレーンクレーン標準運転日数

機 種	規 格	標準運転日数
ラフテレーンクレーン	現場条件による	$D=0.051X+1.1$

(注) 1. 標準運転日数のDは運転日数(日)、Xは総据付労務工数である。総据付労務工数とは、(注)2の標準機械経費対象作業により計上された機械設備据付工と普通作業員の総工数である。

2. 標準機械経費対象作業

除塵機本体、搬送設備、貯留設備、操作台・管理橋(階段、手摺含む)、塵芥コンテナ、機側操作盤から二次側の電気配線配管工事、機側操作盤。

3. 本表は、据付現場が仮締切内で、ドライ施工が可能な場合の標準運転日数である。

4. (注)2以外の作業に必要な機械経費の積算は、各章の機械経費による。

5. ラフテレーンクレーンの標準運転日数には、現場までの回送時間は含まれていない。

(3) 電気溶接機標準運転日数

電気溶接機の運転日数は、表-4・67 を標準とする。

表-4・67 電気溶接機標準運転日数

機 種	規 格	標準運転日数
電気溶接機(交流アーク式(手動・電撃防止器内蔵型)又はディーゼルエンジン駆動・直流アーク式・排出ガス対策型(第2次基準値))	200A	$D=0.097X+1.2$

(注) 1. 標準運転日数のDは運転日数(日)、Xは総据付労務工数である。

総据付労務工数とは、(注)2の標準機械経費対象作業により計上された機械設備据付工と普通作業員の総工数である。

2. 標準機械経費対象作業

除塵機本体、搬送設備、貯留設備、操作台・管理橋(階段・手摺含む)、塵芥コンテナ、機側操作盤から二次側の電気配線配管工事、機側操作盤。

3. 本表は、据付現場が仮締切内で、ドライ施工が可能な場合の標準運転日数である。

4. (注)2以外の作業に必要な機械経費の積算は、各章の機械経費による。

5. 溶接機の運転日当りの標準運転時間は、5時間とする。

(4) 試運転費

試運転工数は、標準据付工数に含まれているので計上しないものとする。

なお、標準据付工数に含まれる試運転は、機側操作盤以降(二次側)の試運転調整である。

基 準 の 解 説

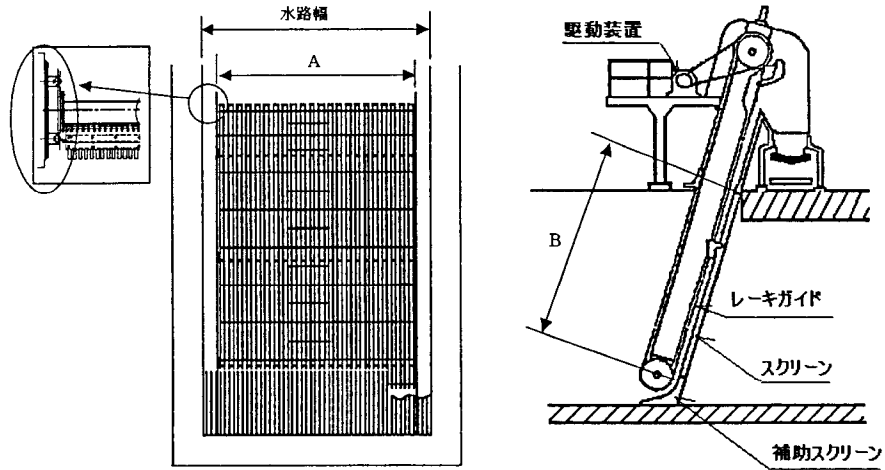
1 直接製作費

1-1 各形式におけるX要素

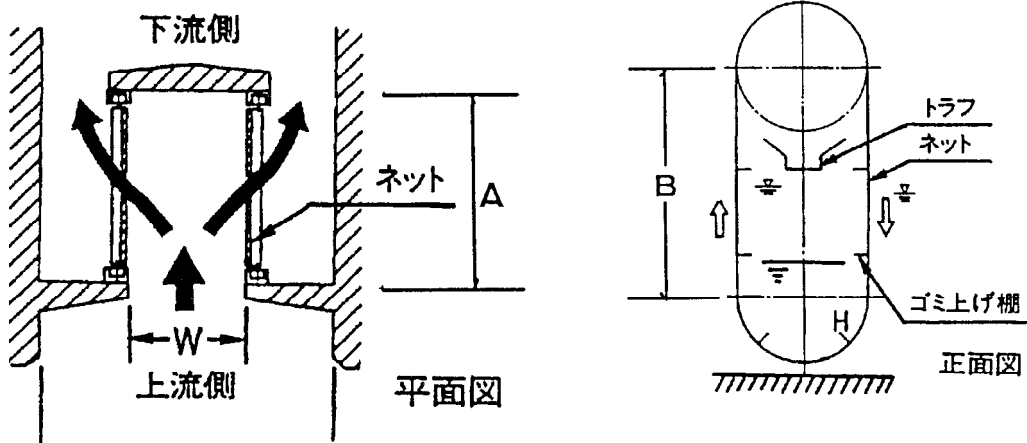
(1) 除塵設備工数算出式におけるパラメータ範囲を下图に示す。

なお、ホップのXの要素については、平積みの貯留容量とする。

1) レーキ形除塵機のXの要素

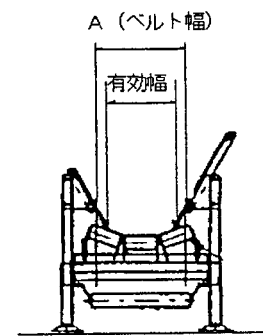
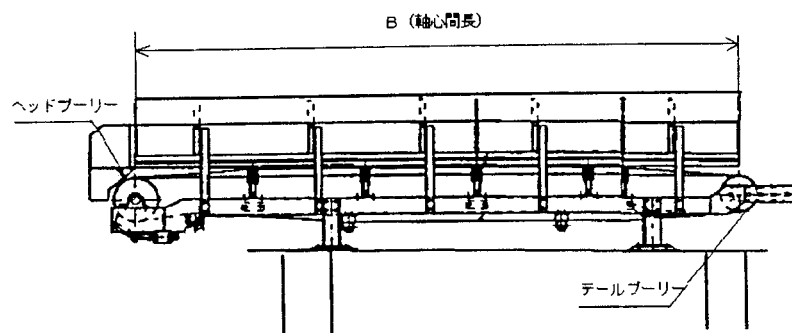


2) ネット形除塵機のXの要素

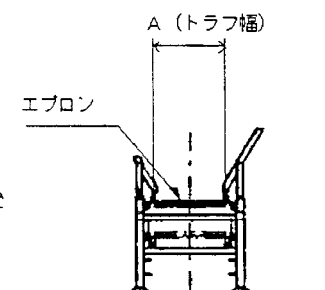
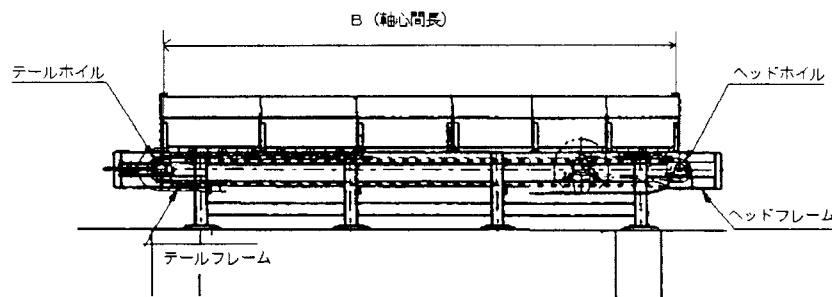


3) コンベヤのX要素

(イ) ベルトコンベヤ

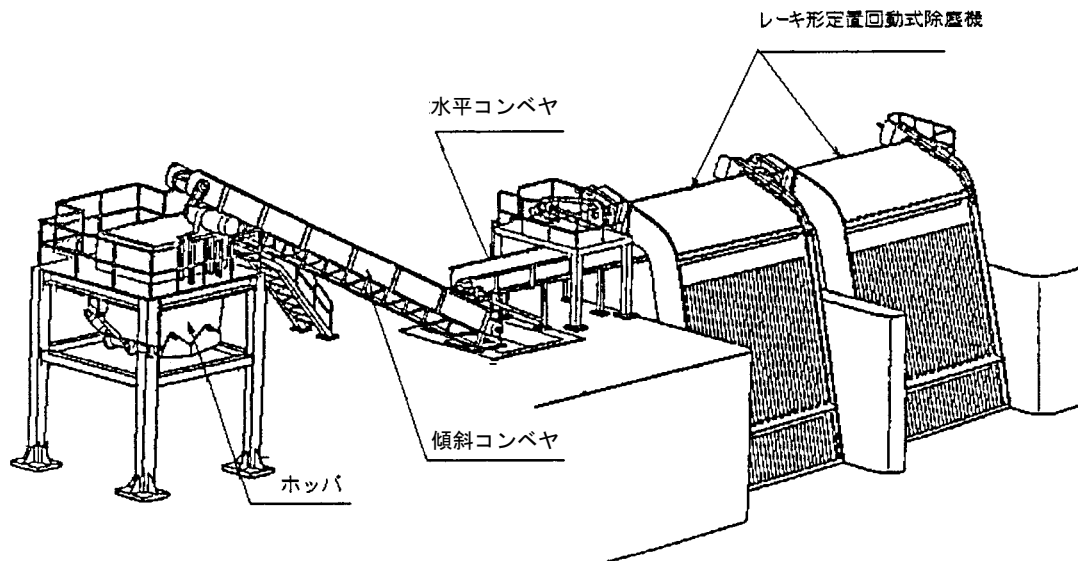


(ロ) チェーンフライント



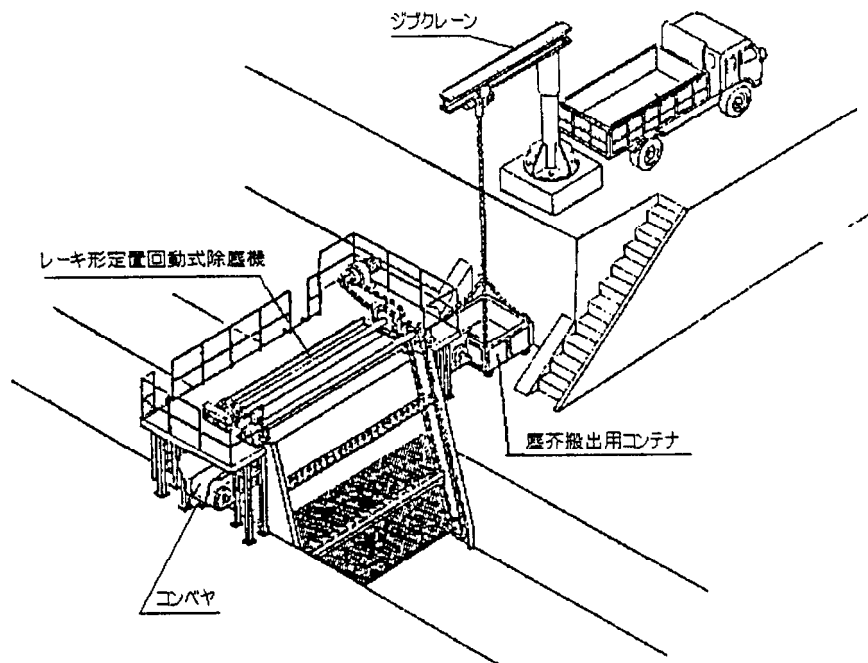
参考図-1 (レーキ形除塵設備)

1) ホッパによる塵芥処理例



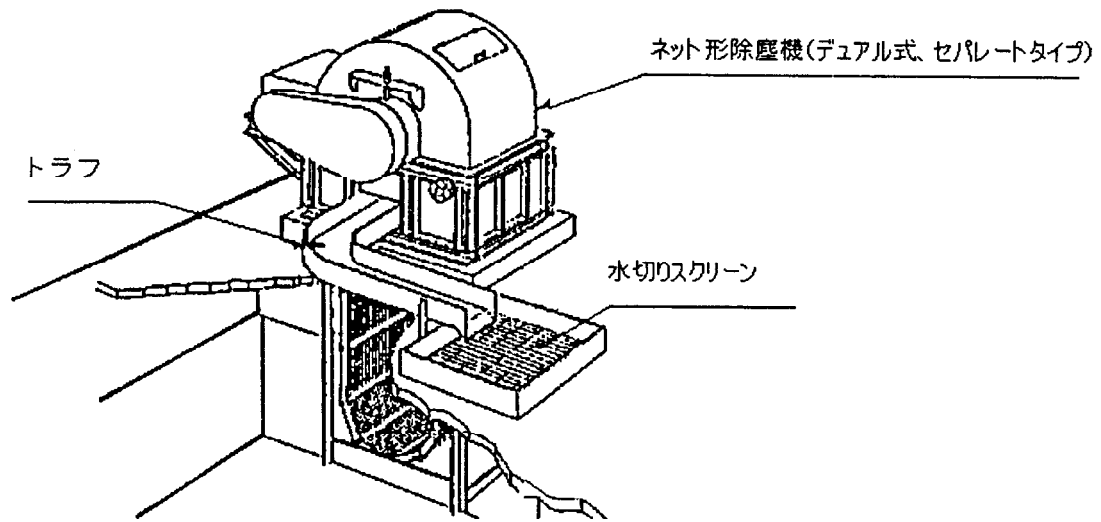
参考図-2 (レーキ形除塵設備)

2) 塵芥搬出用コンテナによる塵芥処理例



参考図-3（ネット形除塵設備）

3) 水切リスクリーンによる塵芥処理例



第5章 ダム施工機械設備

1 適用範囲…………… IX-5- 1	3-3 機械経費…………… IX-5- 5
1-1 区分及び構成…………… IX-5- 1	(1) 機械器具に係る経費…………… IX-5- 5
1-2 適用規格…………… IX-5- 2	(2) クレーン等…………… IX-5- 5
2 直接製作費…………… IX-5- 2	(3) その他機械器具…………… IX-5- 5
2-1 材料費…………… IX-5- 2	3-4 試運転費…………… IX-5- 5
2-2 機器単体費…………… IX-5- 2	4 解体撤去費…………… IX-5- 6
2-3 製作工数…………… IX-5- 2	4-1 材料費…………… IX-5- 6
3 直接工事費…………… IX-5- 3	4-2 解体撤去工数…………… IX-5- 6
3-1 材料費…………… IX-5- 3	(1) 解体撤去工…………… IX-5- 6
(1) 直接材料費…………… IX-5- 3	(2) 標準解体撤去工数…………… IX-5- 6
(2) 補助材料費…………… IX-5- 3	4-3 機械経費…………… IX-5- 6
3-2 据付工数…………… IX-5- 4	4-4 解体撤去工賃金, 間接費… IX-5- 6
(1) 据付工数…………… IX-5- 4	[基準の解説]
(2) 標準据付工数…………… IX-5- 4	[付属参考資料] (参考図) …… IX-5- 9

第5章 ダム施工機械設備

1 適用範囲

この基準は、コンクリートダム及びフィルダムの施工機械設備の製作、据付け、解体撤去に適用する。

1-1 区分及び構成

ダム施工機械設備の区分及び構成は、表-5・1のとおりとする。

表-5・1 区分及び構成

区 分		構 成
コンクリート 打 設 設 備	ケーブル クレーン	固定塔、移動塔、走行・横行・巻上装置（鋼索、トロリ等を含む）、機械室、軌条、操作制御装置、コンクリートバケット、付属設備等
	ケーブル クレーン (軌索式)	固定塔、走行・横行・巻上装置（鋼索、トロリ等を含む）、機械室、操作制御装置、コンクリートバケット、付属設備等
	ジ ブ クレーン (走行式)	走行体、旋回体、ジブ、マスト、走行・引込・起伏・旋回・巻上装置（鋼索等を含む）、機械室、軌条、操作制御装置、コンクリートバケット、付属設備等
骨 材 生 産 設 備		破碎装置（クラッシャ、ミル等）、ふるい分け・分級装置（グリズリスクリーン、分級機等）、骨材引出装置（フィーダ類）、洗浄装置、シュートホッパ類、架台、操作制御装置、上屋、付属設備等
コンクリート生産設備		コンクリート混合装置、計量装置、貯蔵装置、シュートホッパ類、給気設備、操作制御装置、上屋、付属設備等
セメント貯蔵・輸送設備		セメントサイロ、セメント輸送装置（コンベヤ式、空気式）、給気設備、架台、操作制御装置、上屋、付属設備等
骨 材 貯 蔵 ・ 輸 送 設 備		骨材貯蔵ビン、ロックラダー、ベルトコンベヤ、脚、骨材引出装置（フィーダ類）、シュートホッパ類、原料ビン、操作制御装置、付属設備等
濁 水 処 理 設 備		前処理装置、凝集沈降分離装置、中和装置、脱水装置、薬剤供給装置、槽類、架台、測定・操作制御装置、上屋、付属設備等
コンクリート冷却設備		冷凍機、クーリングタワー、ポンプ、槽類、架台、操作制御装置、付属設備等
付 属 設 備		階段、手摺等

- (注) 1. 骨材貯蔵・輸送設備におけるベルトコンベヤとは、各設備間の骨材の輸送に使用するものをいう。
2. 付属設備とは、各設備とは独立して据付可能な階段、手摺等をいう。

1-2 適用規格

この基準に適用する機種の規格は、表-5・2を標準とする。

表-5・2 適用規格

区 分	適 用 規 格
コンクリート打設設備	巻上荷重 4.5t 吊以上
骨 材 生 産 設 備	骨材生産能力 80t/h 以上
コンクリート生産設備	コンクリートプラント[傾胴型] ミキサ容量×台数 0.75m ³ ×2 台以上
セメント貯蔵・輸送設備	サイロ容量 100t 以上 排出能力 30t/h 以上
骨材貯蔵・輸送設備	ベルト幅 450 mm以上
濁 水 処 理 設 備	濁水処理能力 100m ³ /h 以上
コンクリート冷却設備	冷却能力 80JRT 以上

2 直接製作費

2-1 材 料 費

製作に使用する材料及び部品は積上げ計上するものとする。

2-2 機 器 単 体 費

機器単体費として計上する品目は、次のとおり。

機関車及び運搬台車，トランスファーカ，冷凍機，空気圧縮機，各種ポンプ，クラッシャ，ミル，スクラバ，クラッシファイア，各種フィーダ，ふるい分け機，金属探知機，スクリュウコンベヤ，バスケットエレベータ，セメント空気輸送機，脱水機，攪拌機，計量機，ミキサ，ワイヤーロープ，ロックドコイル，内燃機関，減速機，流体継手，油圧ユニット，油圧ポンプ，油圧モータ，油圧シリンダ，油圧制御装置，電動機，発電機，発動発電機，受配電盤，各種操作盤，通信警報装置，集塵装置，換気装置，計測装置，チェンブロック，弁及び管継手等

2-3 製 作 工 数

- (1) 製作に要する必要工数を積上げるものとする。
- (2) 付属設備の製作工数は、「第 18 章 鋼製付属設備」によるものとする。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

(1) 直接材料費

据付にかかる直接材料費は、積上げにより計上するものとする。

(2) 補助材料費

据付補助材料費の積算は、次式による。

据付補助材料費＝据付労務費×据付補助材料費率（％）

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表－5・3によるものとする。

表－5・3 据付補助材料費率（％）

区 分	据付補助材料費率
ダム施工機械設備	2.0

3-2 据 付 工 数

(1) 据付工数

ダム施工機械設備の据付工数は、次式による。

$$Y=w \times y$$

Y：設備区分毎の据付工数（人）

w：設備区分毎の据付質量（t）

y：設備区分毎の標準据付工数（人／t）

(2) 標準据付工数

ダム施工機械設備の据付工数は、表-5・4を標準とする。

表-5・4 ダム施工機械設備標準据付工数

区 分	標準据付工数		職種別構成割合（％）	
	据付質量（t）	標準据付工数（人／t）	機械設備据付工	普通作業員
コンクリート打設設備	50 未満	$y=8.1$	85	15
	50 以上	$y=\frac{28}{\sqrt{x}}+4.1$		
骨 材 生 産 設 備	200 未満	$y=6.3$		
	200 以上	$y=\frac{65}{\sqrt{x}}+1.7$		
コンクリート生産設備	30 未満	$y=6.7$		
	30 以上	$y=\frac{19}{\sqrt{x}}+3.2$		
セメント貯蔵・輸送設備		$y=5.0$		
骨 材 貯 蔵 ・ 輸 送 設 備	50 未満	$y=7.9$		
	50 以上	$y=\frac{40}{\sqrt{x}}+2.2$		
濁 水 処 理 設 備	10 未満	$y=7.4$		
	10 以上	$y=\frac{11}{\sqrt{x}}+3.9$		
コンクリート冷却設備	1 未満	$y=39.7$		
	1 以上	$y=\frac{37}{\sqrt{x}}+2.7$		

- (注) 1. y は標準据付工数（人／t）、x は区分毎の据付質量（t）である。据付質量は、据付対象となる設備の部品、機器単体品を含む総質量である。
2. 標準据付工数は、準備、据付け、試運転調整（無負荷運転）、後片付けまでであり、掘削工事、基礎工事、塗装工事及び機側までの配線、配管工事は含まないものである。
3. コンクリート打設設備の標準据付工数は、ケーブルクレーン（軌索式を含む）及びジブクレーン（走行式）の据付けの場合のものである。
4. 骨材生産設備において、設備の内容、規模等から細分化する場合の取扱いは、製作工数に準ずる。
5. 標準据付工数は、トラッククレーン等により据付可能な場合のものである。
6. 付属設備を別途単独で据付けを行う場合の積算については、「第 18 章 鋼製付属設備」によるものとする。

3-3 機 械 経 費

- (1) 機械器具に係る経費は必要に応じて、簡易ケーブルクレーン、ウインチ、ワイヤロープ、溶接機、空気圧縮機（排出ガス対策型）等について計上するものとする。
- (2) クレーン等は最大部材質量、吊上げ高さ、作業半径等を考慮して据付条件に適合した規格を決定し、台数、運転日数を別途積上げにより計上するものとする。
- (3) その他機械器具

溶接機機械経費の積算は、次式による。

$$\text{溶接機機械経費} = \text{据付労務費} \times \text{溶接機機械経費率} (\%)$$

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は、対象としない。

なお、溶接機機械経費率は、表-5・5によるものとする。

表-5・5 溶接機機械経費率 (%)

区 分	溶接機機械経費率
ダム施工機械設備	0.5

3-4 試 運 転 費

各設備単独の試運転調整工数は、据付工数に含まれているので計上しないものとする。

ただし、試運転用の電力等は、別途積算するものとする。

4 解体撤去費

4-1 材 料 費

解体撤去到係る材料費は、積上げにより計上するものとする。

4-2 解体撤去工数

(1) 解体撤去工

ダム施工機械設備の解体撤去工数は、次式による。

$$Y=w \times y$$

Y：設備区分毎の解体撤去工数（人）

w：設備区分毎の解体撤去質量（t）

y：設備区分毎の標準解体撤去工数（人／t）

(2) 標準解体撤去工数

ダム施工機械設備の解体撤去工数は、表-5・6を標準とする。

表-5・6 ダム施工機械設備標準解体撤去工数

区 分	標準解体撤去工数	職種別構成割合（％）	
		解体撤去工	普通作業員
ダム施工機械設備	標準据付工数×40％	75	25

- (注) 1. 表中の標準据付工数は、表-5・4によるものとする。ただし、yは標準解体撤去工数（人／t）、xは解体撤去質量（t）とする。
- 解体撤去質量は、転用する機器及び機器取出しのために解体する部材の総質量である。
2. 標準解体撤去工数は、当該設備の主な機器を他に転用する場合のものであり、準備から別途輸送が出来るまでの解体、小運搬、集積、後片付けまでとする。
3. 標準解体撤去工数は、トラッククレーン等により解体撤去可能な場合のものである。

4-3 機 械 経 費

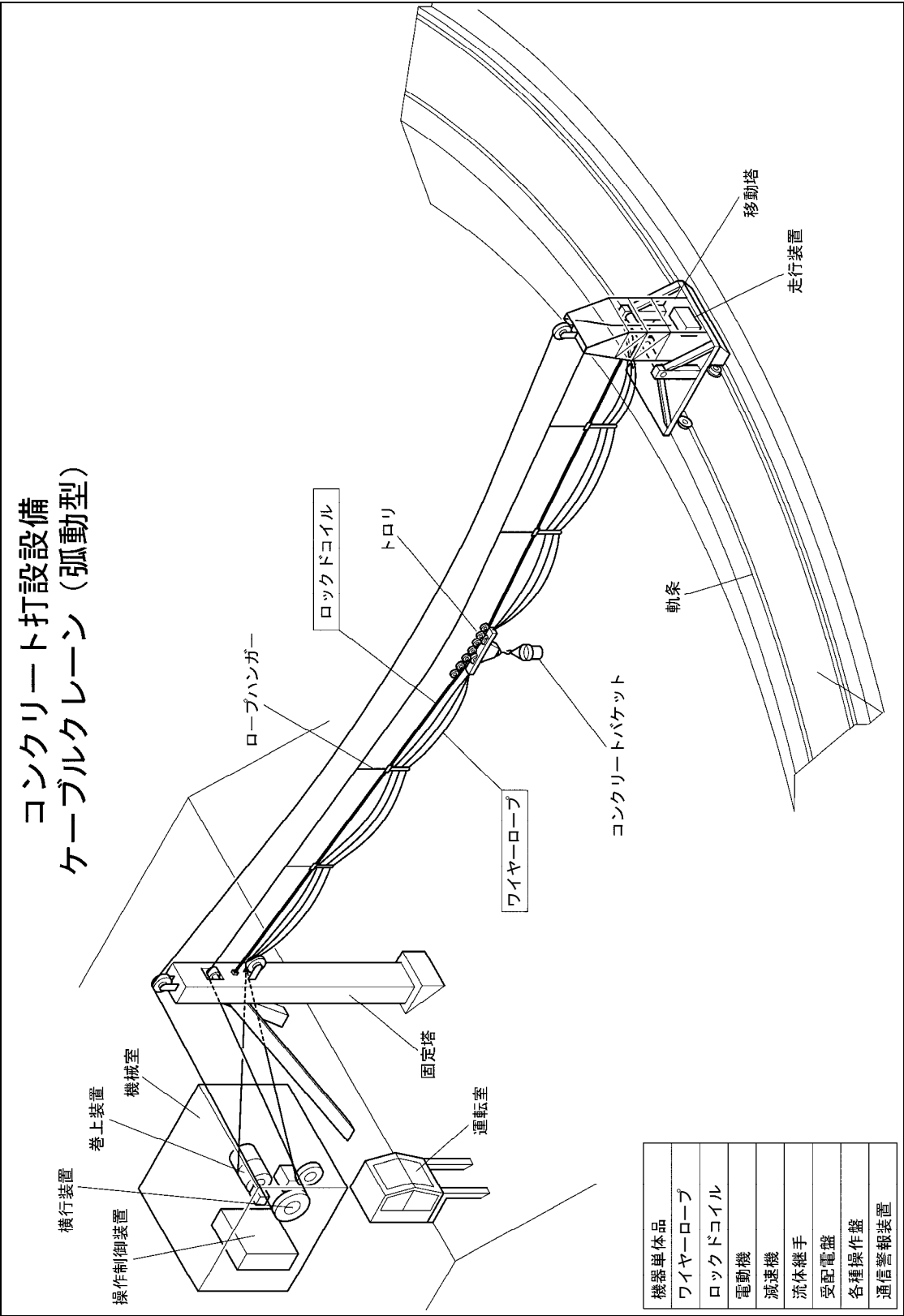
ラフテレーンクレーンの運転日数は、別途積上げにより計上するものとする。

4-4 解体撤去工賃金、間接費

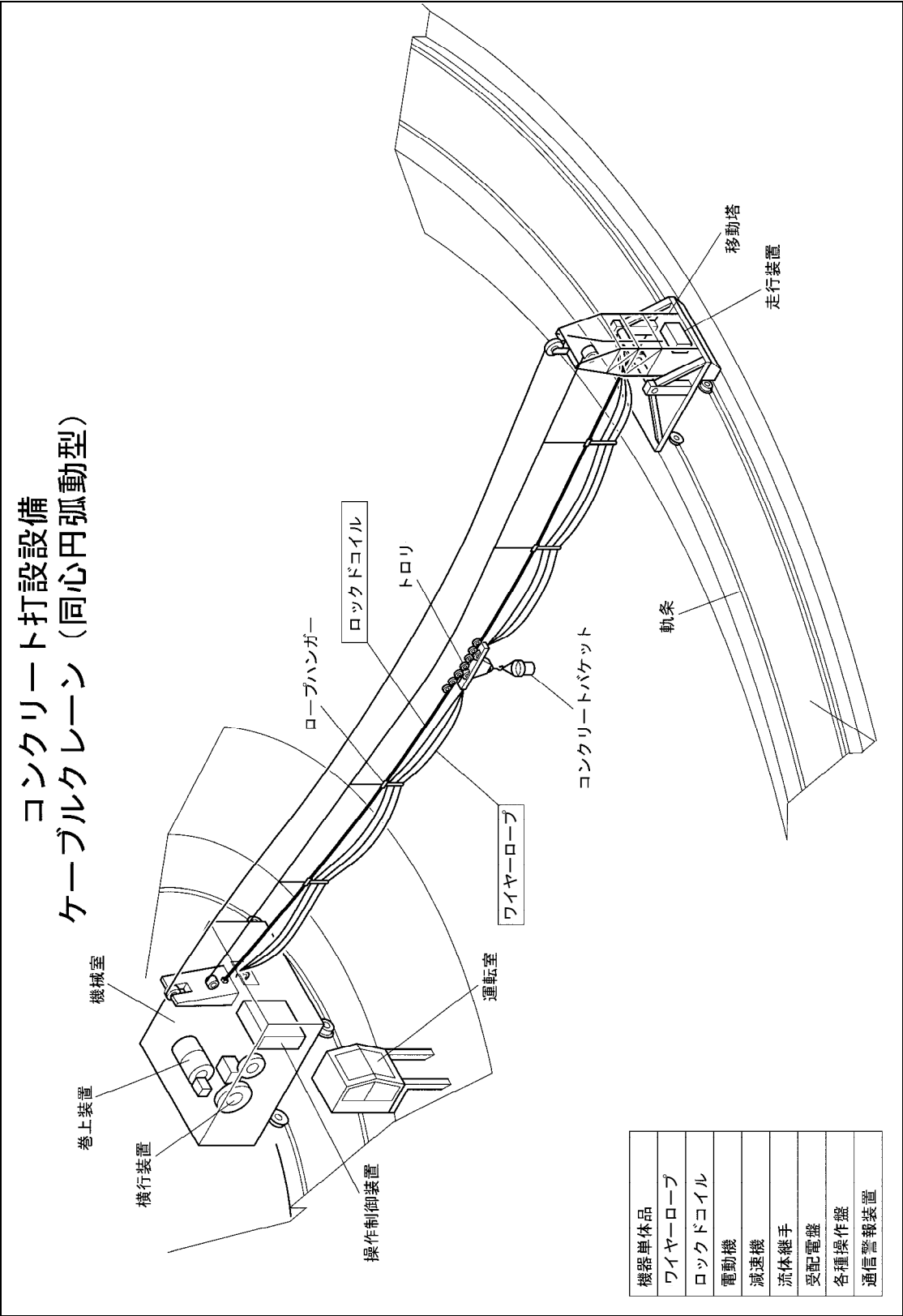
解体撤去工賃金、間接費は、機械設備据付工賃金、間接費を採用するものとする。

基 準 の 解 説

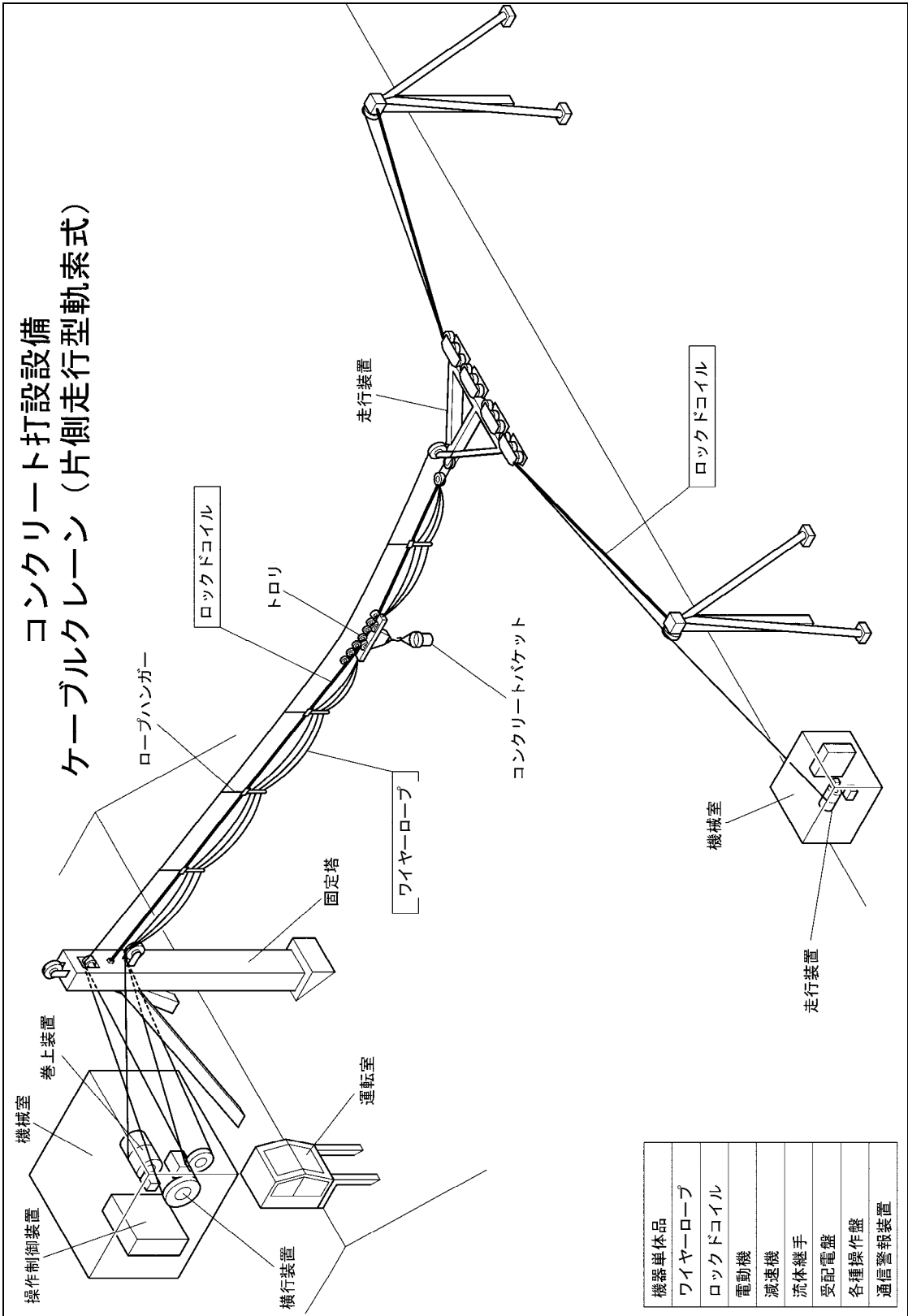
参考図ー1



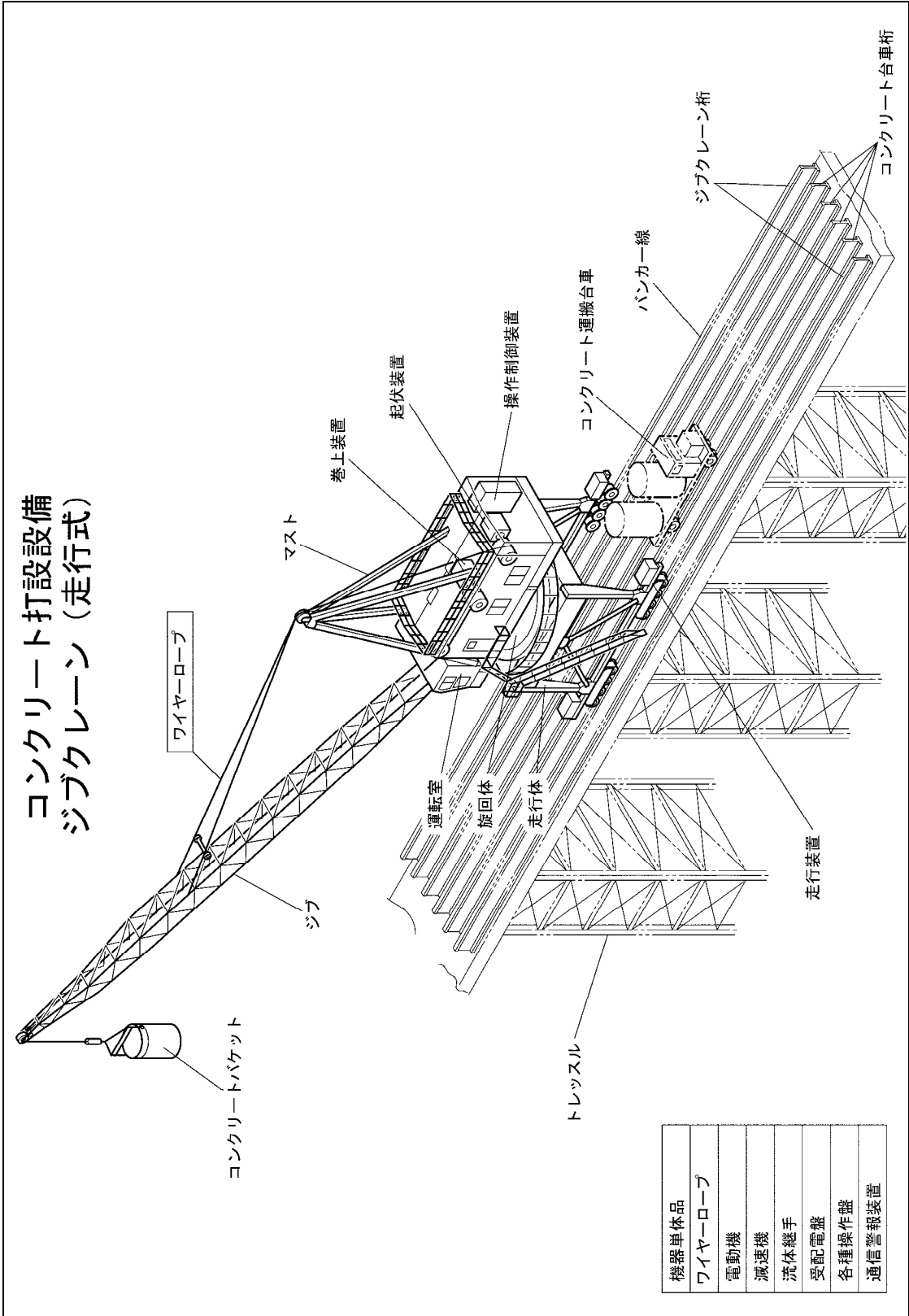
参考図ー2



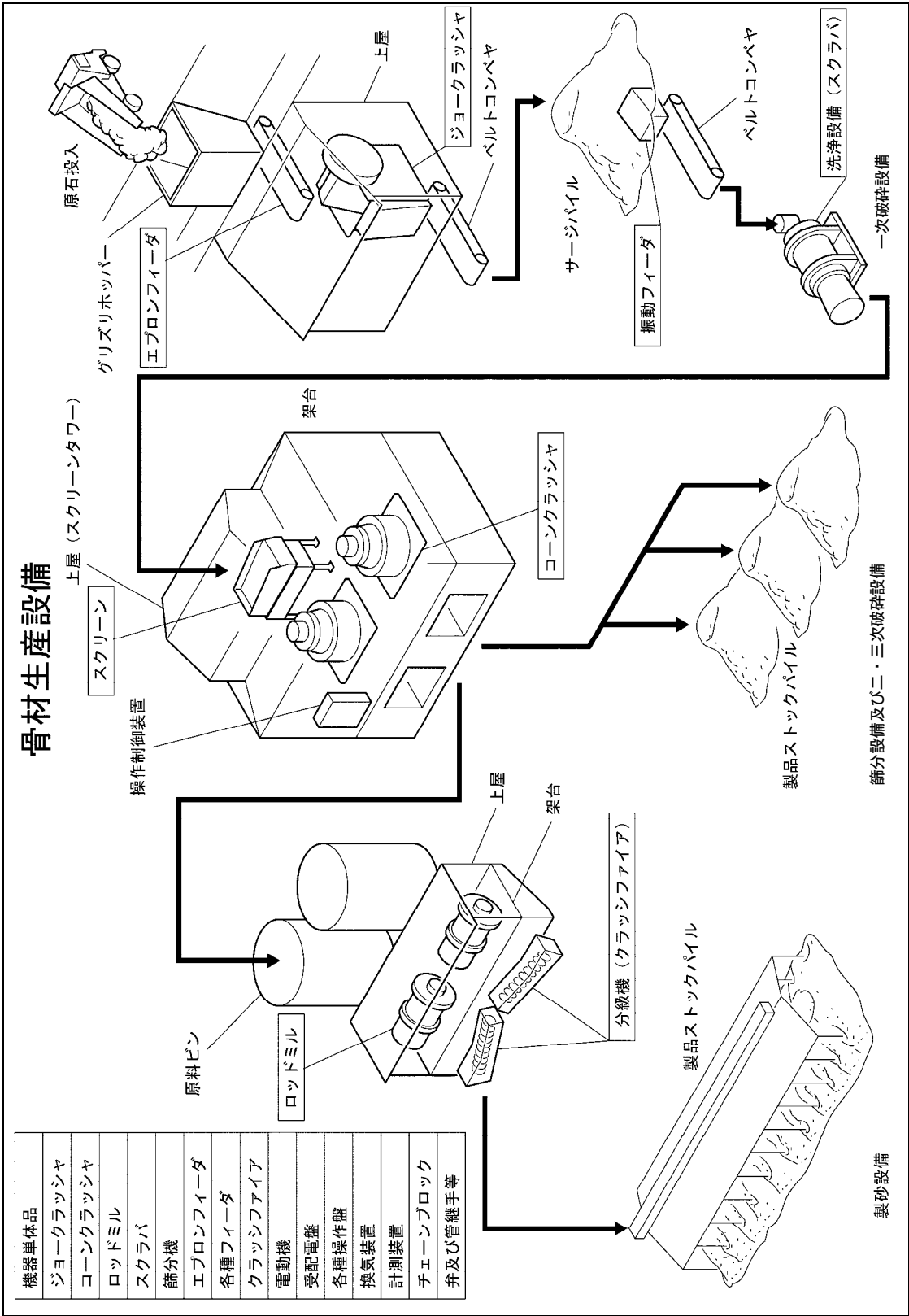
参考図-3



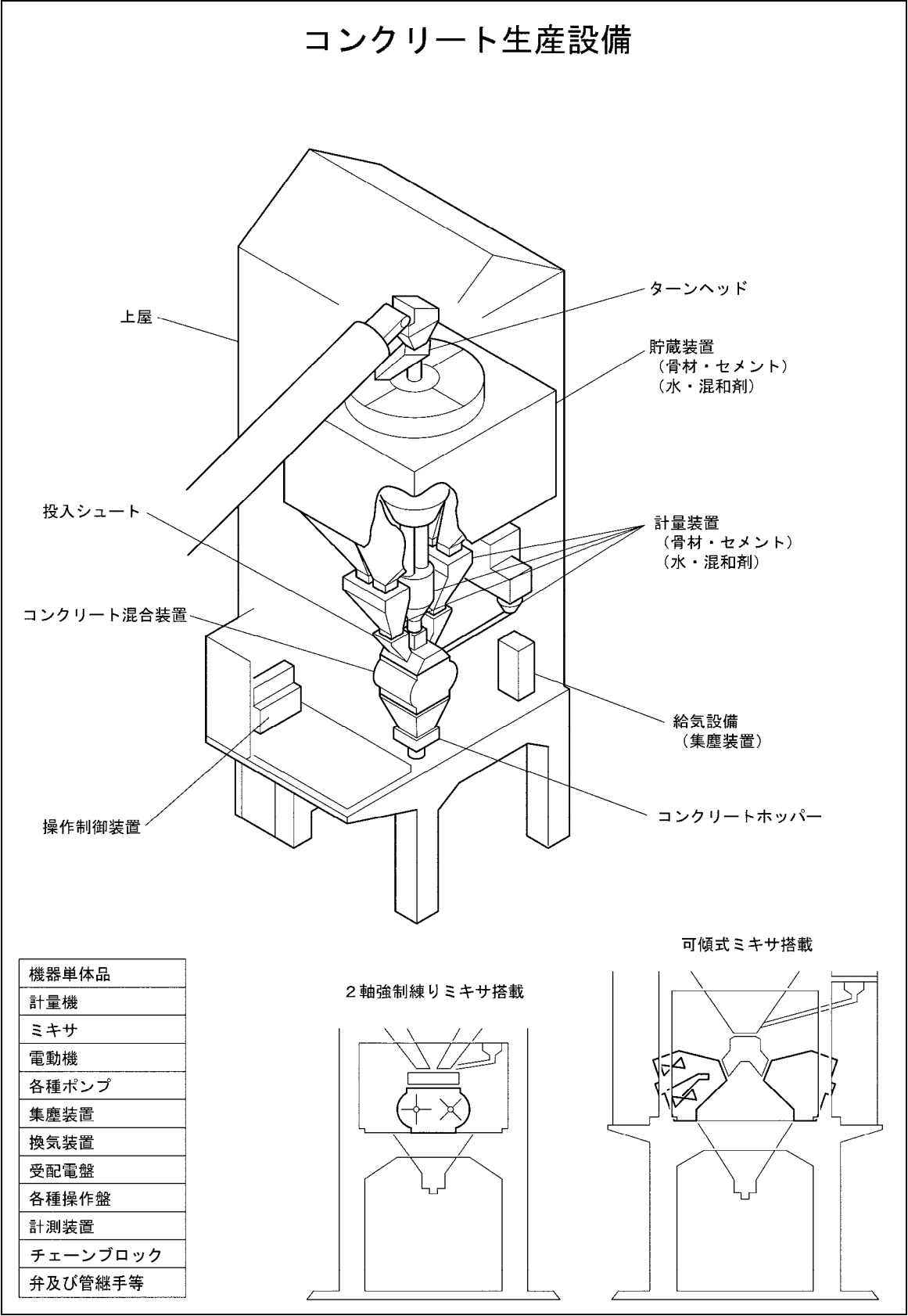
参考図－4



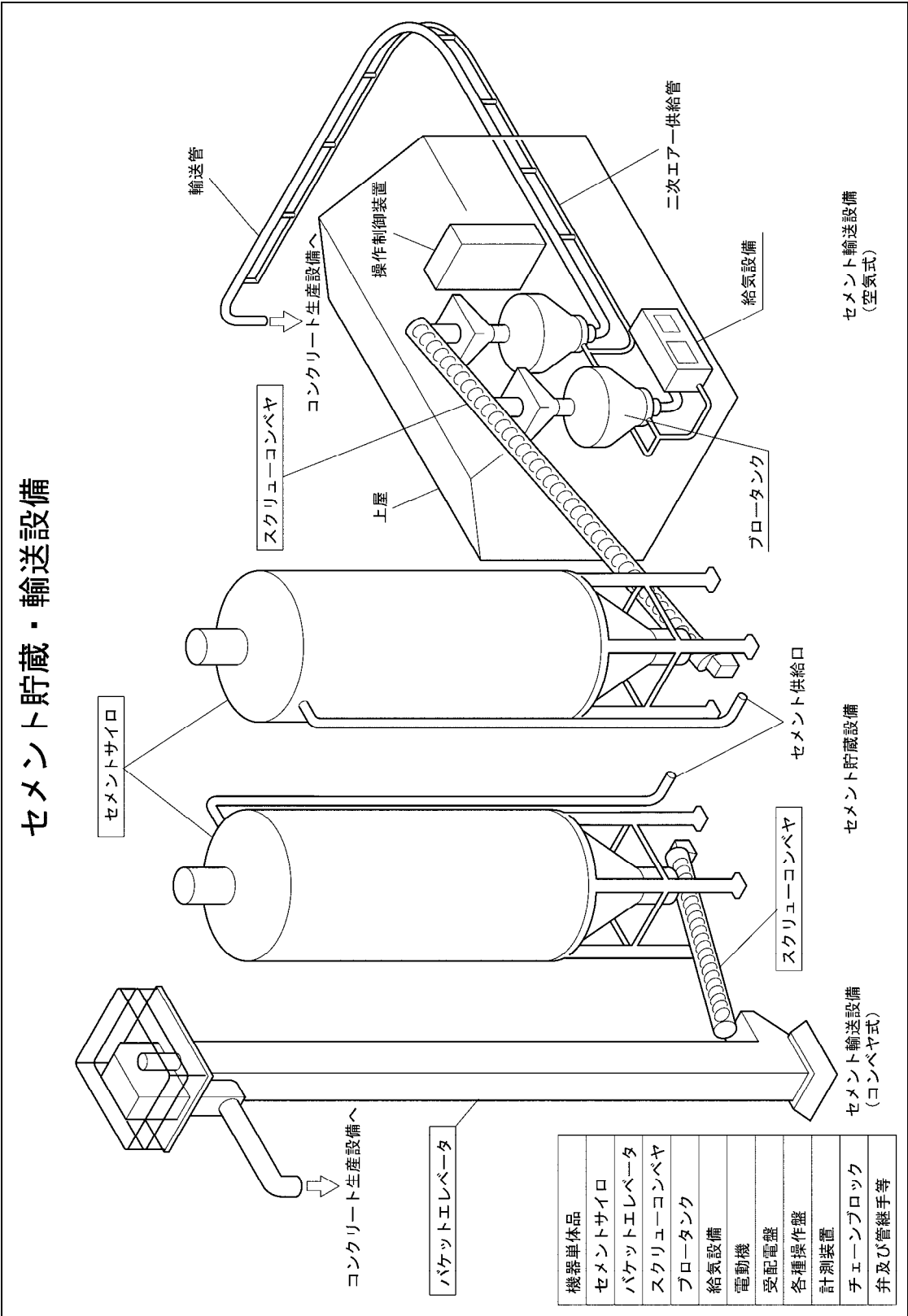
参考図－5



参考図－6

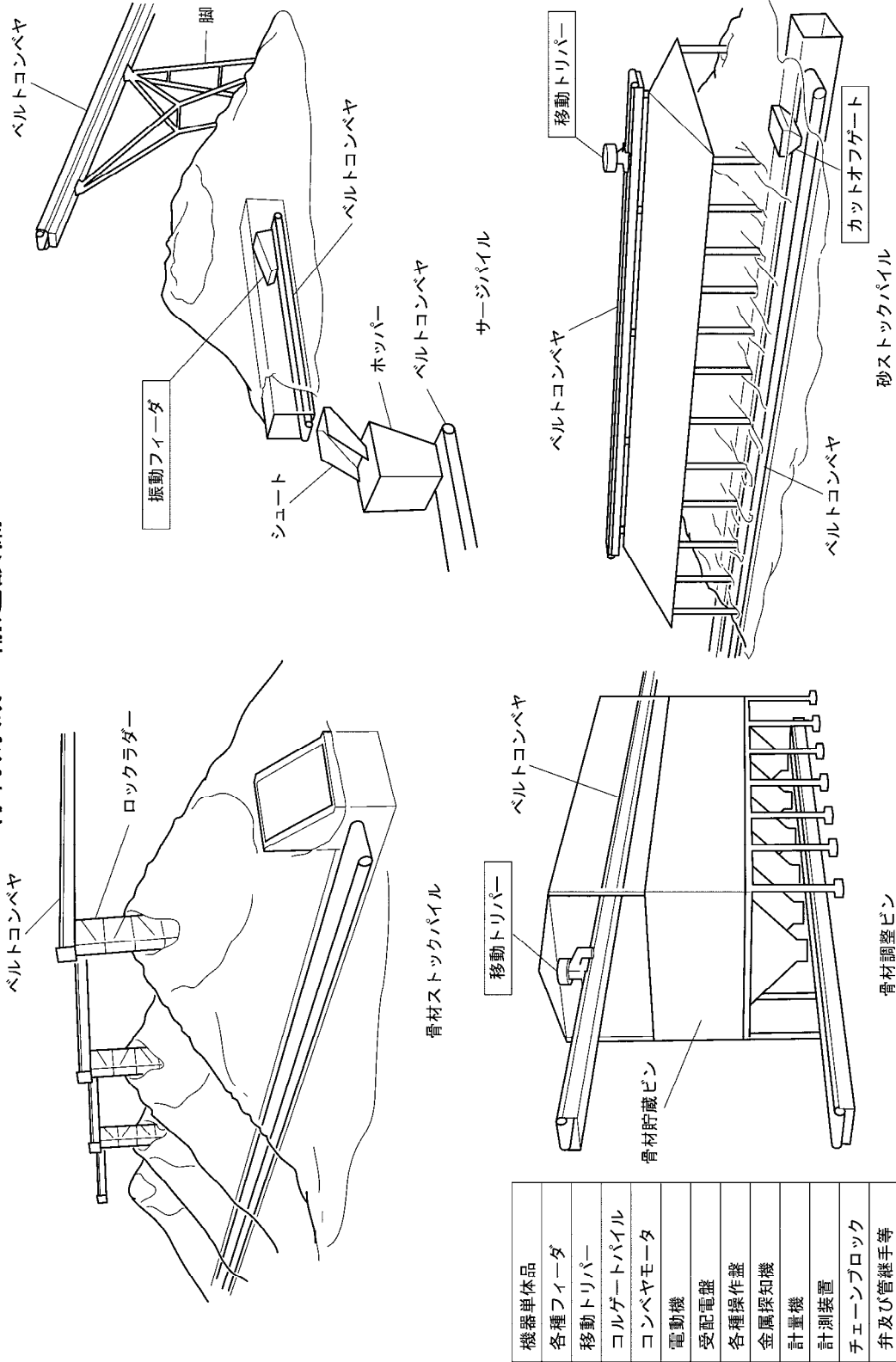


参考図ー7



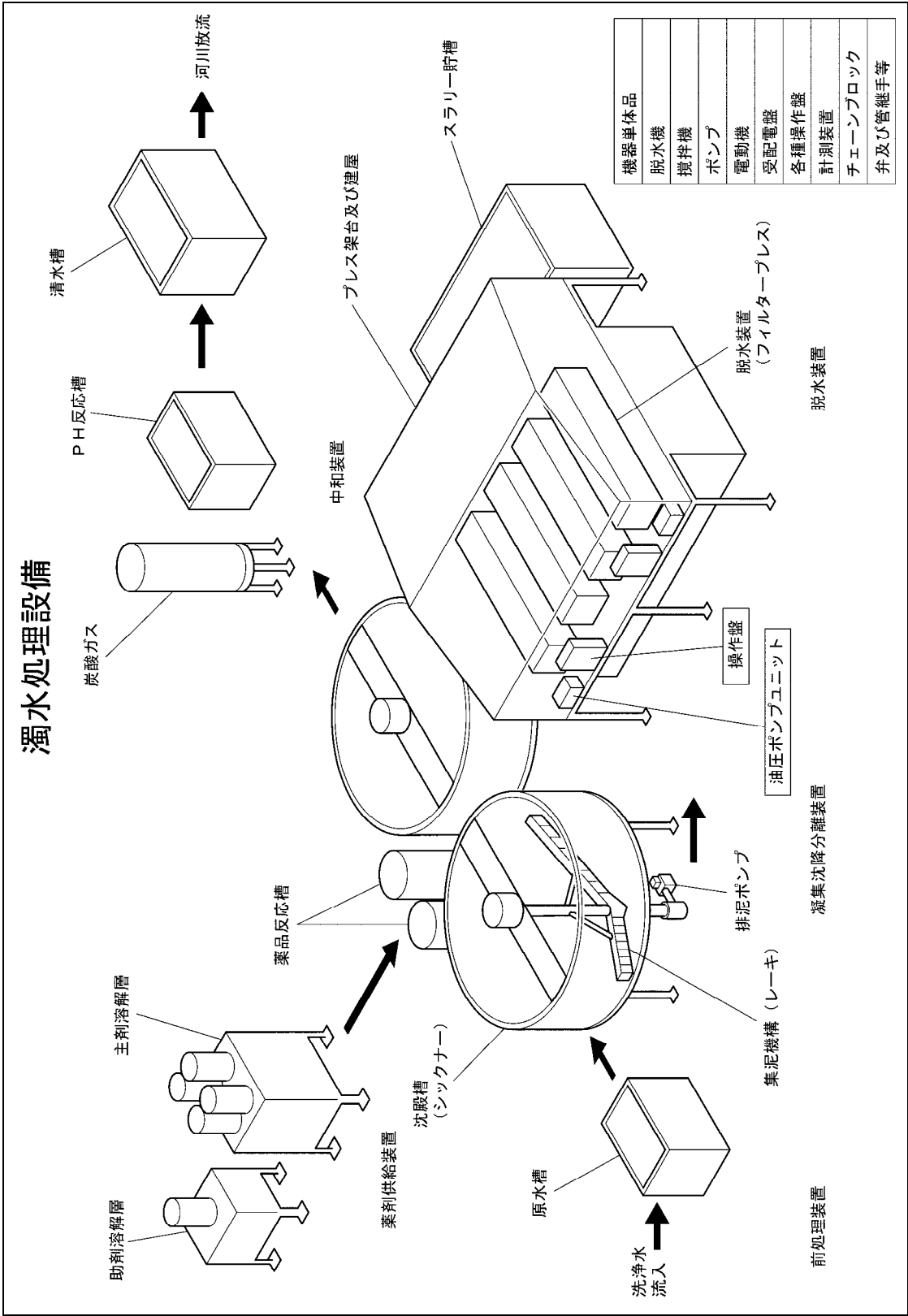
参考図－8

骨材貯蔵・輸送設備

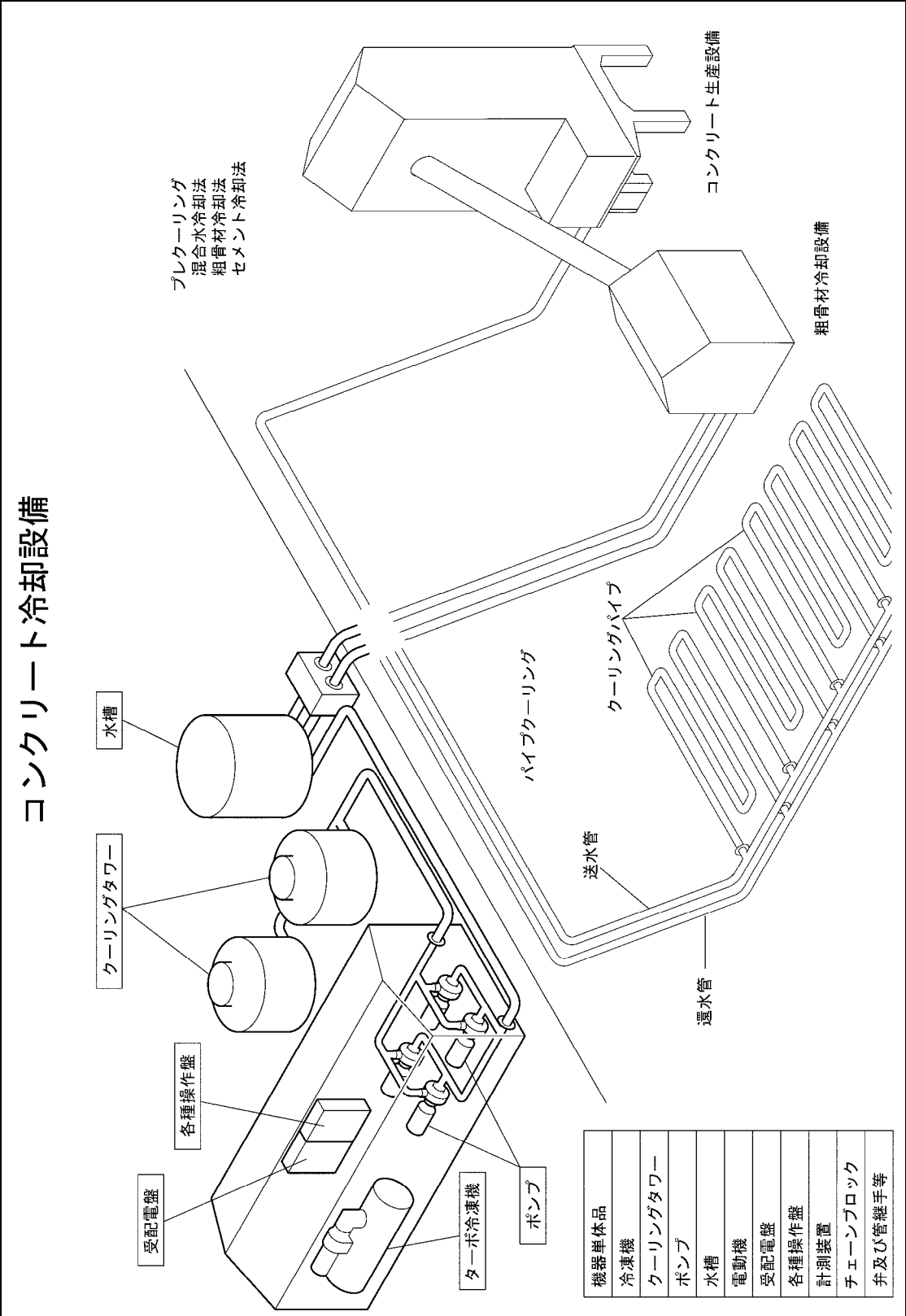


機器単体品
各種フィーダ
移動トリバー
コルゲートパイル
コンベヤモータ
電動機
受配電盤
各種操作盤
金属探知機
計量機
計測装置
チェーンブロック
弁及び管継手等

参考図－9



参考図－10



第6章 トンネル換気設備

① ジェットファン設備…………… IX-6- 1	② 送風機設備…………… IX-6- 9
1 適用範囲…………… IX-6- 1	1 適用範囲…………… IX-6- 9
1-1 区分及び構成…………… IX-6- 1	1-1 区分及び構成…………… IX-6- 9
2 直接製作費…………… IX-6- 2	2 直接製作費…………… IX-6- 9
2-1 機器単体費…………… IX-6- 2	2-1 材料費…………… IX-6- 9
3 直接工事費…………… IX-6- 3	2-2 機器単体費…………… IX-6- 9
3-1 材料費…………… IX-6- 3	3 直接工事費…………… IX-6- 9
3-2 据付工数…………… IX-6- 3	3-1 据付工数…………… IX-6- 9
3-3 直接経費…………… IX-6- 4	3-2 直接経費…………… IX-6- 9
[基準の解説]	[基準の解説]
1 直接製作費…………… IX-6- 7	1 直接製作費…………… IX-6-13
1-1 製作工数…………… IX-6- 7	1-1 標準質量…………… IX-6-13
[付属参考資料]	[付属参考資料]
別表-1 標準ジェットファン本体部	別表-1 標準送風機及び付属装置
据付工数算定要領…………… IX-6- 8	製作工数算定要領…………… IX-6-14

第6章 トンネル換気設備

① ジェットファン設備

1 適用範囲

この基準は、トンネル換気設備（ジェットファン及びブースタファン、以下ジェットファン）に適用する。

1-1 区分及び構成

トンネル換気設備の区分及び構成は、表-6・1のとおりとする。

表-6・1 区分及び構成

区 分		構 成
ジェットファン	本体	ケーシング、動翼、電動機
	吊り金具類	吊り金具、ターンバックル
	手元開閉器箱	
換気制御盤	FB	フィードバック換気制御盤
VI 計	投光部	
	受光部	
	投光部電源ボックス	
	受光部電源ボックス	
	光ファイバーケーブルボックス	
CO 計	CO 計本体	
AV 計	検出器	
	変換器	
計測盤（VI, CO, AV 計）		

2 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

ジェットファン(本体, 吊り金具類, 手元開閉器箱), 換気制御盤, V I 計(煙霧透過率測定装置),
C O 計(一酸化炭素濃度計測装置), A V 計(風向風速測定装置), 計測盤,
その他これらに類するもので積上げ積算しないもの

3 直接工事費

3-1 材 料 費

据付直接材料費は、据付けに使用するアンカーボルト等の部品をいい、積上げによるものとする。

3-2 据 付 工 数

(1) 標準据付工数

1) ジェットファン本体部

ジェットファン本体の据付工数は、表-6・2を標準とする。

表-6・2 ジェットファン本体部標準据付工数

口 径 (mm)	本体据付 (人/基)	アンカーボルト (人/本)	手元開閉器箱 (人/台)	総合試運転調整 (人/基)	職種別構成割合 (%)	
					機械設備 据付工	電 工
630	3.82	0.22	0.5	0.75	70	30
1,030						
1,250						
1,530						

- (注) 1. 本体据付の範囲は、ジェットファン本体の据付け、単独試運転調整、及びそれに伴う準備・後片付けまでとし、電気配線・配管の据付けは含まない。
2. アンカーボルトの範囲は、本体据付に係るアンカーボルトの打込み、吊り金具取付、引抜試験及びそれに伴う準備・後片付けとする。
3. 手元開閉器箱の範囲は、手元開閉器の据付け、アンカーボルト打込み、及びそれに伴う準備・後片付けまでとし、電気配線・配管の据付けは含まない。
4. 総合試運転調整の範囲は、単独試運転調整後、一酸化炭素検出装置及び煙霧透過率測定装置、風向風速測定装置等を連動させ全装置の総合試運転を行い、運転状況を記録するまでである。なお、総合試運転は自動運転及び手動運転の両方を行うものとする。

2) 換気制御盤・計測機器類

換気制御盤・計測機器類の据付工数は、表-6・3を標準とする。

表-6・3 換気制御盤・計測機器類標準据付工数

制御盤 (人/面)		VI 計 (人/台)		C O 計 (人/台)	A V 計 (人/台)	計測盤 (人/面)	職種別構成割合 (%)	
		投光部	受光部				機械設備 据付工	電 工
FB	2.0	1.5	1.5	3.0	3.0	2.0	70	30

- (注) 標準据付工数の範囲は、各装置の据付け、アンカーボルト打込み、単独試運転調整及びそれに伴う準備・後片付けまでとし、電気配線・配管の据付け及びトンネル本体のはつりは含まない。なお、VI 計のうち、光ファイバーケーブルボックス、電源ボックスは含まない。

- 3) 風量・騒音測定
- 風量・騒音測定に係る標準工数は、表－6・4を標準とする。

表－6・4 風量・騒音測定標準工数

準備・後片付け (人／式)	測定 (人／風量)	職種別構成割合（％）	
		機械設備 据付工	電 工
7.0	1.25	70	30

(注) 測定はジェットファンの運転組合せ毎に風量測定を行うものとする。

3－3 直接経費

(1) 機械経費

ジェットファン据付に係る機械経費は、表－6・5、表－6・6、表－6・7を標準として計上するものとする。

表－6・5 ジェットファン小口径（630mm）基当り

機械器具名	規 格	標準運転時間	摘 要
高 所 作 業 車 (トラック架装・垂直昇降・プラットフォーム型)	揚程 5m 積載荷重 1.7t	3.5 時間	芯出し、アンカー打設、ジェットファン据付用
ト ラ ッ ク [クレーン装置付]	ベーストラック 4t 級 吊能力 2.0t	0.5 時間	
そ の 他 必 要 器 具			
雑 器 具 損 料			機械器具費×2%

表－6・6 ジェットファン小口径（1,030mm）基当り

機械器具名	規 格	標準運転時間	摘 要
高 所 作 業 車 (トラック架装・垂直昇降・プラットフォーム型)	揚程 5m 積載荷重 1.7t	3.5 時間	芯出し、アンカー打設、ジェットファン据付用
ト ラ ッ ク [クレーン装置付]	ベーストラック 4t 級 吊能力 2.9t	0.5 時間	
そ の 他 必 要 器 具			
雑 器 具 損 料			機械器具費×2%

表－6・7 ジェットファン大口径（1,250、1,530mm）基当り

機械器具名	規 格	標準運転時間	摘 要
高 所 作 業 車 (トラック架装・垂直昇降・プラットフォーム型)	揚程 5m 積載荷重 3.2t	3.5 時間	芯出し、アンカー打設、ジェットファン据付用
トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型]	4.9t 吊	0.5 時間	
そ の 他 必 要 器 具			
雑 器 具 損 料			機械器具費×2%

(注) 雑器具損料は、打設機器、投光器、引抜試験器、発動発電機等の据付用雑器具の損料である。

(2) 試運転費経費等

試運転調整、風量・騒音測定に関する電気料金は、別途計上するものとする。

基 準 の 解 説

1 直接製作費

1－1 製作工数

付属設備の製作工数は、「第 18 章 鋼製付属設備」による。

別表-1 標準ジェットファン本体部据付工数算定要領											
換気設備形式	区分	標準据付工数算定表									
ジェットファン	ジェットファン 本体部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th><th>本体据付 (人/基)</th><th>アンカーボルト (人/本)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>630</td><td rowspan="4">3.82</td><td rowspan="4">0.22</td></tr> <tr> <td>1,030</td></tr> <tr> <td>1,250</td></tr> <tr> <td>1,530</td></tr> </tbody> </table> ※アンカーボルトはステンレス製メカニカルアンカーボルトとする。	口径 (mm)	本体据付 (人/基)	アンカーボルト (人/本)	630	3.82	0.22	1,030	1,250	1,530
口径 (mm)	本体据付 (人/基)	アンカーボルト (人/本)									
630	3.82	0.22									
1,030											
1,250											
1,530											
		標準工数の範囲 図-1 参照 本体据付の範囲は、ジェットファン本体の据付け、単独試運転調整及びそれに伴う準備、後片付けまでとし、電気配線・配管の据付けは含まない。アンカーボルトの範囲は、アンカーボルトの打込み、吊り金具取付、引抜き試験及びそれに伴う準備・後片付けとする。 手元開閉器の範囲は、手元開閉器の据付け、アンカーボルト打込及びそれに伴う準備・後片付けまでとし、電気配線・配管の据付けは含まない。 総合試運転調整の範囲は、単独試運転調整後、一酸化炭素濃度計測装置及び煙霧透過率測定装置、風向風速測定装置等を連動させ全装置の総合試運転を行い、運転状況を記録するものである。なお、総合試運転は自動運転及び手動運転の両方を行うものとする。									
		標準工数の範囲 図-1 標準工数適用範囲 アンカーボルト・方向安定金具 ターンバックル ジェットファン本体 金具拡大図									

② 送風機設備

1 適用範囲

この基準は、トンネル換気設備（送風機設備）に適用する。

1-1 区分及び構成

トンネル換気設備の区分及び構成は、表-6・8のとおりとする。

表-6・8 区分及び構成

区 分		構 成
送風機設備	送 風 機	ケーシング、ファンロータ、動力伝達装置（軸、軸受、軸継手）、減速機、電動機等
	付 属 装 置	ベルマウス、接続管、異形管、ダンパ等
	補助機器設備	コーナーベーン、スロット調整板、仕切板、天井クレーン、フィルター、集塵装置、計測装置等
	操作制御設備	操作・制御盤、発電装置、動力・制御用電気配管、配電等 換気制御盤、V I 計・C O 計・A V 計・計測盤については、ジェットファン設備の表-6・1を準用

2 直接製作費

2-1 材 料 費

製作に使用する材料及び部品は積上げ計上するものとする。

2-2 機 器 単 体 費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

電動機、減速機、ダンパ駆動装置、各種ポンプ、タンク類、天井クレーン、操作・制御盤、製作原価で計上する弁及び管継手、その他これらに類するもので積上げ積算しないもの

3 直接工事費

3-1 据 付 工 数

据付・試運転調整に要する必要工数を積上げるものとする。

3-2 直 接 経 費

据付けに係る経費は、必要に応じてラフテレーンクレーン等について積上げ計上するものとする。
また、試運転に必要な試運転用電力等についても、別途積上げるものとする。

基 準 の 解 説

1 直接製作費

1-1 標準質量

送風機及び付属装置に使用するボルト，ナットの標準質量は，送風機標準質量の1.8%とする。

別表一1 標準送風機及び付属装置製作工数算定要領

換気設備形式	区分	標準製作工数の範囲
送風機	送風機及び付属装置	送風機の標準製作工数の範囲は、ケーシング（ベルマウスと接続管又は異形管との間にある円筒部分で静翼及び内筒のステータ部分を含んだもの。ケーシング、軸受台、静翼、ステータ、ファンロータ（羽根及びハブの部分）及び動力伝達装置（電動機、減速機より軸継手、中間軸及び主軸までの動力伝達機構の部分。主軸、中間軸、軸カバー、軸受箱等）である。付属装置の標準工数の範囲は、ベルマウス（ケーシングの空気吸入口の部分）、接続管（ケーシングとダンパ及びベルマウスの間で伸縮管、後部取付管を含む静翼又はステータのない部分）及びダンパ（角型多翼式で送風又は排風を遮断する部分）である。

第7章 トンネル非常用施設

1	適用範囲	IX-7- 1	3	直接工事費	IX-7- 3
1-1	区分及び構成	IX-7- 1	3-1	材料費	IX-7- 3
2	直接製作費	IX-7- 2	3-2	据付工数	IX-7- 3
2-1	機器単体費	IX-7- 2	(1)	標準据付工数	IX-7- 3
2-2	製作工数	IX-7- 2	(2)	工数補正	IX-7- 4
			3-3	機械経費	IX-7- 5
			3-4	試運転費経費等	IX-7- 5

第7章 トンネル非常用施設

1 適用範囲

この基準は、道路トンネル非常用施設の製作、据付けに適用する。

1-1 区分及び構成

トンネル非常用施設の区分及び構成の詳細は、表-7・1のとおりとする。

表-7・1 トンネル非常用施設区分及び構成

区 分	構 成
通報警報設備	非常電話，押しボタン式通報装置，火災検知器，非常警報装置
消 火 設 備	消火器，消火栓，ポンプ操作・制御盤
避難誘導設備	誘導表示板，排煙設備又は避難通路
その他の設備	給水栓，無線通信補助設備，ラジオ再放送設備，拡声放送設備，水噴霧設備，監視設備等

2 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

火災検知器，手動通報装置，端子盤，ポンプ起動押しボタンスイッチ，防災受信盤， 非常用電話ボックス，トンネル内消火栓，消火器箱，消火器，給水栓，送水口，外気温度検知器， 各種ポンプ，操作・制御盤等で積上げ積算しないもの

2-2 製作工数

付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

3 直接工事費

3-1 材料費

据付けに使用する配管材等の材料及び各種弁類（逆止弁、仕切弁等）、管継手類（伸縮管、継手、フランジ等）等の部品をいい、積上げによるものとする。

3-2 据付工数

据付工数は、「(1) 標準据付工数」により求めた値を「(2) 工数補正」により補正して算出するものとする。

(1) 標準据付工数

1) 各機器の据付工数は、表-7・2を標準とする。

表-7・2 機器標準据付工数

名 称	規 格	単 位	機械設備据付工	普通作業員	備 考
押しボタン式通報装置		人／個	0.4	0.3	
トンネル内消火栓	埋込型	人／台	2.3	1.5	
消 火 器 箱	埋込型	人／台	1.2	1.0	
火 災 検 知 機		人／台	0.3	0.2	
各 種 ポンプ	渦巻ポンプ (片吸込形)	1.5kW 以下	人／台	0.4	0.3
		2.2	〃	1.0	0.7
		3.7	〃	1.8	1.2
		5.5	〃	2.4	1.6
		7.5	〃	2.9	1.9
		11.0	〃	3.4	2.3
		15.0	〃	3.9	2.6
		18.5	〃	4.2	2.8
		22.0	〃	4.5	3.0
		30.0	〃	5.0	3.3
		37.0	〃	5.3	3.5
		45.0	〃	5.6	3.7
		55.0	〃	5.9	3.9
		75.0	〃	6.4	4.2
		90.0	〃	6.7	4.4
		110.0	〃	7.0	4.6
		150.0	〃	7.4	4.9
		200.0	〃	7.9	5.2
		250.0	〃	8.2	5.4
		300.0	〃	8.5	5.6
		350.0	〃	8.7	5.8
		400.0	〃	8.9	5.9

(つづく)

(つづき)

名 称		規 格	単 位	機械設備据付工	普通作業員	備 考
各 種 ポンプ	多段ポンプ	1.5kW 以下	人／台	1.1	0.7	
		2.2	〃	1.3	0.8	
		3.7	〃	1.6	1.1	
		5.5	〃	1.9	1.2	
		7.5	〃	2.2	1.4	
		11.0	〃	2.5	1.7	
		15.0	〃	2.9	1.9	
		18.5	〃	3.1	2.1	
		22.0	〃	3.4	2.2	
		30.0	〃	3.8	2.6	
		37.0	〃	4.1	2.8	
		45.0	〃	4.5	3.0	
		55.0	〃	4.9	3.3	
		75.0	〃	5.6	3.7	
		90.0	〃	6.1	4.0	
		110.0	〃	6.5	4.4	
		150.0	〃	7.4	5.0	
自 動 給 水 装 置		0.4kW 以下	人／台	1.3	0.9	
		0.75	〃	1.7	1.1	
		1.5	〃	2.2	1.4	
		2.2	〃	2.5	1.7	
		3.7	〃	3.1	2.0	
		5.5	〃	3.5	2.4	
		11.0	〃	4.6	3.0	
		15.0	〃	5.1	3.4	

- (注) 1. 機器の取付け、試運転調整を含む。
 2. 機器取付けに伴うアンカーボルト設置を含む。
 3. 上表に示す以外のトンネル非常用施設の機器据付け工数は、別途積上げるものとする。

2) 付属設備

付属設備の直接工事費の積算は、「第 18 章 鋼製付属設備」によるものとする。

3) その他

「表－7・2 機器標準据付工数」に示す以外のトンネル非常用施設の機器据付工数は積上げによる他、機器標準据付工数に次のものは含まれないので、別途積上げ積算するものとする。

- (イ) 操作制御設備の据付け、設備総合試運転調整等。
 (ロ) 配管布設、配筋工事、二次コンクリート、各機器の基礎コンクリート、シンダーコンクリート、掘削等の土木工事。

(2) 工数補正

1) 防震基礎による補正

各種ポンプに防震基礎を使用する場合は、標準据付工数を 20%増しとする。

2) 据付数による補正

据付数による補正は、行わないものとする。

3-3 機械経費

(1) 消火栓の据付けに係る機械経費は、表-7・3を標準とする。

表-7・3 消火栓標準機械器具 (1基当り)

機械器具名	標準規格	標準運転時間	備 考
トラック [クレーン装置付]	4t級 吊能力2.9t	1.6h	
雑器具損料	—	—	機械器具費×2%

(注) 雑器具損料とは、ハンマドリル、ジャッキ、チェンブロック、インパクトレンチ、溶接用雑器具の他、投光器、発動発電機等の据付用雑器具の損料である。

(2) 消火栓以外の据付けに係る経費は、必要に応じてトラッククレーン・溶接機・発電機等について積上げ計上するものとする。

3-4 試運転費経費等

試運転に使用する水道・電力料金については必要に応じて積上げ計上とし、各機関の定める手法もしくは当該地域の水道局及び電力会社の料金体系等によるものとする。

第8章 消融雪設備

1 適用範囲…………… IX-8- 1	(2) 標準据付工数…………… IX-8- 4
1-1 区分及び構成…………… IX-8- 1	(3) 機械経費…………… IX-8- 5
2 直接製作費…………… IX-8- 2	3-4 さく井…………… IX-8- 5
2-1 材料費…………… IX-8- 2	(1) 材料費…………… IX-8- 5
(1) 材料費の構成…………… IX-8- 2	(2) さく井工数…………… IX-8- 5
(2) 部材費の構成…………… IX-8- 2	(3) 機械経費…………… IX-8- 6
(3) 部品費…………… IX-8- 2	[基準の解説]
(4) 補助材料費…………… IX-8- 2	1 直接工事費…………… IX-8-11
2-2 機器単体費…………… IX-8- 2	1-1 送水管, 散水管据付…………… IX-8-11
2-3 製作工数…………… IX-8- 2	1-2 さく井…………… IX-8-11
3 直接工事費…………… IX-8- 3	[付属参考資料]
3-1 材料費…………… IX-8- 3	別表-1 標準ポンプ据付工数算定
(1) 据付材料費…………… IX-8- 3	要領…………… IX-8-12
(2) 据付補助材料費…………… IX-8- 3	別表-2 標準操作盤・試運転
3-2 ポンプ据付…………… IX-8- 3	工数算定要領…………… IX-8-13
(1) 据付工数…………… IX-8- 3	別表-3 標準送水管, 散水管据付
(2) 標準据付工数…………… IX-8- 3	工数算定要領…………… IX-8-14
(3) 機械経費…………… IX-8- 4	別表-4 標準さく井工数算定
3-3 送水管, 散水管据付…………… IX-8- 4	要領…………… IX-8-15
(1) 据付工数…………… IX-8- 4	

第 8 章 消融雪設備

1 適用範囲

この基準は、消融雪設備のうち消雪設備の製作、据付け及びさく井に適用する。

1－1 区分及び構成

消雪設備の区分及び構成は、表－8・1 のとおりとする。

表－8・1 区分及び構成

区 分	構 成
さ く 井	掘削，ケーシング作業，砂利充填，孔内洗浄，電気検層，揚水試験
ポ ン プ	ポンプ，揚水管，配電盤，操作盤，制御盤，検知器，流量計，圧力計等
配 管	送水管，散水管，散水ノズル，管継手，弁類等
付 属 設 備	ポンプ据付架台，配管据付架台等

2 直接製作費

2-1 材 料 費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

$$\text{材料費} = \text{部材費} + \text{部品費} + \text{補助材料費}$$

(2) 部材費の構成

1) 部材費の積算は、次式による。

$$\text{部材費} = \text{部材所要量} \times \text{部材単価}$$

2) 部材の所要量の算定及び部材単価は、「第1章 一般共通」に準ずる。

3) 部材費は、付属設備を積上げるものとする。

(3) 部品費

部品費は、散水管及び送水管(200A $\leq$ φ $\leq$ 350A)の溶接フランジ等を積上げるものとする。なお、散水管は、二次製品価格を採用するものとする。

(4) 補助材料費

1) $\text{補助材料費} = \text{部材費} \times \text{補助材料費率}(\%)$

2) 補助材料費率は、「第18章 鋼製付属設備」に準ずる。

2-2 機 器 単 体 費

機器単体費として計上する品目は、次のとおり。

ポンプ、各種配電盤、各種操作盤、各種制御盤、各種検知器、水位計、流量計等

2-3 製 作 工 数

1) 付属設備の製作工数は、以下による。

付属設備は、ポンプピット、ポンプ受台、配管取付支柱及び取付架台等であり、製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

2) 送水管(200A $\leq$ φ $\leq$ 350A)の製作工数は、別途積上げるものとする。

なお、送水管の製作工数とは、フランジ部と送水管の溶接をいう。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

(1) 据付材料費

送水管(150A以下)の材料費及び散水ノズル、揚水管、各種弁類(逆止弁、仕切弁等)、圧力計、低水位用電極、井戸ふた、管継手(チーズ、エルボ、ソケット、カップリング等)等の部品費を積上げるものとする。

(2) 据付補助材料費

据付補助材料費の積算は、次式による。

$$\text{据付補助材料費} = \text{据付労務費} \times \text{据付補助材料費率}(\%)$$

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、電気、配管工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表-8・2によるものとする。

表-8・2 据付補助材料費率 (%)

区 分	据付補助材料費率
ポンプ、送水管、散水管等	2

3-2 ポンプ据付

(1) 据付工数

ポンプ据付工数は、次式による。

$$Y = y \times n$$

Y: 設備1施設当りの据付工数(人)

y: ポンプ1台当りの標準据付工数(人/台)

n: 設備1施設当りのポンプ台数(台)

(2) 標準据付工数

ポンプ据付工数は、表-8・3を標準とする。

表-8・3 標準据付工数

区 分	標準据付工数	職種別構成割合 (%)		
		機械設備据付工	電 工	普通作業員
ポンプ	$y = 0.05x + 2.6$ (人/台)	35	20	45
操作盤・試運転	$y = 5.6$ (人/式)			

- (注) 1. yは標準据付工数(人/台)、xは揚水管長さ(m)である。
2. 本工数は、口径150mm以下かつ出力45kW以下の深井戸用水中モータポンプ[柱状型]に適用する。
3. ポンプの据付けには、逆止弁、仕切弁、圧力計、揚水管、低水位用電極、制御用電力ケーブル、流量計、吐出曲管、空気弁、相フランジ、井戸ふた、支持バンド、水中ケーブル、基礎ボルト、受台等の据付け及び配線・配管を含むものとする。
4. 操作盤、試運転は、井戸用操作盤設置及び井戸用ポンプ設備の試運転をいう。
5. 取水位置と制御盤の距離は、10mを標準とし、それ以上の配管、配線については別途計上する。
6. ポンプ室設置等の土木工事は、本工数に含まない。
7. 深井戸用水中モータポンプ[柱状型]以外の場合、別途積上げることとする。

(3) 機械経費

機械経費の積算は、表－8・4による。

表－8・4 標準機械器具

機 械 器 具 名	標準規格	標準運転日数 (日／台)	摘 要
トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型]	4.9t 吊	1	
雑器具損料	—	—	機械器具費×2%

- (注) 1. 上記の規格以外のクレーンを使用する場合は、別途積上げるものとする。
2. 雑器具損料とは、ジャッキ、チェーンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。

3－3 送水管、散水管据付

(1) 据付工数

送水管、散水管据付工数は、次のとおりとする。

$$Y = y \times L \div 100$$

Y：設備 1 施設当りの据付工数（人）

y：標準据付工数（人／100m）

L：設備 1 施設当りの施工延長（m）

(2) 標準据付工数

送水管、散水管の据付工数は、表－8・5を標準とする。

表－8・5 標準据付工数

区分及び適用範囲		標準据付工数 (人／100m)	職種別構成割合（％）		
			機械設備据付工	配管工	普通作業員
送水管	φ ≤ 150A	y = 0.08x + 7.6	25	45	30
	200A ≤ φ ≤ 350A	y = 0.004x + 7.1			
散水管	φ ≤ 150A	y = 0.08x + 7.8	35	35	30

- (注) 1. y は標準据付工数（人／100m）、x は鋼管呼径[JIS G 3452 管の呼び方(A)]である。
2. 適用範囲は、送水管の鋼管呼び径 350A 以下及び散水管の鋼管呼び径 150A 以下のコンクリート埋設配管、土中埋設配管及び露出配管とする。なお、プレキャスト製品には適用しない。
3. 上記算定式において、管径が 150A 以下は人力施工、200A 以上は機械施工の歩掛を示す。
4. ダブル配管の場合には、それぞれの管について工数を算出する。
5. 本工数は散水管、送水管及び配管架台の据付けまで含むものとし、その他の付属設備は含まないものとする。
6. 掘削工、配筋工、コンクリート工等の土木工事は、本工数に含まない。

(3) 機械経費

鋼管呼び径 150A 以下の管の据付けは人力を標準とするが、現場条件によりクレーン等が必要な場合には別途計上するものとする。

鋼管呼び径 200A 以上の管の据付けに係る機械経費は、表-8・6 を標準とする。

表-8・6 標準機械器具

機 械 器 具 名	標準規格	標準運転日数 (日/100m)	摘 要
トラック [クレーン装置付]	4t 級 吊能力 2.9t	2.7	
雑器具損料	—	—	機械器具費×2%

- (注) 1. 上記の規格以外のクレーンを使用する場合は、別途積上げるものとする。
 2. 雑器具損料とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。
 3. 機械経費は、施工延長から使用日数を算出後、0.5 日単位で端数切り上げとする。

3-4 さ く 井

標準として積算に用いる工法はパーカッション工法とし、工期、現場条件等を勘案して最も適した施工法を選択するものとする。

(1) 材料費

ケーシング、充填砂利等の材料費及び、ストレーナ等の部品費を積上げるものとする。

なお、充填砂利の標準使用量は、表-8・7 によるものとする。

表-8・7 標準砂利充填量

ケーシング径	200A	250A	300A	350A	400A
掘削径 (mm)	350	400	450	500	550
標準砂利充填量 (m ³ /m)	0.07	0.08	0.10	0.11	0.12

(注) 砂利は、標準としてφ6～10mm の豆砂利とする。

(2) さく井工数

1) さく井工数は、表-8・8 を標準とする。

表-8・8 標準さく井工数

区 分	標準さく井工数 (人)	職種別構成割合 (%)	
		特殊作業員	普通作業員
さ く 井	$y = (2.7a + 0.067)x + 16.6$	50	50

- (注) 1. y は標準さく井工数 (人), x は掘削深度 (m), a は m 当り掘削日数 (日/m) である。
 2. さく井工数には、掘削、電気検層、ケーシング管設置、砂利充填、孔内洗浄、揚水試験を含むものとし、さく井機設置撤去の工数は、表-8・10 により別途加算する。
 3. a の値は、各井戸の掘削速度 α から求めるものとし、次式による。

$$a = \left(\frac{L1}{\alpha 1} + \frac{L2}{\alpha 2} + \frac{L3}{\alpha 3} \cdots \right) \times \frac{1}{L1 + L2 + L3 \cdots}$$

αn : 各土質の掘削速度 (m/日)

$L n$: 各土質層の長さ (m)

4. 各土質の掘削速度 αn は、表-8・9 のとおりとする。

表-8・9 掘削速度 (αn) (m/日)

ケーシング径 土質	200A	250A	300A	350A	400A
粘性土	6.21	5.87	5.47	4.95	4.55
砂・砂質土	5.65	5.34	4.96	4.50	4.14
レキ質土・軟岩	4.04	3.81	3.56	3.22	2.96
岩塊・玉石	1.24	1.17	1.11	0.99	0.91

2) さく井機 (パーカッション式) 設置撤去工数は、表-8・10 を標準とする。

表-8・10 さく井機設置撤去標準工数 (人/台)

区 分	規 格	特殊作業員	普通作業員	電 工	と び 工
さく井機 分解組立	小形	6	4	2	2
	中形	8	5	2	2
	大形	11	7	3	3

(注) 本工数は、さく井機の設置準備、設置、動力設置撤去、撤去、後片付けまで含むものとする。

(3) 機械経費

1) さく井に係る機械の組合せは、表-8・11 を標準として、計上するものとする。

表-8・11 標準機械器具

機 械 器 具 名	標 準 規 格	数 量	摘 要
ボーリングマシン[さく井機・パーカッション式(定置式・片やぐら型)]		1 台	
掘削用ビット		1 台	
発動発電機[ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型]		1 台	
ベントナイトミキサ[1 槽型]	0.2m ³ ×1 槽 2.2kW 級	1 台	
工事用水中モータポンプ[攪拌装置付(水中サンドポンプ)]	口径 80mm 全揚程 10m 3.7kW	1 台	
電気溶接機[交流アーク式(手動・電撃防止器内蔵型)]	200～300A	1 台	
深井戸用水中モータポンプ[柱状型]	実際に据付けるポンプと同規格	1 台	揚水試験用
トラック[クレーン装置付]	ベーストラック 4t 積 吊能力 2.9t	1 台	
ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型]	25t 吊	1 台	さく井機設置撤去
雑器具損料		1 式	機械器具費×2%

(注) 1. 雑器具損料とは、ジャッキ、チェーンブロック類、溶接用雑器具等の損料である。
2. さく井機 (パーカッション式) の選定は、ケーシング径、掘削深度により、表-8・12 を標準とする。

表-8・12 さく井機選定

ケーシング径 (mm)

掘削深度 (m)	ケーシング径 (mm)					
	150	200	250	300	350	400
0						
50	小	形	中	形		
100						
150						
200						
250						
300				大	形	

3. 発動発電機及び掘削機の規格は、表-8・13 を標準として、計上するものとする。

表-8・13 発電機及び掘削機規格

パーカッション機械の規格	所要発電機容量 (kVA)	掘削機容量 (kW)	摘 要
小 形	35	15	
中 形	45	22	
大 形	60	30	

4. 必要に応じ水槽，マッドスクリーンを計上するものとする。

- 2) さく井に係る機械の運転日数は、表-8・14 を標準とする。

表-8・14 標準運転日数

機 械 器 具 名	標準運転日数 (日)		運転時間 (時間/日)
ボーリングマシン [さく井機・パーカッション式(定置式・片やぐら型)]	$(a+0.017) x + 2.4$		—
掘削用ビット	ax		—
発動発電機[ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型]	$(a+0.017) x + 5.1$		7.6
ベントナイトミキサ[1 槽型]	ax		—
工事用水中モータポンプ [攪拌装置付(水中サンドポンプ)]	ax		—
電気溶接機[交流アーク式(手動・電撃防止器内蔵型)]	$(a+0.003) x + 0.5$		2.4
深井戸用水中モータポンプ [柱状型]	2.8		—
トラック[クレーン装置付]	1.6		6.3
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	小形さく井機の場合	2.4	—
	中形さく井機の場合	2.9	—
	大形さく井機の場合	3.0	—

- (注) 1. x は掘削深度 (m) である。
2. a の値は、「表-8・8 (注) 3」によるものとする。

3. 標準運転日数は、掘削、電気検層、ケーシング管設置、砂利充填、孔内洗浄、揚水試験及びさく井機設置撤去に係る運転日数である。
4. コンダクターパイプは、ケーシングの経費を別途計上するものとする。
- 3) ビット等の損耗品費は、次式による。

損耗品費＝さく井労務費×損耗品費率（％）

さく井労務費は、さく井に関する掘削、電気検層、ケーシング管設置、砂利充填、孔内洗浄、揚水試験に従事する特殊作業員、普通作業員の労務費をいい、それ以外（さく井機設置撤去等）の労務費は対象としない。

なお、損耗品費率は、表－8・15 によるものとする。

表－8・15 損耗品費率（％）

区 分	損耗品費率
さ く 井	20

（注） 損耗品費率には、ノコチューブメタル、ベントナイト、粘土、ワイヤーロープ、酸素、アセチレンガス、溶接棒の使用料が含まれている。

基 準 の 解 説

1 直接工事費

1-1 送水管，散水管据付

(1) 据付工数

複数の口径の送水管，散水管を据付ける場合の積算は，次式による。

$$Y = \sum (y_n \times L_n / 100)$$

Y : 設備 1 施設当りの据付工数

y_n : 各口径毎の標準据付工数 (人/100m)

L_n : 各口径毎の施工延長 (m)

1-2 さく井

(1) 材料費

基準の「3-4 さく井 (1)材料費 表-8・7 標準砂利充填量」は，掘削径＝ケーシング呼径＋150mm を標準としているので，標準以外は，次式による。

$$Y = \pi / 4 \times (D_1^2 - D_2^2) \times L \times 1.1$$

Y : 充填砂利使用量 (m³)

D₁ : 掘削径 (m)

D₂ : ケーシング径 (m)

L : 砂利充填延長 (m)

(2) 機械経費

さく井に係る機械経費のうち，さく井機，トラック（クレーン装置付）等の運転手は，標準さく井工数に含まれているので別途計上しないものとする。

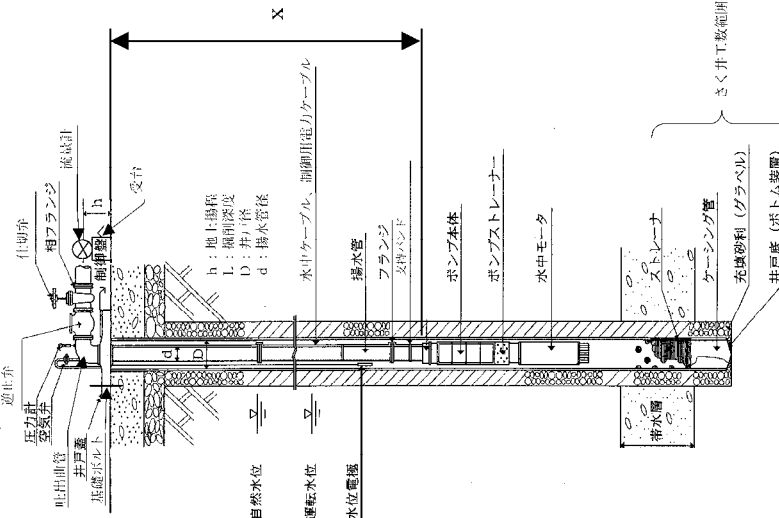
さく井機設置撤去に係るラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ型]の運転日数は，小数点第1位止めとして積算する。

(3) その他経費

現場条件により，さく井に係る次の経費を別途計上する。

- 1) 掘削土の運搬が必要な場合は，トラック等の費用を別途計上する。
- 2) 泥水処理が必要な場合は，バキュームカー等の費用及び処分費を別途計上する。
- 3) 水道水等が必要な場合は，その費用を別途計上する。

別表-1 標準ポンプ据付工数算定要領

消費設備形式	区分	標準ポンプ据付工数算定式	標準工数の範囲
地下水	ポンプ	$y = 0.05x + 2.6$ y : 標準据付工数 (人/台) x : 揚水管長さ (m) 適用範囲 : 口径150mm以下かつ 出力45kW以下の深井戸用 水中モータポンプ	標準工数の範囲 : 図-1 参照 ポンプ据付には逆止弁、仕切弁、圧力計、圧力計、揚水管、低水位用電極、制御用電力ケーブル、流量計、吐出曲管、空気弁、相フランジ、井戸ふた、支持バンド、水中ケーブル、基礎ボルト、受台等の据付け及び配線・配管を含む。 取水位置と制御盤の距離は10mを標準とし、それ以上の配線・配管については別途計上する。ポンプ室設置等の土木工事は含まない。深井戸水中ポンプ以外の場合、別途積上げることとする。 図-1  The diagram illustrates the installation of a deep well pump. Key components labeled include: 仕切弁 (Isolation valve), 逆止弁 (Check valve), 圧力計 (Pressure gauge), 吐出曲管 (Discharge elbow), 井戸蓋 (Well head), 基礎ボルト (Foundation bolt), 相フランジ (Coupling flange), 流量計 (Flow meter), 受台 (Support base), 水中ケーブル (Underwater cable), 制御用電力ケーブル (Control power cable), 揚水管 (Lift pipe), フランジ (Flange), 支持バンド (Support band), ポンプ本体 (Pump body), ポンプストレーナー (Pump strainer), 水中モータ (Underwater motor), ストレーナ (Strainer), ケーシング管 (Casing pipe), 充填砂利 (グラベル) (Gravel filling), and 井戸底 (ボトム装置) (Well bottom device). Dimensions and levels are marked: h (ground lift), L (drilling depth), D (well diameter), d (lift pipe diameter), 自然水位 (Natural water level), 運転水位 (Operating water level), and 水位電極 (Water level electrode). A bracket on the right indicates the 'さく井工数範囲' (Drilling work range).

別表-3 標準送水管、散水管据付工数算定要領			標準工数の範囲	
消雪設備形式	区分	標準ポンプ据付工数算定式	標準工数の範囲：図-3参照。	
地下水	送水管	$y = 0.08x + 7.6$ xの適用範囲： $\phi \leq 150A$	散水管、送水管及び配管架台の据付けまで含み、その他の付属設備は含まない。 掘削工、配筋工、コンクリート工等の土木工事は含まない。 図-3 ポンプ施設 散水施設 埋設形 (シングル) 埋設形 (ダブル) 露出形 ※配管固定用金具、アンカを含む。	
	送水管	$y = 0.004x + 7.1$ xの適用範囲： $200A \leq \phi \leq 350A$		
	散水管	$y = 0.08x + 7.8$ xの適用範囲： $\phi \leq 150A$ y：標準据付工数 (人/100m) x：鋼管呼び径 (A) [JIS G 3452管の呼び方] 適用範囲： 送水管：鋼管呼び径350A以下 散水管：鋼管呼び径150A以下 コンクリート埋設配管、土中埋設配管、露出配管 (プレキャスト製品には適用しない)		

別表-4 標準さく井工数算定要領		標準工数の範囲	
消費設備形式	区分	標準さく井工数算定式	標準工数の範囲
地下水	さく井	$y = (2.7a + 0.067) x + 16.6$ y : 標準さく井工数 (人) x : 掘削深度 (m) a : m 当り掘削日数 (日/m)	標準工数の範囲：図-4 参照。掘削、電気検層、ケーシング管設置、砂利充填、孔内洗浄、揚水試験を含む。さく井機設置撤去の工数は別途加算する。 図-4

第9章 道路排水設備

1	適用範囲	IX-9- 1	3	直接工事費	IX-9- 3
1-1	区分及び構成	IX-9- 1	3-1	材料費	IX-9- 3
2	直接製作費	IX-9- 2	(1)	直接材料費	IX-9- 3
2-1	材料費	IX-9- 2	(2)	据付補助材料費	IX-9- 3
(1)	直接材料費	IX-9- 2	3-2	据付工数	IX-9- 3
2-2	機器単体費	IX-9- 2	(1)	標準据付工数	IX-9- 3
2-3	製作工数	IX-9- 2	3-3	機械経費	IX-9- 5

第9章 道路排水設備

1 適用範囲

この基準は、水中ポンプ（口径 400mm 未満）で排水を行う、道路排水設備の製作、据付けに適用する。

1-1 区分及び構成

道路排水設備の区分及び構成は、表-9・1 のとおりとする。

表-9・1 区分及び構成

区 分		構 成
排水設備	ポンプ設備	水中ポンプ（本体、水中ケーブル、ベンド、ガイドパイプ、ガイドフック、ポンプ吊上げ用チェーン、ガイドコネクタ等）、水位測定装置（フロートスイッチ、電極式等）等
	操作制御設備	機側操作盤、遠方操作盤、手元開閉器、電気配線・配管等
	配管設備	主配管及び小配管、弁類（逆止弁、仕切弁等）、管継手類（伸縮管、エルボ、チーズ、フランジ等）、配管架台等
補助機器設備		クレーン装置（チェンブロック）、換気扇、換気装置、燃料小出槽
電源設備		受電盤、配電盤、発電装置
付 属 設 備		階段、手摺、扉、蓋、スクリーン、排風ダクト、排気管、その他の鋼構造物

2 直接製作費

2-1 材 料 費

(1) 直接材料費

鋼材のエキストラは，必要に応じ計上するものとする。

2-2 機 器 単 体 費

機器単体費として計上する品目は，次のとおりとする。

水中ポンプ，受電盤，配電盤，機側操作盤，クレーン装置（チェンブロック）， 換気扇（壁取付型），換気装置（床据付型），発電装置，水位測定装置等

2-3 製 作 工 数

付属設備の製作工数は，「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

(1) 直接材料費

据付けに使用する配管材等の材料及び各種弁類（逆止弁，仕切弁等），管継手類（伸縮管，継手，フランジ，パッキン等）等の部品をいい，積上げによるものとする。

(2) 据付補助材料費

据付補助材料費の積算は，次式による。

$$\text{据付補助材料費} = \text{据付労務費} \times \text{据付補助材料費率}(\%)$$

据付労務費は，据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工，普通作業員の労務費をいい，別途計上される土木工事費，電気工事費中の労務費は対象としない。

なお，据付補助材料費率は，表-9・2によるものとする。

表-9・2 据付補助材料費率（％）

区 分	据付補助材料費率
道路排水設備	1

3-2 据 付 工 数

(1) 標準据付工数

1) 排水設備

排水設備の据付工数は，表-9・3，表-9・4を標準とする。

表-9・3 ポンプ設備，操作制御設備標準据付工数

モータ 出 力 (kW)	準備， 後片付け (人／台)	ポンプ 据 付 (人／台)	操作盤 据 付 (人／面)	電 気 配 線 (人／台)	総 合 試運転 (人／台)	職種別構成割合（％）	
						機械設備据付工	普通作業員
0.25	0.2	0.9	1.0	1.1	0.5	50	50
0.4	0.2	0.9	1.0	1.1	0.5		
0.75	0.2	1.0	1.0	1.2	0.5		
1.5	0.3	1.1	1.1	1.3	0.5		
2.2	0.3	1.2	1.1	1.4	0.5		
3.7	0.3	1.4	1.2	1.5	0.6		
5.5	0.4	1.6	1.3	1.7	0.6		
7.5	0.5	1.8	1.4	2.0	0.7		
11.0	0.6	2.3	1.6	2.4	0.8		
15.0	0.7	2.8	1.9	2.9	0.9		
18.5	0.8	3.2	2.1	3.3	1.0		
22.0	0.9	3.6	2.3	3.7	1.1		
30.0	1.2	4.6	2.8	4.6	1.4		
37.0	1.5	5.5	3.2	5.5	1.6		
45.0	1.7	6.5	3.7	6.4	1.8		
55.0	2.1	7.7	4.2	7.6	2.2		

(注) 1. 標準据付工数の範囲は，次のとおりとする。

- (1) 準備，後片付けは，ポンプ設置1台当りの現場整理，据付準備及び据付後の後片付け，清掃等の作業をいう。

- (2) ポンプ据付は、構成区分のポンプ設備の現場内小運搬、位置決め、据付け、調整等に要する一切の作業をいう。
 - (3) 操作盤据付は、機側操作盤の据付けに要する一切の作業をいう。
 - (4) 電気配線は、機側操作盤以降の二次側電気配線に伴う配管、配線、簡易な器具の取付け等に要する一切の作業をいう。
 - (5) 総合試運転は、現場総合試運転に要する一切の作業をいう。
2. 一次側電気配線・配管の据付工数は、別途積上げるものとする。
 3. 本工数は、ポンプ台数が1ポンプピット当たり3台以下の場合に適用し、4台以上の場合は別途積上げによるものとする。

表-9・4 配管設備標準据付工数

呼び径 (A)	標準据付工数 (人/10m)	職種別構成割合(%)	
		機械設備据付工	普通作業員
32	1.8	50	50
40	2.0		
50	2.4		
65	2.9		
80	3.5		
100	4.2		
125	5.1		
150	6.0		
200	7.8		
250	9.6		
300	11.4		
400	15.0		
500	18.6		

- (注) 1. 標準据付工数の範囲は、ポンプ槽等コンクリート構造物内の露出配管の場合で、配管設備(弁類、管継手類、配管架台を含む)の接合及び布設に要する一切の作業とする。
2. 配管は、SGP又はFCDのネジあるいはフランジ接合とし、配管長(m)は、管継手類、弁類等を除く配管の設計数量(m)とする。
- 2) 補助機器設備
補助機器設備の据付工数は、別途積上げによるものとする。
 - 3) 電源設備
電源設備の据付工数は、別途積上げによるものとする。
 - 4) 付属設備
付属設備の据付工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。
 - 5) その他
次の工種については、別途積上げによるものとする。
配筋工、コンクリート工(二次コンクリート含む)、掘削、はつり等の土木工事

3-3 機械経費

据付けに係る機械経費は、表-9・5を標準として計上するものとする。

なお、各機械器具の規格、所要数量及び標準運転日数（クレーンを除く）は、現場条件を勘案のうえ決定する。

表-9・5 標準機械器具

機械器具名	標準規格	標準運転日数	摘 要
クレーン		$y=0.23x+0.88$	y：標準運転日数（日） x：ポンプ設置台数（台）
発動発電機	排出ガス対策型	積上げによる	商用電源がない場合
その他必要なもの		積上げによる	
雑器具損料	—	—	機械器具費×2%

（注） 雑器具損料とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。

第10章 共同溝付帯設備

1	適用範囲	IX-10- 1	3	直接工事費	IX-10- 3
1-1	区分及び構成	IX-10- 1	3-1	材料費	IX-10- 3
2	直接製作費	IX-10- 2	(1)	直接材料費	IX-10- 3
2-1	材料費	IX-10- 2	(2)	補助材料費	IX-10- 3
(1)	直接材料費	IX-10- 2	3-2	据付工数	IX-10- 3
2-2	機器単体費	IX-10- 2	(1)	標準据付工数	IX-10- 3
2-3	製作工数	IX-10- 2	3-3	機械経費	IX-10- 6

第 10 章 共同溝付帯設備

1 適用範囲

この基準は、共同溝付帯設備の製作、据付けに適用する。

1－1 区分及び構成

共同溝付帯設備の区分及び構成は、表－10・1 のとおりとする。

表－10・1 区分及び構成

区 分		構 成
換気設備	送風機	換気ファン，換気扇等
	付属装置	伸縮継手，消音器，ダンパ等
	補助機器設備	シャッタ，クレーン装置，計測装置等
	操作制御設備	操作・制御盤，遠方操作盤，手元開閉器，電気配管・配線等
排水設備	ポンプ設備	水中ポンプ（本体＋ベンド），ガイドパイプ，ポンプ吊上げ用チェーン，水位測定装置（フロートスイッチ，電極式等），据付架台等
	配管設備	主配管及び小配管，弁類（逆止弁，仕切弁等），配管取付金具，管継手類（伸縮管，エルボ，チーズ，フランジ等）等
	補助機器設備	クレーン装置等
	操作制御設備	操作・制御盤，遠方操作盤，手元開閉器，電気配管・配線等
給水設備	給水設備	給水栓，給水管
	補助機器設備	散水ホース，ホース収納箱等
電源設備		受電盤，配電盤，発電装置
防災安全設備		表示設備，警報設備，通報設備，消火設備
付属設備		出入口設備，仕切板，階段，手摺，扉，蓋，スクリーン，その他の鋼構造物

2 直接製作費

2-1 材 料 費

(1) 直接材料費

鋼材のエキストラは，必要に応じ計上するものとする。

2-2 機 器 単 体 費

機器単体費として計上する品目は，次のとおりとする。

換気ファン，換気扇，消音器，ダンパ，シャッタ，水中ポンプ，操作・制御盤，遠方操作盤，手元操作盤，手元開閉器，自家発電装置，表示盤類，接続端子盤，計装機器，水位測定装置，天井走行クレーン，ホイスト，チェーンブロック，消火器等

2-3 製 作 工 数

付属設備の製作工数は，「第 18 章 鋼製付属設備」によるものとする。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

(1) 直接材料費

据付けに使用する配管材，操作・制御盤以降の電気配線・配管材及び各種弁類（逆止弁，仕切弁等），管継手類（伸縮管，継手，フランジ，パッキン等）等の部品をいい，積上げによるものとする。

(2) 補助材料費

据付補助材料費の積算は，次式による。

$$\text{据付補助材料費} = \text{据付労務費} \times \text{据付補助材料費率}(\%)$$

据付労務費は，据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工，普通作業員の労務費をいい，別途計上される土木工事費，電気工事費中の労務費は対象としない。

なお，据付補助材料費率は，表-10・2によるものとする。

表-10・2 据付補助材料費率 (%)

区 分	据付補助材料費率
共同溝付帯設備	1

3-2 据付工数

(1) 標準据付工数

1) 換気設備

換気設備の据付工数は，表-10・3を標準とする。

表-10・3 換気設備標準据付工数

モータ 出 力 (kW)	準備， 後片付け (人/台)	ファン 据 付 (人/台)	操作盤 据 付 (人/面)	電 気 配 線 (人/台)	総 合 試運転 (人/台)	職種別構成割合 (%)	
						機械設備据付工	普通作業員
0.15	0.4	2.1	1.2	1.1	0.2	50	50
0.2	0.4	2.1	1.2	1.1	0.2		
0.3	0.4	2.1	1.2	1.1	0.2		
0.4	0.4	2.2	1.2	1.1	0.2		
0.45	0.4	2.2	1.2	1.1	0.2		
0.7	0.4	2.2	1.2	1.2	0.2		
0.75	0.4	2.2	1.2	1.2	0.3		
1.1	0.4	2.3	1.2	1.2	0.3		
1.5	0.5	2.4	1.3	1.3	0.3		
1.6	0.5	2.5	1.3	1.3	0.3		
2.2	0.5	2.6	1.3	1.4	0.3		
2.4	0.5	2.7	1.3	1.4	0.3		
3.7	0.5	3.0	1.5	1.5	0.4		
5.5	0.6	3.5	1.6	1.8	0.5		
7.5	0.7	4.0	1.8	2.0	0.6		
11.0	0.9	4.9	2.1	2.5	0.8		
15.0	1.0	6.0	2.4	3.0	1.0		

(注) 1. 標準据付工数の範囲は，次のとおりとする。

- (1) 準備、後片付けは、ファン設置 1 台当りの現場整理、据付準備及び据付後の後片付け、清掃等の作業をいう。
- (2) ファン据付は、構成区分の送風機、付属装置の現場内小運搬、位置決め、据付け、調整等に要する一切の作業をいう。
- (3) 操作盤据付は、操作・制御盤の据付けに要する一切の作業をいう。
- (4) 電気配線は、操作・制御盤以降の二次側電気配線に伴う配管、配線、簡易な器具の取付け等に要する一切の作業をいう。
- (5) 総合試運転は、現場総合試運転に要する一切の作業をいう。

- 2. 一次側電気配管・配線及び手元開閉器、補助機器設備の据付工数は積上げによるものとする。
- 3. 送風機の型式は、軸流式送風機の場合であり、換気扇等の据付工数は別途積上げによるものとする。
- 4. 操作・制御盤は、送風機 5 台以下を制御するものに適用し、6 台以上を制御するものについては、別途積上げによるものとする。

なお、モータ出力が異なる複数の送風機を 1 面の盤で制御する場合は、最大の出力に対する工数を採用する。

- 5. 本工数は、送風機台数が 1 換気所当り 2 台以下の場合に適用し、3 台以上の場合は別途積上げによるものとする。
- 6. 標準据付工数は、開削工法により構築した共同溝への据付けを標準とする。

なお、シールド工法により構築した共同溝や現場条件が特殊な場合など、標準据付工数により難しい場合は、必要な工数を別途積上げるものとする。

2) 排水設備

排水設備の据付工数は、表－10・4、表－10・5 を標準とする。

表－10・4 ポンプ設備、操作制御設備標準据付工数

モータ出力 (kW)	準備、 後片付け (人／台)	ポンプ 据 付 (人／台)	操作盤 据 付 (人／面)	総 合 試運転 (人／台)	職種別構成割合 (%)	
					機械設備据付工	普通作業員
0.25	0.3	1.3	1.7	0.5	50	50
0.4	0.3	1.3	1.8	0.5		
0.75	0.3	1.4	1.8	0.5		
1.5	0.3	1.5	1.9	0.5		
2.2	0.3	1.7	2.0	0.5		
3.7	0.4	2.0	2.2	0.6		
5.5	0.5	2.3	2.4	0.6		
7.5	0.6	2.7	2.7	0.7		
11.0	0.7	3.4	3.1	0.8		
15.0	0.9	4.2	3.6	0.9		
18.5	1.0	4.9	4.1	1.1		
22.0	1.2	5.6	4.5	1.2		

- (注) 1. 標準据付工数の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 準備、後片付けは、ポンプ設置 1 台当りの現場整理、据付準備及び据付後の後片付け、清掃等の作業をいう。
 - (2) ポンプ据付は、構成区分のポンプ設備の現場内小運搬、位置決め、据付け、調整

等に要する一切の作業をいう。

(3) 操作盤据付は、機側操作盤の据付けに要する一切の作業をいう。

(4) 総合試運転は、現場総合試運転に要する一切の作業をいう。

2. 電気配管・配線（一次側・二次側とも）及び補助機器設備の据付工数は、積上げによるものとする。

3. 操作・制御盤は、ポンプ 5 台以下を制御するものに適用し、6 台以上を制御するものについては別途積上げによるものとする。

なお、モータ出力が異なる複数のポンプを 1 面の盤で制御する場合は、最大の出力に対する工数を採用する。

4. 本工数は、ポンプ台数が 1 ポンプピット当たり 2 台以下の場合に適用するものとし、3 台以上の場合には別途積上げによるものとする。

5. 標準据付工数は、開削工法により構築した共同溝への据付けを標準とする。

なお、シールド工法により構築した共同溝や現場条件が特殊な場合など、標準据付工数により難しい場合は、必要な工数を別途積上げるものとする。

表－10・5 配管設備標準据付工数

呼び径 (A)	標準据付工数 (人/10m)	職種別構成割合 (%)	
		機械設備据付工	普通作業員
40	1.4	50	50
50	1.7		
65	2.1		
80	2.5		
100	3.1		
125	3.8		
150	4.5		

(注) 1. 標準据付工数の範囲は、コンクリート構造物内の露出配管の場合で、配管設備（弁類、管継手類、配管架台含む）の接合及び布設に要する一切の作業とする。

2. 配管は、SGP 又は SUS 管のネジあるいはフランジ接合とし、配管長は、管継手類及び弁類を除く管のみの設計数量 (m) とする。

3) 給水設備

1) SGP 及び SUS 管の据付工数は、表－10・5 配管設備標準据付工数 (人/10m) によるものとする。

2) HIVP 管の据付工数は、表－10・6 を標準とする。

表－10・6 HIVP 管標準据付工数

呼び径 (A)	標準据付工数 (人/10m)	職種別構成割合 (%)	
		機械設備据付工	普通作業員
20	0.39	50	50
25	0.48		
30	0.56		
40	0.73		

(注) 1. 標準据付工数の範囲は、コンクリート構造物内の露出配管の場合で、配管設備（弁類、管継手類、配管架台含む）の接合及び布設に要する一切の作業とする。

2. 本工数は、ソケット接合の場合とし、配管長は、管継手類及び弁類を除く管のみの設計数量 (m) とする。

- 3) 給水栓の据付工数は、表－10・7を標準とする。

表－10・7 給水栓標準据付工数

呼び径 (A)	単 位	機械設備据付工	普通作業員
20 以下	(人／個)	0.07	0.07

- 4) 電源設備
電源設備の据付工数は、別途積上げによるものとする。
- 5) 防災安全設備
防災安全設備の据付工数は、別途積上げによるものとする。
- 6) 付属設備
付属設備の据付工数は、「第 18 章 鋼製付属設備」によるものとする。
- 7) その他
次の工種については、別途積上げによるものとする。
配筋工，コンクリート工（二次コンクリート含む），掘削，はつり等の土木工事

3－3 機 械 経 費

据付けに係る機械経費は、表－10・8を標準として計上するものとする。

なお、各機械器具の規格、所要数量及び標準運転日数（クレーンを除く）は、現場条件を勘案のうえ決定する。

表－10・8 標準機械器具

機械器具名	標準規格	標準運転日数	摘 要
クレーン		1 日	換気設備
		1 日	排水設備
発動発電機	排出ガス対策型	積上げによる	商用電源がない場合
その他必要なもの		積上げによる	
雑器具損料	－	－	機械器具費×2%

（注） 雑器具損料とは、ジャッキ，チェンブロック類，溶接用雑器具，据付用雑器具等の損料である。

第 11 章 駐車場設備

① 自走式駐車場設備…………… IX-11- 1	② 機械式駐車場設備…………… IX-11- 4
1 適用範囲…………… IX-11- 1	1 適用範囲…………… IX-11- 4
1-1 区分及び構成…………… IX-11- 1	1-1 区分及び構成…………… IX-11- 4
2 直接製作費…………… IX-11- 2	2 直接製作費…………… IX-11- 5
2-1 機器単体費…………… IX-11- 2	2-1 材料費…………… IX-11- 5
3 直接工事費…………… IX-11- 3	2-2 機器単体費…………… IX-11- 5
3-1 材料費…………… IX-11- 3	2-3 製作工数…………… IX-11- 5
3-2 据付工数…………… IX-11- 3	2-4 工場塗装…………… IX-11- 5
3-3 機械経費…………… IX-11- 3	3 直接工事費…………… IX-11- 6
	3-1 材料費…………… IX-11- 6
	3-2 据付工数…………… IX-11- 6
	3-3 機械経費…………… IX-11- 6

第 11 章 駐車場設備

① 自走式駐車場設備

1 適用範囲

この基準は、自走式駐車場設備の製作、据付けに適用する。

1－1 区分及び構成

自走式駐車場設備の区分及び構成は、表－11・1 のとおりとする。

表－11・1 区分及び構成

区 分	構 成
管制設備	誘導設備，ゲート設備，発券機，料金収受装置等
換気・排煙・排水設備	換気用ファン，排煙用ファン，排水設備等
付属設備	ダクト，ダンパ，昇降機装置等
補助機器設備	消音装置，計測装置等
非常用設備	水噴霧・泡・二酸化炭素・粉末消火設備，給水設備等
電源・操作制御設備	各種操作制御盤，各種監視盤，各種受電盤，各種配電盤，自家発電装置，制御用配線配管等

2 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

受電盤，配電盤，自家発電装置，操作制御盤，発券機，料金収受装置，シロッコファン， ユニットファン，天井扇，消火ポンプユニット，水中ポンプ， 計測機器等で積上げ積算しないもの等

3 直接工事費

3-1 材 料 費

据付けに使用する各種ダンパ、ダクト、配管材等の材料及び誘引ノズル、各種スイッチ、各種弁類（逆止弁、仕切弁等）、管継手（伸縮管、継手、フランジ等）、Y型ストレーナ、CO₂濃度表示調節器、温度調節器等の部品をいい、積上げによるものとする。

3-2 据 付 工 数

据付・調整に要する必要工数を積上げるものとする。

3-3 機 械 経 費

据付けに係る経費は、必要に応じてラフテレーンクレーン、溶接機、発電機、水替用水中ポンプ等について積上げ計上するものとする。

② 機械式駐車場設備

1 適用範囲

この基準は、機械式駐車場設備の製作、据付けに適用する。

1－1 区分及び構成

機械式駐車場設備の区分及び構成は、表－11・2のとおりとする。

表－11・2 区分及び構成

区 分	構 成
駐車装置	搬器，駐車室，昇降装置，搬送装置等
管制設備	誘導設備，車両重量計，ゲート設備，発券機，料金収受装置等
換気・排水設備	換気設備・排水設備等
非常用設備	消火設備，給水設備等
付属設備	点検歩廊，階段，手摺等
電源・操作制御設備	各種操作制御盤，各種監視盤，各種受電盤，各種配電盤， 自家発電装置，紛失対応装置，各種センサー，制御配線配管等

2 直接製作費

2-1 材 料 費

(1) 直接材料費

鋼材の寸法エキストラは、厚みエキストラのみとする。

(2) 部品費

直接材料中の部品として計上する品目は次のとおりとする。

ローラ、各種軸受（メタル、ベアリング）、ワイヤーロープ、各種スイッチ、各種リレー、軸継手、チェーン、ボルト・ナット等

2-2 機 器 単 体 費

機器単体品として計上する品目は、次のとおりとする。

減速機、制動機、電動機、発券機、料金収受装置、受電盤、配電盤、自家発電装置、監視盤、操作制御盤、紛失対応装置、水中ポンプ、換気装置、水位測定装置等で積上げ積算しないもの

2-3 製 作 工 数

機械式駐車場設備の製作に要する必要工数を積上げるものとする。

2-4 工 場 塗 装

塗装面積は、積上げによるものとする。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

据付けに使用する配管材等の材料及び各種弁類（逆止弁，仕切弁等），管継手（伸縮管，継手，フレンジ等）の部品をいい，積上げによるものとする。

3-2 据 付 工 数

据付・調整に要する必要工数を積上げるものとする。

3-3 機 械 経 費

据付けに係る経費は，必要に応じてラフテレーンクレーン，溶接機，発電機，水替用水中ポンプ等について積上げ計上するものとする。

第12章 車両重量計設備

1	適用範囲	IX-12- 1	3	直接工事費	IX-12- 3
1-1	区分及び構成	IX-12- 1	3-1	材料費	IX-12- 3
2	直接製作費	IX-12- 2	3-2	据付工数	IX-12- 3
2-1	材料費	IX-12- 2	3-3	機械経費	IX-12- 4
2-2	機器単体費	IX-12- 2			
2-3	製作工数	IX-12- 2			

第 12 章 車両重量計設備

1 適用範囲

この基準は、車両重量計設備の製作、据付けに適用する。ただし、計量検定は含まない。

1－1 区分及び構成

車両重量計設備の区分及び構成は、表－12・1 のとおりとする。

表－12・1 区分及び構成

区 分		構 成
車重計	本 体 部	積荷ブロック，ロードセル，横振れ防止装置，接続箱等
	指 示 記 録 部	測定部，設定部，記録部，表示部，電源部，時計部等
	表 示 部	表示装置等（外部表示）
軸重計	検 出 部	載荷板，外箱，ロードセル，保温装置等
	指 示 記 録 部	測定部，記録部，警報部，表示部，電源部，時計部，筐体等
	モニター表示器	デジタルモニター表示器，ランプモニター表示器等
	警 告 表 示 部	表示器，警報器等
	接 続 箱	接続箱等
付 属 設 備		ベースプレート，ストッププレート等

2 直接製作費

2-1 材 料 費

(1) エキストラ

鋼材のエキストラは，必要に応じ計上するものとする。

2-2 機 器 単 体 費

機器単体費として計上する品目は，次のとおりとする。

車重計（本体，指示記録部，表示部），軸重計（検出部，指示記録部，モニター表示器，表示器，警報器，接続箱）等で積上げ積算しないもの

2-3 製 作 工 数

付属設備の製作工数は，「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

(1) 据付材料費

据付けに使用する配線材及び樹脂モルタル等の材料をいい、積上げによるものとする。

3-2 据 付 工 数

(1) 車重計

車重計（ピットタイプ）の据付工数，試運転調整，荷重試験に要する必要工数を積上げるものとする。

(2) 軸重計

軸重計（秤量 20 t）の据付工数は，表-12・2 を標準とする。

表-12・2 標準据付工数

名 称	単 位	機械設備据付工	普通作業員
検 出 部	人／台	5.7	3.8
指 示 記 録 部	人／面	1.2	0.8
モニター表示器	人／台	—	—
警 告 表 示 部	人／面	0.9	0.6
接 続 箱	人／個	0.6	0.4
試 運 転 調 整	人／台	3.0	2.0

- (注) 1. 検出部の標準据付工数には，準備・後片付け，樹脂モルタルの混練り等を含む。
2. 指示記録部の据付工数は，測定部・警報部・記録部・表示部・電源部・時計部等を同一筐体に収納した1面当りの工数を示す。
3. 警告表示部の歩掛には，建柱を含まない。
4. 各機器間の配線工数は，別途計上するものとする。
5. 試運転調整とは，軸重計の据付完了後に実施する監視・制御・動作状態の確認及び静荷重試験，走行試験をいう。

3-3 機械経費

(1) 車重計

車重計（ピットタイプ）の据付け及び現地試験を伴う機械経費は、必要に応じてラフテレーンクレーン等について積上げ計上するものとする。

(2) 軸重計

軸重計（秤量 20 t）の据付け及び現地試験に伴う機械器具は、表-12・3 を標準とする。

表-12・3 標準機械器具

機械器具名	標準規格	機器名	所要日数	摘要
トラック [クレーン装置付]	ベーストラック 8 t 積 吊能力 2.9 t	検出部	1.5	検出部 1 台当り
		警告表示部	0.5	警告表示部 1 面当り
発動発電機 [ガソリンエンジン駆動]	2kVA	—	2.5	
試験用トラック	8 t 車	—	0.5	検出部 1 台当り (荷重試験)
試験用分銅	8 t	—	0.5	

- (注) 1. 試験用分銅は、最寄りの検定所より運搬費を計上する。
2. 発動発電機は、商用電源がない場合に計上する。
3. 荷重試験を実施しない場合、又は別途専用の試験車両を計上する場合は、試験用トラック及び試験用分銅を計上しない。

第 13 章 車両計測設備

1	適用範囲	IX-13- 1	3	直接工事費	IX-13- 3
1-1	区分及び構成	IX-13- 1	3-1	材料費	IX-13- 3
2	直接製作費	IX-13- 2	3-2	据付工数	IX-13- 3
2-1	機器単体費	IX-13- 2	3-3	機械経費	IX-13- 3

第 13 章 車両計測設備

1 適用範囲

この基準は、車両計測設備の製作、据付けに適用する。

1-1 区分及び構成

車両計測設備の区分及び構成は、表-13・1 のとおりとする。

表-13・1 区分及び構成

区 分	構 成
重量計測装置	載荷板，軸重センサ，ロードセル，軸重演算装置等
寸法計測装置	超音波センサ，レーザーセンサ，寸法演算処理装置等
車両検知装置	超音波センサ，ループコイル等
車両情報取得装置	CCD カメラ，カメラ制御装置，画像処理装置等
走行状況画像撮影装置	CCD カメラ，カメラ制御装置，画像処理装置等
警告表示装置	警告表示板，機側操作盤等
路側処理装置	計測制御処理装置，情報処理装置，データ電送装置等
電源設備	電源引込開閉機盤（引込口装置），分電盤等
門柱	門柱，基礎等

2 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

重量計測装置，寸法計測装置，車両検知装置，車両情報取得装置，走行状況画像撮影装置，警告表示装置，路側処理装置，電源設備で積上げ積算しないもの

3 直接工事費

3-1 材 料 費

据付けに使用する門柱，電気配線・配管材及びコンクリート等の材料をいい，積上げによるものとする。

3-2 据 付 工 数

据付・調整に要する必要工数を積上げるものとする。

3-3 機 械 経 費

据付けに係る経費は，必要に応じてトラッククレーン，溶接機，発電機等について積上げ計上するものとする。

第14章 道路用昇降設備

① エレベーター設備…………… IX-14- 1	② エスカレーター設備…………… IX-14- 4
1 適用範囲…………… IX-14- 1	1 適用範囲…………… IX-14- 4
1-1 区分及び構成…………… IX-14- 1	1-1 区分及び構成…………… IX-14- 4
2 直接製作費…………… IX-14- 2	2 直接製作費…………… IX-14- 5
2-1 機器単体費…………… IX-14- 2	2-1 機器単体費…………… IX-14- 5
3 直接工事費…………… IX-14- 3	3 直接工事費…………… IX-14- 6
3-1 材料費…………… IX-14- 3	3-1 材料費…………… IX-14- 6
3-2 据付工数…………… IX-14- 3	3-2 据付工数…………… IX-14- 6
3-3 機械経費…………… IX-14- 3	3-3 機械経費…………… IX-14- 6

第 14 章 道路用昇降設備

① エレベーター設備

1 適用範囲

この基準は、道路用昇降設備（エレベーター設備）の製作、据付けに適用する。

1－1 区分及び構成

道路用昇降設備の区分及び構成は、表－14・1 のとおりとする。

表－14・1 区分及び構成

区 分	形 式	構 成
エレベーター	機 械 式	かご、巻上機、巻上機ベース・ビーム、かご用レール、おもり用レール、おもり、主策、中間ビーム、おもり用緩衝器、かご用緩衝器、安全装置、網車、操作機器等、受電・制御盤等
	油 圧 式	かご、シリンダー、プランジャー、かご用ガイドレール、プランジャーガイド、中間ビーム、かご用緩衝器、主策、網車、油圧パワーユニット、安全装置、操作機器等、受電・制御盤等

2 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、表-14・1に示す構成の内容のとおりとする。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

1) 据付材料費

据付けに必要な現地加工するステー材及びアンカー材、受電・制御盤以降の電気配線・配管材、油脂類（作動油，潤滑油を含む）とする。

2) 据付補助材料費

機器単体品等を据付ける過程で消費される溶接材，酸素，アセチレンガス等とする。

3-2 据 付 工 数

標準据付工数の範囲は，機器単体品の据付け，準備，試運転調整，後片付けに要する据付工数を積上げるものとする。

3-3 機 械 経 費

据付けに係る機械経費は，表-14・2を標準として別途積上げするものとする。

なお，機種選定，所要数量，運転日数等については，据付条件並びに関連工事などを勘案のうえ決定するものとする。

表-14・2 標準機械器具

機械器具名	標準規格	摘 要
電気溶接機	交流アーク式（手動・電撃防止器内蔵型）200～500A	
発動発電機	排出ガス対策型	商用電源がない場合
その他必要なもの		
雑器具損料		

（注） 雑器具損料とは，ジャッキ，チェンブロック類，溶接用雑器具，据付用雑器具等の損料である。

② エスカレーター設備

1 適用範囲

この基準は、道路用昇降設備（エスカレーター設備）の製作、据付けに適用する。

1－1 区分及び構成

エスカレーター設備の区分及び構成は、表－14・3 のとおりとする。

表－14・3 区分及び構成

区 分	構 成
エスカレーター	トラス、ステップ、ステップスプロケット、ステップ駆動用チェーン、移動手摺、移動手摺駆動装置、内側板、駆動機、電動機、受電・制御盤、オイルトラップ、安全装置、自動運転装置等

2 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、上記表-14・3に示す構成の内容のとおりとする。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

- (1) 据付材料費
- 据付けに必要な現地加工するアンカー材,機側操作盤以降の電気配線・配管材及び潤滑油とする。
- (2) 据付補助材料費
- 機器単体品等を据付ける過程で消費される溶接材,酸素,アセチレンガス等とする。

3-2 据 付 工 数

標準据付工数の範囲は,機器単体品の据付け,準備,試運転調整,後片付けに要する据付工数を積上げるものとする。

3-3 機 械 経 費

据付けに係る機械経費は,表-14・4を標準として別途積上げするものとする。

なお,機種選定,所要数量,運転日数等については,据付条件並びに関連工事などを勘案のうえ決定するものとする。

表-14・4 標準機械器具

機械器具名	標準規格	摘 要
電気溶接機	交流アーク式(手動・電撃防止器内蔵型)200~500A	
発動発電機	排出ガス対策型	商用電源がない場合
その他必要なもの		
雑器具損料		

(注) 雑器具損料とは,ジャッキ,チェンブロック類,溶接用雑器具,据付用雑器具等の損料である。

第15章 ダム管理設備

1 適用範囲…………… IX-15- 1	3 直接工事費…………… IX-15- 2
1-1 区分及び構成…………… IX-15- 1	3-1 材料費…………… IX-15- 2
2 直接製作費…………… IX-15- 2	3-2 据付工数…………… IX-15- 2
2-1 機器単体費…………… IX-15- 2	3-3 機械経費…………… IX-15- 2
2-2 付属設備…………… IX-15- 2	[基準の解説]
	1 適用範囲…………… IX-15- 5
	1-1 区分及び構成…………… IX-15- 5
	[付属参考資料]
	別表-1 設備構成図…………… IX-15- 6

第15章 ダム管理設備

1 適用範囲

この基準は、ダム管理設備の製作、据付けに適用する。

1-1 区分及び構成

ダム管理設備の区分及び構成は、表-15・1のとおりとする。

表-15・1 区分及び構成

区 分		構 成
昇降設備	エレベーター	搬器、駆動装置、昇降路、乗場、操作制御機器等
	モノレール	キャビン、走行レール、駆動装置、操作制御機器等
流木止設備	網場	主ロープ、フロート、ネット、結束ロープ、ウエイト等
	通船ゲート	ゲート枠、ゲート、開閉装置、操作台等
係船設備	インクライン方式	昇降台車、走行レール、巻上装置、浮棧橋、保管船台、操作制御機器等
	浮棧橋方式	浮棧橋、ガイドレール等
水質保全設備	深層曝気方式	揚水筒、巻上装置、給気装置、送気管、浮棧橋、打上・拡散ノズル、浮上槽、上昇・下降管、操作制御機器等
	表層・全層曝気方式	揚水筒、巻上装置、給気装置、送気管、浮棧橋、打上・拡散ノズル、操作制御機器等
	噴水方式	揚水ポンプ装置、浮棧橋、打上・拡散ノズル、操作制御機器等

- (注) 1. 昇降設備（エレベーター）とは、人荷用ロープ式のエレベーターをいう。
2. 昇降設備（モノレール）とは、懸垂型、床面走行型であり、集電方式は、トロリ式の場合をいう。
3. 係船設備とは、インクライン方式、浮棧橋方式であり、連絡船方式には、適用しない。
4. 水質保全設備とは、深層、表層・全層の各曝気方式及び噴水方式をいう。

2 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、表-15・1に示す構成の内容のとおりとする。

2-2 付 属 設 備

各設備に付帯する付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

据付けに必要な現地加工するステー材、アンカー材及び電気配線・配管材等は積上げ計上するものとする。

3-2 据 付 工 数

据付・試運転調整等に要する必要工数を積上げるものとする。

3-3 機 械 経 費

据付けに係る機械経費は必要に応じてラフテレーンクレーン等について積上げ計上するものとする。

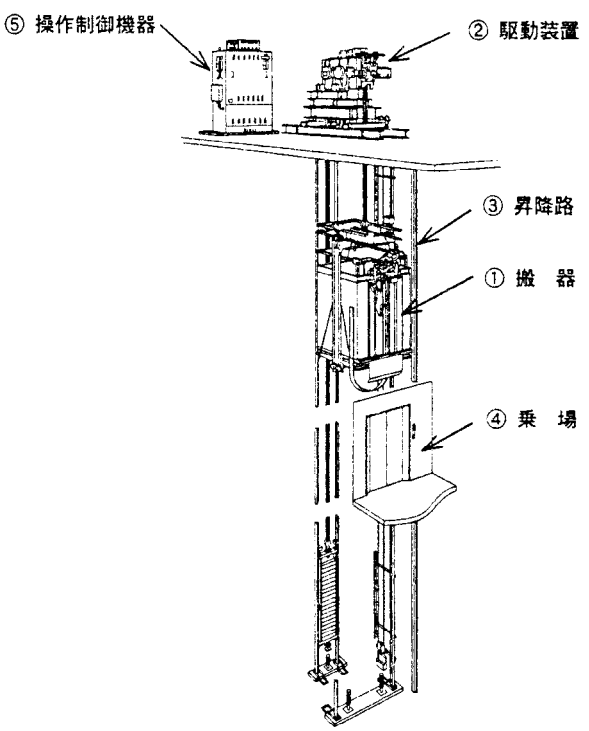
基 準 の 解 説

1 適用範囲

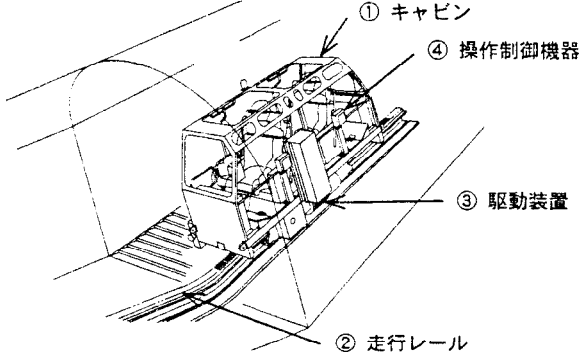
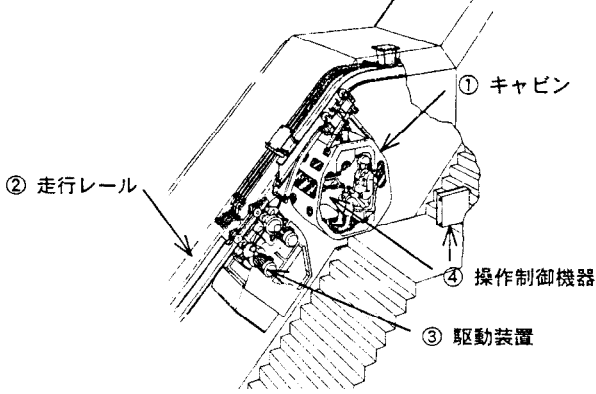
1-1 区分及び構成

標準的な設備の構成区分及び構成については、別表-1「設備構成図」によるものとする。

別表-1-1 設備構成図

設備名	昇降設備（エレベーター）	設備構成図	
設備構成名			
① 搬器 ② 駆動装置 ③ 昇降路 ④ 乗場 ⑤ 操作制御機器			

別表-1-2 設備構成図

設備名	昇降設備（モノレール）	設備構成図	
設備構成名			
① キャビン ② 走行レール ③ 駆動装置 ④ 操作制御機器		床面走行型	
		懸垂型	

別表-1-3 設備構成図

設備名	流木止設備 (網場部)	設備構成図
設備構成名		
① 主ロープ ② フロート ③ ネット ④ 結束ロープ ⑤ ウェイト		

別表-1-4 設備構成図

設備名	流木止設備 (通航ゲート部)	設備構成図
設備構成名		
① ゲート枠 ② ゲート ③ 開閉装置 ④ 操作台		

別表-1-5 設備構成図

設備名	係船設備(インクライン方式)	設備構成図
設備構成名		
① 昇降台車		
② 走行レール		
③ 巻上装置		
④ 浮棧橋		
⑤ 保管船台		
⑥ 操作制御機器		

別表-1-6 設備構成図

設備名	係船設備(浮棧橋方式)	設備構成図
設備構成名		
① 浮棧橋		
② ガイドレール		

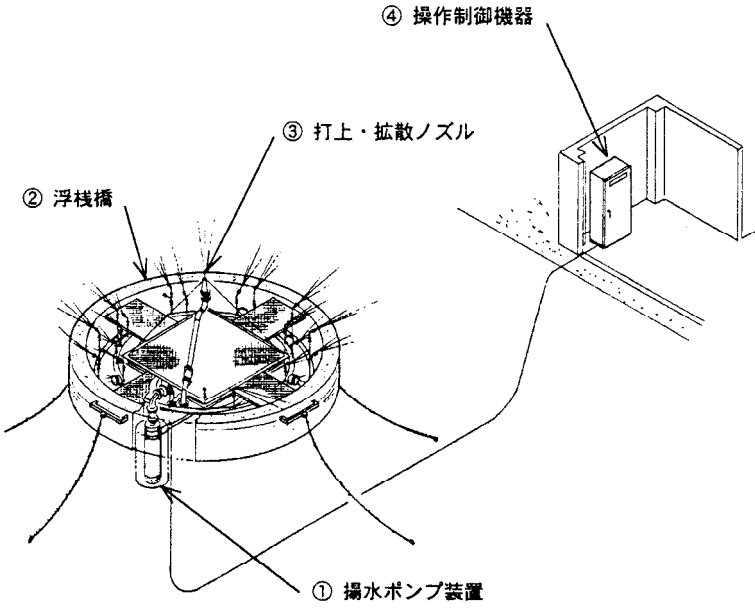
別表-1-7 設備構成図

設備名	水質保全設備 (深層曝気方式)
設備構成名	設備構成図
① 揚水筒 ② 巻上装置 ③ 給気装置 ④ 送気管 ⑤ 浮棧橋 ⑥ 打上・拡散ノズル ⑦ 浮上槽 ⑧ 上昇・下降管 ⑨ 操作制御機器	

別表-1-8 設備構成図

設備名	水質保全設備 (表層・全層曝気方式)
設備構成名	設備構成図
① 揚水筒 ② 巻上装置 ③ 給気装置 ④ 送気管 ⑤ 浮棧橋 ⑥ 打上・拡散ノズル ⑦ 操作制御機器	

別表-1-9 設備構成図

設備名	水質保全設備（噴水方式）	設備構成図	
設備構成名			
① 揚水ポンプ装置 ② 浮棧橋 ③ 打上・拡散ノズル ④ 操作制御機器			

第 16 章 遠方監視操作制御設備

1	適用範囲	IX-16- 1	3	直接工事費	IX-16- 3
1-1	区分及び構成	IX-16- 1	3-1	材料費	IX-16- 3
2	直接製作費	IX-16- 2	3-2	据付工数	IX-16- 3
2-1	機器単体費	IX-16- 2	3-3	機械経費	IX-16- 3
			4	間接工事費	IX-16- 4

第 16 章 遠方監視操作制御設備

1 適用範囲

この基準は河川、道路に点在する機械設備の広域管理を目的として設置する遠方監視操作制御設備の製作・据付けに適用する。

1-1 区分及び構成

遠方監視操作制御設備の区分及び構成は、表-16・1のとおりとする。

表-16・1 区分及び構成

区 分	構 成
操作制御設備	遠方監視操作制御盤（卓）、データ処理装置、入出力装置、各種コントローラ、データサーバ等
監視設備	CCTV 制御盤、CCTV カメラ装置、音声警報装置等
伝送設備	ハブ、ルータ等
計測設備	水位計、温度計、圧力計、振動計、開度計等

2 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

遠方監視操作制御盤（卓），データ処理装置，入出力装置，各種コントローラ，データサーバ，CCTV 制御盤，CCTV カメラ装置，音声警報装置，伝送装置（ハブ，ルータ），計装機器（水位計，温度計，圧力計，振動計，開度計）等

3 直接工事費

3-1 材 料 費

据付けに使用する配線, 配管材等の材料及び, 管継手類等の部品は, 積上げ計上するものとする。

3-2 据 付 工 数

据付・調整に要する必要工数を積上げるものとする。

3-3 機 械 経 費

据付けに係る経費は, 必要に応じてトラッククレーン等について積上げ計上するものとする。

4 間接工事費

遠方監視操作制御設備の対象となる主たる設備の率を採用するものとする。

第 17 章 河川浄化設備

1	適用範囲……………	IX-17- 1	3	直接工事費……………	IX-17- 3
1-1	区分及び構成……………	IX-17- 1	3-1	据付工数……………	IX-17- 3
2	直接製作費……………	IX-17- 2	3-2	機械経費……………	IX-17- 3
2-1	機器単体費……………	IX-17- 2	3-3	試運転費……………	IX-17- 3
2-2	製作工数……………	IX-17- 2			

第 17 章 河川浄化設備

1 適用範囲

この基準は、河川の水質改善を目的として設置する浄化設備の製作、据付けに適用する。
なお、工事用目的に設置する濁水処理設備等は含まない。

1－1 区分及び構成

河川浄化設備の区分及び構成は、表－17・1 のとおりとする。

表－17・1 区分及び構成

区 分	構 成
取 水 設 備	取水ゲート，取水ポンプ，除塵装置等
浄 化 設 備	攪拌装置，沈澱装置，ろ過装置，接触酸化装置，曝気装置，逆洗装置等
排 水 処 理 設 備	濃縮装置，脱水装置，曝気装置等
薬 注 設 備	薬品貯蔵装置，薬注ポンプ等
監視操作制御設備	機側操作装置，中央監視操作装置等
計 測 設 備	流量計，濁度計等各種センサー類
そ の 他 設 備	施設内排水設備，施設内換気設備，点検設備等
付 属 設 備	各種架台，歩廊等

2 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

電動機，攪拌機，搔寄機，ろ過装置，ろ材，脱水機，薬品貯留槽，各種ポンプ，各種ブロワ，油圧シリンダ，油圧ユニット，油圧モータ，ゲート開閉機，バルブ駆動装置，空気圧縮機，各種センサー，フロート，ウインチ，機側操作盤，中央監視操作盤，天井走行クレーン，ホイスト，チェーンブロック，自家発電装置，弁及び管継手等

2-2 製作工数

- (1) 製作に要する必要工数を積上げるものとする。
- (2) 付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

3 直接工事費

3-1 据付工数

各機器等の据付・調整に要する必要工数を積上げるものとする。

3-2 機械経費

据付けに係る経費は、必要に応じてラフテレーンクレーン等について積上げるものとする。

3-3 試運転費

試運転費は、設備全体の総合的な試運転調整費用であり、総合試運転に要する薬品、電力料金及び必要工数を積上げ計上するものとする。

第 18 章 鋼製付属設備

1 適用範囲…………… IX-18- 1	[基準の解説]
1-1 区分及び構成…………… IX-18- 1	1 適用範囲…………… IX-18- 9
2 直接製作費…………… IX-18- 2	1-1 適用範囲…………… IX-18- 9
2-1 材料費…………… IX-18- 2	2 直接製作費…………… IX-18- 9
2-2 機器単体費…………… IX-18- 2	2-1 製作工数…………… IX-18- 9
2-3 製作工数…………… IX-18- 2	2-2 ステンレス鋼表面処理費… IX-18- 9
2-4 工場塗装費…………… IX-18- 3	3 直接工事費…………… IX-18- 9
3 直接工事費…………… IX-18- 4	3-1 据付工数…………… IX-18- 9
3-1 材料費…………… IX-18- 4	3-2 機械経費…………… IX-18-10
3-2 据付工数…………… IX-18- 4	
3-3 機械経費…………… IX-18- 5	

第 18 章 鋼製付属設備

1 適用範囲

この基準は、水門設備、揚排水ポンプ設備、除塵設備及びトンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備の運転操作、保守、安全管理のために主体となる設備とは独立して設置する小規模でかつ簡単な鋼構造物に適用する。

1-1 区分及び構成

鋼製付属設備の区分及び内容は、表-18・1のとおりとする。

表-18・1 鋼製付属設備の区分及び内容

区分	内 容	摘 要
A	設備の操作管理のために設置される小規模な鋼製橋梁及び歩廊	操作管理橋（人道用）・歩廊・点検歩廊
B	形鋼・縞鋼板等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの	階段・螺旋階段等に類するもの
C	鋼管・平鋼・棒鋼等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの	防護柵・梯子・タラップ等に類するもの
D	形鋼・縞鋼板・棒鋼等を主材とした構造で比較的単純な構造のもの	ビット蓋・受台・組立架台
E	平鋼・鋼板等を主材とした構造で、溶接が少なく組立点数が多いもの	スクリーン

(注) 鋼製付属設備にリーニ二相鋼(SUS821L1, SUS323L)又はスーパー二相鋼(SUS327L1)等の新材料を使用した設備には適用出来ないので、別途積上げるものとする。

2 直接製作費

2-1 材 料 費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費＝直接部材費＋部品費＋補助材料費

(2) 直接部材費

1) 直接部材費の積算は、次式による。

直接部材費＝直接部材所要量×直接部材単価

2) 直接部材の所要量の算定及び部材単価は、「第1章 一般共通 ⑤ 1 1-1 (1) 1) 直接材料費」に準ずる。

3) 寸法エキストラは、厚みエキストラ、幅エキストラとし、必要に応じて計上するものとする。

(3) 部品費

部品費の積算は、次式による。

部品費＝部品所要量×部品単価

なお、部品費に含まれる品目は、表-18・2 のとおりとする。

表-18・2 部品の品目

アンカーボルト、ボルト・ナット、ヒンジ、カギ、鎖、反射テープ等

(4) 補助材料費

補助材料費の積算は、次式による。

補助材料費＝直接部材費×補助材料費率（％）

なお、補助材料費率は、表-18・3 によるものとする。

表-18・3 補助材料費率（％）

区 分	補助材料費率
鋼製付属設備	13.0

(注) 補助材料費とは、溶接材、酸素ガス、アセチレンガス、接着材料等の費用をいう。

2-2 機 器 単 体 費

設備の製作に当って、ほとんど加工せずに設備に組み込むことが出来る機器、また単体の製品でそのまま設備の構成要素となる機器の費用を積上げ計上する。

2-3 製 作 工 数

(1) 製作工数

鋼製付属設備の製作工数は、次式による。

Y＝y × x × Km × Kn

Y : 製作区分毎1基（橋）当りの製作工数（人／基，橋）

y : 製作区分毎1基（橋）当りの標準製作工数（人／t）

x : 製作区分1基（橋）当りの製作質量（t／基，橋）

Km : 使用材料による補正係数

Kn : 製作数による補正係数

(2) 標準製作工数 (y)

鋼製付属設備の標準製作工数 (y) は、表－18・4 を標準とする。

表－18・4 標準製作工数 (y)

区分	工数算出式 (人/t)	適用範囲 (t)
A	$y=12.20x^{-0.434}$	$0.5 \leq x \leq 10$
B	$y=13.61x^{-0.302}$	$0.4 \leq x \leq 5$
C	$y=13.61x^{-0.302}$	$0.1 \leq x \leq 5$
D	$y=10.34x^{-0.419}$	$0.1 \leq x \leq 5$
E	$y=10.34x^{-0.419}$	$0.2 \leq x \leq 5$

- (注) 1. 工数算出式 y は標準製作工数 (人/t), x は製作区分 1 基 (橋) 当りの製作質量 (t) である。
2. 区分 C, D の工数算出式の x に入力する質量は、各区分毎の全体製作質量 (t) により算出を行う。
3. 製作質量とは、仕上がり質量であり、部品の質量は含まない。
4. 区分は、表－18・1 のとおりとする。

(3) 工数補正

1) 使用材料による補正 (Km)

鋼製付属設備にステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼を使用した場合の補正係数 (Km) は、表－18・5 による。

表－18・5 ステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼の使用比率による補正係数 (Km)

設備区分	係数 Km ⁰	係数 Km ¹⁰⁰	補 正 係 数 算 定 式
鋼製付属	1.00	1.30	$Km = (Km^{100} - Km^0) \times Km^1 + Km^0$ Km : 使用材料による補正係数 Km¹⁰⁰ : 係数 Km¹⁰⁰ の値 Km⁰ : 係数 Km⁰ の値 Km^1 : 部材の混合比率 = W_1 / W_2 W₁ : 部材における SUS、SUS クラッド鋼の質量 (kg) W₂ : 部材質量 (kg) Km は小数点第 3 位を四捨五入し、第 2 位止めとする。

(注) 標準製作工数の区分 D, E については、ステンレスを使用した場合でも、使用材料による工数補正は行わないものとする。

2) 製作数による補正

同一形状、同一規格のものを複数基 (橋) 同時発注する場合の補正係数 (Kn) は、表－18・6 による。

表－18・6 製作数 (基、橋) による補正係数 (Kn)

製作数 (基、橋)	1	2	3	4	5 以上
補正係数 (1 基・橋当り)	1.00	0.95	0.93	0.92	0.91

(注) 標準製作工数の区分 C, D については、製作数による補正は行わないものとする。

2-4 工場塗装費

各鋼製付属設備の塗装面積は、積上げにより行い、工場塗装費を計上する。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費＝据付材料費＋据付補助材料費

(2) 据付材料費

据付材料費の積算は、次式による。

据付材料費＝据付材料所要量×据付材料単価

- (注) 1. 据付材料とは、据付けに必要な現地加工する据付用鋼材等である。
2. 据付材料の所要量は積上げによるものとする。

(3) 据付補助材料費

据付補助材料費の積算は、次式による。

据付補助材料費＝据付労務費×据付補助材料費率（％）

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表－18・7 によるものとする。

表－18・7 据付補助材料費率（％）

区 分	据付補助材料費率
鋼製付属設備	1.0

- (注) 据付補助材料費率に含まれる据付補助材料は、製作品及び機器単体品等を据付ける過程で消費される溶接材、酸素、アセチレンガス等である。

3-2 据 付 工 数

(1) 据付工数

鋼製付属設備の据付工数は、次式による。

$Y=y \times x \times Kn$

Y : 設備1基（橋）当りの据付工数（人／基，橋）

y : 設備の標準据付工数（人／t）

x : 設備1基（橋）当りの据付質量（t／基，橋）

Kn : 据付数による補正係数

(2) 標準据付工数（y）

鋼製付属設備の標準据付工数（y）は、表－18・8を標準とする。

表－18・8 標準据付工数（y）

区分	工数算出式（人／t）	適用範囲（t）	職種別構成割合（％）	
			機械設備据付工	普通作業員
A	$y=5.09x^{-0.434}$	$0.5 \leq x \leq 10$	80	20
B	$y=5.95x^{-0.427}$	$0.4 \leq x \leq 5$		
C	$y=5.95x^{-0.427}$	$0.1 \leq x \leq 5$		
D	$y=5.95x^{-0.427}$	$0.1 \leq x \leq 5$		
E	$y=4.30x^{-0.584}$	$0.2 \leq x \leq 5$		

- (注) 1. 工数算出式 y は標準据付工数（人／t）、x は区分毎の1基（橋）当りの据付質量（t）である。

2. 区分C, Dの工数算出式のxに入力する質量は, 各区分毎の全体据付質量(t)である。
3. 据付質量とは, 製作質量に部品等の質量を加えた総質量である。
4. 区分は, 表-18・1のとおりとする。

(3) 工数補正

1) 据付数による補正 (Kn)

同時期・同現場, 同形状・規格の鋼製付属設備を複数基(橋)据付ける場合は, 据付数(基, 橋)により工数の補正を行うものとする。なお, 据付数による補正係数(Kn)は, 表-18・9による。

表-18・9 据付数(基, 橋)による補正係数(Kn)

据付数(基, 橋)	2	3	4	5以上
補正係数(1基・1橋当り)	0.95	0.92	0.90	0.88

(注) 標準据付工数の区分C, Dについては, 据付数による補正は行わないものとする。

3-3 機械経費

(1) 標準機械器具

据付けに係る機械経費は, 表-18・10を標準として計上するものとする。

なお, 機種選定, 所要数量, 運転日数等については, 据付条件並びに関連工事などを勘案のうえ決定するものとする。

表-18・10 標準機械器具

機械器具名	標準規格	摘 要
クレーン		クレーンの能力は最大部材質量, 作業半径等を考慮して決定する
電気溶接機	交流アーク式(手動・電撃防止器内蔵型) 200A	
その他必要なもの		現場条件により計上する
雑器具損料		機械器具費×2%

- (注) 1. 雑器具損料とは, ジャッキ, チェーンブロック類, 溶接用雑器具, 据付用雑器具等の損料である。
2. 溶接機の運転日当りの標準運転時間は, 5時間とする。

基 準 の 解 説

〔解〕 1 適用範囲

1-1 適用範囲

- (1) 鋼製付属設備の適用範囲は、主たる構造物（ポンプ、ゲート等）に付帯する一般鉄鋼小構造物（人道用で操作管理するために設置する小規模な操作管理橋、階段、防護柵、配管配線用ピット蓋、スクリーン等）を対象とする。
- (2) アルミニウム製の手摺等を製作する場合は、適用出来ない。
- (3) 鋼製付属設備のスクリーンとは、河川用・水路用水門設備、道路排水設備の付属設備及び揚排水機場等のゴミ除けスクリーンを対象とする。

〔解〕 2 直接製作費

2-1 製作工数

- (1) 管理橋は、「本体（桁+床版）」と「防護柵」により構成されるが、製作工数の算出については、本体と防護柵を一体のものとして積算を行う。
- (2) 階段は、「本体（桁+踏板）」と「手摺」により構成されるが、製作工数の算出については、本体と手摺を一体のものとして積算を行う。

2-2 ステンレス鋼表面処理費

ステンレス鋼表面処理費の積算は、次式による。

$$\text{ステンレス鋼表面処理費} = \text{製作労務費} \times \text{ステンレス鋼表面処理率} (\%)$$

なお、製作労務費とは K_m （使用材料による補正係数）、 K_s （構造による補正係数）、 K_h （水深による補正係数）、 K_n （製作数による補正係数）を加味されたものであり、ステンレス鋼表面処理率は、表-1 によるものとする。

表-1 ステンレス鋼表面処理率

(%)

区 分 \ 構 成		構 成			
		扉 体	戸 当 り	そ の 他	適 用 範 囲
鋼製 付属 設備	A, B, C, D, E	—	—	$y = 10.97x + 3.69$	

(注) y はステンレス鋼表面処理率 (%), x は 1 門 (基) 当りのステンレス使用率 (%) である。

$$\text{ステンレス使用率} = \frac{W_1}{W_2} = \frac{\text{部材における SUS、SUS クラッド鋼の質重 (kg)}}{\text{部材質重 (kg)}}$$

〔解〕 3 直接工事費

3-1 据付工数

- (1) 管理橋は、「本体（桁+床板）」と「防護柵」により構成されるが、据付工数の算出については、本体と防護柵を一体のものとして積算を行う。
- (2) 階段は、「本体（桁+踏板）」と「手摺」により構成されるが、据付工数の算出については、本体と手摺を一体のものとして積算を行う。

3-2 機械経費

(1) 操作管理橋クレーン標準運転日数

操作管理橋（区分 A）のクレーン運転日数等は、表-2 を標準とする。

表-2 クレーン標準運転日数

機械器具名	所要量	摘 要
各種クレーン	$D=0.113x+0.3$	D=標準運転日数（日／橋） x=据付質量（t）

（注） 1. Dは管理橋 1 橋当り標準運転日数（日／橋），x は管理橋 1 橋当りの据付質量（t）である。

2. 据付質量とは，製作質量に部品等の質量を加えた総質量である。

3. ラフテレーンクレーンの標準運転日数は，管理橋のみの据付けに伴う運転日数であり，施工条件により仮設足場等の設営する作業に伴う運転日数は別途積上げるものとする。

4. ラフテレーンクレーンの標準運転日数には，現場までの回送時間は含まれていない。

(2) 操作管理橋電気溶接機標準運転日数

操作管理橋（区分 A）の溶接機の運転日数等は，表-3 を標準とする。

表-3 電気溶接機標準運転日数

機械器具名	所要量	摘 要
電 気 溶 接 機	D=1 日	管理橋，橋長：8m未満
	D=2 日	管理橋，橋長：8m以上

（注） 1. Dは管理橋 1 橋当り標準運転日数（日／橋）である。

2. 電気溶接機の標準運転日数は，管理橋のみの据付けに伴う運転日数である。

3. 電気溶接機の運転日当りの標準運転時間は，5 時間とする。

第 19 章 塗 装

1	適用範囲	IX-19- 1	3-3	現場塗替素地調整	IX-19- 4
2	工場塗装	IX-19- 1	(1)	現場塗替素地調整程度	IX-19- 4
2-1	工場塗装歩掛	IX-19- 1	(2)	現場塗替素地調整歩掛	IX-19- 4
2-2	工場素地調整	IX-19- 1	(3)	歩掛補正	IX-19- 5
(1)	工場素地調整程度	IX-19- 1	3-4	諸雑費	IX-19- 5
(2)	工場素地調整歩掛	IX-19- 1	3-5	現場水洗い清掃	IX-19- 5
2-3	ペイント使用量	IX-19- 2	(1)	対象範囲	IX-19- 5
2-4	希釈剤使用量	IX-19- 2	(2)	水洗い清掃歩掛	IX-19- 5
2-5	工場塗装工歩掛	IX-19- 2	3-6	現場素地調整研削材料	
3	現場塗装	IX-19- 3	処分費	IX-19- 6	
3-1	現場塗装歩掛	IX-19- 3	(1)	素地調整研削材料処分費	IX-19- 6
3-2	現場塗装工歩掛	IX-19- 3	(2)	素地調整研削材料処分量	IX-19- 6
(1)	現場塗装工歩掛	IX-19- 3	[基準の解説]		
(2)	歩掛補正	IX-19- 3	1	ペイント使用量	IX-19- 9
			2	1 種ケレンの原板ブラストによる 素地調整	IX-19- 9

第19章 塗 装

1 適用範囲

この基準は、機械設備の工場塗装、工場塗替塗装、現場塗装、現場塗替塗装に適用する。

2 工場塗装

2-1 工場塗装歩掛

工場塗装歩掛は、表-19・1を標準とする。

表-19・1 工場塗装標準歩掛 (100m² 当り)

名 称	単位	数量	備 考
素 地 調 整 費	式		2-2 項 (表-19・2, 19・3) による
橋りょう塗装工	人		2-5 項 (表-19・5) による
ペ イ ン ト	kg		1 回当りのペイント使用量×塗装回数
希 釈 剤	〃		2-4 項 (表-19・4) による
計			

2-2 工場素地調整

(1) 工場素地調整程度

工場素地調整の程度及び使用用具は、表-19・2のとおりとする。

表-19・2 工場素地調整の程度及び使用用具

素地調整の程度		素地調整面の状態	主 要 器 具
1 種ケレン	原板ブラスト	加工前に表面処理し、その後プライマー処理を行う	ブラスト機
	製品ブラスト	ミルスケール、錆等を完全に除去し、清浄な金属板とする	ブラスト機
2 種ケレン		塗膜、ゆるんだ黒皮、錆、その他付着物を除去し、鋼肌を露出させたもの。ただし、強固な黒皮は残したものであり旧塗膜の劣化程度は、全面積に対しおおむね錆が30%以上及び、ふくれ、われ、はがれが30%以上発生したものであり、一般的には、点錆が進行し板状錆に近い状態になったものや特殊な条件に放置された場合に発生するこぶ状錆等の発生したものをいう	ブラスト機

(2) 工場素地調整歩掛

工場素地調整歩掛は、表-19・3を標準とする。

表-19・3 工場素地調整歩掛 (100m² 当り)

素地調整 程度 項目	1 種ケレン (製品ブラスト)	2 種ケレン
研 削 材 料	ショット 60kg	ショット 40kg
橋りょう塗装工	5.5 人	3.2 人

2-3 ペイント使用量

ペイント使用量は、使用する塗料を適切に積上げるものとする。

2-4 希釈剤使用量

塗料類の希釈剤使用量（質量）は、表-19・4を標準とする。

表-19・4 希釈剤使用量		
区 分	エアレススプレー塗り	は け 塗 り
ペイント用及びプライマー用	ペイント使用量×9%	ペイント使用量×9%
ミ ス ト コ ー ト 用	ペイント使用量×50%	ペイント使用量×50%

- (注) 1. 希釈剤の比重は、0.85 とする。
2. 希釈剤使用率には、使用機器の洗浄用希釈剤を含む。

2-5 工場塗装工歩掛

工場塗装工歩掛は、表-19・5を標準とする。

表-19・5 工場塗装工標準歩掛 (人/100m ² /回)		
作 業 区 分	橋りょう塗装工	備 考
プ ラ イ マ ー 処 理	1.4	
エアレススプレー塗り	1.4	
は け 塗 り	2.1	

- (注) 1. 工場塗装は、エアレススプレー塗りを標準とするが、設備の形状等により、はけ塗りとしてよいものとする。
2. 鋳物類は、プライマー処理を行わないのを標準とする。

3 現場塗装

3-1 現場塗装歩掛

現場塗装歩掛は、表-19・6を標準とする。

表-19・6 現場塗装標準歩掛 (100m²当り)

名 称	単位	数量	備 考
素 地 調 整 費	式		3-3 項 (表-19・9, 19・10, 19・11) による
橋 り ょ う 塗 装 工	人		3-2 項 (表-19・7, 19・8) による
ペ イ ン ト	kg		1 回当りのペイント使用量×塗装回数
希 釈 剤	〃		2-4 項 (表-19・4) による
諸 雑 費	式		3-4 項 (表-19・12) による
計			

3-2 現場塗装工歩掛

(1) 現場塗装工歩掛

現場塗装工歩掛は、表-19・7を標準とする。

表-19・7 現場塗装工標準歩掛 (人/100m²/回)

作 業 区 分	橋 り ょ う 塗 装 工	備 考
プ ラ イ マ ー 処 理	1.4	
エ ア レ ス ス プ レ ー 塗 り	1.4	
は け 塗 り	2.8	

- (注) 1. 準備・後片付け・補修工数は、標準歩掛に含まれているので計上しないものとする。
 2. 現場塗装は、はけ塗りを標準とするが、現場条件、設備の形状等によりエアレススプレー塗りとすることが出来る。

(2) 歩掛補正

表-19・7に示す現場塗装工標準歩掛は、作業条件に応じて次式により補正するものとする。

現場塗装工歩掛 (人/100m²/回)

＝現場塗装工標準歩掛 (人/100m²/回) × (1+現場塗装工補正率)

現場塗装工補正率は、表-19・8のとおりとする。

表-19・8 現場塗装工補正率

区 分	プライマー処理, エアレススプレー塗り, はけ塗り
密 閉 部 内 部	0.5

3-3 現場塗替素地調整

(1) 現場塗替素地調整程度

現場塗替素地調整の程度及び使用用具は、表-19・9のとおりとする。

表-19・9 現場塗替素地調整の程度及び使用用具

素地調整の程度	素地調整面の状態	主要器具
1 種 ケ レ ン	塗膜、黒皮、錆、その他付着物を十分に除去し、清浄な金属面とする	ブラスト機
2 種 ケ レ ン	塗膜、ゆるんだ黒皮、錆、その他付着物を除去し、金属面を露出させる	ブラスト機
3 種 ケ レ ン A	塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部（錆われ、ふくれ、浸食部等）の除去は、2種の素地調整を行ったものであり、3種のなかでも旧塗膜の劣化程度がひどく全面積に対し、おおむね錆が15～30%及びふくれ、われ、はがれが30%以上発生したものであり、一般的には点錆がかなり点在している状態のものをいう	ディスクサンダー サンドペーパー
3 種 ケ レ ン B	塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部（錆われ、ふくれ、浸食部等）の除去は、2種の素地調整を行ったものであり、3種Aと3種Cの中間的なものをいう。旧塗膜の劣化程度は、全面積に対し、おおむね錆が5～15%及びふくれ、われ、はがれが5～30%程度発生したものであり、一般的には点錆が少し点在している状態のものをいう	
3 種 ケ レ ン C	塗膜の活膜部は残すが、それ以外の塗膜不良部（錆われ、ふくれ、浸食部等）の除去は、2種の素地調整を行ったものであり、3種のなかでも旧塗膜の劣化程度は少なく全面積に対し、おおむね錆が5%以下、及びふくれ、われ、はがれが0～30%程度発生したものであり、一般的には、点錆がほんの少し点在している状態のものをいう	
4 種 ケ レ ン	旧塗膜に付着した塵埃、油脂類その他付着物をていねいに除去する	

(2) 現場塗替素地調整歩掛

現場塗替素地調整歩掛は、表-19・10を標準とする。

表-19・10 現場塗替素地調整標準歩掛

(100㎡当り)

項目	素地調整 の程度	1 種ケレン	2 種ケレン	3 種ケレン			4 種ケレン	備 考
				A	B	C		
研 削 材 料		※1	フェロニッケルスラグ 3,500kg	—	—	—	—	
橋 り ょ う 塗 装 工		※2	6.1人	4.2人	3.6人	3.1人	1.9人	
諸 雑 費		一式	一式	一式	一式	一式	一式	3-4項(表-19・12による)

- (注) 1. 3種ケレンについては、タッチアップ作業を含むものとする。
2. 2種ケレン及び4種ケレンについては、タッチアップ作業を含まないものとする。
3. 準備・後片付けは、標準歩掛に含まれているので計上しないものとする。
4. ※1：1種ケレンの研削材料・使用量については、別途積上げるものとする。
5. ※2：1種ケレンの労務は、処分に伴う集積も含めて別途積上げるものとする。

(3) 歩掛補正

表－19・10 に示す現場塗替素地調整標準歩掛は、作業条件に応じて次式により補正するものとする。

現場塗替素地調整歩掛（人／100m²）＝

現場塗替素地調整標準歩掛（人／100m²）×（1＋現場塗替素地調整補正率）

現場塗替素地調整補正率は、表－19・11 のとおりとする。

表－19・11 現場塗替素地調整補正率

種別 割増条件	1 種ケレン	2 種ケレン	3 種ケレン			4 種ケレン
			A	B	C	
密 閉 部 内 部	1.0					

3－4 諸 雑 費

諸雑費の計上は、次式による。

諸雑費＝橋りょう塗装工労務費×諸雑費率

諸雑費率は、表－19・12 を標準とする。

表－19・12 諸雑費率

(%)

区 分	現 場 塗 装	現場塗替素地調整		
	プライマー・エアレススプレー・はけ	1 種ケレン	2 種ケレン	3 種・4 種ケレン
開 放 部	5	※1	27	5
密 閉 部 内 部	8	※1	※1	7

- (注) 1. 現場塗装の諸雑費には、工器具（エアレススプレー機、発動発電機、はけ等及び密閉部内作業の送風機、照明設備等）の損料を含む。
2. 現場塗替素地調整の諸雑費にはブラスト機、発動発電機、空気圧縮機、ディスクサンダ、密閉部内作業の送風機、照明設備の損料を含む。
3. ※1：1 種ケレン、2 種ケレン（密閉部内部）の諸雑費については、別途積上げるものとする。

3－5 現場水洗い清掃

現場塗装及び現場塗替塗装における素地調整前の水洗い清掃に適用する。

(1) 対象範囲

水門設備の扉体外面及び扉体内面の塗装施工箇所を対象とする。

水洗い清掃は、3 種ケレン及び4 種ケレンで、油脂、泥等が付着している場合に計上する。

また、1 種ケレン及び2 種ケレン時においては、塩分濃度制限 100mg/m²（NaCl 換算）以上付着している場合、土砂の堆積により素地調整に影響が考えられる場合に計上するものとする。

なお、塩分濃度測定については別途積上げるものとする。

(2) 水洗い清掃歩掛

水洗い清掃歩掛は、表－19・13 を標準とする。

表－19・13 水洗い清掃標準歩掛（水洗い清掃面積 1m²当り）

名 称	単位	数量	備 考
労 務 費	式		表－19・14 による
諸 雑 費	〃		労務費の 7%以内
計			

- (注) 1. 諸雑費は、高圧洗浄機・発動発電機等の機械を含む。
2. 水洗い清掃は、素地調整前の1回のみ計上する。
3. 準備・後片付けは標準歩掛に含まれているので計上しないものとする。

表－19・14 水洗い清掃工歩掛 (人/100㎡)

作業区分	普通作業員	備 考
水洗い清掃	1.2	

(注) 計上する面積は、水洗い清掃面積 (㎡) とする。

3－6 現場素地調整研削材料処分費

現場塗替素地調整における研削材料の処分に適用する。

現場塗替素地調整に使用した研削材料の処分は、産業廃棄物処理を行うものとする。

(1) 素地調整研削材料処分費

素地調整研削材料処分費の積算は、次式による。

素地調整研削材料処分費＝素地調整研削材料処分量×処分単価＋運搬費

1. 運搬費は、現場から処分場までの費用を積上げるものとする。
2. 処分する研削材料の集積に要する費用は、素地調整歩掛に含まれる。
3. 処分単価は、各地区の単価を採用する。

(2) 素地調整研削材料処分量

素地調整研削材料処分量は、次式による。

素地調整研削材料処分量＝素地調整研削材料使用量×処分率

素地調整研削材料処分率は、表－19・15 を標準とする。

表－19・15 処分率 (%)

処分材料	処 分 率
素地調整研削材料	80

(注) 処分率は現場作業における研削材料の飛散等を除いたものである。

基 準 の 解 説

〔解〕 1 ペイント使用量

ペイント使用量は、表－1 を標準とする。

表－1 ペイント標準使用量 [上段：標準使用量 (kg/100m²/回)，下段：標準膜厚 (μm)]

塗 装 名	エアレススプレー塗り			はけ塗り		
	下塗	中塗	上塗	下塗	中塗	上塗
エポキシ樹脂塗料 (水中部用)	50	—	—	38	—	—
	100	—	—	100	—	—
エポキシ樹脂塗料 (大気部用)	40	—	—	31	—	—
	80	—	—	80	—	—
エポキシ樹脂塗料	—	22	20	—	18	17
	—	40	40	—	40	40
変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用)	50	—	—	40	—	—
	100	—	—	100	—	—
変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用)	30	—	—	24	—	—
	60	—	—	60	—	—
長油性フタル酸樹脂塗料	—	16	14	—	12	11
	—	30	25	—	30	25
ポリウレタン樹脂塗料	—	22	17	—	18	14
	—	40	30	—	40	30
ふっ素樹脂塗料	—	22	17	—	18	14
	—	40	30	—	40	30
エポキシ M10 塗料	—	35	—	—	27	—
	—	60	—	—	60	—
アルミニウム	—	—	12	—	—	9
	—	—	20	—	—	20
有機ジンクリッチペイント	65	—	—	50	—	—
	75	—	—	75	—	—
無機ジンクリッチペイント	65	—	—	50	—	—
	75	—	—	75	—	—
有機ジンクリッチプライマ	20			15		
	15			15		
無機ジンクリッチプライマ	20			15		
	15			15		
長曝型エッチングプライマ	14			11		
	15			15		
ミストコート (エポキシ樹脂)	16	—	—	12	—	—
	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 上表の数値は、塗装作業中に飛散したものや、残余塗料で使用不能等になった塗料のロス分を含む。
2. 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用)、ポリウレタン樹脂塗料、ふっ素樹脂塗料には、弱溶剤形塗料を含む。

〔解〕 2 1 種ケレンの原板ブラストによる素地調整

1 種ケレンの原板ブラストによる素地調整は、工場管理費が含まれていない単価である。

第20章 機械設備点検・整備業務

① 一般共通	IX-20- 1	1-1 区分及び構成	IX-20-14
1 適用範囲	IX-20- 1	1-2 適用規格	IX-20-15
2 点検・整備費の構成	IX-20- 2	2 点検原価	IX-20-15
3 点検・整備費の費目	IX-20- 3	2-1 点検工数	IX-20-15
3-1 点検・整備原価	IX-20- 3	2-2 整備工数	IX-20-28
3-2 一般管理費等	IX-20- 4	③ 揚排水ポンプ設備	IX-20-29
3-3 技術調査費	IX-20- 4	第1 揚排水ポンプ設備	IX-20-29
3-4 消費税等相当額	IX-20- 4	1 適用範囲	IX-20-29
4 点検・整備費の積算	IX-20- 5	1-1 区分及び構成	IX-20-29
4-1 点検・整備原価	IX-20- 5	1-2 適用規格	IX-20-29
4-2 一般管理費等	IX-20- 9	2 点検原価	IX-20-29
4-3 技術調査費	IX-20- 9	2-1 点検工数	IX-20-29
4-4 消費税等相当額	IX-20- 9	2-2 整備工数	IX-20-37
4-5 支給品の取扱い	IX-20- 9	[基準の解説]	
4-6 各間接費等の項目別対象表	IX-20-10	1 適用範囲	IX-20-41
[基準の解説]		2 点検原価	IX-20-41
1 端数処理	IX-20-13	2-1 点検工数(年点検)	IX-20-41
2 一般管理費等	IX-20-13		
② 水門設備	IX-20-14		
1 適用範囲	IX-20-14		

第2	コラム形水中ポンプ設備	IX-20-42	2	点検・整備原価	IX-20-44
1	適用範囲	IX-20-42	2-1	点検工数	IX-20-44
1-1	適用条件	IX-20-42	2-2	機械経費	IX-20-47
1-2	区分及び構成	IX-20-42	⑤	道路排水設備	IX-20-48
2	点検・整備原価	IX-20-42	1	適用範囲	IX-20-48
2-1	補助材料費	IX-20-42	1-1	区分及び構成	IX-20-48
2-2	直接経費	IX-20-42	1-2	適用規格	IX-20-48
2-3	点検工数	IX-20-42	2	点検・整備原価	IX-20-48
2-4	共通仮設費	IX-20-43	2-1	点検工数	IX-20-48
2-5	点検整備間接費	IX-20-43	⑥	消融雪設備	IX-20-50
④	トンネル換気設備, トンネル非常用 施設	IX-20-44	1	適用範囲	IX-20-50
1	適用範囲	IX-20-44	1-1	区分及び構成	IX-20-50
1-1	区分及び構成	IX-20-44	1-2	適用規格	IX-20-50
1-2	適用規格	IX-20-44	2	点検・整備原価	IX-20-50
			2-1	点検工数	IX-20-50
			2-2	整備工数	IX-20-50

第20章 機械設備点検・整備業務

① 一般共通

1 適用範囲

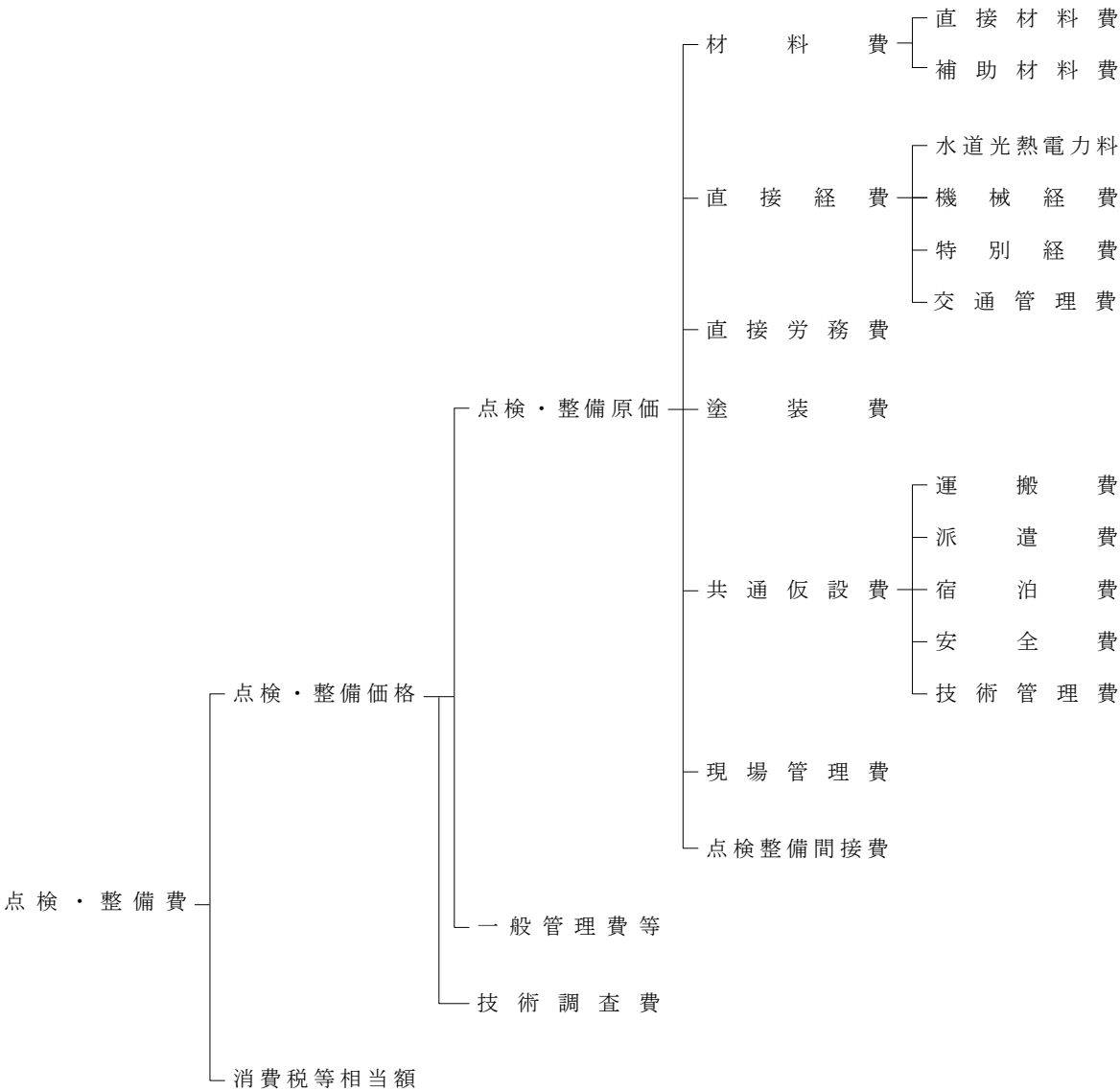
この基準は、神奈川県県土整備局の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。

ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、分析※を行い、点検表（記録）にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。（※オイル等の簡易的な分析等）

また、上記設備の点検と同時に行う小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（OH等）及び改造に伴う部材、部品、機器単体品等の取替は、「第Ⅸ編 機械設備」の第1章～19章によるものとする。

なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する調整、給油脂、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。

2 点検・整備費の構成



3 点検・整備費の費目

点検・整備に係る積算の各費目は、次のとおりとする。

3-1 点検・整備原価

(1) 材料費

1) 直接材料費

設備の点検・整備に際して直接消費され、原則として設備の基本的実体となって再現される材料及び部品の費用である。

(部品の例)

潤滑油、作動油、各種軸受（ベアリング、ピローユニット等）、水密ゴム、オイルシール、各種ストレーナ、各種スイッチ、各種リレー、軸継手、チェーン、スプロケット、ボルト・ナット、弁及び管継手等

2) 補助材料費

設備の点検・整備に際して補助的に消費され、作業過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となって再現されない材料の費用である。

(補助材料の例)

接着材料、ハンダ、油脂類（洗浄油、雑油等で潤滑油及び作動油を除く。ただし、軸受給油等の少量の油脂類は含む。）、くぎ、ウェス、サンドペーパー、筆塗程度の塗料等。

(2) 直接経費

点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費に要する費用である。

1) 水道光熱電力料

点検・整備を実施するために必要とする電力料等である。

2) 機械経費

設備の点検・整備を実施するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費及び仮設材の損料の合計額である。

3) 特別経費

点検・整備に係る材料分析等に必要とする特別費用である。

4) 交通管理費

設備の点検・整備を実施するために必要とする交通管理等に要する費用である。

(3) 直接労務費

点検・整備に直接従事する作業員に対して支払われる賃金である。

(直接工の例) 点検整備工、普通作業員等

点検整備工……直接点検・整備に従事する工具

普通作業員等…設備周辺の除草、排泥、清掃等を行う現地採用の作業員

(4) 塗装費

点検・整備に伴う部分的な補修塗装に要する費用である。

(5) 共通仮設費

1) 運搬費

点検・整備に使用する機械器具、仮設材（足場等）の運搬及び現場内における器材の運搬に要する費用である。

2) 派遣費

点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び日当、宿泊費、賃金、間接費である。

3) 宿泊費

点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用である。

4) 安全費

当該業務の安全施工に必要な安全管理及び安全施設等に要する費用である。

5) 技術管理費

点検・整備記録、報告書等の技術管理上必要な資料の作成及び打合せ等に要する費用である。

(6) 現場管理費

点検・整備に当って、現場を管理するために必要な経費である。

「現場管理費」の項目は、現地採用の作業員の労務管理費、法定福利費、作業員の安全訓練費、工場・発注者・本支店への電話料、郵便料等、点検・整備に直接使用しない水道光熱電力料、保険料、現場での交際費、雑費等

(7) 点検整備間接費

点検整備工を派遣する会社の点検整備部門を管理運営するために要する費用である。

「点検整備間接費」の項目は、間接工・管理業務者（管理技術者を含む）の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、退職金、旅費交通費、会議費、交際費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、図書費、不動産賃借料、保険料、租税公課、事務用品費、雑費等

3-2 一般管理費等

「一般管理費（企業全体の管理運営及び財務処理等のために要する費用）」及び「付加利益」である。

「一般管理費」の項目は、役員給与、従業員の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、福利厚生費、退職金、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、交際費、不動産賃借料、保険料、減価償却費、動力用水光熱費、調査研究費、寄附金、租税公課、広告宣伝費、契約保証費、雑費等

「付加利益」の項目は、法人税、都道府県民税、市町村民税、株主配当金、役員賞与、内部留保金、支払利息割引料、支払保証料、その他営業外費用等

3-3 技術調査費

点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等である。

3-4 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。

4 点検・整備費の積算

点検・整備に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

4-1 点検・整備原価

(1) 材料費

1) 直接材料費

- (イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。
- (ロ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。
- (ハ) 単価は、「建設物価」、「積算資料」、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。なお、統一単価を定めているものについては、それを適用するものとする。

2) 補助材料費

- (イ) 補助材料費の積算は、(点検整備工費) × (補助材料費率) とする。
- (ロ) 点検整備工費とは、直接労務費中の現地採用の普通作業員等を除く点検整備工に対する労務費とする。
- (ハ) 補助材料費率は、表-20・1 のとおりとする。

表-20・1 補助材料費率 (%)

機 械 設 備 名			補助材料費率
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	4
		ゴム引布製起伏ゲート	4
	樋門樋管ゲート		3
ダム用水門設備			4
揚排水ポンプ設備			3
ト ン ネル 換 気 設 備	送（排）風機		2
	ジェットファン		2
非常用施設			2
道路排水設備			2

(2) 直接経費

- 1) 直接経費の積算は、[(点検整備工費) × (直接経費率) + (積上げ積算による直接経費)] とする。
- 2) 直接経費率による直接経費は、次のとおりとする。
 - (イ) 基地又は宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等。
 - (ロ) 点検・整備に必要な各種計測機器。
- 3) 直接経費率は、表-20・2 によるものとする。
- 4) 積上げによる直接経費は、次のとおりとし必要額を適正に積上げるものとする。
 - (イ) 高所作業車、発動発電機(排出ガス対策型)、洗浄機等の損料、及び仮設材(足場等)の損料とする。
 - (ロ) 水道光熱電力料及び特別経費。
 - (ハ) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金等の資料により決定するものとする。なお、機械経費は、「請負工事機械経費積算要領」又は「建設機械等賃料積算基準」等によるものとする。
- (二) 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用。

表-20・2 直接経費率 (％)

機 械 設 備 名			直接経费率
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	8
		ゴム引布製起伏ゲート	8
	樋門樋管ゲート		10
ダム用水門設備			8
揚排水ポンプ設備			7
ト ン ネル 換 気 設 備	送（排）風機		6
	ジェットファン		6
非常用施設			6
道路排水設備			10
消雪設備	井戸・ポンプ及び電気設備		4
	散水配管		23

(3) 直接労務費

- 1) 直接労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。
- 2) 工数は各機械設備毎の各章によるものとする。
- 3) 点検整備工の賃金は、公共工事設計労務単価表に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。
普通作業員の賃金は、公共工事設計労務単価表を適用する。
- 4) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。
(イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域)における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。

(4) 塗装費

- 1) 塗装の積算は、(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。
- 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはそれによってもよいものとする。
- 3) 塗装面積 1㎡当りの単価は、積上げ又は見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。

(5) 共通仮設費

- 1) 共通仮設費の積算は、率計算による額と積上げ積算による額とを加算して算定するものとする。
- 2) 率計算による積算は、次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。

$$\text{対 象 額} = \text{直接点検・整備費} + (\text{無償貸付機械等評価額} + \text{支給品費})$$

$$\text{共通仮設費(率分)} = \text{対象額} \times \text{共通仮設費率}$$
 ただし、共通仮設費率は、表-20・3によるものとする。
 直接点検・整備費とは、「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」とし、無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。
- 3) 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の共通仮設費率は、設備毎の共通仮設費率を採用し、設備毎の共通仮設費(率分)を単純合算するものとする。

表-20・3 共通仮設費率 (%)

機 械 設 備 名			共通仮設費率
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	19
		ゴム引布製起伏ゲート	19
	樋門樋管ゲート		20
ダム用水門設備			19
揚排水ポンプ設備			21
ト ン ネ ル 換 気 設 備	送（排）風機		16
	ジェットファン		39
非常用施設			27
道路排水設備			35

4) 運搬費

運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。

5) 派遣費

(イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。

(ロ) 旅費、日当、宿泊費は、所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。

(ハ) 賃金は、「3-1 (3) 直接労務費」によるものとする。

(ニ) 点検整備間接費は、(賃金) × (点検整備間接費率) とし、点検整備間接費率は、表-20・5 のとおりとする。

6) 宿泊費

宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

7) 安全費

(イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。

- a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。
- b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。
- c 安全委員会等に要する費用。
- d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。

(ロ) 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。

- a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。
- b 酸素欠乏症の予防に要する費用。
- c 粉塵作業の予防に要する費用。
- d 高圧作業の予防に要する費用。
- e 交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用。

- f バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用。
- g その他現場条件等により積上げを要する費用。

8) 技術管理費

- (イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。
 - a 点検・整備における工程管理に要する費用。
 - b 点検・整備における出来形管理に要する費用。
 - c 点検・整備における点検結果報告の確認等に必要の写真管理に要する費用。
 - d 点検・整備における報告書作成及び打合せに要する費用。
 - e その他点検・整備の実施に際し、必要な資料の作成に要する費用。
- (ロ) 積上げ積算による技術管理費は、必要額を適正に積上げるものとする。なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。

(6) 現場管理費

- 1) 現場管理費の積算は、(純点検・整備費) × (現場管理費率) とする。
- 2) 純点検・整備費とは、〔材料費＋直接経費＋直接労務費＋塗装費＋共通仮設費(派遣費を除く)〕とする。
- 3) 現場管理費率は、表－20・4 によるものとする。

表－20・4 現場管理費率

純点検・整備費	現 場 管 理 費 率
300 万円以下	20.21%
300 万円を超えるもの	$J=51.89N^{-0.06322}$ ただし、J：現場管理費率(%) N：純点検・整備費(円)

(注) J は小数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。

(7) 点検整備間接費

- 1) 点検整備間接費の積算は、(点検整備工費) × (点検整備間接費率) とする。
- 2) 点検整備間接費率は、表－20・5 のとおりとする。
- 3) 複数種の設備を 1 件の点検整備業務で発注する場合の点検整備間接費率は、設備毎の点検整備間接費率を採用し、設備毎の点検整備間接費を単純合算するものとする。

表－20・5 点検整備間接費率 (％)

機 械 設 備 名			点検整備間接費率
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	110
		ゴム引布製起伏ゲート	110
	樋門樋管ゲート		100
ダム用水門設備			110
揚排水ポンプ設備			160
トンネル換気設備・トンネル非常用施設			160
道路排水設備			100

4-2 一般管理費等

- (1) 一般管理費等の積算は、(点検・整備原価) × (一般管理費等率) とする。
- 1) 標準一般管理費等率は、表-20・6 によるものとする。

表-20・6 標準一般管理費等率 (前払金のない場合)

点検・整備原価	標準一般管理費等率
50万円以下	19.37%
50万円を超えるもの	$G = -1.998 \log(C) + 30.76$ ただし、 G : 標準一般管理費等率 (%) C : 点検・整備原価 (円)

(注) G の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

4-3 技術調査費

技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。

- (1) 旅費、日当、宿泊費は、所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。
- (2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。
- (3) 間接費は、「4-1 (7) 点検整備間接費」に準ずるものとする。
- (4) 一般管理費等は、「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。

4-4 消費税等相当額

消費税相当額は、点検・整備価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

4-5 支給品の取扱い

- (1) 支給品とは、設備の点検・整備に際して別途契約により取得した材料等を受注者に支給するものをいう。
- (2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは、次による。
 - 1) 直接材料は、全額を現場管理費算定の対象とする。
- (3) 支給品は、一般管理費等の算定の対象としない。

4-6 各間接費等の項目別対象表

表-20・7 各間接費等の項目別対象表

項 目		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
材	料 費	○	○	○
直	接 経 費	○	○	○
直	接 労 務 費	○	○	○
塗	装 費	○	○	○
共 通 仮 設 費	派 遣 費	—	×	○
	派 遣 費 以 外	—	○	○
現 場 管 理 費		—	—	○
点 検 整 備 間 接 費		—	×	○
支 給 品 費	直 接 材 料	○	○	×
無 償 貸 付 機 械 等 評 価 額		○	○	×

○：対象とする

×：対象としない

基 準 の 解 説

1 端数処理

- (1) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。
- (2) 現場管理費、点検整備間接費の金額は、1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。

2 一般管理費等

一般財団法人等に委託する場合の一般管理費等は、次式により算定して得た額とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{点検} \cdot \text{整備原価}) \times (\text{一般管理費率}) \times \frac{90}{100}$$

② 水門設備

1 適用範囲

この基準は、水門設備の点検・整備に適用する。

1-1 区分及び構成

水門設備の区分及び構成は、表-20・8のとおりとする。

表-20・8 区分及び構成

区 分			構 成
河 水 門 川 設 備 用 備	河川用水門・堰	鋼 製 ゲ ー ト	扉体，戸当り，開閉装置，操作制御設備等
		ゴム引布製起伏ゲート	袋体，取付金具，起伏装置，操作制御設備等
	樋 門 樋 管 ゲ ー ト (ローラゲート・スライドゲート)		扉体，戸当り，開閉装置，操作制御設備等
ダ ム 用 水 門 設 備	放 流 設 備 (主放流・非常用放流)	ロ ー ラ ゲ ー ト ラ ジ ア ル ゲ ー ト	扉体，戸当り，開閉装置，基礎材，空気管，充水装置，操作制御設備等
		高 圧 ス ラ イ ド ゲ ー ト	扉体又は弁体，ボンネット，ケーシング又は弁胴，ボンネットカバー，開閉装置，空気管，充水装置，操作制御装置等
	小 容 量 放 流 設 備 用 ゲ ー ト ・ バ ル ブ		扉体又は弁体，ボンネット，ケーシング又は弁胴，ボンネットカバー，開閉装置，空気管，充水装置，操作制御装置等
	制 水 設 備		扉体，戸当り，開閉装置，基礎材，空気管，充水装置，操作制御設備等
	取 水 設 備		扉体，戸当り，開閉装置，整流装置，スクリーン，取水塔，操作制御設備等

1-2 適用規格

この基準を適用する設備の規格は、表-20・9を標準とする。

表-20・9 適用規格

区 分			適 用 規 格	
河川用水門設備	河川用水門・堰	普通ローラゲート シェルローラゲート	開閉装置がワイヤーロープウインチ式を標準とする	
		起伏ゲート	開閉装置が油圧シリンダ式を標準とする	
		ゴム引布製起伏ゲート	起伏方式が空気式を標準とする	
	樋門樋管ゲート (ローラゲート・スライドゲート)		樋門・樋管に設置されたゲートで、開閉装置がスピンドル式又はラック式のものを標準とする	
ダム用水門設備	放流設備 (主放流・非常用放流)	ローラゲート	油圧式	主放流又は中位放流設備を標準とする
			ワイヤ式	クレストゲートを標準とする
		ラジアルゲート	油圧式	主放流又は中位放流設備を標準とする
			ワイヤ式	クレストゲートを標準とする
		高圧スライドゲート		主放流又は中位放流設備を標準とする
	小容量放流設備用ゲート・バルブ		小容量放流管に付随するゲート・バルブ(主・副)とする	
	制水設備		主放流又は中位放流設備の予備・修理用ゲートで開閉装置がワイヤーロープウインチ式を標準とする	
	取水設備		選択(表面)取水設備で開閉装置がワイヤーロープウインチ式を標準とする	

2 点検原価

2-1 点検工数

点検工数は、「(2) 標準点検日数」により求めた値を「(4) 形式補正」により補正し、「(1) 標準点検構成人員」を乗じたものに、必要に応じて「(5) 加算工数」及び「(6) 施設間の移動に伴う拘束工数」を加算して算出するものとする。

$$\text{点検工数} = (\text{標準点検日数} \times \text{形式補正}) \times \text{標準点検構成人員} \\ + \text{加算工数} + \text{施設間移動に伴う拘束工数}$$

(1) 標準点検構成人員

水門設備の標準点検構成人員は、表-20・10を標準とする。

表-20・10 標準点検構成人員 (人/日)

作業区分	管理運転点検	目視点検	年点検
標準点検構成人員	3	3	4

(2) 標準点検日数

1) 河川用水門設備 (管理運転点検)

河川用水門設備の管理運転点検の標準点検日数は、表－20・11 を標準とする。

表－20・11 河川用水門設備標準点検日数 (管理運転点検)

区 分				標準点検日数 (日／門)
河川用水門設備	河川用水門・堰	普通ローラゲート		$Y=0.31$
		シェルローラゲート		$Y=0.44$
		起伏ゲート		$Y=0.29$
		ゴム引布製起伏ゲート		$Y=0.0033x+0.21$
	樋門樋管ゲート (ローラゲート・スライドゲート)	動力式	電動式 $x \geq 10\text{m}^2$	$Y=0.23$
			$x < 10\text{m}^2$	$Y=0.15$
		エンジン式		$Y=0.12$
		手 動 式		$Y=0.08$

(注) 1. Y は標準点検日数 (日／門), x は 1 門当り (各構成毎) 扉体面積 (m^2) である。

標準点検日数は、小数点第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。

2. 扉体面積とは、扉体の有効幅 (純径間) $\times$ 有効高である。

3. 標準点検日数は、点検整備工による点検を標準とする。

4. 管理運転点検の内容は、可能な限りの負荷状態において運転をしながら、設備の状況確認、動作確認、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うことを標準とする。

5. 標準点検日数の点検範囲は、上記 4. 及び準備、後片付けまでとし、以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積上げるものとする。

(1) 不具合原因の高度な技術的調査・検討、設備の劣化診断、並びに修繕等の計画案の作成。

(2) 潤滑油類の交換は、別途「2－2 整備工数」による。

ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の潤滑油類の補給は、標準点検日数に含まれる。

(3) 点検における施設間の移動のための作業員の拘束工数は、「(6) 施設間の移動に伴う拘束工数」による。

6. 樋門樋管ゲートを除く各設備の標準点検日数は、開閉装置 (起伏装置) の動力が電動機を標準とする。

7. 普通ローラゲートの開閉装置がラック・スピンドル式の場合は、樋門樋管ゲートの点検日数による。

8. 起伏ゲートの開閉方式は、油圧シリンダ駆動方式とする。

9. 点検日数算出に当って、起伏ゲート、ゴム引布製起伏ゲート及び 2 段ゲートの扉体面積は、次のとおりとする。

(1) 起伏ゲートの扉体面積は、純径間に扉体を起立させた状態の有効高を乗じた面積とする。

(2) ゴム引布製起伏ゲートの扉体面積は、純径間に扉体を起立させた状態の有効高を乗じた面積とする。

(3) 普通ローラゲート、シェルローラゲートの 2 段ゲートの扉体面積は、純径間に上段扉の有効高と下段扉の有効高を加算した高さを乗じた面積とする。

10. 管理運転点検が出来ない場合は、目視点検として設備条件に適した内容で点検日数を算出するものとする。

2) 河川用水門設備 (目視点検・年点検)

河川用水門設備の目視点検及び年点検の標準点検日数は、表-20・12を標準とする。

表-20・12 河川用水門設備標準点検日数 (目視点検・年点検)

区 分				標準点検日数 (日/門)	
				目 視 点 検	年 点 検
河川用水門設備	河川用水門・堰	普通ローラゲート		$Y=0.31$	$Y=0.006x+0.44$
		シエルローラゲート		$Y=0.44$	$Y=0.004x+1.06$
		起伏ゲート		$Y=0.29$	$Y=0.005x+0.50$
		ゴム引布製起伏ゲート		$Y=0.33$	$Y=0.004x+0.63$
	樋門樋管ゲート (ローラゲート・スライドゲート)	動力式	電動式 $x \geq 10m^2$	$Y=0.17$	$Y=0.41$
			$x < 10m^2$		$Y=0.28$
		エンジン式		$Y=0.12$	$Y=0.19$
		手 動 式		$Y=0.08$	$Y=0.13$

(注) 1. Y は標準点検日数 (日/門), x は1門当り (各構成毎) 扉体面積 (m^2) である。

標準点検日数は、小数点第3位を四捨五入して第2位止めとする。

2. 扉体面積とは扉体の有効幅 (純径間) $\times$ 有効高である。

3. 2段扉の場合は、扉体の全面積を x に代入して Y を求め、表-20・25の補正係数で補正して算出する。

4. 作業区分別点検日数は、次式によるものとする。

$$\text{作業区分別点検日数 (日/門)} = \text{全体日数 (日/門)} \times \text{作業区分別日数比率 (\%)}$$

作業区分別日数比率は、表-20・15～表-20・18のとおりとする。

5. 標準点検日数は、点検整備工による点検を標準とする。

6. 目視点検は、管理運転点検が困難な設備において行うものとする。また、点検内容は、施設全般及び扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤を目視により、外観の異常の有無や前回点検時以降の変化の有無について確認し、確認運転は行わないことを標準とする。

7. 年点検の内容は、施設全般及び扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤を外部からの目視及び分解を伴う内部からの目視による点検の他、点検用器具 (テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜厚計等) を用いた計測、簡易な給油脂及びシステム全体の機能確認を目的とした確認運転を行うことを標準とする。

8. 標準点検日数の点検範囲は、上記6.又は7.及び準備、後片付けまでとし、以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積上げるものとする。

(1) 不具合原因の高度な技術的調査・検討、設備の劣化診断、並びに修繕等の計画案の作成。

(2) 潤滑油類の交換は、別途「2-2 整備工数」による。

ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の潤滑油類の補給は、標準点検日数に含まれる。

(3) 点検における施設間の移動のための作業員の拘束工数は、「(6) 施設間の移動に伴う拘束工数」による。

9. 樋門樋管ゲートを除く各設備の標準点検日数は、開閉装置 (起伏装置) の動力が電動機を標準とする。

10. 普通ローラゲートの標準点検日数は、扉体が単葉扉で開閉装置が電動ワイヤーロープ式のものとする。

11. 普通ローラゲートの開閉装置がラック・スピンドル式の場合は、樋門樋管ゲートの点検日数による。
12. シェルローラゲートの標準点検日数は、扉体が単葉扉で開閉装置が電動ワイヤーロープ式のものとする。
13. 起伏ゲートの開閉方式は、油圧シリンダ駆動方式とする。
14. フラップゲートの年点検日数は、樋門樋管ゲート（手動式）の歩掛×0.6、陸閘門の年点検日数は、樋門樋管ゲート（手動式）により算出出来る。
15. 標準点検日数算出に当って、起伏ゲート、ゴム引布製起伏ゲート及び2段ゲートの扉体面積は、次のとおりとする。
- (1) 起伏ゲートの扉体面積は、純径間に扉体を起立させた状態の有効高を乗じた面積とする。
- (2) ゴム引布製起伏ゲートの扉体面積は、純径間に扉体を起立させた状態の有効高を乗じた面積とする。
- (3) 普通ローラゲート、シェルローラゲートの2段ゲートの扉体面積は、純径間に上段扉の有効高と下段扉の有効高を加算した高さを乗じた面積とする。
- 3) ダム用水門設備（管理運転点検）
- ダム用水門設備の管理運転点検の標準点検日数は、表－20・13を標準とする。

表－20・13 ダム用水門設備標準点検日数（管理運転点検）

区 分				標準点検日数（日／門）
ダム用水門設備	放 流 設 備 （主放流・非常用放流）	ローラゲート	油 圧 式	Y=0.65
			ワ イ ヤ 式	Y=0.36
		ラジアルゲート	油 圧 式	Y=0.59
			ワ イ ヤ 式	Y=0.41
	小容量放流設備用ゲート・バルブ			Y=0.35
	制 水 設 備			Y=0.42
	取 水 設 備	円形・半円形多段式		－
		多段式ローラゲート		－

- (注) 1. Yは標準点検日数（日／門）である。
2. 標準点検日数は、点検整備工による点検を標準とする。
3. 管理運転点検の内容は、以下のとおりとする。
- (1) 管理運転点検（待機系）
- 可能な限りの負荷状態において運転をしながら、設備の状況確認、動作確認、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うことを標準とする。
- (2) 管理運転点検（常用系）
- 設備の実運転に合せて負荷状態により、設備の状況確認、動作確認、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うことを標準とする。
4. 標準点検日数の点検範囲は、上記3.及び準備、後片付けまでとし、以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積上げるものとする。
- (1) 不具合原因の高度な技術的調査・検討、設備の劣化診断、並びに修繕等の計画案の作成。

- (2) 潤滑油類の交換は、別途「2-2 整備工数」による。
ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の潤滑油類の補給は、標準点検日数に含まれる。
- (3) 点検における施設間の移動のための作業員の拘束工数は、「(6) 施設間の移動に伴う拘束工数」による。
5. 制水設備とは、主放流設備、中位放流設備に付随する修理用ゲートや流水遮断機能をもった予備ゲートをいう。
6. 各設備の標準点検日数は、開閉装置の動力が電動機を標準とする。
7. 小容量放流設備用ゲートとは、リングシールゲート、高圧スライドゲート、ジェットフローゲート、リングホロワゲートとする。
8. 小容量放流設備用バルブとは、ホロージェットバルブ、コーンスリーブバルブ、フイックストコーンバルブ、スルースバルブとする。
9. 制水ゲートは高圧ローラゲートとする。なお、高圧スライドゲート及びキャタピラゲートは含まない。
10. 制水設備の開閉装置には、ガントリークレーンを含まない。
11. 取水設備の点検日数には、予備ゲート又は修理用ゲートの日数は含まないので別途加算すること。
12. 主放流設備の高圧スライドゲートは、小容量放流設備用ゲート・バルブの日数による。
ただし、 x は、下記による。
- (1) 通水路断面が円形状の場合
 x : 口径 (m)
- (2) 通水路断面が矩形形状の場合
 x : 矩形断面積を等価な円形断面積に置換えた場合の等価口径 (m)
$$x = 2 \times (B \times H / \pi)^{1/2}$$

 B : 純径間 (m)
 H : 有効高 (m)
13. 管理運転点検が出来ない場合は、目視点検として設備条件に適した内容で点検日数を算出するものとする。

- 4) ダム用水門設備（目視点検・年点検）
- ダム用水門設備の目視点検及び年点検の標準点検日数は、表－20・14を標準とする。

表－20・14 ダム用水門設備標準点検日数（目視点検・年点検）

区 分				標準点検日数（日／門）	
				目 視 点 検	年 点 検
ダム用水門設備	放 流 設 備 （主放流・非常用放流）	ローラ ゲート	油 圧 式	Y=0.57	Y=0.006x+1.84
			ワ イ ヤ 式	Y=0.29	Y=0.004x+1.09
		ラジアル ゲート	油 圧 式	Y=0.52	Y=0.001x+2.00
			ワ イ ヤ 式	Y=0.37	Y=0.003x+1.53
	小 容 量 放 流 設 備 用 ゲ ー ト ・ バ ル ブ			Y=0.28	Y=0.403x+0.56
	制 水 設 備			Y=0.35	Y=0.011x+1.41
	取 水 設 備	円 形 ・ 半 円 形 多 段 式		Y=0.61	Y=0.002x+2.47
		多 段 式 ロ ー ラ ゲ ー ト		Y=0.52	Y=0.004x+1.59

- (注) 1. Y は標準点検日数（日／門）， x は1門当り（各構成毎）扉体面積（ m^2 ）である。
- ただし、小容量放流設備用ゲート・バルブにあつては、口径（ m ），円形・半円形多段式にあつては最大口径（ m ）×全伸長（ m ），多段式ローラゲートにあつては純径間（ m ）×全伸長（ m ）とする。
- 標準点検日数は、小数点第3位を四捨五入して第2位止めとする。
2. 扉体面積とは、扉体の有効幅（純径間）×有効高である。
3. 作業区分別点検日数は、次式によるものとする。
- 作業区分別点検日数（日／門）＝全体日数（日／門）×作業区分別日数比率**
- 作業区分別日数比率は、表－20・19～表－20・24のとおりとする。
4. 標準点検日数は、点検整備工による点検を標準とする。
5. 目視点検の内容は、施設全般及び扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤を目視により、外観の異常の有無や前回点検時以降の変化の有無について確認し、確認運転は行わないことを標準とする。
6. 年点検の内容は、施設全般及び扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤を外部からの目視及び分解を伴う内部からの目視による点検の他、点検用器具（テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜厚計等）を用いた計測、簡易な給油脂及びシステム全体の機能確認を目的とした確認運転を行うことを標準とする。
7. 標準点検日数の点検範囲は、上記5.又は6.及び準備、後片付けまでとし、以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積上げるものとする。
- (1) 不具合原因の高度な技術的調査・検討、設備の劣化診断、並びに修繕等の計画案の作成。
- (2) 潤滑油類の交換は、別途「2－2 整備工数」による。
- ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の潤滑油類の補給は、標準点検日数に含まれる。
- (3) 点検における施設間の移動のための作業員の拘束工数は、「(6) 施設間の移動に伴う拘束工数」による。
8. 制水設備とは、主放流設備、中位放流設備に付随する修理用ゲートや流水遮断機能をもった予備ゲートをいう。
9. 各設備の標準点検日数は、開閉装置の動力が電動機を標準とする。

10. 小容量放流設備用ゲートとは、リングシールゲート、高圧スライドゲート、ジェットフローゲート、リングホロワゲートとする。
11. 小容量放流設備用バルブとは、ホロージェットバルブ、コーンスリーブバルブ、フィックストコーンバルブ、スルースバルブとする。
12. 制水ゲートは、高圧ローラゲートとする。なお高圧スライドゲート及びキャタピラゲートは含まない。
13. 制水設備の開閉装置には、ガントリークレーンを含まない。
14. 主放流設備の高圧スライドゲートは、小容量放流設備用ゲート・バルブの日数による。

ただし、 x は、下記による。

(1) 通水路断面が円形状の場合

x : 口径 (m)

(2) 通水路断面が矩形形状の場合

x : 矩形断面積を等価な円形断面積に置換えた場合の等価口径 (m)

$$x = 2 \times (B \times H / \pi)^{1/2}$$

B : 純径間 (m)

H : 有効高 (m)

(3) 作業区分別日数比率

各設備の作業区分別日数比率は、次のとおりとする。

1) 河川用水門設備 (目視点検)

目視点検の作業区分別日数比率は、表-20・15、表-20・16 を標準とする。

表-20・15 河川用水門・堰設備 (目視点検) 作業区分別日数比率 (%)

作業区分		普通ローラゲート	シエルローラゲート	起伏ゲート	ゴム引布製起伏ゲート
構成機器名等	数量				
全 般	1 門 分	18	13	14	16
扉 体 (袋 体)	1 門	18	16	12	20
戸当り・固定部 (取付金具)	1 門 分	9	9	7	14
開閉装置・油圧ユニット (起 伏 装 置)	〃	38	42	52	31
機 側 操 作 設 備	〃	17	20	15	19
計	〃	100	100	100	100

- (注) 1. 区分別日数比率は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
2. 開閉装置主動力がエンジンの場合は、「開閉装置・油圧ユニット (起伏装置)」及び「機側操作設備」を別途考慮するものとする。
3. 付属設備の目視による点検は、全般に含む。
4. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検及び準備・後片付けとする。
5. 普通ローラゲートの開閉装置がラック・スピンドル式の場合は、樋門樋管ゲートの作業区分別日数比率による。

表－20・16 樋門樋管ゲート設備（目視点検）作業区分別日数比率（％）

作 業 区 分		ローラゲート，スライドゲート			
構 成 機 器 名 等	数量	電動式		エンジン式	手動式
		$x \geq 10\text{m}^2$	$x < 10\text{m}^2$		
全 般	1 門 分	12		25	12
扉 体	1 門	31		26	26
戸 当 り	1 門 分	18		17	18
開 閉 装 置	〃	22		32	44
機 側 操 作 設 備	〃	17		－	－
計	〃	100		100	100

- （注） 1. 全般とは，ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検及び準備・後片付けとする。
2. 付属設備の目視による点検は，全般に含む。

2) 河川用水門設備（年点検）

年点検の作業区分別日数比率は，表－20・17，表－20・18 を標準とする。

表－20・17 河川用水門・堰設備（年点検）作業区分別日数比率（％）

作業区分		普 通 ロ ー ラ ゲ ー ト	シエルローラ ゲ ー ト	起 伏 ゲ ー ト	ゴム引布製 起伏ゲート
構 成 機 器 名 等	数量				
全 般	1 門 分	9	8	3	5
扉 体 （ 袋 体 ）	1 門	17	17	20	18
戸当り・固定部（取付金具）	1 門 分	7	6	9	10
開閉装置・油圧ユニット （ 起 伏 装 置 ）	〃	44	47	44	37
機 側 操 作 設 備	〃	7	10	8	11
確 認 運 転	〃	16	12	16	19
計	〃	100	100	100	100

- （注） 1. 区分別日数比率は，開閉装置主動力が電動機の場合である。
2. 開閉装置主動力がエンジンの場合は，「開閉装置・油圧ユニット（起伏装置）」及び「機側操作設備」は別途考慮するものとする。
3. 確認運転は，ゲートの全開全閉運転を行うものとする。
4. 付属設備の目視による点検は，全般に含む。
5. 全般とは，ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検及び準備・後片付けとする。
6. 普通ローラゲートの開閉装置がラック・スピンドル式の場合は，樋門樋管ゲートの作業区分別日数比率による。

表-20・18 樋門樋管ゲート設備(年点検)作業区分別日数比率 (%)

作業区分		ローラゲート, スライドゲート			
構成機器名等	数量	電動式		エンジン式	手動式
		$x \geq 10\text{m}^2$	$x < 10\text{m}^2$		
全 般	1門分	16	15	21	10
扉 体	1 門	17	15	21	21
戸 当 り	1門分	11	10	14	14
開 閉 装 置	〃	30	32	27	36
機 側 操 作 設 備	〃	9	11	-	-
確 認 運 転	〃	17	17	17	19
計	〃	100	100	100	100

- (注) 1. 確認運転は、ゲート全開全閉運転を行うものとする。
2. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検及び準備・後片付けとする。
3. 付属設備の目視による点検は、全般に含む。

3) ダム用水門設備(目視点検)

ダム用水門設備(目視点検)の作業区分別日数比率は、表-20・19～表-20・21を標準とする。

表-20・19 ダム用水門設備(目視点検)作業区分別日数比率 (%)

作 業 区 分		放 流 設 備				制水設備
		ローラゲート		ラジアルゲート		
構 成 機 器 名 等	数量	油圧式	ワイヤ式	油圧式	ワイヤ式	ワイヤ式
全 般	1 門 分	9	12	11	13	11
扉 体	1 門	19	24	16	23	24
戸 当 り ・ 固 定 部	1 門 分	8	9	8	9	12
開閉装置・油圧ユニット	〃	38	39	35	38	38
充 水 装 置 ・ 空 気 管	〃	8	－	8	－	－
放 流 管 ・ 整 流 板	〃	5	－	7	－	－
機 側 操 作 設 備	〃	13	16	15	17	15
計	〃	100	100	100	100	100

- (注) 1. 区分別日数比率は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
2. 開閉装置主動力がエンジンの場合は、「開閉装置・油圧ユニット」及び「機側操作設備」は別途考慮するものとする。
3. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検及び準備・後片付けとする。

表－20・20 ダム用水門設備（目視点検）作業区分別日数比率（％）

作 業 区 分		小容量放流設備用ゲート・バルブ
構 成 機 器 名 等	数 量	油圧式・スピンドル式
全 般	1 門分	12
扉 体 ・ 本 体	1 門	21
開閉装置・油圧ユニット	1 門分	35
充 水 装 置 ・ 空 気 管	〃	13
放 流 管 ・ 導 水 管	〃	6
機 側 操 作 設 備	〃	13
計	〃	100

- （注） 1. 区分別日数比率は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
2. 開閉装置主動力がエンジンの場合は、「開閉装置・油圧ユニット」及び「機側操作設備」は別途考慮するものとする。
3. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検及び準備・後片付けとする。
4. 主放流設備の高圧スライドゲートは、小容量放流設備用ゲート・バルブの作業区分別工数比率による。

表－20・21 ダム用水門設備（目視点検）作業区分別日数比率（％）

作 業 区 分		取 水 設 備	
構 成 機 器 名 等	数 量	円形・半円形 シリンダゲート	多段式 ローラゲート
全 般	1 門分	12	11
扉 体 ・ 本 体	1 門	12	19
戸 当 り ・ 固 定 部	1 門分	6	9
取水塔体・スクリーン	〃	16	24
開 閉 装 置	〃	35	28
機 側 操 作 設 備	〃	19	9
計	〃	100	100

- （注） 1. 区分別日数比率は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
2. 開閉装置主動力がエンジンの場合は、「開閉装置・油圧ユニット」及び「機側操作設備」は別途考慮するものとする。
3. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検及び準備・後片付けとする。
4. 扉体・本体には、取水蓋、リフティング装置を含む。
5. 戸当り・固定部には、ローラールを含む。
6. 戸当り・固定部、取水塔体・スクリーン等の点検は、水中部を除く箇所の点検とする。
7. 扉体・本体は、引き上げて休止状態での点検を標準とする。

4) ダム用水門設備（年点検）

ダム用水門設備（年点検）の作業区分別日数比率は、表－20・22～表－20・24を標準とする。

表－20・22 ダム用水門設備（年点検）作業区分別日数比率（％）

作 業 区 分		放 流 設 備				制水設備
		ローラゲート		ラジアルゲート		
構 成 機 器 名 等	数量	油圧式	ワイヤ式	油圧式	ワイヤ式	ワイヤ式
全 般	1 門 分	2	9	3	4	7
扉 体	1 門	19	15	16	17	18
戸 当 り ・ 固 定 部	1 門 分	8	7	5	8	6
開閉装置・油圧ユニット	〃	39	30	36	42	31
充 水 装 置 ・ 空 気 管	〃	2	—	3	—	—
放 流 管 ・ 整 流 板	〃	6	—	3	—	—
機 側 操 作 設 備	〃	8	12	13	14	9
確 認 運 転	〃	16	27	21	15	29
計	〃	100	100	100	100	100

- （注） 1. 区分別日数比率は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
2. 開閉装置主動力がエンジンの場合は、「開閉装置・油圧ユニット」及び「機側操作設備」は別途考慮するものとする。
3. 確認運転は、ゲートの全開全閉運転を行うものとする。
4. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検及び準備・後片付けとする。

表－20・23 ダム用水門設備（年点検）作業区分別日数比率（％）

作 業 区 分		小容量放流設備用ゲート・バルブ
構 成 機 器 名 等	数量	油圧式・スピンドル式
全 般	1 門分	10
扉 体 ・ 本 体	1 門	19
開閉装置・油圧ユニット	1 門分	32
充 水 装 置 ・ 空 気 管	〃	7
放 流 管 ・ 導 水 管	〃	5
機 側 操 作 設 備	〃	11
確 認 運 転	〃	16
計	〃	100

- （注） 1. 区分別日数比率は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
2. 開閉装置主動力がエンジンの場合は、「開閉装置・油圧ユニット」及び「機側操作設備」は別途考慮するものとする。
3. 確認運転は、ゲートの全開全閉運転を行うものとする。
4. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検及び準備・後片付けとする。
5. 主放流設備の高圧スライドゲートは、小容量放流設備用ゲート・バルブの作業区分

別日数比率による。

表－20・24 ダム用水門設備（年点検）作業区分別日数比率（％）

作 業 区 分		取 水 設 備	
構 成 機 器 名 等	数 量	円形・半円形 シリンダゲート	多段式 ローラゲート
全 般	1 門 分	4	5
扉 体 ・ 本 体	1 門	11	14
戸 当 り ・ 固 定 部	1 門 分	6	6
取水塔体・スクリーン	〃	10	4
開 閉 装 置	〃	40	49
機 側 操 作 設 備	〃	9	12
確 認 運 転	〃	20	10
計	〃	100	100

- (注) 1. 区分別日数比率は、開閉装置主動力が電動機の場合である。
2. 開閉装置主動力がエンジンの場合は、「開閉装置・油圧ユニット」及び「機側操作設備」は別途考慮するものとする。
3. 確認運転は、ゲートの全開全閉運転を行うものとする。
4. 全般とは、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視による点検及び準備・後片付けとする。
5. 扉体・本体には、取水蓋、リフティング装置を含む。
6. 戸当り・固定部には、ローラールを含む。
7. 戸当り・固定部、取水塔体・スクリーン等の点検は、水中部を除く箇所の点検とする。
8. 扉体・本体は、引き上げて休止状態での点検を標準とする。

(4) 形式補正

点検日数は、設備の規模、設備の構成を検討し、作業区分別日数比率等を参考に補正するものとする。

1) 河川用水門設備

河川用水門設備の点検日数補正は、次を標準とする。

- (イ) 扉体形式及び開閉装置形式による補正は、表－20・25「扉体・開閉装置形式補正係数（河川用水門設備）」による。
- (ロ) 各補正係数は、「2－1 (3) 作業区分別日数比率」の各表の作業区分の該当部分のみ補正を行うものとする。
- (ハ) 作業区分別日数の補正方法は、次による。

補正日数＝標準点検日数×作業区分別日数比率×扉体・開閉装置形式補正係数

表-20・25 扉体・開閉装置形式補正係数(河川用水門設備)

作 業 区 分			普 通 ローラゲート	シ ェ ル ローラゲート
扉体形式	構 成 機 器 名 等	数 量		
単 葉 扉	扉体	1 門	1.0	1.0
	戸当り・固定部	1門分	1.0	1.0
	開閉装置	〃	1.0	1.0
	確認運転	〃	1.0	1.0
2 段 扉	扉体	1 門	1.2	1.2
	戸当り・固定部	1門分	1.1	1.1
	開 閉 装 置	1M1D・1M2D	〃	—
		1M2D×2, 2M2D×2	〃	1.3
	確 認 運 転	1M1D・1M2D	〃	—
		1M2D×2, 2M2D×2	〃	1.3

- (注) 1. 開閉装置主動力は、電動機とする。
2. 2 段扉の場合の点検日数算出は、上下段扉全体の投影面積を x に代入して標準点検日数を算出した後に補正係数を乗じるものとする。

(5) 加算工数

1) 河川用水門設備

河川用水門設備に付帯する設備において標準点検日数に含まれていない機器等の点検工数は、表-20・26 を標準とする。

表-20・26 河川用水門加算工数 (人)

作 業 区 分		河川用水門・堰		樋門樋管ゲート	
機 器 名	数 量	年点検	目視点検	年点検	目視点検
水 位 計	1 台	0.15	0.11	0.09	0.03
自家発電設備 予備電源用	〃	0.41	—	0.30	—
受変電設備 (低圧受電)	〃	0.16	—	0.08	—

- (注) 1. 水位計以外の計測機器類は、別途積上げるものとする。
2. 自家発電設備の区分は、次のとおりである。
予備電源用：常用は商用電源で非常時の電源供給が自家発電設備の方式とする。
3. 河川用水門・堰の自家発電設備の発電容量は、250kVA までを標準とする。
4. 分解、調整等を伴う詳細点検を実施する場合は、別途積上げるものとする。
5. 目視点検は、管理運転点検の場合も適用出来る。

2) ダム用水門設備

ダム用水門設備に付帯する設備において標準点検日数に含まれていない機器等の点検工数は、表-20・27 を標準とする。

表-20・27 ダム用水門加算工数 (人)

作 業 区 分		ダム用放流設備	ダム用取水設備	小容量放流 バルブ・ゲート
機 器 名	数量			
凍結防止装置	1式	0.18	0.18	0.04
流量計	〃	—	—	0.26
水位計・濁度計	〃	—	0.19	—

- (注) 1. 流量計は、小容量放流設備用ゲート・バルブに付随するものである。
2. 水位計・濁度計は、取水設備に付随するものである。
3. 分解、調整等を伴う詳細点検を実施する場合は、別途積上げるものとする。
- 3) 上記 1)、2) の記載以外の機器等は適宜積上げ加算するものとする。

(6) 施設間の移動に伴う拘束工数

複数施設を同日に点検する場合、施設間の移動に伴う作業員の拘束工数はそれぞれ次による。

1) 樋門樋管ゲート

施設間移動に伴う拘束工数=0.05x

x：管理運転点検、目視点検、年点検のそれぞれの点検施設箇所数

2) 河川用水門・堰、ダム用水門設備

必要に応じて別途積上げるものとする。

2-2 整備工数

(1) 潤滑油類交換工数

潤滑油類交換工数は、表-20・28 を標準とする。

表-20・28 潤滑油類交換工数

区 分	標準整備工数	摘 要	職種別構成割合 (%)	
			点検整備工	普通作業員
減 速 機	$y=0.004x+0.24$ (人/台)	x：1台当り潤滑油量 (L/台)	85	15
動力切換装置	$y=0.13$ (人/台)			
ワイヤーロープ	$y=0.016x+0.19$ (人/門)	x：1門当り ワイヤーロープ長 (m/門)	100	—

- (注) 1. 潤滑油類交換工数の適用範囲は、潤滑油類交換に伴う準備、交換作業、清掃、後片付けまでとする。
2. 標準整備工数は、小数点第3位を四捨五入して第2位止めとする。
3. 減速機の潤滑油交換作業は、ラック式開閉装置にも適用出来る。交換作業には、フラッシングは含まない。
4. ワイヤーロープ油の交換作業は、旧油除去及び新油塗布とし、ゲート操作を行いな
がらの作業を標準とする(足場等が必要な場合は、別途費用を計上する)。
5. ワイヤーロープ長は、ドラムの捨て巻を含む全長とする。
6. 廃油等の処分費は、別途計上するものとする。

③ 揚排水ポンプ設備

第1 揚排水ポンプ設備

1 適用範囲

この基準は、揚排水ポンプ設備の点検・整備に適用する。ただし、水中ポンプの点検・整備には適用出来ない。

1-1 区分及び構成

揚排水ポンプ設備の区分及び構成は、表-20・29 を標準とする。

表-20・29 区分及び構成

区 分	構 成
主ポンプ設備	主ポンプ設備、主配管用弁、吸吐出管、主配管継手等 可動翼装置
主ポンプ駆動設備	主駆動原動機、流体継手、クラッチ、歯車減速機、複合減速機、減速機架台等
系統機器設備	燃料系統設備（燃料小出槽含む）、冷却水、潤滑水系統設備（軸封等込み）、 始動系統設備、滴水系統設備、管内クーラー等
監視操作制御設備	中央操作・制御設備、各種機側操作・制御設備、水位計設備、 運転支援・監視装置、CCTV 設備、遠方操作・監視設備等
電源設備	自家発電設備、受変電・配電設備、直流電源設備等
除塵設備	スクリーン、除塵機本体、搬送設備、貯留設備、操作制御設備
付属設備	天井クレーン、換気設備、貯油槽（地下・屋外）、屋内排水設備、角落し設備等
付帯施設	吐出樋門等

1-2 適用規格

この基準を適用するポンプの規格は、表-20・30、表-20・31 を標準とする。

表-20・30 適用規格（年点検）

区 分	適 用 規 格
立軸ポンプ	ポンプ1台当りの計画吐出量が0.2m ³ /s から50m ³ /s までを標準とする
横軸ポンプ	ポンプ1台当りの計画吐出量が0.2m ³ /s から10m ³ /s までを標準とする

表-20・31 適用規格（管理運転点検・目視点検）

区 分	適 用 規 格
立軸・横軸ポンプ	1 機場当りの計画吐出量が5m ³ /s から100m ³ /s までを標準とする

2 点検原価

2-1 点検工数

点検工数は、「(1) 標準点検工数」により求めた値を「(3) 工数補正」及び「(4) 加算工数」により補正して算出するものとする。

(1) 標準点検工数

1) 年点検

揚排水ポンプ設備の年点検の点検工数は、表－20・32 を標準とする。

表－20・32 標準点検工数（年点検）

区 分		Y：標準点検工数（時間／2台分）
		年 点 検
立軸ポンプ	オープンピット	$Y=56.39x^{0.4781}+116$
	クローズピット	$Y=52.16x^{0.4781}+148$
横軸ポンプ		$Y=57.09x^{0.4781}+98$

(注) 1. 年点検の内容は、設備を外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検の他、点検用器具（テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜厚計等）で点検し簡易な給油脂を行った後、機器の単独運転、総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。

2. Yは標準工数、xはポンプ1台当りの計画吐出量（m³/s）である。

3. 標準工数は、主ポンプ設備が2台の場合とする。

4. 標準工数は、主原動機がディーゼルエンジン駆動とする。

5. 標準工数は、点検整備工による点検とする。

6. 標準工数の点検範囲は、施設全般の目視点検、主ポンプ設備、主ポンプ駆動設備、系統機器設備、監視操作制御設備、電源設備、除塵設備、付属設備の点検、管理運転、準備、後片付けまでとし、以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積上げるものとする。

(1) 不具合原因の調査・検討、設備の劣化診断、並びに修繕等の計画案の作成

(2) 油脂類の交換は、「2－2 整備工数」により別途積上げるものとする。ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の油脂類の補給は、標準工数に含まれる。

(3) 管理運転に必要な水位確保のため、点検着手前までに貯水準備作業が必要な場合の工数や仮設物が必要な場合の設置・撤去工数

(4) クラッチ機能を具備しておらず、主原動機単独運転のために必要な継手類の切離し及び接続作業

(5) 定格出力が2,000kW以上のガスタービンの点検

(6) ボアスコープを用いたガスタービンの点検

7. オープンピットとは吸込部で自由水面をもつ構造のものをいい、クローズピットとは吸込部で自由水面をもたない構造で吸水部の形状が傘形、バンド形等のコンクリート又は鋼製ケーシングのものをいう。

8. 標準工数に含まれる監視操作制御設備は、中央操作・制御設備、各種機側操作・制御設備、補助継電器設備、水位計等の計装設備とし、運転支援装置、CCTV設備、遠方操作・監視設備は含まない。

なお、運転支援装置、CCTV設備、遠方操作・監視設備は別途積上げるものとする。

9. 除塵設備は、スクリーン、除塵機までとし、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ、貯留設備は含まない。

10. 付属設備のうち標準工数に含まれるのは、燃料貯油槽、天井クレーン装置、換気設備、照明設備、消火設備、屋内排水設備とし、角落し設備は除くものとする。

11. 作業区分別工数比率は、表－20・36のとおりとする。

2) 月点検（管理運転点検・目視点検）

揚排水ポンプ設備の月点検（管理運転点検・目視点検）の点検工数は、次式による。

管理運転点検・目視点検標準点検工数＝標準点検日数×（標準点検構成人員×補正係数）

なお、標準点検日数は、表－20・33、表－20・34、標準点検構成人員は、表－20・35 を標準とする。

表－20・33 標準点検日数（管理運転点検）

区 分	標準点検日数（日）	
立軸・横軸ポンプ （主ポンプ設備：2台）	$x < 10$ (m ³ /s)	$x \geq 10$ (m ³ /s)
	0.8	1.3
立軸・横軸ポンプ （主ポンプ設備：3～4台）	$x < 20$ (m ³ /s)	$x \geq 20$ (m ³ /s)
	1	2
立軸・横軸ポンプ （主ポンプ設備：5台以上）	$x \leq 50$ (m ³ /s)	左記以外
	2	積上げ

表－20・34 標準点検日数（目視点検）

区 分	標準点検日数（日）	
立軸・横軸ポンプ （主ポンプ設備：2台）	$x < 10$ (m ³ /s)	$x \geq 10$ (m ³ /s)
	0.5	0.9
立軸・横軸ポンプ （主ポンプ設備：3～4台）	$x < 20$ (m ³ /s)	$x \geq 20$ (m ³ /s)
	0.7	1.3
立軸・横軸ポンプ （主ポンプ設備：5台以上）	$x \leq 50$ (m ³ /s)	左記以外
	1.3	積上げ

表－20・35 標準点検構成人員（管理運転点検・目視点検）

区 分	点検構成人員（人／2台分・日）	
	管理運転点検	目視点検
立軸・横軸ポンプ	8	6

（注）1. 月点検は、原則として管理運転点検とする。

なお、管理運転点検が実施出来ない場合は、目視による月点検を実施する。

2. 管理運転点検の点検範囲は、可能な限り実負荷状態による管理運転を行いながら施設全般の目視点検、設備の運転機能の確認、運転を通じたシステム全体の故障発見、機能維持を目的に行う点検で、準備、後片付けまでとする。
3. 目視点検の点検範囲は、主として分解を伴わず、外部から目視等により、施設全般、主ポンプ設備、主ポンプ駆動設備、系統機器設備、監視操作制御設備、電源設備、除塵設備、付属設備の点検とし、管理運転は行わない。
4. 標準日数及び構成人員は、主ポンプ設備が2台の場合とする。なお、台数による補正係数は、表－20・38のとおりとし、ポンプ台数が1台の場合は別途積上げとする。
5. x は、1機場当りの計画吐出量（m³/s）である。

6. 標準日数及び構成人員は、主原動機がディーゼルエンジン駆動とする。なお、原動機形式による補正係数は、表-20・40のとおりとし、異なる原動機形式が混在している機場は、別途積上げとする。
7. 標準日数及び構成人員は、点検整備工による点検とする。
8. 点検内容等により、標準点検日数及び標準点検構成人員と実態に大きな乖離が見られる場合は、実態に応じて積上るものとする。
9. 管理運転点検には、以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積上げるものとする。
 - ①施設全般、付属設備の目視点検。
なお、管理運転点検による一連の作業で点検される設備は、標準点検工数に含まれるものとする。
 - ②管理運転点検以外に行う不具合箇所や老朽箇所の目視点検。
 - ③不具合原因の検討、調査、設備診断、並びに改造案・補修案等の計画書作成
 - ④油脂類の交換は、「2-2 整備工数」により別途積上げるものとする。ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の油脂類の補給は、標準工数に含まれる。
 - ⑤管理運転に必要な水位確保のため、点検着手前までに行う貯水準備作業や、仮設の設置・撤去
 - ⑥設備全体の機能や状態の把握を行うのに十分な運転時間が確保出来ない場合に行う、管理運転点検以外の目視点検
 - ⑦クラッチ機能を具備しておらず、主原動機単独運転のために必要な継手類の切り離し及び接続作業
10. 標準工数に含まれる監視操作制御設備は、管理運転により点検を行う中央操作・制御設備、各種機側操作・制御設備、補助継電器設備、水位計等の計装設備とし、運転支援装置、CCTV 設備、遠方操作・監視設備は含まない。
なお、運転支援装置、CCTV 設備、遠方操作・監視設備は別途積上げるものとする。

(2) 作業区分別工数比率

1) 工数比率(年点検)

揚排水ポンプ設備の年点検の作業区分別工数比率は、表-20・36を標準とする。

表-20・36 作業区分別工数比率(年点検)

(%)

作業区分			立軸ポンプ		横軸ポンプ	摘 要
機 械 名		数量	オープン ピット	クローズ ピット		
全 般		1 式	3	3	4	
主ポンプ 設 備	主 ポ ン プ	2 台	7	6	9	
	主 配 管 ・ 弁 類	2 台分	4	4	5	吐出弁がない場合は 工数を0.9倍する
駆 動 設 備	主 原 動 機	2 台分	14	15	13	
	動 力 伝 達 装 置	〃	6	5	5	
系 統	機 器 設 備	1 式	12	15	14	
監視操作 制御設備	中 央	1 式	5	3	5	
	機 側	〃	5	4	5	
	計 装 設 備	〃	2	3	4	
電 源 設 備	受 配 電 設 備	1 式	3	4	3	
	自 家 発 電 設 備	〃	11	11	10	
	直 流 電 源 設 備	〃	2	2	2	
除 塵	設 備	2 台分	7	5	5	
付 属 設 備	燃 料 貯 油 槽	1 式	2	1	2	
	天 井 ク レ ー ン	〃	3	4	2	
	換 気 ・ 照 明 設 備	〃	2	3	1	
	消 火 ・ 屋 内 排 水 設 備	〃	1	1	2	
確 認 運 転		2 台分	11	11	9	
計		2 台分	100	100	100	

(注) 1. 主配管・弁類で逆止弁、吐出弁のうち、吐出ゲートは除くものとし、作業区分別工数を訂正した後に別途加算するものとする。ただし、クローズピットの場合は吐出ゲートを標準とする。

なお、加算工数は、「② 水門設備」参照のこと。

2. 系統機器設備は、燃料系統、冷却水系統、潤滑水系統、始動系統、満水系統、潤滑油系統等とする。

3. 燃料系統は、燃料貯油槽を除くものとする。

4. 除塵設備の標準工数は除塵機までとし、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ、貯留ホッパは含まない。

なお、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ、貯留ホッパがある場合は、「(3) 工数補正」の表-20・42により補正する。

5. 付属設備は、燃料貯油槽、天井クレーン、換気設備、照明設備、消火設備、屋内排水設備とし、角落し設備は含まない。

6. 確認運転とは、実負荷運転もしくはそれに近い状態での設備全体の総合操作の機能確認をいう。なお、クラッチを切ったの原動機単体運転や短時間のポンプ空転運転は、機器の単独運転に含まれる。

(3) 工数補正

点検工数は、設備の規模、設備の内容を検討し、作業区分別工数比率等を参考に補正するものとする。

- 1) 各補正係数は、「(2) 作業区分別工数比率」の作業区分の該当部分のみ補正を行うものとする。
- 2) 作業区分別工数の補正方法は、次による。

補正工数＝標準工数×作業区分別工数比率×補正係数

- 3) 各工数補正は、次を標準とする。

(イ) 主ポンプ台数補正

主ポンプ台数による工数補正は、年点検は、表－20・37「主ポンプ台数補正係数（年点検）」により、管理運転点検・目視点検は、表－20・38「主ポンプ台数補正係数（管理運転点検・目視点検）」による補正を行う。

表－20・37 主ポンプ台数補正係数（年点検）

作業区分			主ポンプ台数			
機 械 名		数 量	1 台	2 台	3 台	4 台
全 般		1 式	1.0	1.0	1.0	1.0
主ポンプ設備	主 ポ ン プ 及 び 主 配 管 ・ 弁 類	2 台分	0.5	1.0	1.5	2.0
駆 動 設 備	動力伝達装置及び 主 原 動 機	〃	0.5	1.0	1.5	2.0
系 統 機 器 設 備		1 式	0.8	1.0	1.1	1.2
監 視 操 作 設 備		〃	1.0	1.0	1.0	1.0
電 源 設 備		〃	1.0	1.0	1.0	1.0
除 塵 設 備		2 台分	0.6	1.0	1.4	1.9
付 属 設 備		1 式	1.0	1.0	1.0	1.0
確 認 運 転		2 台分	0.6	1.0	1.2	1.6

表－20・38 主ポンプ台数補正係数（管理運転点検・目視点検）

項 目	主ポンプ台数				
	1 台	2 台	3 台	4 台	5 台以上
点検構成人員	－	1.0	1.0	1.0	1.25

(ロ) 原動機形式補正

原動機の形式による工数補正は、年点検は表－20・39「主原動機形式補正係数（年点検）」により、管理運転点検・目視点検は、表－20・40「主原動機形式補正係数（管理運転点検・目視点検）」による補正を行う。

表-20・39 主原動機形式補正係数(年点検)

作業区分			主原動機区分		
機 械 名		数量	DE駆動 (標準工数)	ガスタービン	電動機
主ポンプ 駆動設備	動力伝達装置	2台分	1.0	0.9	0.6
	主 原 動 機	〃	1.0	1.2	0.3
系統機器 設 備	立 軸 ポ ン プ	1 式	1.0	0.5	0.4
	横 軸 ポ ン プ	〃	1.0	1.1	0.4
確 認 運 転		2台分	1.0	0.8	0.6

(注) 系統機器は、機場の機器構成に応じて適宜補正を行うこと。

表-20・40 主原動機形式補正係数(管理運転点検・目視点検)

項 目	主原動機区分		
	DE駆動 (標準工数)	ガスタービン	電動機
点検構成人員	1.0	1.0	0.75

(ハ) 減速機形式補正(年点検)

減速機の形式による工数補正は、表-20・41「減速機形式補正係数」による補正を行う。

表-20・41 減速機形式補正係数(年点検)

作業区分	ポ ン プ		
機 械 名	減速機のみ	油圧クラッチ付	流体継手付
動力伝達装置	1.0	1.1	1.2

(ニ) 除塵設備構造補正(年点検)

除塵設備の構造による工数補正は、表-20・42「除塵設備構造補正係数」による補正を行う。

表-20・42 除塵設備構造補正係数(年点検)

作業区分		除塵機のみ	除塵機+ 搬送設備	除塵機+ 搬送設備+ 貯留設備+ 操作制御設備
機 械 名	数量			
除 塵 設 備	2台分	1.0	1.2	1.4
確 認 運 転	〃	1.0	1.1	1.2

(ホ) 天井クレーン形式補正(年点検)

天井クレーン形式による工数補正は、表-20・43「天井クレーン形式補正係数」による補正を行う。

表-20・43 天井クレーン形式補正係数

作業区分		電動クレーン	手動クレーン
機 械 名	数量		
天 井 ク レ ー ン	1式	1.0	0.3

(1) 加算工数

標準工数に含まれていない機器等の工数は，表－20・44 を標準とする。

表－20・44 加算工数 (時間)

作 業 区 分		加算工数
機 械 名	数量	
角 落 し 設 備	1 式	0.7

2-2 整備工数

(1) 潤滑油交換工数

潤滑油交換工数は、表-20・45を標準とする。

表-20・45 潤滑油交換工数

区 分	標準整備工数	摘 要	職種別構成割合 (%)	
			点検整備工	普通作業員
デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン	$y=0.0165x+3.6$ (時間/台)	x : 1台当り潤滑油量 (L/台)	90	10
歯 車 減 速 機	$y=0.0084x+2.3$ (時間/台)	x : 1台当り潤滑油量 (L/台)		

(注) 潤滑油交換工数の適用範囲は、潤滑油交換に伴う準備、交換作業、清掃、後片付けまでとし、フラッシングは含まない。

基 準 の 解 説

1 適用範囲

月点検は原則として管理運転点検とし、管理運転が出来ない場合は、目視点検として設備条件に適合した内容で工数を算出するものとする。

2 点検原価

2-1 点検工数（年点検）

異なる吐出量のポンプの算出方法は、作業区分の数量が一式の項目については全ポンプの平均吐出量を、台数の項目については各々の吐出量より求めた標準点検工数を、各作業区分別工数比率により算出するものとする。ただし、各作業区分別工数比率は台数補正を行うものとする。

第2 コラム形水中ポンプ設備

1 適用範囲

この基準は、コラムパイプに水中モータポンプを取付けて排水を行うコラム形水中ポンプ設備の点検・整備に適用する。

1-1 適用条件

この基準が適用出来るポンプ形式、ポンプ口径、計画吐出量及び揚程範囲は、表-20・46 を標準とする。

表-20・46 ポンプ形式、ポンプ口径、計画吐出量及び揚程範囲

ポンプ形式	ポンプ口径	計画吐出量	揚程範囲
コラム形着脱式 立軸斜流水中モータポンプ	700mm	1 m ³ /s	6～9m

1-2 区分及び構成

コラム形水中ポンプ設備の区分及び構成は、表-20・47 による。

表-20・47 区分及び構成

区 分	構 成
ポ ン プ ユ ニ ッ ト	ポンプ本体、付属品
電 源 ・ 操 作 設 備	発電装置（原動機、交流発電機、内臓燃料槽、始動用蓄電池、充電器、発電機盤、操作盤）、接地端子箱、ケーブル、ケーブルリール、保護装置、接続盤
コラムパイプ、配管・弁類	コラムパイプ、吐出弁、吐出管、継手
水 位 計	水位計
除 塵 設 備	除塵機
付 属 設 備	スクリーン、照明設備、補助燃料タンク

（注）発電装置から独立して設置する操作盤は、電源・操作設備に含むものとする。

2 点検・整備原価

2-1 補助材料費

補助材料費は、「① 一般共通（揚排水ポンプ設備）」に準ずるものとする。

2-2 直接経費

直接経費は、「① 一般共通（揚排水ポンプ設備）」に準ずるものとする。

2-3 点検工数

点検工数は、表-20・48 を標準とする。

表-20・48 標準点検工数

(時間)

区分及び設備名		単 位	標準点検工数	
			年点検	月点検
全 般		1 機場当り	2.3	1.3
ポンプユニット	格納庫点検	ポンプ1台当り	6.4	2.6
	機 場 点 検	ポンプ1台当り	7.0	2.9
電 源 ・ 操 作 設 備		発電装置1台当り	7.1	2.7
コ ラ ム パ イ プ, 配 管 ・ 弁 類		コラムパイプ1基当り	1.9	0.9
水 位 計		水位計1台当り	1.4	0.4
除 塵 設 備		除塵機1台当り	5.7	1.9
確 認 運 転		ポンプ1台当り	5.1	1.9
取 付 ・ 取 外 し		ポンプ1台当り	25.1	

- (注) 1. 全般には、付属設備の点検を含む。
2. 標準点検工数は、取付・取外しを除き点検整備工による点検とする。
3. ポンプユニットは、点検を行う場所に応じ、格納庫点検・機場点検のいずれかを計上する。
4. 取付・取外しは、可搬設備（ポンプ本体、電源・操作設備）を機場において確認運転する場合に適用する。
5. 取付・取外しの職種別構成割合は、点検整備工 80%、普通作業員 20%とする。
6. 確認運転には、実排水運転、設備全体の機能確認が含まれる。
7. 確認運転に伴うポンプ本体、電源・操作設備の格納庫と機場間の運搬費は、共通仮設費（運搬費）として別途計上する。
8. 取付・取外しに伴う機械経費（トラッククレーン等）は、直接経費として必要に応じ別途計上する。

2-4 共通仮設費

共通仮設費は、「① 一般共通（揚排水ポンプ設備）」に準ずるものとする。

2-5 点検整備間接費

点検整備間接費は、「① 一般共通（揚排水ポンプ設備）」に準ずるものとする。

④ トンネル換気設備，トンネル非常用施設

1 適用範囲

この基準は，トンネル換気設備・トンネル非常用施設の点検・整備に適用する。

1－1 区分及び構成

トンネル換気設備・トンネル非常用施設の区分及び構成は，表－20・49 のとおりとする。

表－20・49 区分及び構成

区 分		構 成
送 (排) 風 機	送（排）風機	送（排）風機，減速機，主電動機，ダンパ，ベルマウス，異径管，伸縮管
	換気ダクト等	コーナーペーン，シャッター，スロット調整板，換気ダクト，サイレンサ
	操作制御設備	電力盤系統，操作制御系統
	計測設備	煙霧透過率測定装置，一酸化炭素濃度計測装置，風向風速測定装置，計測盤
	付帯設備	天井クレーン
ジェットファン・ブースターファン	ジェットファン ブースターファン	
	操作制御設備	電力盤系統，操作制御系統
	計測設備	煙霧透過率測定装置，一酸化炭素濃度計測装置，風向風速測定装置，計測盤
非常用施設		非常電話，押しボタン式通報装置，火災検知器，非常警報装置，消火器，消火栓設備（ポンプ，配管，水槽），避難誘導表示板，給水栓，水噴霧設備，操作制御設備

1－2 適用規格

この基準を適用する機種の規格は，表－20・50 を標準とする。

表－20・50 適用規格

区 分		適 用 規 格
送（排）風機		口径 1,700mm から 3,550mm までを標準とする。
ジェットファン・ブースターファン		口径 630mm から 1,530mm までを標準とする。
非常用施設	防災等級 A A	トンネル延長 500m から 3,500m までを標準とする。
	防災等級 A	トンネル延長 300m から 3,500m までを標準とする。
	防災等級 B	トンネル延長 200m から 2,000m までを標準とする。

2 点検・整備原価

2－1 点検工数

点検工数は，「（1）標準点検工数」により求めた値を「（2）計測設備・付帯設備」及び「（3）工数補正」により補正し算出するものとする。

（1）標準点検工数

1) 送（排）風機，ジェットファン・ブースターファン，非常用施設

送（排）風機，ジェットファン・ブースターファン及び非常用施設の標準点検工数は，表－20・51 を標準とする。

表-20・51 標準点検工数(月点検・年点検)

区 分		月 点 検	年 点 検	職種別構成割合(%)	
				点検 整備工	普通 作業員
送 (排) 風 機		$Y=0.0041x+0.2$	$Y=0.0022x+40.4$	90	10
ジ ェ ッ ト フ ァ ン ブ ー ス タ ー フ ァ ン		$Y=0.0008x+2.5$	$Y=0.0175x-0.6$	90	10
非常 用 施 設	防災等級AA	$Y=0.0145x+28.7$	$Y=0.0125x+54.5$	90	10
	防災等級 A	$Y=0.0113x+17.7$	$Y=0.0158x+30.5$		
	防災等級 B	$Y=0.0033x+3.8$	$Y=0.0085x+4.5$		

- (注) 1. 送(排)風機のYは標準工数(時間/1台分), xは口径(mm)である。
2. ジェットファン・ブースターファンのYは, 標準工数(時間/1台分), xは口径(mm)である。
3. 非常用施設のYは標準工数(時間/1トンネル), xはトンネル延長(m)である。
(上下線が分かれているトンネルは, 上下線の合計値をトンネル延長とする。)
4. 月点検の内容は, 主として分解を伴わず, 外部からの目視による点検を行い, 総合操作による機能確認を行うことを標準とする。
5. 年点検の内容は, 設備を主として外部から目視及び分解を伴う内部の目視点検の他, 点検用器具(テストハンマー, メガーテスタ, ノギス, マイクロメータ, シックネスゲージ, 振動計, 塗膜厚計等)で点検し, 簡易な給油脂を行った後, 機器の単独運転, 総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。
6. 標準工数の点検範囲は, 送(排)風機, ジェットファン・ブースターファン, 非常用施設の点検, 管理運転, 準備, 後片付けまでとする。
7. 標準工数には, 計測設備及び付帯設備の点検工数が含まれていないため, 「(2)計測設備・付帯設備」にて積上げるものとする。
8. 標準工数には, 動翼可変設備の点検工数が含まれていないため, 別途積上げるものとする。
9. 分割発注等の場合の作業区分別工数は, 次式によるものとする。
- ① 送(排)風機
- $$\text{区分別工数(時間/台)} = \text{全体工数(時間/1台分)} \times \text{作業区分別工数比率(\%)} \\ \text{区分別工数(時間/台)} = \text{全体工数(時間/1台分)} \times \text{作業区分別工数比率(\%)} \\ \text{区分別工数(時間/トンネル)} = \text{全体工数(時間/1トンネル)} \times \text{作業区分別工数比率(\%)} \\ \text{作業区分別工数比率は, 表-20・52, 表-20・53のとおりとする。}$$

(2) 作業区分別工数比率

1) トンネル換気設備の作業区分別工数比率は、表－20・52 を標準とする。

表－20・52 換気設備作業区分別工数比率 (％)

作 業 区 分			工 数 比 率	
機 械 名	単 位	数 量	送 (排) 風機	ジェットファン・ブラスターファン
送 (排) 風 機 又 は ジェットファン・ブラスターファン	式	1	43	72
減 速 機	〃	1	4	－
主 電 動 機	〃	1	7	－
ダ ン パ	〃	1	8	－
ベ ル マ ウ ス	〃	1	6	－
換 気 ダ ク ト	〃	1	8	－
サ イ レ ン サ	〃	1	3	－
操 作 ・ 制 御 関 係	〃	1	10	17
総 合 機 能 確 認	〃	1	11	11
計	〃	1	100	100

2) 非常用施設の作業区分別工数比率は、表－20・53 を標準とする。

表－20・53 非常用施設作業区分別工数比率 (％)

作 業 区 分				工 数 比 率		
設 備 名		単 位	数 量	防災等級 A A	防災等級 A	防災等級 B
通 報 ・ 警 報 設 備	非 常 電 話	式	1	2	3	10
	押しボタン式通報装置	〃	1	4	5	14
	火 災 検 知 器	〃	1	4	－	－
	非 常 警 報 装 置	〃	1	3	4	11
消 火 器		〃	1	12	14	43
消 火 栓 設 備		〃	1	29	36	－
避 難 誘 導 設 備		〃	1	6	7	22
給 水 栓		〃	1	7	8	－
水 噴 霧 設 備		〃	1	15	－	－
操 作 制 御 設 備		〃	1	8	10	－
総 合 機 能 確 認		〃	1	10	13	－
計		〃	1	100	100	100

(3) 計測設備・付帯設備

標準工数に含まれていない機器等の工数は、表－20・54 を標準とする。

表－20・54 計測設備・付帯設備 (時間)

作業区分	数量	点検区分別加算工数	
		月点検	年点検
煙霧透過率測定装置	2組分	3.8	8.1
一酸化炭素濃度計測装置	2台分	3.2	7.6
風向風速測定装置	1組分	2.3	5.2
計測盤	1式	1.1	2.0
天井クレーン	〃	－	1.2

- (注) 1. 各計測装置の点検範囲は、計測部、処理部を含むものとする。
 2. 計測盤は、計測盤本体、表示部、記録計、計測設備電源部を含むものとする。
 3. 発電装置、天井クレーン（月点検）、クーリングタワーについては、別途計上するものとする。
 4. 計測装置の数量が上表数量と異なる場合は、次式によるものとする。

$$\text{区分別工数(時間)} = \text{点検区分加算工数(時間)} \times (\text{該当数量} \div \text{上表数量})$$

(4) 工数補正

標準工数を補正する場合は、作業区分別工数比率等を参考に行うものとする。

2-2 機械経費

点検を実施するために必要とする機械器具のうち、ジェットファン年点検に用いる高所作業車の運転時間は、表－20・55 を標準とする。

表－20・55 高所作業車の運転時間

設備名	機種	規格	標準運転時間
ジェットファン・ブースターファン	高所作業車	(注) 3	$D=0.051y+3.7$

- (注) 1. 標準運転時間算定式の D は時間 (h)、y は 1 トンネル当りの計測設備・付帯設備点検工数を含むジェットファン設備総点検工数 (時間) である。
 2. D は 1 トンネル当りの運転時間である。
 3. 高所作業車の規格については、現場条件、方法等を勘案の上決定するものとする。
 4. 上記標準運転時間により難しい場合は、設備の規模、設備内容、点検内容等を検討し別途積上げるものとする。

⑤ 道路排水設備

1 適用範囲

この基準は、道路排水設備の点検・整備に適用する。

1-1 区分及び構成

道路排水設備の区分及び構成は、表-20・56 のとおりとする。

表-20・56 区分及び構成

区 分		構 成
排水設備	ポンプ設備	水中ポンプ（本体、水中ケーブル、ベンド、ガイドパイプ、ガイドフック、ポンプ吊上げ用チェーン、ガイトコネクタ等）水位測定装置（フロートスイッチ、電極式等）等、ポンプ槽、沈砂池、スクリーン、流入路、排水路等
	配管設備	主配管及び小配管、弁類（逆止弁、仕切弁等）、管継手類（伸縮管、エルボ、チーズ、フランジ等）、配管架台等
操作制御設備		機側操作盤、遠方操作盤、手元開閉器
電源設備		受電盤、配電盤、発電装置、燃料槽
補助機器設備		クレーン装置（チェーンブロック）、換気扇、換気装置、照明設備

1-2 適用規格

この基準を適用する機種の規格は、水中ポンプ（口径 400mm 以下）を標準とする。

2 点検・整備原価

2-1 点検工数

点検工数は、「(1) 標準点検工数」により求めた値を「(2) 工数補正」により補正して算出するものとする。

(1) 標準点検工数

1) 道路排水設備

道路排水設備の点検工数は、表-20・57 を標準とする。

表-20・57 標準点検工数

区 分	標準点検工数 (時間/1 台分)	自家発電設備標準点検工数 (時間/1 設備)
月 点 検	$Y=0.003x+2.4$	$Y=0.002x+3.2$
年 点 検	$Y=0.03x+3.3$	$Y=0.03x+5.7$

- (注) 1. Y は標準工数（時間/1 台分）、x は 1 台当りのポンプ口径（mm）である。
2. 標準工数は、点検整備工による点検を標準とする。
3. 標準工数の点検範囲は、ポンプ設備、操作制御設備、配管設備、補助機器設備、電源設備（自家発電設備を除く）の点検、試運転、準備、後片付けまでとする。
4. 自家発電設備の点検工数は、1 設備当りの加算工数式による。

(2) 作業区分別工数比率

区分別工数比率は、表－20・58 のとおりとする。

表－20・58 作業区分別工数比率 (％)

作 業 区 分			工 数 比 率	
機 械 名	単 位	数 量	月 点 検	年 点 検
排 水 設 備	台	1	87	86
操作制御設備	式	1	13	14
計			100	100

(注) ポンプ設備は1台当り，操作制御設備は1設備当りとする。

(3) 工数補正

標準工数により難しい場合は，設備の規模，設備の内容を検討し作業区分別工数比率等を参考に補正するものとする。

⑥ 消融雪設備

1 適用範囲

この基準は、消融雪設備のうち消雪設備の点検・整備に適用する。

1-1 区分及び構成

消融雪設備（消雪設備）の区分及び構成は、表-20・59 のとおりとする。

表-20・59 区分及び構成

区 分	構 成
井 戸	ポンプ室、弁類、流量計室、送水管
ポンプ、電気設備	ポンプ、制御盤、降雪検知器、受電設備
散 水 配 管	散・送水管、保護コンクリート、ノズル、ドレーン

1-2 適用規格

この基準を適用する設備の規格は、消雪設備（散水延長 3,700[m]以下／1設備）の点検・整備に適用する。

融雪設備の点検・整備は、別途積算すること。

2 点検・整備原価

2-1 点検工数

点検工数は、「(1) 点検工数」によるものとし、車道、歩道、駐車場等による補正は行わないものとする。

(1) 点検工数

消雪設備の点検工数は、表-20・60 のとおりとする。

表-20・60 点検工数

区 分		点 検 工 数
井戸、ポンプ及び電気設備	点 検 整 備 工	0.38 [人／設備]
	点 検 整 備 工	0.11 [人／100m]
散 水 配 管	点 検 整 備 工	0.11 [人／100m]
	普 通 作 業 員	0.21 [人／100m]

(注) 1. 本歩掛は、降雪期前の点検調整作業であり、降雪期間中の臨時点検調整は、別途積算すること。

2. 点検工数の点検範囲は、井戸、ポンプ及び電気設備、散水配管の点検、ノズルの清掃調整、試運転、準備、後片付けまでとする。

3. ポンプの運転に発動発電機が必要な場合は、別途計上するものとする。

(2) 交通誘導警備員

消雪設備の点検に必要な交通誘導警備員は、必要に応じて計上するものとする。

2-2 整備工数

井戸の簡易揚水試験、井戸清掃、ポンプ引き上げ、ノズル取替え、漏水個所修繕、電気設備等の部品の取替えは、別途積算すること。

第21章 機械設備設計業務委託

① 一般共通	IX-21- 1	1-4 職種別工数比率	IX-21- 5
1 適用範囲	IX-21- 1	2 現地調査	IX-21- 5
2 業務委託料	IX-21- 1	3 設計協議	IX-21- 5
3 業務委託料構成費目の内容	IX-21- 1	③ 揚排水ポンプ設備	IX-21- 7
3-1 直接原価	IX-21- 1	③-1 揚排水ポンプ設備	IX-21- 7
3-2 間接原価	IX-21- 1	1 予備設計	IX-21- 7
3-3 一般管理費等	IX-21- 2	1-1 標準工数	IX-21- 7
3-4 消費税等相当額	IX-21- 2	1-2 補正係数	IX-21- 7
4 業務委託料の積算	IX-21- 2	1-3 業務区分別工数比率	IX-21- 8
4-1 建設コンサルタントに 委託する場合	IX-21- 2	1-4 職種別工数比率	IX-21- 8
4-2 個人に委託する場合	IX-21- 3	2 現地調査	IX-21- 8
5 設計変更の積算	IX-21- 3	3 設計協議	IX-21- 8
6 設計留意書の作成	IX-21- 3	③-2 除塵設備	IX-21-10
7 電子成果品作成費	IX-21- 3	1 予備設計	IX-21-10
7-1 概略設計、予備設計又は 詳細設計	IX-21- 3	1-1 標準工数	IX-21-10
7-2 その他の設計業務 (7-1 以外)	IX-21- 3	1-2 補正係数	IX-21-10
② 水門設備	IX-21- 4	1-3 業務区分別工数比率	IX-21-11
1 予備設計	IX-21- 4	1-4 職種別工数比率	IX-21-11
1-1 標準工数	IX-21- 4	2 現地調査	IX-21-11
1-2 補正係数	IX-21- 4	3 設計協議	IX-21-11
1-3 業務区分別工数比率	IX-21- 4	④ ダム施工機械設備	IX-21-13
		⑤ トンネル換気設備, トンネル非常用 施設	IX-21-14
		⑤-1 トンネル換気設備	IX-21-14

1	詳細設計	IX-21-14	⑨	遠方監視操作制御設備	IX-21-37
1-1	設計工数	IX-21-14	1	管理所側設備詳細設計	IX-21-37
1-2	標準工数	IX-21-14	1-1	標準工数	IX-21-37
1-3	補正係数	IX-21-15	1-2	補正係数	IX-21-37
1-4	設備の区分別比率	IX-21-15	1-3	業務区分別工数比率	IX-21-38
1-5	業務区分別工数比率	IX-21-18	1-4	職種別工数比率	IX-21-38
1-6	職種別工数比率	IX-21-18	2	施設側(水門設備)詳細設計	IX-21-39
2	現地調査	IX-21-18	2-1	標準工数	IX-21-39
3	設計協議	IX-21-19	2-2	補正係数	IX-21-39
⑤-2	トンネル非常用施設	IX-21-21	2-3	業務区分別工数比率	IX-21-40
1	詳細設計	IX-21-21	2-4	職種別工数比率	IX-21-40
1-1	設計工数	IX-21-21	3	施設側(揚排水ポンプ設備)	
1-2	標準工数	IX-21-21		詳細設計	IX-21-41
1-3	補正係数	IX-21-21	3-1	標準工数	IX-21-41
1-4	設備別比率及び構成別比率	IX-21-21	3-2	補正係数	IX-21-41
1-5	業務区分別工数比率	IX-21-22	3-3	業務区分別工数比率	IX-21-42
1-6	職種別工数比率	IX-21-22	3-4	職種別工数比率	IX-21-42
2	現地調査	IX-21-23	4	現地調査	IX-21-43
3	設計協議	IX-21-23	5	設計協議	IX-21-43
⑥	消融雪設備	IX-21-25			
1	詳細設計	IX-21-25			
1-1	適用範囲	IX-21-25			
1-2	標準工数	IX-21-25			
1-3	補正係数	IX-21-26			
1-4	業務区分別工数比率	IX-21-26			
1-5	職種別工数比率	IX-21-26			
2	現地調査	IX-21-27			
3	設計協議	IX-21-27			
⑦	道路排水設備	IX-21-31			
1	詳細設計	IX-21-31			
1-1	標準工数	IX-21-31			
1-2	補正工数	IX-21-31			
1-3	業務区分別工数比率	IX-21-31			
1-4	職種別工数比率	IX-21-31			
2	現地調査	IX-21-32			
3	設計協議	IX-21-32			
⑧	共同溝付帯設備	IX-21-34			
1	詳細設計	IX-21-34			
1-1	標準工数	IX-21-34			
1-2	業務区分別工数比率	IX-21-34			
1-3	職種別工数比率	IX-21-34			
2	現地調査	IX-21-35			
3	設計協議	IX-21-35			

第21章 機械設備設計業務委託

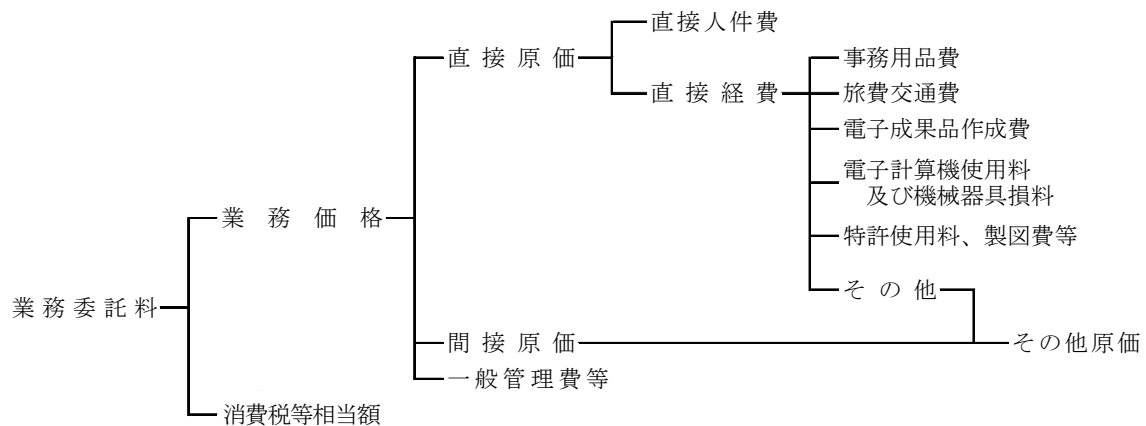
① 一般共通

1 適用範囲

この積算基準は、神奈川県県土整備局の治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。

2 業務委託料

業務委託料の構成



3 業務委託料構成費目の内容

3-1 直接原価

(1) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(2) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次の1) から5) までに掲げるものとする。

- 1) 事務用品費
- 2) 旅費交通費
- 3) 電子成果品作成費
- 4) 電子計算機使用料及び機械器具損料
- 5) 特許使用料、製図費等

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(3) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

3-2 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

3-3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち、直接原価、間接原価以外の経費とする。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

3-4 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。

4 業務委託料の積算

4-1 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \times [1 + (\text{消費税率})] \end{aligned}$$

(2) 各種構成要素の算定

1) 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。

なお、名称及びその基準日額は、別途定める。

2) 直接経費

直接経費は、3-1(2)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算するものとする。

3-1(2)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

3) その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く。)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税等相当額} &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times [1 + (\text{消費税率})] \end{aligned}$$

4-2 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう）に委託する場合（諸謝金による場合を除く）

4-1 と同一の方法により積算するものとする。

ただし、その他原価、一般管理費等については算入しないものとする。

5 設計変更の積算

業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{当初の請負額}}{\text{当初の官積算額}} \\ (\text{落札率を乗じた額})$$

$$\text{変更業務委託料} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率}) \\ (\text{落札率を乗じた額})$$

(注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費を基に当初設計と同一方法により積算する。

2. 当初の請負額及び当初の官積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。

6 設計留意書の作成

予備（概略）設計業務において、その設計を通じて得た着目点、留意点等（コスト縮減の観点から後段階設計時に一層の検討を行うべき事項）後段階の設計時に検討すべき提案をとりまとめたコスト縮減設計留意書を作成する場合は、1業務当り、主任技師0.5人、技師（A）1.0人を別途計上すること。

ただし、これにより難い場合は、別途考慮するものとする。

7 電子成果品作成費

「機械設備工事設計業務等の電子納品要領」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。

ただし、これにより難い場合は別途考慮する。

7-1 概略設計、予備設計又は詳細設計

$$\text{電子成果品作成費(千円)} = 6.9x^{0.45} \\ x: \text{直接人件費(千円)}$$

7-2 その他の設計業務（7-1以外）

$$\text{電子成果品作成費(千円)} = 5.1x^{0.38} \\ x: \text{直接人件費(千円)}$$

(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出に当っては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。

2. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。

3. 電子成果品作成費の上下限については、

7-1の場合、上限：700千円、下限：20千円

7-2の場合、上限：250千円、下限：20千円とする。

② 水門設備

1 予 備 設 計

1-1 標準工数

河川用水門設備の予備設計工数は、表-21・1を標準とする。

表-21・1 水門設備標準設計工数

区 分	標準工数
水 門 設 備	$Y=0.281x+18.6$
小 形 水 門 設 備	$Y=1.147x+7.3$

- (注) 1. Yは標準工数(人工/門)、xは扉体面積(m^2 /門)(純径間×有効高)とする。
 2. 標準工数の範囲は、扉体、戸当り、開閉装置及び操作制御設備等の設計とする。
 3. 工数は、補正係数及び構成比を考慮した最終値で小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。
 4. 小形水門設備とは、扉面積が $10m^2$ 未満のゲートをいう。
 5. 水門設備とは、扉面積が $10m^2$ 以上 $200m^2$ 未満のゲートをいう。

1-2 補正係数

(1) 開閉装置による補正

水門設備における開閉装置による補正は、表-21・2の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・2 開閉装置による補正

ワイヤーロープウインチ式	油圧シリンダ式	ラック式
1.0	1.0	0.9

(2) ゲート形式による補正

小形水門設備におけるゲート形式による補正は、表-21・3の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・3 ゲート形式による補正

水門設備	小形水門設備	
シェル構造ローラゲート	ローラゲート	スライドゲート
1.15	1.0	0.9

(3) 電動(手動)による補正

小形水門設備における開閉装置で電動式又は手動式による補正は、表-21・4の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・4 電動(手動)式による補正

電 動 式	手 動 式
1.0	0.95

(4) 門数による補正

同形状規格のものを複数門同時設計する場合は、表-21・5の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・5 門数による工数補正係数

門 数	2	3	4	5
補 正 係 数	1.1	1.2	1.3	1.4

1-3 業務区分別工数比率

標準工数の業務内容は、表-21・6の8区分であり、業務委託内容により、工数比率で補正する。

表-21・6 業務区分別工数比率

(%)

業務区分	設計計画	基本事項	詳細事項	設計計算	設計図	材料計算	照査	概算	計
構成比	11	10	14	21	29	8	2	5	100

1-4 職種別工数比率

業務区分毎の職種別工数比率は、表-21・7による。

表-21・7 職種別工数比率

(%)

業務区分 \ 職種	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	計
設計計画	2	20	31	29	12	6	100
基本事項	2	11	26	37	14	10	100
詳細事項	1	10	20	31	24	14	100
設計計算	1	5	13	22	34	25	100
設計図	1	4	9	19	34	33	100
材料計算	0	2	8	18	30	42	100
照査	4	24	27	29	10	6	100
概算	1	7	18	36	23	15	100

2 現地調査

現地調査は、表-21・8のとおりとし、必要に応じ計上する。

表-21・8 現地調査 (人/日)

業務区分 \ 職種	直接人件費	
	技師 (A)	技師 (B)
現地調査	1.0	1.0

3 設計協議

設計協議は、表-21・9を標準とする。

表-21・9 設計協議

(人)

業務区分 \ 職種	直接人件費		
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)
第1回打ち合せ、成果品納入時	1.0	1.0	—
中間打ち合せ	—	1.0	1.0

(注) 打ち合せ回数は、特記仕様書に明示するものとする。

区 分	水門設備業務内容
1 設 計 計 画	・準備作業（資料収集等） ・作業計画
2 基 本 事 項	・ゲート形式の検討決定 ・水密方式の検討決定 ・巻上方式の検討決定
3 詳 細 事 項	・操作制御方式の検討決定 ・付属設備の仕様・配置の検討
4 設 計 計 算	・設計計算書 ・材質・部材の検討決定 ・装置・諸元の検討決定 ・機器配置の検討決定 ・施工計画・工事工程計画の作成（概略） ・仕様書（案）の作成
5 設 計 図	・一般構造図（全体配置図） ・付属設備組立図 ・操作制御設備配置配線図 ・操作制御設備単線結線図 ・仮設図（概略）
6 材 料 計 算	・主要部材数量表（内訳表・集計表） ・機器数量表（規格・容量）
7 照 査	・照査
8 概 算 工 事 費	・概算工事費の算出

③ 揚排水ポンプ設備

③-1 揚排水ポンプ設備

1 予 備 設 計

1-1 標準工数

揚排水ポンプ設備の設計工数は、表-21・10を標準とする。

標準設計工数の適用範囲は、渦巻、軸流、斜流及び水中ポンプの各形式のポンプ設備に適用する。

表-21・10 揚排水ポンプ設備標準設計工数

区 分	標 準 工 数
渦巻・水中ポンプ	$Y=0.039x+58.6$
軸流・斜流ポンプ	$Y=0.025x+57.3$

(注) 1. Yは標準工数(人/2台)、xはポンプ口径(mm)とする。

2. 標準歩掛の範囲は、渦巻・水中ポンプの場合は口径40mm～1,200mm、軸流・斜流ポンプの場合は口径400mm～2,000mmの設計とする。

3. 工数は、補正係数及び構成比を考慮した最終値で小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。

1-2 補正係数

(1) 台数による補正

同一口径ポンプ2台を標準とし、他の組合せについては標準工数に、表-21・11の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・11 台数による補正係数

台 数	1	2	3	4	5
補 正 係 数	0.9	1.0	1.2	1.4	1.6

(2) ポンプ形式による補正

ポンプ形式による補正は、しないものとする。

(3) ケーシング形式による補正

ケーシング形式による補正は、表-21・12の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・12 ケーシング形式による補正係数

形 式	補正係数
コンクリートケーシング	1.1

(4) 原動機による補正

原動機形式による補正は、しないものとする。

(5) 異種異口径による補正

異種異口径のポンプを同時に設計する場合は、各口径・形式毎に工数を求め積上げし、表-21・13の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・13 異種異口径による補正係数

異種口径種類	1	2	3
補 正 係 数	0.75	0.65	0.6

1-3 業務区分別工数比率

標準工数の業務内容は、表-21・14の8区分であり、業務委託内容により、工数比率は補正する。

表-21・14 業務区分別工数比率 (％)

業務区分	設計計画	基本事項	詳細事項	設計計算	設計図	材料計算	照査	概算	計
構成比	10	11	16	15	27	8	5	8	100

1-4 職種別工数比率

業務区分毎の職種別工数比率は、表-21・15による。

表-21・15 職種別工数比率 (％)

業務区分 \ 職種	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計
設計計画	5	18	32	26	13	6	100
基本事項	4	11	23	24	26	12	100
詳細事項	1	11	18	24	26	20	100
設計計算	0	9	17	22	27	25	100
設計図	1	5	14	20	29	31	100
材料計算	0	4	11	17	31	37	100
照査	8	26	30	22	11	3	100
概算	1	8	18	25	29	19	100

2 現地調査

現地調査は、表-21・16のとおりとし、必要に応じ計上する。

表-21・16 現地調査 (人／日)

区分 \ 職種	直接人件費	
	主任技師	技師(A)
現地調査	1.0	1.0

3 設計協議

設計協議は、表-21・17を標準とする。

表-21・17 設計協議 (人)

区分 \ 職種	直接人件費		
	主任技師	技師(A)	技師(B)
第1回打合せ、成果品納入時	1.0	1.0	—
中間打合せ	—	1.0	1.0

(注) 打合せ回数は、特記仕様書に明示するものとする。

区 分	ポンプ設備業務内容
1 設 計 計 画	・準備作業（資料収集） ・作業計画
2 基 本 事 項	・ポンプ形式の決定 ・土木構造物の寸法決定
3 詳 細 事 項	・ポンプ全揚程，計画実揚程の決定 ・ポンプ仕様，原動機出力の決定 ・補機の選定，配置の検討 ・操作制御方式の検討 ・付属設備の仕様，配置の決定
4 設 計 計 算	・設計計算書 ・各部応力計算 ・材質，部材の検討決定 ・施工計画・工事工程計画の作成（概算） ・仕様書（案）の作成
5 設 計 図	・一般構造図（全体，部分配置図） ・電気設備図（単線接続図） ・[操作制御フロー図（計装フロー図）] ・[電気配線図（電気一次配線系統図）] ・仮設図
6 材 料 計 算	・[主要部材数量表（内訳表・集計表）] ・機器数量表（規格・容量・質量）
7 照 査	・照査
8 概 算 工 事 費	・概算工事費の算出

（注）[] 内は必要に応じて歩掛を別途計上する。

③-2 除塵設備

1 予 備 設 計

1-1 標準工数

除塵設備の設計工数は、表-21・18を標準とする。

標準設計工数の適用範囲は、除塵機においてはレーキ式及びネット式、コンベヤにおいては水平、傾斜、チェーンフライトとし、それ以外の形式においては別途積上げとする。

表-21・18 除塵設備標準設計工数

区 分	標 準 工 数
除 塵 機	$Y=0.15x+12.8$

- (注) 1. Yは標準工数(人/2基)、xは設置水路面積(m²)とする。
2. 除塵設備は、水路面積5~40m²(レーキ式)、2~25m²(ネット式)を標準とする。
3. 工数は、補正係数及び構成比を考慮した最終値で、小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。

1-2 補正係数

(1) 除塵機形式による補正

除塵機形式による補正は、表-21・19の補正係数を乗ずるものとする。

また、コンベヤ形式による工数補正は、行わないものとする。

表-21・19 除塵機形式による補正係数

除塵機形式	レーキ式	ネット式
補 正 係 数	1.0	0.9

(2) コンベヤ・ホッパの有無による補正

コンベヤ及びホッパの有無による補正は、表-21・20の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・20 コンベヤ、ホッパの有無による補正係数

項 目	コンベヤ	ホッパ
補 正 係 数	1.15	1.10

(3) 基数による補正

除塵機2基を標準とし、同形状規格で複数基同時設計する場合には、表-21・21の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・21 基数による補正係数

台 数	1	2	3	4	5
補 正 係 数	0.9	1.0	1.2	1.4	1.6

1-3 業務区分別工数比率

標準工数の業務内容は、表-21・22の8区分であり、業務委託内容により、工数比率で補正する。

表-21・22 業務区分別工数比率 (％)

業務区分	設計計画	基本事項	詳細事項	設計計算	設計図	材料計算	照査	概算	計
構成比	10	11	15	23	23	9	4	5	100

1-4 職種別工数比率

業務区分毎の職種別工数比率は、表-21・23による。

表-21・23 職種別工数比率 (％)

業務区分 \ 職種	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	計
設計計画	5	18	32	26	13	6	100
基本事項	4	11	23	24	26	12	100
詳細事項	1	11	18	24	26	20	100
設計計算	0	9	17	22	27	25	100
設計図	1	5	14	20	29	31	100
材料計算	0	4	11	17	31	37	100
照査	8	26	30	22	11	3	100
概算	1	8	18	25	29	19	100

2 現地調査

現地調査は、表-21・24のとおりとし、必要に応じ計上する。

表-21・24 現地調査 (人／日)

区分 \ 職種	直接人件費	
	主任技師	技師 (A)
現地調査	1.0	1.0

3 設計協議

設計協議は、表-21・25を標準とする。

表-21・25 設計協議 (人)

区分 \ 職種	直接人件費		
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)
第1回打合せ、成果品納入時	1.0	1.0	—
中間打合せ	—	1.0	1.0

(注) 打合せ回数は、特記仕様書に明示するものとする。

区 分	除塵設備業務内容
1 設 計 計 画	・準備作業(資料収集) ・作業計画
2 基 本 事 項	・除塵形式の検討決定 ・コンベヤ形式の形式決定 ・ホッパ形式の検討決定
3 詳 細 事 項	・操作制御方式の検討決定 ・付属設備の仕様・配置の決定
4 設 計 計 算	・設計計算書 ・材質・部材の検討決定 ・装置・諸元の検討決定 ・機器配置の検討決定 ・施工計画・工事工程計画の作成(概略) ・仕様書(案)の作成
5 設 計 図	・一般構造図(全体, 部分配置図) ・電気設備図(単線接続図) ・[操作制御フロー図(計装フロー図)] ・[電気配線図(電気一次配線系統図)] ・仮設図
6 材 料 計 算	・主要部材数量表(内訳表・集計表) ・[塗装面積表(内訳表・集計表)] ・機器数量表(規格・容量・質量)
7 照 査	・照査
8 概 算 工 事 費	・概算工事費の算出

(注) [] 内は必要に応じて歩掛を別途計上する。

④ ダム施工機械設備

ダム施工機械設備の設計業務における工数等は、積上げによるものとする。

⑤ トンネル換気設備，トンネル非常用施設

⑤-1 トンネル換気設備

1 詳細設計

1-1 設計工数

設計工数の適用範囲は，表-21・31，表-21・32 の設備に適用する。
トンネル換気設備の設計工数は，次式による。

$$Y=Y1+Y2+Y3$$
 (人工／式)

$$Y1=(y1\times a1\times b1\times c1)\times d1/100$$
 (人工／式)

Y1：トンネル換気設備設計工数 (人工／式)

y1：トンネル換気設備標準工数 (人工／式)

a1：台数による補正係数

b1：口径による補正係数

c1：設備区分別補正係数

d1：トンネル換気設備の区分別比率 (%)

$$Y2=y2$$

Y2：計測設備設計工数 (人工／式)

y2：計測設備標準工数 (人工／式)

$$Y3=y3\times d3/100$$
 (人工／式)

Y3：受変電自家発電設備設計工数 (人工／式)

y3：受変電自家発電設備標準工数 (人工／式)

d3：受変電自家発電設備の構成比率 (%)

1-2 標準工数

各設備の標準工数については，表-21・26 を標準とする。

表-21・26 トンネル換気設備標準工数

区 分	標 準 工 数	備 考
ト ン ネ ル 換 気 設 備	$y1=0.014x+44.8$	y1=標準工数 (人工／式) x=口径 (mm)
計 測 設 備	y2=9.1	y2=標準工数 (人工／式)
受 変 電 自 家 発 電 設 備	y3=70.7	y3=標準工数 (人工／式)

- (注) 1. トンネル換気設備の標準工数の x の値は，口径 (mm) とする。
2. 設備区分別構成比率は，表-21・31，表-21・32 を標準とし，設備区分中の実施しないものについては，区分別比率により補正を行うものとする。(d1, d3)
3. 複数の設備 (換気設備の組合せ) が同一トンネルにある場合は，加重平均により算出するものとする。

4. 口径による補正係数 (b1) は、送排風機設備のみ行う。
5. 工数は、補正係数及び比率 (設備別、区分別) を考慮した最終値で小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。
6. 計測設備標準工数には、VI 計、CO 計及びAV 計等を含む。
7. 複数のトンネルを同時に発注する場合には、別途考慮するものとする。

1-3 補正係数

(1) 台数による補正係数 (a1) 「ジェットファン・ブースターファン設備、送排風機設備」

- 1) ジェットファン・ブースターファン設備の台数による補正は、表-21・27 の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・27 台数による補正係数 (ジェットファン・ブースターファン設備)

台数 (台)	1	2	3～6	7～10	11～16	17 以上
補正係数	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5

- 2) 送排風機設備の台数による補正係数は、表-21・28 の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・28 台数による補正係数 (送排風機設備)

台数 (台)	1	2	3～4	5～6	7～8	9～10	11 以上
補正係数	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6

(2) 口径による補正係数 (b1) 「送排風機設備」

送排風機の口径による補正係数は、表-21・29 の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・29 口径による補正係数 (送排風機設備)

口径 (mm)	$D < 2,000$	$2,000 \leq D < 3,000$	$3,000 \leq D$
補正係数	1.0	1.1	1.2

(3) 設備区分別補正 (c1)

設備区分毎の補正は、表-21・30 の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・30 設備区分別補正係数

設備区分	ジェットファン	ブースターファン	送排風機	半横流	横流	サッカルド	送排風機+集塵機
補正率	1.0	0.8	1.0	1.2	1.5	1.1	1.5

1-4 設備の区分別比率

(1) トンネル換気設備の区分別比率 (d1)

トンネル換気設備の区分別比率は、表-21・31 によるものとする。

表-21・31 トンネル換気設備の区分別比率 (%)

設 備	区 分		区分別比率
換気設備 (ジェットファン)	ジェ ッ ト ファン	ケーシング	75
		ファンロータ	
		電動機	
		支持装置等	
	操作制御	操作・(自動) 制御盤	25
		配管・配線等	
換気設備 (送排風機)	送排風機	ケーシング	54
		ファンロータ	
		動力伝達装置	
		減速機	
		電動機等	
	付属装置	ベルマウス	19
		接続管	
		異形管	
		ダンパ等	
	搬入搬出	天井クレーン等	10
	操作制御	操作・(自動) 制御盤	17
		配管・配線等	
換気設備 (横流式)	送排風機	ケーシング	44
		ファンロータ	
		動力伝達装置	
		減速機	
		電動機等	
	付属装置	ベルマウス	16
		接続管	
		異形管	
		ダンパ等	
	搬入搬出	天井クレーン等	7
	操作制御	操作・(自動) 制御盤	14
		配管・配線等	
	補助機器	コーナーベーン	19
		スロット調整弁	
		仕切弁	
		ダクト等	
換気設備 (半横流式)	送排風機	ケーシング	44
		ファンロータ	
		動力伝達装置	
		減速機	
		電動機等	

(つづく)

(つづき)

設 備	区 分		区分別比率
換気設備 (半横流式)	付属装置	ベルマウス	16
		接続管	
		異形管	
		ダンパ等	
	搬入搬出	天井クレーン等	8
	操作制御	操作・(自動) 制御盤	15
		配管・配線等	
	補助機器	コーナーベーン	17
		スロット調整弁	
		仕切弁	
		ダクト等	
換気設備 (サッカルド)	送排風機	ケーシング	49
		ファンロータ	
		動力伝達装置	
		減速機	
		電動機等	
	付属装置	ベルマウス	14
		接続管	
		異形管	
		ダンパ等	
	搬入搬出	天井クレーン等	10
	操作制御	操作・(自動) 制御盤	13
		配管・配線等	
	補助機器	コーナーベーン	14
		スロット調整弁	
		仕切弁	
		ダクト等	
換気設備 (送排風機+集塵機)	送排風機	ケーシング	31
		ファンロータ	
		動力伝達装置	
		減速機	
		電動機等	
	付属装置	ベルマウス	9
		接続管	
		異形管	
		ダンパ等	
	集塵装置	フィルター	40
		集塵装置等	
	搬入搬出	天井クレーン等	7
	操作制御	操作・(自動) 制御盤	13
		配管・配線等	

(2) 受変電自家発電設備の区分別比率 (d3)

受変電自家発電設備の区分別比率は、表－21・32 によるものとする。

表－21・32 受変電自家発電設備の区分別比率 (％)

設 備	区 分	区分別比率
受変電設備	受電設備	11
	変電設備	20
	配電設備	18
自家発電設備	自家発電設備	33
直流・無停電電源設備	直流電源設備	7
	無停電電源装置	11

1－5 業務区分別工数比率

標準工数の業務内容は、表－21・33 の8区分であり、業務委託内容により、工数比率で補正する。

表－21・33 業務区分別工数比率 (％)

業務区分	設計計画	基本事項	詳細事項	設計計算	設計図	材料計算	照査	概算	計
構成比	3	7	12	25	26	14	8	5	100

1－6 職種別工数比率

業務区分毎の職種別工数比率は、表－21・34 による。

表－21・34 職種別工数比率 (％)

業務区分 \ 職 種	技 師 長	主 任 技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技 術 員	計
設 計 計 画	8	18	32	29	7	6	100
基 本 事 項	3	11	20	30	26	10	100
詳 細 事 項	0	10	20	25	26	19	100
設 計 計 算	1	6	16	22	27	28	100
設 計 図	1	4	13	19	29	34	100
材 料 計 算	0	4	8	21	28	39	100
照 査	8	27	27	21	12	5	100
概 算	0	11	21	25	27	16	100

2 現 地 調 査

現地調査は、表－21・35 のとおりとし、必要に応じ計上する。

表－21・35 現地調査 (人／日)

職 種 \ 区 分	直接人件費	
	技師 (A)	技師 (B)
現 地 調 査	1.0	1.0

3 設 計 協 議

設計協議は、表－21・36 を標準とする。

表－21・36 設計協議 (人)

区 分 \ 職 種	直 接 人 権 費		
	主任技師	技師（A）	技師（B）
第 1 回打合せ, 成果品納入時	1.0	1.0	—
中 間 打 合 せ	—	1.0	1.0

(注) 打合せ回数は、特記仕様書に明示するものとする。

区 分	トンネル換気設備業務内容
1 設 計 計 画	・準備作業（資料収集等） ・作業計画
2 基 本 事 項	・設計条件の整理 ・交通量の算定 ・所要換気量の算定 ・土木構造物の寸法決定
3 詳 細 事 項	・換気設備仕様・配置の決定 ・計測設備仕様・配置の決定 ・制御方式の検討決定 ・受変電自家発電設備仕様・配置の決定
4 設 計 計 算	・各設備の負荷及び容量計算 ・各部応力計算 ・使用材料・材質・部材寸法の決定 ・施工計画・工事工程計画の作成 ・騒音検討計算 ・特記仕様書（案）の作成
5 設 計 図	・一般構造図（全体図、部分配置図） ・部分組立図（ブロック図） ・詳細図（部分別詳細図） ・機器図（外形図・構造図） ・操作制御設備配置配線図 ・操作制御設備単線結線図 ・配管配線系統図 ・仮設図
6 材 料 計 算	・材料数量表（内訳表・集計表） ・塗装面積表（内訳表・集計表） ・機器数量表（規格・容量・質量）
7 照 査	・照査
8 概 算 工 事 費	・概算工事費の算出

⑤-2 トンネル非常用施設

1 詳細設計

1-1 設計工数

設計工数の適用範囲は、表-21・39の設備に適用する。

トンネル非常用施設の設計工数は、次式による。

$$Y=Y1$$

$$Y1=y1 \times a1 \times d1$$

Y1：トンネル非常用施設設計工数 (人工/式)

y1：トンネル非常用施設標準工数 (人工/式)

a1：等級による補正

d1：トンネル非常用施設の設備別比率または構成別比率 (%)

1-2 標準工数

各設備の標準工数については、表-21・37を標準とする。

表-21・37 トンネル非常用施設標準工数

区 分	標準設計工数	備 考
トンネル非常用施設	$y1=0.004 \times x + 106.9$	y1=標準工数 (人工/式) x=トンネル延長 (m)

(注) 1. xはトンネル延長 (m) とする。

なお、上下線に分かれている場合は、上下線を合計した延長で工数を算出するものとする。

2. トンネル非常用施設の設備別比率又は構成別比率は、表-21・39を標準とし、設備構成中の実施しないものについては、設備別比率又は構成別比率により補正を行うものとする。(d1)

3. 工数は、補正係数及び構成比を考慮した最終値で小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。

4. トンネル等級Aの施設で等級AAと同様な施設を設置する場合は、等級AAにより標準工数を算出し、設備別比率及び構成別比率により補正するものとする。

5. 複数のトンネルを同時に発注する場合は、別途考慮するものとする。

1-3 補正係数

(1) 等級による補正係数 (a1)

トンネル等級による工数の補正は標準工数に、表-21・38の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・38 等級による工数補正係数

等 級	AA	A	B	C
補正係数	1.9	1.0	0.6	0.5

1-4 設備別比率及び構成別比率 (d1)

設備別比率及び構成別比率は、表-21・39によるものとする。

表－21・39 トンネル非常用施設の設備別比率又は構成別比率 (％)

設 備	構 成	A A			A		
		設置内容	構 成 別 率	設 備 別 率	設置内容	構 成 別 率	設 備 別 率
通 報 ・ 警 報 設 備	非常電話	○	4	25	○	8	36
	押しボタン式通報装置	○	4		○	11	
	火災検知器	○	10		－	－	
	非常警報装置	○	7		○	17	
消 火 設 備	消火器	○	3	23	○	7	54
	消火栓	○	20		○	47	
避 難 誘 導 設 備	誘導表示板	○	3	13	○	10	10
	排煙設備又は避難通路	○	10		－	－	
そ の 他 設 備	給水栓	○	4	39	－	－	－
	水噴霧設備	○	18		－	－	
	監視装置	○	17		－	－	

設 備	構 成	B			C		
		設置内容	構 成 別 率	設 備 別 率	設置内容	構 成 別 率	設 備 別 率
通 報 ・ 警 報 設 備	非常電話	○	14	61	○	23	100
	押しボタン式通報装置	○	18		○	30	
	火災検知器	－	－		－	－	
	非常警報装置	○	29		○	47	
消 火 設 備	消火器	○	21	21	－	－	－
	消火栓	－	－		－	－	
避 難 誘 導 設 備	誘導表示板	○	18	18	－	－	－
	排煙設備又は避難通路	－	－		－	－	
そ の 他 設 備	給水栓	－	－	－	－	－	－
	水噴霧設備	－	－		－	－	
	監視装置	－	－		－	－	

1－5 業務区分別工数比率

標準工数の業務内容は、表－21・40 の 8 区分であり、業務委託内容により、工数比率で補正する。

表－21・40 業務区分別工数比率 (％)

業務区分	設計計画	基本事項	詳細事項	設計計算	設計図	材料計算	照査	概算	計
構成比	6	7	10	16	28	20	6	7	100

1－6 職種別工数比率

業務区分毎の職種別工数比率は、表－21・41 による。

表-21・41 職種別工数比率

(%)

職 種 業務区分	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員	計
設 計 計 画	5	20	41	34	0	0	100
基 本 事 項	0	13	28	34	25	0	100
詳 細 事 項	0	12	21	26	22	19	100
設 計 計 算	0	6	17	23	28	26	100
設 計 図	0	2	7	17	31	43	100
材 料 計 算	0	0	5	18	30	47	100
照 査	6	34	36	24	0	0	100
概 算	0	5	19	21	30	25	100

2 現 地 調 査

現地調査は、表-21・42 のとおりとし、必要に応じ計上する。

表-21・42 現地調査 (人/日)

職 種 区 分	直接人件費	
	技 師 (A)	技 師 (B)
現 地 調 査	1.0	1.0

3 設 計 協 議

設計協議は、表-21・43 を標準とする。

表-21・43 設計協議 (人)

職 種 区 分	直接人件費		
	主任技師	技 師 (A)	技 師 (B)
第 1 回打合せ、成果品納入時	1.0	1.0	—
中 間 打 合 せ	—	1.0	1.0

(注) 打合せ回数は、特記仕様書に明示するものとする。

区 分	トンネル非常用施設業務内容
1 設 計 計 画	・準備作業（資料収集等） ・作業計画
2 基 本 事 項	・トンネル等級区分の決定 ・設備の基本配置計画 ・管理体制の決定 ・土木構造物の寸法決定
3 詳 細 事 項	・各設備仕様・配置の決定 ・配管・配線布設の検討決定 ・制御方式の検討決定
4 設 計 計 算	・各設備の負荷及び容量計算 ・使用材料・材質・部材寸法の決定 ・施工計画・工事工程計画の作成 ・特記仕様書（案）の作成
5 設 計 図	・一般構造図（全体配置図） ・詳細図（部分別詳細図） ・機器図（外形図・構造図） ・機器箱抜き図 ・操作制御設備配置配線図 ・操作制御設備単線結線図 ・配管配線系統図 ・仮設図
6 材 料 計 算	・材料数量表（内訳表・集計表） ・塗装面積表（内訳表・集計表） ・機器数量表（規格・容量・質量）
7 照 査	・照査
8 概 算 工 事 費	・概算工事費の算出

⑥ 消融雪設備

1 詳細設計

1-1 適用範囲

この基準は、消雪設備（地下水利用、河川水利用）及び融雪設備（空気熱利用、電熱利用）に適用する。

なお、修繕設計は、別途積上げによるものとする。

【消雪設備】

地下水：地下水を取水し、路面に散水して消雪を行う設備で、井戸、ポンプ、送・散水管及び制御設備で構成される。

河川水：河川水を取水し、路面に散水して消雪を行う設備で、取水槽、ポンプ、送・散水管及び制御設備で構成される。

【融雪設備】

空気熱：空気の熱を高温高压にし、路面に埋設した放熱管に循環させ融雪を行う設備で、ヒートポンプ、放熱管及び制御設備で構成される。

電熱：電力により路面に埋設された発熱線を加熱し融雪を行う設備で、ロードヒーティング、発熱線及び制御設備で構成される。

1-2 標準工数

消融雪設備の設計工数は、各消融雪区分毎に算出を行うものとし、表-21・44を標準とする。

表-21・44 設計標準工数

区 分		標準工数	適用施工範囲
消 雪 設 備	地下水	$Y=0.0133x+31.8$	x：消雪延長（2,500m以下）
	河川水	$Y=0.0164x+35.8$	x：消雪延長（5,000m以下）
融 雪 設 備	空気熱	$Y=0.0044x+58.2$	x：融雪面積（3,000m ² 以下）
	電熱	$Y=0.0097x+26.0$	x：融雪面積（3,500m ² 以下）

- (注) 1. Yは標準工数（人工／式）、xは消雪延長（m）、融雪面積（m²）とする。
2. 工数は、補正係数及び工数比率を考慮した最終値で小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。
3. 下記の地下水及び河川水の水源調査等は標準工数に含まれる。
- 地下水：周辺井戸の揚水試験結果、さく井柱状図等の資料収集を行い、帯水層厚、地下水位、揚水量及び揚水による影響圏等の机上予測。
- 河川水：河川の流況、形状（断面等）、流量、水温、水位、土砂や浮遊物の流入状況等の資料収集、現地調査による取水箇所及び揚水量等の机上予測。
4. 消融雪方式及び現場条件が同一で近接する箇所は、箇所数に係らずxに消雪延長又は融雪面積の合計値を代入するものとする。
5. 消融雪方式が異なる箇所を2箇所同時設計する場合、又は現場条件が異なる箇所を2箇所同時設計する場合は、次式により箇所数の補正を行う。

$$\text{設計工数} = (\text{標準工数 } Y1 + \text{標準工数 } Y2) \times a$$

a：箇所数による補正

1-3 補正係数

(1) 箇所数による補正 (a)

2箇所同時設計する場合は、標準工数に表-21・45の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・45 箇所数による補正係数

現 場 数	2 箇 所
補 正 係 数	0.85

(注) 3箇所以上の場合は、別途考慮する。

1-4 業務区分別工数比率

標準工数の業務内容は、表-21・46、表-21・47の8区分であり、業務委託内容により、工数比率で補正する。

表-21・46 業務区分別工数比率【消雪設備】

(%)

業務区分	設計計画	基本事項	詳細事項	設計計算	設 計 図	材料計算	照 査	概 算	計
構 成 比	7	10	18	22	21	12	4	6	100

表-21・47 業務区分別工数比率【融雪設備】

(%)

業務区分	設計計画	基本事項	詳細事項	設計計算	設 計 図	材料計算	照 査	概 算	計
構 成 比	5	11	15	15	26	19	4	5	100

1-5 職種別工数比率

業務区分毎の職種別工数比率は、表-21・48、表-21・49による。

表-21・48 職種別工数比率【消雪設備】

(%)

業務区分 \ 職種	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	計
設 計 計 画	18	46	26	10	0	100
基 本 事 項	0	0	29	29	42	100
詳 細 事 項	0	19	26	28	27	100
設 計 計 算	3	24	32	28	13	100
設 計 図	0	6	21	36	37	100
材 料 計 算	0	0	12	47	41	100
照 査	30	70	0	0	0	100
概 算	0	20	14	55	11	100

表-21・49 職種別工数比率【融雪設備】

(%)

職種 業務区分	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	計
設 計 計 画	33	67	0	0	0	100
基 本 事 項	0	27	22	20	31	100
詳 細 事 項	0	18	25	33	24	100
設 計 計 算	4	19	22	22	33	100
設 計 図	0	15	22	22	41	100
材 料 計 算	0	15	26	24	35	100
照 査	47	53	0	0	0	100
概 算	0	30	25	25	20	100

2 現 地 調 査

現地調査は、表-21・50 のとおりとし、必要に応じ計上する。

表-21・50 現地調査 (人/日)

職種 区 分	直 接 人 件 費		備 考
	技師 (A)	技師 (B)	
現 地 調 査	0.5	0.5	1箇所の場合
	1.0	1.0	2箇所の場合

3 設 計 協 議

設計協議は、表-21・51 を標準とする。

表-21・51 設計協議 (人)

職種 区 分	直 接 人 件 費		
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)
第1回打合せ, 成果品納入時	0.5	0.5	—
中 間 打 合 せ	—	0.5	0.5

(注) 打合せ回数は、特記仕様書に明示するものとする。

区 分	消 雪 設 備 業 務 内 容	
	地 下 水	河 川 水
1 設計計画	・準備作業（資料収集） ・作業計画	・準備作業（資料収集） ・作業計画
2 基本事項	・気象条件の整理 ・必要水量の算出 ・水源調査（取水量の推定） ・井戸構造の検討 ・消雪範囲の検討 ・全体必要水量の決定	・気象条件の整理 ・必要水量の算出 ・水源調査 ・消雪範囲の検討 ・全体必要水量の決定
3 詳細事項	・配管系統の検討 ・ノズル形式の決定 ・制御方法の検討	・取水施設の検討 ・配管系統の検討 ・ノズル形式の決定
4 設計計算	・配管内流量の計算 ・配管径の計算 ・損失水頭の計算 ・取水ポンプの決定 ・受配電設備の計算 ・構造物の計算 ・施工計画・工事工程計画の作成 ・特記仕様書の作成	・配管内流量の計算 ・配管径の計算 ・損失水頭の計算 ・取水ポンプの決定 ・取水構造の計算 ・受配電設備の計算 ・構造物の計算 ・施工計画・工事工程計画の作成
5 設 計 図	・計画平面図 ・配管系統図 ・標準断面図 ・井戸構造図 （井戸構造図・取水設備据付図） ・配管（消雪パイプ）構造図 ・取水ビット（ポンプ室）構造図 ・電気設備図 ・制御盤姿図 （制御盤姿図・単線結線図）	・計画平面図 ・配管系統図 ・標準断面図 ・取水施設構造図 ・取水設備配管据付図 ・配管（消雪パイプ）構造図 ・電気設備図 ・制御盤姿図 （制御盤姿図・単線結線図）
6 材料計算	・材料数量表（内訳書・集計表） ・機器数量表（規格・容量・質量）	・材料数量表（内訳書・集計表） ・機器数量表（規格・容量・質量）
7 照 査	・設計照査	・設計照査
8 概 算	・概算工事費の算出	・概算工事費の算出

区 分	融 雪 設 備 業 務 内 容
	空 気 熱
1 設計計画	・準備作業（資料収集） ・作業計画
2 基本事項	・気象条件の整理 ・必要熱量の算出 ・熱源調査 ・融雪工法の検討 ・融雪範囲の検討 ・全体必要熱量の決定
3 詳細事項	・システム系統の検討 ・放熱管の検討 ・送集水管の検討 ・取出部の検討 ・舗装の検討 ・熱源設備の検討 ・制御方法の検討
4 設計計算	・温水循環温度の計算 ・温水循環量の計算 ・配管径の計算 ・損失水頭の計算 ・循環ポンプの決定 ・熱源規模の計算 ・熱源付帯設備の計算 ・受配電設備の計算 ・電気配管・配線の計算 ・構造物の計算 ・施工計画・工事工程計画の作成 ・特記仕様書の作成
5 設 計 図	・計画平面図 ・システムフロー図 ・配管系統図 ・標準断面図 ・融雪パネル割付図 ・放熱管敷設標準図 ・放熱管取出部（バルブヘッダー）詳細図 ・配管（送集水管）構造図 ・ヒートポンプ姿図 ・ヒートポンプ電気設備図（運転フロー，制御フロー，単線結線図） ・電気設備平面図 ・受電設備図（受電設備，引込開閉器盤図）
6 材料計算	・材料数量表（内訳書・集計表） ・機器数量表（規格・容量・質量）
7 照 査	・設計照査
8 概 算	・概算工事費の算出

区 分	融 雪 設 備 業 務 内 容
	電 熱
1 設計計画	・準備作業（資料収集） ・作業計画
2 基本事項	・気象条件の整理 ・必要熱量の算出 ・熱源調査 ・融雪工法の検討 ・融雪範囲の検討 ・全体必要熱量の決定
3 詳細事項	・配線配電系統の検討 ・発熱ユニットの検討 ・リードケーブルの検討 ・受配電設備の検討 ・制御方法の検討 ・舗装の検討
4 設計計算	・発熱線ユニットの計算 ・リードケーブルの計算 ・受配電設備の計算 ・構造物の計算 ・施工計画・工事工程計画の作成 ・特記仕様書の作成
5 設 計 図	・計画平面図 ・ヒーティングユニット割付図（割付，配線） ・標準断面図 ・ユニット布設標準図 ・各機器詳細図（ケーブル，センサー類） ・制御盤姿図（制御盤姿図・制御フロー，単線結線図） ・受電設備図（受電設備，引込開閉器盤図）
6 材料計算	・材料数量表（内訳書・集計表） ・機器数量表（規格・容量・質量）
7 照 査	・設計照査
8 概 算	・概算工事費の算出

⑦ 道路排水設備

1 詳細設計

1-1 標準工数

道路排水設備の設計工数は、表-21・52を標準とする。

表-21・52 道路排水設備標準設計工数

区 分	標準工数
道路排水設備	$Y=20.73x+18.3$

(注) 1. Yは標準工数(人工/式), xは箇所数である。

- 標準工数は、ポンプ設備、操作制御設備、配管設備、電源設備及び付属設備の設計とする。
- 工数は、補正工数及び構成比を考慮した最終値で小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。
- 標準工数は、立体交差施設(路面排水)を対象とし、地下横断歩道(単独)施設は別途積上げるものとする。

1-2 補正工数

(1) 自家発電設備の有無による補正

自家発電設備を設計に含める場合の工数補正は、標準工数に、表-21・53の工数を加算するものとする。

表-21・53 自家発電設備による加算工数 (人工)

自 家 発 電 設 備	有 り	無 し
1 設備当り加算工数	10	0

1-3 業務区分別工数比率

標準工数の業務内容は、表-21・54の8区分であり、業務委託内容により工数比率で補正する。

表-21・54 業務区分別工数比率

(%)

業務区分	設計計画	基本事項	詳細事項	設計計算	設 計 図	材料計算	照 査	概 算	計
構 成 比	12	9	11	13	37	11	3	4	100

1-4 職種別工数比率

業務区分毎の職種別工数比率は、表-21・55による。

表－21・55 職種別工数比率

(%)

業務区分 \ 職 種	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	計
設 計 計 画	3	16	33	41	3	4	100
基 本 事 項	2	10	24	30	26	8	100
詳 細 事 項	0	5	16	27	30	22	100
設 計 計 算	0	3	13	24	30	30	100
設 計 図	0	3	11	19	27	40	100
材 料 計 算	0	2	6	18	35	39	100
照 査	0	40	33	13	7	7	100
概 算	0	5	20	20	40	15	100

2 現 地 調 査

現地調査は、表－21・56 のとおりとし、必要に応じ計上する。

表－21・56 現地調査 (人／日)

職 種 区 分	直 接 人 件 費	
	技師 (A)	技師 (B)
現 地 調 査	1.0	1.0

3 設 計 協 議

設計協議は、表－21・57 を標準とする。

表－21・57 設計協議

(人)

打 合 せ 時 期	直 接 人 件 費		
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)
第 1 回打合せ, 成果品納入時	0.5	0.5	—
中 間 打 合 せ	—	0.5	0.5

(注) 打合せ回数は、特記仕様書に明示するものとする。

区 分	道路排水設備業務内容
1 設 計 計 画	・準備作業（資料収集） ・作業計画
2 基 本 事 項	・設計条件の整理 ・土木構造物の寸法整理 ・所要排水量の算定 ・設備の基本配置計画の決定
3 詳 細 事 項	・ポンプ全揚程の決定 ・ポンプ設備仕様、配置の決定 ・配管布設の検討・決定 ・制御方式の検討・決定 ・配線布設の検討・決定 ・付属設備仕様・配置の決定
4 設 計 計 算	・各設備の負荷及び容量計算 ・各部応力計算 ・材質、部材寸法の決定 ・施工計画・工事工程計画の作成
5 設 計 図	・一般構造図（全体・部分配置図） ・機器図（外形図・機器図） ・操作制御ブロック図 ・操作制御設備配置・配線図 ・操作制御設備単線結線図 ・配線・配管系統図
6 材 料 計 算	・材料数量表（内訳表・集計表） ・塗装面積表（内訳表・集計表） ・機器数量表（規格・容量・質量）
7 照 査	・照査
8 概 算 工 事 費	・概算工事費の算出

⑧ 共同溝付帯設備

1 詳細設計

1-1 標準工数

共同溝付帯設備の設計工数は、表-21・58を標準とする。

表-21・58 共同溝付帯設備標準設計工数

区 分	標 準 工 数
換気設備	$Y=4.80x+16.7$
排水設備	$Y=1.58x+15.2$
給水設備	$Y=0.006L+4.5$

- (注) 1. 換気設備 Y は標準工数 (人工/式), x は強制換気設置箇所数とする。
2. 排水設備 Y は標準工数 (人工/式), x は排水ポンプ設置箇所数とする。
3. 給水設備 Y は標準工数 (人工/式), L は洞道延長 (m) とする。
4. 標準工数の範囲は、換気設備、排水設備、制御設備、給水設備及び付属設備 (仕切板、ポンプピット蓋等) の設計とする。
5. 標準工数には、電源設備、防災安全設備及び防水扉は含まれていない。
6. 工数は、構成比を考慮した最終値で小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。

1-2 業務区分別工数比率

標準工数の業務内容は、表-21・59の8区分であり、業務委託内容により工数比率で補正する。

表-21・59 業務区分別工数比率 (％)

業務区分	設計計画	基本事項	詳細事項	設計計算	設計図	材料計算	照 査	概 算	計
構 成 比	12	9	12	16	32	11	4	4	100

1-3 職種別工数比率

業務区分毎の職種別工数比率は、表-21・60による

表-21・60 職種別工数比率 (％)

業務区分 \ 職 種	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	計
設 計 計 画	5	20	39	36	0	0	100
基 本 事 項	2	12	31	41	14	0	100
詳 細 事 項	0	0	8	30	40	22	100
設 計 計 算	0	0	8	24	35	33	100
設 計 図	0	0	5	9	27	59	100
材 料 計 算	0	0	0	11	62	27	100
照 査	0	29	42	29	0	0	100
概 算	0	0	20	20	48	12	100

2 現 地 調 査

現地調査は、表－21・61 のとおりとし、必要に応じ計上する。

表－21・61 現地調査 (人／日)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費	
	技師 (A)	技師 (B)
現 地 調 査	1.0	1.0

3 設 計 協 議

設計協議は、表－21・62 を標準とする。

表－21・62 設計協議 (人)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費		
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)
第 1 回打合せ, 成果品納入時	0.5	0.5	—
中 間 打 合 せ	—	0.5	0.5

(注) 打合せ回数は、特記仕様書に明示するものとする。

区 分	共同溝付帯設備業務内容
1 設 計 計 画	・準備作業（資料収集） ・作業計画
2 基 本 事 項	・設計条件の整理 ・土木構造物の寸法整理 ・所要換気量の算定 ・所要排水量の算定 ・設備の基本配置計画の決定
3 詳 細 事 項	・換気損失の決定 ・換気設備仕様・配置の決定 ・付属設備仕様の決定 ・ポンプ全揚程の決定 ・ポンプ設備仕様、配置の設定 ・給水管布設の検討決定 ・配線布設の検討決定 ・制御方式の検討決定
4 設 計 計 算	・各設備の負荷及び容量計算 ・各部応力計算 ・材質、部材寸法の決定 ・施工計画・工事工程計画の作成 ・騒音検討計算
5 設 計 図	・一般構造図（全体・部分配置図） ・機器図（外形図・機器図） ・操作制御ブロック図 ・操作制御設備配置・配線図 ・操作制御設備単線結線図 ・配線・配管系統図
6 材 料 計 算	・材料数量表（内訳表・集計表） ・塗装面積表（内訳表・集計表） ・機器数量表（規格・容量・質量）
7 照 査	・照査
8 概 算 工 事 費	・概算工事費の算出

⑨ 遠方監視操作制御設備

1 管理所側設備詳細設計

1-1 標準工数

遠方監視操作制御設備（管理所側）の設計工数は、表-21・63を標準とする。

表-21・63 遠方監視操作制御設備（管理所側）

区 分	標 準 工 数
遠方監視操作制御設備（管理所側）	Y=31

- (注) 1. Yは標準工数（人工／箇所）とする。
2. 工数は、補正係数及び構成比を考慮した最終値で、小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。

1-2 補正係数

(1) 機能（全体）による補正

機能（全体）による補正は、表-21・64の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・64 機能による補正係数

機 能	補 正 係 数
遠方監視・操作	1.0
遠方監視のみ	0.8

(2) 施設数（管理所）による補正

遠方監視・操作を行う施設数は、事務所又は出張所1箇所を標準とし、他の組合せについては、表-21・65の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・65 施設数（管理所）による補正係数

施 設 数	1 箇所	2 箇所	3 箇所	4 箇所	5 箇所
(事務所+出張所)の場合	1.0	1.2	1.3	1.4	1.5
出張所 の み の 場 合	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4

(3) 管理所の機能による補正

標準的なシステムを標準とし、他の場合については、表-21・66の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・66 管理所の機能による補正係数

施 設 数	補正係数	備 考
簡易なシステムの場合	0.7	標準機能・子局少数
標準的なシステムの場合	1.0	標準機能・子局多数
広域・高度なシステムの場合	1.4	特殊機能・子局多数

- (注) 1. 簡易なシステムとは、複数の水門、樋門、樋管及び水中ポンプ機場の遠方監視・操作等を行う場合とする。
2. 標準的なシステムとは、複数の排水機場（水門、樋門、樋管及び水中ポンプ機場を含む）の遠方監視・操作等を行う場合とする。
3. 広域・高度なシステムとは、大規模排水機場や対象施設が多数（排水機場で5箇所以上）又は遠隔管理所側に複雑な機能を有する場合とする。

1－3 業務区分別工数比率

標準工数の業務内容は、表－21・67 の8区分であり、業務委託内容により、工数比率で補正する。

表－21・67 業務区分別工数比率 (％)

業務区分	設計計画	基本事項	詳細事項	設計計算	設計図	材料計算	照査	概算	計
構成比	6	17	14	13	27	12	5	6	100

1－4 職種別工数比率

業務区分毎の職種別工数比率は、表－21・68 による。

表－21・68 職種別工数比率 (％)

業務区分 \ 職種	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	計
設計計画	3	19	36	33	8	1	100
基本事項	1	16	25	29	21	8	100
詳細事項	0	8	22	29	30	11	100
設計計算	0	4	12	22	41	21	100
設計図	0	3	8	14	32	43	100
材料計算	0	2	12	20	38	28	100
照査	3	49	16	17	12	3	100
概算	0	4	13	38	36	9	100

2 施設側（水門設備）詳細設計

2-1 標準工数

遠方監視操作制御設備（水門設備）の設計工数は、表-21・69を標準とする。

表-21・69 遠方監視操作制御設備（水門設備）

区 分	標 準 工 数
遠方監視操作制御設備（水門設備）	Y=8

（注） 1. Yは標準工数（人工／箇所）とする。

2. 工数は、補正係数及び構成比を考慮した最終値で小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。

2-2 補正係数

(1) 施設数（水門設備）による補正

施設1箇所を標準とし、複数箇所を行う場合については、表-21・70の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・70 施設数（水門設備）による補正係数

施 設 数	1箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	6～10箇所	11～15箇所	16箇所以上
補 正 係 数	1.0	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.5

(2) 門数による補正

施設1箇所に設置されている門数（1門）を標準とし、その他の場合については、表-21・71の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・71 門数による補正係数

施 設 数	1門	2門	3門	4門	5門
補 正 係 数	1.0	1.3	1.5	1.7	1.9

(3) 開閉方式による補正

ワイヤーロープウインチ式を標準とし、その他の場合については、表-21・72の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・72 開閉方式による工数補正係数

施 設 数	補正係数
ワイヤーロープウインチ式	1.0
ラ ッ ク 式	0.6
油 圧 シ リ ン ダ 式	0.8

(4) 機能による補正

機能による補正は、表-21・73の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・73 機能による工数補正係数

機 能	補正係数
監 視 ・ 操 作	1.0
遠 方 監 視 の み	0.8

2-3 業務区分別工数比率

標準工数の業務内容は、表-21・74の8区分であり、業務委託内容により、工数比率で補正する。

表-21・74 業務区分別工数比率 (％)

業務区分	設計計画	基本事項	詳細事項	設計計算	設計図	材料計算	照査	概算	計
構成比	6	13	19	15	23	9	8	7	100

2-4 職種別工数比率

業務区分毎の職種別工数比率は、表-21・75による。

表-21・75 職種別工数比率 (％)

業務区分 \ 職種	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	計
設計計画	7	11	40	32	7	3	100
基本事項	4	12	26	35	19	4	100
詳細事項	1	6	16	24	39	14	100
設計計算	0	2	16	26	40	16	100
設計図	0	3	11	15	36	35	100
材料計算	0	5	11	17	33	34	100
照査	6	42	16	16	14	6	100
概算	0	7	18	31	34	10	100

3 施設側（揚排水ポンプ設備）詳細設計

3-1 標準工数

遠方監視操作制御設備（揚排水ポンプ設備）の設計工数は、表-21・76 とする。

表-21・76 遠方監視操作制御設備（揚排水ポンプ設備）

区 分	標 準 工 数
遠方監視操作制御設備（揚排水ポンプ設備）	Y=38

- (注) 1. Yは標準工数（人工／箇所）である。
 2. 工数は、補正係数及び構成比を考慮した最終値で小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。

3-2 補正係数

(1) 施設数（揚排水ポンプ設備）による補正

機場1箇所を標準とし、複数箇所を行う場合については、表-21・77 の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・77 施設数（揚排水ポンプ設備）による補正係数

施 設 数	1 箇所	2 箇所	3 箇所	4 箇所	5 箇所
補 正 係 数	1.0	1.3	1.5	1.7	1.9

(2) ポンプ台数による補正

機場1箇所に設置されているポンプ台数（2台）を標準とし、その他の場合については、表-21・78 の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・78 ポンプ台数による補正係数

台 数	1 台	2 台	3 台	4 台	5 台
補 正 係 数	0.9	1.0	1.2	1.4	1.5

(3) 機場形式による補正

陸用ポンプ（標準）を標準とし、その他の場合については、表-21・79 の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・79 機場形式による工数補正係数

施 設 数	補正係数
陸 用 ポ ン プ（標 準）	1.0
陸 用 ポ ン プ（合理化機場）	0.8
陸 用 ポ ン プ（旧式機場）	1.2
水 中 ポ ン プ	0.6

- (注) 1. 陸用ポンプ（標準）とは、管内クーラ等補機類を省略した機場をいう。
 2. 陸用ポンプ（合理化機場）とは、ガスタービンや高流速化などをした機場をいう。
 3. 陸用ポンプ（旧式機場）とは、二次冷却方式などを採用している機場をいう。
 4. 水中ポンプには、救急排水ポンプを含むものとする。

(4) 機能による補正

機能による補正は、表－21・80 の補正係数を乗ずるものとする。

表－21・80 機能による工数補正係数

機 能	補正係数
監 視 ・ 操 作	1.0
遠 方 監 視 の み	0.6

3－3 業務区分別工数比率

標準工数の業務内容は、表－21・81 の8区分であり、業務委託内容により、工数比率で補正する。

表－21・81 業務区分別工数比率 (％)

業務区分	設計計画	基本事項	詳細事項	設計計算	設 計 図	材料計算	照 査	概 算	計
構 成 比	4	15	25	10	25	11	5	5	100

3－4 職種別工数比率

業務区分毎の職種別工数比率は、表－21・82 による。

表－21・82 職種別工数比率 (％)

業務区分 \ 職種	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	計
設 計 計 画	3	18	35	35	7	2	100
基 本 事 項	1	15	23	28	25	8	100
詳 細 事 項	0	10	23	27	29	11	100
設 計 計 算	0	3	13	27	39	18	100
設 計 図	0	4	11	17	29	39	100
材 料 計 算	0	3	11	22	38	26	100
照 査	3	54	16	16	7	4	100
概 算	0	5	14	30	41	10	100

4 現 地 調 査

現地調査は、表－21・83 のとおりとし、必要に応じ計上する。

表－21・83 現地調査 (人／日)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費	
	技師 (A)	技師 (B)
現 地 調 査	1.0	1.0

5 設 計 協 議

設計協議は、表－21・84 を標準とする。

表－21・84 設計協議 (人)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費		
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)
第 1 回 打 合 せ, 成 果 品 納 入 時	1.0	1.0	—
中 間 打 合 せ	—	1.0	1.0

(注) 打合せ回数は、特記仕様書に明示するものとする。

